

科学技術庁原子力安全局核燃料規制課
核燃料物質輸送対策室
放射線安全課
運輸省運輸政策局技術安全課
警察庁生活安全局生活環境課
警備局警備課

監修

核燃料・放射性アイソトープ

放射性物質等の輸送法令集

1997年度版

日本原子力産業会議



科学技術庁原子力安全局核燃料規制課
核燃料物質輸送対策室
放射線安全課 監修
運輸省運輸政策局技術安全課
警察庁生活安全局生活環境課
警備局警備課

放射性物質等の輸送法令集

(1997年度版)

I 核燃料物質等の運搬

- 陸上輸送一工場又は事業所の内、外
- 海上輸送
- 航空輸送

II 放射性同位元素等の運搬

- 陸上輸送一工場又は事業所の内、外
- 海上輸送
- 航空輸送

III 関連法令及び定義等

- 薬事法(抄)
- 放射性医薬品製造
- 原子力基本法等

日本原子力産業会議

はじめに

わが国の原子力開発利用は、三十年余を経た今日、原子力発電をはじめ、医療、工業、農業利用等の分野に広く進展し、これらの利用分野が拡大するにつれ、核燃料及びラジオ・アイソトープ（RI）等の放射性物質等の輸送量は増加し、広域化しております。国際原子力機関（IAEA）輸送規則の国内規則への取り入れ等による、平成三年一月から施行の、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（外運搬規則）、車両運搬規則、放射線障害防止法施行規則並びに当該告示の改正及び、各省庁局長通達等の発令により、安全規制の一層の充実が図られてまいりました。

当会議では、運輸省運輸政策局技術安全課、科学技術庁原子力安全局核燃料規制課、核燃料物質輸送対策室、同局放射線安全課、警察庁生活安全局生活環境課、警備局警備課の編集協力と監修を得て、放射性物質等の輸送の安全規制に関する法律、政令、規則、告示、各省庁局長通達、内規集、技術規準等を網羅した本書の内容を逐次改訂、発行し、輸送の実務に携わる方々のみならず広く関係者の便宜に供しております。

わが国の放射性物質等の輸送に関しては、今後とも増大することが見込まれるものであり、放射性物質等の輸送が円滑かつ安全に行われる上で、本書が一助となれば幸甚であります。

平成九年一月

放射性物質等の輸送法令集

もくじ

1	核燃料物質等の運搬関係法令	一
☒	核燃料物質等の運搬に関する基本体系	三
A	陸上輸送関係法令	四
Aの一	工場又は事業所内の運搬関係	四
☒	核燃料物質等の事業所内運搬関係法令と体系	四
○	核原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	五
○	核燃料物質の加工の事業に関する規則(抄)	八
○	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(抄)	一〇
○	使用済燃料の再処理の事業に関する規則(抄)	一二
○	核燃料物質の使用等に関する規則(抄)	一四
○	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物理設の事業に関する規則(抄)	一六
○	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(抄)	一八
○	核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示	二〇
・別記(第六条関係)	事業所内運搬標識	二四
○	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(抄)	二五
○	工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示	二七
・別記(第十六条関係)	事業所内運搬標識	二九
○	実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則(抄)	三〇

○核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示	三二
・別記様式(第六条関係) 事業所内運搬標識	三三
Aの二 工場又は事業所外の運搬関係	三四
○核燃料物質等の事業所外運搬関係法令と体系	三五
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)——〔科学技術庁関係〕	三六
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(抄)	四四
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	五一
・別記様式第一(第十六条関係) 車両運搬確認申請書	六一
・別記様式第二(第十六条関係) 簡易運搬確認申請書	六九
・別記様式第三(第十七条の二関係) 容器承認申請書	七一
・別記様式第四(第十七条の四関係) 承認容器使用期間更新申請書	七三
・別記様式第五(第十七条の七関係) 取決めの締結確認申請書	七四
・別記様式第六(第二十條關係) 原子炉等規制法第六八條第四項の規定による身分証明書	七五
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示	七七
・別表第一(第二条関係)	
・別表第二(第二条関係)	
・別表第三(第二条関係)	
・別表第四(第二条関係)	
・別表第五(第二条関係)	
・別表第六(第二条関係)	
・別記第一(第二条關係) 特別形核燃料物質等に係る試験	一〇八
・別記第二(第四条關係) LSAⅢに係る浸漬試験	一〇八
・別記第三(第十一条關係) A型輸送物に係る一般の試験条件	一〇八

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件

・別記第四(第十二条関係)	B M型輸送物に係る一般の試験条件	一〇九
・別記第五(第十四条関係)	B M型輸送物に係る特別の試験条件	一一〇
・別記第六(第十六条関係)	使用済燃料を収納した核燃料輸送物に係る試験条件	一一〇
・別記第七(第十七条関係)	B U型輸送物に係る一般の試験条件	一一〇
・別記第八(第十八条関係)	B U型輸送物に係る特別の試験条件	一一〇
・別記第九(第十九条関係)	I P 1 2型輸送物に係る一般の試験条件	一一〇
・別記第十(第二十条関係)	I P 1 3型輸送物に係る一般の試験条件	一一〇
・別記第十一(第二十三条関係)	核分裂性輸送物に係る一般の試験条件	一一〇
・別記第十二(第二十五条関係)	核分裂性輸送物に係る特別の試験条件	一一一
・別記第十三(第三十一条関係)	第一類白標識	一一二
・別記第十四(第三十一条関係)	第二類黄標識	一一三
・別記第十五(第三十一条関係)	第三類黄標識	一一四
・別記第十六(第三十一条関係)	三葉マーク	一一五
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について(原子力安全局長通達).....一一六			
・別記第一	一一九
・別記第二	一二一
・別記第三	一二一
・別記第四	一二一
・別記第五	一二一
・別記第六	一二一
・別記第七	一二一
・別記第八	一二一
・別記第九	一二一
・別記第十	一二一
規則第十七条の二第一項第一号	第四号の説明書の記載事項	一二二
規則第十六条第一項第一号	第六号の説明書の記載事項	一二二

・別記第十一	輸送容器検査立会申請書	一三三
・別記第十二	容器承認書記載事項変更届	一三四
・別記第十三	承認容器廃止届	一三五
・別記第十四	承認容器登録票(記載例)	一三六
・別記第十五	核燃料輸送物設計承認申請書	一三七
・別記第十六	核燃料輸送物設計変更承認申請書	一三八
・別記第十七	核燃料輸送物設計承認更新申請書	一三九
・別記第十八	核燃料輸送物の表面における線量当量率に係る承認申請書	一四〇
・別記第十九	核燃料輸送物の表面から一メートル離れた位置における線量当量率の承認に係る申請書	一四〇
・別記第二十	IP型輸送物の基準に係る承認申請書	一四一
・別記第二十一	IP12型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書	一四二
・別記第二十二	特別措置に係る承認申請書	一四三
・別記第二十三	特別形核燃料物質等設計承認申請書	一四四
・別記第二十四	特別形核燃料物質等設計承認申請書	一四五
・別記第二十五	核燃料輸送物設計承認英文証明願	一四六
・別記第二十六	核燃料輸送物確認届	一三七
・別記第二十七	輸送容器届	一三八
・別記第二十八	輸送容器使用廃止届	一三九
・別記第二十九	核燃料輸送物設計届	一四〇
・別記第三十	核燃料輸送物設計変更届	一四一
・別記第三十一	特別形核燃料物質等設計届	一四二
・別表	輸送容器検査要領	一四三

○原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被曝線量等を定める告示（抄）……………一四五

○指定検査機関等に関する規則（抄）……………一四七

・様式第三（第二十六条関係）運搬物確認結果報告書……………一五〇

・様式第四（第二十八条関係）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十八条の二……………一五一

第二項において準用する同法第六十八条第四項の規定による身分証明書……………一五二

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、指定運搬物確認機関を指定した件……………一五三

○核燃料物質等車両運搬規則……………一六八

○核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示……………一七三

・別表（第七条、第十一条関係）……………一七四

・第一号様式（第四条、第十四条関係）第一類白標識……………一七五

・第二号様式（第四条、第十四条関係）第二類黄標識……………一七六

・第三号様式（第四条、第十四条、第十七条関係）第三類黄標識……………一七七

・第四号様式（第五条関係）三葉マーク……………一七八

・第五号様式（第六条関係）コンテナ標識……………一七九

・第六号様式（第七条、第十一条関係）国連番号用副標識……………一八〇

・第七号様式（第十条関係）車両標識……………一八一

○核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令……………一八六

・別記様式（第十八条関係）立入検査を行う職員の身分証明書……………一八七

○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則……………一八九

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員……………一九一

の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令……………一九一

○放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について……………一九一

（運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通達）……………一九一

・別添一	放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領(後半部分へ)	一六二六
・別添二	核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領	一九二
・別表第一	運搬計画書等記載事項等	二〇〇
・別表第二	指定申請書の記載事項等(略)	二〇三
・別表第三	申請書本文他	二〇四
・別表第四	車両に関する説明他	二〇四
・別表第五	申請先	二〇五
・第一号様式(確認申請書)		二〇五
・第二号様式(指定申請書)(略)		二〇六
・第三号様式(特別措置承認申請書)		二〇六
・第四号様式(積載方法承認申請書)		二〇七
○旅客自動車運送事業等運輸規則(抄)		二〇八
○道路運送車両の保安基準(抄)		二〇九
○核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令〔警察庁関係〕		二一一
・別記様式第一(第二条関係)	核燃料物質等運搬届出書	二一五
・別記様式第二(第三条関係)	核燃料物質等運搬証明書	二一八
・別記様式第三(第六条関係)	核燃料物質等運搬証明書書換え申請書	二一九
・別記様式第四(第七条関係)	核燃料物質等運搬証明書再交付申請書	二二〇
○報告徴収関係		二二一
○運搬証明書の交付手続		二二二
○運搬証明書の返納手続		二二三
○運搬証明書の書換え手続		二二三
○運搬証明書の再交付手続		二二三

○第一、運搬届出書の記載要領(警察庁生活安全局、警備局)……………二二四

・運搬届出書の記載例……………二二八

・運搬経路及び運行時刻(例)……………二二八

・核燃料物質等積載車両及び運転者(例)……………二三二

・積載車両外觀図(例)……………二三二

・携行資器材の名称及び個数……………二三五

・運搬要領(例)……………二三六

・車列編成図(例)……………三三七

・警察機関への連絡要領(例)……………三三八

・応急措置要領(例)……………三三八

・非常時の連絡体制(例)……………三三九

○第二、書換え申請書の記載要領(同)……………三四〇

○第三、再交付申請書の記載要領(同)……………三四二

表 核燃料物質等の運搬に関する事務担当者一覧表(警察庁生活安全局)……………三四三

B 海上輸送関係法令……………三四五

図 核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系……………三四五

○船舶安全法(抄)……………三四六

○危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)……………三四七

・別表第四(第三百三十条関係)手数料の額……………二八〇

・第五号様式(第九十一条の二十一関係)放射性物質等運送届……………二八一

・第六号様式(第九十一条の二十一関係)放射性物質等運送変更届……………二八二

○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示……………二八三

・別表第一(第四条関係)……………一九七

・別表第二（第四条関係）	三〇九
・別表第三（第四条関係）	三一二
・別表第四（第四条関係）	三二三
・別表第五（第四条関係）	三二四
・別表第六（第四条関係）	三二五
・別表第七（第十四条の五、第十四の六、第十七条の三、第十七条の四関係）防護特定核燃料物質	三一六
・第一号様式（第十五条、第十八条関係）第一類白標札、第二類黄標札、第三類黄標札	三一八
・第二号様式（第十六条関係）三葉マーク	三二〇
・第三号様式（第十七条関係）コンテナ標識	三二一
・第四号様式（第十七条の二関係）国連番号用副標札	三二二
・別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験	三二三
・別記第二（第十条関係）LSA-IIIに係る試験	三二三
・別記第三（第六条、第十二条の二関係）A型輸送物に係る条件	三二三
・別記第四（第七条関係）BM型輸送物に係る条件	三二四
・別記第五（第八条関係）BM型輸送物に係る条件	三二五
・別記第六（第八条の二関係）使用済燃料が収納されている放射性輸送物に係る条件	三二五
・別記第七（第十二条関係）IP-2型輸送物に係る条件	三二五
・別記第八（第十三条関係）核分裂性輸送物に係る条件	三二五
・別記第九（第十四条、第十四条の三関係）核分裂性輸送物に係る条件	三二五
・別記第十（第十四条の二関係）核分裂性輸送物に係る条件	三二五
・別記第十一（第十四条の四関係）核分裂性輸送物に係る条件	三二六
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示（抄）	三二七
・別表第十四（第十五条関係）危険物相互の隔離表	三二九

・別表第十六(第十六条関係) コンテナ相互の積載関係表	三三〇
○核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示(抄)	三三一
○危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認等について(運輸省海上技術安全局長通達)	三三三
・別記一 輸送文書書式例	三四一
・別記二 放射性輸送物設計承認申請書	三四四
・別記三 放射性輸送物設計変更承認申請書	三四五
・別記四 放射性輸送物設計承認英文証明願	三四六
・別記五 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認申請書	三四七
・別記六 放射性物質輸送容器の使用廃止届	三四八
・別記七(非承認容器使用時) 放射性輸送物安全確認申請書	三四八
・別記八(承認容器使用時) 放射性輸送物安全確認申請書	三五〇
・別記九(承認容器使用時) 放射性物質輸送容器承認票(記載例)	三五二
・別記十(非承認容器使用時) 放射性物質輸送容器設計承認票(記載例)	三五二
・別記十一 放射性輸送物運送計画書安全確認申請書	三五三
・別添 放射性輸送物運送計画書	三五三
・別記十二 被ばく管理特例申請書	三五六
・別記十三 専用運搬船に係る特別措置申請書	三五七
・別記十四 線量当量率に係る特別措置申請書	三五八
○危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について(運輸省海上技術安全局長通達)その二)	三五九
・別記一 輸送物の概要等	三六二
・別記二 核物質防護措置に関する計画書様式例	三六二
○「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について」の一部改正について(運輸省海上技術安全局長通達)その三)	三六四

・放射性物質等運送届の提出等について(海上保安庁)	三六五
・別紙一 管区海上保安本部における担当課一覧	三六六
・別紙二 運送船舶の行う連絡要領	三六七
・放射性物質等運送届の提出等について	三六八
・別添様式 放射性物質等運送指示書	三七四
・参考資料一 危険物船舶運送及び貯蔵規則第九十一条の二十一により運送届の提出を要する放射性輸送物等	三七五
・参考資料二 危険物船舶運送及び貯蔵規則第九十一条の二十一の運送形態別の適用状況表	三七六
○港則法(抄)	三八一
○港則法施行令(抄)	三八二
○港則法施行規則(抄)	三八四
○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(抄)	三八四
○核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	三八五
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	三八五
○核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する 身分を示す証明書の様式を定める省令	三八五
C 航空輸送関係法令	三八六
核燃料物質等の航空機輸送関係法令と体系	三八六
○航空法(抄)	三八七
○航空法施行規則(抄)	三八八
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示	三九一
・別表第一(第四条関係)	四一五
・別表第二(第四条関係)	四二七
・別表第三(第四条関係)	四三〇

・別表第四（第四条関係）	四三一
・別表第五（第四条関係）	四三一
・別表第六（第四条関係）	四三三
・別記第一（第四条関係）	特別形放射性物質等に係る試験	四三四
・別記第二（第六条関係）	LSA-IIIに係る浸漬試験	四三四
・別記第三（第八条関係）	A型輸送物に係る条件	四三五
・別記第四（第八条関係）	BM型輸送物に係る条件	四三五
・別記第五（第八条関係）	BM型輸送物に係る条件	四三六
・別記第六（第八条関係）	BU型輸送物に係る条件	四三六
・別記第七（第八条関係）	BU型輸送物に係る条件	四三六
・別記第八（第八条関係）	IP-2型輸送物に係る条件	四三六
・別記第九（第八条関係）	IP-3型輸送物に係る条件	四三六
・別記第十（第十条関係）	核分裂性輸送物に係る条件	四三六
・別記第十一（第十条関係）	核分裂性輸送物に係る条件	四三六
・第一号様式（第二十三条、第二十六条関係）	第一類白標識	四三八
・第二号様式（第二十三条、第二十六条関係）	第二類黄標識	四三九
・第三号様式（第二十三条、第二十六条関係）	第三類黄標識	四四〇
・第四号様式（第二十三条関係）	三葉マーク	四四一
・第五号様式（第二十三条、第二十六条関係）	コンテナ標識	四四二
・第六号様式（第二十三条、第二十六条関係）	国連番号標札	四四三
○放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について（運輸省航空局長通達―その一）		
・別表第一	四四七
・別表第二	核分裂性輸送物発送時検査要領	四四八

・別記第一	四四八
・別記第二	放射性輸送物確認申請書記載要領	四五一
・別記第三	放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領	四五三
・別記第四	輸送計画書記載要領	四五三
・様式第一	(規則第一九四条第二項関係) 放射性輸送物確認申請書	四五五
・様式第二	(告示第二十五条関係) 放射性輸送物輸送者指定申請書	四五六
・様式第三	(規則第一九四条第二項関係) 放射性輸送物輸送確認申請書	四五六
・様式第四	輸送計画書	四五七
○放射性輸送物輸送確認申請書に添付する「輸送計画書」の記載事項等について(運輸省航空局通達「その二」)	四五八
・別添一	「取扱方法を記載した書類」の記載事項	四六五
・別添二	放射性輸送物等を輸送中の事故時の措置	四六六
○放射性輸送物確認申請書に添付する「安全解析書」の記載事項等について(運輸省航空局通達「その三」)	四六九
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)	四七七
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	四七七
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の手携する身分を示す証明書の様式を定める省令	四七七
II 放射性同位元素等の運搬関係法令	四七九
放射線同位元素等の運搬に関する基本体系	四八一
放射線同位元素等の輸送に関する規制法令	四八二
A 陸上輸送関係法令	四八三
Aの一 工場又は事業所内の運搬関係	四八三
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄)	四八三
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄)	四八六

・ 様式第二十二(第四十一条関係) 放射線検査官身分証明書	四九一
・ 様式第二十三(第四十一条関係) 立入検査職員身分証明書	四九二
○ 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における 運搬に官する技術上の基準に係る細目等を定める告示	四九三
・ 別記(第六条関係) 事業所内運搬車両標識	四九六
Aの二 工場又は事業所外の運搬関係	四九七
○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄)	四九七
○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(抄)	五〇五
・ 確認を受けようとする者の納付すべき手数料の額	五〇五
○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄)	五〇六
・ 様式第十の七(第十八条の十五関係) 運搬確認申請書	五〇七
・ 様式第十の八(第十八条の十七関係) 容器承認申請書	五〇八
・ 様式第二十二(第四十一条関係) 放射線検査官身分証明書	五一九
・ 様式第二十三(第四十一条関係) 立入検査職員身分証明書	五二〇
○ 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(抄)	五二一
・ 別表第一(第七条、第十四条、第二十四条関係) 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、 一種類である場合の空气中濃度限度等	五二八
・ 別表第二(第七条及び第十四条関係) 種類が別表第一に掲げられていない場合の空气中濃度限度等	五三五
・ 別表第三(第八条関係) 自由空間中の空気吸収線量が一グレイである場合の線量当量	五三五
・ 別表第四(第三十一条関係) 自由空間中の空気吸収線量が一グレイである場合の線量当量	五三六
・ 別表第五(第三十一条関係) 自由空間中の粒子フルエンスが一平方センチメートル当り ¹² 10個である場合の線量当量	五三七
○ 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における 運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示	五三八
・ 別表第一(第三条関係)	五三八

・別表第二(第三条関係)		
・別表第三(第三条関係)		
・別表第四(第三条関係)		
・別表第五(第三条関係)		
・別表第六(第三条関係)		
・別記第一(第三条関係)	特別形放射性同位元素等に係る試験	五六六
・別記第二(第五条関係)	LSA-IIIに係る浸漬試験	五六六
・別記第三(第十一条関係)	A型輸送物に係る一般の試験条件	五六六
・別記第四(第十二条関係)	B M型輸送物に係る一般の試験条件	五六七
・別記第五(第十四条関係)	B M型輸送物に係る特別の試験条件	五六八
・別記第六(第十六条関係)	B U型輸送物に係る一般の試験条件	五六八
・別記第七(第十七条関係)	B U型輸送物に係る特別の試験条件	五六八
・別記第八(第十八条関係)	I P-1型輸送物に係る一般の試験条件	五六八
・別記第九(第十九条関係)	I P-3型輸送物に係る一般の試験条件	五六八
・別記第十(第二十四条関係)	第一類白標識	五六八
・別記第十一(第二十四条関係)	第二類黄標識	五六九
・別記第十二(第二十四条関係)	第三類黄標識	五七〇
・別記第十三(第二十四条関係)	三葉マーク	五七一
○放射性同位元素等の運搬に関する科学技術庁長官の承認等について(科学技術庁原子力安全局長通達)		五七二
・別記様式第一	容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認申請書	五七三
・別記様式第二	工場又は事業所における運搬に係る特別措置の承認申請書	五七四
・別記様式第三	放射性輸送物の表面又は表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率に係る承認申請書	五七六

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件

五四八～五六五

- ・別記様式第四 I P 1 2 型、I P 1 3 型輸送物の基準に係る承認申請書……………五七七
- ・別記様式第五 工場又は事業所の外における運搬に係る特別措置の承認申請書……………五七八
- ・別記様式第六 特別形放射性同位元素等の基準に係る承認申請書……………五七九
- ・別記様式第七 I P 1 2 型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書……………五八〇
- 指定機構確認機関等に関する規則(抄)……………五八一
- ・別記様式第三(第二十三条関係) 運搬物確認結果報告書……………五八八
- ・別記様式第六(第四十二条関係) 立入検査職員身分証明書……………五八九
- 指定運搬物確認機関を指定する件……………五九〇
- 放射性同位元素等車両運搬規則……………五九一
- 放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示……………六〇五
- ・別表(第七条、第十一条関係)……………六一一
- ・第一号様式(第四条、第十四条関係) 第一類白標識……………六一二
- ・第二号様式(第四条、第十四条関係) 第二類黄標識……………六一三
- ・第三号様式(第四条、第十四条、第十六条関係) 第三類黄標識……………六一四
- ・第四号様式(第五条関係) 三葉マーク……………六一五
- ・第五号様式(第六条関係) コンテナ標識……………六一六
- ・第六号様式(第七条、第十一条関係) 国連番号用副標識……………六一七
- ・第七号様式(第十条関係) 車両標識……………六一八
- 放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令……………六一九
- ・別記様式(第十八条関係) 立入検査を行う職員の身分証明書……………六二四
- 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について
(運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通達)……………六二五
- ・別添一 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領……………六二六

・別表第一	運搬計画書等記載事項等	六三一
・別表第二	申請書本文・積載方法等	六三四
・別表第三	車両に関する説明・承認容器等	六三五
・別表第四	申請先	六三五
・第一号様式	放射性輸送物運搬確認申請書	六三六
・第二号様式	特別措置運搬承認申請書	六三六
・第三号様式	積載方法承認申請書	六三七
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則		六三八
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により 立入検査を行う職員の手当する身分を示す証明書の様式を定める省令		六四〇
○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令〔警察庁関係〕		六四一
・別記様式第一（第一条関係）	公安委員会宛放射性同位元素等運搬届出書	六四四
・別記様式第二（第二条関係）	公安委員会宛放射性同位元素等運搬変更届出書	六四五
・別記様式第三（第三条関係）	放射性同位元素等運搬指示書	六四五
表	放射性同位元素等の運搬に関する法令の概要（警察庁保安部公害課）	六四六
○ 運搬届出関係（法第十八条の二、府令第二、第三、第四条）（警察庁関係）		六四七
○ 報告徴収関係（法第四十二条、府令第六条）（警察庁関係）		六四七
○ 事故発生時等の措置関係（法第三十二、第三十三条第二項）（警察庁関係）		六四七
・別記様式第一（第一条関係）	放射性同位元素等運搬届出書の記載例（公安委員会）	六四八
・別記様式第二（第三条関係）	放射性同位元素等運搬指示書例（公安委員会）	六四九
B		
海上輸送関係法令		六五〇
○ 放射性同位元素等の船舶運送関係法令と体系		六五〇
○ 船舶安全法（抄）		六五一

○危険物船舶運送規則(抄).....	六五二
○危険物船舶運送告示.....	六五一
○運輸省海上技術安全局長通達.....	六五一
○海上保安庁行政指導文書(その一).....	六五一
○海上保安庁行政指導文書(その二).....	六五一
○港則法(抄).....	六五一
○港則法施行規則(抄).....	六五一
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄).....	六五一
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄).....	六五一
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則(抄).....	六五一
○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令(抄).....	六五一
C 航空輸送関係法令.....	六五二
図 放射性同位元素等の航空機輸送関係法令と体系.....	六五二
○航空法(抄).....	六五三
○航空法施行規則(抄).....	六五三
○放射性物質等航空輸送告示.....	六五三
○運輸省航空局長通達.....	六五三
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄).....	六五三
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄).....	六五三
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則(抄).....	六五三
○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令.....	六五三
III 関連法令及び定義等.....	六五七
○薬事法(抄).....	六五七

○放射性医薬品の製造及び取扱規則 (抄)	六五八
○郵便法 (抄)	六六〇
○昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号 (郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性、その他の危険性のある物) (抄)	六六一
○放射性物質を包有する書状をあてることができる国等	六六二
○原子力基本法 (抄)	六六四
○核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令 (抄)	六六六
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)	六六七
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (抄)	六六八
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令 (抄)	六六九
○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件 (抄)	六七一

I

核燃料物質等の運搬関係法令

図 核燃料物質等の運搬に関する基本体系

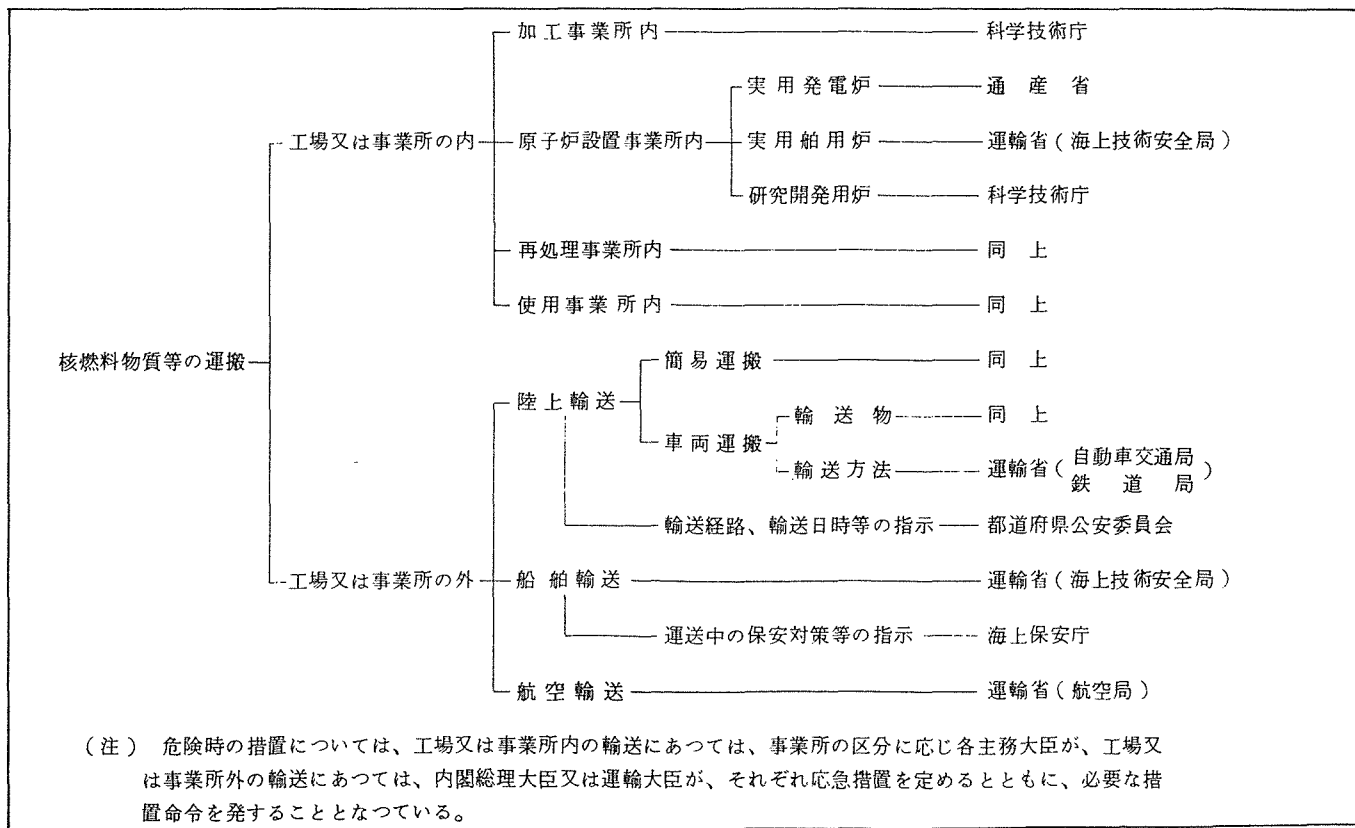
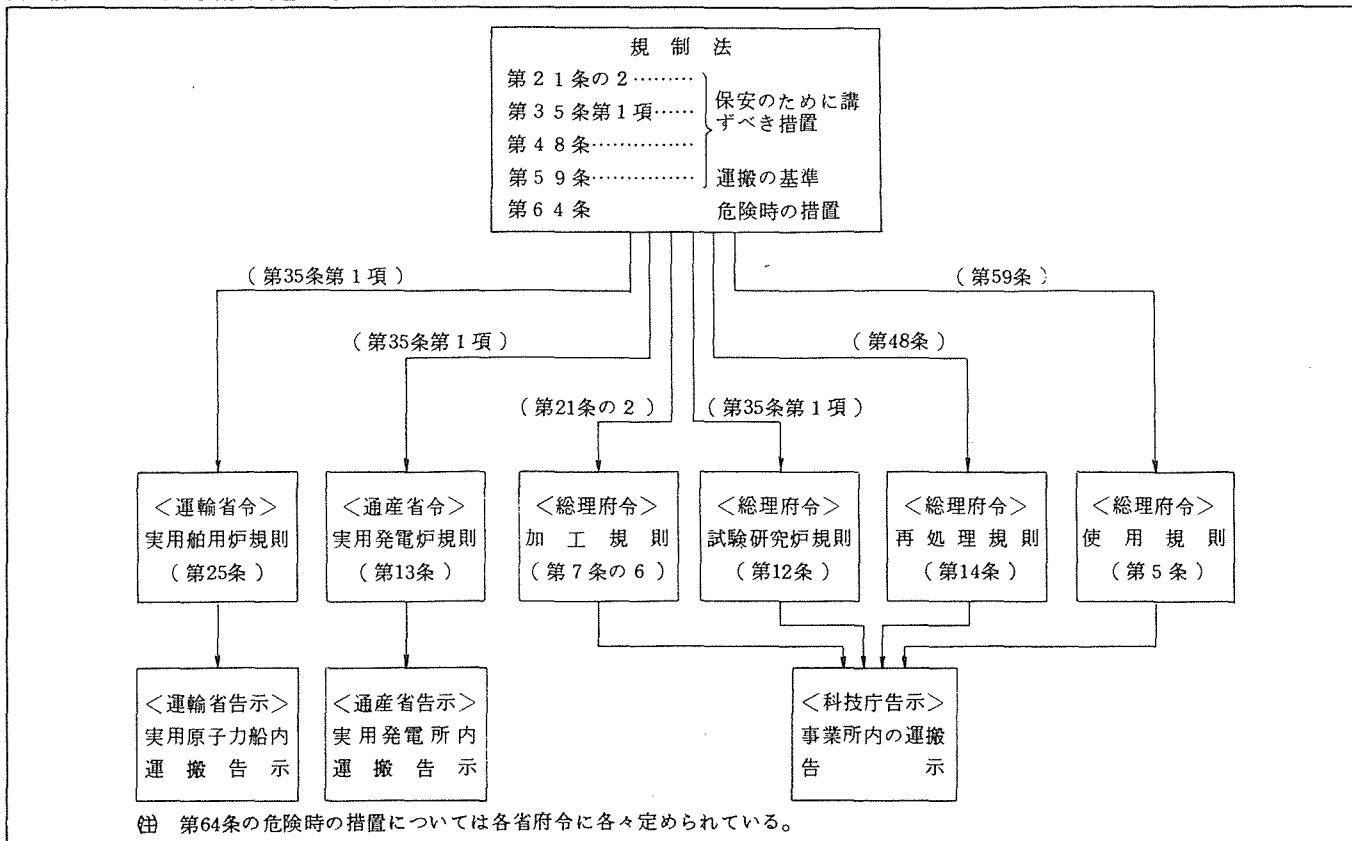


図 核燃料物質等の事業所内運搬関係法令と体系



○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（昭和三十二年六月十日）
（法律第百六十六号）

最終改正 平成八年六月十四日法律第八十号

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物質の使用に関する必要な規制を行うことを目的とする。

（保安のために講ずべき措置）

第二十一条の二 加工事業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならぬ。

- 一 加工施設の保全
- 二 加工設備の操作

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（加工施設を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。次条において同じ。）、貯蔵又は廃棄

（施設の使用の停止等）

第二十一条の三 内閣総理大臣は、加工施設の保全若しくは加工設備の操作又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

（一）加工規則第七条の六

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第三十五条 原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、次の事項について、主務省令（外国原子力船運航者にあつては、運輸省令）第三項において同じ。）で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 原子炉施設の保全
- 二 原子炉の運転
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次項及び第三項において同じ。）において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項にお

いて同じ。）

2（略）

（施設の使用の停止等）

第三十六条 主務大臣（外国原子力船運航者については、運輸大臣第三項において同じ。）は、原子炉施設の性能が第二十九条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は原子炉施設の保全、原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2（略）

(1) 実用発電用炉規則第十三条

実用船用炉規則第二十五条

試験研究用炉規則第十二条

(2) 実用船用炉規則第二十五条

（保安及び特定核燃料物質の防護のために構すべき措置）

第四十八条 再処理事業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 再処理施設の保全

二 再処理設備の操作

三 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の運搬（再処理施設を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。次条において同じ。）、貯蔵又は廃棄

2（略）

（施設の使用の停止等）

第四十九条 内閣総理大臣は、再処理施設の性能が第四十六条の二の第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは使用済燃料、使用済燃料から分離された物若しくはこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理後の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2（略）

(1) 再処理規則第十四条

（運搬の基準）

第五十九条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。）について、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 使用規則第五条

第七十九条 次の各号の一に該当する物は、三十万円以下の罰金に

処する。

十一 第五十八條の二（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者

十二 第五十九條の二第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けず、又は第五十九條の二第五項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

○核燃料物質の加工の事業に関する規則（抄）

〔昭和四十一年七月十九日
総理府令第三十七号〕

最終改正 平成二年一月二八日総理府令第五六号
（工場又は事業所内の運搬）

第七条の六 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度⁽¹⁾を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める障害防止のための措置⁽²⁾を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置⁽³⁾を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ長官の定める線量当量率⁽⁴⁾を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七条の二第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる

とともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のための車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認¹⁷⁾を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が長官の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 加工事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要

核燃料物質の加工の事業に関する規則（抄）

な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を加工施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

- | | |
|-----|----------------------|
| (1) | 核燃料物質等事業所内運搬告示第二条第一項 |
| (2) | 同 第二条第二項 |
| (3) | 同 第三条 |
| (4) | 同 第四条 |
| (5) | 同 第五条 |
| (6) | 同 第六条 |
| (7) | 同 第七条 |
| (8) | 同 第八条 |

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、 運転等に関する規則（抄）

〔昭和三十二年十二月九日〕
〔総理府令第八十三号〕

最終改正 平成二年一月二八日総理府令第五六号

（適用範囲）

第一条 この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に
関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）
第二十三条第一項第三号及び第四号に掲げる原子炉について適用
する。

（略）

（工場又は事業所内の運搬）

第十二条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉
施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第
十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物
質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質
が臨界に達するおそれがないように行うこと。
二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官

の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質
の飛散又は漏えい防止その他の長官の定める障害防止のため
の措置²⁾を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器
に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を
受けた障害防止のための措置³⁾を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上
となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想
される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が
生ずるおそれがないものであること。

四

核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により
同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容
器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質に
よつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）
及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を
運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」とい
う。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量
率がそれぞれ長官の定める線量当量率を超えないようにし、か
つ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七条第一号への表面
密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転

倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。⁽⁵⁾

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに關し相當の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。⁽⁶⁾

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認⁽⁷⁾を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が長官の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。⁽⁸⁾

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（抄）

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に關し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則（昭和五十三年總理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を原子炉施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

○使用済燃料の再処理の事業に関する規則（抄）

〔昭和四十六年三月二十七日〕
総理府令 第十号

最終改正 平成二年一月二八日総理府令第五六号
（工場又は事業所内の運搬）

第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める障害防止のための措置⁽²⁾を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置⁽³⁾を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により

同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ長官の定める線量当量率⁽⁴⁾を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号への表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる

とともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識⁽⁶⁾を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認⁽⁷⁾を受けた措置を講ずることができ、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が長官の定める線量当量率⁽⁸⁾を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 再処理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十

九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

○核燃料物質の使用等に関する規則（抄）

〔昭和三十二年十二月九日
総理府令第八十四号〕

最終改正 平成二年一月二八日総理府令第五六号

（工場又は事業所内の運搬の技術上の基準）

第五条 法第五十九条（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運搬の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上

となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四

核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ長官の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第三条第四号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車

両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ⁽⁶⁾）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。

十一 放射線業務従事者の線量当量がそれぞれ第三条第六号イの線量当量限度を超えないようにすること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認を受けた措置⁽⁷⁾を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が長官の定める線量当量率⁽⁸⁾を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規程は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準（以下

核燃料物質の使用等に関する規則（抄）

下この項において「事業所外運搬基準」という。）に従つて保安のために必要な措置を講じて運搬する場合の法第五十九条（法第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の運搬の技術上の基準は、第一項の規定にかかわらず、事業所外運搬基準とする。

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則（抄）

〔昭和六十三年一月十三日
総理府令第一号〕

最終改正 平成二年一月二十八日総理府令第五六号

（事業所内の運搬）

第十八条 法第五十一条の十六第一項の規定により、廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める障害防止のための措置⁽²⁾を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置⁽³⁾を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上

となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械及び器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率⁽⁴⁾がそれぞれ長官の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第十四条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車

両を伴走させること。

八 核燃料物質等の取扱いに關し相當の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもの）のうち、非開放型の構造のものをいう。以上同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ⁽⁶⁾及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第二号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が長官の定める線量当量率⁽⁸⁾を超えるときはこの限りでない。

3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に關し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則（昭和五十三年總理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当

該核燃料物質等を廃棄物埋設施設を設置した事業所内において運搬することができる。

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に關する規則（抄）

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（抄）

〔昭和六十三年十一月七日〕
〔総理府令第四十七号〕

最終改正 平成二年一月二十八日総理府令第五六号

（事業所内の運搬）

第三十二条 法第五十一条の十六第二項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める障害防止のための措置⁽²⁾を講じたものを運搬する場合
 - ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置⁽³⁾を講じて運搬する場合
- 二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上
- 三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ長官の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十七条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
- 四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
- 五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。
- 六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
- 七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車

となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

三 核燃料物質等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ長官の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十七条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

五 核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車

両を伴走させること。

八 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ⁽⁶⁾）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第二号及び第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が長官の定める線量当量率⁽⁸⁾を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 廃棄物管理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当

該核燃料物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所内において運搬することができる。

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（抄）

○核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日〕
科学技術庁告示第十号

最終改正 平成二年一月二八日科学技術庁告示第四号

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の六、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十三号）第十二条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第十四条及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十四号）第五条の規定に基づき、並びにこれらの規則を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示を次のように定め、昭和五十四年一月四日から適用する。

核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十二年科学技術庁告示第九号）は、廃止する。

核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質の加工の事

業に関する規則（以下「加工規則」という。）第七条の六、試験

研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験研究炉規則」という。）第十二条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第十四条、核燃料物質又は、核燃料物質によって汚染された物の廃棄物施設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号。以下「廃棄物埋設規則」という。）第十八条、核燃料又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号。以下「廃棄物管理規則」という。）第三十二条及び核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）第五条において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条 加工規則第七条の六第一項第二号イ、試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの長官の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十一号）第二条第一号に定める A_2 値の一万分の一とする。

2 加工規則第七条の六第一項第二号イ、試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、廃棄物処

理規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの長官の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。

二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 加工規則第七条の六第一項第二号ロ、試験研究炉規則第十二条第一項第二号ロ、再処理規則第十四条第一項第二号ロ、廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号ロ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号ロ及び使用規則第五条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運搬する核燃料物質によつて汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三 運搬する日時及び経路

四 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 加工規則第七条の六第一項第四号、試験研究炉規則第十二条第一項第四号、再処理規則第十四条第一項第四号、廃棄物埋設規則第十八条第一項第三号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第三号、使用規則第五条第一項第四号及び試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令(昭和六十二年総理府令第十一号)第十五条第六号の長官の定める線量当量率は、次のとおりとする。

一 運搬物(試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令第十五条第六号に規定する容器を含む。次号において同じ。)の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

二 運搬物の表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

三 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面)における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

四 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

六 コンテナの表面から一メートルの距離における線量当量率に

二二

核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

一一一

つては、百マイクロシーベルト毎時

(危険物)

第五条 加工規則第七条の六第一項第六号、試験研究炉規則第十二条第一項第六号、再処理規則第十四条第一項第六号、廃棄物埋設規則第十八条第一項第五号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第五号及び使用規則第五條第一項第六号の長官の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

(標識)

第六条 加工規則第七条の六第一項第十号、試験研究炉規則第十二条第一項第十号、再処理規則第十四条第一項第十号、廃棄物埋設規則第十八条第一項第九号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第九号及び使用規則第五條第一項第十号の長官の定める標識は、別に掲げる標識とする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条 加工規則第七条の六第二項、試験研究炉規則第十二条第二項、再処理規則第十四条第二項、廃棄物埋設規則第十八条第二項、廃棄物管理規則第三十二条第二項及び使用規則第五條第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人であつては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
- 三 運搬物の表面及び一メートルの距離における線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に使用する容器の種類及び仕様
- 六 運搬に使用する運搬機器の仕様
- 七 運搬の日時及び経路
- 八 運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置
- 九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置
- 十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う障害防止のために講ずる措置

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 加工規則第七条の六第二項ただし書、試験研究炉規則第十二条第二項ただし書、再処理規則第十四条第二項ただし書、廃棄物埋設規則第十八条第二項ただし書、廃棄物管理規則第三十二条第二項ただし書及び使用規則第五條第二項ただし書の長官の定め

る線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

(線量当量率等の算定)

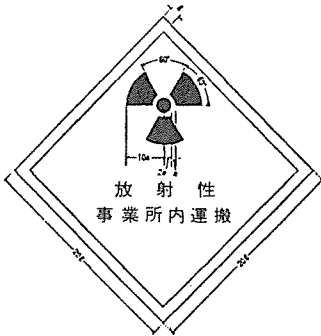
第九条 第四条、第七条及び第八条の線量当量率は一センチメートル線量当量率とし、第六条の二の実効線量当量は一センチメートル線量当量とする。ただし、科学技術庁長官が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の実効線量当量の算定に当たつては、診療を受けるための被ばくを除くものとする。

別記（第6条関係）

核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

- 注 1 l は、0.5センチメートル以上とする。
 2 n は、0.2センチメートル以上とする。
 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。
 4 色彩は、次表によること。



部	分	色彩
三	地	白
葉	マ	黒
マ	ー	黒
ク	字	白
文	の	黒
ふ	ち	白
の	部	黒
分	の	
ふ	ち	
の	内	
側	の	
線		

- 5 「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視
区域内運搬」の文字で代えることができる。

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

〔昭和五十三年十二月二十八日〕
通商産業省令第七十七号

最終改正 平成元年五月一九日通商産業省令第二六号

（工場又は事業所において行われる運搬）

第十三条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が通商産業大臣の定める限度を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他通商産業大臣の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを通商産業大

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

臣の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合
三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量がそれぞれ通商産業大臣の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第八条第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に通商産業大臣の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。

八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもの）のうち、非開放型の構造のもの）をいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に通商産業大臣の定める標識⁽⁶⁾を取り付けること。

十一 従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第九条第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、通商産業大臣の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における放射線量率がそれぞれ通商産業大臣の定める放射線量率⁽⁸⁾を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四号まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九号までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

- | | |
|-----|------------------|
| (1) | 実用発電所内運搬告示第二条第一項 |
| (2) | 同 第二条第二項 |
| (3) | 同 第三条 |
| (4) | 同 第四条 |
| (5) | 同 第五条 |
| (6) | 同 第六条 |
| (7) | 同 第七条 |
| (8) | 同 第八条 |

○工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に 関する措置に係る技術的細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日〕
〔通商産業省告示第六百六十六号〕

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十三条の規定に基づき、及び同規定を実施するため、工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示を次のように制定する。

工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第十三条において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条 規則第十三条第一項第二号イの通商産業大臣の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十三年十二月科学技術庁告示第十一号）第二条第一号に定めるA₂値の一万分の一とする。

工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

2 規則第十三条第一項第二号イの通商産業大臣の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 コンクリートその他の固型化材料によつて固型化すること等により、放射性物質の飛散又は漏えいを防止すること。

二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

第三条 規則第十三条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運搬する核燃料物質によつて汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三 運搬の日時及び経路

四 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置
（運搬物及び運搬機器に係る放射線量率）

第四条 規則第十三条第一項第四号の通商産業大臣の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一 運搬物の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

二 運搬物の表面から一メートルの距離における線量当量率につ

いては、百マイクロシーベルト

三 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の下面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

四 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト

五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

六 コンテナの表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト

（危険物）

第五条 規則第十三条第一項第六号の通商産業大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のも
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五 前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬

を損なうおそれのあるもの

（標識）

第六条 規則第十三条第一項第十号の通商産業大臣の定める標識は、別記のものとする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条 規則第十三条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三 運搬物の表面及び一メートルの距離における線量当量率

四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五 運搬に使用する容器の種類及び仕様

六 運搬に使用する運搬機器の仕様

七 運搬の日時及び経路

八 運搬に従事する者の被ばく管理のために講ずる措置

九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置

十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う障害防止のために講ずる措置

（特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率）

第八条 規則第十三条第二項の通商産業大臣の定める線量当量率は、次のとおりとする。

一 運搬物の表面における線量当量率については、十ミリシーベルト毎時

二 運搬物の表面から二メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト

(線量当量率の算定)

第九條 第四條、第七條及び第八條の線量当量率は一センチメートル線量当量率とする。ただし、通商産業大臣が認めた場合はこの限りでない。

附則

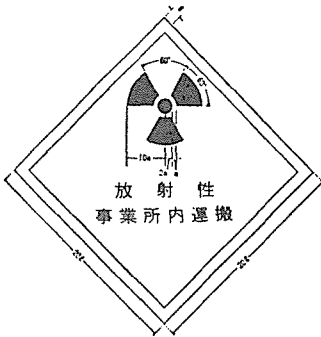
この告示は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)の施行の日から施行する。

附則

この改正は、平成元年四月一日から適用する。

別記(第6条関係)

- 注 1 lは、2ミリメートル以上とする。
- 2 nは、0.5センチメートル以上とする。
- 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。
- 4 色彩は、次表によること。



部 分	色 彩
三 葉 文 字 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
ふ ち の 外 側 の 線	白

- 5 「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視 区域内運搬」の文字で代えることができる。

○実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

昭和五十三年十二月二十八日
運輸省令第七十号

最終改正 平成二年十一月九日

（原子力船等内の運搬）

第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が運輸大臣の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の運輸大臣の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器

に封入して運搬することが著しく困難なものを運輸大臣の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ運輸大臣の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に運輸大臣の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する

車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のための車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ）（運搬中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ⁽⁶⁾及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に運輸大臣の定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、運輸大臣の承認を受けた措置⁽⁷⁾を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における線量当量率がそれぞれ運輸大臣の定める線量当量率⁽⁸⁾を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域において行われる運搬については、適用しない。

4 原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に対し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年

総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、原子力船等において、当該核燃料物質等の運搬を行うことができる。

- | | | |
|-------|-------------------|--------|
| (1) | 実用原子力船内運搬告示第二条第一項 | 第一条第二項 |
| (2) | 同 | 第三条 |
| (3) | 同 | 第四条 |
| (4) | 同 | 第五条 |
| (5) | 同 | 第六条 |
| (6) | 同 | 第六条の二 |
| (6)の2 | 同 | 第七条 |
| (7) | 同 | 第八条 |
| (8) | 同 | |

○核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日〕
〔運輸省告示第六百七十七号〕

実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二十五条の規定に基づき、及びこれを実施するため、核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示を次のように定め、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から適用する。

核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条 規則第二十五条第一項第二号イの運輸大臣の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十三年

科学技術庁告示第十一号）第二条第一号に定めるA₂値の一万分の一とする。

2 規則第二十五条第一項第二号イの運輸大臣の定める放射線障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。

二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

第三条 規則第二十五条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運搬する核燃料物質によつて汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三 運搬する日時及び経路

四 運搬に当たつて講ずる放射線障害防止のための措置

（運搬物及び運搬機器に係る線量当量率）

第四条 規則第二十五条第一項第四号の運輸大臣の定める線量当量率は、次のとおりとする。

一 運搬物の表面における線量当量率については、二ミリシーベ

ルト毎時

二 運搬物の表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

三 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

四 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

六 コンテナの表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

（危険物）

第五条 規則第二十五条第一項第六号の運輸大臣の定める危険物は、

次の各号に掲げるものとする。

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体

積比で十パーセントを超えるもの

五 前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

（標識）

第六条 規則第二十五条第一項第十号の運輸大臣の定める標識の様式は、別記様式に定めるところによらなければならない。

（運搬に従事する者に係る線量当量限度）

第六条の二 規則第二十五条第一項第十一号の運輸大臣の定める線量当量限度は、実効線量当量について四月一日を始期とする一年間につき十五ミリシーベルトとする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条 規則第二十五条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三 運搬物の表面並びに表面から一メートルの距離及び二メートルの距離における線量当量率

四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五 運搬に使用する容器の種類及び仕様

六 運搬に使用する運搬機器の仕様

七 運搬の日時及び経路

八 運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置

核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置

十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置

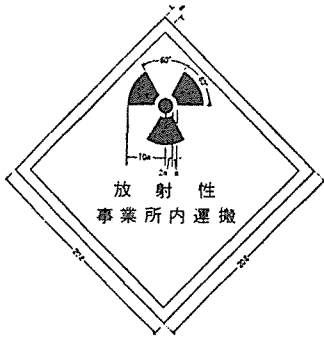
(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 規則第二十五条第二項ただし書の運輸大臣の定める線量当量率は、次のとおりとする。

一 運搬物の表面における線量当量率については、十ミリシーベルト毎時

二 運搬物の表面から二メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

別記様式（第6条関係）



注 1 l は、0.5センチメートル以上とする。

2 n は、0.2センチメートル以上とする。

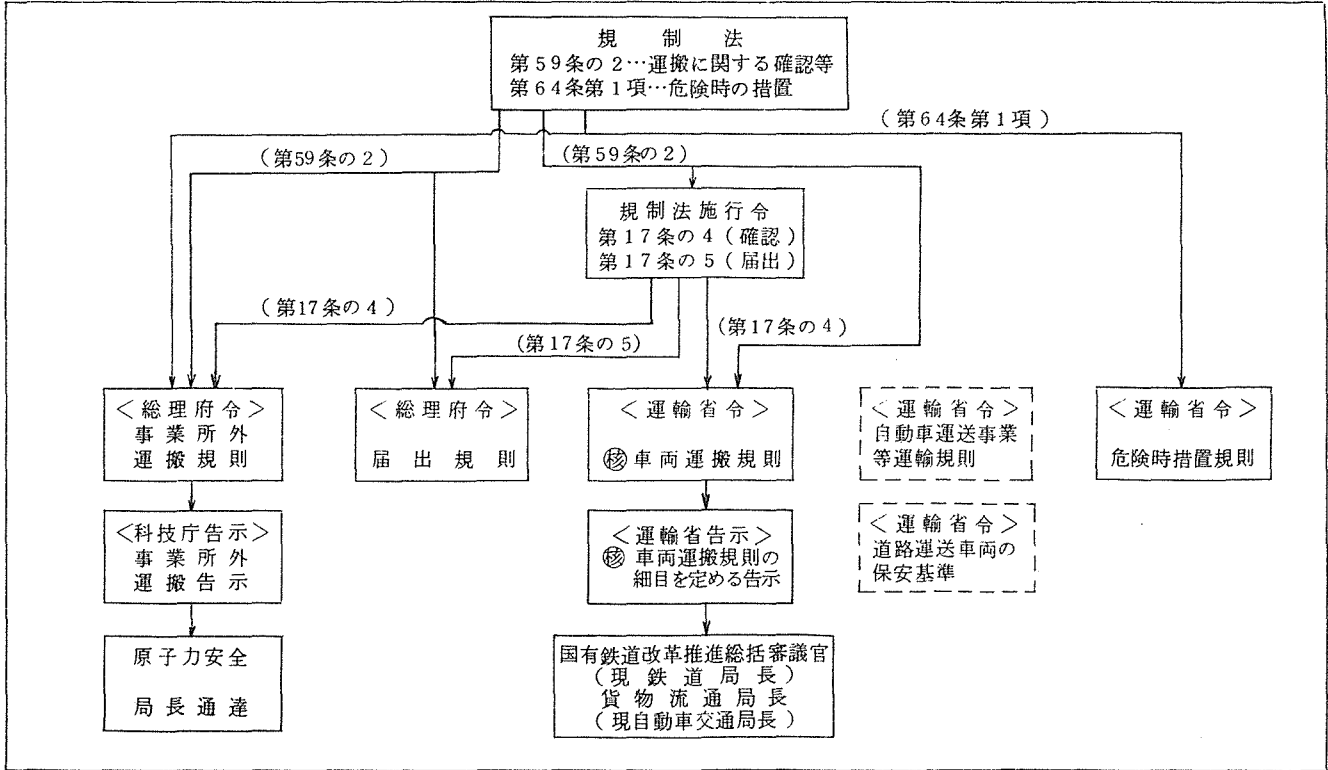
3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。

4 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
三 葉 マ	白
文 ち の 部 分	黒
ふ ち の 内 側 の 線	白
	黒

5 「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字でかえることができる。

図 核燃料物質等の事業所外運搬関係法令と体系



○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日〕
〔法律第百六十六号〕

最終改正 平成八年六月十四日法律第八十号

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物質の使用に關して必要な規制を行うことを目的とする。

（運搬に関する確認等）

第五十九条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下この条において「使用者等」という。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬

する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣又は運輸大臣の確認を受けなければならない。

3 使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けることができる。この場合において、「承認容器」という。）については、第六十一条の四十二において「承認容器」という。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、内閣総理大臣又は運輸大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他総理府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

8 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、使用者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

9 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、使用者等は、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

10 運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、使用者等はその事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。

11 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される核燃料物質又は

核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び当該核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらの物を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、総理府令で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又はこれらの物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護するため、第五項、第六項及び第八項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

12 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十九条の三 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者（以下この条において「使用者等」という。）は、特定核燃料物質が当該使用者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の総理府令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で

取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、使用者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

（指定運搬物確認機関の指定等）

第六十一条の四十二 内閣総理大臣は、総理府令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定運搬物確認機関」という。）に、承認容器による運搬物に係る第五十九条の第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限る。以下「承認容器による運搬物に係る確認」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、総理府令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第六十一条の二十五第二項及び第六十一条の二十六から第六十一条の四十までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「検査」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、「第六十一条の二十四」とあるのは「第六十一条の四十二第二項」と、「主務省令」とあるのは「総理府令」と、「検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、第六十一条の二十五第二項中「前条」とあるのは「第六十一条の四十二第二項」と読み替えるものとする。

（指定運搬方法確認機関の指定等）

第六十一条の四十三 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定運搬方法確認機関」という。）に、第五十九条の第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて運輸省令で定めるもの（以下「運搬方法確認」という。）を行わせることができる。

2 前項の指定は、運輸省令で定めるところにより、運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第六十一条の二十五第二項及び第六十一条の二十六から第六十一条の四十までの規定は、指定運搬方法確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「検査」とあるのは「運搬方法確認」と、「第六十一条の二十四」とあるのは「第六十一条の四十三第一項」と、「主務省令」とあるのは「運輸省令」と、「検査員」とあるのは「運搬方法確認員」と、第六十一条の二十五第二項中「前条」とあるのは「第六十一条の四十三第一項」と読み替えるものとする。

（事故届）

第六十三条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（第六十六条第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。）並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃

料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならぬ。

(危険時の措置)

第六十四条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（以下この条において「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に關し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理事業者、廃棄物管理施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又

は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 製錬事業者 内閣総理大臣及び通商産業大臣（第五十八条の二に規定する廃棄（以下「事業所外廃棄」という。）に係る場合にあつては内閣総理大臣、第五十九条の二第一項に規定する運搬及び船舶又は航空機による運搬（以下「事業所外運搬」という。）に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

二 加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者並びに事業者等から核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の保管又は運搬を委託された者 内閣総理大臣（事業所外運搬に係る場合にあつては、内閣総理大臣又は運輸大臣）

三 原子炉設置者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

四 外国原子力船運航者 運輸大臣（事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

（指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置）

第六十六条 第十条若しくは第四十六条の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、第二十条、第三十条、第五十一条の十四、第五十六条若しくは第六十一条の六の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者、外国

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

原子力船運航者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物質使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしなければならぬ者（核原料物質使用者及び核原料物質使用者に係る前条第四項の者を除く。）は、主務省令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄し、又は国際規制物質（核燃料物質を除く。）を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2 第五十七条第一項、第五十八条及び第五十八条の二の規定は前項に規定する者が核燃料物質を保管し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合について、第五十七条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者が特定核燃料物質を取り扱う場合について、第五十九条及び第五十九条の二の規定は同項に規定する者及びこれらの者から運搬を委託された者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合について、第五十九条の三の規定は同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合について、第六十条第一項の規定は前項に規定する者から保管を委託された者が核燃料物質を保管する場合について、同条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者から保管を委託された者が特定核燃料物質を保管する場合について準用する。

（報告徴収）

第六十七条 内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県

公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物質を使用している者に対し、第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、第六十一条の二の第二項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに核原料物質使用者及び国際規制物質を使用している者については、内閣総理大臣とし、第五十九条の二第五項に規定する届出をした者については、都道府県公安委員会とする。）に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関、指定廃棄確認機関、指定運搬物確認機関又は指定運搬方法確認機関（以下「指定検査機関等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

- 一 第六十一条の二十四第一号及び第四号から第七号までに掲げる検査に係る指定検査機関、指定廃棄確認機関並びに指定運搬物確認機関 内閣総理大臣
- 二 第六十一条の二十四第二号に掲げる検査に係る指定検査機関 通商産業大臣
- 三 第六十一条の二十四第三号に掲げる検査に係る指定検査機関

及び指定運搬方法確認機関 運輸大臣

(立入検査等)

第六十八条 内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（第六十一条の二の二第二項第二号に該当する場合における製鍊事業者並びに核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者及び同条第五項に規定する者については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律（通商産業大臣にあつては実用発電用原子炉及びその附属施設に係る第九條核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

二十八条の二第一項の規定、運輸大臣にあつては実用船用原子炉及びその附属施設に係る同項の規定）の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五条の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 (略)

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号の一に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

六 第五十一条の六、第五十八条の二（第六十一条の二の二第二項から第五項まで及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする者

九 第五十九条の二第五項（第六十六条第二項において準用する

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

場合を含む。）の運搬証明書の交付を受けようとする者

十 第五十九条の二第九項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の書換えを受けようとする者

十一 第五十九条の二第十項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の再交付を受けようとする者

2 前項の手数料は、指定検査機関が行う検査を受けようとする者の納めるものについては当該指定検査機関の、指定廃棄確認機関が行う廃棄確認を受けようとする者の納めるものについては当該指定廃棄確認機関の、指定運搬物確認機関が行う承認容器による運搬物に係る確認を受けようとする者の納めるものについては当該指定運搬物確認機関の、指定運搬方法確認機関が行う運搬方法確認を受けようとする者の納めるものについては当該指定運搬方法確認機関の、第五十九条の二第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の交付を受けようとする者、第五十九条の二第九項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の書換えを受けようとする者又は第五十九条の二第十項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の再交付を受けようとする者の納めるものについては当該都道府県の、その他のものについては国庫の収入とする。

（国に対する適用）

第七十六条 この法律の規定は、前条の規定（指定検査機関が行う検査又は指定廃棄確認機関、指定運搬物確認機関若しくは指定運

搬方法確認機関が行う確認に係るものを除く。）及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第七十六条の二 特定核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第七十六条の三 特定核燃料物質を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、三年以下の懲役に処する。

2 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、前項と同様とする。

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二第二項（第六十一条の二の二第二項において準用する場合を含む。）第十一条の三第二項、第二十一条の三第一項若しくは第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十一条の十七第一項（第六十一条の二の二第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第五十七条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項（第六十六条第二項に

において準山する場合を含む。)、第五十九条の二第四項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)、又は第六十条第三項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者

十二 第五十九条の二第二項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。))の規定による確認を受けず、又は第五十九条の二第五項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

十三 第五十九条の二第八項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

第八十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一の二 第五十九条の二第十一項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。))の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は第五十九条の二第十一項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。))の規定による命令に従わなかつた者

第八十条の三 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条の三十六(第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

する場合を含む。))の許可を受けないで検査の業務、廃棄確認の業務、承認容器による運搬物に係る確認の業務又は運搬方法確認の業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の三十八第一項(第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第六十一条の三十八第二項(第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第六十七条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十八条の二の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（抄）

（昭和三十二年十一月二十一日）
政令第三百二十四号
最終改正 平成八年七月十日政令第二百十五号

（特定核燃料物質）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。

- 一 プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。次条第一号及び第十七条の四の表第二号において同じ。）及びその化合物
- 二 ウラン二三三及びその化合物
- 三 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物
- 四 前三号の物質の一又は二以上を含む物質
- 五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物
- 六 前号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

（防護対象特定核燃料物質）

第一条の二 この政令において「防護対象特定核燃料物質」とは、

次のいずれかに該当する特定核燃料物質をいう。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超えるもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超えるもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超えるもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超える百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超えるもの

二 照射された前号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固化化した物（次号において「ガラス固化体」と

いう。)に含まれる照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率(次号及び第十七条の四の表第二号において単に「吸収線量率」という。)が一グレイ毎時を超えるものを除く。)

三 照射された次に掲げる物質であつて、照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの(ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものを除く。)

イ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超える百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

(運搬に係る特定核燃料物質の防護のための措置が必要な特定核燃

料物質)

第十七条の三 法第五十九条の第二項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。

(運搬に関する確認を要する場合)

第十七条の四 法第五十九条の第二項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げるもののいずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合とする。

<p>一 法第五十九条の第二項の規定により保安のための措置が必要な場合</p>	<p>イ 放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、総理府令(運輸大臣の確認を要する場合にあつては、運輸省令。ロにおいて同じ。)で定めるもの</p> <p>ロ 臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であつて、総理府令で定めるもの</p>
<p>二 法第五十九条の第二項の規定により保安及</p>	<p>イ 照射されていない次に掲げる物質</p> <p>(1) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物</p>

<p>び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合</p>	<p>質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの</p> <p>(2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの</p> <p>(3) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの</p> <p>□ 照射されたイに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの</p>
--------------------------------	---

（都道府県公安委員会への届出を要する場合）

第十七条の五 法第五十九条の第二第五項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げるもののいずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合とする。

<p>一 法第五十九条</p>	<p>イ 放射線障害防止のための措置が特に必</p>
-----------------	----------------------------

<p>の第二第一項の規定により保安のための措置が必要な場合</p>	<p>要な核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染されたものであつて、総理府令で定めるもの。</p> <p>□ 臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であつて、総理府令で定めるもの</p>
<p>二 法第五十九条の第二第一項の規定により保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合</p>	<p>防護対象特定核燃料物質</p>

（特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結等が必要な場合）

第十七条の六 法第五十九条の第三第一項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する特定核燃料物質が運搬される場合とする。

一 防護対象特定核燃料物質

二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであつて、ウランの量が五百キログラムを超えるも

の（照射されていないものに限る。）

（報告）

第二十二條 法第六十七條の規定により内閣総理大臣及び通商産業大臣が製錬事業者に対し報告をさせることができる事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 核燃料物質の在庫及びその増減の状況
- 二 放射線管理の状況
- 三 製錬施設に関し人の障害が発生した事故（人の障害が発生するおそれのある事故を含む。以下この条において同じ。）の状況
- 四 製錬施設の故障（生産に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況

2 法第六十七條の規定により内閣総理大臣が製錬事業者等に対し報告をさせることができる事項は、前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

製錬事業者	<ul style="list-style-type: none"> 一 製錬施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の廃棄又は運搬の状況 二 核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物（以下「核原料物質等」とい
-------	---

加工事業者、再処理事業者及び使用者	<ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質の在庫及びその増減の状況 二 放射線管理の状況 三 加工施設、再処理施設又は使用施設等に関し人の障害が発生した事故の状況 四 加工施設、再処理施設又は使用施設等の故障（生産、再処理又は核燃料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 五 加工施設、再処理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 三 製錬施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質等の廃棄若しくは運搬又は核原料物質等の海洋投棄に関し人の障害が発生した事故の状況 う。）の海洋投棄の状況
実用発電用原子炉等設置者（法第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する原子炉に係	<ul style="list-style-type: none"> 一 原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次号において同じ。）の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の状況 二 原子炉施設を設置した工場又は事業所 	

<p>る原子炉設置者をいう。）</p>	<p>の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬に関し人の障害が発生した事故の状況</p>	<p>試験研究用原子炉等設置者（法第二十三条第一項第三号又は第四号に規定する原子炉に係る原子炉設置者をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>一 核燃料物質の在庫及びその増減の状況 二 燃料としてそう入された核燃料物質の量及びその取出量 三 核燃料物質の燃焼度 四 原子炉の運転時間及び熱出力 五 放射線管理の状況 六 原子炉施設に関し人の障害が発生した事故の状況 七 原子炉施設（原子力船にあつては、当該施設以外の施設を含む。）の故障（原子炉の運転又は船舶の航行に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 八 原子力船の位置の状況 九 原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次号において同じ。）の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の状況 十 原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬に関し人の障害が発生した事</p>
<p>廃棄事業者</p>	<p>故の状況</p>	<p>核原料物質使用者</p>	<p>一 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の廃棄の状況 二 放射線管理の状況 三 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設に関し人の障害が発生した事故の状況 四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の故障（廃棄物埋設又は廃棄物管理に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 五 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置した事業所の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の状況 六 核原料物質等の海洋投棄の状況</p>
<p>核原料物質使用者</p>	<p>一 核原料物質の在庫及びその増減の状況 二 放射線管理の状況 三 核原料物質の使用施設に関し人の障害が発生した事故の状況 四 核原料物質の使用施設の故障（核原料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 五 核原料物質の使用施設を設置した工場</p>		

<p>又は事業所の外において行われる核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物の廃棄又は運搬の状況</p>	<p>国際規制物資使用者（第十九条に定める放射能濃度等の限度を超える核原料物質である国際規制物資を使用する者に限る。）</p>
<p>一 放射線管理の状況 二 国際規制物資の使用施設に関し人の障害が発生した事故の状況 三 国際規制物資の使用施設の故障（核原料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 四 国際規制物資の使用施設を設置した工場又は事業所の外において行われる国際規制物資である核原料物質又は国際規制物資である核原料物質によつて汚染された物の廃棄又は運搬の状況</p>	<p>5 法第六十七条の規定により運輸大臣が製錬事業者等に対し報告をさせることができる事項は、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者（法第二十三条第一項第二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者を除く。）、再処理事業者及び使用者については製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において行われる核燃料物質等の運搬（以下この項及び次項において「事業所外運搬」という。）の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生し</p>

た事故の状況とし、法第二十三条第一項第二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者については第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項第一号から第八号までに掲げる事項並びに事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とし、外国原子力船運航者については同表試験研究用原子炉等設置者の項第四号から第八号までに掲げる事項並びに事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とする。

6 法第六十七条第一項の規定により都道府県公安委員会が法第五十九条の第二五項に規定する届出をした製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者に対し報告をさせることができる事項は、事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とする。
（手数料）

第二十五条 法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料（次項に規定する溶接検査に係るものを除く。）の額は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第二十五条関係）

番号	手数料を納付すべき者	金額
三十九	内閣総理大臣又は指定運搬物確認機関の行う法第五十九条の第二項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者	

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（抄）

四十	<p>イ 承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（第十七条の四表第一号イに規定するものに限る。）を運搬しようとする者</p> <p>ロ 承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（第十七条の四の表第一号イに規定するものを除く。）を運搬しようとする者</p> <p>ハ 承認容器の使用により核燃料物質等（第十七条の四の表第一号イに規定するものに限る。）を運搬しようとする者</p> <p>ニ 承認容器の使用により核燃料物質等（第十七条の四の表第一号イに規定するものを除く。）を運搬しようとする者</p>	<p>七十八万 千九百円</p>
四十一	<p>運輸大臣又は指定運搬方法確認機関の行う法第五十九条の二第二項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者</p> <p>イ 核燃料物質等（第十七条の四の表第一号イに規定するものに限る。）を運搬しようとする者</p>	<p>十八万 三千三百円</p> <p>五十三万</p>

四十二	<p>一 号イに規定するものに限る。）の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者</p> <p>ロ 核燃料物質等（第十七条の四の表第一号イに規定するものを除く。）の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者</p>	<p>七千七百円</p> <p>十五万 五千五百円</p>
四十三	<p>法第五十九条の二第五項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の交付を受けようとする者</p> <p>法第五十九条の二第九項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の書換えを受けようとする者</p>	<p>一万三千円</p> <p>四千円</p>
四十四	<p>法第五十九条の二第十項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の書換えを受けようとする者</p>	<p>千九百円</p>

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

(昭和五十三年十二月二十八日)
総理府令第五十七号)

最終改正 平成八年七月十二日

(定義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 車両運搬 工場又は事業所の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。

二 簡易運搬 工場又は事業所の外における車両運搬以外の運搬(船舶又は航空機によるものを除く。)をいう。

三 核燃料輸送物 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)が容器に収納されているものをいう。

四 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せず運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものうち、非開放型の構造のものをいう。

五 タンク 気体、液体、粉状若しくは粒状の物質又は液体と粉

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

状若しくは粒状の物質との混合物を収納する容器であつて、気体を収納する場合にあつては一立方メートル以上、気体以外のものを収納する場合にあつては〇・四五立方メートル以上の内容積を有するものをいう。

六 専用積載 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両又は外接する直方体の一辺が六メートル以上のコンテナ(内容積が三立方メートルを超えるものに限る。)が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。

七 放射線業務従事者 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和三十三年総理府・通商産業省令第一号)第一条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十四年総理府令第三十七号)第一条第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十三号)第一条の二第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第一条第二項第七号、実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年運輸省令第七十号)第二条第二項第七号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)第一条第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)第一条第六号、核燃料物質又は核燃料物質に

よつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第五号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第四号に規定する放射線業務従事者をいう。

八 放射線 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

（車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条の二第一項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の総理府令で定める技術上の基準（車両運搬により運搬する物に係るものに限る。）は、次条から第十三条の二までに定めるものとする。

（核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬）

第三条 核燃料物質等は、次に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の核燃料輸送物として運搬しなければならない。

一 危険性が極めて少ない核燃料物質等として科学技術庁長官（以下「長官」という。）の定めるもの L型輸送物

二 長官の定める量を超えない量の放射能を有する核燃料物質等

（前号に掲げるものを除く。） A型輸送物

三 前号の長官の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物

質等（第一号に掲げるものを除く。） B M型輸送物又はBU型輸送物

2 前項の規定にかかわらず、放射能濃度が低い核燃料物質等であつて危険性が少ないものとして長官の定めるもの（以下「低比放射性物質」という。）及び核燃料物質等によつて表面が汚染された物であつて危険性が少ないものとして長官の定めるもの（以下「表面汚染物」という。）は、長官の定める区分に応じ、I P 1型輸送物、I P 1 2型輸送物又はI P 1 3型輸送物として運搬することができる。

3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、B M型輸送物、BU型輸送物、I P 1型輸送物、I P 1 2型輸送物及びI P 1 3型輸送物は、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

（L型輸送物に係る技術上の基準）

第四条 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 容易に、かつ、安全に取扱うことができること。

二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。

三 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

四 材料相互の間及び材料及材料と収納される核燃料物質等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。

五 弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。
六 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「radioactive」の表示を有していること。ただし、長官の定める場合は、この限りでない。

七 表面における長官の定める線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

八 表面の放射性物質の密度が第五条第九号に規定する密度の十分の一を超えないこと。

(A型輸送物に係る技術上の基準)

第五条 A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第一号から第五号までに定める基準

二 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

三 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

四 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

五 周囲の圧力を二十五キロパスカルとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。

六 液体状の核燃料物質等が収納されている場合には、次に掲げ

る要件に適合すること。

イ 容器に収納することができる核燃料物質等の量の二倍以上の量の核燃料物質等を吸収することができる吸収材又は二重の密封部分から成る密封装置(容器の構成部品のうち、放射性物質の漏えいを防止するための密封措置が施されているものをいう。以下同じ。)を備えること。ただし、法第五十九条の二第三項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により承認を受けた容器(BM型輸送物又はBU型輸送物に係るものに限る。)を使用する場合は、この限りでない。

ロ 核燃料物質等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。

七 表面における長官の定める線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載として運搬する核燃料輸送物であつて、核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令七十二号)第四条第二項並びに第十九条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術上の基準に従うものうち、安全上支障がない旨の長官の承認を受けたものは、表面における長官の定める線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

八 表面から一メートル離れた位置における長官の定める線量当量率(コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物であつて、専用積載としない運搬するものについては、表面

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

五四

から一メートル離れた位置における長官の定める線量当量率に長官の定める係数を乗じた線量当量率)が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、核燃料輸送物を専用積載として運搬する場合であつて、安全上支障がない旨長官の承認を受けたときは、この限りでない。

九 表面の放射性物質の密度が長官の定める密度(以下「表面密度限度」という。)を超えないこと。

十 核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。

十一 長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 放射性物質の漏えいがないこと。

ロ 表面における長官の定める線量当量率が著しく増加せず、かつ、二ミリシーベルト毎時(第七号ただし書に該当する場合は、十ミリシーベルト毎時)を超えないこと。

(B M型輸送物に係る技術上の基準)

第六条 B M型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす。

一 前条第一号から第十号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二 長官の定めるB M型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 前条第十一号ロの要件

ロ 放射性物質の一時間当たりの漏えい量が長官の定める量を超えないこと。

ハ 表面の温度が日陰において摂氏五十度(専用積載として運搬する核燃料輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくことができる表面(その表面に近接防止枠を設ける核燃料輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面)において摂氏八十五度)を超えないこと。

ニ 表面の放射性物質の密度が表面密度限度を超えないこと。長官の定めるB M型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 表面から一メートル離れた位置における長官の定める線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

ロ 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が長官の定める量を超えないこと。

四 運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。

五 三十七ベタベクレルを超える量の放射能を有する使用済燃料が収納されている核燃料輸送物にあつては、長官の定める試験条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損のないこと。

(B U型輸送物に係る技術上の基準)

第七条 B U型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるも

のとする。

一 第五条第一号から第十号まで及び前条第五号に定める基準。

ただし、第五条第四号ただし書の規定及び同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二 長官の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適合すること。

三 長官の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第三号イ及びロに定める要件に適合すること。

四 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じることがないこと。

五 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は核燃料物質等の冷却が行われる構造であること。

六 最高使用圧力（運搬中に予想される周囲の温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に、一年間に核燃料輸送物の密封装置内に生じる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七百キロパスカルを超えないこと。

（IP-1型輸送物に係る技術上の基準）

第八条 IP-1型輸送物に係る技術上の基準は、第五条第一号及び第二号並びに第七号から第九号までに定める基準とする。

（IP-2型輸送物に係る技術上の基準）

第九条 IP-2型輸送物（次項に該当するものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条に定める基準

二 長官の定めるIP-2型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第五条第十一号イ及びロに定める要件に適合すること。

2 IP-2型輸送物（核燃料物質等を収納する容器がコンテナ又はタンクであるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条に定める基準

二 前項第二号に定める基準又はこれと同等と長官の認める基準（IP-3型輸送物に係る技術上の基準）

第十条 IP-3型輸送物（次項に該当するものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第五条第一号から第九号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二 長官の定めるIP-3型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第五条第十一号イ及びロに定める要件に適合すること。

2 IP-3型輸送物（核燃料物質等を収納する容器がコンテナ又はタンクであるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第八条に定める基準

二 第五条第三号から第五号までに定める基準、第六号ロに定める要件に適合すること及び前項第二号に定める基準又はこれと同等と長官の認める基準

(核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準)

第十一条 核分裂性物質(ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一及びこれらの化合物並びにこれらの一又は二以上を含む核燃料物質(長官の定めるものを除く。)をいう。)を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物(長官の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。)は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次の各号に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

一 長官の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 次号ハにおける臨界の評価の根拠となる容積又は空間の減少が五パーセントを超えないこと。

ロ 構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。

ハ 浸水又は漏水がないこと。ただし、次号における臨界の評価において、浸水又は漏水があらかじめ想定されている場合は、この限りでない。

二 収納される核燃料物質等の状態及び密封装置の形状に、中性子増倍率(原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により

放出された一個の中性子ごとに、次の核分裂によつて放出される中性子の数をいう。以下同じ。)を有意に増加させるような変化がないこと。

二 次のいずれの場合にも臨界に達しないこと。

イ 長官の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合
ロ 長官の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを長官の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合

ハ 当該核分裂性輸送物と同一のものを長官の定める配列系の条件の下で、当該核分裂性輸送物の輸送制限個数(一箇所に集合積載する核分裂性輸送物の個数の限度として定められる数をいう。以下同じ。ただし、専用積載としないで運搬する場合にあつては、輸送制限個数は五以上とする。)の五倍に相当する個数積載することとした場合

二 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて長官の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを、長官の定める配列系の条件の下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の中性子増倍率になるような状態で、輸送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合

(核燃料輸送物としないうで運搬できる低比放射性物質及び表面汚染物の運搬)

第十二条 次に掲げる低比放射性物質及び表面汚染物は、第三条の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める核燃料輸送物

としないで運搬することができる。

一 長官の定める低比放射性物質であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 通常の運搬状態において、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。

ロ 専用積載として運搬すること。

二 長官の定める表面汚染物であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 前号イに掲げる要件

ロ 専用積載として運搬すること。ただし、表面の放射性物質の密度が長官の定める密度を超えないものは、この限りでない。

(特別措置による運搬)

第十三条 第三条又は前条の規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の長官の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の長官の定める線量当量率は、表面において十ミリシーベルト毎時を超えてはならない。

(特定核燃料物質の運搬)

第十三条の二 第三条又は前条の規定により運搬する核燃料物質であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

行令(以下「令」という。)第十七条の三に規定する特定核燃料

物質のうち次のいずれかに該当するものを運搬する場合には、当該特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をしなければならない。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この条及び第十七条の六において同じ。)及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの

ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの

二 照射された前号に掲げる物質

三 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

五八

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

四 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

五 令第一条の二三号に規定する特定核燃料物質
(簡易運搬に係る技術上の基準)

第十四条 法第五十九条の二第二項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の総理府令で定める技術上の基準(簡易運搬に係るものに限る。)は、第三条から第十三条までに定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第三条、第十二条又は第十三条の規定により運搬される核燃料物質等(以下「運搬物」という。)を積載し、又は収納した運搬機械又は器具(簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。)の表面における長官の定める線量当量率が二ミ

リシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一米ートル離れた位置における長官の定める線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

二 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

三 運搬物は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。

四 二以上の運搬物(その表面における長官の定める線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えるもの及び第十一条の基準に適合する核分裂性輸送物に限る。以下この号において同じ。)を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、放射線障害防止及び臨界防止のため、長官の定めるところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。

五 運搬物(第三条第一項第一号のL型輸送物を除く。以下この号において同じ。)を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ロ 当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を携行すること。

ハ 人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を

置き、又は運搬物の積み込み、取卸し等の取扱いを行わないこと。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

六 第三条第一項第三号のB型輸送物を運搬する場合に、次に掲げる措置を講ずること。

イ 法第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状若しくは法第四十一條第一項の原子炉主任技術者免状を有する者又はこれらと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積み込み、取卸し等に立ち会わせることにより、核燃料物質等の放射線管理、核燃料物質等の運搬に従事する者の被ばく管理その他核燃料物質等の保安のために必要な監督を行わせること。

ロ 交通が混雑する時間及び経路を避けること。

七 運搬物には、長官の定めるところにより、標識の取付け又は表示をすること。

八 放射線業務従事者の線量当量が長官の定める線量当量限度を超えないようにすること。

(確認を要する核燃料物質等)

第十五条 令第十七條の四の表第一号イの総理府令で定める核燃料物質等は、第三条第一項第三号に規定する核燃料物質等(第三条第二項及び第十三條の規定により運搬されるものを除く。)とす

2 令第十七條の四の表第一号ロの総理府令で定める核燃料物質は、

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

第十一条の核分裂性物質(長官の定めるものを除く。)とする。
(運搬に関する確認の申請)

第十六条 法第五十九條の二第二項(法第六十六條第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定により、運搬に関する確認(指定運搬物確認機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、令十七條の四の表第一号に該当する場合にあつては別記様式第一(簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあつては、別記様式第二)による確認申請書に次の各号に掲げる書類、同表第二号に該当する場合にあつては別記様式第一による確認申請書に第一号から第五号までに掲げる書類及び特定核燃料物質を収納する容器について講じられる当該特定核燃料物質の防護のための措置に関する説明書を添えて、長官に提出しなければならない。

一 運搬する核燃料物質等に関する説明書

二 前号の核燃料物質等を収納する容器(以下「輸送容器」という。)の構造、材質及び製作の方法(以下「輸送容器の設計」という。)並びに当該核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書

三 輸送容器が前号の輸送容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

四 輸送容器が第二号の輸送容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

五 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書

六 簡易運搬にあつては、核燃料輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書

2 前項第二号及び第三号に掲げる書類については、法第五十九条の二第三項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）

第十七条の二及び第十七条の三において同じ。）に規定する承認を受けた輸送容器を使用して核燃料物質等を運搬する場合にあつては、当該書類の提出を省略することができる。

3 第一項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

4 指定運搬物確認機関が行う法第五十九条の二第二項に規定する確認を受けようとする者は、当該指定運搬物確認機関が長官の承認を受けて定めるところにより、申請書を当該指定運搬物確認機関に提出しなければならない。

（運搬確認証の交付）

第十七条 長官又は指定運搬物確認機関は、法第五十九条の二第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

（容器承認の申請）

第十七条の二 法第五十九条の二第三項の規定により、輸送容器について承認を受けようとする者は、別記様式第三による容器承認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、長官に提出しなければならない。

一 当該輸送容器で運搬することを予定する核燃料物質等に関する説明書

二 当該輸送容器の設計及び前号の核燃料物質等を当該輸送容器

に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書

三 当該輸送容器が前号の輸送容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

四 当該輸送容器が第二号の輸送容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

2 前項第二号に掲げる書類については、長官の定めるところにより、当該書類の提出を省略することができる。

（容器承認書の交付）

第十七条の三 長官は、法第五十九条の二第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 輸送容器の名称

三 輸送容器の外形寸法及び重量

四 核燃料輸送物の種類

五 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

六 承認容器登録番号

七 承認容器として使用する期間

（承認容器として使用する期間の更新）

第十七条の四 前条の規定により容器承認書の交付を受けた者は、当該輸送容器が当該輸送容器の設計に適合するよう維持されていることを示して、承認容器として使用する期間の更新を受けるこ

とができる。

2 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第四による承認容器使用期間更新申請書に、当該輸送容器が当該輸送容器の設計に適合するように維持されていることを示す説明書を添えて、長官に提出しなければならない。

3 第一項の更新を受けた者は、遅滞なく容器承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。

(容器承認書の変更の届出等)

第十七条の五 第十七条の三の規定により容器承認書の交付を受けた者は、同条第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を長官に届け出るとともに、その届出の際に当該容器承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。

2 第十七条の三の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承認を受けた輸送容器の全部又は一部の使用を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨を長官に届け出るとともに、承認を受けた輸送容器の全部の使用を廃止した場合にあつては、その届出の際に当該容器承認書を返却し、一部の使用を廃止した場合にあつては、その届出の際に当該容器承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。

(特定核燃料物質の運搬に関し取決めが必要な事項)

第十七条の六 法第五十九条の第三項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同

表の下欄に掲げる事項とする。

<p>一 照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの 二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの 三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの 四 照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム及びその化合物並びにこれら</p>	<p>次項に定める事項 第三項に定める事項</p>
--	-------------------------------

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

質

第四項に定める事項

の物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

六 令第一条の二第三号に規定する特定核燃料物

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量が一グレイ毎時を超えるもの

ハ 照射されていない次に掲げる物質
イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三三及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が一キログラムを超え十キログラム未満のもの
ニ ウラン二三五のウラン二三三及びウラン二

<p>三八に對する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの</p> <p>ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの</p> <p>九 照射された前号に掲げる物質（照射された前号二に掲げる物質であつて、照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものを除く。）</p> <p>十 ウラン二三五のウラン二三三及びウラン二三八に對する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであつて、ウランの量が五百キログラムを超えるもの（照射されていないものに限る。）</p>	
	<p>第五項に定める事項</p>

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

- 一 特定核燃料物質が發送人の工場又は事業所から搬出される予定日時及び受取人の工場又は事業所に搬入される予定日時並びに運搬手段
- 二 特定核燃料物質が發送人の工場又は事業所から搬出されたときは、直ちにその旨を發送人が受取人に通知すること。
- 三 第一号の予定日時までに特定核燃料物質が發送人の工場又は事業所から搬出されないときは、直ちにその旨を發送人が受取人に通知すること。
- 四 特定核燃料物質が受取人の工場又は事業所に搬入されたときは、受取人が特定核燃料物質を収納する容器についている錠及び封印の健全性を確認し、その旨を發送人に通知すること。
- 五 第一号の予定日時までに特定核燃料物質が受取人の工場又は事業所に搬入されないときは、直ちにその旨を受取人が發送人に通知すること。
- 六 特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される予定日時及び場所並びに当該責任が移転されるための手続
- 七 前号の予定日時までに特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されないとき又は見込まれるときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者に通知すること。
- 八 特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されたとき又は第六号の予定日時までに特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されないときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者が發送人（当該特定核燃料物質が外国の工場又は事業所から運搬され

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

六四

る場合は、受取人)に通知すること。

九 本邦外において特定核燃料物質を運搬している場合(日本船舶又は日本航空機により運搬している場合を除く。)には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が、警備を担当する者(以下「警備人」という。)に当該特定核燃料物質を常時監視させ、関係機関との連絡体制を整備すること。

十 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時保管される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質の防護のための区域(以下「防護区域」という。)を定めること。

ロ 防護区域の境界をさく等の障壁によつて区画し、及び防護区域の出入口の数をできるだけ少なくすること又はこれと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。

ハ 防護区域に出入りしようとする者の身分及び当該区域への出入りの必要性を確認の上、当該区域に出入りすることを認められた者以外の者の出入りを禁止すること。

ニ 関係機関との間における連絡を迅速かつ確実に行うことができる警備人に防護区域を常時監視させること。

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 前項第一号から第八号までに定める事項

二 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時保管され

る場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が次に掲げる措置を講ずること。

イ 防護区域を定めること。

ロ 防護区域の境界をさく等の障壁によつて区画し、防護区域の出入口の数をできるだけ少なくし、及び防護区域を、警備人に常時監視させ若しくは人の侵入を監視するための装置により常時監視すること又はこれと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。

4 第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 第二項第一号から第八号までに定める事項

二 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時保管される場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が防護区域を定め、当該区域への人の出入りを制限すること。

5 第一項の表第十号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項とする。

(特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認の申請)

第十七条の七 法第五十九条の三第二項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により、特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認を受けようとする者は、別記様式第五による確認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、長官に提出しなければならない。

一 運搬される特定核燃料物質に関する説明書

二 特定核燃料物質の運搬計画に関する説明書

三 特定核燃料物質の運搬に係る責任の移転に関する説明書

2 前項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合は正本一通及び副本二通）とする。

（確認証の交付）

第十七条の八 長官は、法第五十九条の第三項に規定する確認をしたときは、確認証を交付する。

（危険時の措置）

第十八条 法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（以下「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬の委託を受けた者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならぬ。

- 一 核燃料輸送物に火災が起こり、又は核燃料輸送物に延焼するおそれのある火災が起こった場合は、火災の消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防吏員に通報すること。
- 二 核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には縄を張り、標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の方が立ち入ることを禁止すること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、運搬に従事する者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、第十四条第八号の規定にかかわらず、放射線業務従事者（女子（妊娠不能と診断された者を除く。）を除く。）をその線量当量が長官の定める線量当量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

（報告の徴収）

第十九条 事業者等は、核燃料物質等の運搬において、次の各号の一に該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に長官に報告しなければならない。

- 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - 二 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。
 - 三 前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （身分を示す証明書）

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

第二十条 法第六十八条第四項の身分を示す証明書は、別記様式第六によるものとする。

附則

(施行期日)

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十九条の二第三項の規定により承認を受けている容器については、この府令による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「外運搬規則」という。）第四条から第七条まで及び第十一条の規定は、平成五年一月一日から適用し、それまでの間は、なお従前の例による。この場合において、改正前の外運搬規則の規定による第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物は、改正後の外運搬規則の規定による核分裂性輸送物とみなす。
- 3 この府令の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

(別記)

様式第1 (第16条関係)

車 両 運 搬 確 認 申 請 書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第16条第1項の規定により車両運搬の確認を申請します。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

使用 者 等 の 区 分 (注1)			
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量 (注2)			
運 搬 の 目 的 (注3)			
運 搬 予 定 時 期			
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の名称 (注4)		
	核燃料輸送物の種類 (注5)		
	核燃料輸送物の総重量 (注6)		
	収核質 納燃等 す料 る物	重 量 (注7)	
		放 射 能 の 量 (注8)	
	輸容 送器 (注9)	外 形 寸 法 (注10)	
		重 量 (注11)	
	核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数		
	積 載 方 法 又 は 混 載 の 別		

- 注1 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者若しくは廃棄事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併記すること。
- 2 次のイからハにより記載すること。
- イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、プルトニウムにあつてはプルトニウム 238の同位体濃度を、使用済燃料にあつてはその表面から1メートルの距離における空気吸収線量率（照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率）が1グレイ毎時を超えるかどうかを、また使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。
- ロ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
- ハ 量については、総量及びプルトニウム、ウラン235又はウラン233の量をトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
- 3 当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。
- 4 核燃料輸送物の通称を記載すること。
- 5 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等、核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつてはその旨を記載すること。
- 6 トン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
- 7 注6の例により記載すること。
- 8 総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。
- 9 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
- 10 センチメートル又はメートル単位で記載すること。
- 11 注6の例により記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2（第16条関係）

簡易運搬確認申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官 殿
住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第16条第1項の規定により簡易運搬の確認を申請します。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

使用 者 等 の 区 分（注1）			
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量（注2）			
運 搬 の 目 的（注3）			
運 搬 予 定 時 期			
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の名称（注4）		
	核燃料輸送物の種類（注5）		
	核燃料輸送物の総重量（注6）		
	収核質 納燃等 す料 る物	重 量（注7）	
		放射能の量（注8）	
	輸容 送器 （注9）	外形寸法（注10）	
		重 量（注11）	
核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数			
運搬する法説に明	使用する運搬機器の種類（注12）		
	運搬機器への積付け方法（注13）		
	携行する書面及び携行器具等		

- 注 1 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者若しくは再処理事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併記すること。
- 2 次のイからハにより記載すること。
- イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。
- ロ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
- ハ 量についてはトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
- 3 当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。
- 4 核燃料輸送物の通称を記載すること。
- 5 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等、核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつてはその旨を記載すること。
- 6 トン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
- 7 注6の例により記載すること。
- 8 総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。
- 9 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
- 10 センチメートル又はメートル単位で記載すること。
- 11 注6の例により記載すること。
- 12 自転車、台車等具体的に記載すること。
- 13 積付け後の状態を示す説明書を添付すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3（第17条の2関係）

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

容 器 承 認 申 請 書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第3項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の2第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 輸送容器の名称
- 2 輸送容器の外形寸法及び重量（注1）
- 3 核燃料輸送物の種類（注2）
- 4 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量（注3）
- 5 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号等
- 6 承認容器として使用することを予定している期間

- 注 1 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
- 2 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等、核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつてはその旨を記載すること。
- 3 次のイからニにより記載すること。
- イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。
- ロ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
- ハ 重量についてはトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
- ニ 放射能の量については総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 4 (第17条の4 関係)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

承認容器使用期間更新申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊞

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の4第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認容器登録番号
- 2 容器承認書に記載された期間
- 3 更新後に承認容器として使用することを予定している期間
- 4 更新の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第5（第17条の7関係）

取決めの締結確認申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)㊦

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の3第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の7第1項の規定により取決めの締結の確認を申請します。

運搬される特定核燃料物質の種類及び量(注1)		
運搬される特定核燃料物質の区分(注2)		
送 送 人	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	搬出される工場又は事業所の名称及び所在地	
受 取 人	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	搬入される工場又は事業所の名称及び所在地	
運搬について責任を有する者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
搬 出 予 定 日 時		
搬 入 予 定 日 時		
本邦外における一時保管の有無		
取決めに関する説明(注3)		

注1イ 種類についてはプルトニウム、ウラン、使用済燃料の別を記載し、プルトニウムにあつてはプルトニウム238の同位体濃度を、ウランにあつては濃縮度を、使用済燃料にあつてはその表面から1メートルの距離における空気吸収線量率(照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率)が1グレイ毎時を超えるかどうかを併記すること。

ロ 量については、総量及びプルトニウム、ウラン235又はウラン233の量をトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。

- 2 区分については、第17条の6第1項の表第1号及び第2号に該当する場合にあつては区分Ⅰと、同表第3号から第6号に該当する場合にあつては区分Ⅱと、同表第7号から第9号に該当する場合にあつては区分Ⅲと、同表第10号に該当する場合にあつては区分Ⅳと記載すること。
- 3 取決めの写しを添付すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（表 面）

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第4項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写

押 出

スタンプ

真

年 月 日生

年 月 日交付

科学技術庁長官 印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条 内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる事業者等の区分（第61条の2の2第1項第2号に該当する場合における製錬事業者並びに核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者及び同条第5項に規定する者については、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条の2第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の一に、該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第5項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律（通商産業大臣にあつては実用発電用原子炉及びその附属施設に係る第28条の2第1項の規定、運輸大臣にあつては実用船用原子炉及びその附属施設に係る同項の規定）の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 (略)

4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

六 第68条第1項、第2項又は第5項の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

(平成二年十一月二十八日)
科学技術庁告示第五号)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第十七条の規定に基づき並びに同規則を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和五十三年科学技術庁告示第十一号)の全部を改正する告示を次のように定め、平成三年一月一日から適用する。

平成二年十一月二十八日

科学技術庁長官事務代理
国務大臣 保利 耕輔

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(L型輸送物として運搬できる核燃料物質等)

第二条 規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

質等として長官の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。ただし、第一号及び第二号に該当する核燃料物質等のうち核分裂性物質を含むものについては、第二十二条に定める核燃料輸送物として運搬できるものに限る。

一 核燃料物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

核燃料物質等の区分		放射能の量
固	<p>容易に散逸しない固体状の核燃料物質等又は核燃料物質等を密封したカプセルであつて、次に掲げる基準に適合するもの(以下「特別形核燃料物質等」という。)</p> <p>イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験(長さか十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である核燃料物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験)</p>	<p>別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量(以下「A_i値」という。)</p> <p>の千分の一</p>

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

液体	<p>特別形核燃料物質等以外のもの</p> <p>を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性物質の漏えい量が、二キロベクレルを超えないものであること。ただし、長官が認める基準による場合は、この限りでない。</p>	<p>別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A₂値」という。）の千分の一</p>
	<p>A₂値の一万分の一</p>	

気		体	
<p>その他のもの</p>	<p>特別形核燃料物質等</p>	<p>トリチウム</p>	<p>○・ハテラベクレル</p>
<p>特別形核燃料物質等以外</p>	<p>特別形核燃料物質等</p>	<p>○・ハテラベクレル</p>	
<p>のもの</p>	<p>特別形核燃料物質等以外</p>	<p>A₁値の千分の一</p>	
		<p>A₂値の千分の一</p>	

二 機器又は装置（以下「機器等」という。）に含まれる核燃料物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 次の表の上欄に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、機器等一個当たりに含まれる核燃料物質等の放射能が、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、当該機器等が収納されている核燃料輸送物一個当たりに含まれる核燃料物質等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

液体	固 体		核燃料物質等の区分
	特別形核燃料物質等	特別形核燃料物質等以外のもの	
<p>○・ハテラベクレ</p>	<p>A₂値の百分の一</p>	<p>A₁値の百分の一</p>	<p>機器等一個当たりに含まれる放射能の量</p>
<p>A₂値の千分の一</p>	<p>A₂値</p>	<p>A₁値</p>	<p>核燃料輸送物一個当たりに含まれる放射能の量</p>

体		気	
トリチウム	特別形核燃料物質等	A_1 値の千分の一	ル
	特別形核燃料物質等以外の物質等	A_2 値の千分の一	ル
ハテラベクレル	特別形核燃料物質等	A_1 値の百分の一	
	特別形核燃料物質等以外の物質等	A_2 値の百分の一	

ロ 収納されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における第七条に規定する線量当量率（以下「線量当量率」という。）が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

ハ 当該機器等（放射線発光塗料を用いたものを除く。）は「放射性」又は「Radioactive」の表示を有すること。

三 機器等に含まれる天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウムであつて未照射のもの又はこれらの化合物若しくは混合物であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 機器等に他の放射性物質が含まれないこと。

ロ 表面が容易に腐食しない金属等で被覆されていること。

四 核燃料物質等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している核燃料物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 密度が第十条に規定する密度の百倍を超えないこと。

ロ 当該容器に収納されていること。

ハ 容器は、き裂、破損等がなく、かつ、閉じられていること。

ニ 容器の構造物中にウラン又はトリウムが含まれる場合にあつては、これらの表面が容易に腐食しない金属等で被覆されていること。

（A型輸送物として運搬できる核燃料物質等の放射能の量の限度）

第三条 規則第三条第一項第二号の長官の定める量は、次の表の上欄に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

核燃料物質等の区分		放射能の量
特別形核燃料物質等	A_1 値	
特別形核燃料物質等以外のもの	A_2 値	

（低比放射性物質及び表面汚染物）

第四条 規則第三条第二項の長官の定める低比放射性物質は、次に掲げる各号の一に該当する核燃料物質等であつて、容器に収納することとした場合に、当該核燃料物質等の表面から三メートル離れた位置における線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

一 次に掲げる要件の一に適合するもの（以下「LSA-I」という。）

イ 天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウムであつて未

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

照射のもの又はこれらの化合物若しくは混合物であつて固体状若しくは液体状のもの

ロ 核分裂性物質以外の核燃料物質等であつて、 A_2 値に制限がないもの

二 前号に掲げる核燃料物質等以外のものであつて、次に掲げる要件に適合するもの（以下「LSA-II」という。）

イ 放射性物質が当該核燃料物質等の全体に分布しているもの
 口 次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件に適合するもの

固 体		核燃料物質等の区分	要 件
可燃性のもの			
可燃性以外のもの		平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一万分の一を超えないこと。	

気 体	液 体		要 件
	トリチウム水以外のもの	トリチウム水	
			放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の十万分の一を超えないこと。
			放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の十万分の一を超えないこと。

三 前二号に掲げる核燃料物質等以外の固体状の核燃料物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの（以下「LSA-III」という。）

イ 放射性物質が当該核燃料物質等の全体に均一に分布してい

ること。

ロ 平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の五百分の一を超えないこと。

ハ 別記第二に定める浸漬試験を行った場合に、水中への放射能物質の漏えい量が A_2 値の十分の一を超えないこと。

ニ 可燃性のものにあつては、放射能の量が A_2 値の百倍を超えないこと。

2 規則第三条第二項の長官の定める表面汚染物は、核燃料物質等によつて表面が汚染されたもの(以下この項において「汚染物」という。)であつて、次に掲げる各号の一に該当するもののうち、放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの(以下「SCOI」という。)

表面の汚染の区分	密度
通常の取扱において、人が触れるおそれがある表面の汚染であつて、はく離するおそれがあるもの(以下	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質(天然ウラン、劣化ウラン、天然トリウム、ウラン二三五、ウラン二三八、トリウム二三二、精鉱に含まれるトリウム二二八若
	〇・四ベクレル毎平方センチメートル

「接近できる表面の非固定性汚染」という。)

しくはトリウム二三〇又はアルファ線を放出する物理的半減期が十日未満の放射性物質をいう。以下同じ。)以外のアルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル
その他の汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	四キロベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	四十キロベクレル毎平方センチメートル

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

二 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（前号に定めるものを除く。以下「SCO-II」という。）

表面の汚染の区分		密度
接近できる表面の非固定性汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	四十ベクレル毎平方センチメートル
その他の汚染	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	四百ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	八十ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	八百ベクレル毎平方センチメートル

（低比放射性物質又は表面汚染物に係る核燃料輸送物の区分）
 第五条 規則第三条第二項の長官の定める区分は、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質又は表面汚染物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる核燃料輸送物の区分とする。

SCO-II	SCO-I	LSA-III	LSA-II		LSA-I	低比放射性物質又は表面汚染物の区分	核燃料輸送物の区分
			液体又は気体	固体			
IP-2型輸送物	IP-1型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-1型輸送物	専用積載として運搬する場合	専用積載としない運搬する場合
IP-2型輸送物	IP-1型輸送物	IP-3型輸送物	IP-3型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物		

(表示を要しない型輸送物)

第六条 規則第四条第六号の長官の定める場合は、第二条第二号、第三号及び第四号に定める核燃料物質等を運搬する場合とする。

(線量当量率)

第七条 規則第四条第七号、第五条第七号、第八号及び第十一号口、第六条第三号イ、第十三条並びに第十四条第一号及び第四号の長官の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、長官が認めた場合は、この限りでない。

(表面又は表面から一メートル離れた位置における線量当量率に係る承認の申請書)

第八条 規則第五条第七号ただし書又は第八号ただし書の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書により行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
 - 三 規則第五条第七号ただし書の規定による承認の申請にあつては核燃料輸送物の表面における線量当量率、同条第八号ただし書の規定による承認の申請にあつては核燃料輸送物の表面から一メートル離れた位置における線量当量率
 - 四 承認を受けようとする理由
 - 五 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置
- (線量当量率に乘ずる係数)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第九条 規則第五条第八号の長官の定める係数は、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

コンテナ又はタンクの最大断面積の区分	係数
一平方メートル以下	一
一平方メートルを超え五平方メートル以下	二
五平方メートルを超え二十平方メートル以下	三
二十平方メートルを超える	十

(表面密度限度)

第十条 規則第五条第九号の長官の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。ただし、通常の取扱いにおいて、はく離するおそれがない放射性物質の密度については、この限りでない。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

(A型輸送物に係る一般の試験条件)

第十一条 規則第五条第十一号の長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第三に掲げる条件とする。

(B型輸送物に係る一般の試験条件)

第十二条 規則第六条第二号の長官の定めるB型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第四に掲げる条件とする。

(B₁型輸送物に係る一般の試験条件の下における漏えい量)

第十三条 規則第六条第二号口の長官の定める量は、A₂値の百万分の一とする。

(B₂型輸送物に係る特別の試験条件)

第十四条 規則第六条第三号の長官の定めるB₂型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第五に掲げる条件とする。

(B₃型輸送物に係る特別の試験条件の下における漏えい量)

第十五条 規則第六条第三号口の長官の定める量は、A₂値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、百テラベクレルとする。

(使用済燃料を収納した核燃料輸送物に係る試験条件)

第十六条 規則第六条第五号の長官の定める試験条件は、別記第六に掲げる条件とする。

(BU型輸送物に係る一般の試験条件)

第十七条 規則第七条第二号の長官の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第七に掲げる条件とする。

(BU型輸送物に係る特別の試験条件)

第十八条 規則第七条第三号の長官の定めるBU型輸送物に係る特

別の試験条件は、別記第八に掲げる条件とする。

(IP-2型輸送物に係る一般の試験条件)

第十九条 規則第九条第一項第二号の長官の定めるIP-2型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第九に掲げる条件とする。

(IP-3型輸送物に係る一般の試験条件)

第二十条 規則第十条第一項第二号の長官の定めるIP-3型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第十に掲げる条件とする。

(核分裂性物質とならない核燃料物質)

第二十一条 規則第十一条の長官の定める核燃料物質は天然ウラン又は劣化ウラン(熱中性子炉以外で照射されたものを除く。)とする。

(核分裂性輸送物とならない核燃料輸送物)

第二十二条 規則第十一条の長官の定める核分裂性物質に係る核燃料輸送物は、次の各号の一に該当するものとする。

一 ウラン二二三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルト

ニウム二三九若しくはプルトニウム二四一(以下「核分裂性核種」という。)の重量又は核分裂性核種の重量の量の合計が十

五グラムを超えない核分裂性物質が収納されている核燃料輸送物であつて、その外接する直方体の各辺が十センチメートル以

上であるもの

二 水素が均一に分布している核分裂性物質であつて、次に掲げる要件に適合するものを収納したもの

イ 核分裂性核種の原子数に対する水素の原子数の比が五千二

百以上であること。

ロ 核分裂性核種の濃度が〇・〇〇五グラム毎立方センチメートル以下であること。

ハ 核分裂性核種の重量が五百グラム以下であること。ただし、ウラン二三五のみを含む核分裂性物質（プルトニウム又はウラン二三三を含む核分裂性物質であつて、これらの重量の合計がウラン二三五の重量の一パーセント以下のものを含む。）にあつては、その重量が八百グラム以下であること。

三 ウラン二三五の濃度が一パーセント以下であつて、かつ、プルトニウム及びウラン二三三の重量の合計がウラン二三五の重量の一パーセント以下であつて、核分裂性核種が均一に分布している核分裂性物質を収納したもの

四 収納されている核分裂性物質の任意の〇・〇一立方メートルの体積の部分のうち、最も臨界に達しやすすいものに含まれる核分裂性核種の重量が五グラムを超えないもの

五 収納されている核分裂性核種がプルトニウムのみの核燃料輸送物であつて、プルトニウムの重量が一キログラム以下のものうち、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一の重量の合計がプルトニウムの重量の二十パーセント以下であるもの

六 次に掲げる要件に適合する硝酸ウランニル溶液を収納したもの

イ ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。
ロ プルトニウム及びウラン二三三を含む核分裂性物質であつて、これらの重量の合計がウラン二三五の重量の〇・一パー

セント以下であること。

ハ ウランの原子数に対する窒素の原子数の比率が二以上のものであること。

（核分裂性輸送物に係る一般の試験条件）

第二十三条 規則第十一条第一号の長官の定める一般の試験条件は、別記第十一に定める条件とする。

（核分裂性輸送物に係る孤立系の条件）

第二十四条 規則第十一条第二号イ及びロの長官の定める孤立系の条件は、次の各号に定める条件とする。

一 核分裂性輸送物の中を水で満たすこと。ただし、浸水及び漏水を防止する特別な措置が講じられた部分については、この限りでない。

二 収納される核燃料物質等は中性子増倍率が最大となる配置及び減速状態にすること。

三 密封装置の周囲に置かれた厚さ二十センチメートルの水による中性子の反射があること。

（核分裂性輸送物に係る特別の試験条件）

第二十五条 規則第十一条第二号ロ及びニの長官の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件は、別記第十二に定める条件とする。

（核分裂性輸送物に係る配列系の条件）

第二十六条 規則第十一条第二号ハ及びニの長官の定める配列系の条件は、任意に配列した核分裂性輸送物の周囲に置かれた厚さ二十センチメートルの水による中性子の反射があることとする。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

(核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質及び表面汚染物)

第二十七条 規則第十二条第一号の長官の定める低比放射性物質は、

LSA-Iとする。

2 規則第十二条第二号の長官の定める表面汚染物は、SCO-Iとする。

3 規則第十二条第二号ロただし書の長官の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する放射性物質	○・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

(特別措置に係る承認の申請書)

第二十八条 規則第十三条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三 運搬する物の表面及び表面から一メートル離れた位置における線量当量率

四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
五 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

(危険物)

第二十九条 規則第十四条第三号の長官の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高压ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高压ガス(消火器に封入したものを除く。)
- 三 揮発油、アルコール、二酸化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前四号の掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

(運搬物の個数の制限)

第三十条 規則第十四条第四号の規定により、二以上の運搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し、又は収納する運搬物のそれぞれの輸送指数(運搬物の表面から一メートル離れた位置における線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値の最大値の百倍をいう。ただし、核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除いて得られた値のうち、いずれか大なるものをい

う。以下同じ。)を合計した値が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

(標識又は表示)

第三十一条 規則第十四条第七号の規定による標識の取付け又は表示は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる標識を、それぞれ同表の下欄に掲げる箇所に取付けること。ただし、L型輸送物にあつては、この限りでない。

核燃料輸送物の区分	標識	箇所
一 表面の線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないもの	第一類白標識 (別記第十三に掲げるもの)	核燃料輸送物の表面の二箇所
二 表面の線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超え五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識 (別記第十四に掲げるもの)	核燃料輸送物の表面の二箇所
三 前二号に掲げる核燃料輸送物以外のもの	第三類黄標識 (別記第十五に掲げるもの)	核燃料輸送物の表面の二箇所

二 次のイからニまでに掲げる核燃料輸送物には、その表面の見やすい箇所、それぞれ当該イからニまでに掲げる事項を鮮明に表示しておくこと。

イ 総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物 総重量

ロ A型輸送物 「A型」又は「TYPE A」の文字

ハ B M型輸送物 「B M型」又は「TYPE B (M)」の文字

文字

ニ B U型輸送物 「B U型」又は「TYPE B (U)」の文字

文字

三 B M型輸送物及びB U型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク(別記第十六に掲げるもの)を鮮明に表示すること。

(放射線業務従事者に係る線量当量限度)

第三十二条 規則第十四条第八号の長官の定める線量当量限度は、実効線量当量について一年間(四月一日を始期とする一年間をいう。以下同じ。)につき五十ミリシーベルトとし、組織線量当量について次のとおりとする。

一 眼の水晶体については、一年間につき五百五十ミリシーベルト

二 前号以外の組織については、一年間につき五百ミリシーベルト

ト

三 女子(妊娠不能と診断された者及び次号に規定する者を除く。)の腹部については、前号に規定するほか、三月間につ

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

八八

き十三ミリシーベルト

四 妊娠中である女子の腹部については、第二号に規定するほか、妊娠と診断されたときから出産までの間につき十三ミリシーベルト

ト
(実効線量当量等の算定)

第三十三条 前条の実効線量当量は、一センチメートル線量当量とする。

2 前条の組織線量当量は、次のとおりとする。

一 皮膚の組織線量当量は、七十マイクロメートル線量当量とすること。

二 眼の水晶体の組織線量当量は、三ミリメートル線量当量とすること。

三 皮膚及び眼の水晶体以外の組織の組織線量当量は、一センチメートル線量当量とすること。

3 前条の実効線量当量又は組織線量当量の算定に当たっては、診療を受けるための被ばくを除くものとする。

4 第一項及び第二項の規定については、長官が認めた場合に他の方法により算定することを妨げるものではない。

(確認を要しない核分裂性物質)

第三十四条 規則第十五条第二項の長官の定める核分裂性物質は、第二十二条に定める核燃料輸送物として運搬される核分裂性物質とする。

(容器承認の申請に係る提出書類の省略)

第三十五条 規則第十七条の二第二項の規定により、輸送容器について承認を受けようとする者は、核燃料輸送物の設計(輸送容器の設計及び当該輸送容器に収納する核燃料物質等の仕様をいう。)について長官の承認を受けたときは、同条第一項第二号に掲げる書類の提出を省略することができる。

別表第一（第二条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第一欄		第二欄		第三欄	
原子番号	放射性物質の種類	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値)	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値)	単位	単位
				T Bq	T Bq
1	³ H			40	40
4	⁷ Be			20	20
4	¹⁰ Be			20	0.5
6	¹¹ C			1	0.5
6	¹⁴ C			40	2
7	¹³ N			0.6	0.5
9	¹⁸ F			1	0.5
11	²² Na			0.5	0.5
11	²⁴ Na			0.2	0.2
12	²⁸ Mg			0.2	0.2
13	²⁶ Al			0.4	0.4
14	³¹ Si			0.6	0.5
14	³² Si			40	0.2
15	³² P			0.3	0.3
15	³³ P			40	0.9
16	³⁵ S			40	2
17	³⁶ Cl			20	0.5
17	³⁸ Cl			0.2	0.2
18	³⁷ Ar			40	40
18	³⁹ Ar			20	20
18	⁴¹ Ar			0.6	0.6
18	⁴² Ar			0.2	0.2
19	⁴⁰ K			0.6	0.6
19	⁴² K			0.2	0.2
19	⁴³ K			1	0.5
20	⁴¹ Ca			40	40
20	⁴⁵ Ca			40	0.9
20	⁴⁷ Ca			0.9	0.5
21	⁴⁴ Sc			0.5	0.5

第一欄		第二欄	第三欄
21	⁴⁶ Sc	0.5	0.5
21	⁴⁷ Sc	9	0.9
21	⁴⁸ Sc	0.3	0.3
22	⁴⁴ Ti	0.5	0.2
23	⁴⁸ V	0.3	0.3
23	⁴⁹ V	40	40
24	⁵¹ Cr	30	30
25	⁵² Mn	0.3	0.3
25	⁵³ Mn	制限なし	制限なし
25	⁵⁴ Mn	1	1
25	⁵⁶ Mn	0.2	0.2
26	⁵² Fe	0.2	0.2
26	⁵⁵ Fe	40	40
26	⁵⁹ Fe	0.8	0.8
26	⁶⁰ Fe	40	0.2
27	⁵⁵ Co	0.5	0.5
27	⁵⁶ Co	0.3	0.3
27	⁵⁷ Co	8	8
27	^{58m} Co	40	40
27	⁵⁸ Co	1	1
27	⁶⁰ Co	0.4	0.4
28	⁵⁹ Ni	40	40
28	⁶³ Ni	40	30
28	⁶⁵ Ni	0.3	0.3
29	⁶⁴ Cu	5	0.9
29	⁶⁷ Cu	9	0.9
30	⁶⁵ Zn	2	2
30	^{69m} Zn	2	0.5
30	⁶⁹ Zn	4	0.5
31	⁶⁷ Ga	6	6
31	⁶⁸ Ga	0.3	0.3
31	⁷² Ga	0.4	0.4
32	⁶⁸ Ge	0.3	0.3
32	⁷¹ Ge	40	40
32	⁷⁷ Ge	0.3	0.3

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
33 ^{72}As	0.2	0.2
33 ^{73}As	40	40
33 ^{74}As	1	0.5
33 ^{76}As	0.2	0.2
33 ^{77}As	20	0.5
34 ^{75}Se	3	3
34 ^{79}Se	40	2
35 ^{76}Br	0.3	0.3
35 ^{77}Br	3	3
35 ^{82}Br	0.4	0.4
36 ^{81}Kr	40	40
36 $^{85\text{m}}\text{Kr}$	6	6
36 ^{85}Kr	20	10
36 ^{87}Kr	0.2	0.2
37 ^{81}Rb	2	0.9
37 ^{83}Rb	2	2
37 ^{84}Rb	1	0.9
37 ^{86}Rb	0.3	0.3
37 ^{87}Rb	制限なし	制限なし
37 Rb(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
38 ^{82}Sr	0.2	0.2
38 $^{85\text{m}}\text{Sr}$	5	5
38 ^{85}Sr	2	2
38 $^{87\text{m}}\text{Sr}$	3	3
38 ^{89}Sr	0.6	0.5
38 ^{90}Sr	0.2	0.1
38 ^{91}Sr	0.3	0.3
38 ^{92}Sr	0.2	0.2
39 ^{87}Y	2	2
39 ^{88}Y	0.4	0.4
39 ^{90}Y	0.2	0.2
39 $^{91\text{m}}\text{Y}$	2	2
39 ^{91}Y	0.3	0.3
39 ^{92}Y	0.2	0.2
39 ^{93}Y	0.2	0.2

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄
40	⁸⁸ Zr	3	3
40	⁹³ Zr	40	0.2
40	⁹⁵ Zr	1	0.9
40	⁹⁷ Zr	0.3	0.3
41	^{92m} Nb	0.7	0.7
41	^{93m} Nb	40	6
41	⁹⁴ Nb	0.6	0.6
41	⁹⁵ Nb	1	1
41	⁹⁷ Nb	0.6	0.5
42	⁹³ Mo	40	7
42	⁹⁹ Mo	0.6	0.5
43	^{95m} Tc	2	2
43	^{96m} Tc	0.4	0.4
43	⁹⁶ Tc	0.4	0.4
43	^{97m} Tc	40	40
43	⁹⁷ Tc	制限なし	制限なし
43	⁹⁸ Tc	0.7	0.7
43	^{99m} Tc	8	8
43	⁹⁹ Tc	40	0.9
44	⁹⁷ Ru	4	4
44	¹⁰³ Ru	2	0.9
44	¹⁰⁵ Ru	0.6	0.5
44	¹⁰⁶ Ru	0.2	0.2
45	⁹⁹ Rh	2	2
45	¹⁰¹ Rh	4	4
45	^{102m} Rh	2	0.9
45	¹⁰² Rh	0.5	0.5
45	^{103m} Rh	40	40
45	¹⁰⁵ Rh	10	0.9
46	¹⁰³ Pd	40	40
46	¹⁰⁷ Pd	制限なし	制限なし
46	¹⁰⁹ Pd	0.6	0.5
47	¹⁰⁵ Ag	2	2
47	^{108m} Ag	0.6	0.6
47	^{110m} Ag	0.4	0.4

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

	第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
47	¹¹¹ Ag	0.6	0.5
48	¹⁰⁹ Cd	40	1
48	^{113m} Cd	20	9×10^{-2}
48	^{115m} Cd	0.3	0.3
48	¹¹⁵ Cd	4	0.5
49	¹¹¹ In	2	2
49	^{113m} In	4	4
49	^{114m} In	0.3	0.3
49	^{115m} In	6	0.9
50	¹¹³ Sn	4	4
50	^{117m} Sn	6	2
50	^{119m} Sn	40	40
50	^{121m} Sn	40	0.9
50	¹²³ Sn	0.6	0.5
50	¹²⁵ Sn	0.2	0.2
50	¹²⁶ Sn	0.3	0.3
51	¹²² Sb	0.3	0.3
51	¹²⁴ Sb	0.6	0.5
51	¹²⁵ Sb	2	0.9
51	¹²⁶ Sb	0.4	0.4
52	¹¹⁸ Te	0.2	0.2
52	^{121m} Te	5	5
52	¹²¹ Te	2	2
52	^{123m} Te	7	7
52	^{125m} Te	30	9
52	^{127m} Te	20	0.5
52	¹²⁷ Te	20	0.5
52	^{129m} Te	0.6	0.5
52	¹²⁹ Te	0.6	0.5
52	^{131m} Te	0.7	0.5
52	¹³² Te	0.4	0.4
53	¹²³ I	6	6
53	¹²⁴ I	0.9	0.9
53	¹²⁵ I	20	2
53	¹²⁶ I	2	0.9

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
53 ¹²⁹ I	制限なし	制限なし
53 ¹³¹ I	3	0.5
53 ¹³² I	0.4	0.4
53 ¹³³ I	0.6	0.5
53 ¹³⁴ I	0.3	0.3
53 ¹³⁵ I	0.6	0.5
54 ¹²² Xe	0.2	0.2
54 ¹²³ Xe	0.2	0.2
54 ¹²⁷ Xe	4	4
54 ^{131m} Xe	40	40
54 ¹³³ Xe	20	20
54 ¹³⁵ Xe	4	4
55 ¹²⁹ Cs	4	4
55 ¹³¹ Cs	40	40
55 ¹³² Cs	1	1
55 ^{134m} Cs	40	9
55 ¹³⁴ Cs	0.6	0.5
55 ¹³⁵ Cs	40	0.9
55 ¹³⁶ Cs	0.5	0.5
55 ¹³⁷ Cs	2	0.5
56 ¹³¹ Ba	2	2
56 ^{133m} Ba	10	0.9
56 ¹³³ Ba	3	3
56 ¹⁴⁰ Ba	0.4	0.4
57 ¹³⁷ La	40	2
57 ¹⁴⁰ La	0.4	0.4
58 ¹³⁹ Ce	6	6
58 ¹⁴¹ Ce	10	0.5
58 ¹⁴³ Ce	0.6	0.5
58 ¹⁴⁴ Ce	0.2	0.2
59 ¹⁴² Pr	0.2	0.2
59 ¹⁴³ Pr	4	0.5
60 ¹⁴⁷ Nd	4	0.5
60 ¹⁴⁹ Nd	0.6	0.5
61 ¹⁴³ Pm	3	3

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
61 ¹⁴⁴ Pm	0.6	0.6
61 ¹⁴⁵ Pm	30	7
61 ¹⁴⁷ Pm	40	0.9
61 ^{148m} Pm	0.5	0.5
61 ¹⁴⁹ Pm	0.6	0.5
61 ¹⁵¹ Pm	3	0.5
62 ¹⁴⁵ Sm	20	20
62 ¹⁴⁷ Sm	制限なし	制限なし
62 ¹⁵¹ Sm	40	4
62 ¹⁵³ Sm	4	0.5
63 ¹⁴⁷ Eu	2	2
63 ¹⁴⁸ Eu	0.5	0.5
63 ¹⁴⁹ Eu	20	20
63 ¹⁵⁰ Eu	0.7	0.7
63 ^{152m} Eu	0.6	0.5
63 ¹⁵² Eu	0.9	0.9
63 ¹⁵⁴ Eu	0.8	0.5
63 ¹⁵⁵ Eu	20	2
63 ¹⁵⁶ Eu	0.6	0.5
64 ¹⁴⁶ Gd	0.4	0.4
64 ¹⁴⁸ Gd	3	3×10^{-4}
64 ¹⁵³ Gd	10	5
64 ¹⁵⁹ Gd	4	0.5
65 ¹⁵⁷ Tb	40	10
65 ¹⁵⁸ Tb	1	0.7
65 ¹⁶⁰ Tb	0.9	0.5
66 ¹⁵⁹ Dy	20	20
66 ¹⁶⁵ Dy	0.6	0.5
66 ¹⁶⁶ Dy	0.3	0.3
67 ¹⁶³ Ho	40	40
67 ^{166m} Ho	0.6	0.3
67 ¹⁶⁶ Ho	0.3	0.3
68 ¹⁶⁹ Er	40	0.9
68 ¹⁷¹ Er	0.6	0.5
69 ¹⁶⁷ Tm	7	7

第一欄		第二欄	第三欄
69	¹⁶⁸ Tm	0.8	0.8
69	¹⁷⁰ Tm	4	0.5
69	¹⁷¹ Tm	40	10
70	¹⁶⁹ Yb	3	3
70	¹⁷⁵ Yb	30	0.9
71	¹⁷² Lu	0.5	0.5
71	¹⁷³ Lu	8	8
71	^{174m} Lu	20	8
71	¹⁷⁴ Lu	8	4
71	¹⁷⁷ Lu	30	0.9
72	¹⁷² Hf	0.5	0.3
72	¹⁷⁵ Hf	3	3
72	¹⁸¹ Hf	2	0.9
72	¹⁸² Hf	4	3×10^{-2}
73	¹⁷⁸ Ta	1	1
73	¹⁷⁹ Ta	30	30
73	¹⁸² Ta	0.8	0.5
74	¹⁷⁸ W	1	1
74	¹⁸¹ W	30	30
74	¹⁸⁵ W	40	0.9
74	¹⁸⁷ W	2	0.5
74	¹⁸⁸ W	0.2	0.2
75	¹⁸³ Re	5	5
75	^{184m} Re	3	3
75	¹⁸⁴ Re	1	1
75	¹⁸⁶ Re	4	0.5
75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし
75	¹⁸⁸ Re	0.2	0.2
75	¹⁸⁹ Re	4	0.5
75	Re(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
76	¹⁸⁵ Os	1	1
76	^{191m} Os	40	40
76	¹⁹¹ Os	10	0.9
76	¹⁹³ Os	0.6	0.5
76	¹⁹⁴ Os	0.2	0.2

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
77 ¹⁸⁹ Ir	10	10
77 ¹⁹⁰ Ir	0.7	0.7
77 ¹⁹² Ir	1	0.5
77 ^{193m} Ir	10	10
77 ¹⁹⁴ Ir	0.2	0.2
78 ¹⁸⁸ Pt	0.6	0.6
78 ¹⁹¹ Pt	3	3
78 ^{193m} Pt	40	9
78 ¹⁹³ Pt	40	40
78 ^{195m} Pt	10	2
78 ^{197m} Pt	10	0.9
78 ¹⁹⁷ Pt	20	0.5
79 ¹⁹³ Au	6	6
79 ¹⁹⁴ Au	1	1
79 ¹⁹⁵ Au	10	10
79 ¹⁹⁶ Au	2	2
79 ¹⁹⁸ Au	3	0.5
79 ¹⁹⁹ Au	10	0.9
80 ¹⁹⁴ Hg	1	1
80 ^{195m} Hg	5	5
80 ^{197m} Hg	10	0.9
80 ¹⁹⁷ Hg	10	10
80 ²⁰³ Hg	4	0.9
81 ²⁰⁰ Tl	0.8	0.8
81 ²⁰¹ Tl	10	10
81 ²⁰² Tl	2	2
81 ²⁰⁴ Tl	4	0.5
82 ²⁰¹ Pb	1	1
82 ²⁰² Pb	40	2
82 ²⁰³ Pb	3	3
82 ²⁰⁵ Pb	制限なし	制限なし
82 ²¹⁰ Pb	0.6	9×10^{-3}
82 ²¹² Pb	0.3	0.3
83 ²⁰⁵ Bi	0.6	0.6
83 ²⁰⁶ Bi	0.3	0.3

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
83 ²⁰⁷ Bi	0.7	0.7
83 ^{210m} Bi	0.3	3 × 10 ⁻²
83 ²¹⁰ Bi	0.6	0.5
83 ²¹² Bi	0.3	0.3
84 ²⁰⁸ Po	40	2 × 10 ⁻²
84 ²⁰⁹ Po	40	2 × 10 ⁻²
84 ²¹⁰ Po	40	2 × 10 ⁻²
85 ²¹¹ At	30	2
86 ²²² Rn	0.2	4 × 10 ⁻³
88 ²²³ Ra	0.6	3 × 10 ⁻²
88 ²²⁴ Ra	0.3	6 × 10 ⁻²
88 ²²⁵ Ra	0.6	2 × 10 ⁻²
88 ²²⁶ Ra	0.3	2 × 10 ⁻²
88 ²²⁸ Ra	0.6	4 × 10 ⁻²
89 ²²⁵ Ac	0.6	1 × 10 ⁻²
89 ²²⁷ Ac	40	2 × 10 ⁻⁵
89 ²²⁸ Ac	0.6	0.4
90 ²²⁷ Th	9	1 × 10 ⁻²
90 ²²⁸ Th	0.3	4 × 10 ⁻⁴
90 ²²⁹ Th	0.3	3 × 10 ⁻⁵
90 ²³⁰ Th	2	2 × 10 ⁻⁴
90 ²³¹ Th	40	0.9
90 ²³² Th	制限なし	制限なし
90 ²³⁴ Th	0.2	0.2
90 Th(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
91 ²³⁰ Pa	2	0.1
91 ²³¹ Pa	0.6	6 × 10 ⁻⁵
91 ²³³ Pa	5	0.9
92 ²³⁰ U	40	1 × 10 ⁻²
92 ²³² U	3	3 × 10 ⁻⁴
92 ²³³ U	10	1 × 10 ⁻³
92 ²³⁴ U	10	1 × 10 ⁻³
92 ²³⁵ U	制限なし	制限なし
92 ²³⁶ U	10	1 × 10 ⁻³
92 ²³⁸ U	制限なし	制限なし

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

	第一欄	第二欄	第三欄
92	U(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
92	U(天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が5%以下であるもの)	制限なし	制限なし
92	U(天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が5%を超えるもの)	10	1×10^{-3}
92	U(天然の混合比に達しないもの)	制限なし	制限なし
93	^{235}Np	40	40
93	^{236}Np	7	1×10^{-3}
93	^{237}Np	2	2×10^{-4}
93	^{239}Np	6	0.5
94	^{236}Pu	7	7×10^{-4}
94	^{237}Pu	20	20
94	^{238}Pu	2	2×10^{-4}
94	^{239}Pu	2	2×10^{-4}
94	^{240}Pu	2	2×10^{-4}
94	^{241}Pu	40	1×10^{-2}
94	^{242}Pu	2	2×10^{-1}
94	^{244}Pu	0.3	2×10^{-4}
95	^{241}Am	2	2×10^{-4}
95	$^{242\text{m}}\text{Am}$	2	2×10^{-4}
95	^{243}Am	2	2×10^{-1}
96	^{240}Cm	40	2×10^{-2}
96	^{241}Cm	2	0.9
96	^{242}Cm	40	1×10^{-2}
96	^{243}Cm	3	3×10^{-4}
96	^{244}Cm	4	4×10^{-4}
96	^{245}Cm	2	2×10^{-4}
96	^{246}Cm	2	2×10^{-4}
96	^{247}Cm	2	2×10^{-4}
96	^{248}Cm	4×10^{-2}	5×10^{-5}
97	^{247}Bk	2	2×10^{-4}
97	^{249}Bk	40	8×10^{-2}

第一欄		第二欄	第三欄
98	²⁴⁸ Cf	30	3×10^{-3}
98	²⁴⁹ Cf	2	2×10^{-4}
98	²⁵⁰ Cf	5	5×10^{-4}
98	²⁵¹ Cf	2	2×10^{-4}
98	²⁵² Cf	0.1	1×10^{-3}
98	²⁵³ Cf	40	6×10^{-2}
98	²⁵⁴ Cf	3×10^{-3}	6×10^{-4}

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

別表第二（第二条関係）

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 T Bq	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T Bq
一 放出する放射線が一種類の場合（二に該当する場合を除く。） イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合（陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。） ロ ベータ線を放出する場合 (1) 最大エネルギーが0.1MeV未満である場合 (2) 最大エネルギーが0.1MeV以上0.15MeV未満である場合 (3) 最大エネルギーが0.15MeV以上0.2MeV未満である場合 (4) 最大エネルギーが0.2MeV以上0.5MeV未満である場合 (5) 最大エネルギーが0.5MeV以上0.7MeV未満である場合 (6) 最大エネルギーが0.7MeV以上1.0MeV未満である場合 (7) 最大エネルギーが1.0MeV以上1.5MeV	1 (40を超える場合には、40) E(γ) 40 40 40 40 21 4.2 0.63	1 (40を超える場合には、40) E(γ) 40 9.3 2.3 0.93 0.46 0.46 0.46

第一欄	第二欄	第三欄
<p>未満である場合</p> <p>(8) 最大エネルギーが 1.5MeV以上2.0MeV 未満である場合</p> <p>(9) 最大エネルギーが 2.0MeV以上である場 合</p> <p>ハ 吸入摂取又は経口摂取 するおそれがある場合 (試験研究の用に供する 原子炉等の設置、運転等 に関する規則等の規定に 基づき、線量当量限度等 を定める件(昭和六十三年 科学技術庁告示第二十 号)(以下「線量当量告 示」という。)別表第一 中第二欄又は第三欄に数 量の記載がある場合をい う。)</p> <p>ニ サブマージョンによる 被ばくのおそれがある場 合(線量当量告示別表第 一中第一欄に記載してい る化学形が「サブマー ジョン」である場合をい う。)</p> <p>ホ アルファ線を放出する 場合</p>	<p>0.32</p> <p>0.21</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>$\frac{A L I}{10^6}$ (40を超える場 合には、40)</p> <p>—</p> <p>$\frac{A L I}{100}$ (40を超える場 合には、40)</p>	<p>0.32</p> <p>0.21</p> <p>$\frac{A L I}{10^6}$ (40を超える場 合には、40)</p> <p>DAC×3.36(40を超える場 合には、40)</p> <p>—</p>
<p>二 放出する放射線が一種類 であり、当該放射性物質が 原子核の崩壊連鎖を生ずる もの(以下「親核種」とい う。)であつて、その物理</p>	<p>親核種及び娘核種に対する一 の第一欄の区分に応じ、それ ぞれ第二欄に掲げる数量のう ち最小のもの</p>	<p>親核種及び娘核種に対する一 の第一欄の区分に応じ、それ ぞれ第三欄に掲げる数量のう ち最小のもの</p>

第一欄	第二欄	第三欄
<p>的半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性物質（以下「娘核種」という。）の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合</p>		
<p>三 放出する放射線が二種類以上の場合（四に該当する場合を除く。）</p>	<p>それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>
<p>四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合</p>	<p>それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>

備考 E (γ) は、当該放射性物質の一壊変当たりのガンマ線又はエックス線の総エネルギー（エネルギーにエネルギーごとの放出率を乗じたものの総和をいう。）をMeVで表した値を、A L I は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量当量告示別表第一中第二欄又は第三欄に掲げる数量（ベクレル）のうち最も小さいものを、D A C は当該放射性物質の線量当量告示別表第一中第四欄に掲げる数量（ベクレル毎立方センチメートル）を、それぞれ示す。

別表第三（第二条関係）

種類が明らかでない放射性物質の場合又は種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性物質の場合の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
区 分	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 T Bq	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T Bq
一 ガンマ線又はベータ線以外の放射線を放出する放射性物質が存在しないことが明らかな場合	0.2	0.02
二 一以外の場合	0.1	2×10^{-5}

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

別表第四（第二条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合（別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。）の数量の限度

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第 一 欄	第 二 欄
区 分	数 量 単位 TBq
放射性物質の種類の一部及び種類別の数量の一部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} = 1$
放射性物質の種類の一部又は一部が明らかであつて種類別の数量の一部又は一部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n 及び y の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} + \frac{y}{Y} = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量（テラベクレル）を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を、 y は種類又は種類別の数量が明らかな放射性物質の数量（テラベクレル）を、 Y は y に係る放射性物質の種類の一部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）のうち最小のものを、 y に係る放射性物質の種類の一部又は一部が明らかな場合にあつては y に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

別表第五（第二条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合（別表第六に該当する場合を除く。）の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄
区 分	数 量 (A ₂ 値) 単位 TBq
放射性物質の種類が明らかな場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n}$
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n + f_y/Y}$

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を、 f_y は種類が明らかでない放射性物質の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

別表第六（第二条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の場合の数量の限度

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
区 分	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 T Bq	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T Bq
その系列のすべての放射性物質（親核種を除く。）の物理的半減期が十日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が十日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たす X ₁ , X ₂ , …, X _n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たす X ₁ , X ₂ , …, X _n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$

備考 X₁, X₂, …, X_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量（テラベクレル）を、X₁, X₂, …, X_n はそれぞれ X₁, X₂, …, X_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

別記第一（第二条関係） 特別形核燃料物質等に係る試験

一 衝撃試験

試験しようとする核燃料物質等ができるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二 打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、この角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三 曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四 加熱試験

供試物を摂氏八百度の空气中に十分間置くこと。

五 浸漬試験

イ 固体状の核燃料物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に七日間浸漬させること。
- (2) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。
- (3) 摂氏三十度であつて湿度九十パーセントの空气中に七日間置くこと。
- (4) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

ロ 核燃料物質等を封入したカプセルにあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。
- (2) 摂氏三十度の空气中に七日間置くこと。
- (3) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

別記第二（第四条関係） LSA-IIIに係る浸漬試験

常温の水中に七日間浸漬させること。

別記第三（第十一条関係） A型輸送物に係る一般の試験条件

一 条件

イ 五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。ただし、(2)の条件については、(1)、(3)及び(4)の供試物とは別個の供試物を用いること。

(1) その重量が、五千キログラム未満のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラム以上一万キログラム未満のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上のものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) その重量が、五千キログラム以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあつては、それぞれの角に対して最大の破損を及ぼすように、その重量が、百キログラム以下のファイバー板製の円筒形のものにあつては、両縁の四半分ごとに対して最大の破損を及ぼすように、それぞれ、〇・三メートルの高さから落下させること。

(3) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(4) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物に係る追加条件

液体状又は気体状の核燃料物質等（四十テラベクレル以下の放射能を有する気体状のトリチウム又は A_2 値以下の気体状の希ガスを除く。）が収納されている核燃料輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

イ 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

ロ 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四（第十二条関係） B M型輸送物に係る一般の試験条件

一 摂氏三十八度の環境に一週間置くこと。この場合において、次の表の上欄に掲げる当該核燃料輸送物の表面の形状及び位置の区分に応じ、それぞれ、同表下欄に掲げる放射熱を一日につき十二時間負荷すること。

表面の形状及び位置の区分	放射熱(ワット毎平方メートル)	
	底面	その他
水平に輸送される平面	なし	八百
水平に輸送されない平面	なし	二百
曲面	なし	四百

二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

備考 第一号及び第二号の条件については、同一の供試物を用い

るものとする。

別記第五(第十四条関係) B M型輸送物に係る特別の試験条件

一 第二号の条件の下で核燃料輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、その重量が五百キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納する核燃料物質等が特別形核燃料物質等以外のものであつて、当該核燃料物質等の放射能の量が A_2 値の千倍を超えるものであつては、これに代えて、重量が五百キログラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該核燃料輸送物が最大の破損を受けように水平に落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 摂氏三十八度の環境に表面温度が一定になるまで置いた後、摂氏八百度の環境に三十分間置くこと。

ロ 別記第四第一号に定める放射熱を負荷しつつ冷却すること。ただし、人為的に冷却してはならない。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

備考 第一号及び第二号の条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第六(第十六条関係) 使用済燃料を収納した核燃料輸送物に

係る試験条件

深さ二百メートルの水中に一時間浸漬させること。

別記第七(第十七条関係) B U型輸送物に係る一般の試験条件

別記第四の条件の下に置くこと。

別記第八(第十八条関係) B U型輸送物に係る特別の試験条件

別記第五の条件の下に置くこと。

別記第九(第十九条関係) I P 1 2型輸送物に係る一般の試験条件

件

別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件の下に置くこと。ただし、長官が認める条件の下に置く場合は、この限りでない。

別記第十(第二十条関係) I P 1 3型輸送物に係る一般の試験条件

別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第十一(第二十三条関係) 核分裂性輸送物に係る一般の試験条件

一 別記第三第一号イの条件の下に置くこと。

二 当該核分裂性輸送物が円筒形のものにあつては、両縁の四半分ごとに対して、その他のものにあつては、それぞれの角に対して、それぞれ、○・三メートルの高さから落下させること。

三 別記第三第一号ロ(1)の条件の下に置くこと。

四 別記第三第一号ロ(3)及び(4)の条件の下に置くこと。

備考 第一号から第三号までの条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第十二（第二十五条関係） 核分裂性輸送物に係る特別の試験

条件

第一号及び第二号のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

一 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第十一の条件の下に置くこと。

ロ 別記第五第一号及び第二号の条件の下に置くこと。

ハ 深さ〇・九メートルの水中に八時間浸漬させること。ただし、臨界の評価において、浸水又は漏水があらかじめ想定されている場合は、この限りでない。

二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第十一の条件の下に置くこと。

ロ 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第十三（第三十一条関係）第一類白標識

0.5センチメートル

放射性
RADIOACTIVE

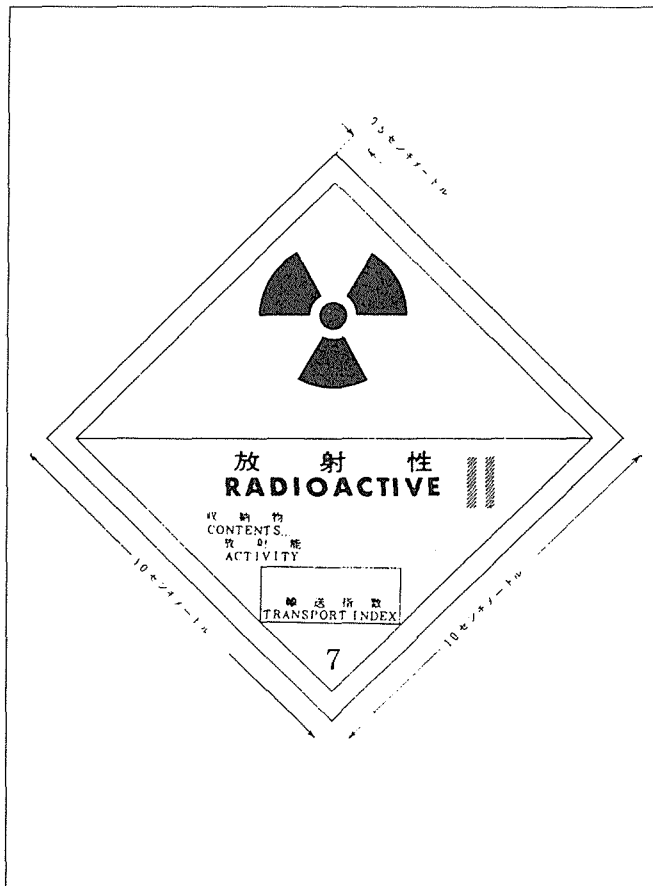
収納物
CONTENTS
放射能
ACTIVITY

7

10センチメートル

注1 三葉マークは、別記第十六のとおりとする。
 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称（当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称（LSA-Iに該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分）を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入すること。
 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分と、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分とをそれぞれ削ることができる。
 5 色彩は、次表によること。

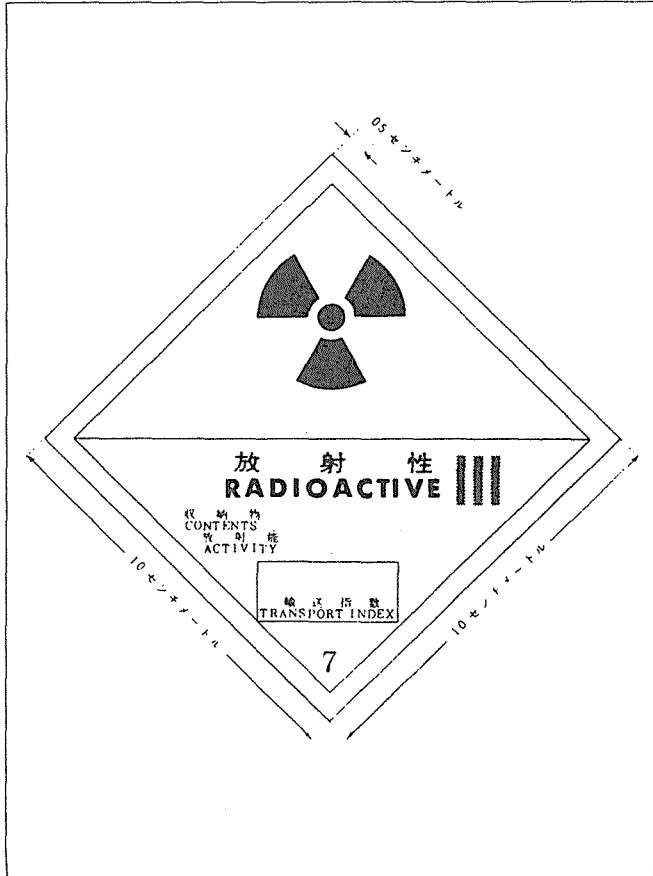
部	分	色 彩
上	半	地
三	葉	ク
下	マ	一
文	半	の
斜	分	地
線	の	字
を	の	分
施	部	分
した	の	線
部	分	白
分	の	黒
の	内	黒
内	側	赤
側	の	白
の	線	黒
線	分	黒
区	分	黒



- 注1 三葉マークは、別記第十六のとおりとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称（当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称（LSA-Iに該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分）を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によること。

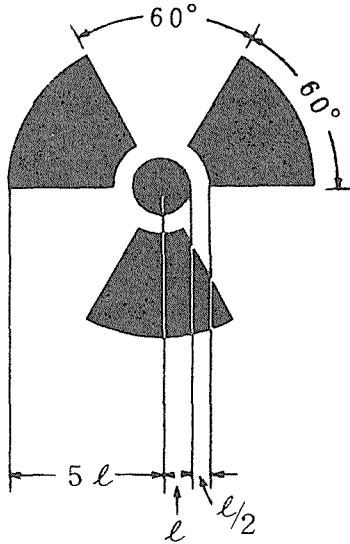
部	分	色	彩	
上	半	の	地	黄 黒 白 黒 赤 白 黒 黒
三	葉	マ	ク	
下	半	の	地	
文	分	の	字	
斜	線	を	施	分 分 分 分
ふ	ち	の	部	
ふ	ち	の	内	
区	分	の	線	
			線	黒

別記第十五（第三十一条関係）第三類黄標識



- 注1 三葉マークは、別記第十六によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称（当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分）を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によること。

部	分	色 彩			
上	半	の	地	黄 黒 白 黒 赤 白 黒 黒	
三	葉	マ	ク		
下	半	分	の		
文		分	地		
斜	線	を	施	した	部 分 線
ふ	ち	の	部		
ふ	ち	の	内		
区	分	の	側		
		の	線	線	



- 注1 l は、0.4センチメートル以上とする。
2 色彩は、黒とする。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達） 一六

2 安局第 3 2 7 号
平成 2 年 1 2 月 2 8 日

取

科学技術庁原子力安全局長

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する
確認等について

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「規則」という。）第5条、第9条、第10条、第13条、第16条、第17条の2、第17条の4及び第17条の5並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下「告示」という。）第2条、第8条、第19条、第26条、第35条の規定の実施細目等について、上記のとおり定め平成3年1月1日から適用することとするので通知します。

なお、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（通達）」（昭和62年2月10日付62安局第20号。以下「旧通達」という。）は、廃止します。

記

1. 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第59条の2第2項（法第66条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の運搬に関する科学技術庁長官の確認の申請
 - (1) 法第59条の2の規定は、使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者のうち、運搬に關するすべての保安の責任を負うことになっている者が、規則に定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならないという主旨であるので、同条第2項に規定する確認の申請は、上記責任を有する者でなければ行えないことに留意すること。
 - (2) 規則第16条第1項各号に掲げる書類の記載事項は、別記第1から別記第6までによるものとする。
 - (3) 規則第16条第2項の規定により、同条第1項第2号及び第3号に掲げる書類の提出を省略しようとする者は、規則第17条の3の規定に基づき科学技術庁長官（以下「長官」という。）が交付した容器承認書の写しを規則第16条第1項に規定する確認申請書に添付すること。
2. 法第59条の2第3項（法第66条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の容器承認の申請等
 - (1) 規則第17条の2第1項各号に掲げる書類の記載事項は、別記第7から別記第10までによるものとする。

なお、同項第3号の説明書については、別表の輸送容器検査要領により、承認を受けようとする輸送容器の検査を実施し、その結果を添付すること。
 - (2) 容器承認を受けようとする者は、輸送容器が輸送容器の設計に従って製作されていることを示すために、別記第11の様式の申請書により、輸送容器の検査の立会いを申請することができる。
 - (3) 規則第17条の2第2項の規定により、同条第1項第2号に掲げる書類の提出を省略しようとする者は、長官が交付した核燃料輸送物設計承認書の写しを同条第1項に規定する容器承認申請書に添付すること。

(4) 規則第17条の5の届出は、別記第12及び別記第13の様式によるものとする。

3. 容器承認に伴う措置

- (1) 容器承認を受けた者は、運搬の前に、別記第14の様式による承認容器登録票をそれぞれの輸送容器に取り付けること。
- (2) 容器承認を受けた者は、容器承認申請書の添付書類（又は核燃料輸送物設計承認申請書の添付書類）に記載した方法により、1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超えるものにあつては、使用回数10回ごとに1回以上）、それぞれの輸送容器について定期自主検査を実施するとともに、その性能を健全に保持すること。輸送容器の定期自主検査の記録は、製作時検査の記録と併せて、当該輸送容器を承認容器として使用する期間中、これを保存すること。

4. 核燃料輸送物の設計の承認の申請

- (1) 告示第35条の核燃料輸送物の設計についての長官の承認を受けようとする者は、別記第15の様式による申請書を提出すること。
- (2) (1)の承認を受けた核燃料輸送物の設計の一部を変更しようとする者は、別記第16の様式による申請書を提出すること。
- (3) (1)の承認の有効期間を更新しようとする者は、有効期間が満了する日の30日前までに別記第17の様式による申請書を、規則第17条の4第2項の規定に基づき承認容器使用期間更新申請書とともに提出すること。ただし、特に理由のある場合は、この限りでない。

5. 特別承認等に係る申請

- (1) 規則第5条第7号ただし書の規定による長官の承認を受けようとする者は、別記第18の様式による申請書を、同条第8号ただし書の規定による長官の承認を受けようとする者は、別記第19の様式による申請書を提出すること。
- (2) 規則第9条第2項第2号又は第10条第2項第2号の規定による「これと同等と長官の認める基準」を適用する者は、別記第20の様式による申請書を提出すること。なお、当該規定は、田原原子力機関（IAEA）放射特性物質安全輸送規則1985年版（以下「IA

E A輸送規則1985年版」という。）第521項、第522項及び第523項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。

(3) 告示別記第9の規定による「長官が認める条件」を適用しようとする者は、別記第21の様式による申請書を提出すること。なお、当該規定は、IAEA輸送規則1985年版第519項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。

(4) 規則第13条の規定による特別措置に係る長官の承認を受けようとする者は、別記第22の様式による申請書を提出すること。

6. 特別形核燃料物質等の設計の承認

- (1) 告示第2条第1号に定めるA、値を超える放射能を有する特別形核燃料物質等をA型輸送物として運搬しようとする者は、あらかじめ、別記第23の様式による申請書により、当該特別形核燃料物質等の設計が同号に定める特別形核燃料物質等の基準に適合することについて、原子力安全局長の承認を受けること。
- (2) 告示第2条第1号表中ただし書の規定による「長官が認める基準」を適用しようとする者は、別記第24の様式による申請書を提出すること。なお、当該規定は、IAEA輸送規則1985年版第611項及び第613項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。

7. IAEAの輸送基準に適合することの証明

告示第35条に掲げる長官の設計の承認を受けた核燃料輸送物の国際輸送にあつては、当該核燃料輸送物の設計がIAEAの輸送基準に適合することについて、別記第25の様式による圖により、原子力安全局長の証明書の交付を願うことができる。

8. 法第59条の2第1項に規定する運搬を伴わない運搬に係る核燃料輸送物（以下この項において「輸送物」という。）の運搬の届出等
輸送物については、その運搬等について、次の(1)から(4)までの規定により、科学技術庁原子力安全局核燃料規制課長あて届出ること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の承認等について（原子力安全局長通達） 一一八

(1) 輸送物の運搬の届出

法第59条の2第1項に規定する運搬を伴わない運搬を行おうとする者は、別記第26の様式により届け出ること。

計を変更し、別記第17条の2及び告示第35条の規定に基づき新たに設計についての長官の承認を受けようとする場合は、設計の一部変更とし、別記第16の様式による申請書を提出すること。

(2) 輸送容器の届出

(a) 運輸省の輸送容器及びその使用方法に関する承認を受けた者は、同省の輸送容器検査依頼による当該輸送容器の検査の結果を添付して、別記第27の様式により届け出ること。

(b) 運輸省に輸送容器の使用廃止届を提出した場合は、遑遅なく、別記第28の様式により届け出ること。

(3) 輸送物の設計の届出

(a) 運輸省の輸送物設計承認を受けた者は、別記第29の様式により届け出ること。

(b) (a)の届出を提出した輸送物の設計の一部を変更した者は、別記第30の様式により届け出ること。

(4) 特別形核燃料物質等の設計の届出

船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示（昭和52年、運輸省告示第585号）に定めるA、Bを超える放射能を有する特別形核燃料物質等をA型輸送物（核分裂性輸送物であるものを除く。）として運搬しようとする者は、あらかじめ別記第31の様式による特別形核燃料物質等設計届を提出すること。

9. 経過措置等

(1) 平成2年総理府令第56号による改正前の規則（以下「旧規則」という。）第17条の2、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示（昭和53年科学技術庁告示第11号。以下「旧告示」という。）第23条及び旧通達に基づき交付された容器承認書（以下「旧容器承認書」という。）及び核燃料輸送物設計承認書（以下「旧設計承認書」という。）であって、有効期間が平成5年1月1日以降の日付までとなっているものについては、その有効期間は平成4年12月31日までとなるので留意すること。

(2) 旧容器承認書及び旧設計承認書の有効期間を更新する場合は、更新後の有効期間は平成4年12月31日までとなるので留意すること。

(3) 旧規則第17条の2、旧告示第23条及び旧通達に基づき承認を受けた核燃料輸送物の設

別記第 1

規則第16条第1項第1号の説明書の記載事項

1. 収納する核燃料物質等の仕様（注1）
2. 仕様の決定方法（注2）
3. 設計仕様との比較（注3）

注1 輸送容器ごとに記載すること。

- 2 燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出した仕様の計算方法について記載すること。実測による場合は、測定方法について記載すること。
- 3 容器承認を受けている場合、承認容器に収納することを認められた核燃料物質等の設計仕様と収納する核燃料物質等の仕様との比較について記載すること。

別記第 2

規則第16条第1項第2号の説明書の記載事項

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項

別記第 3

規則第16条第1項第3号の説明書の記載事項

輸送容器の製作時の検査に関する説明（注）

注 別表の輸送容器検査要領による検査結果を添付すること。

別記第 4

規則第16条第1項第4号の説明書の記載事項

輸送容器の性能維持に関する説明（注）

注 輸送容器の完成後運搬の確認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

別記第 5

規則第16条第1項第5号の説明書の記載事項

1. 核燃料輸送物の発送前検査に関する説明（注）
2. 発送前検査を行う予定時期
3. 発送前検査を行う場所

注 発送前に行う検査の具体的方法及び合格基準を記載すること。

別記第 6

規則第16条第1項第6号の説明書の記載事項

1. 運搬機器及び積載方法
 - (1) 運搬機器の概要
 - (2) 積載方法及び固縛方法
 - (3) 運搬機器の線量当量率
 - (4) 運搬物の個数
 - (5) 運搬物の輸送指数及びその合計値
2. 運搬実施体制
 - (1) 運搬責任者、運搬実施者、運搬従事者及び同行する専門家
 - (2) 放射線管理要領
 - (3) 運搬要領
 - (4) 応急措置要領
3. 規則第14条各号に掲げる基準に適合することについての説明

別記第7

規則第17条の2第1項第1号の説明書の記載事項

1. 収納する核燃料物質等の仕様
2. 仕様の決定方法（注）

注 燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出しようとする仕様の計算方法等について記載すること。変測による場合は、測定方法について記載すること。

別記第8

規則第17条の2第1項第2号の説明書の記載事項

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

別記第9

規則第17条の2第1項第3号の説明書の記載事項

輸送容器の製作時の検査に関する説明（注）

注 別表の輸送容器検査要項による検査結果を添付すること。

別記第10

規則第17条の2第1項第4号の説明書の記載事項

輸送容器の性能維持に関する説明（注）

注 輸送容器の完成後から容器承認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達）

輸送容器検査立会申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁原子力安全局

核燃料規制課長

殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名） ㊦

輸送容器検査の立会いを受けて、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の名称
2. 輸送容器の製造番号等（注）
3. 製作工程表
4. 検査の立会いを受けようとする事項、期日及び場所

注 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号等を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

容器承認書記載事項変更届

番 号
年 月 日

科学技術庁長官

殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名） ㊤

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の5第1項
の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更前
2. 変更後
3. 変更の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達）

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達）

承認容器廃止届

番 号
年 月 日

科学技術庁長官

殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名） ㊦

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の5第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 輸送容器の名称
2. 廃止しようとする輸送容器の承認容器登録番号
3. 廃止の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

承認容器登録票

承認容器登録票 (記載例)	
Registration Label of Packaging	
承認容器登録者	
Name of Registrant	
輸送容器の名称	TXCELLOX-300
Name of Packaging	
承認容器登録番号	S 123 B 200
Serial Number of Packaging	
設計承認番号	J/200/B(M)F-85 (Rev.)
Competent Authority Identification Marks	
承認容器として使用する期間	平成3年9月16日から平成6年9月15日まで
This Registration Shall be Valid	From Sep. 16. 1991 to Sep. 15. 1994
承認した日	平成3年9月16日
Date of Approval	Sep. 16. 1991
承認を与えた者	科学技術庁長官
Approved by	Minister of State for Science and Technology
10cm以上	

10cm以上

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について (原子力安全局長通達)

- 備考 1 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
- 2 承認容器登録票は、本邦内においてのみ運搬されるものにあつては英語の部分
を削ることができる。

核燃料輸送物設計承認申請書

番 号
年 月 日

科 学 技 術 庁 長 官

殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ①

下記の核燃料輸送物について設計の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 核燃料輸送物の名称
2. 核燃料輸送物の種類 (注)
3. 核燃料輸送物に関する説明
 - (1) 輸送容器の材料の種類
 - (2) 核燃料輸送物の総重量
 - (3) 外形寸法
 - (4) 外 観
 - (5) 収納する核燃料物質等の設計仕様
 - イ 種 類
 - ロ 重 量
 - ハ 放射能の量 (主要な核種ごとの値及び合計値)
 - ニ 性 状
 - ホ 濃 縮 度
 - ヘ 燃 焼 度
 - ト 劣 耗 量

- チ 冷却日数
 - リ その他
4. 輸送制限回数
 5. 臨界計算における水密性に関する事項
 6. B M型輸送物にあつては、B U型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明
 7. 核燃料輸送物の取扱い及び保守に関する事項

(別紙記載事項)

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項

注 A型輸送物、B M型輸送物、B U型輸送物等核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつてはその旨を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料輸送物設計変更承認申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官

殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名) ㊤

下記の核燃料輸送物について設計変更の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 既に交付された設計承認番号
2. 核燃料輸送物の名称
3. 変更内容
4. 変更理由

(別紙記載事項) (注)

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱方法及び保守の方法
5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項

注 別紙記載事項は、変更に係る部分について記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について(原子力安全局長通達)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達）

核燃料輸送物設計承認更新申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官

殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ㊦

核燃料輸送物の設計承認の更新を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 核燃料輸送物の名称
2. 設計承認番号
3. 更新の理由

備考 1 本申請書には、既に交付を受けている核燃料輸送物設計承認書の写しを添付すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第18

核燃料輸送物の表面における検査当量率に係る承認申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官
殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）^①

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第5条第7号ただし書の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
2. 核燃料輸送物の表面における検査当量率
3. 承認を受けようとする理由
4. 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置（注）

注 積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保できることを示すこと。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第19

核燃料輸送物の表面から1メートル離れた位置における
検査当量率の承認に係る申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官
殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）^①

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第5条第8号ただし書の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
2. 核燃料輸送物の表面から1メートル離れた位置における検査当量率
3. 承認を受けようとする理由
4. 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置（注）

注 積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保できることを示すこと。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

IP型輸送物の基準に係る承認申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官
殿
住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名） ④

第9条
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則
第10条
IP型輸送物の基準として以下の基準を適用し、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送物の名称
2. 輸送物に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 輸送物の設計仕様
3. 適用しようとする基準（注）

（別紙記載事項）
適用しようとする基準が第9条又は第10条の基準と同等であることについての説明

注 規則第9条第2項第2号又は第10条第2項第2号中「これと同等と長官の認める基準」を適用しようとする場合には、例えば、以下のように適用しようとする基準を明記

すること。

1 タンクの場合

(1)「国障連合危険物輸送に関する専門委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告、第12章に定められる基準に適合すること。

(2) 256kPaの圧力試験に耐えること。

(3)通常の取扱い及び輸送条件下において、次の要件を満足すること。

① 追加されたしゃへい構造が静的及び動的応力に耐えること。

② 表面における線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

2 コンテナの場合

ISO1496/1:1984、「シリーズ1」、輸送コンテナ-規格及び試験-第1部：一般貨物コンテナ」に定められた要件に適合し、かつ、当該ISO規格に定められた試験条件の下に置（こ）とした場合に、表面における線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原動力安全調査報告） 一三三

別記第21

「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関

する助告」において定められている包装等級別の輸送容器に係る試験条件とする。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

1 P-2 型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書	
番	号
年	月
日	
科学技術庁長官	
殿	
住所	
氏名（法人にあつては、その名称及	
び代表者の氏名） ①	
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別記第9の規定に基づき以下の条件を適用し、下記のとおり申請します。	
記	
1. 輸送物の名称	
2. 輸送物に関する説明	
(1) 重量	
(2) 外形寸法	
(3) 外觀	
(4) 輸送物の設計仕様	
3. 適用しようとする条件（注）	
（別紙記載事項）	
適用しようとする条件が第9条又は第10条の基準と同等であることについての説明	

注 例えば、以下のように適用しようとする条件を明記すること。

特別措置に係る承認申請書

番 号

年 月 日

科 学 技 術 庁 長 官

殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び

代表者の氏名） ㊦

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第13条ただし書の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
2. 核燃料輸送物の表面及び1メートル離れた位置における線量当量率
3. 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
4. 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置（注）

注 積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保できることを示すこと。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特別形核燃料物質等設計承認申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁原子力安全局長

殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名) ㊤

下記の特別形核燃料物質等について設計の承認を受けたく、別紙のとおり
申請します。

記

1. 特別形核燃料物質等の名称
2. 特別形核燃料物質等に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 核燃料物質等の設計仕様

(別紙記載事項)

特別形核燃料物質等の設計が告示第2条第1号の技術基準に適合することについ
ての説明

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について(原子力安全局長通達)

特別形核燃料物質等設計承認申請書

番 号
年 月 日

科学技術庁長官
殿
住 所
氏 名（法人にあつては、その名称及
び代表者の氏名） ㊟

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第2条第1号ただし書の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 特別形核燃料物質等の名称

2. 特別形核燃料物質等に関する説明

(1) 重 量

(2) 外形寸法

(3) 外 観

(4) 核燃料物質等の設計仕様

3. 適用しようとする基準（注）

（別紙記載事項）

特別形核燃料物質等の設計が告示第2条第1号の技術基準に適合することについての説明

- (1) 衝撃試験及び打撃試験に代えて、ISO2919-1980（E）「密封罐頭-分類」に定められたクラス4衝撃試験
- (2) 加熱試験に代えて、ISO2919-1980（E）「密封罐頭-分類」に定められたクラス6温度試験
- (3) カプセルに封入された放射性物質等に係る浸漬試験に代えて、ISO/TR4826-1979（E）「密封罐頭-漏洩試験法」に定められた試験

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

注 例えば、以下のように適用しようとする基準を明記すること。

核燃料輸送物設計承認英文証明願

番 号
年 月 日

科学技術庁原子力安全局長

殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名） ㊤

下記の核燃料輸送物の設計が「IAEA放射性物質安全輸送規則（1985年版）」
の技術基準に適合していることについて英文により証明していただきたく、申請
します。

記

1. 核燃料輸送物の名称
2. 設計承認番号

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達）

核燃料輸送物確認届			
科学技術庁原子力安全局	番 号 年 月 日		
核燃料規制課長			
限			
住所 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） [㊦]			
核燃料輸送物について、別紙の書類を添えて、下記のとおり届け出ます。			
記			
	使用者等の区分（注1）		
	運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量（注2）		
	運搬の目的（注3）		
	運搬予定時期		
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の名称（注4）		
	核燃料輸送物の種類（注5）		
	核燃料輸送物の総重量（注6）		
	収納する核燃料物質等	重量（注7）	
		放射能の量（注8）	
	（注9）輸送容器	外形寸法（注10）	
重量（注11）			
	核分裂性輸送物にあっては輸送制限指数		
	専用積載又は混載の別		

（別紙書類）

1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書（注12）
2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認証の写し
3. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（注13）

- 注1 使用者、製造事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者若しくは廃棄事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併せて記載すること。
- 2 次のイからハまでにより記載すること。
 イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、使用済燃料とその被覆材からの放射能物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併せて記載すること。
 ロ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
 ハ 量についてはトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
- 3 当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。
- 4 核燃料輸送物の通称を記載すること。
- 5 A型輸送物、B型輸送物、B-U型輸送物等核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつてはその旨を記載すること。
- 6 トン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
- 7 注6の例により記載すること。
- 8 総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。
- 9 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
- 10 センチメートル、又はメートル単位で記載すること。
- 11 注6の例により記載すること。
- 12 記載事項は、別記第1によること。
- 13 記載事項は、別記第5によること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

輸 送 容 器 届

番 号
年 月 日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長

殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名） ㊦

下記の輸送容器について、別紙のとおり届け出ます。

記

1. 輸送容器の名称
2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認番号（注1）
3. 核燃料輸送物の設計承認番号

（別紙記載事項）

1. 輸送容器の製作時検査結果に関する説明（注2）
2. 輸送容器の性能維持に関する説明（注3）

注1 承認を受けた容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号等を併せて記載すること。

2 別表の輸送容器検査要領による検査結果を添付すること。

3 輸送容器の完成後から輸送容器の届出までの間、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達）

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達）

輸送容器使用廃止届

番 号
年 月 日

科学技術庁原子力安全局

核燃料規制課長

殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名） ㊤

輸送容器の使用を廃止したことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1. 輸送容器の名称
2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認番号
3. 廃止の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第29

核燃料輸送物設計届

番 号
年 月 日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長
殿

住所
氏名（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名） ①

下記の核燃料輸送物の設計について、別紙のとおり届け出ます。

記

1. 核燃料輸送物の名称
2. 核燃料輸送物の種類（注）
3. 核燃料輸送物に関する説明
 - (1) 輸送容器の材料の種類
 - (2) 核燃料輸送物の総質量
 - (3) 外形寸法
 - (4) 外 観
 - (5) 収納する核燃料物質等の設計仕様

イ 種 類
ロ 重 量
ハ 放射能の量（主要な核種ごとの値及び合計値）
ニ 性 状
ホ 濃 縮 度
ヘ 燃 焼 度

ト 発 熱 量
チ 冷 却 日 数
リ その他

4. 輸送制限回数
5. 臨界計算における水密性に関する事項
6. BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明
7. 核燃料輸送物の取扱い及び保守に関する事項

(別紙記載事項)

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項

注 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等、核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつてはその旨を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について(原子力安全局長通達)

核燃料輸送物設計変更届

番 号
年 月 日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長

殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名) ㊤

下記の核燃料輸送物の設計変更について、別紙のとおり届け出ます。

記

1. 既に交付された設計承認番号
2. 核燃料輸送物の名称
3. 変更内容
4. 変更理由

(別紙記載事項) (注)

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項

注 別紙記載事項は、変更に係る部分について記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特別形核燃料物質等設計届

番 号
年 月 日

科学技術庁原子力安全局

核燃料規制課長

殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名）

下記の特別形核燃料物質等の設計について、別紙のとおり届け出ます。

記

1. 特別形核燃料物質等の名称
2. 特別形核燃料物質等に関する説明
 - (1) 重量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外観
 - (4) 核燃料物質等の設計仕様

(別紙記載事項)

特別形核燃料物質等の設計が船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号）第4条第1号の技術基準に適合することについての説明

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達）

○別表 輸送容器検査要領

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
外観検査	BM, BU, AF, IF	容器の外観を目視で検査する。	傷、割れ、塗装及び形状等に異常のないこと。
材料検査	BM, BU	容器に用いられた材料について、ミルシート等により照合するか又は引張試験等により降伏応力、引張強度等の材料特性を検査する。	設計承認申請書（以下「申請書」という。）に記載された設計条件を満足していること。
寸法検査	BM, BU	主要寸法を計測器を用いて検査する。	申請書に記載された図示公差内であること。
溶接検査	BM, BU	1) 外観 2) 開先寸法 3) 液体浸透探傷試験 4) 放射線透過試験等により溶接の健全性を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足していること。
吊上げ荷重検査	BM, BU	トランオンに油圧等により荷重を付加し、異常の有無を検査する。	吊上げ荷重の2倍の荷重に耐えること。
重量検査	BM, BU	完成容器の重量又は各部分の総重量を検査する。	申請書に記載された重量以下であること。
* 未臨界検査	BM, BU, AF, IF	バスケット等の寸法及び外観を検査し、中性子吸収材を使用している場合はその含有量、分布等を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
しゃへい寸法検査	BM, BU, AF, IF	γ線、中性子線しゃへい用に用いられる部分の寸法を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
作動確認検査	BM, BU, AF, IF	弁及び非常用安全装置等が装備された容器にあつては、当該装置が正常に作動するか否かを検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
取扱検査	BM, BU, AF, IF	バスケット、蓋板等の脱着、取出し、吊上げ等の取扱いについて異常の有無を検査する。	申請書に記載された取扱いを行っても異常のないこと。
耐圧検査	BM, BU	気圧又は水圧を加え、容器の変形の有無等を検査する。	異常な変形、ひび、割れ等がないこと。
気密漏洩検査	BM, BU	ヘリウムリークテスト、加圧漏洩試験又は真空試験等により漏洩率を検査する。	漏洩率が申請書に記載された値以下であること。

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
缶熱検査	BM, BU	収納燃料の崩壊熱に相当する電熱ヒーター等の熱源を容器内に装填し、容器各部の最高温度、温度分布を検査する。	外気条件を補正したのち、申請書に記載された温度以下であること。
しゃへい性能検査	BM, BU	容器内に ^{60}Co 等の線源を装填し、しゃへい性能を検査する。	(1) しゃへい上の欠陥部分が存在しないこと。 (2) その他申請書に記載された条件を満足すること

注 BM, BU : BM型輸送物及びBU型輸送物に係る輸送容器を示す。(BM型核分裂性輸送物及びBU型核分裂性輸送物を含む。)

A F : 核分裂性物質を封入するA型核分裂性輸送物に係る輸送容器を示す。

I F : 核分裂性物質を封入するI P型核分裂性輸送物に係る輸送容器を示す。

* : 未臨界検査は、核分裂性輸送物のみを対象とする。

○原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被曝線量等を定める告示（抄）

〔昭和六十三年七月二十六日
科学技術庁告示第二十号〕

最終改正 平成四年三月二十六日

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十三号）第一条の二第四号及び第六号、第六条第三項、第七条第一号ハ、第八条、第十四条第四号及び第七号並びに別記様式第二の注3、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第二号及び第三号、第二条の五第十号、第二条の十一第三項、第三条第四号ハ、第六号及び第八号ハ、第四条第四号及び第七号、第八条第二項並びに別記様式第一の注、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第二号及び第三号、第七条第三項、第七條の二第一号ハ、第七條の三、第七條の八第四号及び第七号並びに別記様式第三の注3、核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第一条第二号及び第三号、第二条第三号ハ、第五号、第七号ハ、第十一号ニ、同号ト及び第十二号ホ並びに第三条第三項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二号及び第四号、第八条第三項、第九条第一号ハ、第十条、第十六条第四号及び第七号並びに別記様式第二

の注6、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第十八条第二項、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令（昭和六十二年総理府令第十号）第十四条第一号及び第十五条第三号、試験研究の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令（昭和六十二年総理府令第十一号）第二十五条第一項第一号及び第二十七条第三号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令（昭和六十二年総理府令第十二号）第十六条第一号並びに第十八条第一号、第四号及び第五号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条第三号及び第四号、第十三条第三項、第十四条第一号ハ、第十五条、第十九条第四号及び第六号並びに別記様式第三の注2の規定に基づき、線量当量限度等を次のように定め、昭和六十四年四月一日から適用する。

なお、昭和三十五年科学技術庁告示第二十一号（原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被曝線量等を定める件）は、昭和六十四年三月三十一日限り、廃止する。

（適用）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十三号）第一条の二第四号及び第六号、第六条第三項、第七条第一号ハ、第八条、第十四条第四号及び第七号並びに別記様式第二の注3、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十四号）第一条第二号及び

第三号、第二条の五第十号、第二条の十一第三項、第三条第四号ハ、第六号及び第八号ハ、第四条第四号及び第七号、第八条第二項並びに別記様式第一の注、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第二号及び第三号、

第三項、第十四条第一号ハ、第十五条、第十九条第四号及び第六号並びに別記様式第三の注2の規定による線量当量限度等については、この告示に定めるところによる。

（緊急作業に係る線量当量限度）

第七条第三項、第七条の二第一号ハ、第七条の三、第七条の八第四号及び第七号並びに別記様式第三の注3、核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第一条第二号及び第三号、第二条第三号ハ、第五号、第七号ハ、第十一号ニ、同

第八条 緊急作業に係る線量当量限度は、実効線量当量について百ミリシーベルトとする。

号ト及び第十二号ホ並びに第三条第三項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二号及び第四号、第八条第三項、第九条第一号ハ、第十条、第十六条第四号及び第七号並びに別記様式第二の注6、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第十八条第二項、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令（昭和六十二年総理府令第十号）第十四条第一号及び第十五条第三号、試験研究の用に供する原子

炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令（昭和六十二年総理府令第十一号）第二十五条第一項第一号及び第二十七条第三号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令（昭和六十二年総理府令第十二号）第十六条第一号並びに第十八条第一号、第四号及び第五号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条第三号及び第四号、第十三条

○指定検査機関等に関する規則（抄）

〔昭和六十一年十二月十二日〕
総理府令 第六十八号

第三章 指定運搬物確認機関

（指定運搬物確認機関に行わせる承認容器による運搬物に係る確認の範囲）

第二十二條 長官は、法第六十一条の四十二第一項の規定により、承認容器による運搬物に係る確認のうち次に掲げる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（放射性廃棄物を除く。）に係るものを、指定運搬物確認機関に行わせることができる。

一 ウラン及びその化合物（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を超えないものに限る。）

二 二酸化ウラン（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を超えないものに限る。）のみを燃料材とした燃料体（使用済燃料を除く。）

三 使用済燃料（その被覆材からの放射性物質の漏えいが認められないものに限る。）

四 材料の試験等のために原子炉において中性子の照射を受けた試験片その他の物

（運搬物確認員の条件）

指定検査機関等に関する規則（抄）

第二十三條 法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する法第六十一条の二十六第一号の総理府令で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理科系統の学科を修めて卒業した者であつて、放射線管理の実務又は承認容器による運搬物に係る確認の実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

二 放射線管理の実務又は承認容器による運搬物に係る確認の実務に五年以上従事した経験を有し、かつ、長官が定める研修を修了した者

三 原子炉主任技術者免状又は核燃料取扱主任者免状を有する者

四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると長官が認めたる者

（運搬物確認員の数）

第二十四條 法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する法第六十一条の二十六第一号の総理府令で定める数は、二名とする。

（帳簿）

第二十五條 法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する法第六十一条の三十八第一項の総理府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 承認容器による運搬物に係る確認を受けた者の氏名又は名称

指定検査機関等に関する規則（抄）

一四八

及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 承認容器による運搬物に係る確認の対象となつた核燃料輸送物（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物が容器に収納されているものをいう。以下同じ。）の種類、収納する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量並びに容器の承認の年月日及び番号

三 承認容器による運搬物に係る確認の対象となつた核燃料輸送物の運搬の目的及び運搬予定時期

四 承認容器による運搬物に係る確認の申請を受けた年月日

五 承認容器による運搬物に係る確認を行つた年月日

六 承認容器による運搬物に係る確認を行つた場所

七 運搬物確認員の氏名

八 承認容器による運搬物に係る確認の結果

九 確認証の交付年月日及び番号

十 その他承認容器による運搬物に係る確認に関し必要な事項

2 法第六十一条の四十二第三項において準用する法第六十一条の三十八第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。

（報告）

第二十六条 指定運搬物確認機関は、承認容器による運搬物に係る確認を行つたときは、遅滞なく、別記様式第三の運搬物確認結果報告書により、長官に報告しなければならない。

2 指定運搬物確認機関は、運搬物確認員を解任したときは、遅滞なく、解任した運搬物確認員の氏名及び解任の理由を記載した報

告書により、長官に報告しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、長官は、法の施行に必要な限度において、指定運搬物確認機関に対し、その事業の運営に関する事項について報告を求めることができる。

（準用）

第二十七条 第二条、第五条から第十一条まで及び第十三条の規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、第二条中「第六十一条の二十五第一項」とあるのは「第六十一条の四十二第二項」と、「検査」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、「検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、第六条及び第七条中「法」とあるのは「法第六十一条の四十二第三項において準用する法」と、第八条中「法」とあるのは「法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する法」と、「検査」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、「検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、「検査に合格したこと」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認をしたこと」と、第九条中「法」とあるのは「法第六十一条の四十二第三項において準用する法」と、第十条中「法」とあるのは「法第六十一条の四十二第三項において準用する法」と、「検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、第十一条及び第十三条中「法」とあるのは「法第六十一条の四十二第三項において準用する法」と、「検査」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(身分を示す証明書)

第二十八條 法第六十八條の二第二項において準用する法第六十八

條第三項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

様式第3 (第26条関係)

		整理番号(注1)	
運 搬 物 確 認 結 果 報 告 書 年 月 日 科学技術庁長官 殿 指定運搬物確認機関の名称 代表者の氏名 印 指定検査機関等に関する規則第26条第1項の規定により、次のとおり報告します。			
承認容器による 運搬物に係る確 認を受けた者	氏名又は名称		
	住 所	電話番号()	
	使用者等の区分(注2)		
運搬の目的等	目 的		
	出発地		
	到着地		
運 搬 予 定 時 期			
核燃料輸送物	名称(注3)		
	種類(注4)		
	個 数		
運搬する核燃料 物質又は核燃料 物質によつて汚 染された物	種 類		
	性 状		
	量		
	濃縮度		
承認容器	承認年月日		
	番 号		
承認容器による 運搬物に係る確 認	場 所		
	年月日		
	確認の氏名		
	結 果		
確認証の交付年月日及び番号			

注1 この欄には、記載しないこと。

2 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者若しくは廃棄事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併記すること。

3 核燃料輸送物の通称を記載すること。

4 A型、BM型、BU型の別及び核分裂性輸送物にあつては、その種類を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格B4とすること

指定検査機関等に関する規則(抄)

表 面

指定検査機関等に関する規則(抄)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条の2第2項において準用する同法第68条第4項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写
真

押
出
ス
タ
ン
プ

年 月 日生

年 月 日交付

科学技術庁長官 印

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。

裏 面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 (第1項及び第3項略)

4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第2項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第68条の2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第67条第2項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関等の事務所又は事業所に立入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第80条の3 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

五 第68条の2の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、指定運搬物確認機関を指定した件

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律の規定に基づき、
指定運搬物確認機関を指定した件

〔昭和六十二年二月三日
科学技術庁告示第二号〕

最終改正 昭和六十二年十二月二十五日科学技術庁告示第三十二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第六十一条の四十二第一項の規定に基づき、昭和六十二年一月二十七日付けをもつて次のように指定運搬物確認機関を指定したので、同法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する同法第六十一条の四十第一号の規定に基づき、告示する。

- 一 指定運搬物確認機関の名称 財団法人原子力安全技術センター
- 二 住所 東京都文京区白山五丁目一番三の百一号
- 三 行うことができる承認容器による運搬物に係る確認の範囲 承認容器による運搬物に係る確認のうち指定検査機関等に関する規則（昭和六十一年総理府令六十八号）第二十二条に規定する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第十七条の四の表第一号イに規定する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて輸入されるものを除く。）に係るものとする。

○核燃料物質等車両運搬規則

(昭和五十三年十二月二十八日)
運輸省令第七十一号)

最終改正 平成六年三月二十九日運輸省令第十号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第五十九条の二第一項及び第二項(第六十六号第二項において準用する場合を含む。)並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十三年政令第三二十四号)第十七条の四(昭和六三年九月政令第二一四号)により委任命令削除)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等車両運搬規則を次のように定める。

核燃料物質等車両運搬規則

(趣旨)

第一条 核燃料物質等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により、工場又は事業所の外において運搬する場合は、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)以下「法」という。)及び核原料物質、核燃料物質及び原子

核燃料物質等車両運搬規則

炉の規制に関する法律施行令(昭和三十三年政令第三二十四号)以下「令」という。)において使用する用語の例による。

2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射性輸送物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)以下「施行規則」という。)第十八条の三第一項に定める放射性輸送物をいう。

二 核燃料輸送物 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)以下「総理府令」という。)第一条第三号に定める核燃料輸送物をいう。

三 オーバーパック 荷送人によつて二以上の放射性輸送物又は核燃料輸送物が非開放型の構造を有する箱又は袋等(第五号のコンテナを除く。)に収納され、又は包装されているものをいう。

四 車両 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。

五 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せず、運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものうち、非開放型の構造のものをいう。

六 タンク 運搬器具として用いられるタンクであつて、気体以外の物を収納する場合にあつては内容積が〇・四五立方メートル以上のものをいい、気体を収納する場合にあつては内容積が一立方メートル以上のものをいう。

七 核燃料輸送物等 核燃料輸送物、核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック又は核燃料輸送物が収納されているコンテナをいう。

八 特定核燃料輸送物等 核燃料輸送物のうち総理府令第十七条の六の表第一号から第六号までの上欄に掲げる特定核燃料物質が収納されているもの（以下「特定核燃料輸送物」という。）、特定核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック又は特定核燃料輸送物が収納されているコンテナをいう。

九 専用積載 大型コンテナ（外接する直方体の一边が一・五メートル以上であり、かつ、内容積が三・〇立方メートルを超えるコンテナをいう。以上同じ。）のうち、外接する直方体の一边が六メートル以上のもの又は車両が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。

（取扱場所）

第三条 核燃料輸送物等（総理府令第三条第一項第一号に定めるL型輸送物（以下「L型輸送物」という。）、L型輸送物のみが収納され、若しくは包装されているオーバーパック又はL型輸送物

のみが収納されているコンテナにあつては、特定核燃料輸送物等である場合に限る。以下この条において同じ。）は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。ただし、特定核燃料輸送物等以外の核燃料輸送物等の積込み、取卸し等の取扱いをする場合であつて縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

（積載方法等）

第四条 核燃料輸送物等の積込み又は取卸しは、核燃料輸送物の安全性が損なわれないように行わなければならない。

2 核燃料輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により核燃料輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

3 核燃料輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

（臨界の防止）

第五条 核燃料物質の運搬は、いかなる場所においても臨界に達するおそれがないように措置して行わなければならない。

（混載制限）

第六条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える核燃料輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2 核燃料輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載してはならない。

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火点が五十度（専用積載の場合にあつては、八十五度）以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの

五 前各号に掲げるもののほか、核燃料輸送物の安全な運搬を損なうおそれのある物質

（コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等）

第七条 核燃料輸送物が収納されているコンテナ又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの線量当量率（総理府令第四条第七号に基づき科学技術庁長官の定める線量当量率をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

一 表面 線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が二ミリシーベルト毎時

二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

2 核燃料輸送物が収納されているコンテナ又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の放射性

物質の放射能面密度は、告示で定める密度（以下「表面密度限度」という。）を超えてはならない。

3 総理府令第十一条第二号ハに定める輸送制限個数（以下「輸送制限個数」という。）に限度がない同条に定める核分裂性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）以外の核分裂性輸送物をオーバーパックに収納し、又は包装してはならない。（輸送指数）

第八条 輸送物（放射性輸送物及び核燃料輸送物をいう。以下この条、第十条第二項及び第三項並びに第十八条第五項、第十項及び第十六項において同じ。）、オーバーパック及び輸送物が収納されているコンテナ（同条第四項に定める汚染物等が収納されているものを除く。）については、輸送指数を定めるものとする。ただし、L型輸送物（施行規則第十八条の三第一項第一号に定めるL型輸送物を含む。以下この項において同じ。）、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

2 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一 輸送物にあつては、当該輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値（コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあつては、当該値に、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、

核燃料物質等車両運搬規則

同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)。ただし、核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 オーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納され、又は包装されている輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とすることができる。

三 輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値

3 前項の規定にかかわらず、輸送物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合にあつては、当該コンテナの表面から一

メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前項第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値(核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で五十を除して得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きい値)をもつて当該コンテナの輸送指数とすることができる。

4. 前二項の規定により輸送指数を決定する場合において、当該決定に用いられる値のうち核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除して得た値以外のものが○・○五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を○とすることができる。

(標識又は表示)

第九条 次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物等には、それぞれ、告示で定める標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならぬ。ただし、L型輸送物、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナ(以下「L型輸送物等」という。)については、この限りでない。

一 次に掲げる核燃料輸送物(コンテナ又はタンクが容器として使用されているものを除く。次号及び第三号において同じ。)	核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇
---	--

<p>又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック</p> <p>イ 核燃料輸送物であつて、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が○であるもの</p> <p>ロ 核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパックであつて、輸送指数が○であるもの</p>	<p>二 次に掲げる核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 核燃料輸送物であつて、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの</p> <p>ロ 核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパックであつて、輸送指数が一を超えないもの</p>	<p>所</p> <p>核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇所</p>
--	--	---

<p>三 前二号に掲げる核燃料輸送物、又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック以外の核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック</p>	<p>四 次に掲げるコンテナ又はタンク（第十八条第一項に規定する場合に容器として使用されているコンテナ又はタンクを除く。次号及び第六号において同じ。）</p> <p>イ 核燃料輸送物の容器として使用されているコンテナ又はタンクであつて、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が○であるもの</p> <p>ロ 核燃料輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が○であるもの</p>	<p>核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇所</p> <p>コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所</p>
<p>五 次に掲げるコンテナ又はタンク（前号に掲げるものを除く。）</p>	<p>コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所</p>	<p>核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇所</p>

<p>イ 核燃料輸送物の容器として使用されているコンテナ又はタンクであつて、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの</p> <p>ロ 核燃料輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を超えないもの</p>	
<p>六 前二号に掲げるコンテナ又はタンク以外のコンテナ又はタンク</p>	<p>コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所</p>

2 次に掲げる核燃料輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ、当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

- 一 総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物 総重量
- 二 総理府令第三条第一項第一号に定めるA型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字
- 三 総理府令第三条第一項第三号に定めるBM型輸送物（以下「BM型輸送物」という。） 「BM型」の文字又は「TYPE B (M)」の文字

四 総理府令第三条第一項第三号に定めるBU型輸送物（以下「BU型輸送物」という。） 「BU型」の文字又は「TYPE

B (U)」の文字

3 BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で定めるマークであつて、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなければならぬ。

4 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されている大型コンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されている大型コンテナ（L型輸送物のみが収納されているものを除く。第六項において同じ。）には、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならぬ。

5 前項のコンテナ標識に代えて、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十九条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第一項又は第十九条第四項の規定にかかわらず、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十九条第四項の標識を付すことを要しない。

6 核燃料輸送物が収納されている大型コンテナであつて、告示で定める品名の核燃料物質等のうち、同一品名のもの（以下「同一核燃料物質等」という。）のみが当該核燃料輸送物に収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該核燃料物質等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならない。

（積載限度）

第十条 核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパックであつて、輸送指数が十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載で運搬する場合には、この限りでない。

2 核燃料輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載（車両を専用してする専用積載に限る。次項並びに第十八条第十項及び第十三項において同じ。）で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。

二 核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該コンテナが、当該コンテナに収納されていない輸送物、オーバーパック、第十八条第四項に定める汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が百を超えないこと。

3 核燃料輸送物等を積載する場合において、一の車両（二以上の自動車が連結されている場合にあつては、当該二以上の自動車。以下同じ。）に積載する輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合

であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物を積載しないこと。

二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車両が、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパック、第十八条第四項に定める汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が百を超えないこと。

4 総理府令第三条第二項に定めるI P 1型輸送物、I P 2型輸送物又はI P 3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積載する施行規則第十八条の三第二項に定めるI P 1型輸送物、I P 2型輸送物及びI P 3型輸送物並びに総理府令第三条第二項に定めるI P 1型輸送物、I P 2型輸送物及びI P 3型輸送物（以下「I P 型輸送物等」という。）に収納されている汚染物等（施行規則第十八条の三第二項に定める低比放射性同位元素及び表面汚染物並びに総理府令第三条第二項に定める低比放射性物質及び表面汚染物をいう。第十八条第十一項において同じ。）の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

（車両に係る線量当量率等）

第十一条 核燃料輸送物等を車両に積載した状態における線量当量

率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

一 車両の表面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面） 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時

二 車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時

2 核燃料輸送物等を運搬する車両については、積込み及び取卸しを終了した場合には、放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物（以下「放射性物質等」という。）による当該車両の表面の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

（車両に係る標識）

第十二条 核燃料輸送物等（L型輸送物等を除く。以下この条、次条、第十五条及び第十六条において同じ。）を積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、第九条第四項に定めるコンテナ標識（同条第五項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であつて、当該コンテ

ナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもつてこれに代えることができる。

2 核燃料輸送物等であつて、同一核燃料物質等のみが収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該核燃料物質等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第九条第五項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもつて前項の車両標識に代えた場合には、この限りでない。

3 夜間においては、核燃料輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の前面及び後面（軽車両にあつては、後面に限る。）の見やすい箇所に赤色燈を付け、それを点燈しなければならない。

（連結制限）

第十三条 核燃料輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第六条第二項第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるものにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。

2 核燃料輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、核燃料輸送物等又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第三条に規定する放射性輸送物等を積載した他の車

両と一両以上離して連結しなければならない。

(取扱方法等を記載した書類の携行)

第十四条 核燃料輸送物等（L型輸送物等にあつては、当該L型輸送物等に収納されている核燃料物質が防護対象特定核燃料物質であるものに限る。）を運搬する場合には、核燃料輸送物の種類、量、取扱方法、特定核燃料物質の防護のために必要な措置その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

(交替運転者等)

第十五条 核燃料輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者の配置その他当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。

(見張人)

第十六条 核燃料輸送物等（特定核燃料輸送物等を除く。）を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、コンテナ又は非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の物が当該核燃料輸送物に容易に近づけない場合を除く。

(同乗制限)

第十六条の二 第九条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる核燃料輸送物等を運搬する場合には、当該核燃料輸送物等を積載した自動車又は軽車両において運搬に従事する者が通常乗車する場所に、関係者以外の者を同乗させてはならない。

(B M型輸送物の運搬に係る措置)

第十七条 B M型輸送物又はB M型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携行しなければならない。

2 B M型輸送物又はB M型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、核燃料物質の取扱いに関し専門的知識を有する者を同行させ、当該核燃料輸送物の保安のため必要な監督を行わなければならない。

(特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等)

第十七条の二 特定核燃料輸送物をコンテナに収納して運搬する場合には、当該コンテナに施錠及び封印をしなければならない。ただし、当該コンテナに収納されている核燃料物質の防護のため施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

2 特定核燃料輸送物等を運搬する場合には、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な連絡体制を整備しなければならない。

3 核燃料輸送物等のうち防護対象特定核燃料物質が収納されているものを運搬する場合には、当該核燃料輸送物等の運搬に関する

責任者（以下「運搬責任者」という。）及び見張人を配置し、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じさせなければならない。ただし、核燃料輸送物等のうち総理府令第十七条の六の表第七号から第九号までの上欄に掲げる特定核燃料物質が収納されているものを運搬する場合には、見張人を配置することを要しない。

4 運搬責任者は、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置について知識及び経験を有する者でなければならない。

（核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質等の運搬）

第十八条 総理府令第十二条第一号に定める低比放射性物質及び同条第二号に定める表面汚染物を核燃料輸送物としないで運搬する場合には、次項から第十七項までの規定によらなければならない。

2 前項に定める低比放射性物質又は表面汚染物（以下「低比放射性物質等」という。）が収納されているコンテナ又はタンクの線量等量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 表面 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時
- 二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

3 低比放射性物質等が収納されているコンテナの表面（当該コンテナを専用積載で運搬する場合には、外表面に限る。）の放射線物質の放射能面密度は、表面密度限度を超えてはならない。

4 汚染物等（施行規則第十八条の十一第一号に定める低比放射性

同位元素及び第一項に定める低比放射性物質並びに同条第二号に定める表面汚染物及び同項に定める表面汚染物に限る。以下この条（第十一項を除く。）において同じ。）並びに汚染物等が収納されているコンテナ及びタンクについては、輸送指数を定めるものとする。

5 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる値のうち核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除いて得た値以外のものが〇・〇五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を〇とすることができる。

- 一 汚染物等（タンクに収納されているものを除く。）及び汚染物等が収納されているタンクにあつては、当該汚染物等又は当該タンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、汚染物等のうち、告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱にあつては、当該ウラン又はトリウムの精鉱の集積の表面（タンクに収納されている場合にあつては、当該タンクの表面）から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告示で定める値とすることができる。

一平方メートル以下の場合

一

一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 汚染物等が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている汚染物等及び汚染物等が収納されているタンクについて前号による値を合計して得た値（当該コンテナに輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と同一のコンテナに収納されている輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているものを除く。）及びオーバーパックについて第八条第二項第一号及び第二号による値を合計して得た値）。ただし、当該コンテナを専用積載で運搬する場合にあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限度数で五十を除して得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きい値）とすることができる。

6 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクには、告示で定める標識を当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面

の四箇所に付さなければならない。

7 低比放射性物質等が収納されている大型コンテナ又はタンクには、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

8 前項のコンテナ標識に代えて、第六項又は次条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付することができる。この場合において、第六項又は次条第四項の規定にかかわらず、第六項又は次条第四項の標識を付すことを要しない。

9 告示で定める品名の低比放射性物質等のうち、同一品名のもの（以下「同一低比放射性物質等」という。）のみが収納されている大型コンテナ又はタンク（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性物質等の国連番号を当該大型コンテナ又はタンクに表示しなければならない。

10 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載する場合において、一の車両に積載する汚染物等（コンテナ又はタンクに収納されているものを除く。）汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の車両に積載する輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えては

ならない。ただし、専用積載で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物を積載しないこと。

二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車両が、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパック、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が百を超えないこと。

11 第一項に定める表面汚染物を積載する場合において、一の車両に積載する当該表面汚染物及び施行規則第十八条の十一第二号に定める表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の車両に積載するI型輸送物等に収納されている汚染物等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

12 第一項に定める表面汚染物を積載する場合において、一の車両に積載する当該表面汚染物に含まれる総理府令第十一条に定める核分裂性物質に含まれる告示で定める物質の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

13 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する車両については、積み込み及び取卸しを終了した場合には、放射性物質等による当該車両の表面（専用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限る。）の汚染の程

度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

14 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所につさなければならぬ。ただし、第七項に定めるコンテナ標識（第八項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であつて、当該コンテナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもつてこれに代えることができる。

15 同一低比放射性物質等又は同一低比放射性物質等のみが収納されているコンテナ若しくはタンク（本邦内のみを運搬されるものを除く。）のみを車両により運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性物質等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第八項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもつて前項の車両標識に代えた場合にあつては、この限りでない。

16 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物（I型輸送物及び施行規則第十八条の三第一項第一号に定めるI型輸送物を除く。）、当該輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック、汚染物等、汚染物等が収納されているタ

ンク又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

17 第三条、第四条、第六条、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第三項、第十三条第一項及び第十四条から第十六条の二までの規定は、低比放射性物質等を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定（第十六条の二を除く。）中「核燃料輸送物」とあるのは「低比放射性物質等」と、「核燃料輸送物等」とあるのは「低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンク」と、第十六条の二中「第九条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる」とあるのは「告示で定める」と、「核燃料輸送物等」とあるのは「低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンク」と読み替えるものとする。

（特別措置等）

第十九条 第七条、第十条（前条第十七項において第十条第二項を準用する場合を含む。）、第十一条（前条第十七項において第二項第一項を準用する場合を含む。）並びに前条第一項から第三項まで及び第十項から第十三項までの規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。

2 第七条第一項、第十一条第一項第二号（前条第十七項において

準用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第二項の規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けた場合には、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定によらないで運搬するときは、それぞれ、同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

<p>一 第七条第一項第一号</p>	<p>イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該オーパーバック又はコンテナに近づくことを防止する措置を講じること。 ハ 運搬中に積み及び取卸しをしないこと。 ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。</p>
<p>二 第七条第一項第二号</p>	<p>専用積載で運搬すること。</p>
<p>三 第十一条第一項第二号（前条第十七項において準用する場合を含む。）</p>	<p>当該車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から二メートル離れた位置において最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。</p>

<p>四 前条第二項第一号</p>	<p>イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該コンテナ又はタンクに近づくことを防止する措置を講じること。</p> <p>ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。 ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。</p>
<p>五 前条第二項第二号</p>	<p>専用積載で運搬すること。</p>

3 総理府令第五条第七号及び第八号、第六条第一号、第七条第一号、第八条、第九条第一項第一号及び第二項第一号、第十条第一項第一号及び第二項第一号並びに第十三条の規定により科学技術庁長官の承認を受けて核燃料物質等又は核燃料輸送物を運搬しようとする場合には、安全な運搬を確保するために必要な措置（これらの規定（総理府令第五条第八号及び第十三条を除く。）により科学技術庁長官の承認を受けて表面における線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超え十ミリシーベルト毎時以下の核燃料輸送物を運搬しようとする場合にあつては、次の各号に掲げる措置）を講じ、かつ、安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けなければならぬ。

- 一 関係者以外の者が当該核燃料輸送物に近づくことを防止する措置を講じること。
 - 二 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。
 - 4 第一項及び前項の規定により核燃料物質等、核燃料輸送物等、低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならぬならず、また、第九条第一項又は前条第六項の規定にかかわらず、それらの表面（核燃料物質等及び低比放射性物質等の表面を除く。）の二箇所（コンテナ又はタンクにあつては、当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所）に告示で定める標識を付さなければならない。
- （運搬の安全の確認）
- 第二十条 令第十七条の四の表第一号イの運輸省令で定める核燃料物質等は、B M型輸送物又はB U型輸送物として運搬される核燃料物質等とする。
- 2 令第十七条の四の表第一号ロの運輸省令で定める核燃料物質は、核分裂性輸送物（一の車両に積載される核分裂性輸送物であつて、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えるものに限る。）として運搬される核燃料物質とする。
- 第二十一条 法第五十九条の二第二項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認（以下「運搬の安全の確認」という。）を受けようとする者は、運搬前に、運搬に関する計画書を運輸大臣に提出しなければならない。

第二十二條 運輸大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、確認証を交付するものとする。

(報告徴収)

第二十三條 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者は、核燃料物質等の運搬に關し人の障害(放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。)が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は核燃料物質等が紛失したときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に運輸大臣に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

第一條 この省令は、平成三年一月一日(以下「施行日」といふ。)から施行する。

(経過措置)

第二條 この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等又は核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

2 第一條の規定による改正前の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二條の規定による改正前の核燃料物質等車両運搬規則の定めるところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律(以下「放射線障害防止法」といふ。)第十八條の第二項又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(以下「原子炉等規制法」といふ。)第五十九條の第二項(第

六十六條第二項において準用する場合を含む。)に規定する確認(放射線障害防止法第四十一條の十一第一項又は原子炉等規制法第六十一條の四十三第一項に定める指定運搬方法確認機関が行う確認を含む。)を受けて施行日以後開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、第一條の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二條の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定にかかわらず、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附則(平成六年三月二十九日運輸省令第十号抄)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

○核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

(平成二年十二月三日)
(運輸省告示第五百九十六号)

核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)の規定に基づき、核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示を次のように定める。

平成二年十二月三日

運輸大臣 大野 明

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(表面密度限度)

第二条 規則第七条第二項の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる場合において、それぞれ、同表の中欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、同表の下欄に掲げる非固定性汚染の密度とする。

一 放射性物質等以外の物品又はI型輸送物が収納され、又は包装されている場合	アルファ線を放出する放射性物質	○・〇四ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質	○・四ベクレル毎平方センチメートル
二 前号に掲げる場合以外の場合	アルファ線を放出する放射性物質	○・四ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

(輸送物等の輸送指数の決定方法)

第三条 規則第八条第四項の核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除外して得た値以外の輸送指数の決定に用いられる値が、○・〇五以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を○とすることができる。

一 輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値(コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあつては、当該値に、規則第八条第二項第一号の表(以下この条

において「表」という。)の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)

二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

三 輸送物が収納されているコンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

(核燃料輸送物等に係る標識)

第四条 規則第九条第一項の告示で定める標識は、次の各号に定めるところとする。

- 一 規則第九条第一項の表第一号及び第四号に掲げる核燃料輸送物等にあつては、第一類白標識(第一号様式)
- 二 規則第九条第一項の表第二号及び第五号に掲げる核燃料輸送物等にあつては、第二類黄標識(第二号様式)
- 三 規則第九条第一項の表第三号及び第六号に掲げる核燃料輸送物等にあつては、第三類黄標識(第三号様式)

(三葉マーク)

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

第五条 規則第九条第三項の告示で定めるマークは、三葉マーク(第四号様式)とする。

(コンテナ標識)

第六条 規則第九条第四項及び第十八条第七項の告示で定めるコンテナ標識は、コンテナ標識(第五号様式)とする。

(コンテナ標識に係る国連番号の表示)

第七条 規則第九条第六項及び第十八条第九項の告示で定める品名は、別表の品名の欄に掲げるところとする。

2 規則第九条第六項及び第十八条第九項の規定による国連番号の表示は、同一核燃料物質等又は同一低比放射性物質等の品名ごとに別表で定める国連番号を六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

一 規則第九条第四項又は第十八条第七項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識上

二 規則第九条第四項又は第十八条第七項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識(規則第九条第五項又は第十八条第八項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。)に近接して付された国連番号用副標識(第六号様式)上
(I-P型輸送物等に係る放射能の量の限度)

第八条 規則第十条第四項及び第十八条第十一項の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

<p>一 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」という。）第五条第一項第一号に定めるLSA-I及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号。以下「核燃料物質科学技術庁告示」という。）第四条第一項第一号に定めるLSA-I</p>	<p>制限なし</p>
<p>二 LSA-II等（放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第二号に定めるLSA-II及び核燃料物質科学技術庁告示第四条第一項第二号に定めるLSA-IIをいう。以下同じ。）及びLSA-III等（放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項</p>	<p>制限なし</p>

<p>第三号に定めるLSA-III及び核燃料物質科学技術庁告示第四条第一項第三号に定めるLSA-IIIをいう。以下同じ。）のうち可燃物以外の固体</p>	<p>核燃料物質科学技術庁告示第二条の表の特別形核燃料物質等以外のものに定めるA₂値（以下「A₂値」という。）の百倍</p>
<p>三 LSA-II等及びLSA-III等のうち前号に掲げる物以外のもの</p>	<p>A₂値の百倍</p>
<p>四 放射性同位元素科学技術庁告示第五条第二項第一号に定めるSCO-I及び核燃料物質科学技術庁告示第四条第二項第一号に定めるSCO-I並びに放射性同位元素科学技術庁告示第五条第二項第二号に定めるSCO-II及び核燃料物質科学技術庁告示第四条第二項第二号に定めるSCO-II</p>	<p>A₂値の百倍</p>

(車両表面の汚染限度)

第九条 規則第十一條第二項及び第十八條第十三項の告示で定める基準は、次に掲げる汚染の種類ごとに当該各号に定める基準とする。

一 非固定性汚染 車両の表面の放射性物質の放射能面密度が、次の表の上欄に掲げる場合において、それぞれ、同表の中欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、同表の下欄に掲げる密度を超えないこと。

イ 放射性物質等以外の物品又はL型輸送物が積載されている場合	アルファ線を放出する放射性物質	〇・〇四ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
ロ イに掲げる場合以外の場合	アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

二 固定性汚染 取卸しを終了した場合に、車両表面における線

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

最当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

(車両標識)

第十条 規則第十二條第一項及び第十八條第十四項の告示で定める車両標識は、車両標識(第七号様式)とする。

(車両標識に係る国連番号の表示)

第十一条 規則第十二條第二項及び第十八條第十五項の規定により国連番号の表示は、同一核燃料物質等又は同一低比放射性物質等の品名ごとに別表で定める国連番号を六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

一 規則第十二條第一項又は第十八條第十四項の規定により車両に付された車両標識上

二 規則第十二條第一項又は第十八條第十四項の規定により車両に付された車両標識に近接して付された国連番号用副標識(第六号様式)上

(汚染物等に係る輸送指数の決定方法)

第十二條 規則第十八條第五項の核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除いて得た値以外の輸送指数の決定に用いられる値が、〇・〇五以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を〇とすることができる。

一 汚染物等(タンクに収納されているものを除く。)又は汚染物等が収納されているタンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値

に百を乗じて得た値に、規則第十八条第五項第一号の表（以下この条において「表」という。）の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

二 汚染物等が収納されているコンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

（ウラン等の精鉱の集積の輸送指数の決定に用いる値）

第十三条 規則第十八条第五項第一号の告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱は、次の表の上欄に掲げるウラン又はトリウムの精鉱とし、同号の告示で定める値は、それぞれ、同表の下欄に掲げる値とする。

六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	〇・〇二
トリウムの化学的精鉱	〇・三

（低比放射性物質等に係る標識）

第十四条 規則第十八条第六項の告示で定める標識は、次の各号に定めるところとする。

一 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、輸送指数が〇であるものにあつては、第一類白標識（第

一号様式）

二 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、前号に掲げるもの以外のものであり、かつ、輸送指数が一を超えないものにあつては、第二類黄標識（第二号様式）

三 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、前二号に掲げるもの以外のものにあつては、第三類黄標識（第三号様式）

（表面汚染物に含まれる核分裂性物質の限度）

第十五条 規則第十八条第十二項の告示で定める物質は、ウラン二二三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九又はプルトニウム二四一とし、同項の告示で定める量は、十五グラムとする。

（同乗制限に係る低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンク）

第十六条 規則第十八条第十七項において準用する規則第十六条の二の告示で定める低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクは、第十四条第二号又は第三号に掲げる低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクとする。

（特別措置により運搬する場合に付す標識）

第十七条 規則第十九条第四項の告示で定める標識は、第三類黄標識（第三号様式）とする。

附則

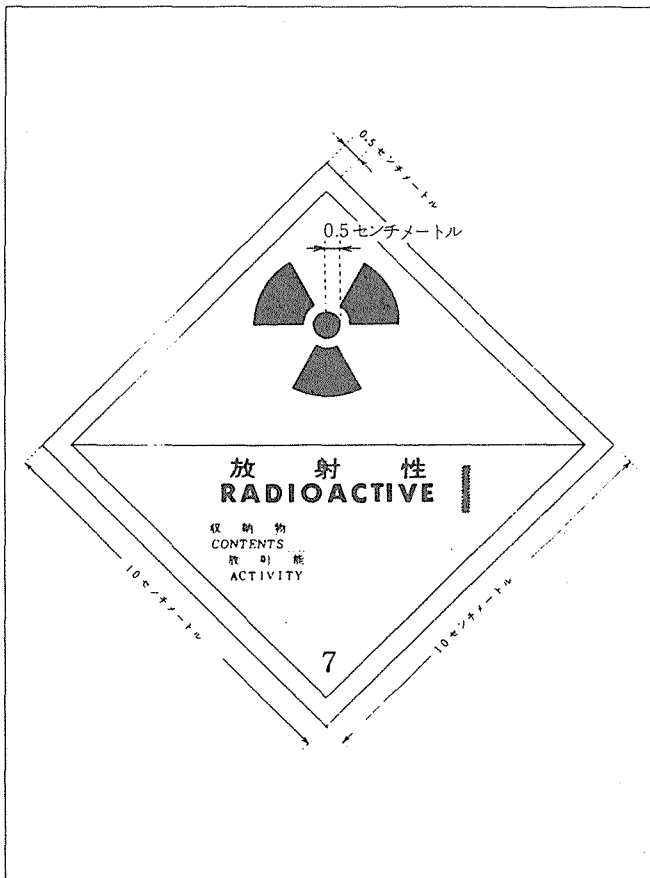
この告示は、平成三年一月一日から施行する。

別表（第七条、第十一条関係）

品名	国連番号
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「総理府令」という。）第三条第二項に定める低比放射性物質（他に品名が明示されているものを除く。）	2912
総理府令第三条第二項に定める表面汚染物	2913
総理府令第十一条に定める核分裂性物質（他に品名が明示されているものを除く。）	2918
核燃料物質科学技術庁告示第二条第一号の表の固体の項に定める特別形核燃料物質等（他に品名が明示されているものを除く。）	2974
自然発火性の金属トリウム	2975
硝酸トリウム（固体）	2976
六フッ化ウラン（ウラン235のウラン235及びウラン238に対する比率が100分の1以上のもの）	2977
六フッ化ウラン（核分裂性輸送物に収納されているものを除く。）	2978
自然発火性の金属ウラン	2979
硝酸ウラニル六水和物溶液	2980
硝酸ウラニル（固体）	2981
その他の核燃料物質等	2982

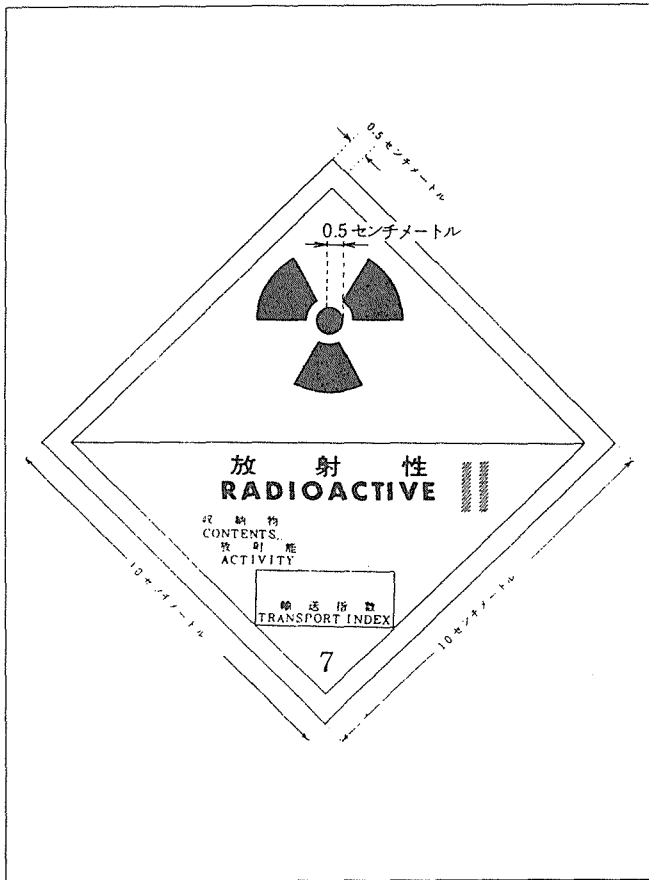
核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

第一号様式（第四条、第十四条関係）第一類白標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称（当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 収納されている核燃料物質等が異なる二以上の核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあつては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は次表によるものとする。

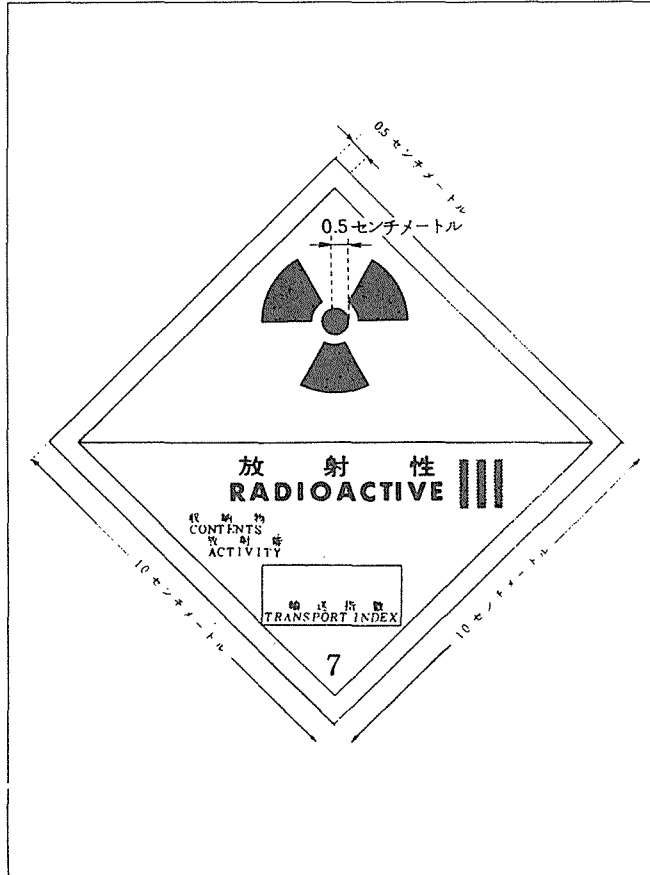
部	分	色彩
上	半分の	白
三	葉マ	黒
下	半分の	白
文	字	黒
斜	線を施した部分	赤
ふ	ちの部	白
ふ	ちの内側の	黒
区	分	線



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称（当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 収納されている核燃料物質等が異なる二以上の核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあつては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 7 色彩は次表によるものとする。

部 分				色 彩
上	半	分	の	黄 黒
三	葉	マ	ー	
下	半	分	の	
文	字	の	部	黒 赤
斜	線	を	施	
ふ	ち	の	部	白 黒
ふ	ち	の	内	
区	分	の	側	の
	分	の	線	

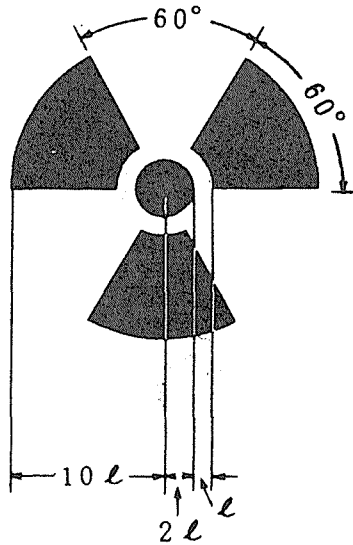
第三号様式（第四条、第十四条、第十七条関係）第三類黄標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称（当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 収納されている核燃料物質等が異なる二以上の核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーバック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 7 色彩は次表によるものとする。

部	分	色彩
上	半	黄
三	分	黒
葉	の	地
マ	一	ク
下	分	白
半	の	黒
文	の	地
斜	字	字
線	を	分
ふ	施	分
ふ	した	分
区	部の	赤
	内	白
	側の	黒
	線	黒

第四号様式（第五条関係）三葉マーク



- 注1 l は、0.2センチメートル以上とする。
2 色彩は黒とする。

第五号様式 (第六条関係)

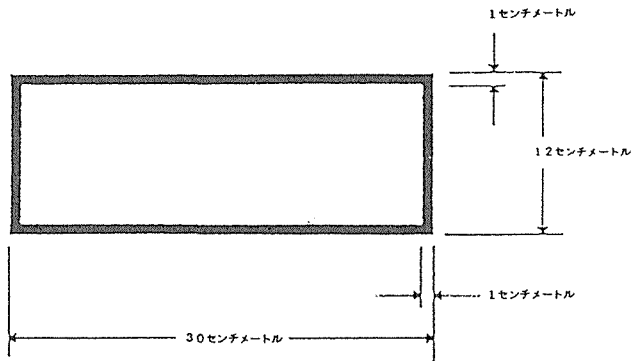
コンテナ標識

注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性(RADIOACTIVE)」の文字を削ることができる。
 6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第六号様式（第七条、第十一条関係）

国連番号用副標識

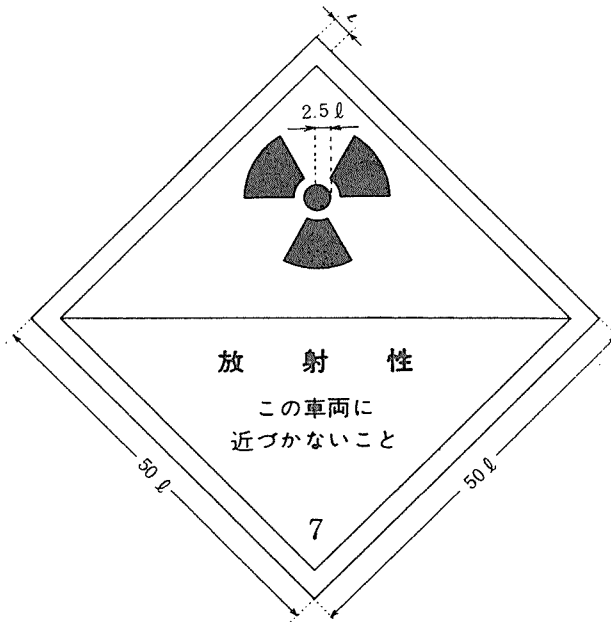


注 色彩は次表によるものとする。

部	分	色彩
地	ふちの部分	橙 黒

第七号様式 (第十条関係)

車両標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 4 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。
 5 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

○核燃料物質等に係る指定運搬方法 確認機関に関する省令

(昭和六十一年十一月二十二日)
運輸省令第三十七号

最終改正 平成二年十二月三日

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第六十一条の四十三第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第六十一条の二十六第一号、第六十一条の三十第二項、第六十一条の三十八第一項及び第二項並びに第六十一条の三十九第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等に関する指定運搬方法確認機関に係る省令を次のように定める。

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(指定の区分)

第二条 法第六十一条の四十三第一項の規定による指定運搬方法確認機関の指定は、次の区分により行うものとする。

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(運輸省)

一 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「総理府令」という。)第三条第一項第三号に定めるB M型輸送物(以下「B M型輸送物」という。)であつて総理府令第十一条に定める核分裂性輸送物(核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第二十条第二項で定める核燃料物質が収納されているものに限る。以下「核分裂性輸送物」という。)であるものの運搬に係る確認

二 B M型輸送物(核分裂性輸送物であることを除く。)の運搬に係る確認

三 総理府令第三条第一項第三号に定めるB U型輸送物(以下「B U型輸送物」という。)であつて核分裂性輸送物であるものの運搬に係る確認

四 B U型輸送物(核分裂性輸送物であることを除く。)の運搬に係る確認

五 核分裂性輸送物(B M型輸送物又はB U型輸送物であるものを除く。)の運搬に係る確認

(運搬方法確認の範囲)

第三条 法第六十一条の四十三第一項の運輸省令で定める確認は、次に掲げる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の承認容器による運搬(運輸大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。)に係る確認とする。

一 使用済燃料（その被覆材からの放射性物質の漏えいが認められないものに限る。）

二 材料の試験等のために原子炉において中性子の照射を受けた試験片その他の物

（指定の申請）

第四条 指定運搬方法確認機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 名称、住所及び代表者の氏名

二 運搬方法確認の業務を行う事業所の所在地

三 行おうとする運搬方法確認の区分

四 運搬方法確認の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記簿の抄本

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書

四 次の事項を記載した書面

イ 役員の氏名及び略歴並びに社団法人にあつては社員の氏名又は名称

ロ 運搬方法確認の業務に用いる主要な機器の種類及び数
ハ 運搬方法確認員に選任しようとする者の氏名及び略歴

二 ハに掲げる者のうち運搬方法確認の実施を統括する者（以下「主任運搬方法確認員」という。）となるべき者の氏名

ホ 運搬方法確認の業務以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類及び概要

（運搬方法確認員の条件）

第五条 法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の二十六第一号の運輸省令で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）

又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

三 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

四 その他前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（運搬方法確認員の数）

第六条 法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一

条の二十六第一号の運輸省令で定める数は、二名とする。

(事業所の変更の届出)

第七条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の二十九の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の事業所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務規定の認可の申請)

第八条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。

(業務規定の変更の認可の申請)

第九条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項、変更しようとする年月日及び変更の理由を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

(業務規定で定めるべき事項)

第十条 法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十第二項の運輸省令で定める業務規定で定めるべき事項は、

次のとおりとする。

- 一 運搬方法確認の方法に関する事項
- 二 手数料の収納の方法に関する事項
- 三 運搬方法確認員の職務に関する事項
- 四 運搬方法確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 五 運搬方法確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、運搬方法確認の業務に関し必要な事項

(事業計画等の認可の申請)

第十一条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十一第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の許可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画及び収支予算を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。

(事業計画等の変更の認可の申請)

第十二条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十一第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任等の認可の申請)

第十三条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十二第一項の規定により役員

の選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任しようとする者の氏名及び選任又は解任の理由並びに選任の場合にあつてその者の略歴を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

2 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十二第二項の規定により運搬方法確認員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第十四条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十六の規定により運搬方法確認の業務の全部又は一部の休止若しくは廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする運搬方法確認の業務の範囲
- 二 運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

（帳簿）

第十五条 法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十八第一項の運輸省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 運搬方法確認の対象となつた核燃料物質等の種類及び数量
- 三 核燃料物質等が容器に収納されているもの（以下「核燃料輸送物」という。）の種類及び承認容器の番号
- 四 第三条の運輸大臣の承認の番号
- 五 運搬方法確認を行った年月日
- 六 運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日
- 七 運搬方法確認を実施した運搬方法確認員の氏名
- 八 その他運搬方法確認に関し必要な事項

2 法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十八第一項の帳簿は、記載の日から十年間保存しなければならない。

（運搬方法確認の業務の引継ぎ等）

第十六条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十九第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 運搬方法確認の業務を運輸大臣に引き継ぐこと。
- 二 運搬方法確認に関する帳簿及び書類を運輸大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他運輸大臣が必要と認める事項

(報告)

第十七条 指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認を行ったときは、当該運搬方法確認の対象となつた運搬の開始前に、次に掲げる事項を運輸大臣に報告しなければならない。

- 一 運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所
 - 二 運搬方法確認の対象となつた核燃料物質等の種類及び数量
 - 三 核燃料輸送物の種類及び承認容器の番号
 - 四 第三条の運輸大臣の承認の番号
 - 五 運搬方法確認を行つた年月日
 - 六 運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日
- 2 指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認員を解任したときは、遅滞なく、解任した運搬方法確認員の氏名及び解任の理由を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。
- 3 指定運搬方法確認機関は、主任運搬方法確認員を選任したときは、遅滞なく、選任した主任運搬方法確認員の氏名を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、運輸大臣は、法の施行に必要な限度において、指定運搬方法確認機関からその事業の運営に関する報告を求めることができる。
- (立入検査をする職員(証明書))
- 第十八条 法第六十八条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(運輸省)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三年二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等又は核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二条の規定による改正前の核燃料物質等車両運搬規則の定めるところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「放射線障害防止法」という。)第十八条の二第二項又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第五十九条の二第二項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する確認(放射線障害防止法第四十一条の十一第一項又は原子炉等規制法第六十一条の四十三第一項に定める指定運搬方法確認機関が行う確認を含む。)を受けて施行日以後開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、第一条の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二条の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定にかかわらず、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

（表）

<p>六・五センチメートル</p> <p>↑</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律抜すい</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律抜すい</p> <p>4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第一項から第二項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第六十八條の二 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第六十七條第二項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、</p> <p>六・五センチメートル</p> <p>↓</p>	<p>番 号</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定により指定運搬方法確認機関に対する立入検査を行う職員の身分証明書</p> <p>官 職 氏 名</p> <p>年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効</p> <p>運輸大臣 印</p> <p>六・五センチメートル</p> <p>↓</p>
<p>← 八・五センチメートル →</p>	<p>← 八・五センチメートル →</p>

（裏）

<p>六・五センチメートル</p> <p>↑</p> <p>指定検査機関等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第八十條の三 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>五 第六十八條の二の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>六・五センチメートル</p> <p>↓</p>	<p>六・五センチメートル</p> <p>↑</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律抜すい</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律抜すい</p> <p>4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第一項から第二項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第六十八條の二 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第六十七條第二項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、</p> <p>六・五センチメートル</p> <p>↓</p>
<p>← 八・五センチメートル →</p>	<p>← 八・五センチメートル →</p>

○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

〔昭和五十三年十二月二十八日
運輸省令第六十八号〕

最終改正 平成元年二月二十七日運輸省令第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第六十四条第一項の規定に基づき、核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則を次のように定める。

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、

外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（以下「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬を委託された者は、工場又は事業所の外における核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬中、その所持する核燃料物質等に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質等による災害が発生するおそ

れがあり、又は発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第五十九条の二第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一 核燃料物質等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶又は航空機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こつたときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。

二 核燃料物質等を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三 放射線障害の発生を防止するため必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。

四 核燃料物質等による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六 その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置を講ずること。

2 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第一条第五号に規定する放射

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

線業務従事者のうち男子又は妊娠不能と診断された女子の者が前項各号に掲げる緊急作業を行う場合における線量当量限度は、同令第十八条第二項に基づき科学技術庁長官の定める線量当量とする。

附則

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附則（昭和六十一年十一月二十二日運輸省令第三十六号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和六十一年法律第七十三号）の施行の日（昭和六十一年十一月二十六日）から施行する

附則（平成元年二月二十七日運輸省令第五号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律の規定に基づく立入
検査をする職員の携帯する身分を示す
証明書の様式を定める省令

〔昭和五十三年十二月二十八日〕
〔運輸省令第六十九号〕

最終改正 昭和六一年一月二二日運輸省令第三六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律（昭和三十
二年法律第百六十六号）第六十八条第一項若しくは第二項又は第
七十一条第二項の規定に基づき立入検査をする職員の携帯する身分
を示す証明書の様式は、次のとおりとする。

（注、次ページに記載）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する
身分を示す証明書の様式を定める省令

(表)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく 立入検査をする職員の名簿		番号
官職 氏名	年 月 日 年 月 日	出生 日発行 運輸大臣印
写真		

六センチメートル

六センチメートル

八・五センチメートル

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき立入検査をする職員の名簿

一九〇

(頁)

2 必の輸に な附係 限物に 改設に おいて その船 の規定 に及び 第十に	2 内閣総 務大臣 は、この 法律に おいて 規定さ れた事 項を履 行する に必要 と認め るとき は、第 三十八 条第二 項及び 第三十 九条第 一、二 項の規 定を準 じて、 必要な 命令を 発令す る。	3 前項の 規定に おいて 必要な 事項を 定める 命令を 発令す るとき は、第 三十八 条第二 項及び 第三十 九条第 一、二 項の規 定を準 じて、 必要な 命令を 発令す る。	4 前項の 規定に おいて 必要な 事項を 定める 命令を 発令す るとき は、第 三十八 条第二 項及び 第三十 九条第 一、二 項の規 定を準 じて、 必要な 命令を 発令す る。	6 六条の 四第一 項、第 二十八 条第二 項第一 号及び 第三十 九条第 一、二 項第一 号の規 定は、 この法 律にお いて規 定する ものに おいて 適用す る。
---	---	---	---	---

六センチメートル

六センチメートル

八・五センチメートル

官 鉄 保 第 1 2 7 号
貨 技 技 第 1 4 4 号
平 成 2 年 1 2 月 2 7 日
最 終 改 正 平 成 3 年 7 月 1 日

段

運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官

運輸省貨物流通局長

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則
関係取扱要領について（依命通達）

今般、放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令（平成2年運輸省令第34号）、放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第596号）が制定され、平成3年1月1日から施行されます。この施行に当たり、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条の2第2項に規定する確認の申請、放射性同位元素等車両運搬規則第18条の承認の申請及び放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和56年運輸省令第24号）第3条の承認の申請についての実施細目については、別添1

「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領」とおり、核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の2第2項に規定する確認の申請、核燃料物質等車両運搬規則第22条に規定する運輸大臣の指定の申請、同令第19条の承認の申請及び核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和61年運輸省令第37号）第3条の承認の申請についての実施細目については、別添2「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領」とおり、それぞれ定め、平成3年1月1日以後の運搬について適用することとしたので、関係者に対する周知徹底をお願いします。

なお、「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領及び放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」（昭和56年5月18日付け鉄保第71号、鉄運第60号、自安第117号）及び「「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の制定等について（依命通達）」（昭和61年11月25日付け官鉄保第93号、貨技第124号）は、廃止します。

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について
(運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通達)

記

別添 2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号、以下「規則」という。）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第596号、以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）第59条の2第2項に規定する確認の申請、規則第22条に規定する運輸大臣の指定の申請、規則第19条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和61年運輸省令第37号）第3条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請等について実施細目を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 規則第2条第2項関係

- (イ) 荷送人は、2以上の放射性輸送物又は核燃料輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合においても、個々の放射性輸送物又は核燃料輸送物に付された標識が見えにくい場合には、オーバーバックに係る基準を満足させるように努めること。
- (ロ) 「タンク」とは、タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク車（自動車及び鉄道車両）におけるタンクであって、気体、液体、粉

体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に凝固した団体を収納するものをいう。

(2) 規則第3条、第4条第3項、第16条、第16条の2、第19条第2項及び第3項関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいい、運搬に同行する警察官等はこれに含まれない。

(3) 規則第7条第2項（告示第2条）、第11条第2項（告示第9条）関係

「非固定性汚染」とは、通常の取扱い時において、はく離するおそれがあり、ろ紙片等によりふきとることができる性質の汚染をいう。

(4) 規則第9条関係

(イ) 荷送人は、L型輸送物の運搬を委託する場合には、運送状の品名の欄に「L型輸送物（放射性）」等と表示する等により、L型輸送物（放射性）の運搬を委託する旨を明らかにし、運搬に従事する者が当該L型輸送物を取り扱う場合に、容易に判別できるようにすること。

(ロ) 第2項の総重量、「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字及び「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。

(ハ) 第2項の「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字及び「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字の表示については、本邦内のみを運搬されるものあっては、「A型」、「BM型」又は「BU型」と、本邦外を運搬

あつては、「A型」、「BM型」又は「BU型」と、本邦外を運搬されるもの（本邦外を運搬されるために、その経路上本邦内を運搬されるものを含む。以下同じ。）にあつては、「TYPE A」、「TYPE B (M)」又は「TYPE B (U)」と、それぞれ、表示するように努めること。

(二) 第6項のコンテナ標識に係る国連番号は、大型コンテナによる国際複合一貫輸送を行う場合に、表示するものである。

(5) 規則第9条第6項（告示第7条第2項）関係

「65ミリメートル以上の大きさ」とは、高さが65ミリメートル以上であることをいう。

(6) 規則第11条第1項関係

運搬に従事する者に対する総量当量が、一般人と同様、1ミリシーベルト毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大総量当量率は20マイクロシーベルト毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻繁に運搬する場合にあつては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

(イ) 核燃料物質等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベッド等にいた時間

(ロ) ポケット総量計、フィルムバッジ等による測定結果

(7) 規則第11条第2項関係

汚染された区域への車両の進入、輸送物からの放射線物質等の漏えい等により車両が汚染された可能性がある場合には、当該車両につい

て、汚染の検査を行うこと。

(8) 規則第11条第2項（告示第9条）関係

「固定性汚染」とは、(3)の非固定性汚染以外の汚染をいう。

(9) 規則第12条第2項関係

車両標識に係る国連番号は、同一の車両に搭載された状態で本邦外を運搬する場合に、表示するものである。

(10) 規則第12条第3項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方30メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(11) 規則第14条関係

(イ) 積行する書類は、各運搬物に関する次の事項についての記載を含むものであること。ただし、本邦内のみを運搬されるものにあつては、1) から4) までの事項並びに11) 及び14) の事項における英語の文字について、省略することができる。

1) 運搬する核燃料物質等の告示別表に定める品名

2) 国連分類番号「7」

3) 1) の品名中に含まれていない場合には、「RADIOACTIVE MATERIAL (放射線物質)」という文字

4) 運搬する核燃料物質等の品名に応じた国連番号

5) 運搬する核燃料物質等が汚染物等である場合には、「LSA-I」、「LSA-II」、「LSA-III」、「SCO-I」又は「SCO-II」の区分

6) 運搬する核燃料物質等の名称（主な核種の記号）

7) 運搬する核燃料物質等の物理的及び化学的性状についての記述

- (当該核燃料物質等が特別核燃料物質等である場合には、その旨の記述でよい。)
- 8) 運搬する核燃料物質等のベクレル (Bq) 単位で表された放射能の量の合計 (核分裂性物質にあっては、グラム単位又はその倍数単位で表された核分裂性物質の質量の合計でもよい。)
 - 9) 核燃料輸送物又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクの分類 (第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか。)
 - 10) 核燃料輸送物、低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクの輸送指数
 - 11) 運搬する核燃料物質等が、核分裂性物質であって、核分裂性輸送物として運搬されない場合には、「FISSILE EXCEPTED (核分裂性輸送物としないで運搬できる核分裂性物質)」の文字
 - 12) 核燃料輸送物又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクに係る承認番号 (容器承認番号、積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等)
 - 13) オーバーバック又はコンテナに核燃料輸送物を収納し、又は包装する場合には、オーバーバック又はコンテナについての詳細な記述 (収納され、又は包装された核燃料輸送物及びオーバーバックの個数、オーバーバック又はコンテナへの収納又は包装の方法、収納され、又は包装された核燃料物質等のベクレル (Bq) 単位で表された放射能の量の合計 (核分裂性物質にあっては、グラム単位又はその倍数単位で表された核分裂性物質の質量の合計でも

- よい。)、オーバーバック又はコンテナの分類 (第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか。)、オーバーバック又はコンテナの輸送指数、オーバーバック又はコンテナに係る承認番号 (積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等)、その他必要な事項)
- 14) 運搬物が専用積載で運搬されなければならない場合には、「EXCLUSIVE USE SHIPMENT (専用積載による運搬)」の文字
 - 15) 運搬方法 (運搬車両、積付け方法等) に関すること。
 - 16) 運搬経路に関すること。
 - 17) 運搬関係者 (荷送人、荷受人、運送人等) の氏名等
 - 18) 運搬中 (又は駐車中 (道路輸送に限る。)) の見張人に関すること。
 - 19) 輸送物の受渡し地点及びその予定時刻。
 - 20) 運搬中の連絡通報に関すること及び緊急時における当該運搬物に必要な措置
- また、当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明すること。
- (ロ) 防護対象特定核燃料物質を運搬する場合に携行しなければならない書類は、あらかじめ荷送人、荷受人及び運送人の間で協議及び調整を行った上で作成すること。この場合において、次の事項について配慮すること。
- 1) 他の輸送手段と一貫して運搬する場合にあっては、特別の事由がある場合を除き、全体の輸送時間、積替回数及び積替時間が最

小でなるようにすること。

- 2) 運搬経路の選定に当たっては、特別な事由がある場合を除き、自然災害等による突発的な事象が生ずる可能性が少ない地区を通過するようにすること。さらに道路輸送にあつては、緊急時における代替経路を考慮しておくこと。
- 3) 道路輸送中において、積替えを予定しないこと。
- 4) 防護措置の具体的内容等書類の記載事項に係る詳細な内容については、関係者以外の者に対して不必要に分散されないようにすること。また、定期的に毎月同一日時に輸送する等の反復継続する輸送は、避けるよう努めること。

(12) 規則第15条関係

核燃料輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して運行の安全を確保するための規定である。本規定の実施に当たっては、次によること。

- (イ) BM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬する場合にあつては、「危険物の規制に関する規則」(昭和34年総理府令第55号)第47条の2の規定に準ずること。
- (ロ) 核燃料輸送物等を運搬する場合には、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年2月9日労働省告示第7号)」に準拠すること。

なお、核燃料輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。

(13) 規則第17条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (イ) 原子炉等規制法第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者
- (ロ) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者
- (ハ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者
- (ニ) 放射線障害防止法第35条に規定する第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有する者
- (ホ) 核燃料物質の取扱いに関し、(イ)から(ニ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(14) 規則第17条の2第1項関係

運搬開始前に施錠、封印等に異常がないことを点検すること。

(15) 規則第17条の2第2項関係

「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。なお、運搬統括責任者及び運搬実施責任者については、2.(17)を参照のこと。

(イ) 道路輸送の場合

- 1) 運搬する車両及び伴走車両ごとに相互に連絡通報を行うことができる通信設備を設けること。
- 2) 運搬中、運搬統括責任者が電話等により、運搬実施責任者から連絡を受ける場所(以下「指定連絡場所」という。)を指定する

こと。

- 3) 指定連絡場所へ連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定めること。
- 4) 治安当局とあらかじめ打合せを行った上で緊急時における対応体制を確立しておくこと。

(ロ) 鉄道輸送の場合

- 1) 指定連絡場所を指定すること。
- 2) 指定連絡場所へ連絡を行うべき予定停車駅（以下「予定連絡停車駅」という。）を定めること。
- 3) 治安当局とあらかじめ打合せを行った上で緊急時における対応体制を確立しておくこと。

(16) 規則第17条の2第3項関係

(イ) 運搬統括責任者及び見張人又は運搬実施責任者及び見張人は、運搬開始前に運搬車両を検査すること。

(ロ) 運搬実施責任者及び見張人は、(イ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

- 1) 道路輸送中においては、伴走車両に添乗する等により運搬車両に随行すること。
- 2) 鉄道輸送中においては、輸送物を積載した車両又はその直前若しくは直後の車両に添乗すること。

(ハ) 運搬実施責任者は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

- 1) 第14条に定める「書類」を携帯すること。
- 2) 道路輸送中においては、2. (15)(イ) 3) の連絡をすべ

き時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。

- 3) 鉄道輸送中においては、予定連絡停車駅において指定連絡場所へ連絡を行うこと。

(二) 見張人は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

- 1) 他の輸送手段への積替え及び他の積荷の積替え時には、輸送物を連続的に監視するか施錠、封印等を頻繁に点検すること。

- 2) 道路輸送中においては、積載車両を連続的に監視すること。

- 3) 道路輸送中の駐車時及び停車時においては、輸送物又はコンテナを連続的に監視すること。ただし、積載車両が有がい車両（バン型自動車、有がい貨車等をいう。以下同じ。）である場合は、当該有がい車両を監視すること。

- 4) 鉄道輸送中の停車時においては、輸送物又は施錠、封印等を点検すること。

(17) 規則第17条の2第4項関係

「運搬責任者」に相当する者として、運搬統括責任者及び運搬実施責任者を任ずるものとする。この場合において、運搬統括責任者は、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者の中から選任すること。

また、運搬実施責任者は、運搬統括責任者の命に従い、当該運搬に同行し、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な監督及び連絡を行うため、当該運搬に従事する者に対して必要な指示を行うことが

できる監督的地位にある者のうちから選任すること。

(18) 規則第19条関係

(イ) 第2項又は第3項の「関係者以外の者が当該核燃料輸送物、オーバーバック、コンテナ又はタンク（以下「運搬物」という。）に近づくことを防止する措置」とは、有がい車両の貨物室内部に当該運搬物を積載し、施錠すること、又は無がい車両（開放型の車両をいう。）に積載された当該運搬物を金属性のケージ等で覆い、当該ケージをボルト等により車両に固定する等の措置をいう。この場合において、当該ケージの表面は車両表面とみなす。

(ロ) 第2項又は第3項の「運搬中に積込み及び取卸しをしないこと」とは、発地において当該運搬物を積込み、運搬を開始した時点から、最終目的地である工場又は事業所に到着し、当該運搬物を取り卸し、運搬が終了するまでは、当該運搬車両については、当該運搬物及び他の貨物の積込み及び取卸しを行ってはならないことをいう。

3. 核燃料輸送物の運搬の確認申請等

規則第20条に規定する核燃料物質等を運搬しようとする場合は、次の要領で原子炉等規制法第59条の2第2項に規定する運輸大臣の確認を受けること（原子炉等規制法第61条の43に規定する指定運搬方法確認機関に係るものを除く。）。

(1) 第1号様式による核燃料輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は別表第5の第1欄に掲げる区分

に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

(2) 略

(3) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

4. 略

5. 特別措置運搬承認申請

規則第19条第1項から第3項までの規定に基づき、核燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比放射性物質等を運搬しようとする場合は、第3号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第5の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

6. 積載方法承認の申請等

(1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第3の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法

承認申請書及び別表第4の第2欄の記載事項等に従って記載した四表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第5の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

- (イ) 運搬中、移動、転倒、転落等により核燃料輸送物の安全性が損なわれないように保たれていること。
- (ロ) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。
- (ハ) 原子炉等規制法第59条の2第2項に基づく運輸大臣の確認を受けたものであること。
- (ニ) 前各号のほか運搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。

(3) 承認証の交付

積載方法承認を行ったときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。

なお、当該申請に当たっては、必要に応じ積載方法等に関し条件を付すことができる。

(4) 変更届

積載方法承認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、30日以内にその旨を運輸大臣に届け出ること。

また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合(車両の型式に変更がない場合に限る。)には、積載方法が変更前と同であることを明らかにし、その旨を届け出ること。

放射性同位元素等車両運搬規則關係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則關係取扱要領について
(運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通達)

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
1. 運搬の目的	○ 運搬する核燃料物質等の用途、発着地等を同時に記載すること。
2. 当該規定に従って運搬することが若しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置(第19条第1項の規定に基づく承認申請のみ)	
3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、第19条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明(第19条第2項の規定に基づく承認申請のみ)	
4. 科学技術庁長官の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の核燃料輸送物を運搬する場合には、第19条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況(第19条第3項の規定に基づく承認申請のみ)	
5. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所	○ 法人にあっては、その代表者の氏名を付記すること。
6. 運送人の氏名又は名称及び住所	○ 法人にあっては、その代表者の氏名を付記すること。確認申請であって運送人が指定を受けた者である場合には、指定書の日付及び番号を記載すること。
7. 予定運搬日時	
8. 予定運搬経路	

(1) 発地、着地、経路及び距離

(2) その他

9. 運搬しようとする核燃料輸送物

(1) 核燃料輸送物の型式又は名称及び主要諸元

(2) 核燃料輸送物の種類

(3) 収納する核燃料物質等の名称、数量、放射能強度及び性状

(4) 核燃料輸送物の輸送制限値及び配列方法(核分裂性輸送物のみ)

(5) 核燃料輸送物の線量当量率

(6) 核燃料輸送物の輸送指数

(7) 核燃料輸送物に貼付する標識及び行方表示

○ (2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交待予定等を記載し、運行経路図を添付すること。また、特別の事由がある場合を除き、道路輸送については緊急時における代替経路図についても添付すること。

○ 承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「核燃料輸送物」とするのは「核燃料物質等、核燃料輸送物又は低比放射性物質等」と読み替えて記載すること。

○ (1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。

○ (2)については、IP-1、IP-2、IP-3、A、BM又はBU型輸送物(核分裂性輸送物)のように記載すること。

○ (3)については、核燃料輸送物ごとに記載し、性状については、物理的、化学的状態を記載すること。また、名称については、収納する核燃料物質等が汚染物等である場合には、LSA-I、LSA-II、LSA-III、SCO-I又はSCO-IIの区分も記載すること。

○ (5)については、その位置を付記又は図示すること。

○ (6)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか、「A

	<p>型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B (M)」、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載すること。</p>		
(8) 核燃料輸送物の個数			
(9) 核燃料輸送物の基準適合状況	<p>○ (9)については、科学技術庁長官の選搬確認証の番号及び輸送容器の登録番号を記載し、当該確認証の写しを添付すること。</p> <p>科学技術庁長官の選搬確認申請中のものにあつては、その旨並びに申請書の日付及び番号を記載すること。</p>		<p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)の「核燃料輸送物及びオーバーバック」を「核燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比放射性物質等」と読み替えて記載すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、コンテナごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p>
(10) 核燃料輸送物取扱上の注意事項			
(11) 核燃料輸送物の外観図及び構造図	<p>○ (11)の外観図は、三面図及び鳥かん図によること。</p>		
10. 運搬しようとする特定核燃料物質の種類、総量等	<p>○ プルトニウムにあつてはプルトニウム 238の同位体濃度を、ウランにあつては濃縮度を、使用済燃料にあつては吸収率及び1グレイ毎時を超えるかどうかを併記すること。</p>		<p>○ (5)については、第1類目標識、第2類目標識又は第3類目標識のうち、いずれのものを貼付するのかがコンテナ標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p>
11. オーバーバックの概要			
(1) オーバーバックの名称及び主要諸元	<p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p>		<p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p>
(2) 収納し、又は包装する核燃料輸送物の型式又は名称、個数及びオーバーバックへの収納又は包装の方法	<p>○ (2)については、オーバーバックごとに記載すること。</p>		<p>○ (8)については、施錠及び封印又はこれと同等以上の措置に係る詳細を添付すること。</p>
(3) オーバーバックの総量当量率	<p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p>		
(4) オーバーバックの輸送指数			
(5) オーバーバックに貼付する標識	<p>○ (5)については、第1類目標識、第2類目標識又は第3類目標識のうち、いずれのものを貼付するのかを記載すること。</p>		<p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、タンクごとに記載すること。名称については、LSA-1又はSCO-1の区分も記載し、性状</p>
(6) オーバーバックの個数			
		<p>(7) オーバーバックの外観図</p>	
		12. コンテナの概要	
		(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元	
		(2) 収納する核燃料輸送物及びオーバーバックの型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法	
		(3) コンテナの総量当量率	
		(4) コンテナの輸送指数	
		(5) コンテナに貼付する標識	
		(6) コンテナの個数	
		(7) コンテナの外観図	
		(8) コンテナの施錠、封印等	
		13. タンクの概要	
		(1) タンクの名称又は型式及び主要諸元	
		(2) 収納する低比放射性物質等の名称、数量、放射能強度及び性状	

放射線同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について

(運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通達)

<p>(3) タンクの積量当量率</p> <p>(4) タンクの輸送指数</p> <p>(5) タンクに貼付する標識</p> <p>(6) タンクの個数</p> <p>(7) タンクの外観図</p>	<p>については、物理的、化学的性状を記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類由標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するの及びコンテナ標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p>	<p>の型式又は名称、個数並びに輸送指数及びその合計値</p> <p>15. 運搬実施体制</p> <p>(1) 運搬統括責任者、運搬実施責任者、見張り人、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p>	<p>○ (1)において運搬統括責任者については職名、氏名及び連絡先を、運搬実施責任者については職名及び氏名を、見張り人については人数を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</p>
<p>14. 車両及び積載方法</p> <p>(1) 車両の概要</p> <p>(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法</p> <p>(3) 車両の積量当量率</p> <p>(4) 車両に貼付する標識</p> <p>(5) 車両に積載する核燃料輸送物、オーバーバック、コンテナ及びタンク</p>	<p>○ (1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。</p> <p>○ (2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (4)については、車両標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (5)については、車両ごとに記載すること。</p>	<p>(2) 放射線管理要領</p> <p>(3) 被ばく管理要領(第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ)</p> <p>(4) 運搬要領</p> <p>(5) 連絡体制</p> <p>(6) 荷役作業要領</p> <p>(7) 事故時の措置</p> <p>16. その他</p>	<p>○ (2)については、車両、核燃料輸送物、コンテナ等の積量当量率の管理、積量当量率、測定機器、保類具等について記載すること。</p> <p>○ (3)については、運搬従事者の被ばく積量当量の測定、記録等の体制、その他被ばく管理に係る必要な事項を記載すること。</p> <p>○ (4)については、運搬時における駐車要領、監視及び点検要領、踏切通過要領、梯団時の隊列による運行体制等を記載すること。</p> <p>○ (5)については、通信設備、指定連絡場所、連絡をすべき時間間隔又は場所等を記載すること。</p> <p>○ (6)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。</p> <p>○ (7)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。</p> <p>○ 運搬従事者に対する教育訓練内容その他必要な事項を記載すること。また、</p>

別表第2 指定申請書の記載事項等（略）

運搬する核燃料物質等が本邦外を運搬されるものである場合には、取扱要領本文2.（11）に掲げる携行書類の記載事項（以下「携行書類の記載事項」という。）のうち、1）から4）までの事項、当該核燃料物質等が核分裂性物質であって、核分裂性輸送物として運搬されない場合には、携行書類の記載事項のうち、11）の事項及び当該核燃料物質等が専用積載で運搬されなければならないものである場合には、携行書類の記載事項のうち、14）の事項についても記載すること。ただし、1. から15.までの記載事項の内容に含まれていない場合に限る。

備考

1. 用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。
2. 下線を付記した事項については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第17条の4の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。

(運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長連署)

別表第3

記載事項	記載要領等
1. 申請書本文	○ 申請書本文の様式は第4号様式によること。 また、申請者が法人である場合には、その代表者の氏名を付記すること。
2. 運搬しようとする核燃料輸送物の性状適合状況	○ 科学技術庁長官の容器承認の番号を記載すること。
3. 運搬しようとする核燃料物質等の種類	○ 核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第3条に掲げる核燃料物質等の種類を記載すること。 ○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第17条の4の表第2号の下欄に掲げる物質に該当する場合は、その旨を記載すること。
4. 承認を受けようとする積載方法 (1) 名称 (2) 外観図	○ 図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。
(3) 固縛に使用する用具、架台等	○ 主要な箇所には寸法を記入すること。 ○ 固縛に使用されるワイヤ、緊締金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。
(4) 運搬に係る車両	○ 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。
(5) 固縛作業	○ 固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。

5. 運搬実施体制	○ 固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。 ○ 運搬統括責任者、運搬実施体制、見張人、同行する専門家、その他の運搬従事者、運搬履歴、事故時の措置等を記載すること。
-----------	---

備考

- 用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折たんだ状態でこの大きさとすること。
- 下線を付記した事項については、令第17条の4表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。

別表第4

添付書類	記載要領等
1. 車両に関する説明	○ 運搬に使用される車両の主要諸元、車両性能及び積載方法の審査に必要な箇所の構造、装置の内容について説明すること。
2. 予定される運搬に関する説明	○ 予定される運搬に関し、速度、勾配、最小回転半径、運行の距離等について説明すること。
3. 強度計算書	○ 予定される運搬等において、運搬容器が容易に移動、転倒、転落等を起こさないことを説明すること。
4. 同一積載方法が繰り返し実施できることの説明	○ 同一積載方法が繰り返し実施できることを具体的に説明すること。この場合、積付けに使用される機器、架台等の劣化についても言及すること。
5. 承認容器について	○ 承認容器の主要諸元、外観図及び承認を受けたことを証する書面を添付すること。

6. その他	○ その他必要な事項がある場合は、その書面を添付すること。
--------	-------------------------------

別表第5 申請先

区 分	所 管 課
(1) 当該運搬が鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車によってなされる場合	鉄道局保安車両課
(2) 当該運搬が自動車若しくは軽車両によってなされる場合	自動車交通局 技術安全部 保安・環境課

第1号様式（核燃料輸送物運搬確認申請書）

核燃料輸送物運搬確認申請書	
正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印しないこと。	
運 輸 大 臣	殿
文 書 番 号 年 月 日 申請者の氏名 又 は 名 称 住 所 連 絡 先	
別添の運搬計画書に記載する核燃料輸送物の運搬につき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項の確認をして戴きたく申請いたします。	

放射線同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について
 （運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通達）

(運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通達)

第2号様式(核燃料輸送物運搬者指定申請書)(略)

第3号様式(特別措置運搬承認申請書)

特別措置運搬承認申請書

運 輸 大 臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

核燃料物質等車両運搬規則第19条第1項の規定に基づき、下記の核燃料物質等の運搬について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請文中「第19条第1項」は、当該申請が規則第19条第2項に基づく場合には、「第19条第2項」と、当該申請が規則第19条第3項に基づく場合には、「第19条第3項」と、第19条第1項及び第3項に基づく場合には、「第19条第1項及び第3項」等と書き換えること。

また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。

積載方法承認申請書

運輸大臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名
又は名称
住 所
連絡先

⑩

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第3条の規定に基づき、下記の積載方法について承認していただきたく申請いたします。

記

○旅客自動車運送事業等運輸規則（抄）

〔昭和三十一年八月一日
運輸省第四十四号〕

最終改正 平成七年三月二十三日運輸省令第十五号

（目的）

第一条 この省令は、自動車運送事業、自動車運送取扱事業及び軽車両等運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び旅客又は荷主の利便を図ることを目的とする。

（物品の持込制限）

第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

- 六 放射性物質等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第二条第二項の放射性同位元素及びそれによつて汚染された物であつてその放射能濃度が七十四ベクレル毎グラム以上のもの並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつ

て汚染された物をいう。）

附 則

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

○道路運送車両の保安基準（抄）

〔昭和二十六年七月二十八日
運輸省令第六十七号〕

最終改正 平成七年二月二十八日運輸省令第八号

（用語の定義）

第一条 この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、左の各号の定めるところによる。

十八 「放射性物質等」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第二条第二項の放射性同位元素及びそれによつて汚染された物であつてその放射能濃度が七十四ベクレル毎グラム以上のもの並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。

（灯光の色等の制限）

第四十二条 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で地上二・五メートル以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

六 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するため

の灯火

9 自動車に備える灯火は、前照灯、補助前照灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が三百カンデラ以下のものでなければならぬ。

10 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであつてはならない。

（消火器）

第四十七条 次の自動車には、消火器を備えなければならない。

六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の第三項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則

（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車

3 第一項の自動車（前項に規定する自動車を除く。）に備える消火器は、次のものでなければならない。

一 霧状の強化液を放射する消火器で充てん量が六リットル以上のもの

二 炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が二・二キログラム以上のもの

三 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が一リットル以上のもの

四 二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が〇・四リットル以上のもの

五 消火粉末を放射する消火器で充てん量が一・八キログラム以上のもの

4 第一項の自動車に備える消火器は、第二項又は前項の規定によるほか、次の基準に適合するものでなければならない。

一 消火器は、構造及び性能が消防法第二十一条の二第二項に規定する技術上の規格に適合するものであること。

二 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと。

三 消火器は、使用に際して容易に取りはずしができるように取り付けたものであること。

四 消火器は、次の場所に備えたものであること。

イ 火薬類を運送する自動車及びこれをけん引するけん引自動車にあつては、見張人の使用に便利な場所

ロ イに掲げる自動車以外の自動車にあつては、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所

○核燃料物質等の運搬の届出等に 関する総理府令

〔昭和五十三年十二月二十八日
総理府令 第四十八号〕

最終改正 平成二年十二月二十八日総理府令六三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第五十九条の二第四項及び第五項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第十七条の四において準用する同令第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令を次のように定める。

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令

（保安のための措置が必要な場合に届出を要する核燃料物質等）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下この条において「令」という。）第十七条の五の表第一号イの総理府令で定める核燃料物質等（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染されたものをいう。以下同じ。）は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第一項第三号に規定する核燃料物質等とする。

2 令第十七条の五の表第一号ロの総理府令で定める核燃料物質は、

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第十五条第二項に規定する核分裂性物質とする。

（届出の手續）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条の二第五項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による核燃料物質等の運搬の届出をして、運搬証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第一の運搬届出書正副二通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の届出に係る運搬の経路が二以上の公安委員会の管轄する区域におたる場合には、当該核燃料物質等の発送地を管轄する公安委員会（以下「発送地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する同項の運搬届出書の提出は、発送地公安委員会を経由してしなければならない。

3 第一項の運搬届出書の提出は、当該運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあっては運搬開始の日の一週間前までに、その他の場合にあっては運搬開始の日の一週間前までにしなければならない。

（運搬証明書）

第三条 法第五十九条の二第五項の運搬証明書（以下「運搬証明書」という。）の様式は、別記様式第二のとおりとする。

2 前条第一項の届出に係る運搬の経路が二以上の公安委員会の

管轄する区域にわたる場合には、発送地公安委員会以外の公安委員会は、当該運搬証明書を、発送地公安委員会を経由して交付するものとする。

（指 示）

第四条 保安のための措置が必要な場合における法第五十九条の二第六項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下

同じ。）の総理府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 核燃料物質等を積載した車両（道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下この項において同じ。）の速度

二 伴走車の配置

三 核燃料物質等を積載した車両及び伴走車その他の運搬に同行する車両の車列の編成並びに当該車列を構成する車両相互間の距離

四 駐車（道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下この号において同じ。）場所及び駐車時の措置

五 核燃料物質等の積卸し又は一時保管をする場所

六 見張り人の配置その他核燃料物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置

七 核燃料物質等の車両への積載方法

八 警察機関への連絡

九 核燃料物質等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行
十 前各号に掲げるもののほか、運搬中の交通事故、核燃料物質

等の盗取等による災害を防止するために必要な事項

2 保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場合における法第五十九条の二第六項の総理府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、防護対象特定核燃料物質を防護するために必要な事項とする。

（公安委員会相互の連絡）

第五条 第二条第一項の届出に係る運搬の経路が二以上の公安委員会の管轄する区域にわたる場合には、届出を受けた公安委員会は、相互に、法第五十九条の二第六項の規定による指示の内容を通知し、その他当該運搬の円滑な実施のため必要な連絡を行わなければならない。

（運搬証明書の記載事項の変更の届出等）

第六条 法第五十九条の二第九項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をし、運搬証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第三の運搬証明書書換え申請書一通に当該運搬証明書を添えて、その交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。

2 法第五十九条の二第九項の規定による届出があつた場合における当該変更に係る事項が発送地公安委員会以外の公安委員会の管轄する区域に係るものであるときは、前項の運搬証明書書換え申請書の提出は、発送地公安委員会を経由してしなければならない。

3 前項の規定により第一項の運搬証明書書換え申請書の提出が

あつた場合において、当該公安委員会が書き換えをした運搬証明書を交付するときは、發送地公安委員会を經由してするものとする。

(運搬証明書の再交付の申請等)

第七条 法第五十九条の第二十項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による運搬証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第四の運搬証明書再交付申請書一通をその交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。この場合において、申請の事由が当該運搬証明書の汚損であるときは、当該申請書に当該運搬証明書を添えなければならない。

2 当該運搬証明書を交付した公安委員会が發送地公安委員会以外の公安委員会であるときは、前項の運搬証明書再交付申請書の提出は、發送地公安委員会を經由してしなければならない。

3 前条第三項の規定は、發送地公安委員会以外の公安委員会が運搬証明書を再交付する場合について準用する。この場合において、同項中「前項の規定により第一項の運搬証明書書き換え申請書の提出があつた場合」とあるのは、「次条第二項の規定により同条第一項の運搬証明書再交付申請書の提出があつた場合」と読み替へるものとする。

(旧運搬証明書の返納)

第八条 法第五十九条の第二十項の規定による運搬証明書の再交付を受けた者は、運搬証明書の再交付を受けた後において旧運搬証明書を回復したときは、運搬証明書を交付した公安委員会にその

旧運搬証明書を速やかに返納しなければならない。この場合において、返納に係る公安委員会が發送地公安委員会以外の公安委員会であるときは、發送地公安委員会を經由してしなければならない。

(運搬証明書の返納)

第九条 核燃料物質等の運搬を終了したときは、運搬証明書を携帯する者は、運搬証明書を交付した公安委員会にその運搬証明書を速やかに返納しなければならない。この場合において、核燃料物質等の到達地を管轄する公安委員会（以下この項において「到達地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する返納は、到達地公安委員会を經由してしなければならない。

2 運搬証明書の交付を受けた者は、核燃料物質等の運搬をしないこととなつたときは、運搬証明書を交付した公安委員会にその運搬証明書を速やかに返納しなければならない。

3 前条後段の規定は、前項の規定による運搬証明書の返納について準用する。

(運搬に関する検査)

第十条 法第五十九条の第二十一項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により警察官が検査を行うときは、道路における安全と円滑に支障を及ぼすおそれのない場所を選び、かつ、当該核燃料物質等の保安の確保（当該核燃料物質等に防護対象特定核燃料物質を含むときは、保安及び当該防護対象特定核燃料物質の防護の確保）について細心の注意を払わなければならない。

ない。

（報告の徴収）

第十一条 法第五十九条の二第五項の規定による届出をした製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者は、法第六十七条の規定により、工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬において、次の各号の一に該当する事故が発生したときは、当該事故が発生した日から十日以内に、その状況及びそれに対する処置を当該届出を受理した公安委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質等の盗取又は所在不明

二 交通事故

三 防護対象特定核燃料物質の運搬の妨害

四 核燃料物質等の異常な漏えい

五 前各号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがある事故

附 則（昭和六三・一一・二四総理府令五〇）

（施行期日）

1 この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（昭和六十三年十一月二十六日）から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行後に開始される防護対象特定核燃料物質を含む

核燃料物質等の運搬についてこの府令の施行前にした改正前の核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令第二条の規定による運搬届出書の提出は、改正後の核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（以下「新府令」という。）第二条の規定に基づいてしたもののみならず。

3 前項に規定する運搬届出書の提出をした者は、この府令の施行後当該運搬が開始されるまでの間に、新府令別記様式第一の注5及び注7に規定する記載事項のうち当該運搬届出書に記載されていないものを当該核燃料物質等の発送地を管轄する都道府県公安委員会に申し出なければならない。

附 則（平成二・一一・二八総理府令六三）

（施行期日）

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令第一条の規定及び第二条の規定による改正後の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令第一条の規定は、平成三年二月一日以後に行われる核燃料物質等及び放射性同位元素等の運搬に係る届出について適用し、同日前に行われる核燃料物質等の運搬に係る届出及び運搬証明書並びに放射性同位元素等の運搬に係る届出については、なお従前の例による。

3 この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記様式第1（第2条関係）

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

(その1) 核燃料物質等運搬届出書 公安委員会 殿 住所 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）◎ 使用者等の区分(注1) 担当者 電話番号		※整理番号							
		※受理年月日							
		※証明書番号							
		※証明書交付年月日							
運 搬 日 時	年 月 日 時 から								
(注2)	年 月 日 時 まで								
発 送 地 (注3)									
到 達 地 (注3)									
運搬経路	經由地点 (注4)	距離 (km)		路線名	所要時 間(分)	運 行 時 刻	運 搬 手 段	備 考 (注5)	
		区 間	キ ロ 程						
この県での運搬の内容が用紙(その2)の記載事項と異なる場合は、その事項及び運搬の内容									
記 載 事 項					運 搬 の 内 容				
そ の 他 の 記 載 事 項					用 紙 (そ の 2) の と お り				

（その２） 運搬の内容				
輸送物	種類及び個数(注6)			
	核燃料物質等の名称及び数量(注7)			
	区分及び区分別数量(注8)			
運送人	氏名(法人にあつては、その名称)			
	住所			
運行責任者氏名(注9)				
同行者氏名(注10)				
核燃料物質等積載車両及び運転者	自動車登録番号	最大積重量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
積載方法(注11)				
携行資器材の名称及び個数				
運搬要領(注12)				
警察機関への連絡要領				
応急措置要領				
摘要(注13)				

- 注 1 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者若しくは廃棄事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の別を併記すること。
- 2 この欄には全運搬経路の運搬日時を記載すること。
- 3 この欄には全運搬経路の発送地及び到達地を記載し、工場又は事業所である場合は、その名称を併記すること。
- 4 この欄にはこの運搬届出書を提出する都道府県の運搬経路に係る内容を記載すること。
- 5 この欄には駐車、積卸し及び一時保管の予定場所及び予定時刻を記載すること。
- 6 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸

送物又はIP-3型輸送物の別及び個数を記載すること。核分裂性輸送物にあつては、その旨を併記すること。防護対象特定核燃料物質にあつては、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の6第1項の表第1号又は第2号に該当する場合は区分Ⅰ、同表第3号から第6号までのいずれかに該当する場合は区分Ⅱ、同表第7号から第9号までのいずれかに該当する場合は区分Ⅲとそれぞれ併記すること。

- 7 燃料要素、燃料集合体又は使用済燃料にあつてはその旨及び単位体数を、その他の核燃料物質にあつては化学上の名称及び重量を記載すること。核燃料物質によつて汚染された物にあつては、その旨及び重量を記載し、当該汚染された物の名称、汚染の状況及び汚染の程度を記載した書面を添付すること。
 - 8 照射されていない燃料の場合には、濃縮ウラン、プルトニウム及びウラン233の区分により、濃縮ウランの区分に属するものにあつてはその旨、濃縮度及びウランの量を、プルトニウムの区分に属するものにあつてはその旨及びプルトニウムの量を、ウラン233の区分に属するものにあつてはその旨及びウラン233の量を記載すること。照射された燃料の場合には、照射前の濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムの区分により、濃縮ウランの区分に属するものにあつてはその旨、照射前の濃縮度及び照射前のウランの量（濃縮度が10パーセントに達しないものにあつては濃縮ウランの区分に属する旨、照射前の濃縮度、照射前のウランの量及び照射直後の吸収線量率）を、プルトニウムの区分に属するものにあつてはその旨及び照射前のプルトニウムの量を、ウラン233の区分に属するものにあつてはその旨及び照射前のウラン233の量を、天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分に属するものにあつてはその旨及び照射直後の吸収線量率を記載すること。
 - 9 運搬に同行し、運搬の実施について責任を有する者の記載をすること。
 - 10 核燃料物質等の取扱いに関し知識及び経験を有する者で、運搬に同行し、当該核燃料物質等の保安のため必要な監督を行うものを記載すること。ただし、BM型輸送物以外の輸送物を運搬する場合であつて、その者を同行させないときは記載を要しない。
 - 11 輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
 - 12 車両の速度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張り人の配置等安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。
 - 13 法第59条の2第2項（法第66条第2項において準用する場合を含む。）の科学技術庁長官又は運輸大臣の確認の有無、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第5条第7号ただし書又は第8号ただし書に規定する承認（同規則第6条から第10条までに規定する技術上の基準に係るものを含む。）の有無及び同規則第13条又は核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条第1項若しくは第2項の特別措置の承認の有無について記載すること。
- 備考 1 用紙（その1）は運搬の経路となる区域を管轄するすべての都道府県公安委員会に、用紙（その2）は発送地公安委員会に提出すること。
- 2 ※印欄には記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2（第3条関係）

第 号		年 月 日		核燃料物質等運搬証明書				公安委員会 ㊤			
使用者等	住所										
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）										
	使用者等の区分										
運 搬 日 時				年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで							
発 送 地											
到 達 地											
運 搬 経 路	経 由 地 点	距 離 (km)		路 線 名	所 要 時 間 (分)	運 行 時 刻	運 搬 手 段	備 考			
		区 間	キ ロ 程								
運 搬 の 内 容											
指 示 の 事 項											
備考1 この運搬証明書は、運搬中常に携帯し、警察官の要求があつたときは、必ず提示すること。											
2 この運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出ること。											
3 この運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出ること。											

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3（第6条関係）

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

		※整理番号	
		※受理年月日	
		※書換え年月日	
<p>核燃料物質等運搬証明書書換え申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊤</p> <p>使用者等の区分</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第9項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、運搬証明書の書換えを申請します。</p>			
運搬証明書番号		運搬証明書交付年月日	年 月 日
書換え事項			
書換え事由			

二一九

備考1 ※印欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

別記様式第4（第7条関係）

		※整理番号	
		※受理年月日	
		※再交付年月日	
<p>核燃料物質等運搬証明書再交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）[㊤]</p> <p style="text-align: center;">使用者等の区分</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第10項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、運搬証明書の再交付を申請します。</p>			
運搬証明書番号			運搬証明書交付年月日
			年 月 日
申請の事由			

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

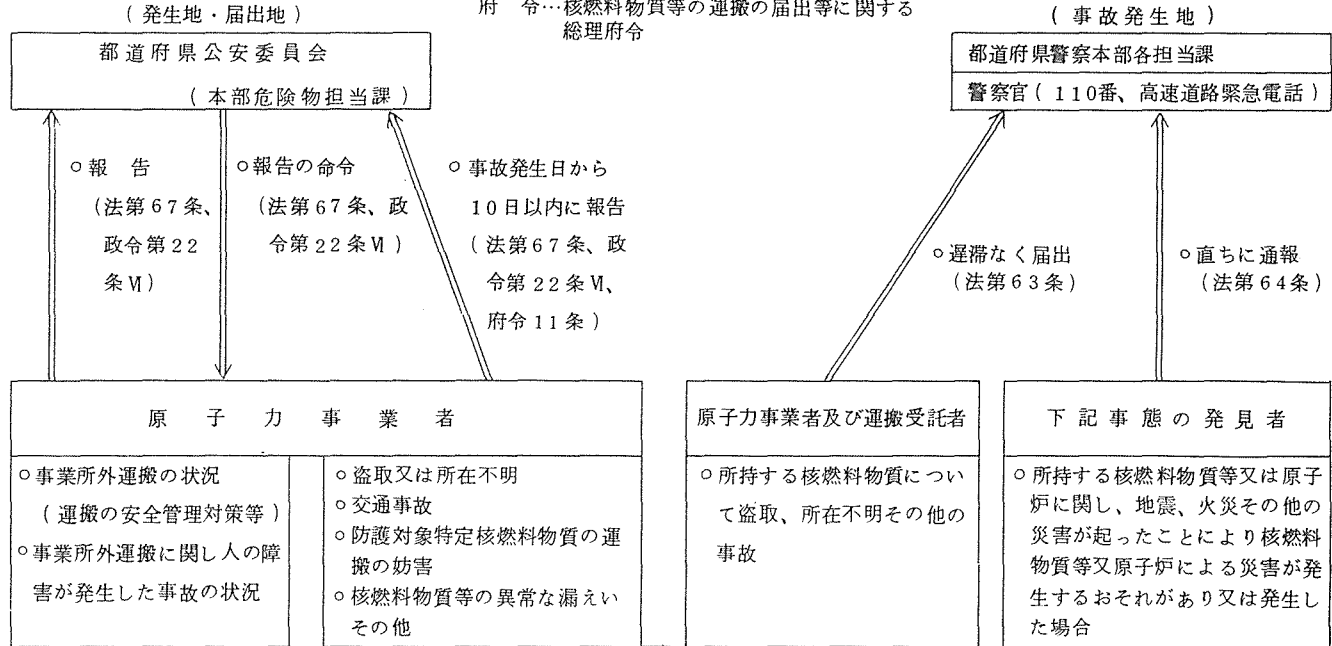
備考1 ※印欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

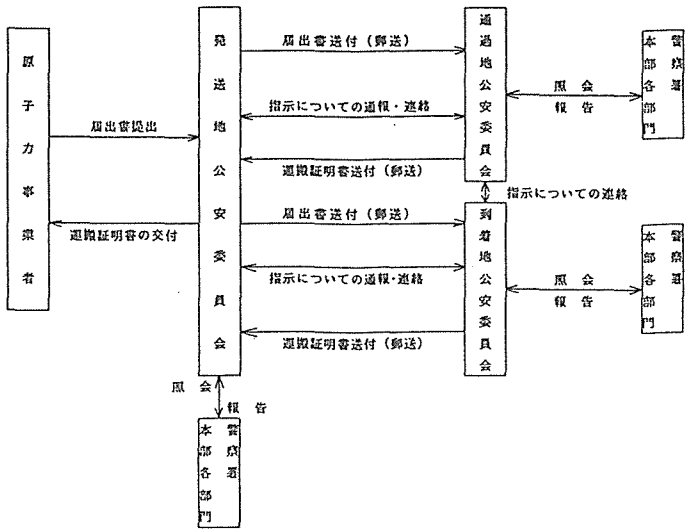
報告徴収関係（法第67条）

事故発生時の措置等（法第63条、64条）

(注) 法……核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律
政 令…同上法律施行令
府 令…核燃料物質等の運搬の届出等に関する
総理府令

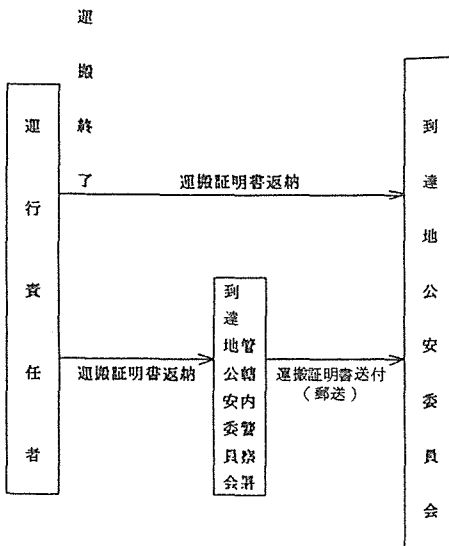


1 運搬証明書の交付手続



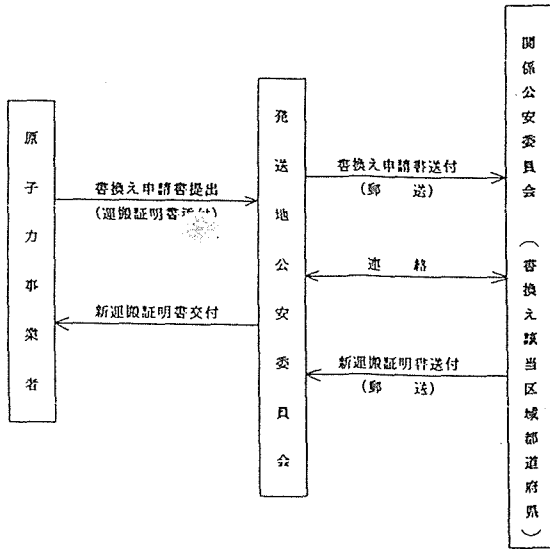
核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

2 運搬証明書の返納手続

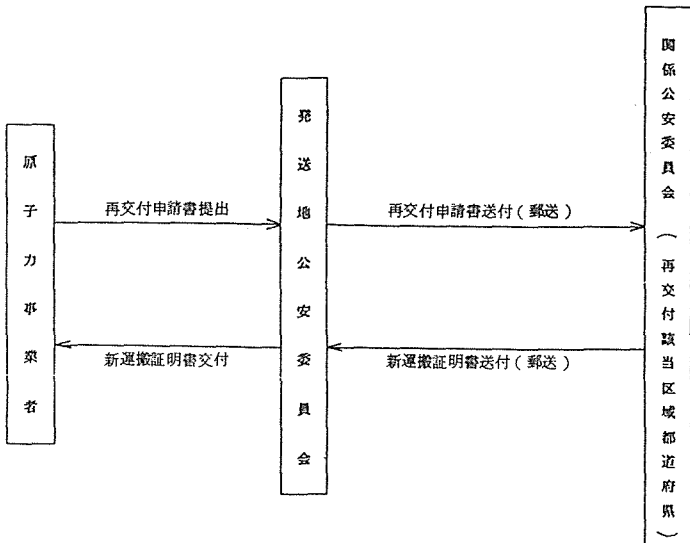


3 運搬証明書の書換え手続

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）



4 運搬証明書の再交付手続



○第1 運搬届出書の記載要領

1. 届出回数

届出は、1回の運搬ごとに行うこと。1車列をもつて1回の運搬とする。概ね積載車両を含む車両8台以内をもつて1車列とする。ただし、同時に2以上の車列を編成して運搬する場合であっても、同一経路で運搬し、車列ごとの運搬間隔が30分以内であるものにあつては、1回の運搬として取り扱う。この場合にあつては、概ね最大限4車列をもつて1回の運搬とする。

2. 届出書の提出先等

(1) 提出先

届出書の提出は、発送地公安委員会以外の公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に提出する届出書であっても、発送地公安委員会（都道府県警察本部の危険物担当課）に提出する。関係公安委員会に対する届出書には、当該公安委員会に送付するに要する切手を貼付した封筒を併せて提出する。

届出書用紙（その1）は、公安委員会ごとに2通、届出書用紙（その2）は3通を発送地公安委員会に提出する。

(2) 海上輸送を伴う場合

事業所内の専用港から船舶で運搬し、他の港で荷降して公道又は専用道路を運搬する場合には、荷降した港が発送地となる。

事業所内の専用港から船舶で外国に運搬する場合及び事業所内の専用港から船舶で運搬し他の事業所内の専用港で荷降し、公道又は専用道路等において運搬しない場合は、届出を要しないが、警備上の関係から連絡を願いたい。

3. 届出書の提出日

運搬日の2週間前まで（1都道府県内のみの運搬については、1週間前まで）に提出する（土、日、祭日を除く。）。

4. 運搬証明書の返納

運搬が終了した場合には運搬証明書を直接到達地公安委員会（警察本部の危険物担当課又は最寄りの警察署）に返納する。

5. 届出書用紙（その1）の記載要領

(1) 届出年月日

届出書を発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2) 届出公安委員会

届出先の公安委員会の都道府県名を記載する。

(3) 届出者

届出を行う使用者等を記載するが、運搬を委託された者が届け出る場合には、運

搬を委託した者との連名による。

法人が届出者の場合には、その代表者名により届出をしなければならず、支社等の名義による届出は認めない。

(4) 担当者

実際の実務担当者であつて、運搬内容を熟知した者を記載する。

(5) 運搬日時

運搬全体の開始日時及び終了日時を記載する。

(6) 発送地、到達地

全運搬の発送地及び到達地を記載し、事業所、埠頭、空港である場合にはその名称を併記する。埠頭等については、コンテナスペースを記載する等、場所をできるだけ特定する。

(7) 運搬経路

路線名、各都道府県の出入地点、主要な経由地点、通過予定時刻等運搬経路が明確にわかるように記載する。

運搬手段は、車両、鉄道、船舶等を併用するときのみ記載する。

備考の欄には、駐車、積降し及び一時保管予定場所及び予定時刻を記載する。

この欄に記載する事項は、盗取、交通事故等の防止のために重要な事項であるので、明確に記載する（例えば「海老名」ではなく、「東名海老名サービスエリア」とその所在地、名称等を具体的に記入する。）。

なお、一時保管をする場合には、事業所、営業所等の倉庫又は車庫で行い、事故等緊急やむを得ない場合の外は、運搬途中の積載物の車両間の積替えは避ける。

(8) この県での運搬の内容が用紙（その2）の記載と異なる場合は、その事項及び運搬内容

届出書用紙（その2）には、運搬経路を管轄するすべての公安委員会について共通のものが記載されるが、当該届出書の提出にかかる公安委員会の管轄する区域内において、運搬の内容がこれと異なる場合には、当該事項についてこの欄に記載する。

記載事項欄には、届出書用紙（その2）の該当する各欄名を記載し、運搬の内容欄には、その運搬内容を具体的に記載する。

6. 届出書用紙（その2）の記載要領

(1) 輸送物

ア 種類及び個数

輸送物の種類については、輸送物の型式を記載し、当該輸送物が防護対象特定核燃料物質である場合にあっては、区分Ⅰ、区分Ⅱ及び区分Ⅲの別について、「A型核分裂性輸送物（区分Ⅲ）」等と併記する。

イ 核燃料物質等の名称

「燃料集合体」、「六フッ化ウラン」等と記載する。

また、照射された物質については、「使用済燃料」と記載し、試験的に照射したものについては、その旨を付記する。

ウ 区分及び区分別数量

(ア) 未照射の場合

プルトニウム及びウラン233にあつてはその旨を、濃縮ウランについては、「濃縮ウラン（濃縮度〇.〇%）」等と記載する。

また、数量については、総運搬量と1車列の総量を記載する。

例……濃縮ウラン（濃縮度：〇〇%）

第1車列 約〇〇〇kg-U

第2車列 約〇〇〇kg-U

合 計 約〇〇〇kg-U

(イ) 使用済燃料

照射前の区分、照射前の濃縮度（濃縮ウランのみ）、照射前の数量（総運搬量と1車列の総量）について記載する。濃縮度が10%に達しない濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムについては、照射直後の吸収線量率についても記載する。

例……照射前濃縮ウラン（濃縮度：〇〇%）、照射直後の吸収線量率1グレイ毎時を超える。

なお、照射されたプルトニウム、ウラン233及び濃縮度が10パーセントを超える濃縮ウランについては、運搬時の吸収線量率についても記載願いたい。

(2) 運送人

実際に運搬を行う運搬業者の全員を記載する。

(3) 運行責任者

運搬に同行し、運搬全体について責任を有する者を記載する。

2車列以上で運搬する場合には、車列ごとの責任者も合わせて記載する。

(4) 同行者氏名

核燃料取扱主任者等関係法令で定められている資格を有する者、事業者等が実施する講習等を受講した者又は核燃料物質等の取扱いに3年以上従事したことがある者が運搬に同行するものを記載する。

B M型輸送物以外の輸送物を運搬する場合であつても、できる限り、これらの者を同行させる。

(5) 核燃料物質等積載車両及び運転者

積載車両ごとに、自動車登録番号、最大積載重量、積載重量、輸送物個数及び運転者氏名を記入する。予備者(車)のある場合は、別紙に記載する。運行責任者及び同行者の予備員は、一運搬につき各々1名、警備員及び運転の予備員は、1回の運搬が2車列までの場合は、4名以内、3車列を超えるものは8名以内にする。

また、積載車、伴走車及び警備車については、一運搬につき各々1台以内の予備車両にする。

(6) 積載車

積載方法の概要を簡潔に記載し、外観図を添付する。

(7) 携行資器材の名称及び個数

サーベイメーター、化学消火器、フィルムバッチ、ポケット線電計、立入禁止区域表示用器具等の災害発生時の応急措置のために携行する資器材を記載する。

(8) 運搬要領

速度、伴走車の配置、見張人の配置、駐車時の措置、車列間及び車両間の連絡方法等について記載し、輸送編成（1車列の場合は、車両間の距離）を記載した図面を添付する。

伴走車については、その乗務員の氏名、役割についても記載する。伴走車とは、運搬中の安全確保のための車両であつて、交通事故、盗取等の防止のために監視を行い、必要な措置をとれる者が添乗しているものをいう。

見張人については、氏名のほか見張方法等について記載する。見張人とは、周辺を監視し、関係者以外の者の接近を防止することができる能力を有する者をいう。

(9) 警察機関への連絡要領

運搬中の異常事態発生時の連絡、災害又は事故等により運搬証明書の記載と異なつた運搬を行わなければならない場合の連絡方法等について記載する。

連絡は、事故等の発生地を管轄する都道府県警察本部又は警察署に行う。

(10) 応急措置要領

災害発生時、車両故障時、妨害行為発生時等における応急措置について記載する。

(11) 摘要

科学技術庁長官又は運輸大臣の確認の有無等を記載する。確認申請中である場合には、その旨を記載する。

記載例

核燃料物質等運搬届出書の記載要領
(警察庁関係)

(その1)

※整理番号	
※受理年月日	
※証明書番号	
※証明書交付年月日	

核燃料物質等運搬届出書

平成 年 月 日

〇〇県公安委員会 殿

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇 〇 株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

使用者等の区分 加工事業者

担当者 〇 〇 〇 〇 電話番号 03-000-0000

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇 〇 株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

使用者等の区分 運搬を委託された者

担当者 〇 〇 〇 〇 電話番号 03-000-0000

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇 〇 株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

使用者等の区分 運搬を委託された者

担当者 〇 〇 〇 〇 電話番号 03-000-0000

(その1 継紙)

核燃料物質等運搬届出書の記載要領(警察庁関係)

運 搬 日 時		○○年○○月○○日 10時30分 から		○○年○○月○○日 11時20分 まで					
発 送 地		○○県○○市○○○○○○ ○○株式会社 ○○事業所							
到 達 地		○○県○○郡○○町○○○ ○○電力株式会社 ○○原子力発電所							
運 搬 経 路	経 由 地 点	距 離 (km)		路 線 名	所 要 時 間 (分)	運 行 時 刻	運 搬 手 段	備 考	
		区 間	キ ロ 程						
別紙1記載の通り									
この県での運搬の内容が用紙(その2)の記載事項と異なる場合は、その事項及び運搬の内容									
記 載 事 項					運 搬 の 内 容				
該 当 な し									
そ の 他 の 記 載 事 項					用 紙 (そ の 2) の 通 り				

記載例

（その2） 運 搬 の 内 容					
輸 送 物	種 類 及 び 個 数	A 型核分裂性輸送物 (区分Ⅲ)			第1車列 ○○個 第2車列 ○○個 合 計 ○○個
	核燃料物質等の名称 及び個数	燃料集合体	第1車列 ○○体 第2車列 ○○体 合 計 ○○体		
	区分及び区分別数量	濃縮ウラン（濃縮度：0.0%以下） 第1車列 約 00,000 kg-U 第2車列 約 00,000 kg-U 合 計 約 00,000 kg-U			
運 送 人	氏名（法人にあっては、その名称）	○○運輸株式会社			
	住 所	東京都○○区○○町○丁目○番○号			
運 行 責 任 者 氏 名	総括運行責任者	○ ○ ○ ○			
	第1車列運行責任者	○ ○ ○ ○			
	第2車列運行責任者	○ ○ ○ ○			
同 行 者 氏 名	該 当 せ ず				
核燃料物質等積載車両及び運転者	自動車登録番号	最大積重量	積載重量及び輸送物個数	運 転 者 氏 名	
	別紙2記載の通り				
積 載 方 法	トラックには輸送物○個を○段で積載し、ワイヤロープで固定し、輸送物上部には緩衝体を当てる。 (別紙3参照)				
携 行 資 器 材 の 名 称 及 び 個 数	別紙4記載の通り				
運 行 要 領	別紙5記載の通り				
警 察 機 関 へ の 連 絡 要 領	別紙6記載の通り				
応 急 措 置 要 領	別紙6、7記載の通り				
適 用	科学技術庁長官の車両運搬確認を申請中				

核燃料物質等運搬届出書の記載要領（警察庁関係）

運搬経路及び運行時刻(例)

核燃料物質等運搬届出書の記載要領(警察庁関係)

県名	経路地点 〔駐車予定場所〕	距離(Km)		路線名	所要 時間(分)	運行時刻		運搬 手段	備考
		区間	キロ程			第1車列	第2車列		
茨城	○ ○ 発 〔〇〇事業所〕	5	0	国道〇号線	10	10:30	11:00	自	運転者交替 休憩・点検
	○ ○ 交差点	00	5			00	10:40		
茨城	○ ○ I・C	00	00	〇〇自動車道	(00)	00:00	00:00	動	
	○ ○ S・A 着 〔サービスエリア〕	—	00			00:00	00:00		
	○ ○ S・A 発	00	—			00:00	00:00		
千葉	茨城・千葉 県境	00	00	〇〇高速道路	00	00:00	00:00	運	
	○ ○	00	00			00:00	00:00		
埼玉	千葉・埼玉 県境	00	00	〇〇高速道路	00	00:00	00:00	搬	
東京	埼玉・東京 県境	00	00			00:00	00:00		
	○ ○ I・C	00	00	00	00	00:00	00:00		
福井	滋賀・福井 県境	00	00	〇〇高速道路	00	00:00	00:00	—	
	○ ○ I・C	00	00			00:00	00:00		
	○ ○ 交差点	00	00	国道〇号線	00	00:00	00:00		
	○ ○ 着 〔〇〇原子力発電所〕	00	00	県道	00	10:50	11:20		
計		約〇〇〇	km	—	—	約24時間50分		—	—

【第1車列】

核燃料物質等積載車両及び運転者 (例)

自動車登録番号	最大積載量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
〇〇11〇〇〇〇〇	〇〇.〇トン	〇 個 : 約 〇.〇トン	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
〇〇11〇〇〇〇〇	〇〇.〇トン	〇 個 : 約 〇.〇トン	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
〇〇11〇〇〇〇〇	〇〇.〇トン	〇 個 : 約 〇.〇トン	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
〇〇11〇〇〇〇〇	〇〇.〇トン	〇 個 : 約 〇.〇トン	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

伴走車及び運搬従事者 (例)

(車列前方)

<u>警備車</u> (〇〇〇〇〇〇〇〇)	監視員(隊長)	〇〇 〇〇 (〇〇警備(株))
	監視員	〇〇 〇〇 (")
	"	〇〇 〇〇 (")
<u>先導車</u> (〇〇〇〇〇〇〇〇)	運転者	〇〇 〇〇 (〇〇運輸(株))
	"	〇〇 〇〇 (")
	運行責任者(正)	〇〇 〇〇 (")
	〇〇〇同行者	〇〇 〇〇 (〇〇(株))
	監視員	〇〇 〇〇 (〇〇警備(株))

(車列後方)

<u>後備車</u> (〇〇〇〇〇〇〇〇)	運転者	〇〇 〇〇 (〇〇運輸(株))
	"	〇〇 〇〇 (")
	運行責任者(副)	〇〇 〇〇 (")
	放射線技術者	〇〇 〇〇 (〇〇(株))
<u>警備車</u> (〇〇〇〇〇〇〇〇)	監視員	〇〇 〇〇 (〇〇警備(株))
	"	〇〇 〇〇 (")
	"	〇〇 〇〇 (")

核燃料物質等運搬届出書の記載要領(警察庁関係)

【第2車列】

核燃料物質等積載車両及び運転者(例)

自動車登録番号	最大積載量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
〇〇11〇〇〇〇〇	〇〇.〇トン	〇 個 : 約 〇.〇トン	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇〇11〇〇〇〇〇	〇〇.〇トン	〇 個 : 約 〇.〇トン	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇〇11〇〇〇〇〇	〇〇.〇トン	〇 個 : 約 〇.〇トン	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
〇〇11〇〇〇〇〇	〇〇.〇トン	〇 個 : 約 〇.〇トン	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

伴走車及び運搬従事者(例)

(車列前方)

<u>警備車</u>	監視員(隊長)	〇 〇 〇 〇 (〇〇警備(株))
(〇〇〇〇〇〇〇〇)	監視員	〇 〇 〇 〇 (")
	"	〇 〇 〇 〇 (")
<u>先導車</u>	運転者	〇 〇 〇 〇 (〇〇運輸(株))
(〇〇〇〇〇〇〇〇)	"	〇 〇 〇 〇 (")
	運行責任者(正)	〇 〇 〇 〇 (")
	〇〇〇同行者	〇 〇 〇 〇 (〇〇(株))
	監視員	〇 〇 〇 〇 (〇〇警備(株))

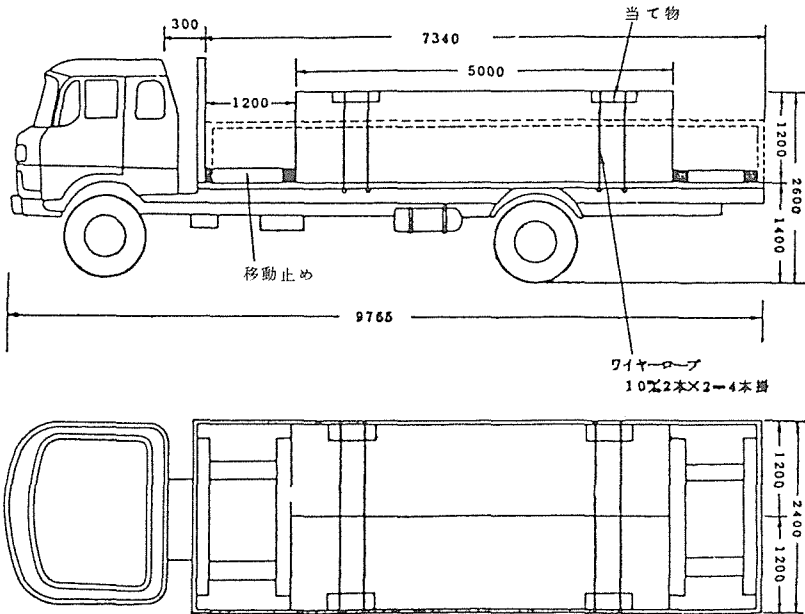
(車列後方)

<u>後備車</u>	運転者	〇 〇 〇 〇 (〇〇運輸(株))
(〇〇〇〇〇〇〇〇)	"	〇 〇 〇 〇 (")
	運行責任者(副)	〇 〇 〇 〇 (")
	放射線技術者	〇 〇 〇 〇 (〇〇(株))
<u>警備車</u>	監視員	〇 〇 〇 〇 (〇〇警備(株))
(〇〇〇〇〇〇〇〇)	"	〇 〇 〇 〇 (")
	"	〇 〇 〇 〇 (")

(注) 予備員: 上記運搬従事者に変更があった場合次の従事者より充当致します。

〇 〇 〇 〇, 〇 〇 〇 〇, 〇 〇 〇 〇, 〇 〇 〇 〇 (以上〇〇運輸(株))
 〇 〇 〇 〇, 〇 〇 〇 〇, 〇 〇 〇 〇, 〇 〇 〇 〇 (以上〇〇警備(株))

積載車両外観図(例)



核燃料物質等運搬届出書の記載要領(警察庁関係)

携行資器材の名称及び個数

No.	品名	個数
1.	サーベイメータ γ線用(電離箱又はGM式) α線用	1台 / 車 列 1台 / "
2.	ゼブラロープ	約100m / "
3.	標 識(立入禁止等)	1式 / "
4.	夜間信号用ランプ (1) 警戒灯 (2) 懐中電灯	3個 / " 3個 / "
5.	拡 声 器(電気メガホン)	1台 / "
6.	ボ ロ	約2kg / "
7.	ポリ又はビニール袋	大小各種1式 / "
8.	ペーパータオル	6箱 / "
9.	ビニールテープ	1式 / "
10.	消火器(A B C内容量3.5kg以上)	1個 / 各車 両
11.	赤 旗	1式 / 車 列
12.	無 線 機	1台 / "
13.	オーバークール	1着 / 運搬従事者
14.	マ ス ク	1個 / "
15.	メ ガ ネ	1個 / "
16.	ゴ ム 手 袋	1双 / "
17.	オーバースューズ	1足 / "

運 搬 要 領 (例)

運搬にあたっては、安全確保のために以下の措置をとります。

1. 運行前点検を厳重に実施します。
2. 交通法規を遵守し、一般道路及び高速道路においては指定速度以下で運行します。
注) 雨天等気象状況の悪い時、又は坂道、悪路、工事中の道路等注意を要する場合は、徐行する等、より安全な速度で走行します。
3. 積載車両の前後に別紙 5-(2)「車列編成図」の通り伴走車を配置します。
伴走車には別紙1「伴走車及び運搬従事者」に示す運搬従事者が乗車し、交通事故防止に努めるとともに積載車両を監視します。
4. 携帯無線機を使用し、各車両間で連絡をとるとともに定期的に輸送本部と連絡をとります。
5. 運搬中に駐車又は停車をする場合には、積載車両に接近する者を監視出来る位置で監視員を含め〇名で見張ります。尚、駐停車する場所が路上である場合には停止標示板を置き、監視員が交通整理を行いません。
6. 輸送途上での積替はありません。

車 列 編 成 図 (例)

【第1車列】

伴 走 車

輸 送 物 積 載 車

伴 走 車

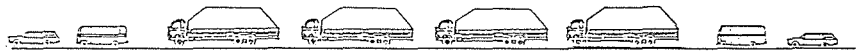


【第2車列】

伴 走 車

輸 送 物 積 載 車

伴 走 車



車間距離は時速〇〇kmのとき〇〇mを保ちます。

警察機関への連絡要領(例)

1. 交通事故、核燃料物質の盗取等が発生した場合には、運行責任者が110番(高速道路上では緊急電話)で最寄りの警察に連絡します。

連絡にあたっては、下記内容を速やかに伝えます。

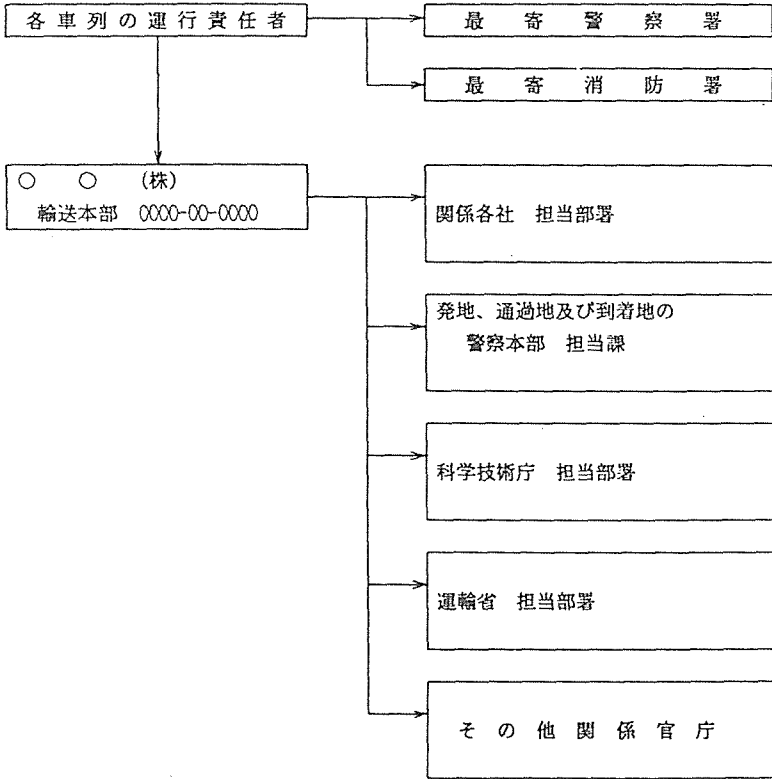
- (1) 事故発生時刻及び場所
 - (2) 事故の原因及び状況
 - (3) 負傷者、汚染の有無
 - (4) 事故の拡大性の有無
 - (5) 講じた措置
 - (6) 連絡者の氏名及び今後の連絡先
2. 運行責任者は車両事故、道路の不通等により、予定通りの運搬ができなくなった場合には、出発地及び通過地の警察本部担当課に別紙7の連絡系統により連絡します。
 3. 運搬終了時には、出発地及び到着地の警察本部担当課に連絡します。

応 急 措 置 要 領 (例)

事故等が発生した場合には、状況によって処置方法は異なりますが、原則として次の処置をとります。

1. 運行責任者は警察機関への連絡要領(上記)により最寄りの警察へ連絡し、指示をあおぎます。
2. 運行責任者は必要な場合に、最寄りの消防機関に119番で連絡します。
3. しかる後に、非常時の連絡体制(別紙?)によって関係部署へ連絡します。
4. 運行責任者及び放射線技術者は、運搬従事者及び監視員を指揮し、事故現場の状況に従って縄張り、立入禁止標識、見張人、赤旗又は赤色合図灯により事故現場に関係者以外を近づけないようにします。
5. 放射線技術者は、必要と認めた時は、放射線の測定を行ない携行資器材(別紙4)で放射線防護の処置をとります。
6. 火災が発生した場合は、初期消火に努めます。

非常時の連絡体制(例)



(注) 発地、通過地及び到着地の警察本部担当課の連絡先は必要により別紙にまとめる。

核燃料物質等運搬届出書の記載要領 (警察庁関係)

○第2 書換え申請書の記載要領（続き）

1 届出を要する場合等

(1) 運搬証明書の書換えを必要とする場合

運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、書換え申請書を提出し、運搬証明書の書換えを受ける必要がある。

運搬証明書の記載事項と基本的同一性を失うような変更（運搬する核燃料物質等の変更、発送地又は到達地の変更、2週間以上の運搬日時の変更等）については、書換えを受けることはできず、新たな運搬届出書を提出し、改めて運搬証明書の交付を受ける必要がある。

(2) 書換え申請の例外

ア 変更内容が軽微な場合

運搬証明書の記載事項のうち、運搬の内容欄（運搬証明書に添付される届出書（その2））中の警察機関への連絡要領欄、応急措置要領欄及び適用欄の記載内容の変更については、書き換えを受ける必要はないが、変更内容を必ず報告すること。

イ 緊急やむを得ない理由による運搬日時の変更

荒天等により船舶の入港が遅れたためなど、いわゆる緊急やむを得ない理由による運搬日時の変更については、書換えを受ける必要はないが、緊急やむを得ない理由を付して必ず報告しなければならない。

報告は、原則として書面によることとし、運搬証明書書換え申請書を用いる。口頭（電話による場合を含む。）により報告する場合には、書換え申請書記載内容に従って報告する。

この場合には、発送地公安委員会から運搬証明書書換え申請書受理証明書又は運搬証明書書換え申請書口頭受理証明書が交付されるので、これを運搬証明書とともに携帯して運搬すること。

運搬を終了したときには、運搬証明書書換え申請書受理証明書又は運搬証明書書換え申請書口頭受理証明書は、運搬証明書とともに返納する。

ウ 急を要する場合の書換え

予定車両の故障等で積載車両を変更しなければならない場合など、急を要する場合の書換えであっても、届出者の責に帰すべき理由による運搬証明書の記載事項の変更は、原則通りに運搬証明書の書換えを受ける必要があり、運搬証明書書換え申請書を提出し、手数料を納付しなければならない。

ただし、このような場合で運搬証明書の書換えを受ける時間的余裕がない場合には、発送地公安委員会から運搬証明書書換え申請書受理証明書が交付され、申

請書に添付して提出した運搬証明書が返却されるので、これらを携帯して運搬することができる。

運搬を終了したときには、運搬証明書書換え申請書受理証明書は、運搬証明書とともに返納する。

2 書換え申請書の提出先

書換え申請書は、関係公安委員会に提出する申請書であつても、発送地公安委員会（都道府県警察本部の危険物担当課）に提出する。この場合、切手を貼付した封筒を併せて提出する。

3 書換えをした運搬証明書の交付

書換えをした運搬証明書は、すべて発送地公安委員会を経由して交付する。

4 書換え申請書の記載（報告）要領

(1) 申請年月日

発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2) 申請者

書換えを受けようとする運搬証明書にかかる運搬届出書の届出者を記載する。

運搬届出書の届出者が複数の場合にはその連名で申請をすることを原則とするが、委任状が添付されている場合には、当該届出書の届出者の中の委任を受けたいずれかの1名の記載でもよい。

(3) 運搬証明書番号

書換えを受けようとする運搬証明書の番号を記載する。

(4) 運搬証明書交付年月日

書換えを受けようとする運搬証明書の交付年月日を記載する。

(5) 書換え事項

運搬証明書中の書換えを受けようとする箇所及び何をどのように書き換えを受けようとするのかを明確に記載する。

記載例：運搬日時欄の「平成〇年〇月〇日〇時から」を「平成〇年〇月〇日〇時から」に変更。

(6) 書換え事由

具体的に記載する。

記載例：平成〇年〇月〇日〇時〇〇分に〇〇港〇〇埠頭に接岸予定の輸送船「〇〇丸」が、5日間遅れて同月〇日〇時〇〇分に接岸することとなつたことから運搬日時を変更する必要があるため。

○第3 再交付申請書の記載要領（続き）

1 届出を要する場合

運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、再交付の申請をしなければならない。

喪失した場合とは、遺失して警察に遺失届を提出した場合である。

汚損した場合とは、証明書の記載事項が判別出来なくなつた場合である。ただし、一部が判読出来ない場合であつても全体又は前後の関係から記載事項を解読できる場合には申請を必要としない。この場合の再交付の申請には、再交付申請書に汚損した運搬証明書を添付する。

盗取された場合とは、盗取されて警察に被害届を提出した場合である。

2 再交付申請書の提出先

再交付申請書は、関係公安委員会に提出する申請書であつても、発送地公安委員会（都道府県警察本部の危険物担当課）に提出する。

運搬開始後に再交付を受けようとする場合であつても、発送地公安委員会に提出する。

3 再交付する運搬証明書の交付

再交付する運搬証明書は、すべて発送地公安委員会を経由して交付する。

4 再交付申請書の記載要領

(1) 申請年月日

発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2) 申請者

再交付を受けようとする運搬証明書に係る運搬届出書の届出者を記載する。

運搬届出書の届出者が複数の場合にはその連名で申請をすることを原則とするが、委任状が添付されている場合には、当該届出書の届出者の中の委任を受けたいずれかの1名の記載でもよい。

(3) 運搬証明書番号

再交付を受けようとする運搬証明書の番号を記載する。

(4) 運搬証明書交付年月日

再交付を受けようとする運搬証明書の交付年月日を記載する。

(5) 申請の事由

具体的に記載する。

記載例：平成〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ東京都千代田区丸の内〇〇会社本社から同区丸の内の地下鉄丸の内線東京駅までの間に〇〇会社事務封筒に入れたまま遺失したので再交付を申請します。平成〇年〇月〇日警視庁丸の内署に遺失届をしております。

表 核燃料物質等の運搬に関する事務担当課一覧表

警察庁生活安全局生活環境課

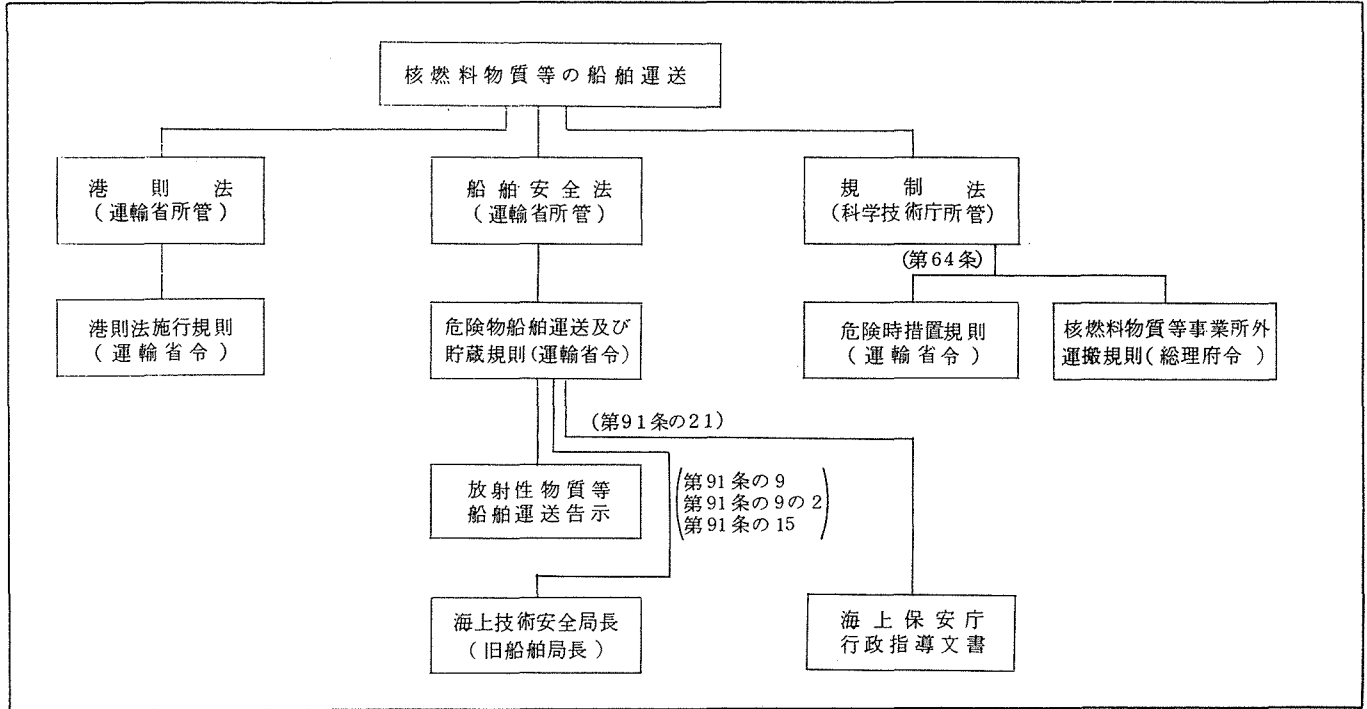
都道府県別	担 当 課	電 話
		加 入 電 話
警 察 庁	生 活 環 境 課	03-3581-0141
北 海 道 警 察 本 部	生 活 環 境 課	011-251-0110
東 北 管 区 警 察 局	生 活 安 全 課	022-221-7181
青 森 県	生 活 保 安 課	0177-23-4211
岩 手 県	〃	0196-53-5151
宮 城 県	〃	022-221-7171
秋 田 県	〃	0188-63-1111
山 形 県	〃	0236-41-6125
福 島 県	〃	0245-22-2151
警 視 庁	保 安 課	03-3581-4321
関 東 管 区 警 察 局	生 活 安 全 課	03-3581-0141
茨 城 県	生 活 保 安 課	029-224-2111
栃 木 県	〃	028-621-0110
群 馬 県	〃	0272-43-0110
埼 玉 県	保 安 課	018-832-0110
千 葉 県	銃 器 対 策 課	013-227-9131
神 奈 川 県	〃	045-211-1212
新 潟 県	生 活 保 安 課	025-284-3131
山 梨 県	〃	0552-35-2121
長 野 県	〃	0262-33-0110
静 岡 県	〃	054-271-0110
中 部 管 区 警 察 局	生 活 安 全 課	052-951-1611
富 山 県	生 活 保 安 課	0764-41-2211
石 川 県	〃	0762-62-1161
福 井 県	〃	0776-22-2880
岐 阜 県	〃	058-271-2424
愛 知 県	保 安 課	052-951-1611

核燃料物質等の運搬に関する事務担当課一覧表(警察庁関係)

都 道 府 県 別	担 当 課	電 話
		加 入 電 話
三 重 県	生 活 保 安 課	0592-26-2111
	近 畿 管 区 警 察 局	
滋 賀 県	生 活 保 安 課	0775-22-1231
京 都 府	生 活 環 境 課	075-451-9111
大 阪 府	保 安 第 1 課	06-943-1234
兵 庫 県	銃 器 対 策 課	078-341-7441
奈 良 県	生 活 保 安 課	0742-23-0110
和 歌 山 県	生 活 保 安 課	0734-23-0110
中 国 管 区 警 察 局	生 活 安 全 課	082-228-6411
鳥 取 県	生 活 保 安 課	0857-23-0111
鳥 根 県	〃	0852-26-0110
岡 山 県	〃	086-234-0110
広 島 県	〃	082-228-0110
山 口 県	〃	0839-25-5111
四 国 管 区 警 察 局	生 活 安 全 課	0878-33-2111
徳 島 県	生 活 保 安 課	0886-22-3101
香 川 県	〃	0878-33-2111
愛 媛 県	〃	0899-41-0111
高 知 県	〃	0888-23-1211
九 州 管 区 警 察 局	生 活 安 全 課	092-622-5000
福 岡 県	保 安 課	092-641-4141
佐 賀 県	生 活 保 安 課	0952-24-1111
長 崎 県	〃	0958-20-0110
熊 本 県	〃	096-381-0110
大 分 県	生 活 安 全 企 画 課	0975-36-2131
宮 崎 県	生 活 保 安 課	0985-31-0110
鹿 児 島 県	〃	099-206-0110
沖 縄 県	〃	098-862-0110

(B 海上輸送関係法令)

図 核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系



○ 船舶安全法（抄）

（昭和八年三月十五日）
法律 第十一号

最終改正 平成三年五月十五日法律第七十五号

（日本船舶航行供用の要件）

第一条 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ。

（船舶の所要施設）

第二条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス。

- 一 船体
- 二 機関
- 三 帆装
- 四 排水設備
- 五 操舵、繫船及揚錨ノ設備
- 六 救命及消防ノ設備
- 七 居住設備
- 八 衛生設備
- 九 航海用具
- 十 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備

十一 荷役其ノ他ノ作業ノ設備

十二 電気設備

十三 前各号ノ外主務大臣ニ於テ特ニ定ムル事項

② 前項ノ規定ハ櫓權ノミヲ以テ運転スル舟ニシテ主務大臣ノ定ムル小型ノモノ其ノ他主務大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ

（航行上の危険防止に関する事項）

第二十八条 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及氣象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

② 前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

③ 前項ノ罰ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三十万円以下ノ罰金トス

④ 第十二条ノ規定ハ第一項ノ命令ノ施行ニ付適用アルモノトス

(1) 危険物船舶運送及び貯蔵規則

○ 危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）

（昭和三十一年八月二十日）
運輸省令第三十号

最終改正 平成六年十二月十三日

（通則）

第一条 船舶による危険物の運送及び貯蔵並びに常用危険物の取扱い並びにこれらに關し施設しなければならない事項及びその標準については、他の命令の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

（用語）

第二条 次の規則において、この各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 危険物 次に掲げるものをいう。
 - ホ 放射性物質等 放射性物質（イオン化する放射線を自然に放射する物質をいう。以下同じ。）及び放射性物質によつて汚染された物であつて、毎グラム七四ベクレル以上の放射能濃度を有するものをいう。
- 二 常用危険物 船舶の航行又は人命の安全を保持するため、当該船舶において使用する危険物をいう。
- 三 甲板上積載 危険物を暴露甲板又は開放された船楼、甲板室若しくはこれらに類する場所に積載することをいう。

危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）

四 甲板上方バー積載 危険物を覆布等でおおつて暴露甲板に積載することをいう。

五 甲板上室内積載 危険物を開放された船楼若しくは甲板室又はこれらに類する場所に積載することをいう。

六 甲板下積載 危険物を暴露甲板下の場所であつて、開放された船楼、甲板室及びこれらに類する場所以外の場所に積載することをいう。

七 甲板間積載 危険物を上甲板（全通船楼船にあつては全通船楼甲板。以下同じ。）とこれの直下の甲板との間の場所に積載することをいう。

八 倉内積載 危険物を換気することができる上甲板下の場所に積載すること（甲板間積載を除く。）をいう。

九 はしけ 危険物（ばら積み液体危険物を含む。次号及び第十一号、次条第三項、第五条第二項、第五条の四、第五条の六第一項並びに第五条の九において同じ。）を運送する船舶であつて推進機関又は帆装を有しないものをいう。

十 タンカー 危険物である液体貨物を船体の一部を構成するタンクにばら積みして運送又は貯蔵する船舶（はしけを除く。）をいう。

十一 タンク船 危険物である液体貨物を船体の一部を構成しないタンク（暴露甲板上に据え付けられたものを除く。）にばら積みして運送又は貯蔵する船舶（はしけを除く。）をいう。
（分類等）

第三条 この規則において、危険物の分類は、次に掲げるものとする。

五 放射性物質等

3 この規則において、病毒をうつしやすき物質及び放射性物質等の品名は専門的名称によるものとし、その他の危険物の品名は分類又は項目ごとに（ばら積み液体危険物にあつては、前条第一号の二のイからニまでに掲げる物質ごとに）告示で定めるものとする。

4 この規則において、危険物の国連番号及び容器等級並びに火薬類の等級及び隔離区分は、それぞれ、品名ごとに告示で定めるものとする。

（經由機関）

第五條の三の二 第九十一條の九第一項の規定による確認（運輸大臣が行うものに限る。）の申請は、船積地を管轄する地方運輸局長（船積地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長。以下同じ。）を經由して行うものとする。

2 第九十一條の十五第一項の規定による運輸大臣に対する運送計画書の提出は、最初の船積地を管轄する地方運輸局長（最初の船積地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長）を經由して行うものとする。

第二編 危険物の運送

第一章 通則

（荷役）

第五條の四 危険物の船積み、陸揚げその他の荷役をする場合は、船長又はその職務を代行する者は、これに立ち会わなければならない。

（危険物積荷一覧書）

第五條の六 船長は、沿海区域において運送する場合を除き、当該船舶に積載した危険物について、次の各号に掲げる事項を記載した危険物積荷一覧書二通を作成し、うち一通を船舶所有者に交付し、他の一通を船舶内に当該輸送が終了するまで保管しなければならない。

- 一 船舶の名称、国籍及び船舶番号
- 二 旅客船であるかどうかの別
- 三 船長の氏名
- 四 船積み、積換え及び陸揚げの港名及び年月日
- 五 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 六 荷受人の氏名又は名称及び住所（火薬類、高圧ガス、毒物、放射性物質等、引火性液体類（高引火点引火性液体を除く。）又は有機過酸化物を運送する場合に限る。）
- 七 危険物の分類、項目、品名、副次危険性（品名に当該危険物の副次危険性を示す語がない場合に限る。）、国連番号及び容器等級又は隔離区分（ばら積み液体危険物を運送する場合にあつては、当該ばら積み液体危険物の品名）

八 個数及び質量又は容積（ばら積み液体危険物を運送する場合にあつては、容量）

九 積載の場所及び状態

- 2 前項各号に掲げる事項が明示された積付図は、同項の危険物積荷一覽書に代えることができる。

- 3 船舶所有者は、前二項の規定により交付を受けた危険物積荷一覽書又は積付図を陸上の事務所に一年間保管しなければならない。

（標識）

第五条の七 湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、貨物として火薬類、高圧ガス、毒物、放射性物質等、引火性液体類又は有機過酸化物を積載しているものは、昼間は赤旗を、夜間は赤灯を、マストその他の見やすい場所に掲げなければならない。ただし、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十二條第二号に掲げる危険物積載船が海上交通安全施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第二十二條の表危険物積載船の項に掲げる標識又は灯火を掲げている場合は、この限りでない。

（危険物取扱規程の供与）

第五条の八 第二百二十九條第一項各号に掲げる危険物を運送する船舶及びばら積み液体危険物（有害性液体物質を除く。）を運送する船舶（引火性液体物質にあつては、タンカー、タンク船及びタンクを据え付けたはしけ）の船舶所有者は、当該危険物の運送により発生する危険を防止するため、当該危険物に関する性状、作業の方法、災害発生時の措置その他の注意事項を詳細に記載した

危険物取扱規程を作成し、当該船舶の船長に供与しなければならない。

- 2 船長は、前項の危険物取扱規程に記載された事項を当該船舶の乗組員及び当該作業を行う作業員に周知させ、かつ、遵守させなければならない。

第五条の八の二 前條第一項の危険物以外の危険物を運送する場合（コンテナにより運送する場合以外の場合であつて、沿海区域において運送する場合を除く。）は、荷送人は船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納し、又は自動車等に積載して運送する場合であつて、船舶所有者が収納又は積載するときは、船舶所有者に限る。）に当該危険物に関する災害発生時の措置についての情報を記載した書面を提出しなければならない。ただし、船積地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

- 2 船長は、前項の書面（写し等を含む。次項において同じ。）を船舶内に当該運送が終了するまで保管しなければならない。

- 3 危険物を他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、第一項の書面を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

（運送中の措置）

第五条の九 船長は、船舶に積載してある危険物により災害が発生しないように十分な注意を払わなければならない。

- 2 船長は、人命、船舶又は他の貨物に対する危害を避けるため必

要があると認めるときは、船舶に積載してある危険物を廃棄することができる。

（通報等）

第五条の十 船長は、ばら積み以外の方法で運送される危険物の排出があつた場合又は排出のおそれがある場合には、当該排出の日時、場所、状況、船舶の名称及び船舶所有者並びに当該危険物の品名、数量、容器及び包装について直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二十五条の規定による報告、海上交通安全法第三十三条第一項の規定による通報又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第一項、第二項若しくは第四項、第四十二条の二第一項若しくは第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該報告又は通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。

3 第一項の船舶の船舶所有者その他当該船舶の運航に関し権限を有する者は、海上保安機関から、同項の危険物の排出等による危険を防止するために必要な情報の提供を求められたときは、できる限り、これに応じなければならない。

第二章 危険物の個品輸送等

第一節 通則

（適用）

第五条の十一 この章の規定は、船舶により危険物を運送する場合（ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。）について適用する。

（容器、包装等）

第六条 船舶により危険物（常用危険物を除く。以下同じ。）を運送する場合は、荷送人（他人に運送を委託しないで運送する場合は、その者。以下同じ。）は、その容器、包装、正標札（告示で定める様式による。以下同じ。）及び副標札（告示で定める様式による。以下同じ。）（危険物をコンテナ（タンクコンテナを除く。）に収納し、又は自動車等に積載して運送する場合にあつては、コンテナに収納し、又は自動車等に積載する危険物の容器、包装、正標札及び副標札をいう。以下同じ。）につき、船長は、その積載方法につき、それぞれ告示で定める基準によらなければならない。

2 前項の荷送人は、当該運送が国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に係る場合にあつては、危険物の容器（包装が施されている場合を除く。）又は包装に当該危険物の品名及び国連番号（火薬類にあつては品名、国連番号、正味質量及び総質量）を表示しなければならない。

第六条の二 前条第一項の正標札及び副標札（以下「標札」という。）並びに同条第二項の品名及び国連番号は、海水に三月浸された場合であっても、消えるおそれのないものでなければならない。

第七条 危険物の容器及び包装は、漏えい又は損傷のおそれがなく、かつ、当該危険物に対し、安全なものでなければならぬ。

2 塩素酸塩類又は液体の爆発成分を含む火薬類の容器又は包装に使用したものは、危険物の容器又は包装に使用してはならない。

3 液状の危険物を入れた容器を包装する場合に使用する吸収材又は緩衝材は、容器の移動を防ぎ、かつ、常に容器を取り巻いているように配置し、かつ、できる限り、容器が破損した場合にも当該液状の危険物を十分吸収することができるものとしなければならない。ただし、当該危険物（放射性物質等を除く。）を本邦各港間において運送する場合は、この限りでない。

（危険物明細書）

第十条 危険物の荷送人は、第二十二條の七第一項又は第二十二條の十の二第一項の規定によりコンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を提出する場合を除き、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した危険物明細書を船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。）に提出しなければならない。ただし、コンテナ又は自動車等により運送する場合以外の場合であつて、沿海区域において運送する場合（本邦各港間において運送する場合に限る。以下同じ。）は、この限りでない。

一 荷送人の氏名又は名称及び住所

二 荷受人の氏名又は名称及び住所（火薬類、高圧ガス、毒物、放射性物質等、引火性液体類（高引火点引火性液体を除く。）

危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）

又は有機過酸化物を運送する場合に限る。）

三 危険物の分類、項目、品名、副次危険性（品名に当該危険物の副次危険性を示す語がない場合に限る。）、国連番号及び容器等級又は隔離区分

四 個数及び重量又は容積

五 その他告示で定める事項

2 前項の危険物明細書には、次に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合する旨を付記し、又はその旨を証する書類を添付しなければならない。

一（略）

二 放射性物質等

イ 容器に収納され、又は包装されて運送される場合にあつては、第八十九條から第九十一條の八の二まで及び第九十一條の九第一項の規定に適合し、又は第九十一條の二十二の規定に基づき承認をうけたものであること。

ロ 容器に収納されず、又は包装されずに運送される場合にあつては、第九十一條の十六第一項の規定に適合し、又は第九十一條の二十二の規定に基づき承認を受けたものであること。

ハ 当該放射性物質等に係る標札及び表示が第九十一條の十二又は第九十一條の十六第五項若しくは第七項の規定に適合したものであること。

ニ 当該放射性物質等が運送に適した状態にあること。

3 危険物を他の船舶に積みかえるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、当該危険物明細書を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

第十二条 船長は、危険物の船積をする場合は、その容器、包装及び標札がこの規則に適合し、かつ、危険物明細書の記載事項と合致していることを確認しなければならない。

2 前項の確認をする場合において、その容器、包装及び標札に關して、この規則に違反しているおそれがあると認めるときは、証人の立会の下に荷ほどきして検査することができる。

（積載上の注意）

第十三条 防水性を有しない容器又は包装により甲板上積載をする場合は、波浪等による危害を防ぐため、当該危険物を覆布等でおわれなければならない。

2 甲板間積載をする場合は、その積載場所の隔壁の開口には完全に閉鎖することができる装置を取り付けなければならない。かつ、危険物を積載したときは、直ちに、これを閉鎖し、みだりに開いてはならない。

（危険物相互の隔離）

第十四条 同一の船舶に分類又は項目の異なる危険物（火薬類相互を除く。）を積載する場合は、告示で定める基準により相互に隔離しなければならない。

（輸出入の場合における特例）
第十九条

1 （略）

2 第九十一条に規定するB M型輸送物及び第九十一条の四に規定する核分裂性輸送物以外の放射性輸送物（第八十七条第一項第一号に規定する放射性輸送物をいう。次項において同じ。）を、本邦以外の地から本邦へ輸送する場合は本邦以外の地相互間において輸送する場合は、その容器及び包装については、この規則の規定にかかわらず、告示で定める外国規則によることができる。

3 放射性輸送物、オーバーパック（第八十七条第一項第三号に規定するオーバーパックをいう。以下この項において同じ。）又は放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを本邦以外の地相互間において運送する場合は、当該放射性輸送物、当該オーバーパック又は当該放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナの標札、表示及び標識については、この規則の規定にかかわらず、告示で定める外国規則によることができる。

4 （略）

5 船長は前四項の規定により危険物を運送する場合は、危険物積荷一覧書又はこれに代わる積付図に、第一項から第三項までの場合にあつては当該外国規則の名称を、前項の場合にあつてはその指示の内容を記載しなければならない。

（鉄道車両渡船による危険物の運送）

第二十条

1 （略）

2 火薬類以外の危険物を貨車に積載して鉄道車両渡船により運送

する場合は、当該危険物については前章及び本章の規定を適用しない。ただし、当該貨車が車扱貨車又は放射性物質等を積載している貨車である場合は、当該危険物については、第五条の四、第五条の七から第五条の十まで、次項から第五項まで、第四十五条、第八十七条から第九十二条まで及び第九十四条から第九十九条までの規定は、この限りでない。この場合において、第九十四条から第九十七条までの規定の適用については、これらの規定中「船倉又は区画内」又は「船倉又は区画」とあるのは、「車両甲板」と読み替えるものとする。

3 鉄道車両渡船の船長は、火薬類を積載している貨車又は前項ただし書の貨車について、次の各号によらなければならない。

一 積載する位置について船積地を管轄する海運局長の指示に従うこと。ただし、当該船舶が第二十二条の十二第一項の指示を受け、船長が指定された危険物を積載している貨車を指定された場所に積載する場合は、この限りでない。

二 移動し、又は転倒しないように固定し、かつ、外部から衝撃を受けないように保護すること。

三 修理をしないこと。

四 積載場所及びその付近には、必要のない者の立入を禁止すること。

(自動車渡船による危険物の運送)

第二十一条 削除

第一節の二 コンテナによる危険物の運送等

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

(コンテナによる危険物の運送)

第二十二條の二 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、荷送人(船舶所有者が危険物をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者)は、コンテナの構造等、危険物の収納方法及びコンテナの表示につき次条から第二十二條の六までの規定、船長はコンテナの積載方法につき第二十二條の九の規定によらなければならない。

(コンテナの構造等)

第二十二條の三 コンテナは、当該危険物の運送に十分耐える構造及び強度を有するものでなければならない。

(危険物の収納方法)

第二十二條の四 コンテナは、危険物を収納する前に十分に清掃しなければならない。

2 危険物をコンテナに収納する場合は、当該危険物の移動、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏えい等により危険を生じることがないように、かつ、当該危険物をいずれの部分も外部に突出しないように収納し、コンテナの開閉扉を閉鎖しなければならない。

第二十二條の五 品名の異なる危険物又は危険物と危険物以外の貨物が相互的作用により、発熱し、ガスを発生し、腐しよく作用を起し、その他危険な物理的又は科学的作用を起すおそれがある場合は、同一のコンテナに収納してはならない。

2 第十四條の規定により相互に隔離しなければならない危険物は、同一のコンテナに収納してはならない。

（表示）

第二十二條の六 コンテナには、標札（等級の異なる火薬類を収納する場合、最も高い危険性を示す等級の標札）を四側面に表示しなければならない。

（コンテナ危険物明細書）

第二十二條の七 危険物をコンテナに収納して運送する場合（船舶所有者が危険物をコンテナに収納する場合を除く。）は、危険物の荷送人は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載したコンテナ危険物明細書をコンテナごとに作成し、船舶所有者又は船長に提出しなければならない。

一 コンテナ番号

二 荷送人の氏名又は名称及び住所

三 荷受人の氏名又は名称及び住所（火薬類、高圧ガス、毒物、放射性物質等、引火性液体類（高引火点引火性液体を除く。）又は有機過酸化物を運送する場合に限る。）

四 危険物の分類、項目、品名、副次危険性（品名に当該危険物の副次危険性を示す語がない場合に限る。）、国連番号及びび容器等級又は隔離区分並びに容器及び包装の名称

五 危険物の個数及び質量又は容積

六 その他告示で定める事項

2 危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて船舶所有者が危険物をコンテナに収納する場合は、船舶所有者は、あらかじめ、氏名又は名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記録し

たコンテナ危険物明細書をコンテナごとに作成し、船長に交付しなければならない。

3 第一項のコンテナ危険物明細書には、当該危険物の容器、包装、標札、表示及び収納方法並びにコンテナの表示がこの規則の規定に適合し、かつ、運送に適した状態あることを附記するか、又はこれを証する書類を添付し、前項のコンテナ危険物明細書には、第十条の危険物明細書（同条第二項の規定により添付された書類を含む。）を添付するとともに、当該危険物の収納方法及びコンテナの表示がこの規則に適合し、かつ、運送に適した状態にあることを附記するか、又はこれを証する書類を添付しなければならない。

4 危険物が収納されているコンテナを他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、当該コンテナのコンテナ危険物明細書を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

（コンテナの積載前における確認等）

第二十二條の八 船長は、危険物が収納されているコンテナの船積みをする場合は、コンテナの表示がコンテナ危険物明細書の記載事項と合致していることを確認するとともに、コンテナの損傷、危険物の漏えい等異状の有無を調査しなければならない。

2 船長は、前項の調査の結果、危険物の容器、包装、標札、表示及び収納方法並びにコンテナの表示に関して、この規則に違反しているおそれがあると認めるときは、証人の立会いのもとにコン

テナを開き、荷ほどきして検査することができる。

(積載方法)

第二十二條の九 危険物が収納されているコンテナを積載する場合は、移動、転倒、損傷、圧壊等を生じないように積載しなければならぬ。

2 危険物が収納されているコンテナをコンテナのみを積載するための設備を有する船倉、区画又は甲板上に積載する場合は、第十四條の規定にかかわらず、告示で定める積載方法によることである。

(適用除外等)

第二十二條の十 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、第十二條、第三十條第一項、第六十九條第二項第一号及び第八十四條第二項第一号の規定は、適用しない。

2 危険物を風雨密のコンテナ(タンクコンテナを除く。)に収納して運送する場合は、第十三條第一項、第八十四條第二項第二号、第六十九條第一項及び第八十八條の二の規定は、適用しない。

3 危険物を水密の金属製コンテナに収納して運送する場合は、第六十九條第一項第四号の規定は、適用しない。

(自動車渡船による危険物の運送)

第二十二條の十の二 第二十二條の二、第二十二條の五から第二十二條の八まで、第二十二條の九第二項及び第二十二條の十の規定は、危険物を自動車等に積載して自動車渡船により運送する場合について準用する。この場合において、第二十二條の二中「コン

テナの構造等、危険物の」とあるのは「危険物の」と、「次条」とあるのは「第二十二條の五」と、「第二十二條の九」とあるのは「第二十二條の九第二項」と、第二十二條の六第一項及び第四項中「四側面」とあるのは「両側面及び後端面」と、第二十二條の七及び第二十二條の八第一項中「コンテナ危険物明細書」とあるのは「自動車等危険物明細書」と、第二十二條の七第一項中「コンテナ番号」とあるのは「自動車等を特定する事項」と、第二十二條の九第二項中「コンテナのみを積載するための設備を有する船倉、区画又は甲板上」とあるのは「ロールオン・ロールオフ貨物区域(船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)第二條第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

第二十二條の十の三 危険物を積載している自動車等(道路交通法

第二條第九号から第十一号までに規定する自動車、原動機付自転車又は軽車両であつて、国際航海に従事する自動車渡船により運送されるもの以外のものに限る。以下この条において同じ。)の荷送人は、自動車渡船により当該自動車等を運送する場合は、船積前に危険物を積載している旨を船長に知らせなければならない。

2 危険物を積載している自動車等を自動車渡船により運送する場

合は、当該危険物については前章及び本章の規定を適用しない。ただし、第五條の四、第五條の七から第五條の十まで、前項、次項から第五項まで、第二十二條の十一から第二十三條まで、第三十一條、第三十二條、第四十五條及び第八十七條から第九十二條

までの規定は、この限りでない。

3、4（略）

5 危険物を積載している自動車等を自動車渡船により運送する場合は、自動車渡船の船長は、当該自動車等について次の各号によらなければならない。

一 積卸の場合を除き、原動機をとめ、制動をかけ、かつ、車灯を消しておくこと。

二 必要な場合には、運転者を車内にとどめ、又は点検等をさせること。

三 第二十条第三項各号に掲げる事項（この場合において、同項第一号中「貨車」とあるのは、「自動車等」と読み替えるものとする。）

四 その他告示で定める事項

第六節 放射性物質等

（用語等）

第八十七条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射性輸送物 放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。

二 核分裂性輸送物 放射性輸送物のうち、臨界防止のための措置が特に必要なものとして告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものをいう。

三 オーバーパック 荷送人によつて二以上の放射性輸送物が非

開放型の構造を有する箱又は袋等（第三項のコンテナを除く。）に収納され、又は包装されているものをいう。

四 専用積載 大型コンテナ（外接する直方体の一边が一・五メートル以上であり、かつ、容積が三立方メートルを超えるコンテナをいう。以下この節において同じ。）のうち外接する直方体の一边が六メートル以上のもの、船倉、区画、甲板の一定区域又は船舶を専用してする積載であつて、積載される貨物又はコンテナが一の荷送人からのものであり、かつ、当該貨物又はコンテナに係る荷役作業が荷送人又は荷受人の指示によつて行われるものをいう。

2 この節において「タンク」とは、船体の一部を構成しないタンクであつて、気体以外の物を収納する場合にあつては内容積が〇・四五立方メートル以上のものをいい、気体を収納する場合にあつては内容積が一立方メートル以上のものをいう。

3 この節において「コンテナ」とは、非開放型の構造を有するコンテナをいう。

4 放射性物質等をコンテナに収納して運送する場合における荷送人に関する規定であつてこの節に定めるものは、船舶所有者が放射性物質等をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者に適用する。

（放射性輸送物の種類）

第八十八条 放射性輸送物は、L型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP1型輸送物、IP2型輸送物及び

IP-3型輸送物の七種とする。

(L型輸送物)

第八十九条 L型輸送物は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 容易に、かつ、安全に取り扱うことができるよう不要な突出物のない構造とするとともに、荷役器具には急激なつり上げ等に対して十分な強度を持たせること。
- 二 放射性物質によつて汚染された場合に、表面の汚染の除去が容易にできる構造とすること。
- 三 運送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。
- 四 容器の構造部材相互間又は容器の構造部材と放射性物質等の間で、相互的作用により、危険な物理的又は化学的作用を起すおそれがないこと。
- 五 容器の弁がみだりに操作されないように適切な措置が講じられていること。
- 六 告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されている場合にあつては、開封されたときに見やすい位置に「放射性」の文字又は「Radioactive」の文字が表示されていること。
- 七 表面における告示で定める線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が毎時五マイクロシーベルトを超えないこと。
- 八 表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超えないこと。

危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）

ないこと。

(A型輸送物)

第九十条 A型輸送物は、前条第一号から第五号までに適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 外接する直方体の各辺が一〇〇ミリメートル以上であること。
- 二 容器の構成部品は、摂氏零下四〇度から摂氏七〇度までの温度の変化により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。ただし、運送中に予想される温度の変化が特定できる場合にあつては、この限りでない。
- 三 二五キロパスカル（絶対圧力）の外圧において、放射性物質の漏えいがないこと。
- 四 液体の放射性物質等が収納されている場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収することができる吸収材又は二重の密封部分からなる密封装置（容器の構成部品のうち、放射性物質等の漏えいを防止するための密封措置が施されているものをいう。以下この節において同じ。）を備えていること。ただし、当該放射性物質等が告示で定める量を超えない量の放射能を有する場合であつて、BM型輸送物若しくはBU型輸送物として第九十一条の九第一項の規定による確認（同条第七項の規定による確認を含む。）を受けた放射性輸送物に使用された容器又は告示で定める外国の政府により当該国のBM型輸送物若しくはBU

型輸送物に関する法令に適合していることが認められた放射性輸送物に使用された容器に収納されている場合にあつては、この限りでない。

ロ 放射性物質等の温度の変化、動揺等による影響及び注入時の内圧の変化に十分に耐えるように、容器の内部に適当な空間が保たれていること。

五 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

六 表面における最大線量当量率が毎時二ミリシーベルトを超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇〇マイクロシーベルト（タンク又はコンテナが容器として使用されている場合にあつては、専用積載により運送する場合を除き、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をマイクロシーベルト毎時単位で表した値に次の表の上欄に掲げるタンク又はコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値が一〇〇）を超えないこと。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合	三
二〇平方メートルを超える場合	一〇

七 表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超え

ないこと。

八 放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

九 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ 放射性物質の漏えいがないこと。

ロ 表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベルトを超えないこと。
（B M型輸送物）

第九十一条 B M型輸送物は、第八十九条第一号から第五号まで及び前条第一号から第八号まで（第四号イに係る部分を除く。）に適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 運送中に予想される最低温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の変化により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

二 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ 前条第九号ロの要件

ロ 放射性物質の一時間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

ハ 表面の温度が日陰において摂氏五〇度（専用積載により運送する放射性輸送物にあつては、運送中人が容易に近づくとができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送

物にあつては、当該近接防止枠の表面)において摂氏八五度)を超えないこと。

二 表面の放射性物質の放射能面密度が前条第七号の告示で定める密度を超えないこと。

三 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えないこと。

ロ 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

四 三七ベクベクレルを超える量の放射能を有する使用済燃料が収納されている放射性輸送物にあつては、告示で定める条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損がないこと。

(BU型輸送物)

第九十一条の二 BU型輸送物は、第八十九条第一号から第五号まで、第九十条第一号から第八号まで(第二号ただし書及び第四号イに係る部分を除く。)及び前条第二号から第四号までに適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 摂氏零下四〇度から摂氏三八度までの周囲の温度の変化により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

二 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。

三 最高使用圧力(運送中に予想される温度及び日光の直射の条

件の下で、放射性輸送物について排気、冷却その他の特別な措置をとらない場合に、一年間に当該放射性輸送物の密封装置内に生ずる気体の最大圧力をいう。)が七〇〇キロパスカルを超えないこと。

(IP-1型輸送物)

第九十一条の二の二 IP-1型輸送物は、第八十九条第一号から第五号まで並びに第九十条第一号、第六号及び第七号に適合するものでなければならぬ。

(IP-2型輸送物)

第九十一条の二の三 IP-2型輸送物は、前条に適合し、かつ、告示で定める条件の下に置くこととした場合に、第九十条第九号の基準に適合するものでなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、タンク又はコンテナが容器として使用されているIP-2型輸送物にあつては、告示で定める基準によることができる。

(IP-3型輸送物)

第九十一条の二の四 IP-3型輸送物は、第九十一条の二の二及び次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 第九十条第二号から第五号まで(第四号イに係る部分を除く。)の基準に適合すること。

二 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、第九十条第九号の基準に適合すること。

2 前項の規定にかかわらず、タンク又はコンテナが容器として使

用されている I P 13 型輸送物にあつては、前条第二項の告示で定める基準によることができる。

（放射性物質等の運送）

第九十一条の三 荷送人は、放射性物質等については、次の各号に掲げる放射性物質等の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる放射性輸送物とされたものでなければ、運送してはならない。

一 危険性が極めて少ない放射性物質等として告示で定めるもの L 型輸送物

二 告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（前号に掲げるものを除く。） A 型輸送物

三 前号の告示で定める量を超える量の放射能を有する放射性物質等（第一号に掲げるものを除く。） B M 型輸送物又は B U 型輸送物

2 前項の規定にかかわらず、低比放射性物質（放射能濃度が低い放射性物質等であつて、危険性が少ないものとして告示で定めるものをいう。以下同じ。）又は表面汚染物（放射性物質以外の固体であつて、表面が放射性物質によつて汚染されたもののうち、告示で定めるものをいう。以下同じ。）については、告示で定める区分ごとに、それぞれ I P 11 型輸送物、I P 12 型輸送物又は I P 13 型輸送物として輸送することができる。

（核分裂性輸送物）

第九十一条の四 核分裂性輸送物は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ 第三号イにおける臨界の評価に影響を与える放射性輸送物の容積又は空間の減少が五パーセントを超えず、かつ、当該放射性輸送物の構成部品に一边が一〇〇ミリメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。

ロ 放射性輸送物内部への水の浸入又は放射性輸送物外部への水の浸入がないこと。ただし、次号及び第三号において放射性輸送内部への水の浸入又は放射性輸送物外部への水の浸入が想定されている場合は、この限りでない。

ハ 放射性物質等の配列及び密封装置の形状が、中性子増倍率（原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により放出された一個の中性子ごとに、次の核分裂によつて放出される中性子の数をいう。）を著しく増加させるように変化しないこと。

二 次に掲げる場合に達しないものであること。

イ 当該核分裂性輸送物と同一のものを告示で定める条件の下に置くこととした場合

ロ 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて告示で定める条件の下に置いたものを、イの告示で定める条件の下に置くこととした場合

三 次に掲げる場合に達しないものであること。

イ 当該核分裂性輸送物と同一のものを任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（一箇所に集積する核分裂性

輸送物の個数の限度として定められる数をいい、専用積載により運送しない場合は、五以上とする。以下同じ。）の五倍に相当する個数を積載することとした場合であつて、告示で定める条件の下に置くこととしたとき。

ロ 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて前号ロの告示で定める条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数を積載することとした場合であつて、告示で定める条件の下に置くこととしたとき。

第九十一条の五から第九十一条の七まで 削除

（核分裂性輸送物の運送）

第九十一条の八 荷送人は、核分裂性輸送物については、第九十一条の三に規定する放射性輸送物とされ、かつ、第九十一条の四に規定する核分裂性輸送物とされたものでなければ、運送してはならない。

（放射性輸送物の施錠等の措置）

第九十一条の八の二 放射性輸送物のうち告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものには、施錠及び封印その他の当該放射性輸送物が容易に開封されないための措置が講じられていなければならない。

2 荷送人は、前項の放射性輸送物については、同項の措置が講じられたものでなければ、輸送してはならない。
（放射性輸送物の安全の確認等）

危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）

第九十一条の九 放射性物質等を容器に収納し、又は包装すること

により放射性輸送物とする者（以下「放射性輸送物作成者」という。）は、放射性物質等をB M型輸送物若しくはB U型輸送物、核分裂性輸送物又は放射性輸送物（告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。）とする場合は、船積み前に、当該放射性輸送物がそれぞれ第九十一条若しくは第九十一条の二の基準に適合し、第九十一条の四の基準に適合し、又は第九十一条の八の二第一項の基準に適合するかについて運輸大臣（次条第一項の規定による承認を受けた容器を使用して次の各号に掲げる放射性物質等（放射性廃棄物及び告示で定める放射性物質等を除く。）をB M型輸送物若しくはB U型輸送物又は核分裂性輸送物とする場合にあつては、当該放射性輸送物の船積地を管轄する地方運輸局長。第四項から第六項までにおいて同じ。）の確認を受けなければならない。

一 ウラン及びその化合物（ウラン二二三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を超えないものに限る。）

二 二酸化ウラン（ウラン二二三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を超えないものに限る。）のみを燃料材とした燃料体（使用済燃料を除く。）

三 使用済燃料（その被覆材からの放射性物質の漏えいが認められないものに限る。）

四 核分裂性物質以外の放射性物質等

2 前項の規定による確認は、次の各号の一に該当する場合は、放射性輸送物作成者から関係書類を提出させ、当該書類を審査することにより行うことができる。

一 核分裂性輸送物について、運輸大臣の適当と認める者が作成した前項に掲げる基準に適合する旨を証する書類の提出がなされた場合

二 核分裂性輸送物以外の放射性輸送物に係る放射性物質等について、第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項に規定する検査が行われる場合

三 放射性物質等が本邦以外の地において運輸大臣が適当と認めらるる外国規則に基づき放射性輸送物とされる場合

3 第一項の規定による確認は、当該放射性輸送物が次条第一項の規定による承認を受けた容器を使用するものである場合は、当該容器の使用が同項の規定による承認を受けた使用方法によるものであることを確認することにより行うものとする。ただし、保守及び点検が不十分であること等により当該容器の性能に支障を生じているおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 運輸大臣は、第一項の放射性輸送物作成者に対し、放射性輸送物の運送の安全を確保するため必要な指示を行うことができる。

5 第一項の規定による確認を受けた放射性輸送物作成者は、自らが荷送人である場合を除き、当該確認を証する書類、当該確認に際し運輸大臣に提出した書類の写しその他放射性輸送物の取扱い

に関する注意事項を記載した書類を速やかに荷送人に交付しなればならない。

6 前項の規定は、放射性輸送物作成者が第四項の規定による指示を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「当該確認を証する書類、当該確認に際し運輸大臣に提出した書類の写し」とあるのは、「当該指示の内容を記載した書類」と読み替えるものとする。

7 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十九条の二第二項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣の確認（同法第六十一条の四十二の規定による指定運搬物確認機関の確認を含む。）若しくは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第四十八条の二第二項の規定による科学技術庁長官の確認（同法第四十一条の十の規定による指定運搬物確認機関の確認を含む。）又は航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九百九十四条第二項第二号ハ、ニ若しくはヘ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の規定による運輸大臣の確認を受けた場合は、第一項の規定による確認を受けたものとする。

第九十一条の九の二 放射性物質等の運送に使用される容器の所有者は、あらかじめ当該容器及びその使用方法につき運輸大臣の承認を受けることができる。

2 運輸大臣は、前項の容器の所有者に対し、容器の性能を維持す

るために必要な指示を行うことができる。

(コンテナ又はオーバーバックに係る線量当量率等)

第九十一条の十 荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナ又はオーバーバックの最大線量当量率が表面において毎時二ミリシーベルトを超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において毎時一〇〇マイクロシーベルトを超えないようにしなければならない。

2 荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナ又はオーバーバックの表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超えないようにしなければならない。

3 荷送人は、輸送制限個数に限度がない核分裂性輸送物以外の核分裂性輸送物をオーバーバックに収納し、又は包装してはならない。

(コンテナの施設等の措置)

第九十一条の十の二 荷送人は、放射性輸送物のうち第九十一条の八の二第一項の告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものが収納されているコンテナには、施設及び封印その他の当該コンテナが容易に開封されないための措置を講じなければならない。

(輸送指数)

第九十一条の十一 荷送人は、放射性輸送物（L型輸送物を除く。以下この項並びに次条第一項、第四項及び第六項において同じ。）オーバーバック（L型輸送物のみが収納され、又は包装

されているものを除く。次条第一項及び第六項において同じ。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナ（第九十一条の十六第一項の規定により放射性輸送物としないで運送する低比放射性物質等が収納されているものを除く。）について、輸送指数を定めなければならない。

2 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一 放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一米ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値（タンク又はコンテナが容器として使用されている放射性輸送物にあつては、当該値に、次の表の上欄に掲げるタンク又はコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。）ただし、核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五〇を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合	三
二〇平方メートルを超える場合	一〇

二 オーバーバックにあつては、当該オーバーバックに収納され、又は包装されている放射性輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、外形が容易に変形しない構造を有するオ

イ バーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一米ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とすることができる。

三 放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値

3 前項の規定にかかわらず、放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合にあつては、当該コンテナの表面から一米ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、前項第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で五〇を除いて得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きい値）をもつて当該コンテナの輸送指数とすることができる。

4 前二項に定めるところにより輸送指数を決定する場合において、当該決定に用いられる値のうち核分裂性輸送物の輸送制限個数で五〇を除いて得た値以外のものが〇・〇五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を〇とすることができる。

（標札等）

第九十一条の十二 荷送人は、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナには、それぞれ、告示で定める標札を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

<p>一 次に掲げる放射性輸送物（タンク又はコンテナが容器として使用されているものを除く。以下この号から第三号までにおいて同じ。）又はオーバーパック</p> <p>イ 放射性輸送物であつて、表面における最大線量当量率が毎時五マイクロシーベルト以下であり、かつ、輸送指数が〇であるもの</p> <p>ロ オーバーパックであつて、輸送指数が〇であるもの</p>	<p>放射性輸送物又はオーバーパックの表面の二箇所</p>
<p>二 次に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 放射性輸送物であつて、表面における最大線量当量率が毎時五〇マイクロシーベルト以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの</p> <p>ロ オーバーパックであつて、輸送指数が</p>	<p>放射性輸送物又はオーバーパックの表面の二箇所</p>

一を越えないもの	
三 前二号に掲げる放射性輸送物又はオーバーバック以外の放射性輸送物又はオーバーバック	放射性輸送物又はオーバーバックの表面の二箇所
四 次に掲げるタンク又はコンテナ（第九十条の十六第一項の規定により放射性輸送物としないで運送する低比放射性輸送物等が収納されているものを除く。次号及び第六号において同じ。） イ 放射性輸送物の容器として使用されているタンク又はコンテナであつて、表面における最大線量当量率が毎時五マイクローシベルト以下であり、かつ、輸送指数が〇であるもの ロ 放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が〇であるもの	タンクの表面の四箇所又はコンテナの四側面
五 次に掲げるタンク又はコンテナ（前号に掲げるものを除く。） イ 放射性輸送物の容器として使用されている放射性輸送物の容器として使用されているものを除く。）	タンクの表面の四箇所又はコンテナの四

<p>いるタンク又はコンテナであつて、表面における最大線量当量率が毎時五〇〇マイクローシベルト以下であり、かつ、輸送指数が一を越えないもの</p> <p>ロ 放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を越えないもの</p>	側面
六 前二号に掲げるタンク又はコンテナ以外のタンク又はコンテナ	タンクの表面の四箇所又はコンテナの四側面

- 2 荷送人は、次の各号に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておくなければならない。
- 一 総質量が五〇キログラムを超える放射性輸送物 総質量
 - 二 A型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字
 - 三 B M型輸送物 「B M型」の文字又は「TYPE B (M)」の文字
 - 四 B U型輸送物 「B U型」の文字又は「TYPE B (U)」の文字
- 3 荷送人は、B M型輸送物及びB U型輸送物には、当該放射性輸

送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で定めるマークであつて、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなければならない。

4 荷送人は、放射性輸送物の容器として使用されているタンク若しくは大型コンテナ又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナには、当該タンクの表面の四箇所又は当該大型コンテナの四面に告示で定める標識を付さなければならない。

5 荷送人は、前項の標識に代えて、第一項の表第四号、第五号又は第六号の標識を当該標識の寸法に拡大して付すことができる。

この場合において、荷送人は、第一項の規定にかかわらず、同項の表第四号、第五号又は第六号の標識を付することを要しない。

6 荷送人は、同一品名の放射性物質等のみが収納されている放射性輸送物を同一の大型コンテナに収納して専用積載により運送する場合は、告示で定める基準により当該放射性物質等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならない。

第九十一条の十二の二 第六条の二の規定は、前条第一項の放射性輸送物の標札、同条第二項各号に掲げる事項の表示、同条第三項のマークの表示及び同条第五項の標札（放射性輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されているタンク又は大型コンテナに限る。）について準用する。

（積載方法等）

第九十一条の十三 放射性輸送物、オーバーバック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを積載する場合は、次の各号に定め

るところによらなければならない。

一 甲板上積載（放射性輸送物が収納されている風雨密のコンテナを積載する場合以外にあつては、甲板上カバー積載又は甲板上室内積載に限る。）甲板間積載又は倉内積載とすること。

二 移動、転倒、衝撃、摩擦等が生じないような措置を講ずること。

三 放射性輸送物又はオーバーバックによる熱等により運送中の安全が損なわれないよう他の貨物と十分に離して積載すること。ただし、表面の平均熱放出率が毎平方メートル一五ワットを超えないものをばら積み及び袋詰め以外の他の貨物と混載する場合は、この限りでない。

四 食糧を積載してある場所から離れた場所に積載すること。ただし、L型輸送物、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーバック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナにあつては、この限りでない。

五 放射性輸送物、オーバーバック又は放射性輸送物が収納されているコンテナの積載場所への出入口には、施錠その他関係者以外の者が立入ることができないような措置を講じること。

2 各分裂性輸送物の運送は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないような措置を講じて行わなければならない。

3 放射性輸送物、オーバーバック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合は、その荷役作業は、放射性物質の管理に十分な能力を有する荷送人又は荷受人の指示

によつて行わなければならない。

(積載限度)

第九十一条の十四 放射性輸送物又はオーバーパックであつて、輸送指数が一〇を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載により運送する場合は、この限りでない。

2 放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が五〇を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載(船倉、区画、甲板の一定区域又は船舶を専用してする専用積載に限る。以下この項、次項及び第五項において同じ。)により運送する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するとき、この限りでない。

一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。

二 核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、輸送指数が一〇〇を超えないこと。

3 一 船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する放射性輸送物(オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又はコンテナに収納されているものを除く。)、オーバーパック(コンテナに収納されているものを除く。)及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五〇を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するとき、この限りでない。

一 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域に大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収

納されている大型コンテナのみを積載する場合であつて、専用積載により運送しないときは、次に掲げる基準に適合すること。

イ 核分裂性輸送物を積載しないこと。

ロ 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について輸送指数の合計が二〇〇を超えないこと。

二 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 核分裂性輸送物を積載しないこと。

ロ 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について輸送指数の合計が一〇〇を超えないこと。

4 船舶に積載する放射性輸送物(オーバーパックに収納され、もしくは包装されているもの又はコンテナに収納されているものを除く。)、オーバーパック(コンテナに収納されているものを除く。)及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、一船舶について二〇〇(湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつては、五〇)を超えてはならない。ただし、専用積載(船舶を専用してする専用積載に限る。)により運送する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するとき、この限りでない。

一 核分裂性輸送物を積載しないこと。

二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、大型コンテナが

容器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナのみを積載すること。ただし、湖川港内のみを航行する船舶にあつては、当該船舶について輸送指数の合計が一〇〇を超えないこと。

- 5 放射性輸送物、オーバーバック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを船内の数箇所に集貨（放射性輸送物、オーバーバック又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の放射性輸送物、他のオーバーバック又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。）として積載する場合におけるそれらの輸送指数の合計は、各集貨ごとに五〇（核分裂性輸送物を専用積載により運送する場合にあつては、一〇〇）を超えてはならない。ただし、専用積載により運送する場合（核分裂性輸送物を運送する場合を除く。）は、この限りでない。
- 6 低比放射性物質等（低比放射性物質又は表面汚染物をいう。以下同じ。）をI-P-1型輸送物、I-P-2型輸送物又はI-P-3型輸送物として一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する場合は、当該低比放射性物質等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

（計画書の作成）

第九十一条の十四の二 荷送人は、告示で定める放射性物質等を運送する場合は、あらかじめ、荷受人、船舶所有者及び船長と協議し、船積み前に、放射性物質等の盗取等による災害の防止のため

に必要な措置に関する事項を記載した計画書を作成し、船舶所有者又は船長に提出しなければならない。

（運送責任者等）

第九十一条の十四の三 荷送人は、前条の告示で定める放射性物質等を運送する場合は、放射性物質等の運送に関する責任者（以下「運送責任者」という。）及び見張人を配置し、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置を講じさせなければならない。ただし、告示で定める放射性物質等を運送する場合は、見張人を配置することを要しない。

2 運送責任者は、前条の告示で定める放射性物質等の運送中、同条の計画書を携行しなければならない。

3 運送責任者は、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置について知識及び経験を有するものでなければならぬ。

（連絡体制の整備）

第九十一条の十四の四 荷送人は、第九十一条の十四の二の告示で定める放射性物質等を運送する場合は、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な連絡体制を整備しなければならない。

（運送の安全の確認等）

第九十一条の十五 船長は、B-M型輸送物若しくはB-U型輸送物、核分裂性輸送物（船舶に積載する核分裂性輸送物（コンテナに収納されているものを含む。）であつて、当該核分裂性輸送物の輸

送指数の合計が一船舶について五〇を超えるものに限る。)又は放射性輸送物(第九十一条の九第一項の告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。)を運送する場合その他告示で定める場合は、船積み前に、運送計画書を運輸大臣に提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの規則に規定する基準に適合することについて運輸大臣の確認を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、前項の確認を行うに当たつて当該放射性輸送物の運送の安全を確保するため特に必要があると認める場合は、船舶所有者又は船長に対し、使用する船舶の構造設備、荷役方法等に関し必要な指示を行うことができる。

(放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等)

第九十一条の十六 次に掲げる低比放射性物質等は、第九十一条の三の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運送することができる。

一 低比放射性物質のうち告示で定めるものであつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 専用積載により運送されること。

ロ 通常の運送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。

二 表面汚染物のうち告示で定めるものであつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 専用積載により運送されること。ただし、表面の放射性物

質の放射能面密度が告示で定める密度を超えないものは、この限りでない。

ロ 前号ロの要件に適合していること。

2 前項の規定により低比放射性物質等を放射性輸送物としないで運送する場合は、次項から第十五項までの規定によらなければならない。

3 荷送人は、低比放射性物質等を運送する場合は、輸送指数を定めなければならない。

4 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる値のうち核分裂性輸送物の輸送制限個数で五〇を除いて得た値以外のものが〇・〇五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を〇とすることができる。

低比放射性物質等(タンクに収納されているものを除く。)

又は低比放射性物質等が収納されているタンクにあつては、当該低比放射性物質等又はタンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、低比放射性物質等のうち、告示で定めるウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱にあつては、当該ウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱の表面(タンクに収納されている場合にあつては、当該タンクの表

面）から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告示で定める値とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合	三
二〇平方メートルを超える場合	一〇

一 低比放射性物質等が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている低比放射性物質等及び低比放射性物質等が収納されているタンクについて前号による値を合計して得た値（当該コンテナに放射性輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と同一のコンテナに収納されている放射性輸送物（オーバーバックに収納され、又は包装されているものを除く。）及びオーバーバックについて第九十一条の十一第二項第一号及び第二号による値を合計して得た値）。ただし、専用積載により運送する場合にあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で

五〇を除して得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きい値）とすることができる。

5 荷送人は、低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナには、告示で定める標札を当該タンクの表面の四箇所又は当該コンテナの四側面に付さなければならぬ。

6 荷送人は、低比放射性物質等が収納されているタンク又は大型コンテナには、当該タンクの表面の四箇所又は当該大型コンテナの四側面に第九十一条の十二第四項の告示で定める標識を付さなければならぬ。

7 荷送人は、前項の標識に代えて、第五項の標札を当該標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、荷送人は、第五項の規定にかかわらず、同項の標札を付すことを要しない。

8 荷送人は、同一品名の低比放射性物質等のみを同一のタンク又は大型コンテナに収納する場合は、第九十一条の十二第六項の告示で定める基準により当該低比放射性物質等の国連番号を当該タンク又は大型コンテナに表示しなければならない。

9 一の船倉若しくは区画若しくは一の甲板の一定区域に積載する低比放射性物質等（タンク又はコンテナに収納されているものを除く。）並びに低比放射性物質等が収納されているタンク（コンテナに収納されているものを除く。）及びコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（オーバーバックに収納され、若しくは包装されているもの又はコンテナに収納されているものを

除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五〇を超えてはならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域に低比放射性物質等若しくは放射性輸送物が収納されている大型コンテナ又は大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物のみを積載する場合であつて、専用積載（船倉、区画、甲板の一定区域又は船舶を専用してする専用積載に限る。以下この項及び第十一項において同じ。）により運送しないときは、次に掲げる基準に適合すること。

イ 核分裂性輸送物を積載しないこと。

ロ 表面汚染物が収納されている大型コンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する大型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されている大型コンテナの輸送指数の合計が当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について二〇〇を超えないこと。

二 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを専用積載により運送する場合にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 核分裂性輸送物を積載しないこと。

ロ 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該船倉若し

くは区画又は甲板の一定区域について輸送指数の合計が一〇〇を超えないこと。

10 船舶に積載する低比放射性物質等（タンク又はコンテナに収納されているものを除く。）並びに低比放射性物質等が収納されているタンク（コンテナに収納されているものを除く。）及びコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船舶に積載する放射性輸送物（オーバーパックに収納され、若しくは包装されているもの又はコンテナに収納されているものを除く。）オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、一船舶について二〇〇（湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつては、五〇）を超えてはならない。ただし、専用積載（船舶を専用してする専用積載に限る。）により運送する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物を積載しないこと。

二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、低比放射性物質等若しくは放射性輸送物が収納されている大型コンテナ又はコンテナが容器として使用されている放射性輸送物のみを積載すること。ただし、湖川港内のみを航行する船舶にあつては、当該船舶について輸送指数の合計を一〇〇を超えないこと。

11 低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを船内の数箇所に集貨（低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、放射

- 性輸送物、オーバーバック又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の低比放射性物質等、他の低比放射性物質等、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性輸送物、他のオーバーバック又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。以下この項において同じ。）として積載する場合におけるそれらの輸送指数の合計又は当該値と放射性輸送物、オーバーバック若しくは放射性輸送物が収納されているコンテナを同一の集貨として積載する場合におけるそれらの輸送指数の合計は、各集貨ごとに五〇（核分裂性輸送物を専用積載により運送する場合にあつては、一〇〇）を超えてはならない。ただし、専用積載により運送する場合（核分裂性輸送物を運送する場合を除く。）は、この限りでない。
- 12 低比放射性物質等を一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する場合は、当該船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の船倉若しくは甲板の一定区域に積載するIPI型輸送物、IPI2型輸送物若しくはIPI3型輸送物に収納され、若しくは包装されている低比放射性物質等の放射能の量の合計は、第九十一条の第十四第六項の告示で定める量を超えてはならない。
- 13 一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する表面汚染物に含まれる核分裂性物質のうち、告示で定めるものの量の

合計は、告示で定める量を超えてはならない。

- 14 第九十一条の第十三第一項及び第三項並びに第九十一条の第十四第一項及び第二項の規定は、低比放射性物質等を運送する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「コンテナ」とあるのは、「コンテナ（タンクを含む。）」と読み替えるものとする。

- 15 第九十一条の第十第一項及び第二項の規定は、低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナを運送する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「表面」とあるのは、「表面（専用積載により運送するコンテナの内表面を除く。）」と読み替えるものとする。

（外板等に係る線量当量率）

- 第九十一条の十六の二 船長は、外板、船倉、区画又は甲板の表面（放射性物質等を積載する船倉又は区画の表面及び甲板の一定区域の上表面並びに運送中人が容易に近づくことができない表面を除く。）の最大線量当量率が表面において毎時二ミリシーベルトを超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において毎時一〇〇マイクロシーベルトを超えないようにしなければならない。

（立入制限）

- 第九十一条の十七 船長は、放射性物質等を運送する場合は、当該放射性物質等を積載した場所の周囲に立入制限区域を設け、関係者以外の者の立入りを制限しなければならない。ただし、船内にある者が当該区域において、毎週三〇〇マイクロシーベルトを超

えて被ばくするおそれがない場合は、この限りではない。

- 2 船長は、前項の立入制限区域を標識によつて明示しなければならぬ。ただし、関係者以外の者が当該区域に近づくことが困難な場合は、この限りではない。

(被ばく管理)

- 第九十一条の十八 船長は、船内の居住場所その他、人が通常使用する場所における最大線量当量率が毎時一・八マイクロシーベルトを超えないようにしなければならない。

- 2 船長は、船内にある者の受ける告示で定める線量当量が年間一ミリシーベルト(運輸大臣が適当と認めた場合にあつては、年間五ミリシーベルト)を超えないようにしなければならない。

(被ばく管理の特例)

- 第九十一条の十九 前条の規定によることが著しく困難な場合であつて、被ばく管理のため告示で定める必要な措置が講じられていると運輸大臣が認めるときは、同条第一項の最大線量当量率及び同条第二項の線量当量については、当該各項の規定によらないことができる。ただし、同条第二項の線量当量については、年間五〇ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
- 2 前項の場合において、運輸大臣は、船内にある者の被ばく防止のため必要な指示を行うことができる。

(荷役後の汚染の検査)

- 第九十一条の二十 船長は、放射性物質等の荷役を終了した場合は、放射性物質等を取り扱つた場所の放射性物質等による汚染の程度

が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

- ただし、第九十一条の十六第一項の規定により放射性輸送物としないで運送する低比放射性物質等を継続して専用積載により運送する船倉若しくは区画又は甲板の一定区域については、この限りでない。

(運送の届出等)

- 第九十一条の二十一 船長は、第八十七条第一項第二号の告示で定める放射性物質等、第九十一条の三第一項第三号に掲げる放射性物質等又は第九十一条の十四の二の告示で定める放射性物質等を運送する場合その他告示で定める場合は、運送が一の管区海上保安本部の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあつては運送開始の日の二週間前までに、その他の場合にあつては運送開始の日の四週間前までに、放射性物質等運送届(第五号様式。以下この条において「運送届」という。)を発航港(発航港が本邦以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港)を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし、港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

- 2 管区海上保安本部の長は、前項の運送届の提出があつた場合において、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運送の日時、経路、見張人の配置その他放射性物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関すること、連絡体制に関することその他運送中の海難、放射性物質等の盗取

等による災害を防止するために必要な事項について、必要な指示をすることができる。

3 第一項の運送届を提出した船長は、当該運送届の記載事項に変更があつたときは、速やかに放射性物質等運送変更届（第六号様式）を当該運送届を受理した管区海上保安本部の長に提出しなればならない。

4 第二項の規定は、前項の放射性物質等運送変更届の提出があつた場合について準用する。

（特別措置）

第九十一条の二十二 次の各号に掲げる場合において運輸大臣の承認を受けたときは、当該各号の規定によらないことができる。

- 一 第九十一条の三、第九十一条の十第一項（第九十一条の十六第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第九十一条の十六第十五項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十二、第九十一条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十四（第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十六第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで又は第九十一条の十六の二の規定に従つて運送することが著しく困難な場合であつて、運送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

二 専ら放射性物質等のみを運送する船舶により放射性物質等を

運送する場合であつて、第九十一条の三、第九十一条の十第一項（第九十一条の十六第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第九十一条の十六第十五項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十二、第九十一条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十四（第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十六第一項、第二項若しくは第五項から第十二項まで、第九十一条の十六の二又は第九十一条の二十の規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

三 表面の最大線量当量率について、毎時一〇ミリシーベルトを超えず、かつ、被ばく管理のため告示で定める必要な措置を講じた放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合であつて、第九十条第六号若しくは第九号口、第九十一条から第九十一条の二の四まで（第九十条第六号又は第九号口を引用する部分に限る。）又は第九十一条の十第一項（第九十一条の十六第十五項において準用する場合を含む。）の規定によらないで運送しても安全上支障がないとき

2 前項の場合において、運輸大臣は、放射性物質等の運送の安全を確保するため必要な指示を行うことができる。

（積付検査）

第二百二十九条 船長は、次の各号に掲げる危険物を運送しようとする場合は、積載方法その他積付けについて、船積地を管轄する地方運輸局長又は運輸大臣の認定した公益法人（以下この条において「認定法人」という。）の検査を受けなければならない。

一（三）（略）

四 放射性物質等（第九十一条の三第一項第一号に掲げる放射性物質等（第九十一条の十四の二の告示で定める放射性物質等を除く。）を除く。）

五 有機過酸化化物（正味容量三〇リットル以上の告示で定めるものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検査をうけることを要しない。

一 本邦以外の地で船積して運送する場合

二 危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて当該コンテナをコンテナのみを積載するための設備を有する場所に積載して運送する場合

三 危険物を自動車等に積載して運送する場合であつて当該自動車等をロールオン・ロールオフ貨物区域に積載して運送する場合

3 第一項の検査を受けようとする者は、危険物積付検査申請書（第七号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。地方運輸局長又は認定法人は、第一項の検査に合格した者に対し、危険物積付検査証（第八号様式）を交付する。

5 船長は、第一項各号に掲げる危険物を運送するときは、前項の積付検査証を船内に備え付けておかなければならない。

（収納検査）

第二百二十九条の二 次の各号に掲げる危険物をコンテナに収納して運送する場合は、荷送人（船舶所有者が当該危険物をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者）は、船積み前に、危険物のコンテナへの収納方法について、船積地を管轄する地方運輸局長又は運輸大臣が認定した公益法人（以下この条において「認定法人」という。）の検査を受けなければならない。

五 放射性物質等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検査を受けることを要しない。

一 本邦以外の地で危険物をコンテナに収納する場合

二 危険物をコンテナに収納して運送する場合

3 第一項の検査を受けようとする者は、危険物コンテナ収納検査申請書（第九号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。

4 地方運輸局長又は認定法人は、その行なう検査に合格した者に対し、危険物コンテナ収納検査証（第十号様式）を交付する。

5 前項の危険物コンテナ収納検査証の交付を受けた者は、船積み前に当該危険物コンテナ収納検査証を船長に提出しなければならない。

6 第一項各号に掲げる危険物をコンテナに収納して運送する場合

は、船長は、第四項の危険物コンテナ収納検査証を船内に備え付けておかなければならない。

7 第一項各号に掲げる危険物が収納されているコンテナを他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船長は、当該危険物コンテナ収納検査証を後の船舶の船長に交付しなければならない。

（確認等の手数料）

第三十号 第九十一条の九第一項若しくは第九十一条の第十五第一項の確認、第九十一条の九の二第一項の承認又は地方運輸局長の行う第二百二十九条第一項、第二百二十九条の二第一項若しくは前条第一項の検査を受ける者は、次項から第六項までの規定による手数料を納めなければならない。

2 第九十一条の九第一項若しくは第九十一条の第十五第一項の確認又は第九十一条の九の二第一項の承認を受ける場合の手数料の額は、別表第四に定めるところによる。

3 第二百二十九条第一項の検査を受ける場合の手数料の額は、次の各号に定めるところによる。

一 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、当該コンテナ一個につき五千円

二 前号以外の場合は、危険物の個数百個までを一万円とし、十個又はその端数を増すごとに二百円を加算した額

4 第二百二十九条の二第一項の規定による検査を受ける場合の手数料の額は、コンテナ一個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数百個までを一万二千円とし、十個又はその端数を増すご

とに二百五十円を加算した額とする。

5、6（略）

7 第三項第二号及び第四項において、危険物一個の正味質量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の質量を含む。）が五十キログラムを超える危険物の個性については、五十キログラムを超える百キログラム又はその端数ごとに一個の割合で産出した個数を一個に加えた数とする。

8 第一項の手数料は、申請者の都合によりその申請を取り下げた場合でも確認、承認又は検査に着手した後は、返還しない。

9 第一項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第四号様式）にはつては納付しなければならない。

10 第一項の規定は、国には適用しない。

（危険物輸送届）

第三十一条 船長は、第二百二十九条第一項各号に掲げる危険物を運送する場合であつて同条第二項第七号に該当するときは、船積み前に危険物運送届（第十三号様式）をもよりの海上保安官署（管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部又は海上保安署以下同じ。）の長（湖川にあつては、船積地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合又は第九十一条の二十一条一項の規定により放射性物質等輸送届を提出した場合は、この限りでない。

（公益法人の認定）

第三百二十二条 第二百九条第一項、第二百九条の二第一項又は第二百九条の三第一項の認定を受けようとする公益法人は、申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付して、運輸大臣に提出しなければならない。

一 定款又は寄付行為

二 役員の名

三 検査業務に従事する者（以下「検定員」という。）の氏名及び履歴

四 検査業務を行う支部又は出張所の名称及び所在地並びに検定員の配置状況

五 積付検査、収納検査又は容器検査に関する規則

六 検定員の選任に関する規則

七 手数料及び旅費に関する規則

（規則の変更）

第三百三十三条 第二百九条第一項、第二百九条の二第一項又は第二百九条の三第一項の規定により運輸大臣の認定を受けた公益法人（以下「認定法人」という。）は、前条第五号から第七号までに掲げる規則を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（業務報告）

第三百三十五条 認定法人は、第二百九条第一項、第二百九条の二第一項又は第二百九条の三第一項の規定により行つた毎四半期（四月を起算月とする毎三月を一の四半期とする。）の検査の

概要を、当該四半期經過後一月以内に、運輸大臣に報告しなければならない。

（処分）

第三百三十六条 運輸大臣は、認定法人の行う検査業務に関し必要があると認められるときは、検定員又は認定法人に対し期間を定めて業務の停止を命じ、又は認定を取り消すことができる。

（告示）

第三百三十七条 運輸大臣は、公益法人を認定し、又は認定を取り消したときは、その旨を告示する。

（容器、包装）

第三百八十四条（略）

2 第八十七条第一項（第三号に係る部分を除く。）及び第二項、

第二項、第八十八条から第九十一条の九の二まで、第九十一条の十一（放射性輸送物が収納されているコンテナ及びオーパーバックの輸送指数に係る部分を除く。）、第九十一条の十二（放射性輸送物が収納されているコンテナ及びオーパーバックの標札に係る部分を除く。）、第二項、第三項、第四項（放射性輸送物が収納されているコンテナの標識に係る部分を除く。）、及び第五項（放射性輸送物が収納されているコンテナの標札及び標識に係る部分を除く。）、第九十一条の十六第一項、第二項（同条第五項から第十五項までに係る部分を除く。）、第三項及び第四項（タンク及びコンテナの輸送指数に係る部分を除く。）並びに第三百三十一条第一項（第九十一条の九第一項の確認及び第九

十一条の九の二第二項の承認に係る部分に限る。）、第二項（第九十一条の十五第一項の確認に係る部分を除く。）及び第八項から第十項までの規定は、放射性物質等を貯蔵船に貯蔵する場合について準用する。この場合において、第八十七条第一項中「一の荷送人」とあるのは、「一の貯蔵委託者」と、同項中「荷送人又は荷受人」と並びに第九十一条の三、第九十一条の八、第九十一条の八の二第二項、第九十一条の九第五項、第九十一条の十一第一項、第九十一条の十二第一項から第五項まで並びに第九十一条の十六第三項中「荷送人」とあるのは「貯蔵委託者」と読み替えるものとする。

3 (略)

第六編 罰則

第三百九十二条 船長が、次の各号の一に該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項、第二十二條の十二第三項若しくは第四項、第八十四条の三第一項、第九十一条の十三第一項（第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十四第一項（第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。）、第二項（第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第九十一条の十六第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三

項又は第九十一条の十六の二の規定に違反して運送したとき。

二 第五条の七の規定に違反したとき。

四 第九十一条の十五第一項の規定に違反したとき。

五 第九十一条の二十一第一項の放射性物質等運送届若しくは同条第三項の放射性物質等運送変更届を管区海上保安本部の長に提出せず、又はこれらに虚偽の記載をして管区海上保安本部の長に提出して、同条第一項の放射性物質等を運送したとき。

六 第九十一条の二十一第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反したとき。

七 第二百二十九条第一項の検査を受けず、又はこれに合格しないで、同項各号に掲げる危険物を運送したとき。

第三百九十四条 危険物の荷送人が、次の各号の一に該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条、第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項、第八十四条の三、第九十一条の三第一項、第九十一条の八、第九十一条の十第三項又は第九十一条の十二第二項若しくは第三項の規定に違反して運送したとき。

二 第十条の危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出せず、又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出したとき。

第三百九十五条 危険物の荷送人又は船舶所有者が、次の各号の一に該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條の五第二項（第二十二條の十の二第一項において

準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第二十二條の六第一項(第二十二條の十の二第一項において準用する場合を含む。)、第三項(第二十二條の十の二第一項において準用する場合を含む。)、第四項(第二十二條の十の二第一項において準用する場合を含む。)、又は第五項(第二十二條の十の二第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

三 第二十二條の七(第二十二條の十の二第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反してコンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出若しくは交付せず、又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出若しくは交付したとき。

四 第九十一條の十第一項(第九十一條の十六第十五項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項(第九十一條の十六第十五項において準用する場合を含む。)、第九十一條の十一第一項、第九十一條の十二第一項、第四項若しくは第六項又は第九十一條の十六第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定に違反して運送したとき。

五 第二百二十九條の二第五項(第三百三十四條において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

第三百九十六條 放射性輸送物作成者が、次の各号の一に該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十一條の九第一項(第三百八十四條第二項において準用

する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第九十一條の九第五項(同條第六項(第三百八十四條第二項において準用する場合を含む。))及び第三百八十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を荷送人若しくは貯蔵委託者に交付せず、又はこれに虚偽の記載をして荷送人若しくは貯蔵委託者に交付したとき。

第三百九十七條 貯蔵船(火薬類の貯蔵船を除く。)の船舶所有者が、第三百六十七條の規定に違反したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第三百九十八條 危険物の貯蔵委託者が、第三百八十四條第一項若しくは第三項又は同條第二項において準用する第九十一條の三第一項、第九十一條の八、第九十一條の十一第一項、第九十一條の十二第一項、第二項、第三項若しくは第四項若しくは第九十一條の十六第三項の規定に違反したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第三百九十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三百九十九條、第三百九十二條及び第三百九十四條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の刑を科する。

附 則

(施行期日)

一 この省令は、平成三年一月一日(以下「施行日」という。)か

ら施行する。ただし、附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている放射性物質等の運送又は貯蔵については、第一条の規定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「新危規則」という。）の規定にかかわらず、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に申請されている第一条の規定による改正前の危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「旧危規則」という。）第九十一条の九の二第二項（第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認については、なお従前の例による。

4 旧危規則第九十一条の九の二第二項（第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた容器及び使用方法により運送する放射性輸送物の基準については、平成四年十二月三十一日までは、新危規則第八十九条から第九十一条の二まで（第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十一条の四（第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 前項に規定する放射性輸送物のうち旧危規則の規定による第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物については、同項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合を除くほか、新危規則の規定による核分裂性輸送物とみなす。

6 運輸大臣は、施行日前においても、新危規則第九十一条の十五

7 旧危規則第九十一条の十五第一項の確認を受け、施行日以後船舶により運送される放射性物質等の運送については、新危規則の規定にかかわらず、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

8 施行日前にした行為並びに附規第二項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第四（第百三十条関係）手数料の額

	核分裂性輸送物（B型輸送物又はB1型輸送物であるものに限る。）	核分裂性輸送物（L型輸送物又はA型輸送物であるものに限る。）	核分裂性輸送物以外の放射性輸送物
第91条の9第1項の規定による確認（次欄に掲げるものを除く。）	1件につき 756,400円	1件につき 206,700円	1件につき 250,400円
第91条の9第1項の規定による確認（第91条の9の2第1項の規定による承認を受けた容器を使用する場合の確認に限る。）	1件につき 214,600円	1件につき 42,100円	1件につき 155,000円
第91条の9の2第1項の規定による承認	1件につき 505,900円	1件につき 149,700円	1件につき 58,200円
第91条の15第1項の規定による確認		1件につき 174,000円	

第五号様式（第九十一条の二十一関係）

（その1）

放射線物質等運送届

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

船長の氏名

印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

船種及び船名		船舶番号又は船舶検査済票の番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		総トン数又は船舶の長さ	
放射性物質等の品名及び数量（注1）		放射性輸送物の種類及び数量	
放射性物質等の積載場所		その他の積載貨物の品名及び数量	
発航港		船積予定日時及び発航予定日時	
到達港		入港予定日時及び陸揚予定日時	
寄航港		入出港予定日時及び荷役予定日時	
主な通過地点及び通過予定日時			

危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）

(その2)

運 送 中 の 保 安 対 策	
運送責任者の氏名 (注2)	
見張人の氏名 (注3)	
放射性物質等の盗取等 による災害を防止する ための措置 (注2)	
海上保安官署との 連絡体制	
その他の運送中の 保安対策	

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

- (注) 1 第91条の14の2の告示で定める放射性物質等を運送する場合には、当該放射性物質等の種類ごとの数量についても記載すること。
- 2 第91条の14の2の告示で定める放射性物質等以外の物質を運送する場合は、記載を要しない。
- 3 第91条の14の2の告示で定める放射性物質等以外の物質を運送する場合であつて、見張人を配置しないときは、記載を要しない。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第六号様式(第91条の21関係)

放射性物質等運送変更届

管区海上保安本部長 殿

年 月 日

船長の氏名

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更した事項	変更した内容

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 変更した内容については、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。

○船舶による放射性物質等の運送基準 の細目等を定める告示

(昭和五十二年十一月十七日)
運輸省告示第五百八十五号)

最終改正 平成五年十二月二十二日運輸省告示

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(核分裂性物質)

第二条 規則第八十七条第一項第二号の告示で定める放射性物質等は、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一(以下「核分裂性核種」という。)及びこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(天然ウラン及び劣化ウラン(熱中性子炉で照射されたものを含む。))を除く。)(以下「核分裂性物質」という。)であつて、次の各号の一に該当するもの以外のものとする。

一 核分裂性核種の量の合計が一五グラムを超えない放射性物質であつて、外接する直方体の各辺が一〇センチメートル以上である放射性輸送物に収納されているもの

二 水素が均一に分布している放射性物質等であつて、次に掲げ

る基準に適合するもの

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

る基準に適合するもの

イ 水素の原子数の核分裂性核種の原子数に対する比率が

五、二〇〇以上であること。

ロ 核分裂性核種の濃度が一リットル当たり五グラム以下であること。

ハ 核分裂性核種の量が五〇〇グラム以下であること。ただし、ウラン二三五のみを含む核分裂性物質(プルトニウム及びウラン二三三のウラン二三五に対する比率が一〇〇分の一以下)のものを含む。)(にあつては、その量が八〇〇グラム以下であること。

三 ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であつて、かつ、プルトニウム及びウラン二三三のウラン二三五に対する比率が一〇〇分の一以下であつて、全体に均一に分布しているもの

四 核分裂性核種の濃度が一〇リットル当たり五グラム以下であるもの

五 プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一のプルトニウムに対する比率が一〇〇分の一以下であつて、かつ、プルトニウムの量が一キログラム以下であるもの

六 硝酸ウランニル溶液のうち次に掲げる基準に適合するもの

イ ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。

ロ プルトニウム及びウラン二三三のウラン二三五に対する比率が一、〇〇〇分の一以下であること。

ハ 窒素の原子数のウランの原子数に対する比率が二以上であ

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

ること。

(線量当量率の算定)

第三条 規則第八十九条第七号の告示で定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、運輸大臣が適当と認められた場合は、この限りでない。(L型輸送物として運送できる放射性物質等)

第四条 規則第九十一条の三第一項第一号の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性物質等とする。ただし、自然発火性の放射性物質等及び核分裂性物質(第二条各号の一に該当するものを除く。)を除く。

- 一 放射性物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性物質等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの (以下「特別形放射性物質等」という。)	別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量(以下「A ₁ 値」という。)
一 イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。	一 〇、〇〇〇分の

固

特別形放射性物質等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄(別表第四及び別表第五に
口 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験(長さが一〇センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が一〇以上である放射性物質等)にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験)を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性物質等の漏えい量が、二キロベクレルを超えないものであること。ただし、運輸大臣の適当と認める基準による場合は、この限りでない。	

気 体		液 体	
その もの	特別形放射性物質等	特別形放射性物質等又は特別形 放射性物質等以外のもの	あつては、第二欄)に 掲げる数量(以下 「A ₂ 値」という。)の 一、〇〇〇分の一
他の もの	特別形放射性物質等以外 のもの	の 一	
—	A ₂ 値の一、〇〇〇分の	〇・ハテラベクレル	

二 時計等の機器又は装置(以下「機器等」という。)に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの(前号に掲げるものを除く。)

イ 次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、機器等一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

気 体	液 体		固 体		放射性物質等の区分	
	その もの	特別形放射性物質等	特別形放射性物質等以外 のもの	特別形放射性物質等	放射能の量	
他の もの	特別形放射性物質 等	特別形放射性物質等又は 特別形放射性物質等以外 のもの	特別形放射性物質等以外 のもの	特別形放射性物質等	品目毎限度	輸送物毎限度
特別形放射性物質 等以外のもの	A ₂ 値の一、〇 〇〇分の一	A ₂ 値の一、〇 〇〇分の一	A ₂ 値の一〇〇 分の一	A ₁ 値の一〇〇 分の一		
	A ₁ 値の一、〇 〇〇分の一	A ₂ 値の一、〇 〇〇分の一	A ₂ 値	A ₁ 値		
	〇・ハテラベ クレル	〇・ハテラベ クレル				
	ハテラベクレ ル					

物質等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

から一〇センチメートル離れた位置における線量当量率（線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、運輸大臣が適当と認めた場合は、この限りでない。）の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が毎時一〇〇マイクロシーベルトを超えないこと。

ハ 放射線発光塗料を用いていない機器等にあつては、「放射性」の文字又は「Radioactive」の文字が表示されていること。

三 機器等を構成する照射されていない天然ウラン、照射されていない劣化ウラン若しくは照射されていない天然トリウム又はこれらの化合物であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ 不活性材料で完全に覆われていること。

四 放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ロ 容器の構成部品に使用されているウラン又はトリウムの表面が不活性材料で完全に覆われていること。

ハ 内部の放射性物質の密度が第五条の第三第二項に定める密度の一〇〇倍を超えないこと。

ニ 放射性物質等を運送し、又は貯蔵した際に付された標札又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われ

ていること。

（表示を要するL型輸送物）

第四条の二 規則第八十九条第六号の告示で定める放射性物質等は、前条第一号に掲げるものとする。

（L型輸送物に係る表面密度限度）

第四条の三 規則第八十九条第八号の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる固定されていない（通常の取扱いにおいて、はく離するおそれがある状態をいう。以下同じ。）放射性物質の密度とする。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル 〇・〇四ベクレル
アルファ線を放出しない放射性物質	毎平方センチメートル 〇・四ベクレル

（A型輸送物として運送できる放射性物質等の量の限度）

第五条 規則第九十一条の第三第二号の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

放射性物質等の区分	放射能の量
特別形放射性物質等	A ₁ 値
特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値

(液体の放射性物質等が収納されているA型輸送物)

第五条の二 規則第九十条第四号イの告示で定める量は、A₂値とする。

2 規則第九十条第四号イの告示で定める外国は、国際海上危険物規程 (IMDGコード) の採択国とする。

(A型輸送物に係る表面密度限度)

第五条の三 規則第九十条第七号の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる固定されていない放射性物質の密度とする。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル ○・四ベクレル
アルファ線を放出しない放射性物質	毎平方センチメートル 四ベクレル

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

(A型輸送物に係る条件)

第六条 規則第九十条第九号の告示で定める条件は、別記第三に掲げる条件とする。

(B M型輸送物に係る条件)

第七条 規則第九十一条第二号の告示で定める条件は、別記第四に掲げる条件とする。

第八条 規則第九十一条第三号の告示で定める条件は、別記第五に掲げる条件とする。

第八条の二 規則第九十一条第四号の告示で定める条件は、別記第六に掲げる条件とする。

(B M型輸送物に係る漏えい量)

第九条 規則第九十一条第二号口の告示で定める量は、A₂値の一、〇〇〇、〇〇〇分の一とする。

2 規則第九十一条第三号口の告示で定める量は、A₂値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、一〇〇テラベクレルとする。

(低比放射性物質等)

第十条 規則第九十一条の三第二項の告示で定める低比放射性物質は、次の各号の一に該当する放射性物質等 (自然発火性のものを除く。)であつて、当該放射性物質等を集積した場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えないものとする。

一 次に掲げる放射性物質等 (以下「S A I I」という。) ウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

- ロ 照射されていない天然ウラン、照射されていない劣化ウラン若しくは照射されていない天然トリウムであつて、固体状のもの、固体状若しくは液体状のこれらの化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質
- ハ 核分裂性物質以外の放射性物質であつて、 A_2 値に制限がないもの

二 前号に掲げる放射性物質等以外のものであつて、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準に適合するもの（以下「LSA-II」という。）

放射性物質等の区分		基準
固	可燃性のものであつて、放射性物質が全体に分布しているもの	放射能の量が A_2 値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍）を超えず、かつ、平均放射能濃度（放射性物質等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。）が一グラム当たり A_2 値の一〇、〇〇〇分の一を超えないこと。

体	固	体	液
可燃性でないものであつて、放射性物質が全体に分布しているもの	平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一〇、〇〇〇分の一を超えず、かつ、湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、放射能の量が A_2 値の一〇〇倍を超えないこと。	トリチウム水	トリチウム水以外のものであつて、放射性物質が全体に分布しているもの
		放射能の量が四ペタベクレル（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、〇・四ペタベクレル）を超えず、かつ、平均放射能濃度が一リットル当たり〇・八テラベクレルを超えないこと。	放射能の量が A_2 値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍）を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2

気	放射性物質が全体に分布しているもの	放射性物質が全体に分布し ているもの
液	体	液
	放射能の量がA ₂ 値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、A ₂ 値の一〇倍）を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たりA ₂ 値の一〇、〇〇〇分の一を超えないこと。	値の一〇〇、〇〇〇分の一を超えないこと。

- 三 前二号に掲げる放射性物質等以外の固体状のものであつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「L S A - III」という。）
- イ 放射性物質が全体に均一に分布していること。
- ロ 可燃性のものにあつては放射能の量がA₂値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、A₂値の一〇倍）、可燃性でないものにあつては湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものの放射能の量がA₂値の一〇〇倍を超えないこと。
- ハ 平均放射能濃度が一グラム当たりA₂値の一、〇〇〇分の一を超えないこと。
- 二 別記第二に定めるところにより、浸漬試験を行つた場合に

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

表面の汚染の区分	密度
接近できる表面の固定されていない汚染	毎平方センチメートル〇・四ベクレル
アルファ線を放出する低危険性の放射性物質（天然ウラン、劣化ウラン、天然トリウム、ウラン二三五、ウラン二三八、トリウム二三三、物理的精鉱若しくは化学的精鉱に含まれるトリウム二三八若しくはトリウム二三〇又は物理的半減期が一〇日未満のものをいう。以下同じ。）以外のアルファ汚染	毎平方センチメートル〇・四ベクレル

- 2 放射性物質の漏えい量がA₂値の一〇分の一を超えないこと。
- 規則第九十一条の三第二項の告示で定める表面汚染物は、次の各号の一に該当する放射性物質等（自然発火性のものを除く。）であつて、当該放射性物質等を集積した場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えず、かつ、放射能の量がA₂値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、A₂値の一〇倍）を超えないものとする。
- 一次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（以下「S C O - I」という。）

線を放出する放射性物質		その他の汚染
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル四ベクレル	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル四〇キロベクレル	アルファ線を放出する放射性物質
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル四〇キロベクレル	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質

二 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（以下「SCO-Ⅱ」という。）

表面の汚染の区分		密度
接近できる表面の固定されていない	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル四〇ベクレル

汚染		その他の汚染
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル四〇〇ベクレル	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル八〇キロベクレル	アルファ線を放出する放射性物質
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル八〇〇キロベクレル	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質

（低比放射性物質等に係る放射性輸送物の区分）

第十一条 規則第九十一条の第三項の告示で定める区分は、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射性輸送物の区分とする。

低比放射性物質等の区分		放射性輸送物の区分	
A - I 固体	専用積載により運送する場合	IPII型輸送物	IPII型輸送物
	専用積載により運送しない場合		

SCOII	SCOI	LSAIII	II			L	S
			A	—	—		
液体又は 気体	液体又は 気体	液体又は 気体	液体又は 気体	液体又は 気体	液体又は 気体	液体又は 気体	液体又は 気体
IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-1型輸送物	IP-1型輸送物
IP-2型輸送物	IP-1型輸送物	IP-3型輸送物	IP-3型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物

(IP-2型輸送物に係る条件)

第十二条 規則第九十一条の二の三第一項の告示で定める条件は、別記第七に掲げる条件とする。

(IP-3型輸送物に係る条件)

第十二条の二 規則第九十一条の二の四第一項第一号の告示で定める条件は、別記第三第一号に定める条件とする。

(容器として使用されているタンク又はコンテナ)

第十二条の三 規則第九十一条の二の三第二項の告示で定める基準

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

は、次の各号に定めるとおりとする。

一 タンクにあつては、次に掲げる基準

イ 規則第九十一条の二に定める基準

ロ 二六五キロパスカルの圧力による試験を行つても漏えい又は著しい変形のないこと。

ハ 通常の運送状態で、表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベルト(表面における最大線量当量率について規則第九十一条の二十二第三項の承認を受けた場合にあつては、毎時一〇ミリシーベルト)を超えないこと。

ニ その他運輸大臣が必要と認める基準

二 コンテナにあつては、次に掲げる基準

イ 前号イに定める基準

ロ 運輸大臣が適当と認める試験の条件の下に置くこととした場合に、表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベルト(表面における最大線量当量率について規則第九十一条の二十二第三項の承認を受けた場合にあつては、毎時一〇ミリシーベルト)を超えないこと。

ハ その他運輸大臣が必要と認める基準

(核分裂性輸送物に係る条件)

第十三条 規則第九十一条の四第一号の告示で定める条件は、別記第八に掲げる条件とする。

第十四条 規則第九十一条の四第二号イの告示で定める条件は、別記第九に掲げる条件とする。

第十四条の二 規則第九十一条の四第二号ロの告示で定める条件は、別記第十に掲げる条件とする。

第十四条の三 規則第九十一条の四第三号イの告示で定める条件は、別記第九第三号に定める条件とする。

第十四条の四 規則第九十一条の四第三号ロの告示で定める条件は、別記第十一に掲げる条件とする。

第十四条の五 規則第九十一条の八の二第一項の告示で定める放射性物質等は、別表第七第一号及び第二号に定める放射性物質等とする。

第十四条の六 規則第九十一条の九第一項の告示で定める放射性物質等は、別表第七第一号に定める放射性物質等とする。

(コンテナ又はオーバーパックに係る表面密度限度)

第十四条の七 規則第九十一条の十第二項の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる固定されていない放射性物質の密度とする。

区分	放射性物質の区分	密度
放射性物質等以外の物品又はし型輸送物が収納	アルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル〇・〇四ベクレル

され、又は包装されている場合

アルファ線を放出しない放射性物質
毎平方センチメートル〇・四ベクレル

その他の場合

アルファ線を放出する放射性物質
毎平方センチメートル〇・四ベクレル

アルファ線を放出しない放射性物質
毎平方センチメートル四ベクレル

(輸送指数の決定方法)

第十四条の八 規則第九十一条の十一第四項の規定により、輸送指数を決定する場合において、次の各号に掲げる値が〇・〇五以下であるときは、当該値を〇とすることができる。

- 一 放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一米トール離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値(タンク又はコンテナが容器として使用されている放射性輸送物にあつては、当該値に、規則第九十一条の十一第二項第一号の表(以下この条において「表」という。)の上欄に掲げるタンク又はコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を

乗じて得た値)

二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

三 放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

第十四条の九 規則第九十一条の十六第四項の規定により、輸送指数を決定する場合において、次の各号に掲げる値が〇・〇五以下であるときは、当該値を〇とすることができる。

一 低比放射性物質等(タンクに収納されているものを除く。)
又は低比放射性物質等が収納されているタンクにあつては、当該低比放射性物質等又はタンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、規則第九十一条の十六第四項第一号の表(以下この条において「表」という。)の上欄に掲げる低比放射性物質等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

二 低比放射性物質等が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

(放射性輸送物等の標札等)

第十五条 規則第九十一条の十二第一項の告示で定める標札は、次の各号に定めるとおりとする。

一 規則第九十一条の十二第一項の表(以下この条において「表」という。)第一号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第四号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第一類白標札(第一号様式)

二 表第二号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第五号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第二類黄標札(第一号様式)

三 表第三号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第六号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第三類黄標札(第一号様式)

第十六条 規則第九十一条の十二第三項の告示で定めるマークは、三葉マーク(第二号様式)とする。

第十七条 規則第九十一条の十二第四項の告示で定める標識は、コンテナ標識(第三号様式)とする。

第十七条の二 規則第九十一条の十二第六項の告示で定める基準は、

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

国連番号を六五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に掲げるもののいずれかに記入することにより表示することとする。

- 一 コンテナ標識の下半分
 - 二 第一類白標札、第二類黄標札若しくは第三類黄標札又はコンテナ標識に近接して付す国連番号用副標札（第四号様式）
 - 第十七条の三 規則第九十一条の十四の二の告示で定める放射性物質等は、別表第七に定める放射性物質等とする。
 - 第十七条の四 規則第九十一条の十四の三第一項の告示で定める放射性物質等は、別表第七第三号に定める放射性物質等とする。
 - 第十八条 規則第九十一条の十六第五項の告示で定める標札は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであつて、輸送指数が○であるものにあつては、第一類白標札（第一号様式）
 - 二 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであつて、輸送指数が○を超え、一を超えないものにあつては、第二類黄標札（第一号様式）
 - 三 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のものにあつては、第三類黄標札（第一号様式）
- （低比放射性物質等の放射能の量の限度）
- 第十八条の二 規則第九十一条の十四第六項の告示で定める量は、

次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

低比放射性物質等の区分		放射能の量	
LSA-I	制限なし	湖川港内のみを航行する船舶の一定区域	湖川港内のみを航行する船舶の一定区域
LSA-II又はLSA-IIIであつて可燃物でない固体	制限なし		
LSA-II又はLSA-IIIであつて可燃性の固体又は液体若しくは気体	A ₂ 値の一〇〇倍		
SCO-I又はSCO-II	A ₂ 値の一〇〇倍		A ₂ 値の一〇倍

(運送の安全の確認)

第十八条の三 規則第九十一条の十五第一項の告示で定める場合は、次の各号に定める場合とする。

- 一 放射性輸送物、オーバーパック、放射性輸送物が収納されているコンテナ、規則第九十一条の十六第一項各号に掲げる放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等又は当該低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを船内の数箇所に集貨（規則第九十一条の十六第十一項の集貨をいう。以下この条において同じ。）として積載する場合におけるそれらの輸送指数の合計が、一集貨について五〇を超える場合
- 二 船内に積載する各集貨の輸送指数の合計が、一船舶について二〇〇（湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつては、五〇）を超える場合

(放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等)

第十八条の四 規則第九十一条の十六第一項一号の告示で定める低比放射性物質は、LSA-1とする。

第十八条の五 規則第九十一条の十六第一項二号の告示で定める表面汚染物は、SCO-1とする。

第十八条の六 規則第九十一条の十六第一項第二号イの告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル 〇・四ベクレル
アルファ線を放出しない放射性物質	毎平方センチメートル 四ベクレル

第十八条の七 規則第九十一条の十六第四項一号の告示で定めるウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱（以下「ウラン鉱石等」という。）は、次の表の上欄に掲げるウラン鉱石等とし、同号の告示で定める値は、当該ウラン鉱石等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値とする。

ウラン鉱石等の区分	値
ウラン又はトリウムの鉱石又は物理的精鉱	〇・四
トリウムの化学的精鉱	〇・三
六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	〇・〇二

第十八条の八 規則第九十一条の十六第十三項の告示で定める物質

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

二九六

は、核分裂性核種（化合物に含まれるものを含む。）とし、同号の告示で定める量は、一五グラムとする。

（線量当量の算定）

第一九条 規則第九十一条の一八第二項の告示で定める線量当量は、一センチメートル線量当量とする。ただし、運輸大臣が適当と認められた場合は、この限りでない。

（被ばく管理のため必要な措置）

第二十条 規則第九十一条の十九第一項の告示で定める必要な措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 船内線量当量率の計測

二 船内にある者の受ける線量当量の評価

三 船内にある者の受ける線量当量が一年間について規則第九十一条の十九第一項ただし書で定める限度の一〇分の三を超えるおそれがある場合にあつては、次に掲げる措置

イ 線量当量の測定

ロ 特別の健康管理

四 被ばく管理者の選任

五 被ばく管理に関する記録その他必要な措置

（荷役場所に係る表面密度限度等）

第二十一条 規則第九十一条の二十の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 表面の固定されていない汚染にあつては、第十四条の七に定める密度

二 表面の固定されていない汚染以外の汚染にあつては、当該表面における最大線量当量率が毎時五マイクロシーベルト（運送の届出）

第二十二條 規則第九十一条の二十一第一項の告示で定める場合は、第十八条の三各号に定める場合とする。

（特別措置に係る被ばく管理のため必要な措置）

第二十三條 規則第九十一条の二十二第一項第三号の告示で定める必要な措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 放射性物質等を貨車又は自動車等に積載した状態で、鉄道車両渡船又は自動車渡船により運送すること。

二 核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第四条第二項及び第十九条第三項各号又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第四条第二項及び第十八条第三項各号の定めるところによること。

三 運送中に、放射性物質等を積載した貨車又は自動車等について積み込み又は取卸しを行わないこと。

附 則

この告示は、平成三年一月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

第一欄		第二欄	第三欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 T Bq	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T Bq
1	³ H	40	40
4	⁷ Be	20	20
4	¹⁰ Be	20	5 × 10 ⁻¹
6	¹¹ C	1	5 × 10 ⁻¹
6	¹⁴ C	40	2
7	¹³ N	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
9	¹⁸ F	1	5 × 10 ⁻¹
11	²² Na	5 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
11	²⁴ Na	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
12	²⁸ Mg	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
13	²⁶ Al	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹
14	³¹ Si	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
14	³² Si	40	2 × 10 ⁻¹
15	³² P	3 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻¹
15	³³ P	40	9 × 10 ⁻¹
16	³⁵ S	40	2
17	³⁶ Cl	20	5 × 10 ⁻¹
17	³⁸ Cl	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
18	³⁷ Ar	40	40
18	³⁹ Ar	20	20
18	⁴¹ Ar	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹
18	⁴² Ar	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
19	⁴⁰ K	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹
19	⁴² K	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
19	⁴³ K	1	5 × 10 ⁻¹
20	⁴¹ Ca	40	40
20	⁴⁵ Ca	40	9 × 10 ⁻¹
20	⁴⁷ Ca	9 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
21	⁴⁴ Sc	5 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹

第一欄		第二欄	第三欄
21	⁴⁶ Sc	5×10^{-1}	5×10^{-1}
21	⁴⁷ Sc	9	9×10^{-1}
21	⁴⁸ Sc	3×10^{-1}	3×10^{-1}
22	⁴⁴ Ti	5×10^{-1}	2×10^{-1}
23	⁴⁸ V	3×10^{-1}	3×10^{-1}
23	⁴⁹ V	40	40
24	⁵¹ Cr	30	30
25	⁵² Mn	3×10^{-1}	3×10^{-1}
25	⁵³ Mn	制限なし	制限なし
25	⁵⁴ Mn	1	1
25	⁵⁶ Mn	2×10^{-1}	2×10^{-1}
26	⁵² Fe	2×10^{-1}	2×10^{-1}
26	⁵⁵ Fe	40	40
26	⁵⁹ Fe	8×10^{-1}	8×10^{-1}
26	⁶⁰ Fe	40	2×10^{-1}
27	⁵⁵ Co	5×10^{-1}	5×10^{-1}
27	⁵⁶ Co	3×10^{-1}	3×10^{-1}
27	⁵⁷ Co	8	8
27	^{58m} Co	40	40
27	⁵⁸ Co	1	1
27	⁶⁰ Co	4×10^{-1}	4×10^{-1}
28	⁵⁹ Ni	40	40
28	⁶³ Ni	40	30
28	⁶⁵ Ni	3×10^{-1}	3×10^{-1}
29	⁶⁴ Cu	5	9×10^{-1}
29	⁶⁷ Cu	9	9×10^{-1}
30	⁶⁵ Zn	2	2
30	^{69m} Zn	2	5×10^{-1}
30	⁶⁹ Zn	4	5×10^{-1}
31	⁶⁷ Ga	6	6
31	⁶⁸ Ga	3×10^{-1}	3×10^{-1}
31	⁷² Ga	4×10^{-1}	4×10^{-1}
32	⁶⁸ Ge	3×10^{-1}	3×10^{-1}
32	⁷¹ Ge	40	40
32	⁷⁷ Ge	3×10^{-1}	3×10^{-1}

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

	第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
33	^{72}As	2×10^{-1}	2×10^{-1}
33	^{73}As	40	40
33	^{74}As	1	5×10^{-1}
33	^{76}As	2×10^{-1}	2×10^{-1}
33	^{77}As	20	5×10^{-1}
34	^{75}Se	3	3
34	^{79}Se	40	2
35	^{76}Br	3×10^{-1}	3×10^{-1}
35	^{77}Br	3	3
35	^{82}Br	4×10^{-1}	4×10^{-1}
36	^{81}Kr	40	40
36	$^{85\text{m}}\text{Kr}$	6	6
36	^{85}Kr	20	10
36	^{87}Kr	2×10^{-1}	2×10^{-1}
37	^{81}Rb	2	9×10^{-1}
37	^{83}Rb	2	2
37	^{84}Rb	1	9×10^{-1}
37	^{86}Rb	3×10^{-1}	3×10^{-1}
37	^{87}Rb	制限なし	制限なし
37	Rb(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
38	^{82}Sr	2×10^{-1}	2×10^{-1}
38	$^{85\text{m}}\text{Sr}$	5	5
38	^{85}Sr	2	2
38	$^{87\text{m}}\text{Sr}$	3	3
38	^{89}Sr	6×10^{-1}	5×10^{-1}
38	^{90}Sr	2×10^{-1}	1×10^{-1}
38	^{91}Sr	3×10^{-1}	3×10^{-1}
38	^{92}Sr	2×10^{-1}	2×10^{-1}
39	^{87}Y	2	2
39	^{88}Y	4×10^{-1}	4×10^{-1}
39	^{90}Y	2×10^{-1}	2×10^{-1}
39	$^{91\text{m}}\text{Y}$	2	2
39	^{91}Y	3×10^{-1}	3×10^{-1}
39	^{92}Y	2×10^{-1}	2×10^{-1}
39	^{93}Y	2×10^{-1}	2×10^{-1}

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
40 ⁸⁸ Zr	3	3
40 ⁹³ Zr	40	2 × 10 ⁻¹
40 ⁹⁵ Zr	1	9 × 10 ⁻¹
40 ⁹⁷ Zr	3 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻¹
41 ^{92m} Nb	7 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻¹
41 ^{93m} Nb	40	6
41 ⁹⁴ Nb	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹
41 ⁹⁵ Nb	1	1
41 ⁹⁷ Nb	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
42 ⁹³ Mo	40	7
42 ⁹⁹ Mo	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
43 ^{95m} Tc	2	2
43 ^{96m} Tc	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹
43 ⁹⁶ Tc	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹
43 ^{97m} Tc	40	40
43 ⁹⁷ Tc	制限なし	制限なし
43 ⁹⁸ Tc	7 × 10 ⁻¹	7 × 10 ⁻¹
43 ^{99m} Tc	8	8
43 ⁹⁹ Tc	40	9 × 10 ⁻¹
44 ⁹⁷ Ru	4	4
44 ¹⁰³ Ru	2	9 × 10 ⁻¹
44 ¹⁰⁵ Ru	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
44 ¹⁰⁶ Ru	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
45 ⁹⁹ Rh	2	2
45 ¹⁰¹ Rh	4	4
45 ^{102m} Rh	2	9 × 10 ⁻¹
45 ¹⁰² Rh	5 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
45 ^{103m} Rh	40	40
45 ¹⁰⁵ Rh	10	9 × 10 ⁻¹
46 ¹⁰³ Pd	40	40
46 ¹⁰⁷ Pd	制限なし	制限なし
46 ¹⁰⁹ Pd	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
47 ¹⁰⁵ Ag	2	2
47 ^{109m} Ag	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹
47 ^{110m} Ag	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
47 ¹¹¹ Ag	6×10^{-1}	5×10^{-1}
48 ¹⁰⁹ Cd	40	1
48 ^{113m} Cd	20	9×10^{-2}
48 ^{115m} Cd	3×10^{-1}	3×10^{-1}
48 ¹¹⁵ Cd	4	5×10^{-1}
49 ¹¹¹ In	2	2
49 ^{113m} In	4	4
49 ^{114m} In	3×10^{-1}	3×10^{-1}
49 ^{115m} In	6	9×10^{-1}
50 ¹¹³ Sn	4	4
50 ^{117m} Sn	6	2
50 ^{119m} Sn	40	40
50 ^{121m} Sn	40	9×10^{-1}
50 ¹²³ Sn	6×10^{-1}	5×10^{-1}
50 ¹²⁵ Sn	2×10^{-1}	2×10^{-1}
50 ¹²⁶ Sn	3×10^{-1}	3×10^{-1}
51 ¹²² Sb	3×10^{-1}	3×10^{-1}
51 ¹²⁴ Sb	6×10^{-1}	5×10^{-1}
51 ¹²⁵ Sb	2	9×10^{-1}
51 ¹²⁶ Sb	4×10^{-1}	4×10^{-1}
52 ¹¹⁸ Te	2×10^{-1}	2×10^{-1}
52 ^{121m} Te	5	5
52 ¹²¹ Te	2	2
52 ^{123m} Te	7	7
52 ^{125m} Te	30	9
52 ^{127m} Te	20	5×10^{-1}
52 ¹²⁷ Te	20	5×10^{-1}
52 ^{129m} Te	6×10^{-1}	5×10^{-1}
52 ¹²⁹ Te	6×10^{-1}	5×10^{-1}
52 ^{131m} Te	7×10^{-1}	5×10^{-1}
52 ¹³² Te	4×10^{-1}	4×10^{-1}
53 ¹²³ I	6	6
53 ¹²⁴ I	9×10^{-1}	9×10^{-1}
53 ¹²⁵ I	20	2
53 ¹²⁶ I	2	9×10^{-1}

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
53 ¹²⁹ I	制限なし	制限なし
53 ¹³¹ I	3	5 × 10 ⁻¹
53 ¹³² I	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹
53 ¹³³ I	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
53 ¹³⁴ I	3 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻¹
53 ¹³⁵ I	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
54 ¹²² Xe	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
54 ¹²³ Xe	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
54 ¹²⁷ Xe	4	4
54 ^{131m} Xe	40	40
54 ¹³³ Xe	20	20
54 ¹³⁵ Xe	4	4
55 ¹²⁹ Cs	4	4
55 ¹³¹ Cs	40	40
55 ¹³² Cs	1	1
55 ^{134m} Cs	40	9
55 ¹³⁴ Cs	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
55 ¹³⁵ Cs	40	9 × 10 ⁻¹
55 ¹³⁶ Cs	5 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
55 ¹³⁷ Cs	2	5 × 10 ⁻¹
56 ¹³¹ Ba	2	2
56 ^{133m} Ba	10	9 × 10 ⁻¹
56 ¹³³ Ba	3	3
56 ¹⁴⁰ Ba	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹
57 ¹³⁷ La	40	2
57 ¹⁴⁰ La	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹
58 ¹³⁹ Ce	6	6
58 ¹⁴¹ Ce	10	5 × 10 ⁻¹
58 ¹⁴³ Ce	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
58 ¹⁴⁴ Ce	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
59 ¹⁴² Pr	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
59 ¹⁴³ Pr	4	5 × 10 ⁻¹
60 ¹⁴⁷ Nd	4	5 × 10 ⁻¹
60 ¹⁴⁹ Nd	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
61 ¹⁴³ Pm	3	3

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
61 ¹⁴⁴ Pm	6×10^{-1}	6×10^{-1}
61 ¹⁴⁵ Pm	30	7
61 ¹⁴⁷ Pm	40	9×10^{-1}
61 ^{148m} Pm	5×10^{-1}	5×10^{-1}
61 ¹⁴⁹ Pm	6×10^{-1}	5×10^{-1}
61 ¹⁵¹ Pm	3	5×10^{-1}
62 ¹⁴⁵ Sm	20	20
62 ¹⁴⁷ Sm	制限なし	制限なし
62 ¹⁵¹ Sm	40	4
62 ¹⁵³ Sm	4	5×10^{-1}
63 ¹⁴⁷ Eu	2	2
63 ¹⁴⁸ Eu	5×10^{-1}	5×10^{-1}
63 ¹⁴⁹ Eu	20	20
63 ¹⁵⁰ Eu	7×10^{-1}	7×10^{-1}
63 ^{152m} Eu	6×10^{-1}	5×10^{-1}
63 ¹⁵² Eu	9×10^{-1}	9×10^{-1}
63 ¹⁵⁴ Eu	8×10^{-1}	5×10^{-1}
63 ¹⁵⁵ Eu	20	2
63 ¹⁵⁶ Eu	6×10^{-1}	5×10^{-1}
64 ¹⁴⁶ Gd	4×10^{-1}	4×10^{-1}
64 ¹⁴⁸ Gd	3	3×10^{-4}
64 ¹⁵³ Gd	10	5
64 ¹⁵⁹ Gd	4	5×10^{-1}
65 ¹⁵⁷ Tb	40	10
65 ¹⁵⁸ Tb	1	7×10^{-1}
65 ¹⁶⁰ Tb	9×10^{-1}	5×10^{-1}
66 ¹⁵⁹ Dy	20	20
66 ¹⁶⁵ Dy	6×10^{-1}	5×10^{-1}
66 ¹⁶⁶ Dy	3×10^{-1}	3×10^{-1}
67 ¹⁶³ Ho	40	40
67 ^{166m} Ho	6×10^{-1}	3×10^{-1}
67 ¹⁶⁶ Ho	3×10^{-1}	3×10^{-1}
68 ¹⁶⁹ Er	40	9×10^{-1}
68 ¹⁷¹ Er	6×10^{-1}	5×10^{-1}
69 ¹⁶⁷ Tm	7	7

第一欄		第二欄	第三欄
69	¹⁶⁸ Tm	8×10^{-1}	8×10^{-1}
69	¹⁷⁰ Tm	4	5×10^{-1}
69	¹⁷¹ Tm	40	10
70	¹⁶⁹ Yb	3	3
70	¹⁷⁵ Yb	30	9×10^{-1}
71	¹⁷² Lu	5×10^{-1}	5×10^{-1}
71	¹⁷³ Lu	8	8
71	^{174m} Lu	20	8
71	¹⁷⁴ Lu	8	4
71	¹⁷⁷ Lu	30	9×10^{-1}
72	¹⁷² Hf	5×10^{-1}	3×10^{-1}
72	¹⁷⁵ Hf	3	3
72	¹⁸¹ Hf	2	9×10^{-1}
72	¹⁸² Hf	4	3×10^{-2}
73	¹⁷⁸ Ta	1	1
73	¹⁷⁹ Ta	30	30
73	¹⁸² Ta	8×10^{-1}	5×10^{-1}
74	¹⁷⁸ W	1	1
74	¹⁸¹ W	30	30
74	¹⁸⁵ W	40	9×10^{-1}
74	¹⁸⁷ W	2	5×10^{-1}
74	¹⁸⁸ W	2×10^{-1}	2×10^{-1}
75	¹⁸³ Re	5	5
75	^{184m} Re	3	3
75	¹⁸⁴ Re	1	1
75	¹⁸⁶ Re	4	5×10^{-1}
75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし
75	¹⁸⁸ Re	2×10^{-1}	2×10^{-1}
75	¹⁸⁹ Re	4	5×10^{-1}
75	Re(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
76	¹⁸⁵ Os	1	1
76	^{191m} Os	40	40
76	¹⁹¹ Os	10	9×10^{-1}
76	¹⁹³ Os	6×10^{-1}	5×10^{-1}
76	¹⁹⁴ Os	2×10^{-1}	2×10^{-1}

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄
77	^{180}Ir	10	10
77	^{190}Ir	7×10^{-1}	7×10^{-1}
77	^{192}Ir	1	5×10^{-1}
77	$^{193\text{m}}\text{Ir}$	10	10
77	^{194}Ir	2×10^{-1}	2×10^{-1}
78	^{188}Pt	6×10^{-1}	6×10^{-1}
78	^{191}Pt	3	3
78	$^{193\text{m}}\text{Pt}$	40	9
78	^{193}Pt	40	40
78	$^{195\text{m}}\text{Pt}$	10	2
78	$^{197\text{m}}\text{Pt}$	10	9×10^{-1}
78	^{197}Pt	20	5×10^{-1}
79	^{193}Au	6	6
79	^{194}Au	1	1
79	^{195}Au	10	10
79	^{196}Au	2	2
79	^{198}Au	3	5×10^{-1}
79	^{199}Au	10	9×10^{-1}
80	^{194}Hg	1	1
80	$^{195\text{m}}\text{Hg}$	5	5
80	$^{197\text{m}}\text{Hg}$	10	9×10^{-1}
80	^{197}Hg	10	10
80	^{203}Hg	4	9×10^{-1}
81	^{200}Tl	8×10^{-1}	8×10^{-1}
81	^{201}Tl	10	10
81	^{202}Tl	2	2
81	^{204}Tl	4	5×10^{-1}
82	^{201}Pb	1	1
82	^{202}Pb	40	2
82	^{203}Pb	3	3
82	^{205}Pb	制限なし	制限なし
82	^{210}Pb	6×10^{-1}	9×10^{-3}
82	^{212}Pb	3×10^{-1}	3×10^{-1}
83	^{205}Bi	6×10^{-1}	6×10^{-1}
83	^{206}Bi	3×10^{-1}	3×10^{-1}

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
83 ²⁰⁷ Bi	7×10^{-1}	7×10^{-1}
83 ^{210m} Bi	3×10^{-1}	3×10^{-2}
83 ²¹⁰ Bi	6×10^{-1}	5×10^{-1}
83 ²¹² Bi	3×10^{-1}	3×10^{-1}
84 ²⁰⁸ Po	40	2×10^{-2}
84 ²⁰⁹ Po	40	2×10^{-2}
84 ²¹⁰ Po	40	2×10^{-2}
85 ²¹¹ At	30	2
86 ²²² Rn	2×10^{-1}	4×10^{-3}
88 ²²³ Ra	6×10^{-1}	3×10^{-2}
88 ²²⁴ Ra	3×10^{-1}	6×10^{-2}
88 ²²⁵ Ra	6×10^{-1}	2×10^{-2}
88 ²²⁶ Ra	3×10^{-1}	2×10^{-2}
88 ²²⁸ Ra	6×10^{-1}	4×10^{-2}
89 ²²⁵ Ac	6×10^{-1}	1×10^{-2}
89 ²²⁷ Ac	40	2×10^{-5}
89 ²²⁸ Ac	6×10^{-1}	4×10^{-1}
90 ²²⁷ Th	9	1×10^{-2}
90 ²²⁸ Th	3×10^{-1}	4×10^{-4}
90 ²²⁹ Th	3×10^{-1}	3×10^{-5}
90 ²³⁰ Th	2	2×10^{-4}
90 ²³¹ Th	40	9×10^{-1}
90 ²³² Th	制限なし	制限なし
90 ²³⁴ Th	2×10^{-1}	2×10^{-1}
90 Th(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
91 ²³⁰ Pa	2	1×10^{-1}
91 ²³¹ Pa	6×10^{-1}	6×10^{-5}
91 ²³³ Pa	5	9×10^{-1}
92 ²³⁰ U	40	1×10^{-2}
92 ²³² U	3	3×10^{-4}
92 ²³³ U	10	1×10^{-3}
92 ²³⁴ U	10	1×10^{-3}
92 ²³⁵ U	制限なし	制限なし
92 ²³⁶ U	10	1×10^{-3}
92 ²³⁸ U	制限なし	制限なし

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

	第一欄	第二欄	第三欄
92	U(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
92	U(天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が5%以下であるもの)	制限なし	制限なし
92	U(天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が5%を超えるもの)	10	1×10^{-3}
92	U(天然の混合比に達しないもの)	制限なし	制限なし
93	^{235}Np	40	40
93	^{236}Np	7	1×10^{-3}
93	^{237}Np	2	2×10^{-4}
93	^{239}Np	6	5×10^{-1}
94	^{236}Pu	7	7×10^{-4}
94	^{237}Pu	20	20
94	^{238}Pu	2	2×10^{-4}
94	^{239}Pu	2	2×10^{-4}
94	^{240}Pu	2	2×10^{-4}
94	^{241}Pu	40	1×10^{-2}
94	^{242}Pu	2	2×10^{-4}
94	^{244}Pu	3×10^{-1}	2×10^{-4}
95	^{241}Am	2	2×10^{-4}
95	$^{242\text{m}}\text{Am}$	2	2×10^{-4}
95	^{243}Am	2	2×10^{-4}
96	^{240}Cm	40	2×10^{-2}
96	^{241}Cm	2	9×10^{-1}
96	^{242}Cm	40	1×10^{-2}
96	^{243}Cm	3	3×10^{-4}
96	^{244}Cm	4	4×10^{-4}
96	^{245}Cm	2	2×10^{-4}
96	^{246}Cm	2	2×10^{-4}
96	^{247}Cm	2	2×10^{-4}
96	^{248}Cm	4×10^{-2}	5×10^{-5}
97	^{247}Bk	2	2×10^{-4}
97	^{249}Bk	40	8×10^{-2}

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄
98	^{248}Cf	30	3×10^{-3}
98	^{240}Cf	2	2×10^{-4}
98	^{250}Cf	5	5×10^{-4}
98	^{251}Cf	2	2×10^{-4}
98	^{252}Cf	1×10^{-1}	1×10^{-3}
98	^{253}Cf	40	6×10^{-2}
98	^{254}Cf	3×10^{-3}	6×10^{-4}

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

別表第二（第四条関係）

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 T Bq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T Bq
<p>1 2に該当する場合以外 イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合（陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。）</p> <p>ロ ベータ線を放出する場合</p> <p>(1) 最大エネルギーが0.1MeV未満の場合</p> <p>(2) 最大エネルギーが0.1MeV以上0.15MeV未満の場合</p> <p>(3) 最大エネルギーが0.15MeV以上0.2MeV未満の場合</p> <p>(4) 最大エネルギーが0.2MeV以上0.5MeV未満の場合</p> <p>(5) 最大エネルギーが0.5MeV以上0.7MeV未満である場合</p> <p>(6) 最大エネルギーが0.7MeV以上1MeV未満である場合</p>	<p>1の第一欄中のイ、ロ及びホの該当する区分に応じ、第二欄に掲げる数量のうち最も小さいものをA₁値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。</p> <p style="text-align: center;">$\frac{1}{E(\gamma)}$</p> <p style="text-align: center;">40</p> <p style="text-align: center;">40</p> <p style="text-align: center;">40</p> <p style="text-align: center;">40</p> <p style="text-align: center;">21</p> <p style="text-align: center;">4.2</p>	<p>1の第一欄中のイ、ロ、ハ及びニの該当する区分に応じ、第三欄に掲げる数量のうち該当する最も小さいものをA₂値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。</p> <p style="text-align: center;">$\frac{1}{E(\gamma)}$</p> <p style="text-align: center;">40</p> <p style="text-align: center;">9.3</p> <p style="text-align: center;">2.3</p> <p style="text-align: center;">9.3×10^{-1}</p> <p style="text-align: center;">4.6×10^{-1}</p> <p style="text-align: center;">4.6×10^{-1}</p>

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
(7) 最大エネルギーが 1 MeV以上1.5MeV 未満である場合	6.3×10^{-1}	4.6×10^{-1}
(8) 最大エネルギーが 1.5MeV以上2 MeV 未満である場合	3.2×10^{-1}	3.2×10^{-1}
(9) 最大エネルギーが 2 MeV以上である場 合	2.1×10^{-1}	2.1×10^{-1}
ハ 吸入摂取又は経口摂取 するおそれのある場合 (実用船用原子炉の設 置、運転等に関する規則 の規定に基づく線量当量 限度等を定める告示(平 成元年運輸省告示第八十 七号)(以下「線量当量告 示」という。)別表第一 中第二欄又は第三欄に数 量の記載がある場合をい う。)	—	$\frac{A L I (B q)}{10^6}$
ニ サブマージョンによる 被ばくのおそれがある場 合(線量当量告示別表第 一中第一欄に記載してい る化学形が「サブマー ジョン」である場合をい う。)	—	D A C (B q / c m ²) × 3.36
ホ アルファ線を放出する 場合	$\frac{A L I}{100}$	—
2 放射性物質が原子核の崩 壊連鎖を生ずるもの(以下 「親核種」という。)であ つて、その物理的半減期が	親核種及び娘核種に対する1 の第一欄の区分に応じ、それ ぞれ第二欄に掲げる数量のう ち最小のもの	親核種及び娘核種に対する1 の第一欄の区分に応じ、それ ぞれ第三欄に掲げる数量のう ち最小のもの

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
その原子核の崩壊によつて生ずる放射性物質（以下「娘核種」という。）の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が10日以内である場合		

備考 E (γ) は、当該放射性物質の一壊変当たりのガンマ線又はエックス線の総エネルギー（エネルギーにエネルギー毎の放出率を乗じたものの総和をいう。）をMeVで表した値を、A L I は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量当量告示別表第一表中第二欄又は第三欄に掲げる数値のうち最も小さいものをB qで表した値を、D A Cは当該放射性物質の線量当量告示別表第一中第四欄に掲げる数量を、それぞれ表す。

別表第三（第四条関係）

放射性物質の種類が明らかでない場合及び放射性物質の種類が明らかであるが、別表第一及び別表第二に数量が掲げられていない場合の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
区 分	特別形核燃料物質等である場合の数量 (A_1 値) 単位 T Bq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A_2 値) 単位 T Bq
1 ガンマ線及びベータ線以外の放射線を放出する放射性物質が存在しないことが明らかな場合	2×10^{-1}	2×10^{-2}
2 1 以外の場合	1×10^{-1}	2×10^{-5}

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

別表第四（第四条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合（別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。）の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄
区 分	数 量 単位 T B q
放射性物質の種類の一部及び種類別の数量の一部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} = 1$
放射性物質の種類の一部又は一部が明らかであつて種類別の数量の一部が明らかなでない場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n 及び y の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} + \frac{y}{Y} = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量（テラベクレル）を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を、 y は種類又は種類別の数量が明らかなでない放射性物質の数量（テラベクレル）を、 Y は y に係る放射性物質の種類の一部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）のうち最小のものを、 y に係る放射性物質の種類の一部が明らかなでない場合にあつては y に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

別表第五（第四条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合（特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合に限り、別表第六に該当する場合を除く。）の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄
区 分	数 量 (A ₂ 値) 単位 T Bq
放射性物質の種類が明らかな場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n}$
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n + f_y/Y}$

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を、 f_y は種類が明らかでない放射性物質の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

別表第六（第四条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい

放射性物質の場合の数量の限度

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
区 分	特別形放射性物質等である場合の数量（A ₁ 値） 単位 T Bq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A ₂ 値） 単位 T Bq
その系列のすべての放射性物質（親核種を除く。）の物理的半減期が10日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が10日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たすX ₁ , X ₂ , …, X _n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たすX ₁ , X ₂ , …, X _n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$

備考 X₁, X₂, …, X_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量（テラベクレル）を、X₁, X₂, …, X_nはそれぞれX₁, X₂, …, X_nに係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

別表第七（第十四条の五、第十四条の六、第十七条の三、第十七条の四関係）防護対象特定核燃料物質

一 区分一

イ 照射されていない次に掲げる物質

(1) プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が一〇〇分の八〇を超えるものを除く。以下同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの

(2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の二〇以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの

(3) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの

ロ 照射されたイに掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下「吸収線量率」という。）が毎時一グレイ以下のもの

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

二 区分二

イ 照射された前号イに掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に

固化した物（以下「ガラス固化体」という。）に含まれるものを除く。）

ロ 照射されていない次に掲げる物質

(1) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五〇〇グラムを超え二キログラム未満のもの

(2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の二〇以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの

(3) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の一〇以上で一〇〇分の二〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一〇キログラム以上のもの

(4) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五〇〇グラムを超え二キログラム未満のもの

ハ 照射されたロに掲げる物質であつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイ以下のもの

ニ 照射された次に掲げる物質であつて、照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一米ートルの距離において吸収線量率が

一 グレイ毎時を超えるものを除く。）

(1) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

(2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

(3) トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

(4) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え一〇〇分の一〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

三 区分三

イ 照射された前号ロに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（ガラス固化体に含まれるものを除く。）

ロ 照射されていない次に掲げる物質

(1) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が一五グラムを超え五〇〇グラム以下のもの

(2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の二〇以上のウラン並びにその化合物

並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一五グラムを超え一キログラム以下のもの

(3) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の一〇以上で一〇〇分の二〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え一〇キログラム未満のもの

(4) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え一〇〇分の一〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一〇キログラム以上のもの

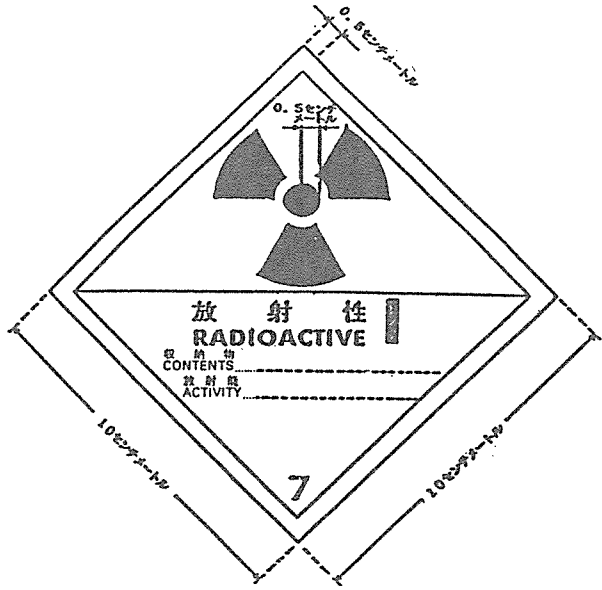
(5) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が一五グラムを超え五〇〇グラム以下のもの

ハ 照射されたロに掲げる物質（照射されたロ(4)に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及びガラス固化体に含まれる照射されたロに掲げる物質であつてその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものを除く。）

備考 この表において放射性物質の量については、一の船舶で運送される放射性物質の総量とする。

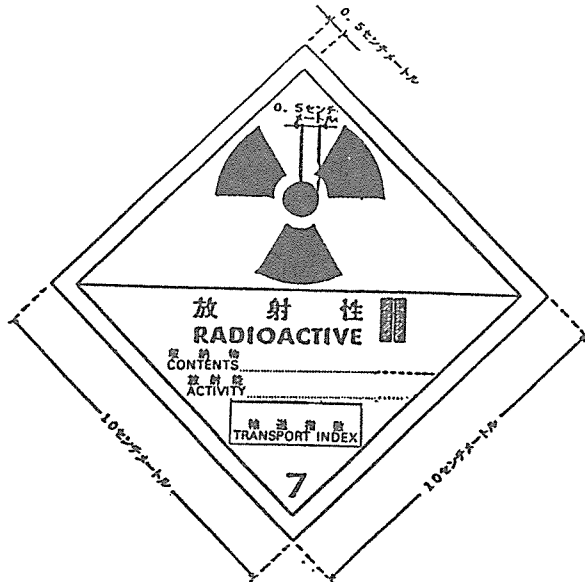
第 1 号様式(第15条、第18条関係)

第一類白標札



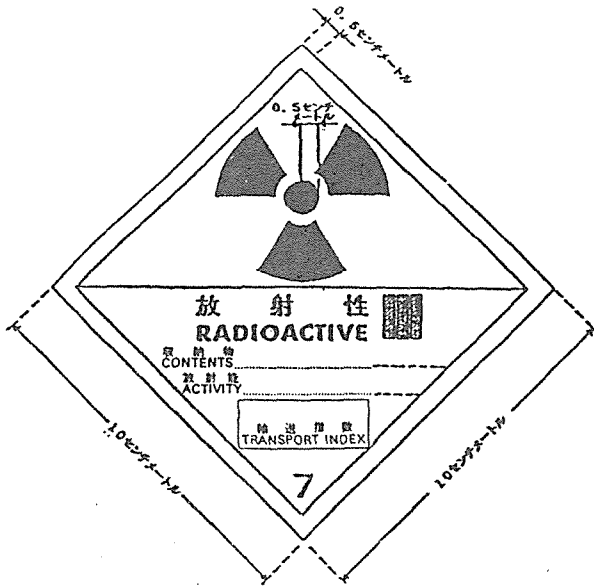
船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

第二類黄標札



第三類黄標札

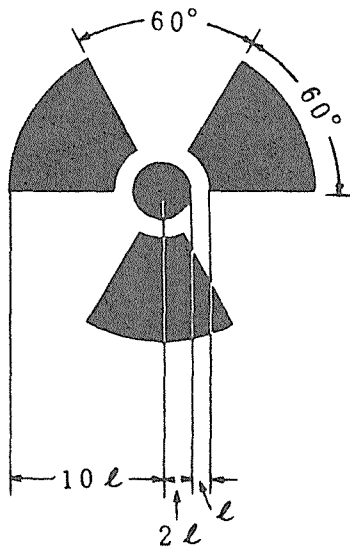
船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示



- 注
- 1 三葉マークは、第2号様式によるものとする。
 - 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称（当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあつては、名称（I.S.A-1に該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質等の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
 - 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
 - 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーバック及びコンテナにあつては、収納物及び放射能の欄には、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
 - 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 6 本邦内のみを運送されるものにあつては英語の部分、本邦外を運送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。
 - 7 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄（第一類白標札にあつては、白）
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第2号様式（第16条関係）三葉マーク

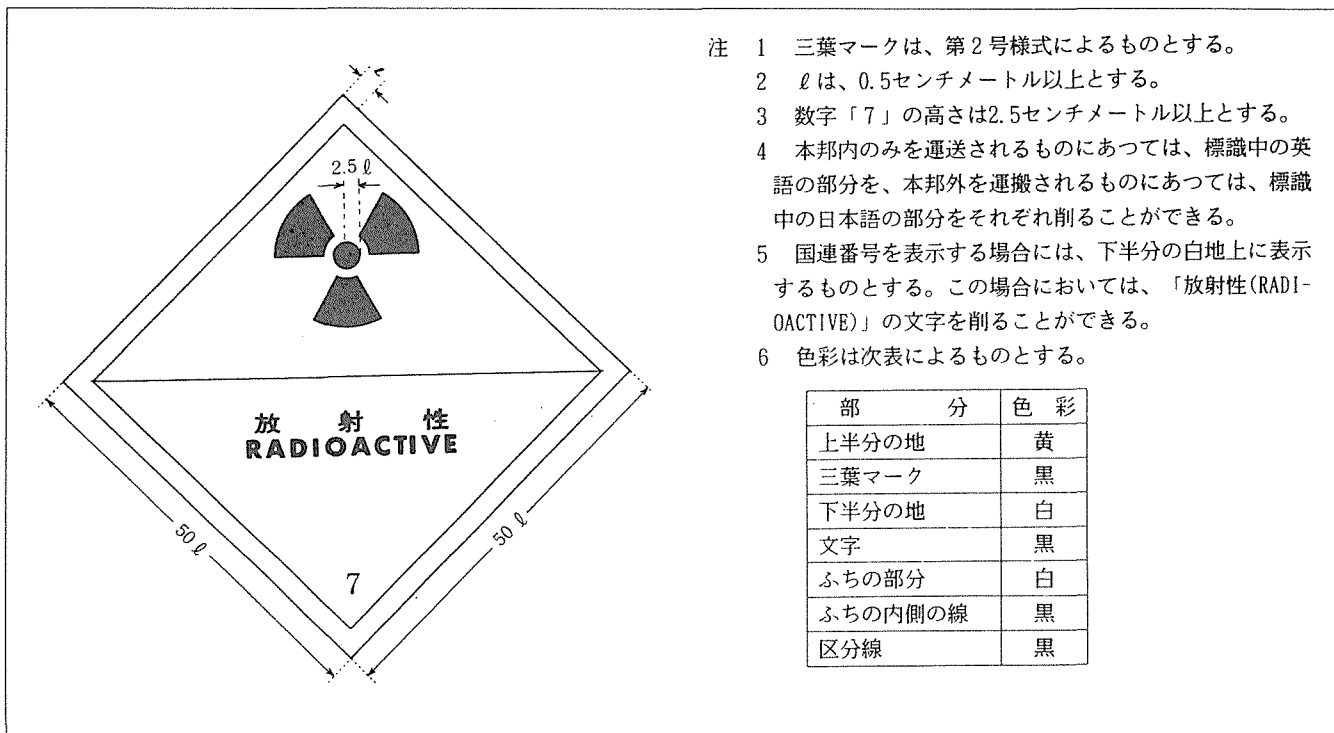


注1 l は、0.2センチメートル以上とする。

2 色彩は、黒とする。

第3号様式（第17条関係）

コンテナ標識

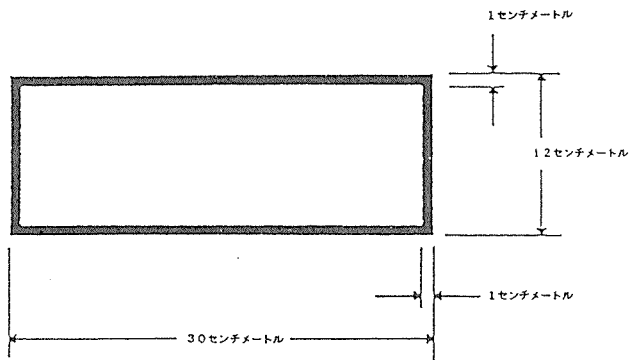


- 注 1 三葉マークは、第2号様式によるものとする。
 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 4 本邦内のみを運送されるものにあつては、標識中の英語の部分を、本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をそれぞれ削ることができる。
 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性(RADIOACTIVE)」の文字を削ることができる。
 6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第4号様式（第17条の2関係）

国連番号用副標札



注 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
地	だいだい
ふちの部分	黒

別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験

一 衝撃試験

試験しようとする放射性物質等ができるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二 打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三 曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四 加熱試験

供試物を摂氏八〇〇度の空气中に一〇分間置くこと。

五 浸漬試験

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

イ 固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1) 常温の水中に七日間浸漬させること。

(2) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。

(3) 摂氏三〇度であつて湿度九〇パーセントの空气中に七日間置くこと。

(4) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。

ロ カプセルに封入された放射性物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。

(2) 摂氏三〇度の空气中に七日間置くこと。

(3) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。

別記第二（第十条関係）LSA-IIIに係る試験

常温の水中に七日間浸漬させること。

別記第三（第六条、第十二条の二関係）A型輸送物に係る条件

一 条件

イ 毎時五〇ミリメートルの雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

- (1) その質量が、五、〇〇〇キログラム未満のものにあつては一・二メートルの高さから、五、〇〇〇キログラム以上一〇、〇〇〇キログラム未満のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラム以上一五、〇〇〇キログラム未満のものにあつては〇・六メートルの高さから、一五、〇〇〇キログラム以上のものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ最大の破損を及ぼすように落下させること。

- (2) その質量が五〇キログラム以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあつては各コーナーに対して、その質量が一〇〇キログラム以下のファイバー板製の円筒形のものにあつては各縁の四半分ごとに対して、〇・三メートルの高さから、それぞれ最大の破損を及ぼすように落下させること。

- (3) その質量の五倍に相当する加重又は鉛直投影面積に一三キロパスカルを乗じて得た値に相当する加重のうち、いずれか大きいものを二四時間加えること。

- (4) 質量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

前号の条件の下に置くほか、次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。ただし、四〇テラベクレル以下の放射能を有する気体状のトリチウム又は A_2 値以下の気体状の希ガスが収納されているものにあつては、この限りでない。

イ 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

ロ 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四（第七条関係）B M型輸送物に係る条件

一 摂氏三八度である環境に一週間放置すること。この場合において、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物の表面の形状及び位置の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日光の直射による入熱を一日につき一二時間負荷すること。

表面の形状及び位置	日光の直射による入熱（ワット毎平方メートル）	
	水平に輸送される平面	底面
その他	八〇〇	—
水平に輸送されない平面	二〇〇	—
曲面	四〇〇	—

二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第五（第八条関係）B M型輸送物に係る条件

一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、その質量が五〇〇キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納され、又は包装されている放射性物質等が特別形放射性物質等以外のものであつて、当該放射性物質等の放射能の量が A_2 値の一、〇〇〇倍を超えるものにあつては、これに代えて、質量が五〇〇キログラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が一五センチメートルであり、長さが二〇センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二 第一号の条件の下に置いた後、摂氏三八度で熱的に平衡な状態に置いた放射性輸送物を摂氏八〇〇度の環境に三〇分間置いた後、別記第四第一号に定める日光の直射による入熱を負荷しつつ冷却すること。この場合において、人為的に冷却してはならない。

三 深さ一五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第六（第八条の二関係）使用済燃料が収納されている放射性輸送物に係る条件

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

深さ二〇メートルの水中に一時間浸漬させること。

別記第七（第十二条関係）I P 1-2型輸送物に係る条件

別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件又はこれと同等と運輸大臣が認める条件の下に置くこと。

別記第八（第十三条関係）核分裂性輸送物に係る条件

一 別記第三第一号イの条件の下に置くこと。

二 前号の条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

イ 当該放射性輸送物が円筒形のものにあつては各縁の四半分ごとに対して、その他のものにあつては各コーナーに対して、それぞれ〇・三メートルの高さから落下させること。

ロ イの条件の下に置いた後、別記第三第一号ロ(1)の条件の下に置くこと。

ハ 別記第三第一号ロ(2)、(3)及び(4)の下に置くこと。

別記第九（第十四条、第十四条の三関係）核分裂性輸送物に係る条件

一 放射性輸送物内部の空間について水の浸入又は浸出があること。ただし、水の浸入又は浸出を防止する特別な措置が講じられた空間にあつては、この限りでない。

二 放射性物質等は中性子増倍率が最大となる配置及び減速状態にあること。

三 密封装置の周囲に、厚さ二〇センチメートルの水による中性子の反射があること。

別記第十（第十四条の二関係）核分裂性輸送物に係る条件

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

次の各号の条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

一 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第八の条件の下に置くこと。

ロ 別記第五第一号及び第二号の条件の下に置くこと。

ハ 深さ〇・九メートルの水中に八時間浸漬させること。ただし、規則第九十一条の四第二号及び第三号における臨界の評

価の際に、水の浸入又は浸出があらかじめ想定されているものにあつては、この限りでない。

二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第八の条件の下に置くこと。

ロ 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第十一（第十四条の四関係）核分裂性輸送物に係る条件

一 別記第九第三号の条件の下に置くこと。

二 当該核分裂性輸送物相互間には中性子増倍率が最大となるような状態とすること。

○ 船舶による危険物の運送基準を定める告示（抄）

（昭和五十四年九月二十七日）
（運輸省告示第五百四十九号）

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（危険物明細書の記載事項）

第十四条の三 規則第十条第一項第五号の告示で定める事項は、放射性物質等について次の各号に掲げるものとする。

一 輸送指数

二 放射能の量。ただし、核分裂性物質を運送する場合にあつては、当該核分裂性物質の質量とすることができる。

三 放射性輸送物としない表面汚染物を運送する場合にあつては、当該表面汚染物に含まれる核分裂性物質の質量

四 専用積載により運送する場合にあつては、その旨

（危険物相互の隔離基準）

第十五条 規則第十四条第一項の告示で定める基準は、別表第十四に定めるとおりとする。

2 (略)

船舶による危険物の運送基準を定める告示（抄）

（コンテナに係る積載方法の特例）

第十六条 規則第二十二条の九第二項の告示で定める積載方法は、別表第十六に定めるとおりとする。

（コンテナ危険物明細書の記載事項）

第十六条の三 規則第二十二条の七第一項第六号の告示で定める事項は、第十四条の三に定める事項とする。

別表八の四（放射性物質等）（第三条関係）

品名	国連番号
L型輸送物に収納され、又は包装される放射性物質等	二九一〇
低比放射性物質（他に品名が明示されているものを除く。）	二九一二
表面汚染物	二九一三
核分裂性物質（他に品名が明示されているものを除く。）	二九一八
特別形放射性物質等（他に品名が明示されているものを除く。）	二九七四
金属トリウム	二九七五
硝酸トリウム（固体）	二九七六

船舶による危険物の運送基準を定める告示（抄）

六フッ化ウラン（ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の一以上のもの）	二九七七
六フッ化ウラン（核分裂性輸送物に収納されるものを除く。）	二九七八
金属ウラン	二九七九
硝酸ウラニル溶液	二九八〇
硝酸ウラニル（固体）	二九八一
その他の放射性物質等	二九八二

別表第14 (危険物相互の隔離表) (第15条関係)

船舶による危険物の運送基準を定める告示(抄)

危険物	火薬類(等級一・一・二)	火薬類(等級一・三)	火薬類(等級一・四)又は副標札hを付すもの	高圧ガス(正標札Eを付すもの)又は副標札aを付すもの	高圧ガス(正標札Fを付すもの)又は副標札bを付すもの	高圧ガス(正標札Gを付すもの)又は副標札cを付すもの	引火性液体類又は副標札dを付すもの	可燃性固体又は副標札eを付すもの	自然発火性物質	その他の可燃性物質又は副標札fを付すもの	融化性物質又は副標札gを付すもの	有機過酸化物	毒物又は副標札iを付すもの	病原をうつしやすい物質	放射性物質等	腐しやすく性質又は副標札jを付すもの	有害性物質	
火薬類(等級1.1, 1.2及び1.5)				4	2	2	4	4	4	4	4	4	2	4	2	4	×	
火薬類(等級1.3)				4	2	2	4	3	3	4	4	4	2	4	2	2	×	
火薬類(等級1.4)又は副標札hを付すもの				2	1	1	2	2	2	2	2	2	×	4	2	2	×	
高圧ガス(正標札Eを付すもの)又は副標札aを付すもの	4	4	2				×	×	2	1	2	×	2	×	4	2	1	×
高圧ガス(正標札Fを付すもの)又は副標札bを付すもの	2	2	1	×			×	1	×	1	×	×	1	×	2	1	×	×
高圧ガス(正標札Gを付すもの)又は副標札cを付すもの	2	2	1	×	×		2	×	2	×	×	2	×	2	1	×	×	×
引火性液体類又は副標札dを付すもの	4	4	2	2	1	2		×	2	1	2	2	×	3	2	×	×	×
可燃性固体又は副標札eを付すもの	4	3	2	1	×	×	×		1	×	1	2	×	3	2	1	×	×
自然発火性物質	4	3	2	2	1	2	2	1		1	2	2	1	3	2	1	×	×
その他の可燃性物質又は副標札fを付すもの	4	4	2	×	×	×	1	×	1		2	2	×	2	2	1	×	×
融化性物質又は副標札gを付すもの	4	4	2	2	×	×	2	1	2	2		2	1	3	1	2	×	×
有機過酸化物	4	4	2	2	1	2	2	2	2	2		2	1	3	2	2	×	×
毒物又は副標札iを付すもの	2	2	×	×	×	×	×	×	1	×	1	1	1	×	×	×	×	×
病原をうつしやすい物質	4	4	4	4	2	2	3	3	3	2	3	3	1	3	3	×	×	×
放射性物質等	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	×	3		2	×	×
腐しやすく性質又は副標札jを付すもの	4	2	2	1	×	×	×	1	1	1	2	2	×	3	2		×	×
有害性物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

- 備考 1 ×印は、隔離を要しないことを示す。
 2 全面が完全に閉鎖された構造(各面が組立式のものを除く。)の輸送ユニット(貨物自動車、コンテナ、タンク自動車及び大型金属容器等をいう。)に収納された危険物との隔離にあつては、表中の1及び2を、それぞれ、×及び1と就替えることとする。
 3 表中の1、2、3及び4は、それぞれ、次に掲げる隔離の方法を示す。

	1	2	3	4
甲板上積載	水平距離で3メートル以上離して積載すること。	水平距離で6メートル以上離して積載すること。	水平距離で12メートル以上離して積載すること。	船の長さ方向に24メートル以上離して積載すること。
甲板下積載	同一の船倉又は区画に積載することができ、ただし、水平距離で3メートル以上離すこと。	別の船倉又は区画に積載すること。	一船倉以上又は一区画以上離して積載すること。	船の長さ方向に一船倉以上又は一区画以上離して積載すること。

この場合において、船倉又は区画とは、耐火性で、かつ、耐水性の甲板、隔壁又は船体外板により囲まれた場所をいう。

- 4 甲板上積載される危険物と甲板下積載される危険物相互の隔離の方法は、表中の1及び2については隔離を要せず、表中の3については船倉又は区画を介在する場合を除き水平距離で12メートル以上離して、また、表中の4については船の長さ方向に24メートル以上離し、かつ、船の長さ方向に一船倉以上又は一区画以上離して積載すること。
 5 別表第1から別表第8までの性質、用途及び注意事項の欄において、分類又は項目の異なる危険物との隔離について基準が示されているものにあつては、表によるほか当該基準によるものとする。

別表第 16 (コンテナ相互の積載関係表) (第 16 条関係)

コンテナに収納される危険物	火薬類 (等級一・一・二)	火薬類 (等級一・一・三)	火薬類 (等級一・一・四) 又は副標札 h を付すもの	又は副標札 a を付すもの	又は副標札 b を付すもの	又は副標札 c を付すもの	又は副標札 d を付すもの	又は副標札 e を付すもの	又は副標札 f を付すもの	又は副標札 g を付すもの	又は副標札 i を付すもの	又は副標札 j を付すもの	腐しよく性物質又は副標札 j を付すもの	放射性物質等	病毒をうつしやすい物質	毒物又は副標札 i を付すもの	有機過酸化物	酸化性物質又は副標札 g を付すもの	その他の可燃性物質又は副標札 f を付すもの	自然発火性物質	可燃性固体又は副標札 e を付すもの	引火性液体類又は副標札 d を付すもの	の	
コンテナに収納される危険物																								
火薬類 (等級 1.1、1.2 及び 1.5)	※	※	※	4	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	2	4	2	4	×			
火薬類 (等級 1.3)	※	※	※	4	2	2	4	3	3	4	4	4	2	4	2	2	2	4	2	2	×			
火薬類 (等級 1.4) 又は副標札 h を付すもの	※	※	※	2	1	1	2	2	2	2	2	2	×	4	2	2	×	4	2	2	×			
高圧ガス (正標札 E を付すもの) 又は副標札 a を付すもの	4	4	2	×	×	×	2	1	2	×	2	2	×	4	2	1	×	4	2	1	×			
高圧ガス (正標札 F を付すもの) 又は副標札 b を付すもの	2	2	1	×	×	×	1	×	1	×	×	×	1	×	2	1	×	×	×	×	×			
高圧ガス (正標札 G を付すもの) 又は副標札 c を付すもの	2	2	1	×	×	×	2	×	2	×	×	×	2	×	2	1	×	×	×	×	×			
引火性液体類 又は副標札 d を付すもの	4	4	2	2	1	2	×	2	1	2	2	×	3	2	×	×	×	×	×	×	×			
可燃性固体 又は副標札 e を付すもの	4	3	2	1	×	×	×	1	×	1	2	×	3	2	1	×	×	×	×	×	×			
自然発火性物質	4	3	2	2	1	2	2	1	2	2	1	3	2	1	×	×	×	×	×	×	×			
その他の可燃性物質 又は副標札 f を付すもの	4	4	2	×	×	×	1	×	1	2	2	×	2	2	1	×	×	×	×	×	×			
酸化性物質 又は副標札 g を付すもの	4	4	2	2	×	×	2	1	2	2	2	1	3	1	2	×	×	×	×	×	×			
有機過酸化物	4	4	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	3	2	2	×	×	×	×	×	×			
毒物 又は副標札 i を付すもの	2	2	×	×	×	×	×	1	×	1	1	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
病毒をうつしやすい物質	4	4	4	4	2	2	3	3	3	2	3	3	1	3	3	×	×	×	×	×	×			
放射性物質等	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	×	3	2	×	×	×	×	×	×			
腐しよく性物質 又は副標札 j を付すもの	4	2	2	1	×	×	×	1	1	1	2	2	×	3	2	×	×	×	×	×	×			
有害性物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			

備考 1 本表は、危険物が収納されたコンテナ相互についてのみ適用する。
 2 ×印は、隔離を要しないことを示す。
 3 ※印については、別表第 15 (火薬類相互の隔離表) によること。
 4 表中の 1、2、3 及び 4 は、それぞれ、次に掲げる積載方法を示す。

船舶による危険物の運送基準を定める告示 (抄)

別表第16 (コンテナ相互の積載関係表)

船舶による危険物の運送基準を定める告示(抄)

		1	2	3	4
非開放型のコンテナ	甲板上積載	隔離を要しない。	1コンテナ分以上離して積載すること。	船の長さ方向に1コンテナ分以上又は船の幅方向に2コンテナ分以上離して積載すること。	船の長さ方向に24メートル以上離して積載すること。
	甲板下積載	隔離を要しない。	船の長さ方向に1コンテナ分以上離して若しくは隔壁を介在させて又は船の幅方向に1コンテナ分以上離して積載すること。	隔壁を介在させて積載すること。	隔壁を介在させて船の長さ方向に24メートル以上離し、かつ、介在する隔壁から水平距離で6メートル以上離して積載すること。
開放型のコンテナ	甲板上積載	1コンテナ分以上離して積載すること。	船の長さ方向に1コンテナ分以上又は船の幅方向に2コンテナ分以上離して積載すること。	船の長さ方向に2コンテナ分以上又は船の幅方向に3コンテナ分以上離して積載すること。	船の長さ方向に24メートル以上離して積載すること。
	甲板下積載	船の長さ方向に1コンテナ分以上離して若しくは隔壁を介在させて又は船の幅方向に1コンテナ分以上離して積載すること。	隔壁を介在させて積載すること。	隔壁を2つ以上介在させて積載すること。	横隔壁を2つ以上介在させて積載すること。
と非開放型とのコンテナ	甲板上積載	水平方向には隔離を要しない。ただし、開放型のコンテナを非開放型のコンテナに上積みする場合は除き、同一鉛直線上に積載しないこと。	1コンテナ分以上離して積載すること。	船の長さ方向に1コンテナ分以上又は船の幅方向に2コンテナ分以上離して積載すること。	船の長さ方向に24メートル以上離して積載すること。
	甲板下積載	水平方向には隔離を要しない。ただし、開放型のコンテナを非開放型のコンテナに上積みする場合は除き、同一鉛直線上に積載しないこと。	船の長さ方向に1コンテナ分以上離して若しくは隔壁を介在させて又は船の幅方向に2コンテナ分以上離して積載すること。	隔壁を介在させて積載すること。	横隔壁を2つ以上介在させて積載すること。

(1) 「1コンテナ分」とは、船の長さ方向にあつては水平距離で6.0メートル、船の幅方向にあつては水平距離で2.4メートルとし、「2コンテナ分」又は「3コンテナ分」とは、それぞれ、「1コンテナ分」の2倍又は3倍の水平距離とする。

(2) 「隔壁」は、耐火性で、かつ、耐水性であること。

5 隔離を要する危険物を収納したコンテナ(表中の4に該当する危険物を収納したコンテナを除く。)は、耐火性で、かつ、耐水性の甲板を介在させる場合には、上記4の表にかかわらず、水平方向の隔離を要せず、かつ、同一鉛直線上に積載することができる。

6 別表第1から別表第8までの性質、用途及び注意事項の欄において、分類又は項目の異なる危険物との隔離について基準が示されているものにあつては、表によるほか当該基準によるものとする。

核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（抄）

○核燃料物質等の原子力船における
運搬に関する措置に係る技術的
細目等を定める告示（抄）

（昭和五十三年十二月二十八日
運輸省告示第六百七十七号）

第一条～第六条（略）

第七条～第八条（略）

海査第592号
平成2年12月27日

関係各事業者宛

運輸省海上技術安全局長

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性
輸送物の安全の確認等について

危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「規則」という。）及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（以下「告示」という。）の一部改正に伴い、規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱いについて、並びに、放射性輸送物の設計承認並びに規則第91条の9第1項、第91条の9の2第1項、第91条の15第1項、第91条の19第1項並びに第91条の22第1項第2号及び第3号の規定に基づく放射性輸送物の安全の確認、放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認、放射性輸送物の運送の安全の確認、被ばく管理の特例並びに専用運輸船及び線量当量率に係る特別措置について下記のとおり定め、平成3年1月1日から適用しますので通知します。

なお、「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認、放射性物質輸送容器及びその使用方法

の承認並びに放射性輸送物の運送の安全の確認について（昭和62年8月28日付け海査第375号）」は、廃止しますが、「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について（昭和63年11月19日付け海査第506号）」については、従来どおり併せて適用されますので周知徹底方お願い致します。

記

1. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

1. 規則第10条及び規則第22条の7関係

(1) 荷送人は、規則第10条第1項第5号及び規則第22条の7第1項第6号の「その他告示で定める事項」の記載に当たっては、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号）第14条の3及び第16条の3に定める事項を含め、別記1に示す例に従って輸送文書を作成し、危険物明細書又はコンテナ危険物明細書に「別添」として添付して下さい。

(2) 荷送人は、規則第10条ただし書で危険物明細書の提出を免除されている場合であっても、別記1に示す例に従って輸送文書を作成し、船舶所有者又は船長に提出するよう努めて下さい。

2. 規則第87条関係

- (1) 荷送人は、2以上の放射性輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合は、個々の放射性輸送物の標札が見えるようにして下さい。

この場合、やむを得ず個々の放射性輸送物の標札が見えにくくなる場合は、開放型の構造を有する箱又は袋等であってもオーバーバックに係る基準を満足するよう努めて下さい。

- (2) 第2項中「船体の一部を構成しないタンク」とは、タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク自動車（貨車）又は容器であって、気体、液体、粉体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に固化する固体を収納するものをいいます。

3. 告示第4条関係

第1号の表中「運輸大臣の適当と認める基準」とは、次に掲げる基準とします。なお、この基準を適用する場合は、荷送人は、具体的に行う試験方法を記載した書面を運輸大臣に提出し、承認を受けるようにして下さい。

- (1) 衝撃試験及び打撃試験に代えて、ISO2919（1980年版以後のものに限る。）「密封線源一分類」に定められるクラス4衝撃試験
- (2) 加熱試験に代えて、ISO2919（1980年版以後のものに限る。）「密封線源一分類」に定められるクラス6温度試験
- (3) カプセルに封入された放射性物質等に係る浸漬試

験に代えて、ISO/TR4826（1979年版以後のものに限る。）「密封線源－漏洩試験法」に定められる試験

4. 告示第4条の3関係

「通常の取扱いにおいて、はく離するおそれがある状態」とは、スマヤ法により検出することができる状態をいいます。

5. 規則第90条及び告示第12条の3関係

規則第90条第9号口並びに告示第12条の3第1号ハ及び第2号口中「最大線量当量率の著しい増加」とは、試験前の最大線量当量率が毎時2ミリシーベルトに対して十分な余裕がないときは増加率が20パーセントを超える状態をいい、毎時2ミリシーベルトに対して十分な余裕があるときは放射性輸送物の外表面が著しく破損するような状態をいいます。

6. 告示第10条関係

- (1) 第2号中「全体に分布している」の基準の例としては、体積が0.2立方メートル以上1.0立方メートル未満の場合は5分割、1.0立方メートル以上の場合は10分割した場合に各部分間の比放射能の差が10倍以下であることをいいます。
- (2) 第3号中「全体に均一に分布している」の基準の例としては、0.1立方メートル以下の体積に10以上に分割した場合に、各部分間の比放射能の差が

3倍未満であることをいいます。

7. 告示第12条関係

告示別記第7中「運輸大臣が認める条件」を適用する場合は、適用する条件その他安全性に関する説明書を運輸大臣に提出し、承認を受けて下さい。

8. 告示第12条の3関係

第1号二及び第2号ハの「その他運輸大臣が必要と認める基準」については、当該タンク又はコンテナの構造及び使用方法その他安全性に関する説明を記載した書面を運輸大臣に提出し、承認を受けて下さい。

9. 告示第2条関係

- (1) 第3号中「全体に均一に分布している」とは、ウラン235が、金属、酸化物又は炭化物として存在する場合は、例えば収納物が格子状配列とならないことをいいます。
- (2) 第4号を適用する場合は、運送中に予想されるすべての条件の下においても、任意の10リットルの体積中に含まれる核分裂性核種が5グラムを超えないようにして下さい。

10. 規則第91条の13関係

第1項第4号中「食糧を積載してある場所から離れた場所」とは、「食糧が積載されている船倉又は区画」又は「食糧が積載されている甲板上の場所から6メー

トル以内の甲板上の場所」以外の場所をいいます。

11. 規則第91条の16の2関係

「外板」について、「運送中人が容易に近づくことができない表面」とは、接触中（接岸中を含む。）に人が容易に近づくことができない外面をいいます。

12. 規則第91条の18関係

第2項中「運輸大臣が適当と認めた場合」とは、船内にある者の受ける線量当量が生涯平均年間1ミリシーベルトを超えない場合をいいます。この場合、船長は、船内にある者について、生涯平均年間1ミリシーベルトを超えない理由を記載した書面を運輸大臣に提出し、承認を受けて下さい。

13. 規則第91条の20関係

船長は、汚染の可能性がある場合は、船内において放射性輸送物を取り扱った場所についても汚染の検査を行い、必要に応じ措置を講じて下さい。

14. 告示第1号様式及び第3号様式関係

第1号様式注6及び第3号様式注4中「本邦外を運送されるもの」とは、本邦外を運送するために、その経路上本邦内を運送されるものを含みます。

II. 放射性輸送物の安全の確認等

1. 放射性輸送物の設計承認（以下「設計承認」という。）について

BM型輸送物若しくはBU型輸送物又は核分裂性輸送物を作成する者はあらかじめ設計承認を受けて下さい。承認を受けた後に設計の変更をする場合も同様です。

(1) 設計承認の申請

放射性輸送物設計承認申請書及び放射性輸送物設計変更承認申請書の様式は、それぞれ別記2及び別記3のとおりです。申請書は、海上技術安全局長に提出して下さい。

(2) 設計承認書の交付

規則に規定される基準に適合すると認められた設計又は設計変更には、放射性輸送物設計承認書を交付します。

(3) IAEA輸送規則への適合証明

設計承認を受けた放射性輸送物について当該放射性輸送物の設計がIAEA輸送規則に適合する旨の証明を必要とする場合は、別記4の様式により放射性輸送物設計承認英文証明書を提出して下さい。

2. 規則第91条の9の2第1項の規定に基づく放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認（以下「容器承認」という。）について

(1) 容器承認の申請

- ① 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認申請書の様式は、別記5のとおりです。申請書は、運輸大臣に提出して下さい。
- ② 申請は、同時期に製作されるものについて、輸送容器の型式ごとに行って下さい。
- ③ 容器承認の申請時期は、原則として、新規に製作される輸送容器については設計承認を受けた後製作に着手する前とし、その他の輸送容器については最初に使用する前とします。
- ④ 容器承認を申請する輸送容器については、設計承認の際指示する項目について検査を行い、その結果を提出して下さい。

なお、当該検査について、容器承認申請書を審査のうえ、必要に応じて、製作時又は完成時に随時立会うことがあります。

(2) 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認証の交付

承認された設計に従って製作されたと認められた輸送容器については、放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認証を交付します。

(3) 輸送容器の定期的自主検査

承認を受けた輸送容器について、適宜、定期的自主検査を1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超える場合は10回ごとに1回以上）行い、その性能の保持に努めて下さい。

なお、検査結果の記録は、製作時検査の記録と併せて、保存して下さい。

(4) 輸送容器の定期的自主検査結果記録の提出

3年に1回以上、定期的自主検査結果記録を危険物審査官に提出して下さい。

(5) 輸送容器の性能低下に関する報告

輸送容器の性能低下のおそれがある場合は、遅滞なく、危険物審査官にその旨を報告して下さい。

(6) 輸送容器の健全性の調査について

輸送容器の性能が維持されていることを確認するため、必要に応じて、書類の提出を求めたり、調査を行うことがあります。

(7) 輸送容器の使用廃止届

承認を受けた輸送容器の使用を廃止した場合は、別記6の様式により放射性物質輸送容器の使用廃止届を運輸大臣に提出して下さい。

3. 規則第91条の9第1項の規定に基づく放射性輸送物の安全の確認（以下、この項において「安全確認」という。）について

(1) 安全確認の申請

① 放射性輸送物安全確認申請書の様式は、別記7及び別記8のとおりです。申請書は、当該放射性輸送物の船積地を管轄する地方運輸局長（兵庫県においては神戸海運監理部長、沖縄県においては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出して下さい。

ただし、当該放射性輸送物を本邦以外の地で船積みする場合は、関東運輸局長に提出して下さい。

② 申請は、1回の運送ごとに、輸送容器の型式ごとに、原則として運輸大臣あての申請にあっては船積みの1か月前までに、地方運輸局長あての申請にあっては船積みの3週間前までに行ってください。

(2) 放射性輸送物安全確認書の交付

規則に規定される基準に適合すると認められた放射性輸送物には、放射性輸送物安全確認書を交付します。

(3) 輸送容器への放射性物質輸送容器承認票又は放射性物質輸送容器設計承認票の取付け

承認を受けた輸送容器を使用する場合は、当該輸送容器に別記9の放射性物質輸送容器承認票を取り付けて下さい。

また、承認を受けていない輸送容器を使用する場合は、当該輸送容器に別記10の放射性物質輸送容器設計承認票を取り付けて下さい。

(4) 安全確認を受ける必要がない場合

① カナダ政府の危険物船舶運送規則の規定に基づき、規則第19条第2項に規定する放射性輸送物について、同項に規定する運送を行う場合は、安全確認を受ける必要はありません。（「規則第19条第2項の外国規則を定める告示」（昭和53年12月27日運輸省告示第669号）参照）

② 規則第91条の9第7項に定める内閣総理大臣の確認（指定運搬物確認機関の確認を含む。以下同じ。）若しくは科学技術庁長官の確認（指定運

搬物確認機関の確認を含む。以下同じ。）又は運輸大臣の確認を受けた場合は、安全確認を受ける必要はありません。

4. 規則第91条の15第1項の規定に基づく放射性輸送物の運送の安全の確認（以下、この項において「安全確認」という。）について

(1) 安全確認の申請

① 放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の様式及び記載事項は、別記11のとおりです。申請書は、当該放射性輸送物の船積地を管轄する地方運輸局長に提出して下さい。

ただし、当該放射性輸送物を本邦以外の地で船積みする場合は、関東運輸局長に提出して下さい。

② 申請は、一航海ごとの運送について、原則として船積みの1か月前までに行って下さい。

③ 当該申請に係る複数の放射性輸送物を、管轄の異なる船積地においてそれぞれ船積みする場合は、運送計画を一括してとりまとめ、最初の船積地を管轄する地方運輸局長に提出して下さい。

④ 3(4)①に該当する放射性輸送物に係る安全確認申請に当たっては、カナダ政府の発給した承認書の写しを添付して下さい。

⑤ 3(4)②の内閣総理大臣の確認又は科学技術庁長官の確認を受けた場合は、内閣総理大臣又は科学技術庁長官から交付された運搬物確認証の写しを放射性輸送物運送計画書安全確認申請書に添付し

て下さい。

(2) 放射性輸送物運送計画書安全確認書の交付

規則に規定される基準に適合すると認められた放射性輸送物運送計画書には、放射性輸送物運送計画書安全確認書を交付します。

(3) 放射性輸送物運送計画書安全確認書の記載事項の追加又は変更等

安全確認を受けた後、放射性輸送物運送計画書安全確認書の記載事項の追加又は変更を受けようとする場合は、申請を行った地方運輸局長に船積み前に速やかに放射性輸送物運送計画書安全確認変更申請書を提出して下さい。この場合、船長が交代したときの申請は、交代前の船長と交代後の船長の連名として下さい。

また、その他の場合であって、安全確認を受けた後、放射性輸送物運送計画書の記載事項に追加又は変更が生じた場合は、申請を行った地方運輸局長に当該追加又は変更内容を速やかに届け出て下さい。

5. 規則第91条の19第1項の規定に基づく被ばく管理の特例（以下、この項において「特例」という。）について

(1) 特例の申請

① 被ばく管理特例承認申請書の様式及び記載事項は、別記12のとおりです。申請書は、運輸大臣に提出して下さい。

② 申請は、被ばく管理の対象となる者ごとに行っ

て下さい。ただし、同一の運送に従事する者については一括して申請することができます。

(2) 被ばく管理特例承認書の交付

被ばく管理が適当と認められた場合には、被ばく管理特例承認書を交付します。

(3) 被ばく管理に関する措置等の変更

特例を受けた後、被ばく管理に関する措置を変更する場合（特例の再申請の必要がある場合を除く。）には、運輸大臣に事前に届け出て下さい。この場合、船内にある者の被ばく防止のため必要な指示を行うことがあります。

(4) 船内線量当量率の計測

① 船舶所有者又は船長は、船内の必要な箇所の線量当量率を、1航海に1回以上（1か月以内に複数の航海が行われる場合は1か月ごとに1回以上）測定器により測定し、又は計算により算出し、次の事項を記録して5年間保存して下さい。

イ 測定日時

ロ 測定箇所

ハ 測定結果

ニ 測定結果に基づき実施した措置の概要その他必要な事項

② 船舶所有者又は船長は、①ハの測定結果を、見やすい場所に提示する等の方法により、立入制限区域に立ち入る者に周知して下さい。

また、立入制限区域には、標識のほかに、被ばく線量測定用具の装着に関する注意事項、事故が

発生した場合の応急措置等放射線による障害防止に必要な事項を掲示して下さい。

(5) 船内にある者の線量当量率の評価及び線量当量の測定

① 船舶所有者又は船長は、立入制限区域に立ち入る者の受ける線量当量（1センチメートル線量当量）を、胸部（女子（妊娠不能と診断された者を除く。以下同じ。）にあっては、腹部）にフィルムバッジ、ポケット線量計等の被ばく線量測定用具を装着させることにより測定して下さい。ただし、被ばく線量測定用具を用いて測定することが著しく困難な場合又は立入制限区域に立ち入らない者の場合は、線量当量率の測定により算出することができ、これが著しく困難な場合は、計算により線量当量を算出することができます。

なお、放射線が中性子線、ガンマ線又はエックス線である場合は、船員電離放射線障害防止規則（昭和48年運輸省令第21号）（以下「船員電離則」という。）第12条第4項に基づく告示（船員電離則第4条第3項、第12条第4項及び第5項、第13条第2項並びに第27条第2項の規定に基づき、運輸大臣が告示で定める限度及び方法（平成元年運輸省告示第86号））（以下「船員電離則告示」という。）第2条に定める方法により測定又は算出することができます。

② 船舶所有者又は船長は、1日の線量当量が1ミリシーベルトを超えるおそれがある者については、

線量当量の測定結果を毎日確認して下さい。

- ③ 船舶所有者又は船長は、①の測定又は計算の結果に基づき、遅滞なく、船内にある者の受けた線量当量の四半期（女子にあっては、1か月）ごとの合計及び年度ごとの合計を船員電離則告示第4条第1号（女子にあっては、船員電離則告示第4条第1号及び第2号二）に定める方法により算出し、その都度記録し、これを当該者に知らせて下さい。

- ④ 船舶所有者又は船長は、船内にある者の受ける被ばく形態が全身均等被ばく以外の場合にあっては、組織線量当量についても考慮して下さい。

また、女子については、腹部における線量当量が1の4半期につき13ミリシーベルトを超えないようにし、かつ、妊娠と診断された時から出産までの間につき10ミリシーベルトを超えないように管理して下さい。

- (6) 特別の健康管理

船舶所有者又は船長は、船員電離則第39条に準じて、立入制限区域に立ち入る船内にある者（一時的に立ち入る者を除く。）に対し、医師による健康診断を行い、その結果を当該者に知らせて下さい。この場合、船員電離則第42条及び第43条にも従って下さい。

- (7) 被ばく管理者の選任

船舶所有者又は船長は、被ばく管理者を選任する場合は、第2種放射線取扱主任者免状を有する者又

はこれと同等以上の知識・経験を有する者を選任し、船内における被ばく管理に関する業務を行わせて下さい。

- (8) 被ばく管理に関する記録

船舶所有者又は船長は、立入制限区域に立ち入る船内にある者（一時的に立ち入る者を除く。）の被ばく管理に関する記録を10年間保存し、かつ、当該者について「放射線従事者中央登録センター」への登録を行って下さい。

また、各年度末に当該年度に講じた被ばく管理に関する措置の状況及びその結果を海上技術安全局長に報告して下さい。

- (9) その他必要な措置

船舶所有者又は船長は、船内にある者に対し、被ばくの程度に応じた被ばく管理に係る教育・訓練等を行って下さい。

- (10) 被ばく管理に関する措置の廃止届

承認を受けた者が、当該承認に係る運送に従事しなくなった場合は、運輸大臣に速やかに届け出て下さい。

6. 規則第91条の2第1項第2号の規定に基づく特別措置（以下、この項において「特別措置」という。）について

- (1) 特別措置の申請

- ① 専用運搬船に係る特別措置申請書の様式及び記載事項は、別記13のとおりです。申請書は、運

輸大臣に提出して下さい。

② 申請は、船舶ごとに行ってください。

③ この項において規定する特別措置は、専ら放射性物質等のみを運送する船舶について、規則第87条第1項第4号に定める専用積載に該当しない場合であっても、専用積載と同等と認められるときは、規則中の専用積載により運送することとされる規定にかかわらず、専用積載とみなして運送することができることとするものです。したがって、その他の場合について、規則第91条の22第2項の規定に基づく特別措置を受けようとする場合の申請書の様式及び記載事項については、別途運輸大臣の指示を受けて下さい。

(2) 専用運搬船に係る特別措置承認書の交付

専用積載と同等の運送が行えると認められた船舶には、専用運搬船に係る特別措置承認書を交付します。

なお、当該特別措置について、専用運搬船に係る特別措置承認申請書を審査のうえ、必要に応じて、当該船舶の立入検査を行うことがあります。

(3) 専用運搬船の構造、設備等の変更等の届出

承認を受けた専用運搬船が、当該専用運搬船の構造、設備等を変更した場合（特別措置の再申請の必要がある場合を除く。）は、運輸大臣に速やかに届けて下さい。この場合、運送の安全を確保するため必要な指示を行うことがあります。

(4) 専用運搬船による運送の廃止届

承認を受けた専用運搬船が、当該承認に係る運送を廃止した場合は、運輸大臣に速やかに届けて下さい。

7. 規則第91条の22第1項第3号の規定に基づく特別措置（以下、この項において「特別措置」という。）について

(1) 特別措置の申請

線量当量率に係る特別措置申請書の様式及び記載事項は、別記14のとおりです。申請書は、運輸大臣に提出して下さい。

(2) 線量当量率に係る特別措置承認書の交付

安全上支障がないと認められた放射性輸送物、オーバーバック又はコンテナには、線量当量率に係る特別措置承認書を交付します。

なお、当該特別措置について、線量当量率に係る特別措置申請書を審査のうえ、必要に応じて、当該輸送物、オーバーバック若しくはコンテナの検査又は運送に使用される船舶の立入検査を行うことがあります。

別記 1 (輸送文書書式例)

文 書 番 号

年 月 日

荷送人の署名

輸 送 文 書

この放射性輸送物（以下「輸送物」という。）又はコンテナに収納されている放射性物質等については、適切な名称によって下記のとおりすべて正確に記載されており、また、適用される国際及び国内の規則に従って分類され、輸送物とされ、又はコンテナに収納され、標札等が付され、又は表示が行われ、すべての点において、海上運送に適した状態にあることをここに宣言する。

記

- (a) 船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「危険物告示」という。）別表第8の4に掲げる品名
- (b) 「Class 7（国連分類番号7）」の文字
- (c) 「RADIOACTIVE MATERIAL（放射性物質）」の文字。
（(a)の品名中に当該文字が含まれていない場合に限る。）
- (d) 危険物告示別表第8の4に掲げる国連番号
- (e) LSA物質については、「LSA-I」、「LSA-II」又は「LSA-III」の区分
- (f) SCOについては、「SCO-I」又は「SCO-II」の区分
- (g) 各放射性核種の名称と元素記号

- (h) 物質の物理的及び化学的性状。ただし、当該物質が特別形放射性物質にあっては、その旨とすることができる。
- (i) 最大放射能（ベクレル単位）。ただし、核分裂性物質にあっては、その質量とすることができる。
- (j) 第一類白、第二類黄又は第三類黄の別
- (k) 輸送指数
- (l) L型輸送物については、「RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE（放射性物質、L型輸送物）」の文字及び収納され、又は包装されている物質に該当する危険物告示別表第8の4に掲げる品名
- (m) 核分裂性物質が収納されている輸送物又はコンテナであって、輸送物中の物質が船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示第2条各号に該当する場合は、「FISSILE EXCEPTED（核分裂性輸送物としないで運送できる核分裂性物質）」の文字
- (n) 輸送物又はコンテナに関する確認番号及び承認番号（輸送物設計承認、容器承認、輸送物安全確認、運送計画書安全確認、特別措置に係る承認等）
- (o) オーバーバック又はコンテナを使用する場合には、オーバーバック若しくはコンテナについて、又はオーバーバック若しくはコンテナに収納されている各輸送物の収納物についての詳細な記述
- (p) 輸送物、オーバーバック又はコンテナが専用積載により運送されなければならない場合は、「EXCLUSIVE USE SHIPMENT（専用積載）」の文字
- (q) 次の事項を含む取扱方法その他運送に関し留意すべき事項
 - (i) 輸送物、オーバーバック、コンテナ若しくはタンクの積込み、積付け、運送、取扱い及び取卸しに関する補足的作業条件（安全に熱除去を行うための特

別な積付等の要件を含む。)。ただし、特別な要件が不要な場合は、その旨とすることができる。

- (ii) 運送に使用される船舶又は積載場所についての制限及び輸送経路に関する指示
- (iii) 必要な緊急時の措置

備 考

- (1) 記載事項については、項目の順に従って記載すること。この場合、該当しない項目については、該当しない旨記載すること。
- (2) 他の国際協定において宣言することが条件とされている場合には、当該宣言中で言及した内容に関しては、この宣言中で言及する必要はない。
- (3) 記(q)については、船舶所有者、船長及び関係国政府等のために必要な言語で記載すること。

別記 2

文 書 番 号

年 月 日

運輸省海上技術安全局長

殿

申請者の氏名又は名称

住 所

放射性輸送物設計承認申請書

平成 2 年 1 2 月 2 7 日 付 け 海 査 第 5 9 2 号 に 基 づ き、
下 記 放 射 性 輸 送 物 (以 下 「 輸 送 物 」 と い う 。) の 設 計 が
危 険 物 船 舶 運 送 及 び 貯 蔵 規 則 に 定 め る ○ 型 輸 送 物 (核 分
裂 性 輸 送 物) の 基 準 に 適 合 す る 旨 承 認 し て い た だ き た く、
関 係 書 類 を 添 え て 申 請 し ま す。

記

1. 輸送容器の型式

2. 輸送物の説明

- (1) 輸送容器の材料の種類
- (2) 輸送物の総質量
- (3) 外形寸法
- (4) 外観及び構造図
- (5) 収納する放射性物質の仕様

イ 種 類

ロ 質 量

ハ 放 射 能 強 度 (主 な 核 種 ご と の 値 及 び 合 計 値)

ニ 性 状

ホ 濃縮度

ヘ 燃焼度

ト 発熱量

チ 冷却日数

リ その他

- 3. 輸送指数
- 4. 輸送制限個数及び配列方法
- 5. 臨界計算における水密性に関する事項
- 6. B M 型輸送物にあっては、B U 型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明
- 7. 輸送物の安全解析及び輸送容器の製作に関する事項
- 8. 輸送物の取扱いに関する事項
 - (1) 輸送容器の取扱い及び保守の方法
 - (2) 輸送物の発送に先立ってとるべき措置
 - (3) 輸送物を運送する場合の積載方法等に関する事項
 - (4) 非常の場合に特別の措置が必要な輸送物にあってはその説明
- 9. その他特記事項
(添付書類)
 - 1. 輸送物の説明を記載した書類
 - 2. 輸送物の安全解析に関する説明書
 - 3. 輸送容器の製作方法に関する説明書
 - 4. 輸送物の取扱い及び保守の方法に関する説明書
 - 5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項を記載した書類

備 考

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (2) 添付書類 1 については、輸送物の荷姿を示す説

明図を添付すること。

- (3) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記3

文 書 番 号
年 月 日

運輸省海上技術安全局長

殿

申請者の氏名又は名称
住 所

放射性輸送物設計変更承認申請書

平成2年12月27日付け海査第592号に基づき承認を受けた下記放射性輸送物（以下「輸送物」という。）の設計について、下記の変更内容が危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める○型輸送物（核分裂性輸送物）の基準に適合する旨承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

1. 既に交付された設計承認番号
2. 輸送容器の型式
3. 変更内容
4. 変更理由
5. その他特記事項

（添付書類）

1. 輸送物の説明を記載した書類
2. 輸送物の安全解析に関する説明書
3. 輸送容器の製作方法に関する説明書

- 4. 輸送物の取扱い及び保守の方法に関する説明書
- 5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項を記載した書類

備考

- (1) 添付書類には変更に係る部分について記載すること。
- (2) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記4

文書番号
年月日

運輸省海上技術安全局長
殿

申請者の氏名又は名称
住所

放射性輸送物設計承認英文証明願

平成2年12月27日付け海査第592号に基づき、
下記○型輸送物（核分裂性輸送物）の設計について、
「IAEA放射性物質安全輸送規則（1985年版）」
の基準に適合している旨の英文の証明書を交付していただきたく、下記のとおり申請します。

記

- 1. 輸送容器の型式
- 2. 放射性輸送物の設計承認番号
- 3. その他特記事項

備考

用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記 5

文 書 番 号
年 月 日

運 輸 大 臣
殿

申請者の氏名又は名称
住 所

放射性物質輸送容器及びその
使用方法に関する承認申請書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9の2第1項
の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の型式
2. 輸送容器の製造番号又はその他の当該輸送容器と他
の輸送容器を区別するための番号等
3. 輸送容器の設計及び製作方法に関する説明
4. 輸送容器の使用方法に関する説明
5. 輸送容器の検査予定及び検査方法に関する説明
6. その他特記事項

備 考

- (1) 「輸送容器の検査予定及び検査方法に関する説
明」は、原則として、新規に製作する場合は、輸
送容器の製作時検査に関する説明を記載すること。

- (2) 放射性輸送物設計承認書の写しを添付する場合
は、記3、記4については省略することができる。
- (3) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列
4番とし、横書きとすること。

別記 6

文 書 番 号 年 月 日
運 輸 大 臣 殿
申請者の氏名又は名称 住 所
放射性物質輸送容器の使用廃止届
平成 2 年 1 2 月 2 7 日 付 海 査 第 5 9 2 号 に 基 づ き、 下 記 の と お り 輸 送 容 器 の 使 用 を 廃 止 す る こ と に つ き 届 け 出 ます。
記
1. 輸送容器の型式 2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認番号 3. 廃止に伴う措置 4. その他特記事項

備 考

用紙の大きさは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とし、横書きとすること。

別記 7 （非承認容器使用時）

文 書 番 号 年 月 日
運 輸 大 臣 殿
申請者の氏名又は名称 住 所
放射性輸送物安全確認申請書
下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）が危 険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する〇型輸送物（核分 裂性輸送物）の基準に適合することについて同規則第 9 1 条の 9 第 1 項の確認を受けたいので、関係書類を添え て申請します。
記
1. 運送の目的 2. 輸送容器の型式等 3. 輸送物の個数 4. 輸送物の種類 5. 輸送容器の概要 6. 輸送物の基準適合性に関する説明 7. 収納する放射性物質等の仕様 (1) 名 称 (2) 質 量 (3) 物理的、化学的性質 (4) 放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量等に関する

る資料

- (5) 容器への収納方法
8. 輸送制限個数及び配列方法
9. 輸送物の線量当量率
10. 輸送物の輸送指数
11. 運送時における取扱上の注意事項
12. 荷送人の住所及び氏名又は名称
13. 運送予定時期、区間及び船名
14. 輸送容器の健全性に関する説明
15. 輸送物の発送前の検査に関する説明
16. その他特記事項

備考

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (2) 同型式の輸送容器を使用した放射性輸送物（以下「輸送物」という。）を、複数個一括して申請する場合は、該当各記欄に、輸送物ごとのデータを記載すること。
- (3) 記1の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
例1. 「○○発電所の使用済燃料を○○工場において再処理するため○○港から○○港まで運送することを目的とする。」
例2. 「○○事業所において収納される○○病院向け医療用大量線源⁶⁰Coを○○港から○○港まで運送することを目的とする。」
- (4) 記2の「輸送容器の型式等」は、輸送容器の型式及び製造番号を記載するとともに、科学技術庁の輸送容器に関する承認番号を有する場合は、その番号を記載

すること。

- (5) 記4の「輸送物の種類」は、B M型輸送物、B U型輸送物の区別のほか、核分裂性輸送物にあっては、その旨を記載すること。
- (6) 記5の「輸送容器の概要」は、①材料及び構造②構造物の主要諸元③所有者名を記載し、荷姿を示す説明図を添付すること。
放射性同位元素輸送物であって遮蔽容器として独立した内装容器を使用する場合は、内装容器の製造者、製造年月日、型式、番号、保管状況、使用履歴、現状外観等のデータも記載すること。
- (7) 記7の「収納する放射性物質等の仕様」は、実際に運送しようとする放射性物質等のデータを記載すること。なお、燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出したデータについてはその計算方法を、また、実測によるデータについてはその測定方法を記載すること。

冷却日数については、原子炉を停止日した日から起算して発送前検査予定日までの日数とする。ただし、これよりも少ない日数を記載している場合は、この限りではない。

容器への収納方法については、必要に応じ、当該放射性物質がどのような配列で輸送容器に収納されているかを示す図面等を添付すること。

- (8) 記9の「輸送物の線量当量率」は、輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における数値を記入すること。
(6)の内装容器を設ける場合は、輸送する放射性同位元素等の収納時の内装容器の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率の実測値又は内装容器の表面における最大線量当量率の実測値から

の解析推定値に代えることができる。

- (9) 記15の「輸送物の発送前の検査に関する説明」は、放射性輸送物作成者が作成した輸送物の自主検査計画書及び船舶検査官の立会検査計画書を別紙として添付すること。
- (10) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記8 (承認容器使用時)

文書番号
年月日

運輸大臣
又は
××地方運輸局長
殿

申請者の氏名又は名称
住所

放射性輸送物安全確認申請書

下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）が危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する〇型輸送物（核分裂性輸送物）の基準に適合することについて同規則第91条の9第1項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 運送の目的
2. 輸送容器の型式
3. 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認番号
4. 輸送物の個数
5. 輸送物の種類
6. 収納する放射性物質等の仕様
 - (1) 名称
 - (2) 質量
 - (3) 物理的、化学的性質

- (4) 放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量等に関する資料
- (5) 容器への収納方法
- 7. 輸制限個数及び配列方法
- 8. 輸送物の線量当量率
- 9. 輸送物の輸送指数
- 10. 運送時における取扱上の注意事項
- 11. 荷送人の住所及び氏名又は名称
- 12. 運送予定時期、区間及び船名
- 13. 輸送容器の健全性に関する説明
- 14. 輸送物の発送前の検査に関する説明
- 15. その他特記事項

備考

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (2) 同型式の輸送容器を使用した放射性輸送物（以下「輸送物」という。）を、複数個一括して申請する場合は、該当各記欄に、輸送物ごとのデータを記載すること。
- (3) 記1の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
例、「〇〇発電所の使用済燃料を〇〇工場において再処理するため〇〇港から〇〇港まで運送することを目的とする。」
- (4) 記5の「輸送物の種類」は、BM型輸送物、BU型輸送物の区別のほか、核分裂性輸送物にあっては、その旨を記載すること。
- (5) 記6の「収納する放射性物質等の仕様」は、実際に運送しようとする放射性物質等のデータを記載す

ること。なお、燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出したデータについてはその計算方法を、また、実測によるデータについてはその測定方法を記載すること。

冷却日数については、原子炉を停止日した日から起算して発送前検査予定日までの日数とする。ただし、これよりも少ない日数を記載している場合は、この限りではない。

収納する放射性物質等の仕様が容器及びその使用方法に関する承認証の記載事項に合致していることを示す対照表を添付すること。

容器への収納方法については、必要に応じ、当該放射性物質がどのような配列で輸送容器に収納されているかを示す図面等を添付すること。

- (6) 記8の「輸送物の線量当量率」は、輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における数値を記入すること。
- (7) 記13の「輸送容器の健全性に関する説明」は、輸送容器及びその使用方法に関する承認を取得した後行った定期自主検査結果記録を添付すること。
- (8) 記14の「輸送物の発送前の検査に関する説明」は、放射性輸送物作成者が作成した輸送物の自主検査計画書及び船舶検査官の立会検査計画書を別紙として添付すること。
- (9) 運輸大臣の交付する放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認証の写しを添付すること。
- (10) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記9 (承認容器使用時)

放射性物質輸送容器承認票(記載例)	
Registration Label of Packaging	
輸送容器の所有者 Owner of Packaging	PNTL
輸送容器の型式 Type of Packaging	TN-3B/3
輸送容器及びその使用方法 に関する承認番号 Serial Number of Packaging	MS100
放射性輸送物の設計承認番号 Competent Authority Identification Mark of the Design of Package	J/1000/B(M)F(Rev.0)(MS)
承認を受けた日 Date of Approval	〇〇年〇月〇〇日 海査第〇〇号 No.〇〇/MI
承認を与えた者 Approved by	〇th. 〇〇.19〇〇 運輸大臣 Minister of Transport

10cm以上

10cm以上

備考

- (1) 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
- (2) 輸送容器承認票は、本邦内においてのみ運送されるものにあつては英語の部分、本邦外において運送されるものにあつては日本語の部分の削ることができる。

別記10 (非承認容器使用時)

放射性物質輸送容器設計承認票(記載例)	
Registration Label of Packaging	
輸送容器の所有者 Owner of Packaging	PNTL
輸送容器の型式 Type of Packaging	TN-3B/3
輸送容器製造番号 Serial Number of Packaging	TN-3B/B-100
放射性輸送物の設計承認番号 Competent Authority Identification Mark of the Design of Package	J/1000/B(M)F(Rev.0)(MS)
承認を受けた日 Date of Approval	〇〇年〇月〇〇日 海査第〇〇号 No.〇〇/MI
承認を与えた者 Approved by	〇th. 〇〇.19〇〇 運輸大臣 Minister of Transport

10cm以上

10cm以上

10cm以上

備考

- (1) 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
- (2) 輸送容器設計承認票は、本邦外において運送されるものにあつては日本語の部分の削ることができる。
- (3) 輸送容器設計承認票は、本邦内のみを運送されるものにあつては、省略することができる。

文 書 番 号
年 月 日

運 輸 大 臣
殿

船 名
船長の氏名
住所又は連絡先

放射性輸送物運送計画書安全確認申請書

別添放射性輸送物運送計画書に記載する放射性輸送物の運送に関し、危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する基準に適合することについて同規則第91条の15第1項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(別添)

放射性輸送物運送計画書

1. 運送の目的
2. 船名並びに船舶所有者及び運航者の氏名又は名称及び住所
3. 船舶の概要(所要設備を含む。)
4. 運送する放射性輸送物(以下「輸送物」という。)の概要
 - (1) 輸送容器の型式等
 - (2) 輸送物の種類
 - (3) 輸送容器の主要諸元

- (4) 収納する放射性物質等の主な仕様
 - (5) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法
 - (6) 輸送物の最大線量当量率
 - (7) 輸送物の表面の温度
 - (8) 輸送物の輸送指数
 - (9) 輸送物に付される標札等
 - (10) 船内の居住場所その他人が通常使用する場所における最大線量当量率
 - (11) 外板等の表面及び表面から2メートル離れた位置における最大線量当量率
 - (12) 輸送物作成者の氏名又は名称及び住所
 - (13) 荷送人の氏名又は名称及び住所
 - (14) 荷受人の氏名又は名称及び住所
5. オーバーバックの概要
- (1) オーバーバックの主要諸元
 - (2) オーバーバックに収納する輸送物の輸送容器の型式又は名称、個数及びオーバーバックへの収納又は包装方法
 - (3) オーバーバックの最大線量当量率及び輸送指数
 - (4) オーバーバックに付される標札
 - (5) オーバーバックの個数
 - (6) オーバーバックに収納又は包装する者の氏名又は名称及び住所
6. コンテナの概要
- (1) コンテナの型式又は名称
 - (2) コンテナの主要諸元
 - (3) コンテナに収納する輸送物の輸送容器の型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法
 - (4) コンテナの最大線量当量率及び輸送指数
 - (5) コンテナに付される標札等

- (6) コンテナの個数
- (7) コンテナに収納する者の氏名又は名称及び住所
- 7. 積載方法等
 - (1) 積載方法
 - (2) 各船倉等ごとの輸送物の種類及び数量
 - (3) 各船倉等の輸送指数
- 8. 固縛方法
- 9. 荷役方法
- 10. 運送予定時期
- 11. 運送区間
- 12. 運送中の保安対策
- 13. その他特記事項

備考

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (2) 記1の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
 - 例1. 「〇〇発電所の使用済燃料を〇〇工場において再処理するため〇〇港から〇〇港まで運送することを目的とする。」
 - 例2. 「〇〇事業所において収納される〇〇病院向け医療用大量線源⁶⁰Coを〇〇港から〇〇港まで運送することを目的とする。」
- (3) 記3の「船舶の概要（所要設備を含む。）」は、船種、船舶番号、総トン数、船籍港、船舶の用途、航行区域及び主要寸法を記載し、所要設備については、当該輸送物の運送のため特に必要な設備として施設されたものを記載すること。
- (4) 記4の「運送する放射性輸送物の概要」は、輸送物ごとに記載すること。ただし、記載事項が共

- 通の輸送物については、まとめて記載してもよい。
- (5) 記4(1)の「輸送容器の型式等」は、輸送容器の型式を記載するほか、運輸省又は科学技術庁の輸送容器に関する承認番号又は設計承認番号を記載すること。
- (6) 記4(6)の「輸送物の最大線量当量率」については、輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における数値を記入すること。ただし、放射性同位元素輸送物であって内装容器を設ける場合は、輸送する放射性同位元素等の収納時の内装容器の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率の実測値又は内装容器の表面における最大線量当量率の実測値からの解析推定値に代えることができる。
- (7) 記4(7)の「輸送物の表面の温度」については、BM型輸送物及びBU型輸送物についてのみ記入することとし、その表面に近接防止枠を設けている場合にあっては、当該近接防止枠の表面の温度を記入すること。
- (8) 記4(9)の「輸送物に付される標札等」は、標札の種類及び数並びに「TYPE B(U)」等の表示内容を記入すること。
- (9) 記4(11)の「外板等」は、規則第91条の16の2の外板、船倉、区画又は甲板をいう。
- (10) 記5の「オーバーバックの概要」は、オーバーバックごとに記載すること。ただし、収納され、又は包装されている輸送物が同一の内容のもの場合はまとめて記載してもよい。
- (11) 記6の「コンテナの概要」は、輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。
- (12) 記6(5)の「コンテナに付される標札等」は、標

札の種類及び数並びに国連番号の表示方法等を記載すること。

- (33) 記7(1)に関し、積載場所を明示した積付図を添付すること。また、他の危険物（当該輸送物以外の放射性物質等を含む。）との混載を行う場合にあっては、十分な隔離が行われていることの説明を付すこと。
- (34) 記8の「固縛方法」は、固縛装置の強度計算書を添付すること。ただし、事前に、一括して固縛装置の強度計算書を提出している場合は、その旨を記載することにより、これを省略することができる。
- (35) 記9の「荷役方法」は、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。
- (36) 記12の「運送中の保安対策」は、専門家の同行の有無、運送中の注意事項、事故時の措置・連絡方法、被ばく管理方法その他の保安対策を記載すること。
- (37) 当該輸送物につき、基準に適合する旨の確認書等を受有する場合は、その写し（現に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の2第2項の規定による内閣総理大臣の確認、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条の2第2項の規定による科学技術庁長官の確認又は航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号ハ、ニ若しくはハの規定による運輸大臣の確認を申請中の場合は、当該申請書の写し）を添付すること。この場合、記4(1)～(9)の記載事

項のうち当該確認書等に記載されているものについては、これを省略することができる。

- (38) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記 1 2

文 書 番 号

年 月 日

運 輸 大 臣
殿

船 名
船長の氏名
住所又は連絡先
船舶所有者の氏名又は名称
住 所

被ばく管理特例申請書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 9 1 条の 1 9 第 1 項の
規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 運送の目的
2. 規則に従うことが著しく困難な理由
3. 運送する放射性物質等の概要
4. 船舶の概要（所要設備を含む。）
5. 被ばく管理の対象となる者の氏名、年齢、性別、職業及び連絡先
6. 被ばく管理の対象となる者の被ばく歴
7. 船内線量当量率の計測方法
8. 船内にある者の受ける線量当量の評価方法
9. 被ばく管理の対象となる者の線量当量の測定方法
10. 被ばく管理の対象となる者の健康管理方法
11. 被ばく管理者の氏名及び知識・経験等

12. 被ばく管理に関する記録方法の概要
13. 立入制限区域における被ばく防止措置の概要
14. 被ばく管理に係る教育・訓練等の概要
15. その他特記事項

備 考

- (1) 申請は、船舶所有者と船長の連名とすること。
- (2) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (3) 記 1 及び記 4 の記載事項については、別記 1 1 の放射性輸送物運送計画書の記載事項に準じて記載すること。
- (4) 記 5 の「職業」は、所属会社、職名、資格（知識・経験）等を簡略に記載すること。
- (5) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とし、横書きとすること。

別記 13

文 書 番 号

年 月 日

運 輸 大 臣
殿

船 名
船舶所有者の氏名又は名称
住 所

専用運搬船に係る特別措置申請書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の2第1項第2号の規定により、専用積載に該当しない場合であっても専用積載と同等の運送が行える船舶であることについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 船名並びに船舶所有者及び運航者の氏名又は名称及び住所
2. 船舶の概要（所要設備等を含む。）
3. 専用積載と同等として運送する放射性輸送物の概要
4. 積載方法等
 - (1) 積載方法
 - (2) 各船倉ごとの輸送物の種類及び数量の限度
 - (3) 各船倉等の輸送指数の限度
5. 固縛方法
6. 荷役方法
7. 運送区間
8. 運送中の保安対策

9. その他特記事項

備 考

- (1) 記2及び記4から記9までの記載事項については、別記11の放射性輸送物運送計画書の記載事項に準じて記載すること。
- (2) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記 1 4

文 書 番 号

年 月 日

運 輸 大 臣
殿

荷送人の氏名又は名称

住 所

船舶所有者の氏名又は名称

住 所

線量当量率に係る特別措置申請書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 9 1 条の 2 2 第 1 項第 3 号の規定により、放射性輸送物（オーバーバック、コンテナ）の線量当量率が安全上支障がないことについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 運送の目的
2. 船名並びに船舶所有者及び運航者の氏名又は名称及び住所
3. 船舶の概要（所要設備を含む。）
4. 収納する放射性物質等の仕様
5. 放射性輸送物（オーバーバック、コンテナ）の概要
6. 放射性輸送物（オーバーバック、コンテナ）の線量当量率
7. 船内及び外板等の線量当量率
8. 被ばく管理に関する措置の概要
9. 運送時における取扱上の注意事項

(1) 積載方法

(2) 固縛方法

(3) 荷役方法

10. 運送予定時期、区間

11. 運送中の保安対策

12. その他特記事項

備 考

- (1) 記 1、記 3 及び記 9 は、別記 1 1 の放射性輸送物運送計画書の記載事項に準じて記載すること。
- (2) 記 4 の「収納する放射性物質等の仕様」は、放射性物質等の名称、質量、放射能、容器への収納方法等当該放射性物質等の特徴を記載すること。
- (3) 記 5 の「放射性輸送物（オーバーバック、コンテナ）の概要」は、放射性輸送物（オーバーバック、コンテナ）の型式、種類、主要語元、作成者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- (4) 記 7 の「船内及び外板等の線量当量率」は、船内の居住場所その他人が通常使用する場所における最大線量当量率、立入制限区域付近の線量当量率並びに規則第 9 1 条の 1 6 の 2 の外板、船倉、区画又は甲板の表面及び表面から 2 メートル離れた位置における最大線量当量率を記載すること。
- (5) 記 8 の「被ばく管理に関する措置の概要」は、告示第 2 3 条に定める措置その他具体的な被ばく管理に関する措置について記載すること。
- (6) 記 1 1 の「運送中の保安対策」は、専門家の同行の有無、運送中の注意事項、事故時の措置・連絡方法その他の保安対策を記載すること。
- (7) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とし、横書きとすること。

昭和63年11月19日

殿

運輸省海上技術安全局長

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について

標記について、危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「規則」という。）並びに船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（以下「告示」という。）の一部改正に伴い、規則及び告示のうち、核物質防護に関する主な条項の解釈及び取扱い並びに規則第91条の9及び規則第91条の15に規定する確認の申請についての実施細目について、下記のとおり定め、昭和63年11月26日から適用することとしたので通知します。

なお、本通達は、「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認、放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認並びに放射性輸送物の運送の安全確認について（昭和62年8月28日付け海査第375号）」と併せて適用されますので周知徹底方お願い致します。

記

I. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

1. 告示別表第7関係

告示で定める放射性物質等の質量及び吸収線量率については、1回の航海において、1船舶当たりの核種及び濃縮度毎（Pu、高濃縮（20%以上）U235、中濃縮（10%以上20%未満）U235、低濃縮（天然の濃縮度を超え10%未満）U235、U233、照射済燃料）の収納物の総量について評価したものとします。

従って、複数の荷送人が関係する場合には、防護区分及びそれに係る防護措置並びに確認（規則第91条の9、規則第91条の15関係）等について、関係者間の事前協議を十分行い、万全を期して下さい。

2. 規則第19条関係

規則第91条の8の2に規定する「施錠及び封印」は第2項に定める「容器及び包装」の規定にはあたりません。従って、この場合には、告示で定める外国規則によることはできず、規則第91条の8の2の規定によることになり、規則第91条の9による確認が必要です。

3. 規則第91条の8の2関係

区分1については、必ず輸送容器に施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置（施錠及び封印と同等の措置）を講じ、規則第91条の9に基づく運輸大臣

の確認を受けて下さい。

区分2については、必ず輸送容器に施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置（施錠及び封印と同等の措置）を講じて下さい。

荷送人は、船積み前に、積み荷及びその施錠等の点検を行って下さい。

4. 規則第91条の10の2関係

区分1及び区分2については、必ずコンテナに施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置（施錠及び封印と同等の措置）を講じて下さい。

荷送人は、船積み前に、積み荷及びその施錠等の点検を行って下さい。

5. 規則第91条の13関係

船長は、防護対象特定核燃料物質を運送する場合には、第1項第2号の規定に基づき、放射性輸送物等が容易に移動することができないように措置して下さい。

6. 規則第91条の14の2関係

計画書の様式については、別記2の例によるものとします。

一の船舶において、複数の荷送人が関与する場合には、関係者が十分な時間的余裕と十分な協議をもつて、計画書を原則として各荷送人毎に作成して下さい。

なお、盗取等の防止を図るため、詳細に係る情報は、慎重に取り扱って下さい。

7. 規則第91条の14の3関係

(1) 「見張人」とは、点検等の作業を行うために用意された見張人とし、当該作業を行うために適切な人数を配置するものとします。当該者は、船内組織の者から選任することができます。

(2) 「放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置」とは、該当する者が適当な時間間隔で実施する次に掲げる措置とします。

区分1，2について

① 運送責任者及び見張人が、船積み前に行う、妨害行為が着手されていないことを確認するための船舶の点検

② 見張人が、他の輸送手段、他の積荷の積替え及び船内での通関時に行う、積荷の連続的監視又は施錠等の点検

③ 見張人が、運送中に行う、積荷又は施錠等の点検

④ 運送責任者が、積卸し時及び船内での通関時に行う保管及び運送時に行う、関係者以外の者が立ち入らないような措置

区分3について

① 運送責任者が、船積み前に行う、妨害行為が着手されていないことを確認するための船舶の点検

(3) 「知識及び経験を有する者」とは、

① 核物質についての基礎的な知識について、社内講習等を受けた者、又は、

② 防護対象特定核燃料物質に相当する運送を過去に行つたことがある者

であつて、船内組織の者から選任することができます。

8. 規則第91条の14の4関係

(1) 「必要な連絡体制」は通常時の連絡体制及び緊急時の連絡体制とします。

さらに、区分1、2の物質を運送する場合、通常時の連絡体制は、次の条件を満たすものとして下さい。

- ① 陸上での連絡の要となる指定連絡所（本社など）を定めること。
- ② 指定連絡所との連絡時間間隔、連絡位置を定めること。
- ③ 運送中、運送責任者に②に従つて指定連絡所へ連絡させること。

9. 規則第129条及び規則第129条の2関係

規則第91条の10の2の措置とあわせて、輸送容器又はコンテナについて、容易に移動しないような措置（コンテナ等への収納、コンテナ内での固定、船内での積付及び固縛等）を講じて、それぞれ該当する検査を受検して下さい。

II. 輸送物の安全確認及び輸送方法の安全確認等

1. 規則第91条の9関係

区分1に該当する場合には、運輸大臣の確認を受けて下さい（区分1の場合は、B M型輸送物、B U型輸送物、核分裂性型輸送物についての基準適合性についても、運輸大臣が確認します。）

この場合には、放射性輸送物安全確認申請書の「その他特記事項」に別記1の事項を記載することとします。

2. 規則第91条の15関係

B M型輸送物、B U型輸送物、第3種核分裂性輸送物、区分1の防護対象特定核燃料物質のいずれかに係る輸送物の場合には、運輸大臣の確認を受けて下さい（例えば、区分2である使用済燃料が、B U型輸送物となつた場合には、確認の対象となります。一方、区分2である新燃料が、A型輸送物となつた場合には、確認の対象となりません。）。

この場合には、放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の「その他特記事項」に別記2記1から記7までの事項を記載して下さい。ただし、荷送人より提出された規則第91条の14の2の計画書を放射性輸送物運送計画書に添付させてこれに代えることができます。この場合には、放射性輸送物運送計画書の「その他特記事項」にその旨明記して下さい。

(別記1)

1. 輸送物の運送の概要
2. 放射性物質等の概要
 - (1) 核種及び濃縮度等
 - (2) 質量
 - (3) 吸収線量率
3. 輸送物への施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置

備考

1. 記1の「輸送物の運送の概要」は、今回の運送において、輸送物が区分1の防護対象特定核燃料物質に係る放射性輸送物となつた、背景を明記すること。

例。「今回の運送において、濃縮度20%以上の高濃縮ウラン235の総量が〇〇kg(内、自社分〇〇kg)となり、当該輸送物が、区分1の防護対象特定核燃料物質に係る放射性輸送物に該当するものである。」

また、該当する輸送物が特定できるようにわかりやすく記載すること。

2. 記2について、1回の航海において、1船舶当たりの核種及び濃縮度毎((1)Pu、(2)高濃縮(20%以上)U235、(3)中濃縮(10%以上20%未満)U235、(4)低濃縮(天然の濃縮度を超え10%未満)U235、(5)U233、(6)照射済燃料)の取納物の分類毎に分けて評価し記載すること。

3. 記3について、輸送物の施錠及び封印に係る措置を記載すること。また、施錠及び封印に代わる容易に開封されないための措置を講じる場合は、その措置の内容について説明を加えること。

(別記2) 核物質防護措置に関する計画書様式例

	文書番号
	年月日
船舶所有者 あて	
船長	
	荷送人 (代理人)
	氏名又は名称及び住所
核物質防護措置に関する計画書	
危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の14の2の規定に基づき、下記のとおり計画書を作成しましたので、提出します。	

記

1. 放射性物質等に関すること
2. 運送方式に関すること
3. 運送経路に関すること
4. 運送関係者の氏名等
5. 運送中の防護措置に関すること
6. 厳密な受渡し地点及びその予定時刻
7. 運送中の連絡通報に関すること

備考

1. 記1について、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第7のいずれに該当するかを記載すること。なお、同一の形態の物質が、当該船舶に同時に積載される場合は、その量もあわせて記載すること。
2. 記2について、①船舶の名称、国籍及び船舶番号、②積載方法（放射性輸送物又はコンテナについて、施錠及び封印等の措置並びに容易に移動しないような措置）を記載すること。
3. 記3について、①運送時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となるよう、②自然災害等による突発的な事態が生じる可能性が少ない地区を通過するよう、及び③定期的に復讐継続する輸送をできるだけ避けるよう配慮した運送経路を記載すること。
4. 記4について、荷送人、荷受人、船舶所有者及び船長の氏名又は名称及び住所を記載すること。
5. 記5について、
 - ① 規則第91条の14の3に基づく運送責任者の氏名並びに知識及び経験に関することについて記載すること。また、見張人の氏名（及び船員が兼任する場合は、その職名）を記載すること。
 - ② 規則第91条の14の3に基づく必要な措置の実施計画について記載すること。
6. 記6について、主として、船積み、積替え及び陸揚げの港名及び年月日時を記載すること。
7. 記7について、規則第91条の14の4に基づく通常時及び緊急時の連絡体制を記載すること。

海査第593号
平成2年12月27日

27日海査第592号)」と併せて適用されますので周知徹底方お願い致します。

記

殿

運輸省海上技術安全局長

「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について(昭和63年11月19日付け海査第506号)」の一部改正について

危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「規則」という。)及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(以下「告示」という。)のうち、核物質防護に関する主な条項の解釈及び取扱い並びに規則第91条の9及び規則第91条の15に規定する確認の申請についての実施細目については、昭和63年11月19日付け海査第506号により実施してきたところですが、本年11月29日付けの規則の一部改正及び本年12月4日付けの告示の一部改正に伴い、標記通達を下記のとおり一部改正し、平成3年1月1日から適用しますので、通知します。

なお、本通達は、「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認等について(平成2年12月

記II2を次のように改める。

2. 規則第91条の15関係

B M型輸送物、B U型輸送物、核分裂性輸送物(核分裂性輸送物の輸送指数の合計が1船舶について50を超えるものに限る。)、区分1の防護対象特定核燃料物質のいずれかに係る輸送物の場合又は告示第18条の3各号に定める場合には、運輸大臣の確認を受けて下さい(例えば、区分2である使用済燃料が、B U型輸送物となった場合には、確認の対象となります。一方、区分2である新燃料がA型輸送物となった場合(核分裂性輸送物の輸送指数の合計が1船舶について50以下の場合に限る。))には、確認の対象となりません。))。

この場合には、放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の「その他特記事項」に別記2記1から記7までの事項を記載して下さい。ただし、荷送人より提出された規則第91条の14の2の計画書を放射性輸送物運送計画書に添付させてこれに代えることができます。この場合には、放射性輸送物運送計画書の「その他特記事項」にその旨明記して下さい。

○ 放射性物質等運送届の提出等について（海上保安庁）

放射性物質等の海上輸送に際しては、危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21に基づき、諸手続き等に関し円滑なる事務処理等が図られているところであるが、今般、「核物質の防護に関する条約」への加入に伴い、同規則の一部が改正され、別添通達（保警指第137号、平成2年12月27日一部改正）により運送届関係の事務処理要領が通達されているので、下記事項とあわせて、了知願いたい。

なお、昭和64年1月1日以降、管区海上保安本部における放射性物質等運送届の提出先は、警備救難部警備課（第十一管区海上保安本部にあっては警備課）に変更されている。

1. 運送届の作成・提出について

運送届の提出を要することとなる放射性物質等を運送することとなる者は、できるだけ前広に運送計画を運送届の提出を行うこととなる管区海上保安本部に対して説明を行い、当該本部等と密接な連絡を保ちつつ通達の内容に添って運送届の作成を行うよう心掛けられたい。また、運送届の提出については提出の際に受理の可否等の意思表示が行われるのでやむを得ない場合を除いて運送に関して責任のある者が持参するように留意されたい。

次に、運送届の届出者は運送に従事する船舶の船長であるが、船長が航海中で不在等により届出者となり得ない場合には運送届を提出することとなる管区海上保安本部に相談しその指導を受けていただきたい。

なお、管区海上保安本部における担当課は別紙1のとおりである。

2. 本部長の指示等について

運送届を提出すると、本部長から運送中に運送届の記載事項に一定の変更が生じた場合等には本部長等に対して連絡を行うよう指示がなされる。

この連絡を行う場合にはできる限り別紙2の要領によつて行うよう心掛けられたい。

3. その他

放射性物質等の運送に係る者は、前述したところを参考にし、本制度の趣旨を十分に理解されて運送届に記載した保安対策等を厳格に励行して、事故なく運送を実施されたい。

管区海上保安本部における担当課一覧

3.2.1 現在

管区海上保安本部	担 当 課	電 話 番 号
第一管区海上保安本部	警 救 備 難 課	0134 - 32 - 6161 (代)
第二 "	"	022 - 363 - 0111 (代)
第三 "	警 航 行 備 安 全 課	045 - 211 - 0771 (代)
第四 "	"	052 - 661 - 1611 (代)
第五 "	"	078 - 391 - 6551 (代)
第六 "	"	082 - 251 - 5111 (代)
第七 "	"	093 - 321 - 2931 (代)
第八 "	警 救 備 難 課	0773 - 76 - 4100 (代)
第九 "	"	025 - 244 - 4151 (代)
第十 "	"	0992 - 23 - 2291 (代)
第十一 "	警 航 行 備 安 全 課	0988 - 66 - 0083 (代)

放射性物質等運送届の提出等について(海上保安庁)

運送船舶の行う連絡要領

第1 通報要領

(1) 通報の冒頭に「ウンソウヘンコウ」を冠し、以下次の事項を番号を冠して順次通報する。

1. 運送届を提出した管区海上保安本部の長の名称
(例 ダイサンカンクカイジョウホアンホンブチョウ)
2. 船舶の名称
3. 変更事項等が生じた場合の位置及び日時
4. 変更事項等の内容その他必要事項
(通報例)

運送届を第三管区海上保安本部長に提出して、日本丸により横浜港が寄航港となる運送を開始したところ、その途中において北緯〇〇度△△分、東経〇〇度△△分〇〇時△△分(日本時)にさしかかった際、寄航港が東京港に変更になった場合次のように通報する。

ウンソウヘンコウ

1. ダイサンカンクカイジョウホアンホンブチョウ
 2. ニホンマル
 3. ホクイ〇〇ド△△フン、トウケイ〇〇ド△△ブン、〇〇ジ△△フン(ニホンジ)
 4. キコウコウヨコハマガトウキョウニヘンコウ
- (2) 日本語又は英語を使用して通報することを原則とし、英語の場合にあつては、「ウンソウヘンコウ」及び運送届を提出した管区海上保安本部の長の名称は「UNSOHEN KO」及び「DAI O KANKUKAI JYOHONHONBUCHO」と通報する。
この場合において、○の部分は管区海上保安本部の番号を記入する。

第2 通報手段

船舶の無線設備によつてもよく、船舶電話、電報等の公衆通信手段によつてもよい。
なお、通信手段により、上記第1の通報要領によりがたい場合には、管区海上保安本部において指導する要領で行う。

放射性物質等運送届の提出等について

保警指第137号(53.12.26抜すい(改正2.12.27))

1. 運送届の提出について

(1) 運送届の提出は、船舶により規則第87条第1項第2号の告示で定める放射性物質等、規則第91条の3第1項第3号に掲げる放射性物質等、規則第91条の14の2の告示で定める放射性物質等又は船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和52年運輸省告示第585号。以下「放射性物質告示」という。)第22条で定める場合において運送される放射性物質等(以下総称して「対象物質等」という。)の運送が本邦の港を船積地若しくは荷卸地とし、又は経由地として行われる場合に必要となる。(末尾添付の運送形態別適用状況表参照)

ただし、港則法(昭和23年、法律第174号)第23条第4項の規定により許可を受けた場合はこれを要しない。

(2) 運送届の届出者は、対象物質等を運送する船舶の船長であるが、船長が本邦以外の地にある場合等やむを得ないと認められる場合には、運送届の提出時に当該船長の委任状を添付させる等により届出者が船長の真正の代理人であることを確認すること。

(3) 運送届の提出先は、発航港を管轄する本部長であるが、発航港が本邦以外の地である場合には、本邦における最初の寄航港を管轄する本部長となる。

(注) 1. 発航港とは、対象物質等が最初に船積みされる港をいい、数港において対象物質等が順次船積みされる場合には、最初の船積港が発航地となり他の港は寄航港となる。

2. 寄航港とは、発航港から到着港に至る間において入港する港をいい、当該港における対象物質等の荷役の有無を問わない。ただし、本邦における最初の寄航港とは、本邦において最初に入港する到達港又は寄航港をいう。

3. 到達港とは、船積みされた対象物質等が船舶から最後に荷卸しされる港をいう。

(4) 運送届は、一の運送(発航港から到着港までの運送をいう。以下同じ。)ごとに2通提出させるものとする。

(5) 運送届は、対象物質等の運送に係る発航港、寄航港及び到達港のいずれもが一の管区海上保安本部の管轄する区域にあり、各港に至る経路が他の管区海上保安本部の管轄区域に含まれない場合には運送開始の日の2週間前までにその他の場合にあつては、4週間前までに提出させることとなる。

なお、運送開始の日とは、発航港において対象物質等が最初に船積みされる日をいう。

- (6) 運送届には、当該運送届に係る運送に関し、次の各号に掲げる書類の写しを添付させるものとする。

なお、やむを得ない理由により添付できないときは後日速やかに提出させるものとする。

イ 規則第 91 条の 15

運輸大臣に提出した運送計画書、運輸大臣の確認を証する書類及び運輸大臣の指示の内容を記載した書類

ロ 規則第 91 条の 22

運輸大臣の承認を証する書類、当該承認に際し運輸大臣に提出した書類及び運輸大臣の指示の内容を記載した書類

2. 運送届の記載事項について

運送届の記載は次によるものとする。

(1) 船種

汽船、帆船の別を記載し、船舶の用途を付記させる。

(2) 放射線物質等の品名及び数量

イ 品名は、放射線物質等の名称（二酸化ウラン、六フッ化ウラン、核燃料集合体、使用済核燃料、医療用放射線源コバルト 60、低レベル放射線廃棄物等の名称）を記載する。

ロ 数量は、品名別の正味重量（kg）を記載する。

ハ 規則第 91 条の 14 の 2 の告示で定める放射線物質等（以下「防護対象特定核燃料物質」という。）を運送する場合には、イ及びロのほか、当該放射線物質等の種類（プルトニウム、ウラン 235（高濃縮＝20%以上、中濃縮＝10%以上20%未満、低濃縮＝天然の濃縮度を超え10%未満）、ウラン 233 又は使用済核燃料の別）、種類ごとの数量及び別表（略）に掲げる核物質防護の区分のうちいずれに該当するかを、運送する当該放射線物質等の総量について評価し、記載すること。

(3) 放射線輸送物の種類及び数量

イ 種類は、規則第 88 条に規定する放射線輸送物の種類を記載する。

ただし、規則第 91 条の 16 第 1 項の規定により放射線輸送物としない運送される低比放射線物質等又は規則第 91 条の 22 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定により運輸大臣の承認を受けて運送される放射線物質等にあつては、その旨を記載する。

なお、核分裂性輸送物にあつては、その旨を併記させる。

ロ 数量は、種類別の個数を記載する。

ただし、規則第 91 条の 16 第 1 項又は規則第 91 条の 22 第 1 項若しくは第 2 項の規定により放射線輸送物としない運送される放射線物質等にあつては、記載

を要しない。

(注) なお、(2)及び(3)の記載にあつては、船積地及び荷卸し地ごとに、船積みする放射性物質等の品名及び数量並びに荷卸しする放射性物質等の品名及び数量を1個の放射性輸送物を単位として記載するとともに当該地を出港する際の現在量を上記と同様の方法で記載する。

ただし、規則第91条の16第1項又は規則第91条の22第1項若しくは第2項の規定により放射性輸送物としないで運送される放射性物質等にあつては、上記条項別に放射性物質等の品名及び数量を記載すること。

(例) 横浜港

船積み：二酸化ウラン〇kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物） 1個

荷卸し：六フッ化ウラン〇kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物） 1個

出港時の現在量 ・二酸化ウラン〇kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物） 1個

・六フッ化ウラン〇kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物） 1個

{ウラン235（中濃縮、15%）〇kg } 区分2
{ウラン235（中濃縮、3%）〇kg }

・医療用放射線源コバルト60〇kg

B M型輸送物 1個

・低レベル放射性廃棄物〇kg

規則第91条の16第1項の規定により放射性輸送物
としないで運送される低比放射性物質等

(4) 放射性物質等の積載場所

船積地ごとに規則に定める積載方法、物質等の積載場所（例「第一船倉」）及び積付けに際し講じた措置等（例「放射性輸送物の移動を防止するため容器をボルトで固定した。」）を記載する。

なお、放射性物質告示第22条に定める場合の運送において、規則第87条第1項第2号の告示で定める放射性物質等、規則第91条の3第1項第3号に掲げる放射性物質等又は防護対象特定核燃料物質のいずれにも該当しない対象物質等のみを運送する場合は、当該対象物質等を船内の数箇所に集貨（規則第91条の16第11項の集貨をいう。以下同じ。）として積載する場合の各集貨における当該対象物等に関して定められた輸送指数の合計及び船内に積載する各集貨の輸送指数の合計を併記させること。

(5) その他の積載貨物の品名及び数量

規則第2条第1号の危険物が積合せ貨物となる場合には規則別表による品名及び

その重量(kg)を記載し、その他の場合には、概括的に商品、原料等総重量約〇〇トンと記載する。

(6) 発航港、船積予定日時及び発航予定日時

発航港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

船積予定日時については、対象物質等の船積みを最初に開始する日時について年月日及び1時間を単位とする時刻で記載する。

発航予定日時については、発航港を出港する日時を前記と同様の方法で記載する。

(7) 到達港、入港予定日時及び陸揚予定日時

到達港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

入港予定日時及び陸揚予定日時については、到達港に入港する予定日時及び対象物質等の荷卸しを全て終了する予定日時を上記2(6)と同様の方法で記載する。

(8) 寄航港、入出港予定日時及び荷役予定日時

寄航港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

入出港予定日時については、寄航港に入港する予定日時及び同港を出港する予定日時を上記2(6)と同様の方法で記載する。

荷役予定日時は、対象物質等の船積みを最初に開始する予定日時又は船舶からの対象物質等の荷卸しを最初に開始する予定日時を上記2(6)と同様の方法で記載する。

(9) 主な通過地点及び通過予定日時

イ 主な通過地点については、次により記載する。

(イ) 防護対象特定核燃料物質以外の対象物質等を運送する場合

① 運送が本邦各港間で行われる場合には、主要変針点、海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第2条第1項に規定する航路に入出航する場所等(以下「主要変針点等」という。)を著明物標からの真方位及び距離(海里)で記載する。

② 運送が本邦内の地から本邦以外の地へ向けて行われる場合には、船舶が本邦の領海を最後に出る場所及び本邦内の発航港又は寄航港から当該場所に至るまでの間の主要変針点等を上記2(9)イ(イ)①と同様の方法で記載する。

③ 運送が本邦以外の地から本邦内の地へ向けて又は本邦内の地を經由して行われる場合には、船舶が本邦の領海に最初に入る場所及び当該場所から本邦における寄航港若しくは到達港に至るまでの間の主要変針点等又は寄航港から本邦の領海を最後に出る場所に至るまでの間の主要変針点等及び本邦の領海を最後に出る場所を上記2(9)イ(イ)①と同様の方法で記載する。

- (ロ) 防護対象特定核燃料物質を運送する場合
- ① 運送が本邦各港間で行われる場合には、上記2(9)イ(イ)①に掲げる事項について、上記2(9)イ(イ)①と同様の方法で記載する。
 - ② 運送が本邦内の地と本邦以外の地との間で行われる場合には、発航港から寄航港及び到達港に至るまでの間の主要変針点等及び領海への最初又は最後の入出域の場所を上記2(9)イ(イ)①と同様の方法で記載する。
なお、外国籍船による運送の場合には、当該船舶の運送経路のうち我が国周辺海域に係る部分以外の部分については記載を要しない。
- 通過予定日時については、船舶が本邦の領海に最初に入る場所、本邦の領海を最後に出る場所及び主要変針点等を通過する予定日時を年月日及び30分単位の時刻で記載する。
- 10 運送中の保安対策
- イ 運送責任者の氏名
防護対象特定核燃料物質を運送する場合において、規則第91条の14の3第1項の規定により配置される運送責任者の氏名を記載する。
- 見張人の氏名
規則第91条の14の3第1項の規定により配置される見張人その他の核物質防護措置の実施等のために乗船し、又は船内組織の者から選任された者の氏名を記載する。
- ハ 放射性物質等の盗取等による災害を防止するための措置
防護対象特定核燃料物質を運送する場合において、当該物質に対する、規則第91条の14の3第1項の規定により実施される措置を含む核物質防護措置の実施計画及び当該物質の盗取等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「緊急時」という。）の措置に関する事項について記載する。
- ニ 海上保安官署との連絡体制
運送中における海上保安官署（管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部及び海上保安署をいう。以下同じ。）及び海上交通センターとの連絡体制について記載する。
- ホ その他の運送中の保安対策
次に掲げる事項その他の対象物質等の船舶運送に伴う災害を防止して公共安全を図るために必要な事項を記載する。
- (イ) 航海速力等航海の安全を確保するために必要な措置に関すること。
 - (ロ) 対象物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関すること（核物質防護措置に関する事項を除く。）。
 - (ハ) 海難その他の異常事態が発生した場合の処置に関すること（緊急時における措置に関する事項を除く。）。

3. 運送届の受理等について

(1) 運送届の受理

運送届の受理は、必要な書類の添付、規則第91条の15又は第91条の22の規定が適用される場合における運輸大臣の確認又は承認の有無（確認又は承認未済の場合を除く。）及び記載事項の誤り等の有無を確認の上行うものとし、運送届1通に届出を受理した旨を記載して届出者に交付するものとする。

4. 本部長の行う指示について

(1) 運送届を受理した本部長は、当該運送届に係る船舶について、災害を防止して公共の安全を図るため有効適切な措置を講ずることができるよう常に次の指示を行うものとする。

イ 全ての船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において海難、対象物質等の盗取等その他の異常な事態が生じ又は生ずるおそれのある場合（以下「海難等の事態が生じた場合」という。）には直ちに、当該船舶の名称、海難等の事態が生じた場合の位置及び日時、海難等の事態の内容その他必要事項を最寄りの海上保安官署に連絡し、当該海上保安官署の長の指示に従うこと。

ロ 規則第91条の3第1項第3号に掲げる放射性物質等又は防護対象特定燃料物質（以下「特定物質等」という。）を輸送する船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において上記4(1)イ以外の事由により、運送届の記載事項のうち本邦における到達港に関する事項、本邦における寄航港に関する事項、主な通過地点に関する事項又は運送中の保安対策に関する事項に変更が生じ若しくは生ずるおそれのある場合又は本部長が指示した事項を遵守できず若しくは遵守できないおそれのある場合（以下「変更事項等が生じた場合」という。）には、速やかに当該船舶の名称、変更事項等が生じた場合の位置及び日時、変更事項等の内容その他必要事項を運送届を提出した本部長に連絡し、当該本部長の指示に従うこと。ただし、上記事項の変更が次に掲げる軽微なものにあつてはこの限りでない。

(イ) 到達港に関する事項については、入港予定日時及び陸揚予定日時の1時間以内の変更

(ロ) 寄航地に関する事項については、入航予定日時及び特定物質等の荷役予定日時の1時間以内の変更

(ハ) 主な通過地点に関する事項については本邦の領海に最初に入る場所に関する事項及び最後に出る場所に関する事項の変更並びにその他の通過地点に関する当該地点を中心とする半径10海里以内の位置の変更及び通過予定日時の1時間以内の変更。ただし、狭水道及び船舶のふくそうする海域（海上交通安全法に定める航路を含む。）における通過地点に関する変更は除く。

ハ 特定物質等以外のものを運送する船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において上記4(1)イ以外の事由により、運送届の記載事項のうち本邦における到達港若しくは本邦における寄航港に変更が生じ又は本部長が指示した事項を遵守できず若しくは遵守できないおそれのある場合（以下「変更事項等が生じた場合」という。）には、速やかに当該船舶の名称、変更事項等が生じた場合の位置及び日時、変更事項等の内容その他必要事項を運送届を提出した本部長に連絡し、当該本部長の指示に従うこと。

(2) 運送届を受理した本部長は、当該運送届に記載されている運送日時、経路、運送中の保安対策等を十分検討し、関係本部長の意見を勧察のうえ、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、上記4(1)による指示のほか、狭視界時又は荒天時の避泊対策、夜間出入港の制限、対象物質等に対する見張人の配置、核物質防護措置の実施等必要な事項について指示を行うことができる。

(3) 指示は、別添様式の指示書を運送届の届出者に交付することにより行うものとする。なお、当該運送届に係る運送について、規則第91条の15又は第91条の22の規定が適用される場合には、当該運送届に係る指示は当該規定に基づく運輸大臣の確認又は承認のあつた後に行うものとする。

5. 運送変更届について

運送の開始前に運送届の記載事項に変更が生じた場合には、届出者から運送届を受理した本部長に対し放射線物質等運送変更届(以下「変更届」という。)を速やかに提出することとなっているのでこの場合においては、運送届の場合に準じて処理を行うこととする。

放射線物質等運送指示書		年 月 日	
届		第 管区海上保安本部長 印	
運送予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
船名			
船舶番号			
船長名			
指示事項			

危険物船舶運送及び行渡規則第91条の21第2項（同規則第91条の21第4項において準用する場合を含む。）の規定により放射線物質等の運送について次のとおり指示する。

別添様式

参考資料 1

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 91 条の 21 により
運送届の提出を要する放射性輸送物等

放射性物質等運送届の提出等について（海上保安庁）

放射性輸送物等の種類		非核分裂性物質	核分裂性物質	防護対象特定核燃料物質
第 91 条の 16 に定める低比放射性物質等		△ □	/	○
I P 型輸送物		△ □	○	○
L 型輸送物		△	/	○
A 型輸送物		△	○	○
B 型輸送物	BM 型輸送物	○	○	○
	BU 型輸送物	○	○	○
危規則第 91 条の 22 により運輸大臣が承認したもの		△ □	○	○

注 1) ○印は、届出が必要なもの。

2) △印は、船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示第 22 条に定める場合に、届出が必要なもの。

3) □印は、危規則第 91 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる放射性物質等の場合に、届出が必要となるもの。

参考資料 2

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 91 条の 21 の運送形態別の適用状況表

1. 運送が本邦各港間において行われる場合

(1) 運送が一の管区海上保安本部の管轄する区域内において行われる場合

			一の管区海上保安本部の管轄区域		
運送の形態	経路	公海			
		領水			
	発航港等	○ 発航港	○ 寄航港	○ 到達港	
運送届の提出先 提出期限	○ 運送開始の日の 2週間前まで				
運送届への記載	○ ○ ○				

(2) 運送が二以上の管区海上保安本部の管轄する区域内において行われる場合

			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区	B管区	C管区	D管区	E管区
運送の形態	経路	公海					
		領水					
	発航港等	○ 発航港	○ 寄航港		○ 寄航港	○ 到達港	
運送届の提出先 提出期限	○ 運送開始の日の 4週間前まで						
運送届への記載	○ ○ ○ ○ ○						
運送に係る 管区海上保安	○ ○ ○ ○ ○						

放射性物質等運送届の提出等について（海上保安庁）

2. 運送が本邦から本邦外に向けて行われる場合

放射性物質等運送届の提出等について（海上保安庁）

			本 邦 内			本 邦 外	
			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区	B管区	C管区		
運送の形態	経路	公海					
		領水					
	発航港等	○	○	○	○	○	○
運送届の提出先提出期限		○ 運送開始の日の4週間前まで					
運送届への記載		○ ○ ○ （防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には、主な通過地点に関する事項は発航港から①点までの間を記載すればよい。）			○ ○ （防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な経過地点に関する事項は、この間は記載を要しない。）		
運送に関する管区海上保安本部		○	○	○			

3. 運送が本邦外から本邦に向けて行われる場合

(1) 運送船舶が本邦外から直接到達港に入港する場合

			本 邦 内		本 邦 外				
			管区海上保安本部 の管轄する区域						
			A 管 区						
運送の形態	経路	公海							
		領水							
	発航港等								
運送届の提出先提出期限			○ 運送開始の日の4週間前まで						
運送届への記載			○ (防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は①点から到達港までの間を記載すればよい)		○ ○ ○ ○ (防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は、この間は記載を要しない)				
運送に関する管区海上保安本部			○						

放射性物質等運送届の提出等について(海上保安庁)

(2) 運送船舶が本邦の寄航港に入港した後本邦の到達港に至る場合

放射性物質等運送届の提出等について(海上保安庁)

			本 邦 内			本 邦 外	
			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A 管区	B 管区	C 管区		
運送の形態	経路	公海					
		領水			●		
	発航港等	○		○	○	○	○
		到達港		寄航港 (本邦の寄航港にお初港)	寄航港	発航港	
運送届の提出先提出期限					○ 運送開始日の4週間前まで		
運送届への記載			○ ○ ○ 防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は①点から到達港までの間を記載すればよい			○ ○ 防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は、この間は記載を要しない	
運送に関する管区海上保安本部			○	○	○		

(8) 本邦内には到達港がなく寄航港のみの場合

		本邦内		本邦外	
		管区海上保安本部の管轄する区域			
		A管区	B管区		
運送の形態	経路				
	公海 領水				
	発航港等	寄航港	寄航港 (本邦に最寄初港)	発航港	到達港
運送届の提出先 提出期限		○ 運送開始の日の 4週間前まで			
運送届への記載		○ ○ 〔防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項は①点から②点までの間を記載すればよい。〕		○ ○ 〔防護対象特定核燃料物質以外の物質等を運送する場合には主な通過地点に関する事項はこの間は記載を要しない〕	
運送に関する 管区海上保安本部		○	○		

放射性物質等運送届の提出等について(海上保安庁)

○港 則 法 (抄)

〔昭和二十三年七月十五日
法律第七十四号〕

最終改正 昭和五八年五月二六日法律第五八号

(法律の目的)

第一条 この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

(定義)

第三条

2 この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるものをいう。

第四章 危険物

第二十一条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。)を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならぬ。

2 前項の危険物の種類は、命令でこれを定める。

第二十二条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びょう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したとき

は、この限りでない。

第二十三条 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適當であると認めるときは、港の境界外において適當の場所を指定して前項の許可をすることができる。

3 前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。

4 船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

第八章 罰 則

第三十八条 左の場合にはその行為をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條、第二十三條第一項若しくは第四項又は第三十七條の二第二項(第三十七條の三の規定により準用する場合を含む。)の規定により準用する第二十一條第一項の規定に違反したとき。

第四十二條 第四條、第六條、第八條第二項、第二十一條又は第三十五條の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを一万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 港則法施行令第二条(別表第二)

(2) 港則法施行規則第十二条

○港則法施行令（抄）

〔昭和四十年六月二十二日
政令第二百十九号〕

最終改正 昭和六〇年七月九日政令第二二〇号

（特定港）

第二条 法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

別表第二（第二条関係）

都道府県	特 定 港
北海道	根室、釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽、留萌、稚内
青森県	青森、むつ小川原、八戸
岩手県	釜石
宮城県	塩釜
秋田県	秋田船川
山形県	酒田
福島県	小名浜
茨城県	鹿島
千葉県	木更津、千葉

東京都	京浜
神奈川県	横須賀
新潟県	直江津、新潟、両津
富山県	伏木富山
石川県	七尾、金沢
福井県	敦賀、福井
静岡県	田子の浦、清水
愛知県	衣浦、名古屋
三重県	四日市
京都府	宮津、舞鶴
大阪府	阪南、大阪
兵庫県	尼崎、西宮芦屋、神戸、東播磨、姫路
和歌山県	田辺、和歌山下津
鳥取県	境
島根県	境
岡山県	浜田
広島県	宇野、水島
山口県	福山、尾道糸崎、呉、広島
山口県	岩国、柳井、徳山下松、三田尻、中関、宇部、萩
福岡県	関門

徳島県	小松島
香川県	坂出、高松
愛媛県	松山、今治、新居浜、三島川之江
高知県	高知
福岡県	博多、三池
佐賀県	唐津
佐賀県	伊万里
長崎県	長崎、佐世保、蹴原
熊本県	三角
大分県	大分
宮崎県	細島
鹿児島県	鹿児島、喜入、名瀬
沖縄県	金武中城、那覇

○港則法施行規則（抄）

〔昭和二十三年十月九日〕
〔運輸省令第二十九号〕

最終改正 昭和六年六月二七日運輸省令第二五号

（危険物の種類）

第十二条 法第二十一条（危険物）第二項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条（用語）第一号に定める危険物及び同条第一号の二に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示¹¹で定めるものとする。

（許可の申請）

第十三条 法第二十二条（危険物）但書（爆発物以外の危険物を積載する船舶の停泊の許可）の規定による許可の申請は、停泊の目的及び期間、停泊を希望する場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法を具して、これをしなければならぬ。

第十四条 法第二十三条（危険物）第一項の規定による許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類及び数量を具してこれをしなければならぬ。

2 法第二十三条第四項の規定による許可の申請は、運搬の目的、方法、期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を具して、これをしなければならぬ。

(1) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示

○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（抄）

〔昭和五十四年九月二十七日〕
〔運輸省告示第五百四十七号〕

最終改正 昭和五十九年八月二五日運輸省告示第四四三号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十二条の告示で定める危険物は、別表のとおりとする。

別表
二 その他の危険物

危険物船舶運送及び貯蔵規則第二条第一号に定める危険物のうち、次に掲げるもの
ニ 放射性物質等

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

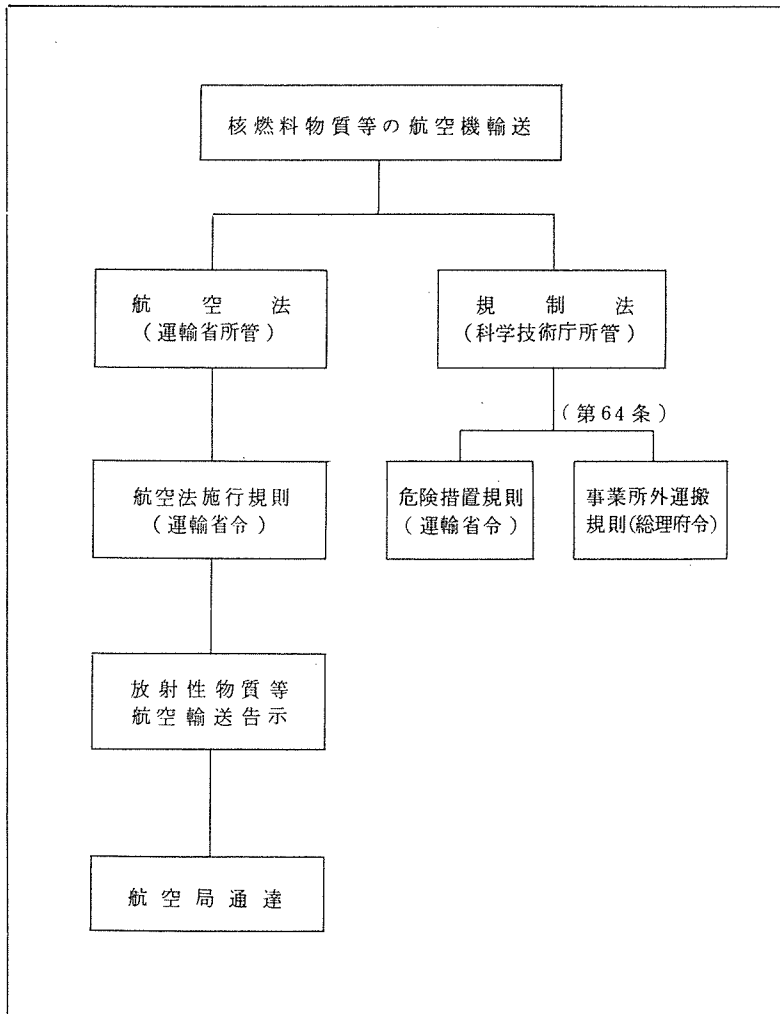
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

図 核燃料物質等の航空輸送関係法令と体系



○航空法（抄）

〔昭和二十七年七月十五日〕
法律第二百三十一号〕

最終改正 平成六年六月二十九日法律第七六号

（目的）

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の秩序を確立し、もつて航空の発達を図ることを目的とする。

（爆発物等の輸送禁止）

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で運輸省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではならない。

（1）航空法施行規則 第九十四条

第八十六条の二 航空運送事業を経営する者は、貨物若しくは手荷物又は旅客の携行品その他航空機内に持ち込まれ若しくは持ち込まれようとしている物件について、形状、重量その他の事情により前条第一項の物件であることを疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物件の輸送若しくは航空機内への持ち込みを拒絶し、

航空法（抄）

託送人若しくは所持人に対し当該物件の取卸しを要求し、又は自ら当該物件を取り卸すことができる。但し、自ら物件を取り卸すことができるのは、当該物件の託送人又は所持人がその場に居合わせない場合に限る。

2 運輸大臣は、航空の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、航空運送事業を経営する者に対し、前項の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

（所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪）

第一百四十五条 航空機の使用者が左の各号の一に該当するとき、百万円以下の罰金に処する。

十三 第八十六条（爆発物等の輸送禁止）第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第五十条 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

六 第八十六条（爆発物等の輸送禁止）第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

○航空法施行規則（抄）

（昭和二十七年七月三十一日）
運輸省令第五十六号）

最終改正 平成六年十二月二十六日運輸省令第五十五号

（輸送禁止の物件）

第九十四条 法第八十六条第一項の運輸省令で定める物件は、次の各号に掲げるものとする。

一～六（略）

七 放射性物質等 放射性物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第二

条第二項の核燃料物質、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第二

条第二項の放射性同位元素及び薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品又は同条第四項に

規定する医療用具に装備されている物質であつて電離作用を有する放射線を自然に放出するものをいう。）及びこれによつて

汚染された物件であつて、放射能濃度が七十四ベクレル毎グラ

ム以上のもの

八～十（略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物件は、法第八十六条第一項の運輸省令で定める物件に含まれないものとする。

一（略）

二 告示で定める放射性物質等であつて次に掲げるところに従つて輸送するもの

イ 告示で定める放射性物質等にあつては、次の(1)、(2)、(3)及び(4)に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ次の(1)、

(2)、(3)若しくは(4)に掲げる種類の放射性輸送物（放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）とし、又は告示で定めるところにより運輸大臣の承認を受けて次の(1)、(2)、(3)及び(4)に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物とすること。この場合において、(1)、(2)又は(3)に掲げる放射性物質等のうち、(4)に掲げる放射性輸送物に該当するものについては、(1)、(2)又は(3)に掲げる放射性輸送物とすることができる。

(1) 危険性が極めて少ない放射性物質等として告示で定めるところの L 型輸送物

(2) 告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（(1)に掲げるものを除く。） A 型輸送物

(3) (2)の告示で定める量を超える量の放射能を有する放射性物質等（(1)に掲げるものを除く。） B M 型輸送物又は B U 型輸送物

(4) 低比放射性物質（放射能濃度が低い放射性物質等であつて、危険性が少ないものとして告示で定めるものをいう。）

又は表面汚染物（放射性物質以外の固体であつて、表面が

放射性物質によつて汚染されたもののうち、告示で定めるものをいう。） I P 1 1 型輸送物、I P 1 2 型輸送物又は I P 1 3 型輸送物

ロ 告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準その他の基準に従ふこと。

ハ イ(3)に掲げる B M 型輸送物又は B U 型輸送物にあつては、ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準に適合していることについて、積載前に、告示で定めるところにより運輸大臣の確認を受けていること。ただし、本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送される B U 型輸送物であつて告示で定めるもののうち、告示で定める外国の法令による確認を受けたものについては、この限りでない。

ニ 臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等として告示で定めるものが収納され、又は包装されている放射性輸送物(以下「核分裂性輸送物」という。)にあつては、告示で定める核分裂性輸送物に関する技術上の基準に適合していることについて、積載前に、告示で定めるところにより運輸大臣の確認を受けていること。

ホ B M 型輸送物若しくは B U 型輸送物又は核分裂性輸送物にあつては、ロの告示で定める基準(放射性輸送物に関する技術上の基準に関するものを除く。)に適合していることについて、告示で定めるところにより運輸大臣の確認を受けていること。

へ 防護のための措置が特に必要な放射性物質等として告示で定めるものが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、ロの告示で定める基準に適合していることについて、告示で定めるところにより運輸大臣の確認を受けていること。この場合において、ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準に適合していることについての運輸大臣の確認は、積載前に、受けるものとする。

3 (略) 三(六) (略)

4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十九条の第二項(同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による内閣総理大臣の確認(同法第六十一条の四十二の規定による指定運搬物確認機関の確認を含む。)又は危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第九十一条の九第一項の規定による運輸大臣又は地方運輸局長の確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハ、ニ又はヘ(放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。)の確認を受けたものとみなす。

5 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条の二第二項の規定による科学技術庁長官の確認(同法第四十一条の十の規定による指定運搬物確認機関の確認を含む。)を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。

付 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百九十四条第二項第二号二の規定にかかわらず、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

3 平成三年一月一日前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の第二項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第九十一条の九の二第一項（第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条の二第三項の規定による承認を受けた容器及び同日前に当該承認の申請がなされ、同日以後に当該承認を受けた容器であつてこれらの法令の規定による承認を受けたものに係る新規則第百九十四条第二項第二号ハ又はへの確認については、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、平成四年十二月三十一日までは、なお従前の例による。

○航空機による放射性物質等の 輸送基準を定める告示

(平成二年十二月十日)
運輸省告示第六百十号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

2 この告示において「専用積載」とは、航空機又は一辺が六メートル以上の大型コンテナが一の荷送人によって専用され、かつ、輸送する物件の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。

3 この告示において「コンテナ」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するものうち、非開放型の構造を有するものをいい、航空機による輸送のみに使用される航空機用コンテナ(U L D)を除く。

4 この告示において「大型コンテナ」とは、前項に規定するコンテナのうち、外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

かつ、容積が三立方メートルを超えるものをいう。

5 この告示において「オーバパック」とは、一の荷送人によつて二以上の放射性輸送物が非開放型の構造を有する箱又は袋等(第三項に規定するコンテナを除く。)に収納され、又は包装されているものをいう。

6 この告示において「非固定性汚染」とは、輸送する物件の通常の取扱ひ中に表面から取り除かれ得る汚染をいう。

7 この告示において「表面密度限度」とは、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物について、同表の中欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる非固定性汚染の放射能密度をいう。

送物	L型輸送物	
	アルファ線を放出する放射性物質	〇・〇四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	アルファ線を放出する放射性物質	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
その他の輸送物	アルファ線を放出しない放射性物質	四ベクレル毎平方センチメートル

(輸送許容放射性物質等)

第二条 規則第九十四条第二項第二号中イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

へ以外の部分の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

一 自然発火性の液体状の放射性物質等

二 フィルタを用いて内部の気体のろ過を行う構造の容器、機械的冷却装置を用いて放射性物質等の冷却を行う構造の容器その他輸送中特別な操作を行う必要のある構造の容器に収納することが必要な放射性物質等

三 規則第九十四条第二項第二号イ(3)のB M型輸送物とした場合に、換気を行う必要のある放射性物質等

四 爆発性の放射性物質等

五 タンクに収納された放射性物質等

(放射性輸送物として輸送しなければならない放射性物質等)

第三条 規則第九十四条第二項第二号イ中(1)、(2)、(3)及び(4)以外の部分の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

一 第六条第一項第一号に掲げる低比放射性物質であって、次に掲げる基準に適合するもの

イ 通常の輸送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないように措置されていること。

ロ 専用積載で輸送すること。

二 第六条第二項第一号の表面汚染物であって、次に掲げる基準に適合するもの

イ 前号イに規定する基準に適合すること。

ロ 専用積載で輸送すること。ただし、表面の汚染が次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面密度を超えない場合は、この限りでない。

放射性物質等	放射能の量
アルファ線を放出する放射性物質等	〇・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質等	四ベクレル毎平方センチメートル

(L型輸送物として輸送できる放射性物質等)

第四条 規則第九十四条第二項第二号イ(1)の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等(第一号及び第二号に掲げる放射性物質等であって、第九条に規定する核分裂性物質に該当するものを除く。)とする。

一 放射性物質等であって、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性物質等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であって、次に掲げる基準に適合するもの(以下「特別形放射性物質等」という。)	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の

体	固
イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行った場合に損壊せず、加熱試験を行った場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行った場合に水中への放射性物質の漏えい量が二キロベクレルを超えないものであること。ただし、運輸大臣が適当と認める試験に合格した場合は、この限りでない。	特別形放射性物質等以外のもの 第二欄に掲げる数量（以下「A ₁ 値」という。）の千分の一 別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

気 体		液 体	固 体
トリチウム その他のもの 特別形放射性物質等以外のもの	A ₁ 値の千分の一 A ₂ 値の千分の一	〇・八テラベクレル A ₂ 値の一万分の一	第三欄（別表第五）あつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A ₂ 値」という。）の千分の一

二 時計等の機器又は装置（以下「機器等」という。）に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ 機器等一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性物質等の区分		機器等一個当たり の放射能の量	輸送物一個当たり の放射能の量
体	特別形放射性物質 等	A ₁ 値の百分の一	A ₁ 値
固	特別形放射性物質 等以外のもの	A ₂ 値の百分の一	A ₂ 値
液体	—	A ₂ 値の百分の一	A ₂ 値の十分の一
体		トリチウム ○・ハテラベクレ ル	ハテラベクレル
の		特別形放射性 物質等	A ₁ 値の百分の一
その他 の 特別形放射性 物質等以外の もの		A ₂ 値の百分の一	A ₂ 値の百分の一

口 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における線量当量率（線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、運輸大臣が適当と認めた場合は、この限りでない。以下同じ。）の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が百マ

イクロシーベルト毎時を超えないこと。

ハ 放射性物質等を含む機器等（放射性発光文字盤を用いた時計及び装備を除く。）が「放射性」又は「Radioactive」の表示を有すること。

三 機器等を構成する天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウム又はこれらの化合物であって、次に掲げる要件に適合するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ 不活性材料で完全に覆われていること。

四 放射性物質等が収納されたことのある空の容器であって、次に掲げる基準に適合するもの。（前三号に掲げるものを除く。）

イ 破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ロ 容器の構造物中のウラン及びトリウムの外表面が金属その他の堅固な不活性材料で完全に覆われていること。

ハ 内部の放射性物質の放射能面密度が表面密度限度の千倍を超えないこと。

二 放射性物質等を輸送した際に付された標識又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

(A型輸送物として輸送できる放射性物質等の量の限度)

第五条 規則第百九十四条第二項第二号イ(2)の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性物質等

A₁値

特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値
----------------	------------------

(I P 1型輸送物、I P 2型輸送物又はI P 3型輸送物として輸送できる放射性物質等)

第六条 規則第九十四条第二項第二号イ(4)の放射能濃度が低い放射性物質等であつて危険性が少ないものとして告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であつて、当該放射性物質等を一箇所に集積した場合に、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を越えないものとする。

一 次に掲げる放射性物質等のいずれかに該当するもの(以下「LSA-I」という。)

イ ウラン又はトリウムの精鉱

ロ 天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウムであつて固体状かつ未照射のもの又は固体状若しくは液体状のこれらの物質の化合物若しくは混合物

ハ 第九条に規定する核分裂性物質以外の放射性物質等であつて別表第一の第一欄に掲げるもののうち、同表の第三欄に数量の規定がないもの

二 前号に掲げる放射性物質等以外のものであつて、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量を超えないもの(以下「LSA-II」という。)

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

トリチウム水	○・ハテラベクレル毎リットル
その他	△
その	△

三 前二号に掲げる放射性物質等以外の固体状の放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの(以下「LSA-III」という。)

イ 放射性物質が全体にわたつて分布していること。

ロ 別記第二に定めるところにより浸漬試験を行った場合に、水中への放射性物質の漏えい量が、A₂値の十分の一を超えないこと。

ハ 放射能濃度の平均値が、A₂値の五百分の一毎グラムを超えないこと。

2 規則第九十四条第二項第二号イ(4)の放射性物質以外の固体であつて、表面が放射性物質によつて汚染されたものとして告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であつて、当該放射性物質等を一箇所に集積した場合に、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベ

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

ルト毎時を超えないものとする。

一 次の表の上欄に掲げる汚染について、同表の中欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能密度を超えないもの（以下「SCO-I」という。）

汚染	非固定性汚染	表面の	できる	接近で	汚染	その他
ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの（天然ウラン、劣化ウラン、ウラン二三五、ウラン二三八、天然トリウム、トリウム二三二、物理的若しくは化学的精敏中に含まれるトリウム二二八及びトリウム二三〇又は十日未満の半減期をもつ放射性物質をいう。以下同じ。）			アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	四ベクレル毎平方センチメートル	四キロベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの						

そ 物質のうち低危険性のもの以外のもの
センチメートル

二 次の表の上欄に掲げる汚染について、同表の中欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能密度を超えないもの（以下「SCO-II」という。）

汚染	非固定性汚染	表面の	できる	接近で	汚染	その他
ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの	ベータ線及びガンマ線を放出する放射性物質並びにアルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの			アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの以外のもの	四百ベクレル毎平方センチメートル	八十キロベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出する放射性物質のうち低危険性のもの						

その物質のうち低危険性のもの以外のもので、センチメートル

3 低比放射性物質及び表面汚染物を I P - 1 型輸送物、I P - 2 型輸送物及び I P - 3 型輸送物とする場合においては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる I P - 1 型輸送物、I P - 2 型輸送物又は I P - 3 型輸送物として区分するものとする。

S C O - I	L S A - III	L S A - II		L S A - I		低比放射性物質又は表面汚染物の区分
		液体又は気体	固体	液体	固体	
I P - 1 型輸送物	I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物	I P - 1 型輸送物	I P - 1 型輸送物	専用積載とする場合
	I P - 3 型輸送物	I P - 3 型輸送物	I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物	I P - 1 型輸送物	専用積載としない場合

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

S C O - II	I P - 2 型輸送物	I P - 2 型輸送物
------------	--------------	--------------

(核物質防護措置が特に必要な放射性物質等)
 第七条 規則第九十四条第二項第二号への放射性物質等として告示で定めるものは、当該放射性物質等を一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が次の各号のいずれかに該当する放射性物質等とする。

- 一 照射されていない次に掲げる物質
 - イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この条において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの
 - ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの
 - ハ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの
 - ニ 照射された前号に掲げる物質であって、その表面からメートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下この条において単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面からメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（以下この条において「ガラス固化体」という。）に含まれるものを除く。）

四 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムを超え二キログラムに達しないもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラムに達しないもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キログラムに達しないもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面からメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

六 照射された次に掲げる物質であつて、照射直後にその表面からメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面からメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものを除く。）

イ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面からメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（ガラス固化体に含まれるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は

二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超え一キログラム以下のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え十キログラムに達しないもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五グラムを超え五百グラム以下のもの

九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及びガラス固化体に含まれる照射された同号に掲げる物質であつてその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超える

ものを除く。）

（放射性輸送物の基準）

第八条 規則第百九十四条第二項第二号ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 L型輸送物

イ 外表面に不要な突起物がなく、かつ、容易に汚染が除去できること。

ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ハ 輸送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

ニ 容器の材料相互間又は容器の材料と放射性物質等の間で、相互的作用により、危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがないこと。

ホ 容器の弁がみだりに操作されない措置が講じられていること。

ヘ 表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

ト 表面の放射性物質の放射能面密度が表面密度限度を超えないこと。

チ 内表面に「放射性」又は「Radioactive」の文字が、開封の際に見やすいように表示してあること。ただし、第四条第二号、第三号及び第四号に掲げる放射性物質等が収納され、又は包装されている場合は、この限りでない。

二 A型輸送物

イ 前号イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びトに規定する基準に適合すること。

ロ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。
ハ みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

ニ 容器を構成する部品については、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度（輸送中に予想される温度が特定できる場合においては、その温度）において、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

ホ 絶対圧力二十五キロパスカルの外圧の下で放射性物質の漏えいがないこと。

ヘ 液体状の放射性物質等が収納されている場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 当該放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収する吸収材又は二重の密封部分からなる密封装置を備えていること。ただし、運輸大臣が適当と認める場合は、この限りでない。

(2) 当該放射性物質等の温度変化、動揺及び注入時の内圧の変化に耐え得るように、容器内に適当な空間があること。

(3) 九十五キロパスカルの圧力差（外圧と内圧の差をいう。）の下で放射性物質の漏えいがないこと。

ト 表面における最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただし、コンテナを容器として使用する場合にあっては、専用積載の場合を除き、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率に、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物の最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

チ 放射性物質等の使用等に必要不書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

リ 摂氏三十八度の温度で、輸送中に人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあっては、当該近接防止枠の表面）の温度が日陰において摂氏五十度を超えないこと。

又 摂氏零下四十度から摂氏五十五度までの温度において容器の密封性が損なわれないこと。

ル 別記第三に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 放射性物質の漏えいがないこと。

(2) 表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。

三 B M型輸送物

イ 前号イからヌまで（ヘ(1)を除く。）に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第四に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる

基準に適合すること。

(1) 前号ル(2)の基準

(2) 放射性物質の一時間当たりの漏えい量が A_2 値の百万分の一を超えないこと。

(3) 表面の温度が日陰において摂氏五十度（ T_2 ）以下として輸送する放射性輸送物にあっては、輸送中に、人ナ、オに近づけることができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあっては、当該近接防止枠の表面）において摂氏八十五度）を超えないこと。

(4) 表面の放射性物質の放射能面密度が表面密度限度を超えないこと。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

ハ 別記第五に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

(2) 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が A_2 値（クリプトン八五については、百テラベクレルとする。）を超えないこと。

ニ 放射能の量が三十七ベタベクレルを超える使用済燃料物質が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、深さ二百メートルの水中に一時間浸漬させた場合に、密封装置の破損がないこと。

ホ 輸送中予想される最低温度から摂氏三十八度までの温度において性能が維持できるように設計されていること。

四 B U型輸送物

イ 第二号イからヌまで（ヘ(1)を除く。）に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第六に規定する条件の下に置いた場合に、前号ロに規定する基準に適合すること。

ハ 別記第七に規定する条件の下に置いた場合に、前号ハに規定する基準に適合すること。

ニ 前号ニに規定する基準に適合すること。

ホ 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの温度において性能が維持できるように設計されていること。

へ フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくても内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。

ト 最高使用圧力（輸送中に予想される温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置をとらない場合に、一年間に当該放射性輸送物の密封装置内に生ずる気体の最大圧力をいう。）がゲージ圧力七百キロパスカルを超えないこと。

五 I P 1型輸送物 第二号イ、ロ、へ(3)、ト、リ及びヌに規定する基準に適合すること。

六 I P 2型輸送物

イ 前号に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第八に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。ただし、コンテナを容器として使用する場合であつて、運輸大臣が適当と認める基準に適合しているときは、この限りでない。

(1) 放射性物質の漏えいがないこと。

(2) 表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。

七 I P 3型輸送物

イ 第二号（へ(1)及び(2)を除く。）に規定する基準に適合すること。

ロ 別記第九に規定する条件の下に置いた場合に、前号ロに規

定する基準に適合すること。ただし、コンテナを容器として使用する場合であつて、運輸大臣が適当と認める基準に適合しているときは、この限りでない。

八 一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が前条第一号から第六号までの規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、第一号から前号までの基準に従うほか、施錠及び封印その他の当該放射性輸送物が容易に開封されないための措置が講じられていること。

（核分裂性物質）

第九条 規則第九十四條第二項第二号ニの放射性物質等として告示で定めるものは、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一（以下「核分裂性核種」という。）及びこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「核分裂性物質」という。）であつて、次の各号のいずれかに該当するもの以外のもとする。

一 核分裂性核種の量の合計が十五グラムを超えない放射性物質であつて、外接する直方体の各辺が十センチメートル以上である容器に収納され、又は包装されているもの

二 天然ウラン又は劣化ウラン（熱中性子炉で照射されたものを含む。）

三 均質な水素を含む溶液又は混合物であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 核分裂性物質に含まれる核分裂性核種の原子数に対する水素の原子数の比率が五千二百以上であること。

ロ 核分裂性物質に含まれる核分裂性核種の濃度が五グラム毎リットル以下であること。

ハ 核分裂性物質に含まれる核分裂性核種の質量が五百グラム以下であること。ただし、ウラン二三五のみを含む核分裂性物質（プルトニウムとウラン二三三の質量がウラン二三五の質量の一パーセント以下のものを含む。）にあつては、その質量が八百グラム以下であること。

四 ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であつて、かつ、プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン二三五の質量の一パーセント以下のもの

五 核分裂性核種の濃度が五グラム毎リットル以下のもの

六 プルトニウムの質量が一キログラム以下であつて、かつ、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一の質量の合計がプルトニウムの質量の二十パーセント以下のもの

七 硝酸ウランニル溶液のうち、次に掲げる基準に適合するもの

イ ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。

ロ プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン二三五の質量の〇・一パーセント以下であること。

ハ ウランの原子数に対する窒素の原子数の比率が二以上であること。

（核分裂性輸送物の基準）

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

第十条 規則第百九十四条第二項第二号ニの告示で定める核分裂性

輸送物に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 別記第十に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ 臨界の評価に影響を与える放射性輸送物内の空間の減少が、五パーセントを超えないこと。

ロ 放射性輸送物の構造に、一辺十センチメートルの立方体より大きくなくぼみが生じないこと。

ハ 放射性輸送物中への浸水又は放射性輸送物からの漏水がないこと。ただし、臨界の評価の際に放射性輸送物中への浸水又は放射性輸送物からの漏水が想定されている場合は、この限りでない。

ニ 放射性物質等の配列及び密封装置の形状について、中性子増倍率（原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により放出された一個の中性子ごとに、次の核分裂によって放出される中性子の数をいう。）を増加させるような変化のないこと。

二 次の場合に臨界に達しないものであること。

イ 核分裂性輸送物及び当該核分裂性輸送物を別記第十に規定する条件の下に置いたものを、それぞれ次に掲げる条件に置いた場合

(1) 全ての空隙部について浸水があること。ただし、空隙部への浸水を防止するような措置が講じられている場合は、この限りでない。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

四〇四

(2) 密封装置内の物質について、中性子増倍率が最大となるような配列及び減速状態にあること。

(3) 厚さ二十センチメートルの水又はこれと等価の物質による完全反射があること。

ロ 確認を受ける核分裂性輸送物又はこれと同一のものであって、イ(3)に規定する条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（一箇所に集積する核分裂性輸送物の個数の限度として試験等により求められる数を用いる。以下同じ。）の五倍に相当する個数積載することとした場合

ハ 確認を受ける核分裂性輸送物又はこれと同一のものであって、イ(3)に規定する条件及び別記第十一に規定する条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合

2 核分裂性輸送物は、規則第九十四条第二項第二号イの規定による放射性輸送物として輸送し、かつ、前項の核分裂性輸送物として輸送しなければならない。

（放射性輸送物の安全の確認）

第十一条 規則第九十四条第二項第二号ハ又はニの規定による確認は、次の各号のいずれかに該当する場合には、関係書面を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

一 核分裂性輸送物について、運輸大臣の適当と認める者が作成した、第八条第三号又は第四号に規定する技術上の基準及び前

条に規定する技術上の基準に適合する旨を証する書面の提出があった場合

二 核分裂性輸送物以外の放射性輸送物について、運輸大臣の指定する者により第八条第三号又は第四号に規定する技術上の基準に適合する旨の確認がなされる場合

三 放射性物質等が、本邦以外の地において運輸大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

2 規則第九十四条第二項第二号への規定による確認（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、関係書面を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

一 運輸大臣の適当と認める者が作成した第八条第八号に規定する技術上の基準に適合する旨を証する書面の提出があつた場合

二 放射性物質等が、本邦以外の地において運輸大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

（本邦外輸送の場合等における特例に係る放射性輸送物）

第十二条 規則第九十四条第二項第二号ハのBU型輸送物であつて告示で定めるものは、BU型輸送物であつて第十条に規定する核分裂性輸送物であるもの以外のものとする。

（取扱場所）

第十三条 放射性輸送物（L型輸送物にあつては、一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が第七条第一号から第六号までの規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装

されているものに限る。以下この条において同じ。）、放射性輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナは、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積み込み、取卸し等の取扱いはしてはならない。

（積載方法）

第十四条 放射性輸送物、オーバーパック又はこれらが収納されているコンテナ（以下「放射性輸送物等」という。）は、輸送中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

2 放射性輸送物等は、旅客、航空機乗組員又は客室乗務員が通常使用する区画に積載してはならない。

3 専用積載で放射性物質等を輸送する場合及び放射性輸送物としない輸送できる表面汚染物を輸送する場合は、貨物機（現に旅客が搭乗していない航空機をいう。以下同じ。）によりしなければならない。

4 放射性輸送物等の輸送に頻繁に使用される航空機の積載場所は、定期的に汚染の有無を検査しなければならない。

（臨界の防止）

第十五条 核燃料物質の輸送は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように措置して行わなければならない。

（混載制限）

第十六条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別

の措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2 放射性輸送物等（L型輸送物及びI型輸送物のみが収納されているものを除く。第十八条、第二十条及び第二十三条において同じ。）は、火薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体その他放射性輸送物の安全な輸送を損なうおそれのある物件と混載してはならない。

（オーバーパック、コンテナ及び航空機に係る線量当量率等）

第十七条 オーバーパック及び放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナの最大線量当量率は、表面において二ミリシールド毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において百マイクロシールド毎時を超えてはならない。ただし、専用積載であって運輸大臣が適当と認めた場合において、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率については、この限りでない。

2 放射性輸送物等が積載されている航空機（以下この条において単に「航空機」という。）の最大線量当量率は、表面において二ミリシールド毎時を超えず、かつ、二メートル離れた位置において百マイクロシールド毎時を超えてはならない。

3 オーバーパック、放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナ及び航空機の表面の放射性物質の放射能密度は、当該オーバーパック若しくは当該コンテナに収納され、又は当該航空機に積載されている放射性輸送物の表面密度限度を超えてはならない。ただし、第三条第一号及び第二号に規定する放射性物

質等を収納したコンテナ及び航空機の内表面は、この限りでない。
(輸送指数)

第十八条 放射性輸送物等については、輸送指数を定めるものとする。

2 前項の輸送指数は、次の各号に規定するところにより決定される値とする。

一 放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一米ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値(放射性輸送物の容器としてコンテナを使用する場合にあつては、当該値に、次の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)。この場合において、当該値が $0 \cdot 0 \cdot 5$ 以下の場合にあつては、当該値を 0 とすることができる。ただし、核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 オーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納されている放射性輸送物毎に前号の規定により算定した値を合計して得た値。ただし、堅固なオーバーパック(外形が容易に変形するもの以外のものをいう。)にあつては、当該オーバーパックの表面から一米ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値(当該値が $0 \cdot 0 \cdot 5$ 以下の場合にあつては、当該値を 0 とすることができる。)とすることができる。

3 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物又はオーバーパック毎に前二号の規定により算定した値を合計して得た値。

3 前項の規定にかかわらず、放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナを専用積載で輸送する場合にあつては、当該コンテナの表面から一米ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前項第一号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値(当該値が $0 \cdot 0 \cdot 5$ 以下の場合には、当該値を 0 とすることができる。)と当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物毎に、それぞれの輸送制限個数で五十を除して得た値を合計した値のうち、いずれか大きい値をも

って当該コンテナの輸送指数とすることができる。

(積載限度等)

第十九条 輸送制限個数で五十を除いて得た値が○を超える核分裂性輸送物は、オーバーパックにより輸送してはならない。

2 一の放射性輸送物及び一のオーバーパックの輸送指数は十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合は、この限りでない。

3 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されている一のコンテナの輸送指数は五十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。

二 核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、輸送指数が百を超えないこと。

4. 一の航空機に積載する放射性輸送物（オーバーパック又はコンテナに収納されているものを除く。）、「オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナ（以下「コンテナ等」という。）の輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、コンテナ等を貨物機で輸送する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 専用積載により輸送しない場合であつて、核分裂性輸送物を積載していないときは、コンテナ等の輸送指数の合計が二百を

超えないこと。

二 専用積載により輸送する場合であつて、核分裂性輸送物を積載しているとき（他の放射性輸送物から六メートル隔離されていること。）は、コンテナ等の輸送指数の合計値が百を超えないこと。

三 専用積載により輸送する場合であつて、核分裂性輸送物を積載していないこと。

5 一の航空機で輸送されるLSA-Ⅱであつて不燃性固体以外のもの及びLSA-Ⅲであつて不燃性固体以外のもの並びに表面汚染物の放射能の量の合計は、それぞれの放射性物質等の A_2 値の合計の百倍を超えてはならない。

6 一の航空機で輸送される放射性物質等のうち、放射性輸送物としないで輸送される表面汚染物に含まれる核分裂性核種の量の合計は、十五グラムを超えてはならない。

(取扱方法を記載した書類の携行)

第二十条 放射性輸送物等を輸送する場合は、取扱方法その他輸送に関して留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

(BM型輸送物の輸送条件)

第二十一条 BM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されているコンテナを輸送する場合は、貨物機によりしなければならない。

2 BM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

又はこれらが収納されているコンテナを貨物機に積み込み、又は貨物機から取り卸す場合は、放射性物質の取扱いに關し専門的知識を有する者を立ち合わせ、当該放射性輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

3 前項の立会いは、放射線測定器及び保護具を携行して行わせなければならない。

(B M型輸送物及びB U型輸送物の輸送条件)

第二十二條 B M型輸送物及びB U型輸送物を輸送する場合は、その表面の温度が摂氏五十度を超えないように措置しておかなければならない。

(標識又は表示)

第二十三條 次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等には、それぞれ同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

<p>一 次に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック</p> <p>イ 放射性輸送物であつて、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えず、かつ、</p>	<p>第一類白標識 (第一号様式)</p>	<p>放射性輸送物等の表面の二箇所</p>
--	---------------------------	-----------------------

<p>輸送指数が○であるもの</p> <p>□ オーバーパックであつて輸送指数が○であるもの</p>	<p>第二類黄標識 (第二号様式)</p>	<p>放射性輸送物等の表面の二箇所</p>
<p>二 次に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>イ 放射性輸送物であつて、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの</p> <p>ロ オーバーパックであつて輸送指数が一を超えないもの</p>	<p>第三類黄標識 (第三号様式)</p>	<p>放射性輸送物等の表面の二箇所</p>
<p>三 前二号に掲げる放射性輸送物等以外の放射</p>	<p>第三類黄標識 (第三号様式)</p>	<p>放射性輸送物等の表面の二箇所</p>

性輸送物又はオーバーバック	第一類白標識 (第一号様式)	コンテナの四側面
四 放射性輸送物又はオーバーバックが収納されているコンテナであつて輸送指数が○であるもの	第二類黄標識 (第二号様式)	コンテナの四側面
五 放射性輸送物又はオーバーバックが収納されているコンテナであつて輸送指数が○を超え、かつ、一を超えないもの	第三類黄標識 (第三号様式)	コンテナの四側面
六 放射性輸送物又はオーバーバックが収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの		

2 次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、そ

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

れぞれ当該各号に規定する事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一 総質量が五十キログラムを超える放射性輸送物 総質量

二 A型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字

三 B M型輸送物及びB U型輸送物 「B M型」の文字又は

「TYPE B (M)」の文字及び「B U型」の文字又は

「TYPE B (U)」の文字

3 B M型輸送物及びB U型輸送物には、当該放射性輸送物の容器

又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性

及び耐水性を有する三葉マーク(第四号様式)を、明確に表示し

なければならぬ。

4 放射性輸送物又はオーバーバックが収納されている大型コンテナ

には、当該大型コンテナの四側面にコンテナ標識(第五号様式)

を付さなければならぬ。ただし、第一項の第一類白標識、第二

類黄標識又は第三類黄標識をコンテナ標識の大きさ以上の大きさに

に拡大したものを付す場合は、この限りでない。

5 次の表の上欄に掲げる放射性物質等のいずれか一つのみが収納

されているコンテナを専用積載で輸送する場合にあっては、本邦

内のみを輸送する場合を除き、コンテナの四側面に同表の下欄に

掲げる番号を表示した国連番号標札(第六号様式)を付さなければ

ならない。ただし、前項のコンテナ標識の下半分の白地上に当

該番号を表示した場合は、この限りでない。

L型輸送物に収納された放射性物質等及び空容器	二九一〇
低比放射性物質	二九一一
表面汚染物	二九一三
核分裂性物質	二九一八
特別形放射性物質等	二九七四
自然発火性の金属トリウム	二九七五
固体状の硝酸トリウム	二九七六
ウラン二三五の濃縮度が一パーセントを超える核分裂性の六フッ化ウラン	二九七七
核分裂性輸送物に収納されない六フッ化ウラン	二九七八
自然発火性の金属ウラン	二九七九
六価硝酸ウラン水溶液	二九八〇
固体状の硝酸ウラン	二九八一
その他の放射性物質等	二九八二

6 航空機による輸送のみに使用される航空機用コンテナ(ULD)であって非開放型の構造を有するものにより放射性輸送物、オーパーバック又は低比放射性物質等を輸送する場合は、当該航空機用コンテナの表面の少なくとも二側面にこれらを収納していることを適切な方法で表示しなければならない。

(核物質防護に関する基準)

第二十四条 第七条に規定する放射性物質等を輸送する場合の規則第百九十四条第二項第二号の告示で定める基準(放射性輸送物に関する技術上の基準に関するものを除く。)は、次のとおりとする。

一 放射性物質の合計量が第七条第一号又は第二号に該当する場合にあつては、次の措置を講じること。

イ 核物質防護に関し、次の事項を記載した輸送計画書を輸送関係者間で協議を行った上で策定すること。

- (1) 積載方法等
- (2) 日時及び経路
- (3) 輸送関係者の氏名
- (4) 警備に関すること。
- (5) 受渡し地点及びその予定時刻
- (6) 連絡通報に関すること。
- (7) その他必要な事項

ロ 特別の事由がある場合を除き、輸送時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となる経路を選定すること。

ハ 連絡の時間間隔をあらかじめ定めておき、輸送中、あらかじめ定められた連絡場所（以下「指定連絡場所」という。）へ連絡を行い得るよう連絡通報体制を整備すること。

ニ 核物質防護上の措置について知識と経験を有し、輸送中の核物質防護の実施に関して責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）を、出発空港及び着陸空港に配備し、次の事項を行わせること。

- (1) 輸送中、輸送計画書を携行すること。
- (2) 輸送中、指定連絡場所へ、ハで定められたとおり連絡を行うこと。

(3) 出発前に、航空機に対して妨害行為が着手されていないことを確認すること。

ホ 警備人を選定し、次の事項を行わせるほか、輸送中、放射性輸送物等又は放射性輸送物等を収納したコンテナに付き添わせること。

- (1) 放射性輸送物等又は放射性輸送物等を収納したコンテナの積載に際し、当該放射性輸送物等を連続的に監視するか、又は錠及び封印等を頻繁に点検すること。

(2) 出発前に、航空機に対して妨害行為が着手されていないことを確認すること。

ヘ 放射性輸送物等が人手により容易に移動されるおそれのある場合は、コンテナへ収納する等の措置により、容易に移動されないようにすること。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

ト コンテナに施錠及び封印その他の当該コンテナが容易に開封されないための措置を講じること。

チ 錠及び封印等に異常がないことを積載前に点検すること。
リ 貨物機を使用すること。

ニ 放射性物質の合計量が第七条第三号、第四号、第五号又は第六号に該当する場合にあっては、前号リを除く同号の措置を講じること。ただし、前号ホの警備人は、出発空港及び着陸空港に配備すれば足りるものとする。

三 放射性物質の合計量が第七条第七号、第八号又は第九号に該当する場合にあっては、第一号イ、ロ、ニ(2)を除く。）、及びチの措置を講じること。

(輸送の安全の確認)

第二十五条 規則第九十四条第二項第二号ホ又はへの規定による確認(への規定による確認にあっては、放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものを除く。)は、当該放射性輸送物が運輸大臣の指定する者により輸送されるときは、積載前に当該輸送がこの告示に規定する基準に適合していることを証する書面を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

(放射性輸送物としない輸送できる放射性物質等の輸送の基準)
第二十六条 放射性輸送物としない輸送できる低比放射性物質又は表面汚染物(以下「低比放射性物質等」という。)及び低比放射性物質等が収納されているコンテナについては、輸送指数を定

めるものとする。

2 前項の輸送指数は、次の各号に規定するところにより決定される値とする。

- 一 低比放射性物質等にあつては、当該低比放射性物質等の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十八条第二項第一号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、ウラン又はトリウムの精鉱のうち、次の表の上欄に掲げる物質については、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に代えて、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

ウラン又はトリウムの物理的精鉱	〇・四
トリウムの化学的精鉱	〇・三
六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	〇・〇二

二 低比放射性物質等が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている低比放射性物質等毎に前号の規定により算定した値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、第十八条第二項第一号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表

の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

- 3 一の航空機に積載する低比放射性物質等（コンテナに収納されているものを除く。）及び低比放射性物質等が収納されているコンテナの輸送指数並びに第十八条の規定により算定した輸送指数の合計は、専用積載であつて核分裂性輸送物が積載されている場合は、百を超えてはならず、放射性輸送物としないで輸送できる表面汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物としないで輸送できる表面汚染物が収納されているコンテナの輸送指数並びに第十八条の規定により算定した輸送指数の合計は、専用積載により輸送されない場合は、二百を超えてはならず、核分裂性輸送物が積載されている場合は、五十を超えてはならない。

4 前項の規定は、LSA-1については、適用しない。

5 次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等が収納されているコンテナには、それぞれ同表の下欄に掲げる標識を当該コンテナの四面に付さなければならない。

一 輸送指数が〇のコンテナ	第一類白標識（第一号様式）
二 輸送指数が〇を超え一を超えないコンテナ	第二類黄標識（第二号様式）
三 前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）

6 低比放射性物質等が収納されている大型コンテナには、当該大型コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならぬ。ただし、第五項に定める標識をコンテナ標識の大きさ以上の大きさに拡大したものを付す場合は、この限りでない。

7 第二十三条第五項の表の上欄に掲げる放射性物質等であつて低比放射性物質であるものいずれか一つのみが収納されているコンテナにあつては、本邦内の間を輸送する場合を除き、当該コンテナの四側面に同表に掲げる番号を表示した国連番号標札（第六号様式）を付さなければならぬ。ただし、同条第四項に規定するコンテナ標識の下半分の白地上に当該番号を表示した場合は、この限りでない。

8 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条及び第二十条の規定は、低比放射性物質等を輸送する場合に準用する。この場合において、第十三条中「放射性輸送物（L型輸送物にあつては、一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が第七条第一号から第六号までの規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されているものに限る。以下この条において同じ。）、放射性輸送物が収納されているオーバーパック又はこれら」とあるのは、「低比放射性物質等又は低比放射性物質等」と、第十四条第一項中、「放射性輸送物、オーバーパック又はこれらが収納されているコンテナ（以下「放射性輸送物等」という。）」とあるのは、「低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ」と、「放射性輸送物の」とあるのは、「低比放射性物質等

の」と、同条第二項及び第四項、第十六条第一項、第十七条第二項並びに第二十条中「放射性輸送物等」とあるのは「低比放射性物質等」と、第十六条第二項中「放射性輸送物等（L型輸送物及びL型輸送物のみが収納されているものを除く。以下第十八条、第二十条及び第二十三条において同じ。）」とあるのは「低比放射性物質等」と、第十七条第一項中「オーバーパック及び放射性輸送物又はオーバーパック」とあるのは「低比放射性物質等」と、第十七条第三項中「オーバーパック、放射性輸送物又はオーバーパック」とあるのは「低比放射性物質等」と、「当該オーバーパック若しくは当該コンテナ」とあるのは「当該コンテナ」と、「放射性輸送物」とあるのは「低比放射性物質等」と読み替えるものとする。

第二十七条 放射性物質等の輸送は、その日時及び経路が当該放射性物質等の安全な輸送のために適切なものでなければならぬ。
(規則第九十四条第二項第二号イの承認)

第二十八条 規則第九十四条第二項第二号イの承認は、次に掲げる要件に適合する旨を承認することにより行うものとする。

- 一 当該放射性物質等をL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP1型輸送物、IP2型輸送物又はIP13型輸送物として輸送することが著しく困難であること。
- 二 安全な輸送を確保するため必要な措置が講じられており、そのため当該輸送に関して安全上支障がないこと。

2 前項の場合において、放射性輸送物の最大線量当量率は、表面

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

において二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において百マイクロシーベルト毎時を超えてはならない。

(特別措置)

第二十九条 第十七条又は第十九条の規定に従って輸送することが著しく困難な場合であつて、安全な輸送を確保するために必要な措置が講じられており、かつ、これらの規定によらないで輸送しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないことができる。

(特別措置等に係る標識)

第三十条 第二十八条又は前条の規定により放射性輸送物を輸送する場合には、専用積載で輸送しなければならず、また、第二十三条第一項の規定にかかわらず、それらの表面の二箇所(コテナにあっては、四側面)に第三類黄標識(第三号様式)を付さなければならぬ。

(みなし確認に係る除外)

第三十一条 規則第百九十四条第四項及び第五項の規定により確認を受けたものとみなされる基準は、放射性輸送物に関する技術上の基準のうち第八条第二号へ(3)、リ及びヌ以外の基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この告示の施行前に改正前の航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(昭和五十二年運輸省告示第五百八十七号)第十二条の規定による放射性輸送物の輸送の安全の確認を受けた輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

別表第一（第四条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

第一欄		第二欄	第三欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形放射性物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 TBq
1	³ H	40	40
4	⁷ Be	20	20
4	¹⁰ Be	20	5 × 10 ⁻¹
6	¹¹ C	1	5 × 10 ⁻¹
6	¹⁴ C	40	2
7	¹³ N	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
9	¹⁸ F	1	5 × 10 ⁻¹
11	²² Na	5 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
11	²⁴ Na	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
12	²⁸ Mg	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
13	²⁶ Al	4 × 10 ⁻¹	4 × 10 ⁻¹
14	³¹ Si	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
14	³² Si	40	2 × 10 ⁻¹
15	³² P	3 × 10 ⁻¹	3 × 10 ⁻¹
15	³³ P	40	9 × 10 ⁻¹
16	³⁵ S	40	2
17	³⁶ Cl	20	5 × 10 ⁻¹
17	³⁸ Cl	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
18	³⁷ Ar	40	40
18	³⁹ Ar	20	20
18	⁴¹ Ar	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹
18	⁴² Ar	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
19	⁴⁰ K	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹
19	⁴² K	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
19	⁴³ K	1	5 × 10 ⁻¹
20	⁴¹ Ca	40	40
20	⁴⁵ Ca	40	9 × 10 ⁻¹
20	⁴⁷ Ca	9 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
21	⁴⁴ Sc	5 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹

第一欄		第二欄	第三欄
21	^{46}Sc	5×10^{-1}	5×10^{-1}
21	^{47}Sc	9	9×10^{-1}
21	^{48}Sc	3×10^{-1}	3×10^{-1}
22	^{44}Ti	5×10^{-1}	2×10^{-1}
23	^{48}V	3×10^{-1}	3×10^{-1}
23	^{49}V	40	40
24	^{51}Cr	30	30
25	^{52}Mn	3×10^{-1}	3×10^{-1}
25	^{53}Mn	制限なし	制限なし
25	^{54}Mn	1	1
25	^{56}Mn	2×10^{-1}	2×10^{-1}
26	^{52}Fe	2×10^{-1}	2×10^{-1}
26	^{55}Fe	40	40
26	^{59}Fe	8×10^{-1}	8×10^{-1}
26	^{60}Fe	40	2×10^{-1}
27	^{55}Co	5×10^{-1}	5×10^{-1}
27	^{56}Co	3×10^{-1}	3×10^{-1}
27	^{57}Co	8	8
27	$^{58\text{m}}\text{Co}$	40	40
27	^{58}Co	1	1
27	^{60}Co	4×10^{-1}	4×10^{-1}
28	^{59}Ni	40	40
28	^{63}Ni	40	30
28	^{65}Ni	3×10^{-1}	3×10^{-1}
29	^{64}Cu	5	9×10^{-1}
29	^{67}Cu	9	9×10^{-1}
30	^{65}Zn	2	2
30	$^{69\text{m}}\text{Zn}$	2	5×10^{-1}
30	^{69}Zn	4	5×10^{-1}
31	^{67}Ga	6	6
31	^{68}Ga	3×10^{-1}	3×10^{-1}
31	^{72}Ga	4×10^{-1}	4×10^{-1}
32	^{68}Ge	3×10^{-1}	3×10^{-1}
32	^{71}Ge	40	40
32	^{77}Ge	3×10^{-1}	3×10^{-1}

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

	第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
33	⁷² As	2×10^{-1}	2×10^{-1}
33	⁷³ As	40	40
33	⁷⁴ As	1	5×10^{-1}
33	⁷⁶ As	2×10^{-1}	2×10^{-1}
33	⁷⁷ As	20	5×10^{-1}
34	⁷⁵ Se	3	3
34	⁷⁹ Se	40	2
35	⁷⁶ Br	3×10^{-1}	3×10^{-1}
35	⁷⁷ Br	3	3
35	⁸² Br	4×10^{-1}	4×10^{-1}
36	⁸¹ Kr	40	40
36	^{85m} Kr	6	6
36	⁸⁵ Kr	20	10
36	⁸⁷ Kr	2×10^{-1}	2×10^{-1}
37	⁸¹ Rb	2	9×10^{-1}
37	⁸³ Rb	2	2
37	⁸⁴ Rb	1	9×10^{-1}
37	⁸⁶ Rb	3×10^{-1}	3×10^{-1}
37	⁸⁷ Rb	制限なし	制限なし
37	Rb(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
38	⁸² Sr	2×10^{-1}	2×10^{-1}
38	^{85m} Sr	5	5
38	⁸⁵ Sr	2	2
38	^{87m} Sr	3	3
38	⁸⁹ Sr	6×10^{-1}	5×10^{-1}
38	⁹⁰ Sr	2×10^{-1}	1×10^{-1}
38	⁹¹ Sr	3×10^{-1}	3×10^{-1}
38	⁹² Sr	2×10^{-1}	2×10^{-1}
39	⁸⁷ Y	2	2
39	⁸⁸ Y	4×10^{-1}	4×10^{-1}
39	⁹⁰ Y	2×10^{-1}	2×10^{-1}
39	^{91m} Y	2	2
39	⁹¹ Y	3×10^{-1}	3×10^{-1}
39	⁹² Y	2×10^{-1}	2×10^{-1}
39	⁹³ Y	2×10^{-1}	2×10^{-1}

第一欄		第二欄	第三欄
40	^{88}Zr	3	3
40	^{93}Zr	40	2×10^{-1}
40	^{95}Zr	1	9×10^{-1}
40	^{97}Zr	3×10^{-1}	3×10^{-1}
41	$^{92\text{m}}\text{Nb}$	7×10^{-1}	7×10^{-1}
41	$^{93\text{m}}\text{Nb}$	40	6
41	^{94}Nb	6×10^{-1}	6×10^{-1}
41	^{95}Nb	1	1
41	^{97}Nb	6×10^{-1}	5×10^{-1}
42	^{93}Mo	40	7
42	^{99}Mo	6×10^{-1}	5×10^{-1}
43	$^{95\text{m}}\text{Tc}$	2	2
43	$^{96\text{m}}\text{Tc}$	4×10^{-1}	4×10^{-1}
43	^{96}Tc	4×10^{-1}	4×10^{-1}
43	$^{97\text{m}}\text{Tc}$	40	40
43	^{97}Tc	制限なし	制限なし
43	^{98}Tc	7×10^{-1}	7×10^{-1}
43	$^{99\text{m}}\text{Tc}$	8	8
43	^{99}Tc	40	9×10^{-1}
44	^{97}Ru	4	4
44	^{103}Ru	2	9×10^{-1}
44	^{105}Ru	6×10^{-1}	5×10^{-1}
44	^{106}Ru	2×10^{-1}	2×10^{-1}
45	^{99}Rh	2	2
45	^{101}Rh	4	4
45	$^{102\text{m}}\text{Rh}$	2	9×10^{-1}
45	^{102}Rh	5×10^{-1}	5×10^{-1}
45	$^{103\text{m}}\text{Rh}$	40	40
45	^{105}Rh	10	9×10^{-1}
46	^{103}Pd	40	40
46	^{107}Pd	制限なし	制限なし
46	^{109}Pd	6×10^{-1}	5×10^{-1}
47	^{105}Ag	2	2
47	$^{108\text{m}}\text{Ag}$	6×10^{-1}	6×10^{-1}
47	$^{110\text{m}}\text{Ag}$	4×10^{-1}	4×10^{-1}

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

	第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
47	^{111}Ag	6×10^{-1}	5×10^{-1}
48	^{109}Cd	40	1
48	$^{113\text{m}}\text{Cd}$	20	9×10^{-2}
48	$^{115\text{m}}\text{Cd}$	3×10^{-1}	3×10^{-1}
48	^{115}Cd	4	5×10^{-1}
49	^{111}In	2	2
49	$^{113\text{m}}\text{In}$	4	4
49	$^{114\text{m}}\text{In}$	3×10^{-1}	3×10^{-1}
49	$^{115\text{m}}\text{In}$	6	9×10^{-1}
50	^{113}Sn	4	4
50	$^{117\text{m}}\text{Sn}$	6	2
50	$^{119\text{m}}\text{Sn}$	40	40
50	$^{121\text{m}}\text{Sn}$	40	9×10^{-1}
50	^{123}Sn	6×10^{-1}	5×10^{-1}
50	^{125}Sn	2×10^{-1}	2×10^{-1}
50	^{126}Sn	3×10^{-1}	3×10^{-1}
51	^{122}Sb	3×10^{-1}	3×10^{-1}
51	^{124}Sb	6×10^{-1}	5×10^{-1}
51	^{125}Sb	2	9×10^{-1}
51	^{126}Sb	4×10^{-1}	4×10^{-1}
52	^{118}Te	2×10^{-1}	2×10^{-1}
52	$^{121\text{m}}\text{Te}$	5	5
52	^{121}Te	2	2
52	$^{123\text{m}}\text{Te}$	7	7
52	$^{125\text{m}}\text{Te}$	30	9
52	$^{127\text{m}}\text{Te}$	20	5×10^{-1}
52	^{127}Te	20	5×10^{-1}
52	$^{129\text{m}}\text{Te}$	6×10^{-1}	5×10^{-1}
52	^{129}Te	6×10^{-1}	5×10^{-1}
52	$^{131\text{m}}\text{Te}$	7×10^{-1}	5×10^{-1}
52	^{132}Te	4×10^{-1}	4×10^{-1}
53	^{123}I	6	6
53	^{124}I	9×10^{-1}	9×10^{-1}
53	^{125}I	20	2
53	^{126}I	2	9×10^{-1}

第一欄		第二欄	第三欄
53	^{129}I	制限なし	制限なし
53	^{131}I	3	5×10^{-1}
53	^{132}I	4×10^{-1}	4×10^{-1}
53	^{133}I	6×10^{-1}	5×10^{-1}
53	^{134}I	3×10^{-1}	3×10^{-1}
53	^{135}I	6×10^{-1}	5×10^{-1}
54	^{122}Xe	2×10^{-1}	2×10^{-1}
54	^{123}Xe	2×10^{-1}	2×10^{-1}
54	^{127}Xe	4	4
54	$^{131\text{m}}\text{Xe}$	40	40
54	^{133}Xe	20	20
54	^{135}Xe	4	4
55	^{129}Cs	4	4
55	^{131}Cs	40	40
55	^{132}Cs	1	1
55	$^{134\text{m}}\text{Cs}$	40	9
55	^{134}Cs	6×10^{-1}	5×10^{-1}
55	^{135}Cs	40	9×10^{-1}
55	^{136}Cs	5×10^{-1}	5×10^{-1}
55	^{137}Cs	2	5×10^{-1}
56	^{131}Ba	2	2
56	$^{133\text{m}}\text{Ba}$	10	9×10^{-1}
56	^{133}Ba	3	3
56	^{140}Ba	4×10^{-1}	4×10^{-1}
57	^{137}La	40	2
57	^{140}La	4×10^{-1}	4×10^{-1}
58	^{139}Ce	6	6
58	^{141}Ce	10	5×10^{-1}
58	^{143}Ce	6×10^{-1}	5×10^{-1}
58	^{144}Ce	2×10^{-1}	2×10^{-1}
59	^{142}Pr	2×10^{-1}	2×10^{-1}
59	^{143}Pr	4	5×10^{-1}
60	^{147}Nd	4	5×10^{-1}
60	^{149}Nd	6×10^{-1}	5×10^{-1}
61	^{143}Pm	3	3

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

	第一欄	第二欄	第三欄
61	^{144}Pm	6×10^{-1}	6×10^{-1}
61	^{145}Pm	30	7
61	^{147}Pm	40	9×10^{-1}
61	$^{148\text{m}}\text{Pm}$	5×10^{-1}	5×10^{-1}
61	^{149}Pm	6×10^{-1}	5×10^{-1}
61	^{151}Pm	3	5×10^{-1}
62	^{145}Sm	20	20
62	^{147}Sm	制限なし	制限なし
62	^{151}Sm	40	4
62	^{153}Sm	4	5×10^{-1}
63	^{147}Eu	2	2
63	^{148}Eu	5×10^{-1}	5×10^{-1}
63	^{149}Eu	20	20
63	^{150}Eu	7×10^{-1}	7×10^{-1}
63	$^{152\text{m}}\text{Eu}$	6×10^{-1}	5×10^{-1}
63	^{152}Eu	9×10^{-1}	9×10^{-1}
63	^{154}Eu	8×10^{-1}	5×10^{-1}
63	^{155}Eu	20	2
63	^{156}Eu	6×10^{-1}	5×10^{-1}
64	^{146}Gd	4×10^{-1}	4×10^{-1}
64	^{148}Gd	3	3×10^{-4}
64	^{153}Gd	10	5
64	^{159}Gd	4	5×10^{-1}
65	^{157}Tb	40	10
65	^{158}Tb	1	7×10^{-1}
65	^{160}Tb	9×10^{-1}	5×10^{-1}
66	^{159}Dy	20	20
66	^{165}Dy	6×10^{-1}	5×10^{-1}
66	^{166}Dy	3×10^{-1}	3×10^{-1}
67	^{163}Ho	40	40
67	$^{166\text{m}}\text{Ho}$	6×10^{-1}	3×10^{-1}
67	^{166}Ho	3×10^{-1}	3×10^{-1}
68	^{169}Er	40	9×10^{-1}
68	^{171}Er	6×10^{-1}	5×10^{-1}
69	^{167}Tm	7	7

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄
69	^{168}Tm	8×10^{-1}	8×10^{-1}
69	^{170}Tm	4	5×10^{-1}
69	^{171}Tm	40	10
70	^{169}Yb	3	3
70	^{175}Yb	30	9×10^{-1}
71	^{172}Lu	5×10^{-1}	5×10^{-1}
71	^{173}Lu	8	8
71	$^{174\text{m}}\text{Lu}$	20	8
71	^{174}Lu	8	4
71	^{177}Lu	30	9×10^{-1}
72	^{172}Hf	5×10^{-1}	3×10^{-1}
72	^{175}Hf	3	3
72	^{181}Hf	2	9×10^{-1}
72	^{182}Hf	4	3×10^{-2}
73	^{178}Ta	1	1
73	^{179}Ta	30	30
73	^{182}Ta	8×10^{-1}	5×10^{-1}
74	^{178}W	1	1
74	^{181}W	30	30
74	^{185}W	40	9×10^{-1}
74	^{187}W	2	5×10^{-1}
74	^{188}W	2×10^{-1}	2×10^{-1}
75	^{183}Re	5	5
75	$^{184\text{m}}\text{Re}$	3	3
75	^{184}Re	1	1
75	^{186}Re	4	5×10^{-1}
75	^{187}Re	制限なし	制限なし
75	^{188}Re	2×10^{-1}	2×10^{-1}
75	^{189}Re	4	5×10^{-1}
75	Re(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
76	^{185}Os	1	1
76	$^{191\text{m}}\text{Os}$	40	40
76	^{191}Os	10	9×10^{-1}
76	^{193}Os	6×10^{-1}	5×10^{-1}
76	^{194}Os	2×10^{-1}	2×10^{-1}

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

第一欄		第二欄	第三欄
77	¹⁸⁹ Ir	10	10
77	¹⁹⁰ Ir	7×10^{-1}	7×10^{-1}
77	¹⁹² Ir	1	5×10^{-1}
77	^{193m} Ir	10	10
77	¹⁹⁴ Ir	2×10^{-1}	2×10^{-1}
78	¹⁸⁸ Pt	6×10^{-1}	6×10^{-1}
78	¹⁹¹ Pt	3	3
78	^{193m} Pt	40	9
78	¹⁹³ Pt	40	40
78	^{195m} Pt	10	2
78	^{197m} Pt	10	9×10^{-1}
78	¹⁹⁷ Pt	20	5×10^{-1}
79	¹⁹³ Au	6	6
79	¹⁹⁴ Au	1	1
79	¹⁹⁵ Au	10	10
79	¹⁹⁶ Au	2	2
79	¹⁹⁸ Au	3	5×10^{-1}
79	¹⁹⁹ Au	10	9×10^{-1}
80	¹⁹⁴ Hg	1	1
80	^{195m} Hg	5	5
80	^{197m} Hg	10	9×10^{-1}
80	¹⁹⁷ Hg	10	10
80	²⁰³ Hg	4	9×10^{-1}
81	²⁰⁰ Tl	8×10^{-1}	8×10^{-1}
81	²⁰¹ Tl	10	10
81	²⁰² Tl	2	2
81	²⁰⁴ Tl	4	5×10^{-1}
82	²⁰¹ Pb	1	1
82	²⁰² Pb	40	2
82	²⁰³ Pb	3	3
82	²⁰⁵ Pb	制限なし	制限なし
82	²¹⁰ Pb	6×10^{-1}	9×10^{-3}
82	²¹² Pb	3×10^{-1}	3×10^{-1}
83	²⁰⁵ Bi	6×10^{-1}	6×10^{-1}
83	²⁰⁶ Bi	3×10^{-1}	3×10^{-1}

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄
83	²⁰⁷ Bi	7×10^{-1}	7×10^{-1}
83	^{210m} Bi	3×10^{-1}	3×10^{-2}
83	²¹⁰ Bi	6×10^{-1}	5×10^{-1}
83	²¹² Bi	3×10^{-1}	3×10^{-1}
84	²⁰⁸ Po	40	2×10^{-2}
84	²⁰⁹ Po	40	2×10^{-2}
84	²¹⁰ Po	40	2×10^{-2}
85	²¹¹ At	30	2
86	²²² Rn	2×10^{-1}	4×10^{-3}
88	²²³ Ra	6×10^{-1}	3×10^{-2}
88	²²⁴ Ra	3×10^{-1}	6×10^{-2}
88	²²⁵ Ra	6×10^{-1}	2×10^{-2}
88	²²⁶ Ra	3×10^{-1}	2×10^{-2}
88	²²⁸ Ra	6×10^{-1}	4×10^{-2}
89	²²⁵ Ac	6×10^{-1}	1×10^{-2}
89	²²⁷ Ac	40	2×10^{-5}
89	²²⁸ Ac	6×10^{-1}	4×10^{-1}
90	²²⁷ Th	9	1×10^{-2}
90	²²⁸ Th	3×10^{-1}	4×10^{-4}
90	²²⁹ Th	3×10^{-1}	3×10^{-5}
90	²³⁰ Th	2	2×10^{-4}
90	²³¹ Th	40	9×10^{-1}
90	²³² Th	制限なし	制限なし
90	²³⁴ Th	2×10^{-1}	2×10^{-1}
90	Th(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
91	²³⁰ Pa	2	1×10^{-1}
91	²³¹ Pa	6×10^{-1}	6×10^{-5}
91	²³³ Pa	5	9×10^{-1}
92	²³⁰ U	40	1×10^{-2}
92	²³² U	3	3×10^{-4}
92	²³³ U	10	1×10^{-3}
92	²³⁴ U	10	1×10^{-3}
92	²³⁵ U	制限なし	制限なし
92	²³⁶ U	10	1×10^{-3}
92	²³⁸ U	制限なし	制限なし

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
92 U(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
92 U(天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が5%以下であるもの)	制限なし	制限なし
92 U(天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が5%を超えるもの)	10	1×10^{-3}
92 U(天然の混合比に達しないもの)	制限なし	制限なし
93 ^{235}Np	40	40
93 ^{236}Np	7	1×10^{-3}
93 ^{237}Np	2	2×10^{-4}
93 ^{239}Np	6	5×10^{-1}
94 ^{236}Pu	7	7×10^{-4}
94 ^{237}Pu	20	20
94 ^{238}Pu	2	2×10^{-4}
94 ^{239}Pu	2	2×10^{-4}
94 ^{240}Pu	2	2×10^{-4}
94 ^{241}Pu	40	1×10^{-2}
94 ^{242}Pu	2	2×10^{-4}
94 ^{244}Pu	3×10^{-1}	2×10^{-4}
95 ^{241}Am	2	2×10^{-4}
95 ^{242m}Am	2	2×10^{-4}
95 ^{243}Am	2	2×10^{-4}
96 ^{240}Cm	40	2×10^{-2}
96 ^{241}Cm	2	9×10^{-1}
96 ^{242}Cm	40	1×10^{-2}
96 ^{243}Cm	3	3×10^{-4}
96 ^{244}Cm	4	4×10^{-4}
96 ^{245}Cm	2	2×10^{-4}
96 ^{246}Cm	2	2×10^{-4}
96 ^{247}Cm	2	2×10^{-4}
96 ^{248}Cm	4×10^{-2}	5×10^{-5}
97 ^{247}Bk	2	2×10^{-4}
97 ^{249}Bk	40	8×10^{-2}

第一欄		第二欄	第三欄
98	^{248}Cf	30	3×10^{-3}
98	^{249}Cf	2	2×10^{-4}
98	^{250}Cf	5	5×10^{-4}
98	^{251}Cf	2	2×10^{-4}
98	^{252}Cf	1×10^{-1}	1×10^{-3}
98	^{253}Cf	40	6×10^{-2}
98	^{254}Cf	3×10^{-3}	6×10^{-4}

別表第二（第四条関係）

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
区 分	特別形放射性物質等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 T Bq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 T Bq
1 2に該当する場合以外	1の第一欄中のイ、ロ及びホの該当する区分に応じ、第二欄に掲げる数量のうち最も小さいものをA ₁ 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。	1の第一欄中のイ、ロ、ハ及びニの該当する区分に応じ、第三欄に掲げる数量のうち該当する最も小さいものをA ₂ 値とする。ただし、40を超える場合には、40とする。
	$\frac{1}{E(\gamma)}$	$\frac{1}{E(\gamma)}$
ロ ベータ線を放出する場合		
(1) 最大エネルギーが0.1MeV未満の場合	40	40
(2) 最大エネルギーが0.1MeV以上0.15MeV未満の場合	40	9.3
(3) 最大エネルギーが0.15MeV以上0.2MeV未満の場合	40	2.3
(4) 最大エネルギーが0.2MeV以上0.5MeV未満の場合	40	9.3×10^{-1}
(5) 最大エネルギーが0.5MeV以上0.7MeV未満である場合	21	4.6×10^{-1}
(6) 最大エネルギーが0.7MeV以上1MeV未満である場合	4.2	4.6×10^{-1}

第一欄	第二欄	第三欄
(7) 最大エネルギーが 1 MeV以上1.5MeV 未満である場合	6.3×10^{-1}	4.6×10^{-1}
(8) 最大エネルギーが 1.5MeV以上2 MeV 未満である場合	3.2×10^{-1}	3.2×10^{-1}
(9) 最大エネルギーが 2 MeV以上である場 合	2.1×10^{-1}	2.1×10^{-1}
ハ 吸入摂取又は経口摂取 するおそれのある場合 (実用船用原子炉の設 置、運転等に関する規則 の規定に基づく線量当量 限度等を定める告示(平 成元年運輸省告示第八十 七号)(以下「線量当量告 示」という。)別表第一 中第二欄又は第三欄に数 量の記載がある場合をい う。)	-	$\frac{A L I (B q)}{10^6}$
ニ サブマージョンによる 被ばくのおそれがある場 合(線量当量告示別表第 一中第一欄に記載してい る化学形が「サブマー ジョン」である場合をい う。)	-	D A C (B q / cm ²) × 3.36
ホ アルファ線を放出する 場合	$\frac{A L I}{100}$	-
2 放射性物質が原子核の崩 壊連鎖を生ずるもの(以下 「親核種」という。)であ つて、その物理的半減期が	親核種及び娘核種に対する1 の第一欄の区分に応じ、それ ぞれ第二欄に掲げる数量のう ち最小のもの	親核種及び娘核種に対する1 の第一欄の区分に応じ、それ ぞれ第三欄に掲げる数量のう ち最小のもの

第一欄	第二欄	第三欄
その原子核の崩壊によつて生ずる放射性物質（以下「娘核種」という。）の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が10日以内である場合		

備考 E (γ) は、当該放射性物質の一壊変当たりのガンマ線又はエックス線の総エネルギー（エネルギーにエネルギー毎の放出率を乗じたものの総和をいう。）をMeVで表した値を、ALIは当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量当量告示別表第一中第二欄又は第三欄に掲げる数値のうち最も小さいものをBqで表した値を、DACは当該放射性物質の線量当量告示別表第一中第四欄に掲げる数量を、それぞれ表す。

別表第三（第四条関係）

放射性物質の種類が明らかでない場合及び放射性物質の種類が明らかであるが別表第一及び別表第二に数量が掲げられていない場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量 (A_1 値) 単位 T Bq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A_2 値) 単位 T Bq
1 ガンマ線及びベータ線以外の放射線を放出する放射性物質が存在しないことが明らかな場合	2×10^{-1}	2×10^{-2}
2 1 以外の場合	1×10^{-1}	2×10^{-5}

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

別表第四（第四条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合（別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。）の数量の限度

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

第 一 欄	第 二 欄
区 分	数 量 単位 TBq
放射性物質の種類の一部及び種類別の数量の一部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} = 1$
放射性物質の種類の一部又は一部が明らかなであつて種類別の数量の一部が明らかなでない場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n 及び y の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} + \frac{y}{Y} = 1$

備考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量（テラベクレル）を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を、 y は種類又は種類別の数量が明らかなでない放射性物質の数量（テラベクレル）を、 Y は y に係る放射性物質の種類の一部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）のうち最小のものを、 y に係る放射性物質の種類の一部又は一部が明らかなでない場合にあつては y に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

別表第五（第四条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合（特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合に限り、別表第六に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量 (A ₂ 値) 単位 TBq
放射性物質の種類が明らかな場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n}$
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n + f_y/Y}$

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を、 f_y は種類が明らかでない放射性物質の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

別表第六（第四条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の場合の数量の限度

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量（A ₁ 値） 単位 T Bq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A ₂ 値） 単位 T Bq
その系列のすべての放射性物質（親核種を除く。）の物理的半減期が10日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が10日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たすX ₁ , X ₂ , …, X _n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たすX ₁ , X ₂ , …, X _n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$

備考 X₁, X₂, …, X_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量（テラベクレル）を、X₁, X₂, …, X_nはそれぞれX₁, X₂, …, X_nに係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

四三四

別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験

一 衝撃試験

試験しようとする放射性物質等ができるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二 打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛版の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛版は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三 曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四 加熱試験

供試物を摂氏八百度の空气中に十分間置くこと。

五 浸漬試験

イ 固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）

にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に七日間浸漬させること。
 - (2) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。
 - (3) 摂氏三十度であつて湿度九十パーセントの空气中に七日間置くこと。
 - (4) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。
- ロ カプセルに封入された放射性物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。
- (1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。
 - (2) 摂氏三十度の空气中に七日間置くこと。
 - (3) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、その状態を四時間保持させること。

別記第二（第六条関係）LSA-IIIに係る浸漬試験

別記第一第五号イ(1)の条件の下に置くこと。

別記第三（第八条関係）A型輸送物に係る条件

一 条件

イ 五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

(1) その質量が、五千キログラム未満のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラム以上一万キログラム未満のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上のものにあつては、〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) その質量が五千キログラム以下のファイバー板製又は木製の長方形の輸送物にあつては、それぞれの頂点を下向きにして、その質量が百キログラム以下のファイバー板製の円筒形の輸送物にあつては、各縁の四半分毎を下向きにして〇・三メートルの高さから落下させること。

(3) その質量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(4) 質量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

イ 液体状又は気体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

次の(1)及び(2)の条件のうち、当該放射性輸送物が最大の破損を受ける条件の下に置くこと。ただし、四十テラベクレル以下のトリチウム又は A_2 値以下の希ガスを収納する放射性輸送物にあつては、この限りでない。

(1) 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四(第八条関係) B M型輸送物に係る条件

一 野外の温度が摂氏三十八度である環境に一週間放置すること。この場合において放射性輸送物に対しては、次の表に定める条件の下で行うこと。

輸送物表面の形状及び位置	輸送中水平である平面		一日あたり十二時間の日光の直射による入熱(ワット毎平方メートル)
	底面	その他の平面	
なし	なし	八百	二百
輸送中水平でない平面			四百

二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第五（第八条関係）B M型輸送物に係る条件

一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、質量が五百

キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納する放射性物質等

が特別形放射性物質等以外のものであって、当該放射性物質等

の放射能の量が A_2 値の千倍を超える放射性輸送物の場合には、

これに代えて、質量が五百キログラム、縦及び横の長さが一メ

ートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最

大の破損を受けるように水平に落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二

十センチメートルの軟鋼丸棒であって、その上面が滑らかな水

平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二 摂氏八百度の環境に三十分間置くこと。この場合において、耐

火試験前の輸送物は、周囲温度摂氏三十八度で平衡状態にあると

仮定し、耐火試験後は、人為的に冷却してはならず、別記第四第

一号に規定する日光の直射による入熱条件を考慮すること。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

備考 第一号から第三号までの条件の下には、この順序で置くもの

とする。ただし、第三号に定める浸漬試験については、別個の

輸送物を使用することができる。

別記第六（第八条関係）B U型輸送物に係る条件

別記第四の条件の下に置くこと。

別記第七（第八条関係）B U型輸送物に係る条件

別記第五の条件の下に置くこと。

別記第八（第八条関係）I P 1-2型輸送物に係る条件

一 次のイ又はロに掲げるいずれかの条件の下に置くこと。

イ 別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件の下に置くこと。

ロ 運輸大臣が適当と認める試験

別記第九（第八条関係）I P 1-3型輸送物に係る条件

別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第十（第十条関係）核分裂性輸送物に係る条件

一 別記第三第一号イの条件の下に置くこと。

二 第一号の条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

イ 当該輸送物が長方形である場合は、各頂点を下向きにして、

円筒形である場合は各縁の四半分毎を下向きにして、○・三メ

ートルの高さから落下させた後、別記第三第一号ロ(1)及び(2)の

条件の下に置くこと。

ロ 別記第三第一号ロ(3)の条件の下に置くこと。

ハ 別記第三第一号ロ(4)の条件の下に置くこと。

別記第十一（第十条関係）核分裂性輸送物に係る条件

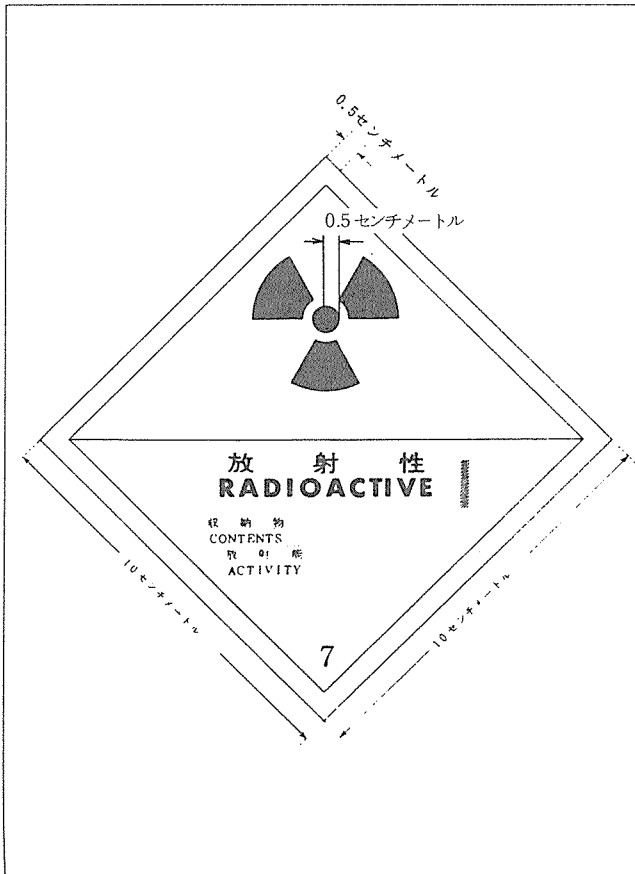
一 次のイ及びロの条件のうち、放射性輸送物が最大の破損を受け

る条件の下に置くこと。

イ 次の条件の下に順次置くこと。

- (1) 別記第十の条件の下に置くこと。
 - (2) 別記第五第一号及び第二号の条件の下にその順序で置くこと。
 - (3) 深さ〇・九メートルの水中に八時間浸漬させること。
- ロ 次の条件の下に順次置くこと。
- (1) 別記第十の条件の下に置くこと。
 - (2) 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

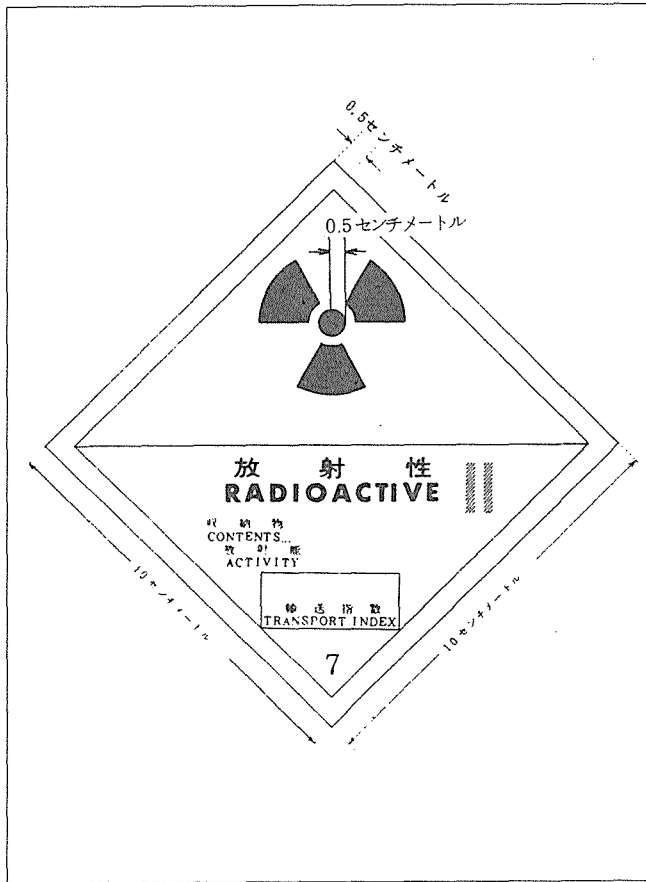
第1号様式（第23条、第26条関係）第一類白標識



- 注1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称（当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあっては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質等の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合には、放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 本邦内のみを輸送されるものにおいては英語の部分、本邦外を輸送されるものにおいては日本語の部分、をそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によるものとする。

部		分		色彩
上	半	分	の	白 黒 白 黒 赤 白 黒 黒
三	葉	マ	一	
下	半	分	の	
文	線	の	部	
斜	ち	の	部	
ふ	の	内	側	
区	ち	分	の	

第2号様式（第23条、第26条関係）第二类黄標識

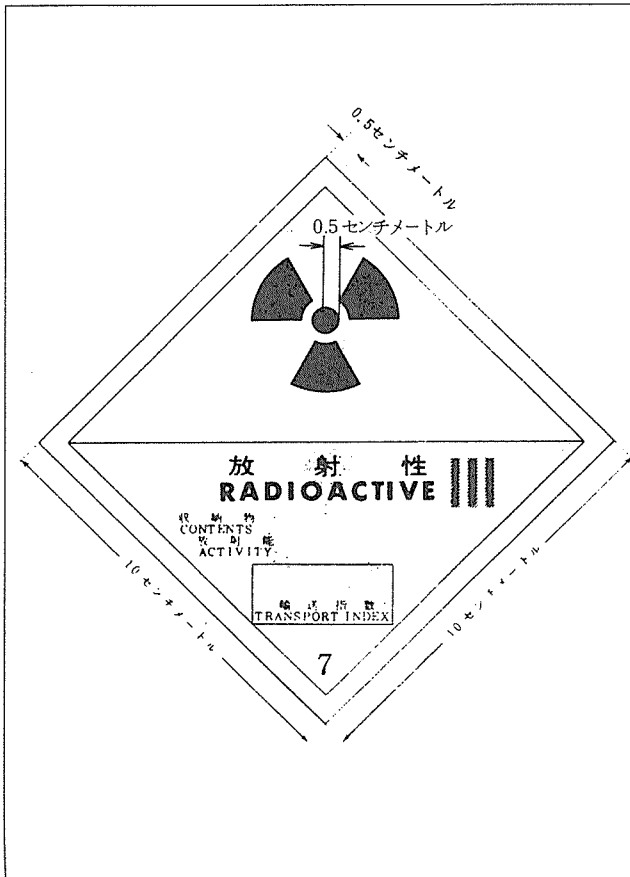


- 注1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称（当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあっては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質等の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合には、放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分それぞれ削ることができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部	分	色彩
上	半	黄 黒
三	分	
下	の	
文	一	
斜	分	黒 赤
線	の	
を	部	白 黒
施	分	
した	の	黒
部	内	
分	側	黒
の	の	
内	線	黒
側	の	
の	線	黒
線	線	
を	線	黒
施	線	
した	線	黒
部	線	
分	線	黒
の	線	
内	線	黒
側	線	
の	線	黒
線	線	
線	線	黒
線	線	

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

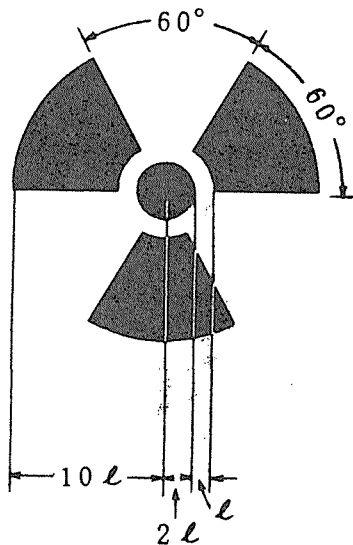
第3号様式（第23条、第26条関係）第三類黄標識



- 注1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称（当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあっては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質等の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合には、放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦内のみを輸送されるものにおいては英語の部分、本邦外を輸送されるものにおいては日本語の部分、それぞれ削ることができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部 分				色 彩
上	半	分	の	黄 黒 白 黒 赤 白 黒 黒
三	葉	マ	ー	
下	半	分	の	
文	字	の	部	
斜	線	を	施した	
ふ	ち	の	内側	
ふ	ち	の	内側の	
区	分	線	線	

第4号様式（第23条関係）三葉マーク

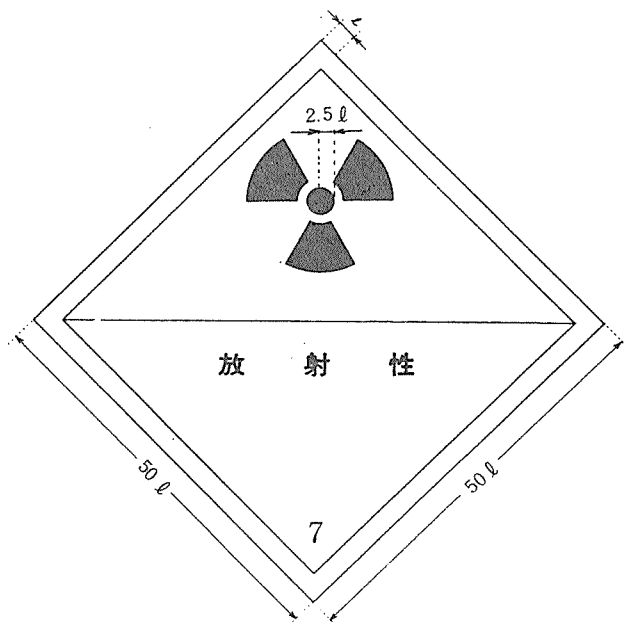


注1 l は、0.2センチメートル以上とする。

2 色彩は、黒とする。

第5号様式 (第23条、第26条関係)

コンテナ標識

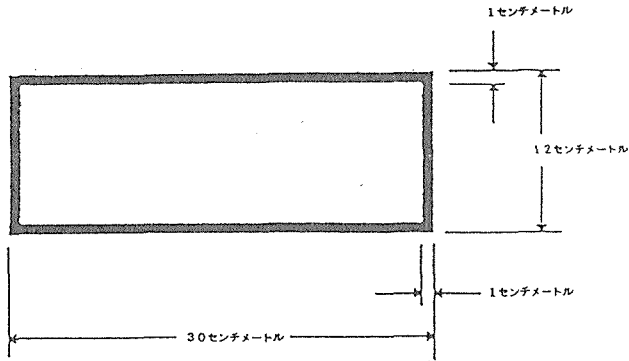


- 注 1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。
 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 4 本邦内のみを運送されるものにあつては英語の部分
 を、本邦外を運送されるものにあつては日本語の部分
 をそれぞれ削ることができる。
 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示
 するものとする。この場合においては、「放射性(RADI-
 OACTIVE)」の文字を削ることができる。
 6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第6号様式 (第23条、第26条関係)

国連番号標札



注 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
地	だいたい
ふちの部分	黒

放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について（運輸省航空局長通達一七〇一）

四四四

空航第1212号

記

平成2年12月28日

取

運輸省航空局長

放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について

国際原子力機関（IAEA）の1985年版輸送規則及び国際民間航空条約の附属書18に基づく技術指針1991～1992年版の国内法への取り入れに伴い、今般航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）の一部を改正するとともに、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（昭和52年運輸省告示第587号）の全部を改正し、新たに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成2年運輸省告示第610号。以下「告示」という。）として、平成3年1月1日から施行します。施行に当たっては、下記に従って運用することといたしましたので、関係者に周知徹底方よろしく願いたします。なお、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について（昭和53年2月18日付け空航第74号）は廃止いたします。

1. 規則等の改正に伴う主たる条項の解釈及び取扱い

(1) 告示第4条（L型輸送物として輸送できる放射性物質等）関係

「運輸大臣が適当と認める試験」とは、国際標準化機構の文書ISO 2919-1980「密封線源－分類」のクラス4衝撃試験、クラス6温度試験及びISO/T R 4826-1979「密封線源－漏えい試験法」の試験をいう。

(2) 告示第8条（放射性輸送物の基準）関係

- イ 内表面の「放射性」等の文字は、原則として1cm角以上の大きさとする。
- ロ 「運輸大臣が適当と認める場合」とは、液体状の放射性物質等を収納する目的で設計され、かつ、内閣総理大臣、科学技術庁長官又は運輸大臣の確認を受けたB型輸送物の容器を使用する場合をいう。
- ハ 第6号及び第7号にいう「運輸大臣が適当と認める基準」とは、国際標準化機構の文書ISO 1496/1-1978「シリーズ1」の規格及び試験結果をいう。

(3) 告示第13条（取扱場所）関係

- イ 「関係者以外の者」とは、旅客その他の当該積卸し作業に関係のない者をいう。
- ロ 設置場所においては、被ばく防止の配慮がなされ、かつ、事故時等の措置が作業員等に周知されていること。

(4) 告示第14条（積載方法）関係

「汚染の有無」については、当該航空機に係る月間の輸送指数の合計が1,500を超える場合に検査するものとする。

(5) 告示第16条(混載制限)関係

- イ 「火薬類」、「高圧ガス」、「腐食性液体」、「引火性液体」とは、それぞれ航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和58年運輸省告示第572号)第1条第1項に規定する「火薬類」、「高圧ガス」、「腐食性物質」(液状のものに限る。), 「引火性液体」をいう。
- ロ 「混載」とは、同一の貨物室に放射性輸送物等を積載することをいう。この場合において、貨物室の広狭は問わない。
- ハ L型輸送物と他の物件を混載する場合には、それらの間に十分な間隔を取ることを。

(6) 告示第17条(オーバーバック、コンテナ及び航空機に係る積置当量率等)関係

「運輸大臣が適当と認めた場合」とは、輸送毎に関係者が特定され、航空機の積載場所にこれら以外の者が立ち入ることができないよう措置されているとともに航空機乗組員等に対する被ばくがないことが確認された場合とする。

(7) 告示第20条(取扱方法等を記載した書類の携行)関係

- イ 「輸送に関して留意すべき事項」には、当該放射性輸送物等に収納されている放射性物質等の名称(二種類以上の放射性物質等が収納されている場合は、そのうち主たるものの名称)及び放射能の量(ベクレル単位で表すこと。)が含まれるものとする。
- ロ 航空機乗組員及び客室乗務員に対して、書類の主な記載内容等を周知すること。

(8) 告示第21条(BM型輸送物の輸送条件)関係

「放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに

該当する者(核燃料物質の取扱いに関しては、ホに該当する者を除く。)とする。

- イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第4条の原子炉主任技術者免状を有する者及び原子炉主任技術者試験筆記試験合格者
- ロ 原子炉等規制法第22条の3の核燃料取扱主任者免状を有する者
- ハ 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)第35条の第一種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに一年以上の経験を有する者
- ニ 放射線障害防止法第35条の第二種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに二年以上の経験を有する者
- ホ 放射線障害防止法第35条の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状を有する者
- ヘ 放射性物質の取扱いに関し、イからホまでに掲げる者(核燃料物質の取扱いに関しては、イからニまでに掲げる者)と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(9) 告示第23条(標識又は表示)関係

- イ 「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B(M)」の文字及び「BU型」又は「TYPE B(U)」の文字並びに総質量を表示する場合は、それらの文字又は数字の各々を原則として黒色で白地の上に1cm角以上の大きさとなるように表示しなければならない。
- ロ 航空機用コンテナ(ULD)への表示については、第1項の標識を用いてもよいものとする。

(10) 告示第24条(核物質防護に関する基準)関係

イ 「輸送計画書」については、荷送人、荷受人及び運送人が協議を行い、さらに、空港管理者とも相談したうえで策定すること。

また、「輸送計画書」に記載する事項のうち、「(7) その他必要な事項」には、「輸送計画書」の内容の不必要な分散を防止するための方法を記載すること。

ロ 「連絡通報体制」については、輸送責任者と指定連絡場所における荷送人又は荷受人が随時連絡をとり得る体制としておくこと。また、緊急時の連絡体制についても治安当局等とも打合せを行った上で別途整備しておくこと。

ハ 「核物質防護上の措置について知識と経験を有し、輸送中の核物質防護の実施に関して責任を有する者」とは、当該輸送において統括的責任を有する者であって、核物質の輸送に関する業務について熟知しており、かつ、その経験を有する者をいう。

ニ 「警備人」とは、空港警備及び核物質防護のための警備に関する知識と経験を有する者をいう。

ホ 第1号ホ(1)及びチの「錠及び封印等」には、輸送物の包装が含まれるものとする。

(11) 告示第27条関係

告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合は、輸送経路の選定にあたって、自然災害等による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過するよう配慮すること。

(12) 別記第八関係

「運輸大臣が適当と認める試験」とは、国際連合危険物輸送に関する専門家委員会の危険物の輸送に関する勅告の包装等級Ⅲの試験をいう。

(13) 被ばく防止のための措置

イ 放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件（以下「放射性物質等」という。）の輸送に従事する者（以下「輸送従事者」という。）の放射線被ばくが一般人並の年間1ミリシーベルト以下となっていることを確認するため、航空機乗組員、客室乗務員及び地上作業員について、それぞれ別記第1に定めるところにより年間被ばく線量（RY）を算出し、毎年2月末日までに前年分をとりまとめ、運輸省航空局技術部運航課危険物輸送対策官あて報告すること。

ロ 輸送従事者及び旅客の被ばくを防止するため、輸送指数を算出することとされている放射性輸送物及び放射性輸送物としない輸送できる放射性物質等を輸送する場合は、これらを客室及び操縦室の隔壁又は床面から別表第1に掲げる距離以上の距離をおいて積載すること。

2. 運輸大臣の確認に係る取扱い

(1) 放射性輸送物の確認

イ 運輸大臣は規則第194条第2項第2号ハ、ニ又はヘ（放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。）の規定による確認（以下「放射性輸送物の確認」という。）を行う場合には、次のi)～iv)に掲げる場合を除き、積載前に発送時検査等を適宜行うものとする。

i) 核分裂性輸送物にあっては、告示第11条第1項第1号の書面の提出があり、かつ、輸送しようとする者が別表第2により発送時検査を実施する場合

ii) 核分裂性輸送物以外の放射性輸送物にあっては、告示第11条第1項第2号の確認がなされる場合

iii) 告示第7条第1号から第6号に該当する放射性物質等を収納した放射性輸送物にあっては、告示第11条第2項第1号の書面の提出があった場合

iv) 放射性物質等が本邦以外の地において運輸大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

ロ 放射性輸送物の確認を受けようとする者は、輸送のつど、別記第2の放射性輸送物確認申請書記載要領に従い作成した様式第1の申請書を提出し、確認を受けること。

ハ 放射性輸送物の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日の原則として1ヶ月前までに当該申請書を航空局技術部運航課に提出すること。

(2) 放射性輸送物の輸送の確認

イ 運輸大臣は規則第194条第2項第2号ホ又はヘ(放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものを除く。)の確認(以下「放射性輸送物の輸送の確認」という。)を行う場合は、次のi)及びii)に掲げる場合を除き、輸送前に積載時検査等を適宜行うものとする。

i) 放射性輸送物が運輸大臣の指定する者により輸送される場合。この場合当該指定を受けようとする者は、別記第3の放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領に従い作成した様式第2の申請書を航空局技術部運航課に提出すること。なお、指定期間は原則として1ヶ年とし、運輸大臣が必要と認めるときは、指定を取り消すものとする。

ii) 放射性輸送物が本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送される場合。

ロ 放射性輸送物の輸送の確認を受けようとする者は、様式第3の申請書に、当該輸送の安全性を証する別記第4の輸送計画書記載要領に従い作成した様式第4の輸送計画書を添付して申請すること。

ハ 放射性輸送物の輸送の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日の原則として3週間前までに当該申請書及び輸送計画書を航空局技術部運航課に提出すること。

別表第1(1.(13)関係)

輸送指数の合計	最小許容距離(m)	輸送指数の合計	最小許容距離(m)
0.1 - 1.0	0.30	25.1 - 30	3.20
1.1 - 2.0	0.50	30.1 - 35	3.50
2.1 - 3.0	0.70	35.1 - 40	3.75
3.1 - 4.0	0.85	40.1 - 45	4.00
4.1 - 5.0	1.00	45.1 - 50	4.25
5.1 - 6.0	1.15	50.1 - 60	4.65
6.1 - 7.0	1.30	60.1 - 70	5.05
7.1 - 8.0	1.45	70.1 - 80	5.45
8.1 - 9.0	1.55	80.1 - 90	5.80
9.1 - 10.0	1.65	90.1 - 100	6.10
10.1 - 11.0	1.75	100.1 - 110	6.45
11.1 - 12.0	1.85	110.1 - 120	6.70
12.1 - 13.0	1.95	120.1 - 130	7.00
13.1 - 14.0	2.05	130.1 - 140	7.30
14.1 - 15.0	2.15	140.1 - 150	7.55
15.1 - 16.0	2.25	150.1 - 160	7.80
16.1 - 17.0	2.35	160.1 - 170	8.05
17.1 - 18.0	2.45	170.1 - 180	8.30
18.1 - 20.0	2.60	180.1 - 190	8.55
20.1 - 25.0	2.90	190.1 - 200	8.75

放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について(運輸省航空局長通達一その一)

核分裂性輸送物発送時検査要領

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
外觀検査	BM, BU, A	核燃料物質等を収納した状態で放射性輸送物の外形を目視で検査する。	傷、凹れ、変形及び形状に異常がなく、また、バルブ開口部が完全に遮断されていること。
吊上げ検査	BM, BU, A	警告帯を吊り上げた状態における外形を検査する。	吊上げ装置に異常のないこと。
包装検査	BM, BU, A	放射性輸送物の包装を検査する。	申請書に記載された条件以下であること。
表面汚染検査	BM, BU, A	α+β線により放射性輸送物の表面汚染を検査する。	アルファ線を放出する核燃料物質等にあつては0.4 Bq/cm以下、アルファ線を放出しない核燃料物質等にあつては1 Bq/cm以下であること。
漏洩量率検査	BM, BU, A	核燃料物質等を収納した状態におけるγ線量率及び中性子線量率をサーベイナ等で検査する。	線量率計率が2 mSv/hr、1 mの距離において0.1 mSv/hr以下であること。
本包装検査	BM, BU, A	パレット、中性子吸収材料等の存在、形状等を目視により検査する。	変形、経路等の異常がないこと。
収納物検査	BM, BU, A	① 収納物の外形、数量等を検査する。 ② 使用用紙については、運送記録等により放射能強度、ウラン含量、濃縮度、燃焼度、発熱性、冷却数量等を検査する。 ③ 新用紙については、重量、濃縮度等を確認する。 ④ 用紙以外の容器材等の収納物についてもその存在、量等を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足し、かつ、秤量に異常がないこと。 申請書に記載された設計条件を満足すること。
漏洩測定検査	BM, BU, A	放射性輸送物の表面の漏洩を測定する。	十分に平面に達した状態で20℃(引用精度でない場合は50℃)以下であること。
気密漏洩検査	BM, BU, A	ヘリウムサーナテスト、加圧漏洩試験又は気密試験等により漏洩率を検査する。	漏洩率が申請書に記載された値以下であること。
圧力測定検査	BM, BU, A	圧力計等により放射性輸送物の内圧を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足し、十分に平衡状態に達していること。

注. BM, BU, A: B型輸送物, BU型輸送物及びA型輸送物を示す。

1. 年間被ばく線量の算出式

【国際線における航空機乗組員の年間被ばく線量】

$R_Y = (\text{当該路線の平均放射線量率}) \times (\text{距離の補正係数})$

$\times (\text{平均年間乗務時間}) \times (\text{安全係数})$

$= \frac{(\text{当該路線の輸送指数の合計値})}{(\text{当該路線の全便数})}$

$\times \frac{\{1 + (\text{輸送物一個の平均重量}) \times \{2\} + (\text{輸送物の中心位置から乗降席までの距離})^2\}}{2}$

$\times \{ \text{平均年間飛行時間} + (\text{平均年間乗務回数} \times 1 \text{ 時間}) \}$

$\times 2$

【客室乗務員及び国内線における航空機乗組員の年間被ばく線量】

$R_Y = (\text{当該路線の平均放射線量率}) \times (\text{距離の補正係数})$

$\times (\text{当該路線に乗務する回数}) \times (\text{当該路線の1回の乗務時間})$

$\times (\text{安全係数})$

$= \frac{(\text{当該路線の輸送指数の合計値})}{(\text{当該路線便数})}$

$$\times \frac{\{1 + (\text{輸送物一個の平均直径}) \times \pi\}^2}{(\text{輸送物の中心位置から客室又は操縦席までの距離})^2}$$

$$\times \frac{(\text{平均年間飛行時間})}{(1 \text{ 便当たりの平均飛行時間})} \times (\text{当該路線の1回の乗務時間})$$

× 2

【地上作業員の年間被ばく線量】

(1) トラフィック、上屋等において作業を行う場合

イ 輸送物がULDに収納され、フォークリフトにより積み付けられる場合

$$R Y = 1.70 \times 10^{-3} \times \frac{\{\text{一年間の輸送指数の合計 (T I)}\}}{\text{トラフィック及び上屋の従事者数 (M)}} + 2.55 \times 10^{-5} \times (T I)$$

ロ L型輸送物がULDにより又はA型輸送物がバラ積みにより積み付けられる場合

$$R Y = 2.36 \times 10^{-3} \times (T I / M) + 2.13 \times 10^{-5} \times (T I)$$

ハ 輸送物の大半がバラ積みである場合

$$R Y = 1.24 \times 10^{-3} \times (T I / M) + 3.25 \times 10^{-5} \times (T I) + 8.56 \times 10^{-6} \times \{T I \times \text{総取扱個数 (L)} / (M)\}$$

(2) 搭載作業の場合

イ ULDをリフトで持ち上げて搭載する場合

$$R Y = 2.17 \times 10^{-3} \times \frac{(T I)}{\text{搭載従事者数 (N)}}$$

ロ 主にベルトコンベアーを用いて搭載する場合

$$R Y = 3.85 \times 10^{-3} \times (T I / N)$$

ハ 主に手作業で搭載する場合

$$R Y = 2.76 \times 10^{-3} \times (T I / N)$$

2. 輸送従事者の年間被ばく線量の算出条件

- (1) 各路線の片道を一路線とする。この場合、二地点間を直接結ぶ片道を一つの路線とし、経由地がある場合は、出発地一経由地、経由地一経由地、経由地一到着地というように分割されたそれぞれを一つの路線とする。
- (2) 国際線航空機乗組員は、常に特定路線に勤務すると考える。特定路線は、放射性物質等の輸送が行われている路線のうち、当該路線の輸送指数の年間合計値を当該路線の年間就航便数で割った平均値が高いものから順に3路線選定する。
- (3) 国際線では、旅客機、貨物機の区別はせず、距離の補正係数は全て貨物機の値を用いる。この場合、輸送物は上部貨物室内にランダムに積載されているものとする。
- (4) 客室乗務員及び国内線航空機乗組員は、国内線又は国際線のいずれにおいても全路線に平均して勤務するものとする。
- (5) 「平均年間乗務時間」は、特定路線しか考えていないので「当該路線の1回の乗務時間」×「当該路線に勤務する回数」と等しくなる。従って「平均年間乗務時間」の算定に当たっては、「平均年間飛行時間」に「放射性物質等を積載している航空機に勤務したときのブロック・タイム以外の時間」×

- (8) 「平均年間飛行時間」は、一乗務員の全路線にわたる年間飛行時間（ブロック・タイムで表したものの）の平均値とする。
- (9) 「当該路線の1回の乗務時間」は、当該路線のブロック・タイムに含まれない離陸前、着陸後の機内に滞在する時間として、それぞれ30分、合計1時間を、ブロック・タイムで表した飛行時間に加算した値とする。
- (10) 「1便当たりの平均飛行時間」は、全路線にわたる全便の飛行時間（ブロック・タイムで表したものの）の年間合計値を、全路線にわたる年間就航便数の合計値で割った値とする。

別記第2（2）（1）口関係）

放射性輸送物確認申請書記載要領

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。
- (2) 2の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について（通達）」（昭和52年12月8日付け 52安局第405号）に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号を有する場合には、その番号を記載すること。
- (3) 3の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第2項第2号及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例に従い規則第194条第2項第2号イ、ニ及びへに規定する種類を記載すること。
例 ○型輸送物（核分裂性輸送物、告示第7条第○号の放射性物質を取納した輸送物）
- (4) 4の「輸送物の概要」は、①容器の材料及び構造、②輸送物の主要語元（長さ、幅、高さ及び総質量）、③容器の設計者名、製造者名及び所有者名等を記載するとともに、輸送物の写真又は説明図を添付すること。
- (5) 5の「輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（平成2年運輸省告示第610号）に定める技術上の基準に適合することの説明」には、安全解析書を別紙として添付すること。ただし、過去に安全解析書が添付された輸送物と同一の輸送物（型式及び種類並びに取納される放射性物質等の名称及び数量が同一であるものをいう。）を作成する場合は、当該基準の適合性について簡単にとりまとめ記載することにより当該安全解析書の添付にかえることができる。
- (6) 6の「取納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。
- (7) 6（1）の「名称」には、当該放射性物質等の化学式についても記載すること。

(8) 6（4）の「物理的、化学的性質」には、当該放射性物質等が特別形に該当するか否か及び気体、液体又は固体のいずれであるかについても記載すること。

(9) 6（6）の「吸収線量率」は、劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン（濃縮度が10%未満のもの）の照射された直後の吸収線量率を記載し、その他の場合は輸送時点での吸収線量率を記載すること。

(10) 11の「その他の特記事項」には、申請の時点でわかる範囲で放射性物質等の用途、発着地等を簡単に記載すること。

例1 「○○発電所の○○炉用の燃料を加工するため、○○から○○加工工場へ輸送する。」

例2 「医療用大量照射線源とするため、○○事業所から○○病院まで輸送する。」

別記第3(2.(2)-i)関係)

放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。
- (2) 代理申請の場合にあつては、申請者欄には本人たる指定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所も明記すること。
- (3) 2の「航空運送事業の概要」は、①資本金、②当該航空運送事業のための事務所その他の事業所の名称及び所在地、③就航路線の起点寄航地及び終点並びにそれら相互間の距離、④使用航空機の総数並びに各航空機の型式、国籍記号及び登録記号、⑤運航回数、⑥整備の施設及び運航管理の施設の概要、⑦航空従事者の資格別の数及び運航管理者の数、⑧旅客及び貨物の年間輸送実績及びそのうち日本発着の実績(過去5年間)を記載すること。
- (4) 3の「事故の概要」は、事故の日時、場所、事故の態様、被ばく者の数及び事故の原因について記載すること。
- (5) 4の「放射性輸送物輸送管理体制」は、放射性輸送物の輸送に係る施設の整備及び管理の状況、社内各部門間等の通常時及び緊急時における連絡体制について記載すること。
- (6) 5の「その他特記すべき事項」には、近々の放射性物質等の輸送予定等を記載すること。

別記第4(2.(2)-ロ関係)

輸送計画書記載要領

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。
- (2) 1の「輸送の目的」は、輸送する放射性物質等の用途、発着地等を簡潔に記載すること。
例1 「〇〇発電所の〇〇炉用の燃料を加工するため、〇〇から〇〇加工工場へ輸送する。」
例2 「医療用大量照射線源とするため、〇〇事業所から〇〇病院まで輸送する。」
- (3) 4の(1)から(3)までの「出発日時」、「到着日時」及び「経由日時」は、日本時間で記載すること。
- (4) 4の(2)及び(3)の「到着空港名」及び「経由空港名」は、予定される代替空港名も記載すること。
- (5) 当該輸送物につき、放射性輸送物安全基準適合確認書等の写しを添付する場合は、5の(4)(輸送物の主要諸元に関する記述及び輸送物を示す写真又は説明図の添付を除く。)、(5)及び(10)についてはこれを省略することができる。
- (6) 5の(2)から(10)までについては、輸送物ごとに記載すること。
- (7) 5の(2)の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器(以下「容器」という。)設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について(通達)」(昭和52年12月8日付け 52安局第405号)に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号を有する場合には、その番号を記載すること。
- (8) 5の(3)の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第2項第2号及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例に従い規則第194条第2項第2号イ、ニ及びへに規定する種類を記載すること。
例 〇型輸送物(核分裂性輸送物、告示第7条第〇号の放射性物質を取納

した輸送物)

- (9) 5の(4)の「輸送物の概要」は、①容器の材料及び構造、②輸送物の主要語元(長さ、幅、高さ及び総質量)、③容器の設計者名、製造者名及び所有者名等を記載するとともに、輸送物の写真又は説明図を添付すること。
- (10) 5の(5)の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。ただし、吸収線量率については、劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン(濃縮度が10%未満のもの)の照射済燃料にあっては照射された直後の値を記載すること。
- (11) 5の(5)の「収納している放射性物質等の仕様」のうち、「名称」には化学式も、「物理的、化学的性質」には、特別形かどうか、気体、液体又は固体のいずれであるかについても記載すること。
- (12) 6の「コンテナで輸送する場合」の記載事項(7を除く。)については、輸送物を収納するコンテナ毎に記載すること。
- (13) 6の(8)の「コンテナの外観図」は、三面図及び鳥かん図によることとし、かつ、告示第23条に規定する標識又は表示が付され、又は行われていることを明示するものであること。
- (14) 7の(1)の「航空機の概要」は、航空機の型式、国籍記号、登録記号、旅客機と貨物機(現に旅客が搭乗していない航空機をいう。)の別等を記載すること。
- (15) 7の(3)の「航空機への積載方法及び固縛方法」は、積載位置(告示第14条第2項の旅客等が通常使用する区画への積載禁止、告示第16条の混載制限及び通達記1。(13)ロの積載距離制限の遵守状況がわかる航空機貨物室の見取図を添付すること。)並びに移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損われないようにするための固縛方法等の措置、核燃料物質にあっては臨界防止のための措置及びB M型輸送物及びB U型輸送物にあってはその表面の温度が50度を超えないようにするための措置について記載すること。
- (16) 8の(1)の「輸送責任者及び輸送実施者(機長等)の氏名等」には、告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合にあっては、輸送責任者が核物質防護上の措置について知識と経験を有することの説明及び輸送責任者が講じる措置の具体的内容についても記載すること。
- (17) 8の(3)の「貨物搭載要領」には、B M型輸送物又はB M型輸送物が収納されているコンテナを輸送する場合にあっては、立ち会う専門家の氏名並びに放射線測定器及び保護具の携行状況についても記載すること。
- (18) 8の(4)の「事故時の措置」は、事故時の応急措置、連絡体制等を記載すること。

様式第1(2.(1)関係)

放射能輸送物確認申請書

運輸大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称

住所

連絡先

下記の放射性輸送物(以下「輸送物」という。)について、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第194条第2項第2号に基づく輸送物の確認をしていただきたいので、「放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について」(平成2年12月28日付空航第1212号。以下「通達」という。)に従い申請いたします。

記

1. 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
2. 輸送容器の型式又は名称
3. 輸送物の種類等
4. 輸送物の概要
5. 輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」(平成2年運輸省告示第610号)に定める技術上の基準に適合することの説明
6. 収納している放射性物質等の仕様
 - (1) 名称
 - (2) 核種
 - (3) 質量
 - (4) 物理的、化学的性質
 - (5) 放射能濃度(二種類以上の放射性物質等が収納されている場合にあってはその種類ごとの値及び合計値)

(6) 核燃料物質にあっては、その他濃縮度、冷却日数、発熱量、吸収熱量率(核物質防護措置が特に必要な放射性物質等が収納されている場合に限る。)

等の仕様に関する事項

(7) 容器への収納方法

7. 輸送制限回数及び輸送物の配列方法
8. 輸送物の輸送指数
9. 輸送時における取扱上の注意事項
10. 輸送予定年月日
11. その他の特記事項
12. 通達記2.(1)イの発送時検査等を受ける場合には、当該検査を希望する場所及び日時
13. 通達記2.(1)イの発送時検査等の免除を希望する場合には、通達記2.(1)イi)~iii)のいずれに該当するかの説明

様式第2（2.（2）イi）関係）

放射性輸送物輸送者指定申請書

運輸大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称

住所

連絡先

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成2年運輸省告示第610号）第25条に規定する運輸大臣が指定する者として指定していただきたく、「放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について」（平成2年12月28日付け空航第1212号）に従い申請いたします。

記

1. 航空運送事業者としての免許又は許可を受けた日付け及び当該免許又は許可の番号
2. 航空運送事業の概要
3. 放射性物質輸送の実績（過去3年間）並びに当該輸送に係る輸送物の事故歴の有無及び事故歴がある場合にあってはその事故の概要
4. 放射性輸送物輸送管理体制
5. その他特記すべき事項

様式第3（2.（2）ロ関係）

放射性輸送物輸送確認申請書

運輸大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称

住所

連絡先

別添の輸送計画書に記載する放射性輸送物の輸送につき、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号に基づく放射性輸送物の輸送の安全性の確認をしていただきたく、「放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について」（平成2年12月28日付け空航第1212号。以下「通達」という。）に従い下記のとおり申請いたします。

記

1. 通達記2（2）イの積載時検査等を受ける場合は、当該検査を希望する場所及び日時
2. 通達記2.（2）イの積載時検査等の免除を希望する場合は、通達記2.（2）イi）又はii）のいずれに該当するかの説明

様式第4(2.(2)関係)

別添

輸 送 計 画 書

1. 輸送の目的
2. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所
3. 輸送人の氏名又は名称及び住所
4. 予定輸送経路及び日時等
 - (1) 出発空港名及び出発日時
 - (2) 到着空港名及び到着日時
 - (3) 経由空港名及び経由日時
 - (4) その他
5. 輸送しようとする放射性輸送物(以下「輸送物」という。)
 - (1) 輸送物の個数
 - (2) 輸送容器の型式又は名称
 - (3) 輸送物の種類等
 - (4) 輸送物の概要
 - (5) 収納している放射性物質等の仕様
名称、核種、質量、物理的・化学的性質、放射能強度、濃縮度、冷加日数
発熱量、容器への収納方法、吸収線量率
 - (6) 輸送物の輸制限回数及び配列方法
 - (7) 輸送物の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率
 - (8) 輸送物の輸送指数
 - (9) 輸送物の表面からの平均熱放出率(ワット每平方米)
 - (10) 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
6. コンテナで輸送する場合
 - (1) コンテナの取納者の氏名又は名称及び住所
 - (2) コンテナの名称又は型式及び主要諸元(長さ、幅、高さ、質量、適合規格

等)

- (3) コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及び輸送容器の名称又は型式
 - (4) 輸送物を収納したコンテナ(以下単に「コンテナ」という。)の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率
 - (5) コンテナの輸送指数
 - (6) コンテナの放射能面密度
 - (7) コンテナの個数
 - (8) コンテナの外観図
7. 航空機及び航空機への積載方法
 - (1) 航空機の概要
 - (2) 専用積載の場合にあってはその旨
 - (3) 航空機への積載方法及び固縛方法
 - (4) 輸送物を積載した航空機の表面及び表面から2メートルの距離における最大線量当量率
 - (5) 航空機の表面の放射能面密度
 - (6) 航空機の積載場所の汚染の有無
 - (7) 積載した輸送物等の輸送指数の合計値
 8. 輸送実施体制
 - (1) 輸送責任者及び輸送実施者(機長等)の氏名等
 - (2) 機長等への通報要領
 - (3) 貨物搭載要領
 - (4) 事故時の措置
 - (5) 核物質防護措置が必要な場合には、告示第24条第1号に規定する核物質防護に関する輸送計画書
 9. その他

○ 運輸省航空局通達（その 2）

空 航 第 531 号
昭和 53 年 7 月 20 日
改正 空 航 第 1074 号
昭和 63 年 11 月 26 日
空 航 第 199 号
平成 元年 3 月 30 日
空 航 第 82 号
平成 3 年 1 月 30 日

放射性輸送物輸送確認申請者各位

運輸省航空局技術部運航課長

放射性輸送物輸送確認申請書に添付する
「輸送計画書」の記載事項等について

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）（以下「規則」という。）第 194 条第 2 項第 2 号に基づく放射性輸送物の輸送の安全性の確認（以下「放射性輸送物輸送確認」という。）のための放射性輸送物輸送確認申請書に添付する輸送計画書には、下記に示す事項、説明等を記載して下さい。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成 2 年運輸省告示第 610 号）（以下「告示」という。）第 20 条の取扱方法等を記載した書類には、放射性輸送物輸送確認に係る場合にあつては、別添 1 に示す事項を記載して下さい。また、輸送計画書 8（4）事故時の措置は、別添 2 に示す措置を実施することとし、記載して下さい。

なお、放射性輸送物輸送確認は、輸送人及び荷送人又は荷受人の連名にて申請して下さい。

記

1. 輸送の目的

輸送する放射性物質等の用途、発着地等

緊急性の有無。緊急性を有する場合にはその説明

2. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所

告示第 7 条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、輸送計画書の策定又は所持等を行う者についても記載すること。（3. においても同じ。）

3. 輸送人の氏名又は名称及び住所

4. 予定輸送経路及び日時等（日時は日本時間で記入すること。）

(1) 出発空港名及び出発日時

(2) 到着空港名及び到着日時並びに代替空港名

(3) 経由空港名及び経由日時並びに代替空港名

(4) その他、飛行経路（日本国内の部分については詳しく記入すること。）所要時間等。

告示第 7 条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、次の事項についても記載すること。

放射性輸送物輸送確認申請書に添付する「輸送計画書」の記載事項等について（運輸省航空局通達―その二）

- a 輸送時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となるよう配慮されていることの説明
 - b 自然災害による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過することの説明
5. 輸送しようとする放射性輸送物（以下「輸送物」という。）(2)～(10)については輸送物ごとに記入すること。）

(1) 輸送物の個数

(2) 輸送容器の型式又は名称及び承認年月日

輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号、並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について（通達）」（昭和52年12月8日付け52安局第405号）に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号等を有する場合にはその番号及び承認年月日を記載すること。

(3) 輸送物の種類等

- a 当該輸送物が規則第194条第2項第2号本文及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明

（放射性輸送物確認書等の写しを添付する場合は省略することができる。）

- b 輸送物の種類

規則第194条第2項第2号イ、＝及びへに規定する種類を下記の例に従い記載すること。

例 ○型輸送物（核分裂性輸送物、告示第7条第○号の放射性物質を収納した輸送物）

(4) 輸送物の概要

- a 容器の材料及び構造
- b 輸送物の主要諸元（長さ、幅、高さ、総重量）
- c 容器の設計者名、製造者名、所有者名
- d 荷姿を示す写真又は説明図

荷姿を示す写真又は説明図は、告示第23条に規定する標識又は表示が付し又は行われていることを示しうるものであり、かつ、次の説明を加えること。

標識又は表示の種類、標識又は表示の箇所及び数。

「三葉マーク」、総質量、「A型」、「BM型又はBU型」等の表示に該当又は不該当の説明。

該当する表示については、それぞれの表示方法。

（放射性輸送物確認書の写しを添付する場合は、a及びcについては省略することができる。）

- (5) 収納している放射性物質の仕様（実際に輸送する放射性物質等のデータを記載す

ること。)

名称(化学式も記載すること。)、核種、質量、物理的・化学的性質(特別形放射性物質等であるかどうか、気体・液体・固体のいずれであるかの記載を含むこと。)、放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量、容器への収納方法、吸収線量率。

(放射性輸送物確認書等の写しを添付する場合には、省略することができる。)

(6) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法

配列方法は、臨界計算時の配列の制限又は特定の配列方法を記載すること。

(7) 輸送物の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率

最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で記載すること。

(8) 輸送物の輸送指数

算定過程は7(4)に記載すること。

(9) 輸送物の表面からの平均熱放出力

ワット毎平方メートル単位で記載すること。

(10) 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所

(放射性輸送物確認書等の写しを添付する場合は、省略することができる。)

6. コンテナ(コンテナをオーバーバックと読み替える場合を含む。)で輸送する場合
(7を除き輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。)

(1) コンテナの収納者の氏名又は名称及び住所

(2) コンテナの名称又は型式及び主要諸元(長さ、幅、高さ、重量、適合規格等)

コンテナの名称又は型式は、コンテナの製造者、番号等を記載すること。

コンテナの重量は規格上の最大重量(コンテナ自重+積載物重量)及びコンテナ自重を記載すること。

(3) コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及び輸送容器の名称又は型式。

一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が告示第7条第1号から第6号のいずれかに該当する放射性物質を輸送する場合には、コンテナへの施錠及び封印その他の当該コンテナが容易に開封されないための措置についての説明も記載すること。

(4) 輸送物を収納したコンテナ(以下単に「コンテナ」という。)の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率

最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で記載すること。測定方法は算定方法の説明も記載すること。

(5) コンテナ輸送指数

輸送指数のみを記載し、算定過程等は7(4)に記載すること。

(6) コンテナの放射能面密度
α線放出の有無、及びコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度を Bq/cm^2 単位で記載すること。測定方法又は算定方法の説明も記載すること。

(7) コンテナの個数
当該航空機に積載する放射性輸送物を収納したコンテナの個数。

(8) コンテナの外観図
三面図及び写真又は鳥瞰図により、告示第 23 条に規定する標識又は表示が付し又は行われていることを明示し、かつ、次の説明を加えること。

標識又は表示の種類。標識又は表示の箇所及び数。

「国連番号」等の表示及びコンテナ標識等に、それぞれ該当するかどうかの説明。
該当するものについては、それぞれの表示方法。

7. 航空機及び航空機への積載方法

(1) 航空機の概要

航空機の型式、国籍及び登録記号、旅客機又は貨物機の別、旅客の搭乗の有無等を記載すること。(国籍及び登録記号については申請時点で確定しない場合は省略することができる。)

(2) 専用積載の場合にあつてはその旨

専用積載の場合には、当該航空機が一の荷送人により専用されることの説明、及び積み込み及び取卸しが被ばく防止の観点からを含め、荷送人又は荷受人の指示により行われることの説明。

(3) 航空機への積載方法及び固縛方法

a. 積載方法の説明

i) 輸送物の積載方法及び固縛方法を決定する際に考慮した、飛行中輸送物積載場所に作用する加速度及び非常着陸時に作用する加速度の説明。

飛行中に作用する加速度としては、耐空性審査要領(米国連邦航空規則 FAR Part 1 及び 23~35 に準拠)に規定する運動荷重及び突風荷重に対応するものとし、非常着陸時に作用する加速度としては、耐空性審査要領の非常着陸状態の項に規定する慣性力が作用するものとする。非常着陸時に作用する加速度は、耐空類別が飛行機輸送 T である飛行機にあつては、通常時の値となる。

上方	2.0 g	前方	9.0 g
側方	1.5 g	下方	4.5 g

ii) i) の荷重による放射性輸送物等の移動、転倒、転落等の可能性、又は移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれる可能性についての説明。

iii) 輸送中、i) を考慮した混載物等の荷重により輸送物の安全性が損なわれる可能性についての説明。

- iv) 放射性輸送物等の積載場所の説明（説明図を添付すること。）
 - v) 放射性輸送物等の輸送指数（算定過程は7(4)に記載すること。）及び航空機客室の内面又は操縦室の隔壁若しくは床面からの距離の説明（説明図を添付すること。）
 - vi) 告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、放射性輸送物が人手により容易に移動されないための方法についての説明
- b. 臨界の防止
- i) 核燃料物質の輸送であるかどうかの説明
 - ii) 核燃料物質の輸送の場合には次の措置の説明
 - 積載された核分裂性輸送物の配列方法。
 - 輸送物内への水の浸入に対する臨界防止措置。
 - 中性子吸収材又は中性子減速材の効力のそう失に対する臨界防止措置。
 - 輸送物中における放射性収納物の配列の変化、又は輸送物からの漏えいによつて生ずる放射性収納物の配列の変化に対する臨界防止措置。
 - 輸送物相互又は放射性収納物相互の接近に対する臨界防止措置。
 - 輸送物の水中又は雪中への浸漬に対する臨界防止措置。
 - 温度変化に対する臨界防止措置。
 - 輸送容器又は密封装置の形状の変化に対する臨界防止措置。
 - その他、臨界に達する可能性の評価。
- c. 混載制限
- i) 表面からの平均熱放出率
 - 混載物の有無
 - 表面からの平均熱放出率が 15 W/m^2 を超えており、混載物が有する場合は、熱を除去する装置の設置又はその他の特別な措置の説明。
 - ii) 火薬類、高圧ガス、腐蝕性液体、引火性液体、可燃性液体等の放射性輸送物の安全な輸送を損うおそれのある物件との混載の有無。
（申請時点で混載物を明らかにすることが困難な場合は、混載制限を遵守するためにとられる危険品受託時の航空会社内の体制の説明を記載すること。）
- d. B M型輸送物及びB U型輸送物の輸送物表面の温度に対する措置（B M型輸送物又はB U型輸送物に該当する場合に記載すること。）
- i) 輸送物確認の際の通常時試験後の輸送物表面の温度
 - ii) 輸送中、輸送物表面の温度が $50\text{ }^{\circ}\text{C}$ を超えないことの説明、又は輸送物周囲の空隙の状態、カバー、又は上積みの有無、隣接する他の貨物の積上げ高さ及び天井との距離等の積載方法の説明。
- (4) 輸送物を積載した航空機の表面及び表面から2 mの距離における最大線量当量率
- 具体的測定場所及び測定値又は計算値の説明

- (5) 航空機の表面の放射能面密度
具体的測定場所及び測定値又は計算値の説明
- (6) 航空機の積載場所の汚染の有無
汚染の有無の理由
- (7) 積載した輸送物等の輸送指数の合計値

a. 輸送指数の算定

告示第18条に従つて、放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数を算定した過程、又は輸送指数を定める必要がないことの説明を記載すること。

コンテナの最大断面積を記載する必要がある場合は、最大断面積となるコンテナの断面のとり方についても説明を加えること。

b. 当該航空機に積載する輸送指数の合計値、その算式及びその他告示第19条により必要となる説明。

（申請時点で輸送指数又はその合計値を明らかにすることが困難な場合は、積載限度等を遵守するためにとられる放射性輸送物受託時の航空会社内部の体制の説明を記載すること。）

8. 輸送実施体制

(1) 輸送責任者及び輸送実施者（機長等）の氏名等

当該輸送（日本国内での積込み取卸しを含む。）に係る実施責任者及び実施に当た者の氏名等を記載すること。

告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、輸送責任者が核物質防護上の措置について知識と経験を有することの説明及び輸送責任者の行う措置の具体的内容についても記載すること。

(2) 機長等への通報要領

具体的な通報体制を記載すること。

(3) 貨物搭載要領

a. 取扱場所

（日本国内での積込み取卸し等についてのみ記載すること。）

積込み取卸し等の取扱場所、方法等の説明。

b. BM型輸送物等の場合の専門家の立会い。

（BM型輸送物等を日本国内で積込み又は取卸す場合についてのみ記載すること。）

i) 積込み、取卸しの際に立会わせる専門的知識を有する者の氏名、所属、資格及び必要な場合には経験。

ii) 立会時に携行する放射線測定器の名称、検出できる放射線、及び検出範囲並びに立会い時に携行する保護具。

c. 取扱方法等を記載した書類

取扱方法等を記載した書類の名称を記載し、書類の写しを添付すること。書類には別添1に示す事項が記載されていること。

(4) 事故時の措置

別添2に示すように、輸送前に、事故処理の要領を定め、事故処理のための体制を整えておくこと。

輸送計画書には次の事項を記載すること。

a. 事故処理のための体制の準備

- i) 輸送中、放射性輸送物等の破損又は漏えい事故（以下「放射性輸送物等の破損等の事故」という。）が発生した場合に、当該機が空港到着後速やかに検査、除染等を実施するため、並びに、輸送中当該航空機に、墜落等の消火活動若しくは救難活動を必要とする航空機事故（以下「航空機の重大事故」という。）又は航空機の重大事故その他消火活動若しくは救難活動を必要とするおそれのある状態（以下「緊急状態」という。）が発生した場合に、消火活動及び救難活動に適切な助言を与え、検査、除染等を実施するための放射線専門家の配備状況の説明。

放射線専門家の氏名、所属、連絡先、資格等並びに担当空港及び担当地域。

事故処理の際必要となる計測機器、並びに除染及びしゃへいのための器具の準備状況の説明。

- ii) 輸送前に、当該機が放射性輸送物等を積載している旨の連絡が行われる航空会社の日本国内の関係地方支所。

わが国の航空会社により輸送される場合には、輸送前に連絡が行われる国外の関係支所についても記載すること。

b. 事故処理要領

- i) 事故等が発生した場合、その処理のための指揮系統。
- ii) 放射性輸送物等の破損等の事故の場合の措置。
- iii) 放射性輸送物等を輸送中の航空機の重大事故又は緊急状態が発生したことを知った場合の連絡等の措置。
- iv) 放射性輸送物等を輸送中の航空機の重大事故時の措置。
- v) 以上の措置の航空会社関係部署及び支所並びに配備した放射線専門家への周知状況の説明。

(5) 核物質防護措置が必要な場合

イ. 警備体制

- i) 警備人の経歴
- ii) 警備人の行う措置の内容
- iii) 包装、錠及び封印に異常がないことを積載前に点検する旨

ロ. 受渡し地点及びその予定時刻

- i) 荷送人から運送人へ輸送物を受け渡す地点及びその予定時刻
- ii) 運送人から荷受人へ輸送物を受け渡す地点及びその予定時刻

ハ、連絡通報体制

- i) 連絡通報体制の整備状況の説明
- ii) 指定連絡場所の住所等
- iii) 輸送責任者と指定連絡場所との連絡の時間間隔
- iv) 緊急時の連絡体制

9. その他

告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、輸送計画書の内容の不必要な分散を防止するための方法の説明を記載すること。

その他特記すべき事項、参考となる事項があれば記載する。

別添 1

「取扱方法等を記載した書類」の記載事項

「取扱方法等を記載した書類」には以下の事項を記載すること。

(1) 輸送物の種類、内容その他輸送物に関する事項

- a. 輸送物の種類
- b. 収納されている放射性物質等の名称
- c. 収納されている放射性物質等の数量
- d. 輸送容器の型式又は名称
- e. 輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率
- f. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所
- g. その他の必要事項

(2) 輸送物の取扱方法

取扱い上注意すべき事項がある場合には、それを記載すること。

(3) 輸送の方法その他輸送中に留意すべき事項

- a. 航空機内の積載場所
- b. 積み込み地点及び取卸し地点
- c. 放射性物質等の性状、物理的・化学的性質等
- d. その他の必要事項

(4) 事故が発生した場合の措置

- a. 輸送中、放射性輸送物等の破損等が発見された場合の措置
 - i) 放射性輸送物等の破損等の破損等を引き起こした事故等により被害を受けた者がいる場合は、その者を救助し、傷口、汚染した皮ふ等を水で流し洗いをする。
 - ii) 破損等の発生した放射性輸送物等から離れ付近を立入禁止とする。
 - iii) 破損等の発生した放射性輸送物等の近くにいた者を確認し、空港到着後汚染検査等を受けるよう指示する。
 - iv) 飛行中にあつては、機長は必要に応じ緊急着陸等の措置をとる。

- V) 航空会社内関係部署及び必要な場合には航空管制機関に対し、空港到着後実施する検査、除染等の準備を行うよう通報する。
- VI) 放射性物質が付着した衣服又はそのおそれのある衣服はプラスチックバッグの中に入れる。
- b. 輸送中、航空機が、墜落等の航空機事故のおそれのある事態、消火活動、救難活動を必要とするおそれのある事態等の緊急状態に陥つた場合の措置
 - i) 航空交通管制機関に対し、放射性輸送物等を積載している旨通報する。
 - ii) 航空会社内関係部署に通報し、地上での措置又はそれに必要な準備を行わせる。

別添 2

放射性輸送物等を輸送中の事故時の措置

放射性輸送物等を輸送中に、事故等が発生した場合には、次の措置を実施すること。また、これらの措置を速やかに実施できるよう輸送前に必要な準備をしておくこと。

(1) 航空機内での放射性輸送物等の破損等の事故

a. 地上の事故対応体制の準備

i) 荷送人若しくは荷受人、又は航空会社は、放射性輸送物等の輸送中、航空機内で放射性輸送物等の破損等の事故が発生した場合に、当該機が空港到着後速やかに、放射性物質により汚染した者及び、放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者の適切な管理及び検査、機体の汚染状況の検査並びに除染を実施できるよう、輸送前に放射線専門家を手配し連絡先を明らかにしておく。また必要となる計測機器及び除染のための器具を準備しておく。

ii) i) 項の手配及び準備は当該航空機の出発空港、経由する空港、到着空港及び代替空港のうち日本国内にあるものについて行うこと。

iii) 航空会社は、輸送前に、その関係地方支所（出発地、経由地、到着地、代替空港所在地及び飛行経路付近にあるもの）に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨連絡をしておく。

ただし、外国航空会社にあつては、その関係地方支所のうち日本国内にあるものについてのみ連絡をしておけばよい。

b. 事故時の機内での措置

輸送中、航空機内で放射性輸送物等の破損等が発見された場合には、次の措置を実施する。

i) 放射性輸送物等の破損等を引き起こした事故等により被害を受けた者がいる場合は、その者を救助し、傷口、汚染した皮ふ等を水で流し洗いをする。

ii) 破損等の発生した放射性輸送物等から離れ付近を立入禁止とする。

iii) 破損等の発生した放射性輸送物等の近くにいた者を確認し、空港到着後汚染検

査等を受けるよう指示する。

- iv) 飛行中にあつては、機長は必要に応じ緊急着陸等の措置をとる。
- v) 航空会社内関係部署及び必要な場合には航空管制機関に対し、空港到着後実施する検査、除染等の準備を行うよう通報する。
- vi) 放射性物質等が付着した衣服又はそのおそれのある衣服はプラスチック・バックの中に入れる。

c. 空港到着後の措置

- i) 放射性輸送物等の破損等の事故の通報を受けた航空会社等は、ii)~iv)の措置を実施するため、当該機の着陸空港に放射線専門家を派遣する。
 - ii) 放射性物質により汚染した者及び放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者に対し、放射線専門家により適切な管理及び検査を行う。
 - iii) 放射線専門家により、速やかに機体の汚染状況を検査する。
 - iv) 汚染された機体、装備品、場所等はすべて、放射線専門家により可及的速やかに、そして再使用される前に除染する。
 - v) 必要に応じ事故後定期的に汚染した場所の検査を行う。
 - vi) 事故報告書を作成し、航空局技術部運航課に提出する。報告書には、事故の原因、事故に際し講じた措置、事故の状況及び事故に関係する事実の評価に有用であり事故防止又は事故措置の改善に役立つようなその他の関連データを記載する。
- (2) 航空機の重大事故及び緊急状態

a. 地上の事故対応体制の準備

- i) 荷送人若しくは荷受人、又は航空会社は、当該放射性輸送物等の輸送中、当該航空機に航空機の重大事故又は緊急状態が発生した場合に、救助活動、消火活動等に対し適切な助言を与え、放射性物質により汚染した者及び放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者の適切な管理及び検査を行い、機体又は事故現場等の汚染状況を検査し除染を行うことができるよう、輸送前に放射線専門家を手配し連絡先を明らかにしておく。また、必要となる計測機器並びに除染及びしゃへいのための器具を準備しておく。
- ii) i)項の手配及び準備は、当該航空機の飛行経路(代替空港への飛行経路を含む)のうち日本国内の部分について行うこと。
- iii) 航空会社は、輸送前に、その関係地方支所(出発地、経由地、到着地、代替空港所在地及び飛行経路付近にあるもの)に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨連絡をしておく。

ただし、外国航空会社にあつては、その関係地方支所のうち日本国内にあるものについてのみ連絡をしておけばよい。

b. 緊急状態発生時の機内での措置

放射性輸送物等を輸送中の航空機が緊急状態に陥つた場合は次の措置を実施する。

- i) 航空交通管制機関に対し放射性輸送物等を積載している旨通報する。
 - ii) 航空会社内関係部署に通報し、地上での措置又はそれに必要な準備を行わせる。
- c. 緊急状態発生時及び航空機の重大事故時の連絡
- 航空会社等は、放射性輸送物等を輸送中の航空機に航空機の重大事故又は緊急状態が発生したことを知った場合は次の措置を実施する。
- i) 航空局技術部運航課及び関係地方空港事務所に対し、当該機が放射性輸送物を積載している旨通報する。
 - ii) 航空機の重大事故が空港外で発生した場合には、関係救難援助機関に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨通報する。
 - iii) 放射線専門家と連絡をとり必要に応じ事故現場等へ派遣するとともに、消火活動、救難活動、事故処理等の面で必要な措置があれば、直ちに i) 項及び ii) 項の機関等に対し通報する。
- d. 事故後の地上での措置
- i) 事故現場では放射線専門家により、次の措置を実施する。
 - 救難活動、消火活動等に適切な助言を与える。
 - 放射性物質により汚染した者、及び放射線により被ばくした者、並びにそれらのおそれのある者に対し適切な管理及び検査を行う。
 - 機体、事故現場等の汚染状況を検査する。
 - すべての汚染された機体、事故現場等を可及的速やかに、そして再使用する前に除染する。
 - ii) 事故後必要に応じ定期的に汚染した場所の検査を行う。
 - iii) 緊急状態又は事故についての報告書を作成し航空局技術部運航課に提出する。報告書には、放射性輸送物等に関し、事故等の状況、講じた措置、及び事故等の評価に有用であり、以後の事故防止又は事故措置の改善に役立つようなその他の関連データを記載すること。

○運輸省航空局通達（その3）

空航第530号
昭和53年7月18日
改正 空航第1074号
昭和63年11月26日
空航第199号
平成元年3月30日
空航第82号
平成3年1月30日

放射性輸送物確認申請者 各位

運輸省航空局技術部運航課長

放射性輸送物確認申請書に添付する「安全解析書」の記載事項等について

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号に基づく放射性輸送物の確認のための放射性輸送物確認申請書に添付する安全解析書には下記に示す事項、説明等を記載して下さい。

ただし、2-2~2-4は核分裂性輸送物の場合のみ、3-1~4-7はBM型輸送物又はBU型の輸送物の場合のみ、4-8~4-11はBM型輸送物の場合のみ、4-12~4-17はBU型輸送物の場合のみ、並びに2-4及び3-2は該当するものについてのみ記載して下さい。

また、放射性輸送物確認申請に当たり、「放射性物質及び放射性物質によつて汚染された物件の輸送規制について」（平成2年12月28日付空航第1212号）記2(1)イ(i)に該当するため運輸大臣による発送時検査の免除を希望する場合は、輸送しようとする者が実施する発送時検査について、日時、場所及び詳しい内容を放射性輸送物確認申請書に記載して下さい。

なお、下記で「告示」とは「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成2年運輸省告示第610号）」をいいます。

記

1. 輸送物

- 1-1 輸送容器の型式又は名称
- 1-2 収納する放射性物質等の名称
- 1-3 収納する放射性物質等の重量及び放射能強度並びに告示第7条に規定する物質の場合には、収納する放射性物質等の重量の合計及び輸送時における吸収線量率（劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン（濃縮度が10%未満のもの）の照射済燃料にあつては、これに代えて照射直後における吸収線量率）

2. 核分裂性輸送物

- 2-1 核分裂性輸送物に該当又は不該当であることの説明（告示第9条）

核分裂性物質を含む場合には、それらの核種及び量。

天然ウラン又は劣化ウランである場合にはその旨。

核分裂性物質を含まない場合には、収納する放射性物質等に含まれる核種の説明

- 2-2 甲条件（告示 別記第10）

イ 水の吹きつけ試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

水の吹きつけ強さ、吹きつけ時間、吹きつけの方向、及び吹きつけの均一性の説明。

ロ 自由落下試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態（水の吹きつけ状態を含む）、又は計算条件等の説明、輸送物重量 (kg) 及び落下高さ (m)。

最大破損を及ぼすように落下させていることの説明。

試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明。

ハ 圧縮試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態（水の吹きつけ状態を含む）、又は計算条件等の説明。

輸送物重量 (kg)、輸送物の鉛直投影面積 (cm²) 及び加えた荷重 (kg) の説明。

荷重を加えた時間及び、加えた荷重の均一性の説明。

貨通試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態（水の吹きつけ状態を含む）、又は計算条件等の説明。

供試物を置いてある試験台の説明。特に試験台は試験中動きにくく、試験台上面は固くてなめらかな水平面であることの説明。

試験に用いる棒の説明。特に、重量、直径、先端の形状及び強度の説明。

落下方法、落下高さの説明。

輸送物の最も弱い部分に落下させていることの説明。

2-3 乙条件（告示、別記第 11）

イ 試験の選択

輸送物が最大の破損を受けるために、どの条件を使用したかの説明及び甲条件の説明。

ロ 落下試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験台の説明。特に試験台上面はなめらかな水平面であり、垂直に固定された直

径 15 cm、長さ 20 cm の軟鋼丸棒の上端面であることの説明。

落下高さ。

最大破損を及ぼすように落下させていることの説明。

落下試験Ⅰ及び落下試験Ⅱは、次の耐火試験で輸送物が最大の破損を受けるような順序で行われていることの説明。

ハ 耐火試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

温度及び試験時間。

加熱停止後の冷却についての説明。

輸送物を形成する材料の燃焼の有無、及び燃えた場合はその後の処置の説明。

ニ 浸漬試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

浸漬深さ、浸漬時間等浸漬方法の説明。

2-4 核分裂性輸送物の基準（告示第 10 条）

甲条件に置いた場合

(1) 空間の減少が 5% を超えない説明。

(2) 1 辺 10 cm の立方体のくぼみが生じない説明。

(3) 輸送物中への浸水又は漏水がないことの説明。

(4) 中性子増倍率の変化のないことの説明。

(5) 空隙部に浸水があった場合に臨界に達しない説明。

(6) 中性子増倍率が最大となる配列及び減速状態において臨界に達しない説明。

(7) 厚さ 20 cm の水又はこれと等価の物質による完全反射がある場合で、任意の配列方法で輸送制限個数の 5 倍の個数積載しても臨界に達しない説明。

(8) 厚さ 20 cm の水又はこれと等価の物質による完全反射がある場合で、最大の破損を受けた場合に、任意の配列方法で輸送制限個数の 2 倍の個数を積載しても臨界に達しないことの説明及びその場合の最大の破損を受けるための条件の説明。

3. B M 型輸送物又は B U 型輸送物

3-1 特別形放射性物質等であるかどうかの記載。(告示第4条及び別記第一)

特別形放射性物質等である場合には、固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等のいずれであるかの説明及び以下の説明。

イ 外接する直方体のうち最小のもの寸法。

ロ 以下のハートの試験に用いる供試物の説明。

ハ 衝撃試験

試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明。

落下高さ。

供試物の損壊の状態。

ニ 打撃試験

試験に用いた、供試物を置く鉛板の説明。特に、厚さ及び表面の状態。

衝撃力の強さ。

鋼製丸棒の寸法及び打撃方法。

打撃が最大の破損を及ぼすように行われていることの説明。

供試物の損壊の状態。

ホ 曲げ試験

輸送物の寸法及び曲げ試験を行う必要性の説明。

曲げ試験が必要な場合には、曲げ試験に関する以下の事項。

供試物の水平面への固定方法。

衝撃力の強さ。

使用する鋼製丸棒の寸法。特に平端面の直径及びその角の半径。

打撃が最大の破損を及ぼすように行われていることの説明。

供試物の損壊の状態。

ヘ 加熱試験

試験方法の説明。特に温度及び試験時間。

供試物の溶融又は分散の状態。

ト 浸漬試験

固体状の放射性物質等(カプセルに封入されたものを除く。)の場合。

試験方法の説明。水中への浸漬時間又は期間、水の温度、空気中への放置期間、空気の温度及び湿度、並びにそれらの試験の順序。

水中への放射性物質の漏えい量及びその測定方法。

カプセルに封入された放射性物質等の場合。

試験方法の説明。水中への浸漬時間、水の温度、空気中への放置時間、空気の温度、及びそれらの試験の順序。

水中への放射性物質の漏えい量及びその測定方法。

3-2 A₁ 値又は A₂ 値の決定（告示別表第一～別表第六）

イ A₁ 値又は A₂ 値の決定方法が、告示別表第一～別表第六のいずれによるかの説明。

ロ 告示別表第一による場合
核種。特別形放射性物質等であるかどうかの別。
A₁ 値又は A₂ 値

ハ 告示別表第二～第六による場合
核種。特別形放射性物質等であるかどうかの別。
A₁ 値又は A₂ 値及びその決定過程の説明。その他必要事項を記載すること。

3-3 B M 型輸送物又は B U 型輸送物であるかどうかの説明（告示第 5 条）

特別形放射性物質等であるかどうかの別。
放射性物質等の放射能の量及び A₁ 値又は A₂ 値。

4. B M 型輸送物又は B U 型輸送物の技術上の基準への適合性

4-1 輸送物に外接する直方体のうち最小のもの三辺の長さ

4-2 取扱いの容易性、安全性

イ 輸送物の総重量

総重量が 50 kg 以下のものは手で、50 kg を超えるものは機械的手段により安全に取扱えるものであるかどうかの説明。

ロ 輸送物の吊上げ用具は、急激な吊上げに対しても耐えうるものであるかどうかの説明。

ハ 吊上げ用具と間違えられるおそれのある付属物等が取り外されている、みだりに利用できない状態である、又は、間違つて吊上げて吊上げ用具として必要な程度以上に安全な構造であるかどうかの説明。

ニ 輸送物の外面の状態。特に雨水がたまりにくく、除染が容易であり、かつ突出物のない構造であるかどうかの説明。

ホ 輸送中、輸送物に取り付けられる装置の有無、及び有する場合には、それらの輸送物の安全性に対する影響。

ヘ その他、取扱いの容易性、安全性について特記すべき事項。

4-3 輸送中の亀裂、破損等の可能性

イ 輸送中予想される温度変化の輸送容器の材質に対する影響。

ロ 輸送中予想される加速及び振動の輸送容器に対する影響。
振動については、ボルト、ナットその他の締具のゆるみを防ぐための措置等を記載する。

ハ 輸送容器の材質と材質、又は材質と放射性収納物との間の物理的、又は化学的な作用。

ニ 密封装置の締具の説明。特に、輸送中偶然又は輸送物の内圧により開く可能性

の検討。輸送中に予想される温度及び内圧により密封装置に働く応力。

- ホ 密封装置が輸送容器から取り外せる場合には、輸送容器から独立した締具で確実に閉ざすことができるかどうかの説明。
- ヘ 圧力逃がし弁以外で放射性収納物が外に出る可能性のある弁の有無。輸送容器がそのような弁を有する場合には、誤操作による漏れの可能性、及び漏れを防ぐ保護具の説明。
- ト 放射線しやへい体が輸送容器から取り外せるかどうかの説明。取り外せる場合にはその締具の説明。

4-4 開封に対する措置

みだりに開封されないための措置。

開封された場合に、それが明らかであるかどうかの説明。

4-5 表面の放射性物質の放射能面密度

α線放出の有無。

輸送物表面の放射性物質の放射能面密度（ Bq/cm^2 ）、及びその測定方法、又は算定方法。

4-6 最大線量当量率

輸送物表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率（ミリシーベルト/時）、及びその測定方法又は算定方法。

4-7 輸送物中に収納又は包装されている書類及び物品の説明。

4-8 告示別表第四の条件

- イ 水の吹きつけ試験
- ロ 自由落下試験
- ハ 圧縮試験
- ニ 貫通試験
- ホ 環境試験

2-2 甲条件の記載要領に従って記載すること。

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。

4-9 告示別記第四の条件の下に置いた場合の輸送物の状態

- イ 表面の最大線量当量率（ミリシーベルト/時）、及びその測定方法又は算定方法。
- ロ 放射性物質の1時間当たりの漏えい量（ Bq ）及びその測定方法又は算定方法、並びに A_2 値。
- ハ 日蔭での表面の温度（ $^{\circ}C$ ）、及びその測定方法又は算定方法。
当該輸送物を専用積載で輸送する予定の有無。
- ニ 表面の放射性物質の放射能面密度。α線放出の有無。
輸送物表面の放射性物質の放射能面密度（ Bq/cm^2 ）、及びその測定方法、又は算定方法。

4-10 告示別記第五の条件

- イ 落下試験Ⅰ
 - ロ 落下試験Ⅱ
 - ハ 耐火試験
 - ニ 浸漬試験
 - ホ 環境試験
- 2-3 乙条件の記載要領に従って記載すること。

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。

4-11 告示別記第五の条件の下に置いた場合の輸送物の状態。

- イ 表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率(ミリーベルト/時)、及びその測定方法又は算定方法。
- ロ 放射性物質の1週間当たりの漏えい量(Bq)及びその測定方法又は算定方法並びにA₂値。クリプトン85にあつては、その旨の記載。

4-12 告示別記第六の条件

- イ 水の吹きつけ試験
 - ロ 自由落下試験
 - ハ 圧縮試験
 - ニ 貫通試験
 - ホ 環境試験
- 2-2 甲条件の記載要領に従って記載すること。

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験方法の説明。特に試験温度及び放置時間。

4-13 告示別記第六の条件の下に置いた場合の輸送物の状態

- イ 表面の最大線量当量率(ミリーベルト/時)、及びその測定方法又は算定方法。
- ロ 放射性物質の1時間当たりの漏えい量(Bq)及びその測定方法又は算定方法、並びにA₂値。

- ハ 日蔭での表面の温度(℃)、及びその測定方法又は算定方法。

当該輸送物を専用積載で輸送する予定の有無。α線放出の有無。

輸送物表面の放射性物質の放射能面密度(Bq/cm²)、及びその測定方法又は算定方法。

4-14 告示別記第七の条件

- イ 落下試験Ⅰ
 - ロ 落下試験Ⅱ
 - ハ 耐火試験
 - ニ 浸漬試験
 - ホ 環境試験
- 2-3 乙条件の記載要領に従って記載すること。

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。

4-15 告示別記第七の条件の下に置いた場合の輸送物の状態

- イ 表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率（ミリシーベルト/時）、及びその測定方法又は算定方法。
- ロ 放射性物質の1週間当たりの漏えい量（Bq）及びその測定方法又は算定方法並びにA₂値。

4-16 内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却のための装置、構造等及び特別な操作の有無。有する場合にはその説明。

4-17 最高使用圧力（kg/cm²）及びその測定方法又は算定方法。

5. 核物質防護措置の必要な放射性輸送物の技術上の基準への適合性

- 5-1 一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が告示第5条の2第1号から第6号のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物の場合には、輸送物への施錠及び封印その他の当該輸送物が容易に開封されないための措置についての説明。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（省略）核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

（省略）核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

（省略）核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

II

放射性同位元素等の運搬関係法令

図 放射性同位元素等の運搬に関する基本体系

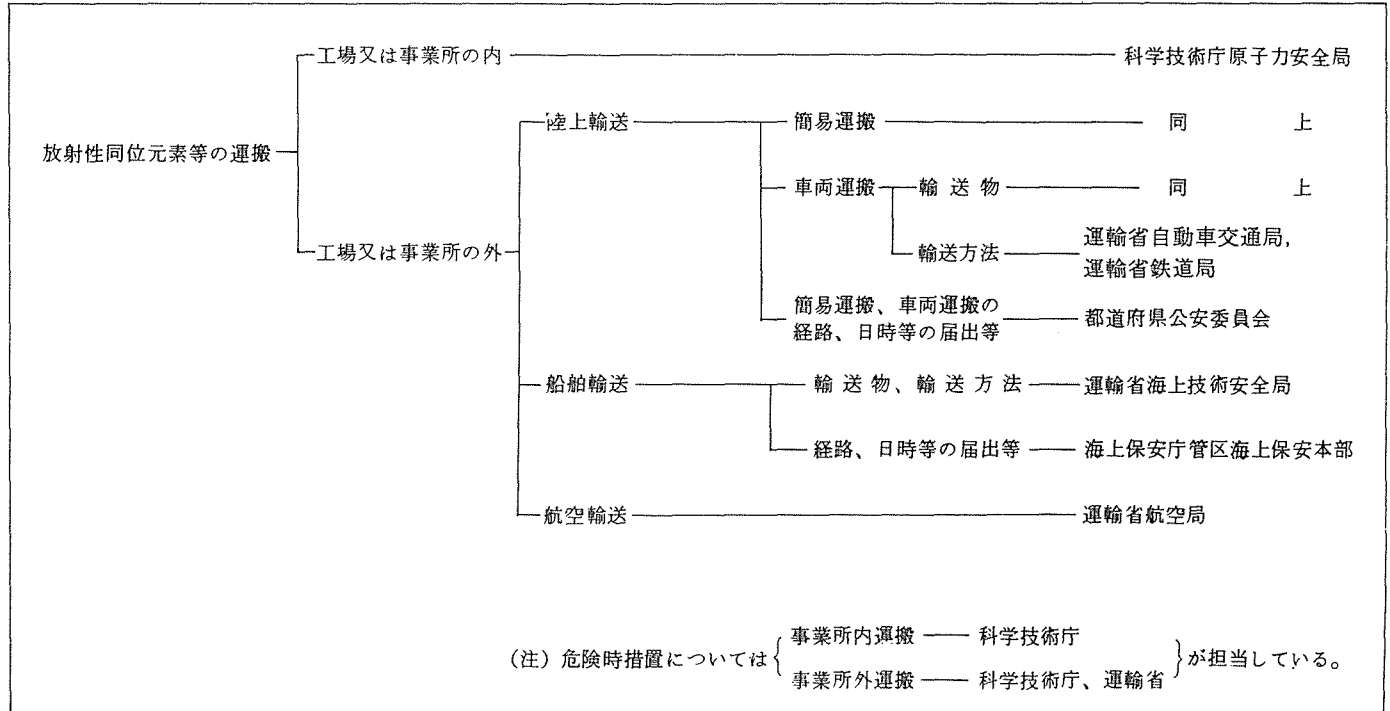
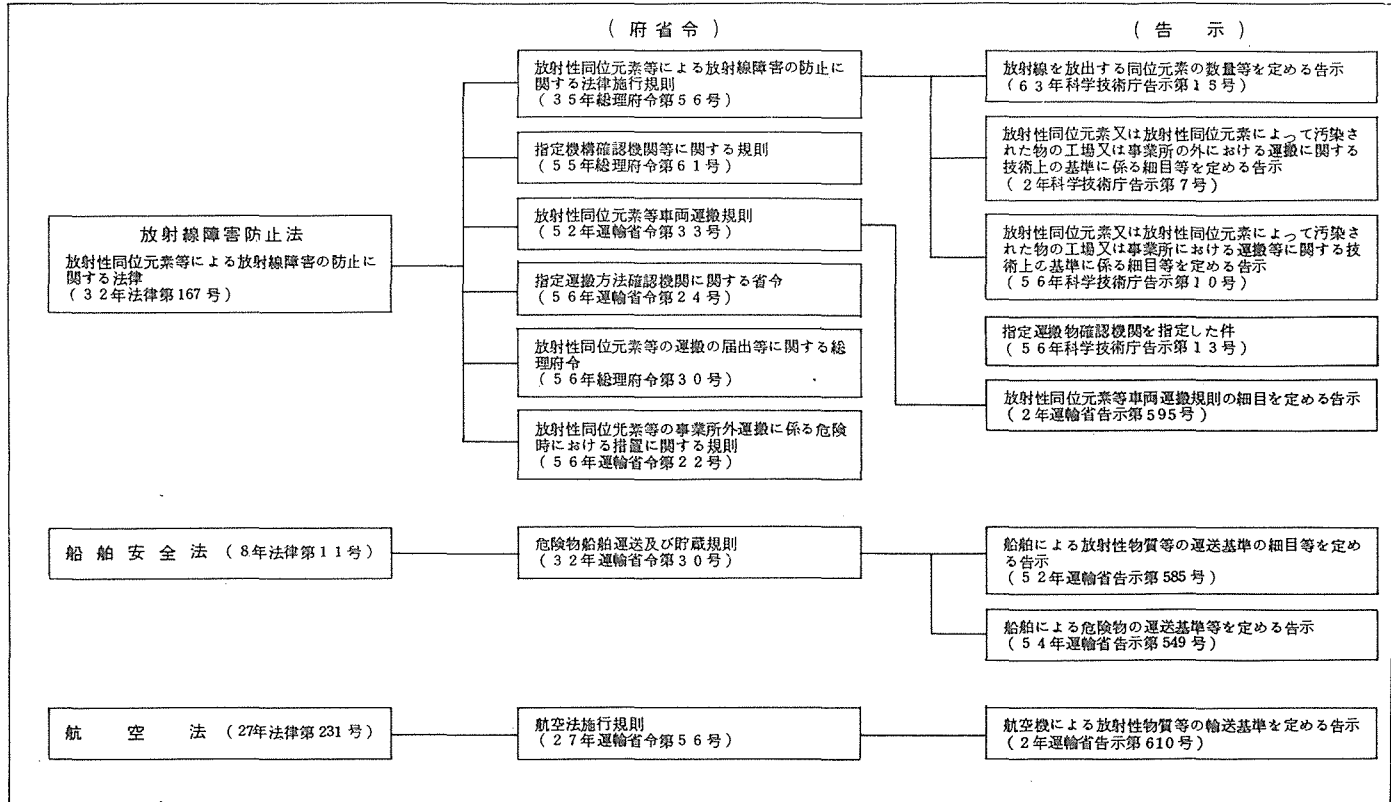


図 放射性同位元素等の輸送に関する規制法令



○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄)

〔昭和三二年六月十日〕
法律第一六七号

最終改正 平成八年六月十四日法律第八十号

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第一八六号)の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(運搬の基準)

第十八条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所(使用者にあつては使用施設、貯蔵施設、機器設置施設又は廃棄施設を設置した工場又は事業所、販売業者及び賃貸業者にあつては詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した販売所又は賃貸事業所、廃棄業者にあつては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下同じ。)において運搬する場合には、総理府令で定める技術上の基準に従つて

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄)

放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、科学技術庁長官は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(事故届)

第三十二条 使用者等は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第三十三条 使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令(放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬(船舶又は航空機による運搬を含む。))に係る場合にあつては総理府令又は運輸省令第三項において同じ。)で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 使用者等は、第一項の事態が生じた場合においては、総理府令

で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、科学技術庁長官又は運輸大臣。次項において同じ。）に届け出なければならない。

4 科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に對し、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告徴収）

第四十二条 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で定めるところにより、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し、報告をさせることができる。

2 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で定めるところにより、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（科学技術庁長官にあつては

指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関）に対し、報告をさせることができる。

3 科学技術庁長官は、前二項の規定による報告の徴収のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十三条の二 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

2 科学技術庁長官は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証

明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しななければならない。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第十二条の五、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第七項又は第十九条第一項若しくは第一項の規定に違反した者

四 第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

五 第二十七条第一項若しくは第三項、第三十二条若しくは第三十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第四十二条第一項若しくは第三項の報告をせず、又は虚偽の

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄)

報告をした者

七 第四十三条の二第一項又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十三条、第五十四条の四、第五十四条又は第五十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

〔昭和三十五年九月三十日〕
〔総理府令第五十六号〕

最終改正 平成八年七月十二日総理府令第三十九号

（用語の定義）

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 管理区域 外部放射線に係る線量当量が科学技術庁長官（以下「長官」という。）が定める線量当量を超え、空气中の放射性同位元素の濃度が長官が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が長官が定める密度を超えるおそれのある場所

八 放射線業務従事者 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱ひ、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であつて、管理区域に立ち入るもの

十 実効線量当量限度 放射線業務従事者の実効線量当量について、長官が定める一定期間内における線量当量限度

十一 組織線量当量限度 放射線業務従事者の各組織の線量当量について、長官が定める一定期間内における線量当量限度

十二 空气中濃度限度 放射線施設内の人が常時立ち入る場所に

において人が呼吸する空气中の放射性同位元素の濃度について、長官が定める濃度限度

十三 表面密度限度 放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度について、長官が定める密度限度

（事業所等における運搬の基準）

第十八条 法第十八条第一項の総理府令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ 放射性同位元素によつて汚染された物（当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が長官の定める濃度を超えないものに限る。）であつて放射性同位元素の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 放射性同位元素によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ハ 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、

き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

三 放射性同位元素等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する放射性同位元素によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該放射性同位元素によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性同位元素を運搬する機械又は器具（以下この条において「車両等」という。）の表面及び表面から一メートル離れた位置における線量当量率がそれぞれ長官の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四 運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

五 運搬物は、同一の車両等に長官の定める危険物と混載しないこと。

六 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。

七 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること。

八 放射性同位元素等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること。

九 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた車両等であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両等の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。

2 前項第二号又は第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認を受けた措置を講ずることをもつて同項第二号又は第三号に掲げる措置に代えることができる。この場合において、当該運搬物の表面における線量当量率は、それぞれ長官の定める線量当量率を超えてはならない。

3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4 第一項の規定は、放射性同位元素等を使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設内で運搬する場合その他運搬する時間が極めて短かく、かつ、放射線障害のおそれのない場合には、適用しない。

5 使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者は、運搬物の運搬に

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

関し、第十八条の三から第十八条の十三までおよび放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「車両運搬規則」という。）第三条から第十八条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、運搬物を事業所等の区域内において運搬することができる。

（危険時の措置）

第二十九条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

- 一 放射線施設又は放射性輸送物に火災が起り、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。
- 二 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者、放射性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。
- 三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
- 四 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がり防止及び除去を行うこと。
- 五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必

要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

- 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。
- 2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しやへい具、かanzi又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量当量をできる限り少なくすること。この場合において、放射線業務従事者（女子を除く。）にあつては、第十五条第三号（第十六条並びに第十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三第八号の規定にかかわらず、長官が定める線量当量限度まで放射線に被ばくすることができる。

3 法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届け出なければならない。

- 一 法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因
- 二 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- 三 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4 前項の届出は、当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。

（報告の徴収）

第三十九条 使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に長

官に報告しなければならない。

一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 放射性同位元素等が異常に漏えいしたとき。

三 放射線業務従事者について実効線量当量限度又は組織線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

四 前三号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれあるとき。

2 使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を別記様式第二十一の三により三十日以内に長官に報告しなければならない。

3 使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者は、事業所等ごとに別記様式第二十一の四による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に長官に提出しなければならない。

4 前三項に規定する場合のほか、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、長官が次に掲げる事項について期間を定めて報告を求めたときは、当該事項を当該期間内に長官に報告しなければならない。

一 放射線管理の状況

二 放射性同位元素の在庫及びその増減の状況

三 工場又は事業所の外において行われる放射性同位元素等の廃

棄又は運搬の状況

(身分を示す証明書)

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定に

より立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の名分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十二及び別記様式第二十三によるものとする。

附則 (平成七年九月二十五日 総理府令第四十五号)

(施行期日)

1 この府令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第五十九号。第三項において「改正法」という。)の施行の日(平成七年九月三十日)から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の際現に表示付放射性同位元素装備機器(ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタに限る。)のみを使用している届出使用者は、平成七年十二月三十一日までにこの府令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(次項において「新規規則」という。)第十五条第十一号ただし書の規定により注意事項を掲示しなければならない。

3 この府令の施行の際現に改正法による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十一条第一項の規定

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

四九〇

により放射線障害予防規定を長官に届け出ている者は、当該放射線障害予防規定を新規則第二十一条第一項各号に規定する事項について定めるものに変更し、平成八年六月三十日までにその旨を長官に届け出なければならない。

附 則

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

様式第二十二（第41条関係）

表

<p>第 号</p> <p>放射線検査官身分証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>上記の者は、放射線検査官であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>科学技術庁長官</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;">写 真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">印</div>
---	--

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A7 とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43の2 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第18条の2第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第4項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条の2第6項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を収去させることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを指示しなければならない。

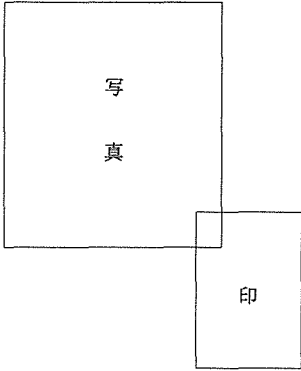
4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第55条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

七 第43条の2第1項又は第2項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第二十三（第41条関係）

表

<p>第 号</p> <p>立入検査職員身分証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>上記の者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2第2項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>科学技術庁長官</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>写 真</p>  <p>印</p>
---	---

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43条の2（第1項略）

- 2 科学技術庁長官は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第30条の2第1項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを指示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第55条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 七 第43条の2第1項又は第2項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

○放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

(昭和五十六年五月十六日)
科学技術庁告示第十号)

最終改正 平成二年十一月二十八日科学技術庁告示第六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則
(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の規定に基づき、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和五十六年科学技術庁告示第十号)の一部を次のように改正し、平成三年一月一日から適用する。

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(容器に封入することを要しない放射性同位元素によつて汚染された物の放射性同位元素の濃度)

第二条 規則第十八条第一項第一号イの長官の定める濃度は、グラム当たり放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染され

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

た物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)第三条第一号に定める A_2 値の一万分の一とする。

2 規則第十八条第一項第一号イの長官の定める放射線障害の防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 通常の運搬状態で、放射性同位元素が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。
- 二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。
- 三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)

第三条 規則第十八条第一項第一号ロに規定する承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運搬する放射性同位元素によつて汚染された物の種類、数量、

形状及び性状

三 運搬する日時及び経路

四 運搬に当たつて講ずる放射線障害の防止のための措置

(運搬物及び車両等に係る線量当量率)

第四条 規則第十八条第一項第三号の長官の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率について次のとおりとする。

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

四九四

一 運搬物の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時

二 運搬物の表面から一メートル離れた位置における線量当量率

については、百マイクロシーベルト毎時

三 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する

垂直面及び車体の底面）における線量当量率については、二ミ

リシーベルト毎時

四 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する

垂直面）から一メートル離れた位置における線量当量率につ

ては、百マイクロシーベルト毎時

五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシー

ベルト毎時

六 コンテナの表面から一メートル離れた位置における線量当量

率については、百マイクロシーベルト毎時

（危険物）

第五条 規則第十八条第一項第五号の長官の定める危険物は、次の

各号に掲げるものとする。

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一

項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二 高压ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第一条に規

定する高压ガス（消化器に封入したものを除く。）

三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつ

て、引火点が摂氏八十五度以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五 前四号に掲げるもののほか、当該放射性同位元素等の安全な

運搬を損なうおそれのある物

（標識）

第六条 規則第十八条第一項第九号の長官の定める標識は、別記に

掲げる標識とする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条 規則第十八条第二項の規定による承認の申請は、次の各号

に掲げる次項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

氏名

二 運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状

三 運搬物の表面及び表面から一メートル離れた位置における一

センチメートル線量当量率

四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五 運搬に使用する容器の種類及び仕様

六 運搬に使用する車両等の仕様

七 運搬の日時及び経路

八 運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置

九 前号に掲げるもののほか、放射線管理のために講ずる措置

十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害の防止のため

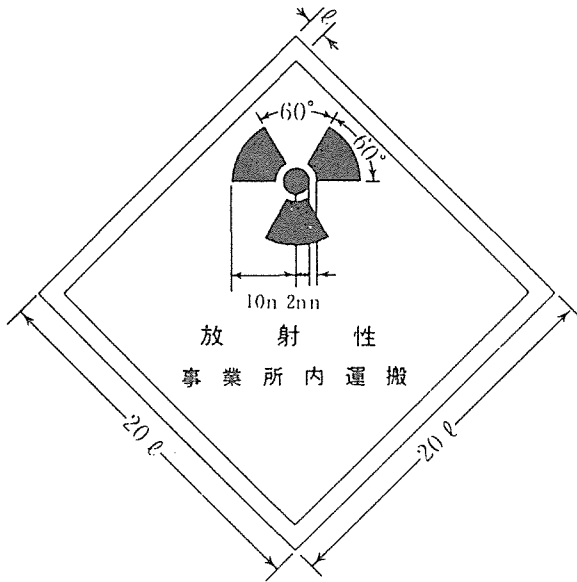
に講ずる措置

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 規則第十八条第二項後段の長官の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率について、十ミリシーベルト毎時とする。

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

○ 別記（第六条関係）事業所内運搬車両標識



- 注1 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 2 nは、0.2センチメートル以上とする。
 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。
 4 色彩は、次表によること。

部	分	色	彩	
三	葉	マ	ク	白
文			字	黒
ふ	ち	の	部	黒
ふ	ち	の	内	白
			側	黒
			の	
			線	

放射線同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

Aの二 工場又は事業所外の運搬関係

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

〔昭和三十三年六月十日
法律第百六十七号〕

最終改正 平成八年六月十四日法律第八十号

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱ひ、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱ひを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（運搬に関する確認等）

第十八条の二 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（次項から第五項まで、第三十二条及び第三十三条において「使用者等」という。）は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。）で定める技術上

の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならぬ。

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官又は運輸大臣の確認を受けなければならない。

3 使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官の承認を受けることができる。この場合において、科学技術庁長官の承認を受けた容器（第四十一条の十において「承認容器」という。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、科学技術庁長官又は運輸大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項に規定する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を確保するため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、総理府令で定めるところにより、

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、総理府令で定めるところにより、運搬の日時、経路その他総理府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する場合には、第五項の規定により届け出たところに従つて（前項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しなければならない。

8 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、総理府令で定めるところにより、第五項の規定により届け出たところに従つて（第六項の指示があつたときはその内容に従つて）運搬しているかどうかについて検査し、又は放射線障害を防止するため、前三項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることができる。

9 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（事故届）

第三十二条 使用者等は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

第三十三条 使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては総理府令又は運輸省令。第三項において同じ。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 使用者等は、第一項の事態が生じた場合においては、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、科学技術庁長官又は運輸大臣。次項において同じ。）に届け出なければならない。

4 科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に

対し、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(指定機構確認機関の指定等)

第三十九条 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定機構確認機関」という。)に、第十二条の四第一項及び第十二条の六に規定する機構確認(第十二条の四第二項の規定により放射性同位元素装備機器に機構確認がされた旨の表示を付することを含む。以下同じ。)を行わせることができる。

2 指定機構確認機関の指定は、総理府令で定めるところにより、機構確認を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号の一に該当する者は、指定機構確認機関の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第四十一条の六の規定により指定を取り消され、その取消し日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち第一号に該当する者があるもの

4 科学技術庁長官は、第二項の申請が総理府令で定める技術的能力を有する者(以下「指定機構確認機関」という。)に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄)

力その他の事項に関する基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(機構確認の義務等)

第四十条 指定機構確認機関は、機構確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、機構確認を行わなければならない。

2 指定機構確認機関は、機構確認を行うときは、総理府令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

(業務規定)

第四十一条 指定機構確認機関は、機構確認の業務に関する規定(以下「業務規定」という。)を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3 科学技術庁長官は、第一項の認可をした業務規定が機構確認の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、指定機構確認機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の二 指定機構確認機関は、科学技術庁長官の許可を受けなければ、機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画の認可等)

第四十一条の三 指定機構確認機関は、毎事業年度、事業計画及び

収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなければならない。

（機構確認員の選任及び解任）

第四十一条の四 第四十条第二項の規定により機構確認を実施する者（次項において「機構確認員」という。）の選任は、科学技術庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 科学技術庁長官は、機構確認員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないと認めるときは指定機構確認機関に対し、当該機構確認員の解任を命ずることができる。

（指定機構確認機関の役員及び職員）

第四十一条の五 指定機構確認機関の役員又は職員で機構確認の業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定の取消し等）

第四十一条の六 科学技術庁長官は、指定機構確認機関が第三十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定

を取り消さなければならない。

2 科学技術庁長官は、指定機構確認機関が次の各号の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条第四項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第四十条、第四十一条の二又は第四十一条の三の規定に違反したとき。

三 第四十一条第一項の認可を受けた業務規定によらないで機構確認を行つたとき。

四 第四十一条第三項又は第四十一条の四第二項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十一条の二十第一項の条件に違反したとき。

（帳簿の備付け等）
第四十一条の七 指定機構確認機関は、総理府令で定めるところにより、機構確認の業務に関する事項で総理府令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

（科学技術庁長官による機構確認）

第四十一条の八 科学技術庁長官は、第三十九条第一項の規定により指定機構確認機関の指定をしたときは、機構確認を行わないものとする。

2 科学技術庁長官は、指定機構確認機関が第四十一条の二の規定による許可を受けて機構確認の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十一条の六第二項の規定により指定機構確認機関に対し機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定機構確認機関が天災その他の事由により機構確認の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、機構確認の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 科学技術庁長官が前項の規定により機構確認の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定機構確認機関が第四十一条の二の規定による許可を受けて機構確認の業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第四十一条の六の規定により指定機構確認機関の指定を取り消された場合における機構確認の業務の引継ぎその他の必要な事項については、総理府令で定める。

(指定検査機関の指定等)

第四十一条の九 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検査機関」という。)に、施設検査及び定期検査を行わせることができる。

2 指定検査機関の指定は、総理府令で定めるところにより、施設検査及び定期検査を行うおとす者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から前条までの規定は、指定検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定検査機関」と、

「機構確認」とあるのは「施設検査及び定期検査」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

(指定運搬物確認機関の指定等)

第四十一条の十 科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定運搬物確認機関」という。)に、承認容器による運搬物に係る第十八条の二第二項の規定による確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限る。次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「承認容器による運搬物に係る確認」という。)を行わせることができる。

2 指定運搬物確認機関の指定は、総理府令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行うおとす者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十一条の八までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬物確認機関」と、「機構確認」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬物確認員」と読み替えるものとする。

(指定運搬方法確認機関の指定等)

第四十一条の十一 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、

その指定する者（以下「指定運搬方法確認機関」という。）に、第十八条の二第二項の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて運輸省令で定めるもの（次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「運搬方法確認」という。）を行わせることができる。）

2 指定運搬方法確認機関の指定は、運輸省令で定めるところにより、運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十一条の八までの規定は、指定運搬方法確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬方法確認機関」と、「科学技術庁長官」とあるのは「運輸大臣」と、「総理府令」とあるのは「運輸省令」と、「機構確認」とあるのは「運搬方法確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬方法確認員」と読み替えるものとする。

（報告徴収）

第四十二条 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で定めるところにより、使用者、販

売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し、報告をさせることができる。

2 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で定めるところにより、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（科学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関）に対し、報告をさせることができる。

3 科学技術庁長官は、前二項の規定による報告の徴収のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、船舶の船長その他関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十三条の二 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

2 科学技術庁長官は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を取去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（科学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関）の事務所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（罰則）

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六 第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定に

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

よる命令に違反した者

第五十三条の三 第四十一条の六第二項（第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第十二条の五、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第七項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

四 第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

四の二 第十八条の二第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬した者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

三の二 第十八条の二第八項の規定による警察官の停止命令に従わず、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者

五 第二十七条第一項若しくは第三項、第三十二条若しくは第三十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第四十二条第一項若しくは第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十三条の二第一項又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは、忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の二（第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで機構確認、施設検査及び定期検査、承認容器による運搬物に係る確認若しくは運搬方法確認の業務、試験事務又は講習及び研修の業務の全部を廃止したとき。

二 第四十一条の七（第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十

一条の十九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四十二条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十三条、第五十四条の四、第五十四条又は第五十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条又は第五十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○放射性同位元素等による放射線障害
の防止に関する法律施行令（抄）

〔昭和三十五年九月三十日〕
政令第二百五十九号

最終改正 平成八年七月十日政令第二百十五号

（運搬に関する確認を要する場合）

第十七条 法第十八条の二第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物として総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）を要する場合にあつては、運輸省令）で定めるものを運搬する場合とする。

（都道府県公安委員会への届出を要する場合）

第十七条の二 前条の規定は、法第十八条の二第五項に規定する政令で定める場合について準用する。

（手数料）

第十九条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

七	法第十八条の二第二項の科学技術庁	手数料を納付すべき者
---	------------------	------------

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）

長官の確認を受けようとする者	
イ 承認容器以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬しようとする者	四十万千円
ロ 承認容器の使用により七百七十七テラベクレルを超える放射性同位元素を運搬しようとする者	十二万八千五百円
ハ 承認容器の使用により七百七十七テラベクレル以下の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬しようとする者	三万三千三百円
八 法第十八条の二第二項の運輸大臣の確認を受けようとする者	十三万三千百円
九 法第十八条の二第三項の承認を受けようとする者	五万七千三百円

附則

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第八十号）の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

（昭和三十五年九月三十日）
（総理府令第五十六号）

最終改正 平成八年七月十二日総理府令第三十九号

（用語の定義）

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 管理区域 外部放射線に係る線量当量が科学技術庁長官（以下「長官」という。）が定める線量当量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が長官が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が長官が定める密度を超えるおそれのある場所
- 八 放射線業務従事者 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であつて、管理区域に立ち入るもの
- 九 放射線施設 使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設
- 十 実効線量当量限度 放射線業務従事者の実効線量当量について、長官が定める一定期間内における線量当量限度
- 十一 組織線量当量限度 放射線業務従事者の各組織の線量当量

について、長官が定める一定期間内における線量当量限度

十二 空気中濃度限度 放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度について、

長官が定める濃度限度

十三 表面密度限度 放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度について、長官が定める密度限度

（車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準）

第十八条の二 法第十八条の二第一項の総理府令で定める技術上の基準（車両運搬（事業所等の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。以下同じ。）により運搬する物に係るものに限る。）は、次条から第十八条の十二までに定めるところによる。

（放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬）

第十八条の三 放射性同位元素等（放射性同位元素の濃度が長官の定める濃度に満たないものを除く。以下第十八条の十三までにおいて同じ。）は、次に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物（放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）として運搬しなければならない。

一 危険性が極めて少ない放射性同位元素等として長官の定めるもの L型輸送物

二 長官の定める量を超えない量の放射能を有する放射性同位元

素等（前号に掲げるものを除く。） A型輸送物

三 前号の長官の定める量を超える量の放射能を有する放射性同位元素等（第一号に掲げるものを除く。） B M型輸送物又はBU型輸送物

2 前項の規定にかかわらず、放射能濃度が低い放射性同位元素等であつて危険性が少ないものとして長官の定めるもの（以下「低比放射性同位元素」という。）及び放射性同位元素等によつて表面が汚染された物であつて危険性が少ないものとして長官の定めるもの（以下「表面汚染物」という。）は、長官の定める区分に応じ、I P 一 I 型輸送物、I P 一 2 型輸送物又はI P 一 3 型輸送物として運搬することができる。

3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、B M型輸送物、BU型輸送物、I P 一 I 型輸送物、I P 一 2 型輸送物及びI P 一 3 型輸送物は、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならぬ。

（L型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の四 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
- 二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- 三 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。

四 材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。

五 弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

六 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示を有していること。ただし、長官の定める場合は、この限りでない。

七 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

八 表面の放射性同位元素の密度が第十八条の五第九号に規定する密度の十分の一を超えないこと。

（A型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の五 A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前条第一号から第五号までに定める基準
- 二 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。
- 三 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの取り付け等の措置が講じられていること。
- 四 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。

五 周囲の圧力を二十五キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

六 液体状の放射性同位元素等が収納されている場合には、次に掲げる要件に適合すること。

イ 容器に収納することができる放射性同位元素等の量の二倍以上の量の放射性同位元素等を吸収することができる吸収材又は二重の密封部分から成る密封装置（容器の構成部品のうち、放射性同位元素の漏えいを防止するための密封措置が施されているものをいう。以下同じ。）を備えること。ただし、法第十八条の二第三項の規定により承認を受けた容器（BM型輸送物又はBU型輸送物に係るものに限る。）を使用する場合は、この限りでない。

ロ 放射性同位元素等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。

七 表面における一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載（鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両又は外接する直方体の一边が六メートル以上のコンテナ（内容積が三立方メートルを超えるものに限る。）が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。以下同じ。）として運搬する放射性輸送物であつて、車両運搬規則第四条第二項並びに第十八条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術

上の基準に従うものうち、安全上支障がない旨の長官の承認を受けたものは、表面における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

ハ 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率（コンテナ又はタンク（気体、液体、粉状若しくは粒状の物質又は液体と粉状若しくは粒状の物質との混合物を収納する容器であつて、気体を収納する場合にあつては一立方メートル以上、気体以外のものを収納する場合にあつては〇・四五立方メートル以上の内容積を有するものをいう。以下同じ。）を容器として使用する放射性輸送物であつて、専用積載としな

いで運搬するものについては、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率に長官の定める係数を乗じた線量当量率）が百マイクログラムシーベルト毎時を超えないこと。ただし、放射性輸送物を専用積載として運搬する場合であつて、安全上支障がない旨の長官の承認を受けたときは、この限りでない。

九 表面の放射性同位元素の密度が長官の定める密度（以下「輸送物表面密度」という。）を超えないこと。

十 放射性同位元素の使用等に必要なる書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

十一 長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 放射性同位元素の漏えいがないこと。

ロ 表面における一センチメートル線量当量率が著しく増加せず、かつ、二ミリシーベルト毎時（第七号ただし書に該当する場合は、十ミリシーベルト毎時）を超えないこと。

（B M型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の六 B M型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 前条第一号から第十号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二 長官の定めるB M型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 前条第十一号ロの要件

ロ 放射性同位元素の一時間当たりの漏えい量が長官の定める量を超えないこと。

ハ 表面の温度が日陰において摂氏五十度（専用積載として運搬する放射性輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくことのできる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面）において摂氏八十五度）を超えないこと。

ニ 表面の放射性同位元素の密度が輸送物表面密度を超えないこと。

三 長官の定めるB M型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

ロ 放射性同位元素の一週間当たりの漏えい量が長官の定める量を超えないこと。

四 運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。

（B U型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の七 B U型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第十八条の五第一号から第十号までに定める基準。ただし、同条第四号ただし書の規定及び同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二 長官の定めるB U型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適合すること。

三 長官の定めるB U型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第三号イ及びロに定める要件に適合すること。

四 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。

五 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は放射性同位元素等の冷却が行われる構造であること。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

六 最高使用圧力（運搬中に予想される周囲の温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に、一年間に放射性輸送物の密封装置内に生じる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七百キロパスカルを超えないこと。

（I P 一型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の八 I P 一型輸送物に係る技術上の基準は、第十八条の五第一号及び第二号並びに第七号から第九号までに定める基準とする。

（I P 二型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の九 I P 二型輸送物（次項に該当するものを除く。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 前条に定める基準

二 長官の定めるI P 二型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第十八条の五第十一号イ及びロに定める要件に適合すること。

2 I P 二型輸送物（放射性同位元素等を収納する容器がコンテナ又はタンクであるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 前条に定める基準

二 前項第二号に定める基準又はこれと同等と長官の認める基準（I P 一型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の十 I P 三型輸送物（次項に該当するものを除く。）

に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第十八条の五第一号から第九号までに定める基準。ただし、同条第六号イに定める要件は、適用しない。

二 長官の定めるI P 三型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、第十八条の五第十一号イ及びロに定める要件に適合すること。

2 I P 三型輸送物（放射性同位元素等を収納する容器がコンテナ又はタンクであるものに限る。）に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第十八条の八に定める基準

二 第十八条の五第三号から第五号までに定める基準、第六号ロに定める要件に適合すること及び前項第二号に定める基準又はこれと同等と長官の認める基準

（放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性同位元素及び表面汚染物の運搬）

第十八条の十一 次に掲げる低比放射性同位元素及び表面汚染物は、第十八条の三の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める放射性輸送物としないで運搬することができる。

一 長官の定める低比放射性同位元素であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 通常の運搬状態において、放射性同位元素が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。

ロ 専用積載として運搬すること。

二 長官の定める表面汚染物であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 前号イに掲げる要件

ロ 専用積載として運搬すること。ただし、表面の放射性同位元素の密度が長官の定める密度を超えないものは、この限りでない。

(特別措置による運搬)

第十八条の十二 第十八条の三又は前条の規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の長官の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の一センチメートル線量当量率は、表面において十ミリシンベルト毎時を超えてはならない。

(簡易運搬に係る技術上の基準)

第十八条の十三 法第十八条の二第一項の総理府令で定める技術上の基準(簡易運搬(事業所の外における車両運搬以外の運搬(船舶又は航空機によるものを除く。))をいう。以下同じ。))に係るものに限る。))は、第十八条の三から前条までに定めるもののか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第十八条の三、第十八条の十一又は前条の規定により運搬される放射性同位元素等(以下「運搬物」という。))を積載し、又は収納した運搬機械又は器具(簡易運搬に係るものに限る。))

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄)

以下「運搬機器」という。))の表面における一センチメートル線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。

二 運搬物(L型輸送物を除く。以下この号及び次号において同じ。))の運搬機器への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

三 運搬物は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。

四 二以上の運搬物(その表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えるものに限る。以下この号において同じ。))を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、放射線障害の防止のため、長官の定めるところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。

五 運搬物(L型輸送物を除く。以下この号において同じ。))を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ロ 当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装具等を携行すること。

ハ 人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を置き、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いは行わないこと。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

六 B M型輸送物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 法第三十五条第一項の放射線取扱主任者を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積込み、取卸し等に立ち会わせることにより、放射性同位元素等の放射線管理、放射性同位元素等の運搬に従事する者の被ばく管理その他放射性同位元素等の保安のために必要な監督を行わせること。

ロ 交通が混雑する時間及び経路を避けること。

七 運搬物には、長官の定めるところにより、標識の取付け又は表示をすること。

八 放射線業務従事者の線量当量が実効線量当量限度及び組織線量当量限度を超えないようにすること。

（運搬に関する確認を要する放射性同位元素等）

第十八条の十四 令第十七条の総理府令で定める放射性同位元素等は、第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等（第十八条の三第二項及び第十八条の十二の規定により運搬されるものを除く。）とする。

（運搬に関する確認の申請）

第十八条の十五 法第十八条の二第二項の規定により運搬に関する確認（指定運搬物確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第十の七による確認申請書に、次の書類を添えて、これを長官に提出しなければならない。

一 運搬する放射性同位元素等に関する説明書

二 前号の放射性同位元素等を収納する容器（以下この条及び第十八条の十七において「容器」という。）の構造、材質及び製作の方法（以下「容器の設計」という。）並びに当該放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書

三 容器が容器の設計に従つて制作されていることを示す説明書
四 容器が容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

五 放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書

六 簡易運搬にあつては、放射性輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書

2 法第十八条の二第三項の承認を受けた容器を使用して放射性同位元素等を運搬する場合にあつては、前項第二号及び第三号の書類の提出を省略することができる。

3 指定運搬物確認機関が行う法第十八条の二第二項の確認を受けようとする者は、当該指定運搬物確認機関が長官の承認を受けて定めるところにより、申請書を当該指定運搬物確認機関に提出しなければならない。

(運搬確認証の交付)

第十八条の十六 長官又は指定運搬物確認機関は、法第十八条の二

第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

(容器承認の申請)

第十八条の十七 法第十八条の二第三項の規定による承認の申請は、

別記様式第十の八による容器承認申請書を提出して行わなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

一 容器で運搬することを予定する放射性同位元素等に関する説

明書

二 容器の設計及び放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書

三 容器が容器の設計に従つて制作されていることを示す説明書

四 容器が第二号の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

3 容器のうち、容器の一部を分離して使用することのできるもの

については、当該容器の各部分ごとに第一項の申請をすることができる。この場合において、前項第三号及び第四号の説明書は、当該申請に係る容器の一部に係る説明書とするものとする。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第二十三条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者が法第二十

四条の規定により講じなければならない措置は、次の各号に定めるところによる。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄)

一 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれのある程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行うこと。

二 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の措置を講ずること。

(記帳)

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により

使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 使用者については、次によるものとする。

チ 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、運搬の方法並びに荷受人又は荷送人、運搬を委託された者及び運搬に従事する者の氏名

カ 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

ニ 販売業者及び賃貸業者については、次によるものとする。

ハ 販売所又は賃貸事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、運搬の方法並びに荷受人又は荷送人、運搬を委託された者及び運搬に従事する者の氏名

- 二 前号ホからトまで及びリからカまでに掲げる事項
 三 廃棄業者については、次によるものとする。

へ 廃棄事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、
 運搬の方法並びに荷受人又は荷送人、運搬を委託された者及び
 運搬に従事する者の氏名

ト 第一号リからワまでに掲げる事項

- 2 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により使用者、
 販売業者、賃貸業者又は廃棄業者は、一年ごとに前項に規定す
 る帳簿を閉鎖しなければならない。

3 法第二十五条第四項の規定による帳簿の保存の期間は、前項
 に規定する帳簿の開鎖後五年間とする。

（危険時の措置）

第二十九条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者並びにこれ
 らの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定によ
 り講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところ
 による。

- 一 放射線施設又は放射性輸送物に火災が起り、又はこれらに
 延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努める
 とともにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第百八
 十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通
 報すること。

二 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設
 の内部にいる者、放射性輸送物の運搬に従事する者又はこれら
 の付近にいる者に避難するよう警告すること。

- 三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合
 には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
 四 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、そ
 の広がり防止及び除去を行うこと。

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必
 要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、繩
 を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、
 関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

- 六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。
 2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しゃへい具、かん
 子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くする
 こと等により、緊急作業に従事する者の線量当量をできる限り少
 なくすること。この場合において、放射線業務従事者（女子を除
 く。）にあつては、第十五条第三号（第十六条並びに第十九条第
 一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一
 項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第十
 八条の十三第八号の規定にかかわらず、長官が定める線量当量限
 度まで放射線に被ばくすることができる。

3 法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、
 次の事項を届け出なければならない。

- 一 法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因
 二 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
 三 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4 前項の届出は、当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にあ

る場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。
(報告の徴収)

第三十九条 使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に長官に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 二 放射性同位元素等が異状に漏えいしたとき。
- 三 放射線業務従事者について実効線量当量限度又は組織線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。
- 四 前三号のほか、放射線障害を発生し、又は発生するおそれあるとき。

2 使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、別記様式二十一の三により三十日以内に長官に報告しなければならない。

3 使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者は、事業所等ごとに別記様式第二十一の四による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に長官に提出しなければならない。

4 前三項に規定する場合のほか、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、長官が次に掲げる事項について期間を定めて報告を求めたときは、当該事項を当該期間内に長官に報告しなければならない。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄)

一 放射線管理の状況

二 放射性同位元素の在庫及びその増減の状況

三 工場又は事業所の外において行われる放射性同位元素等の廃棄又は運搬の状況

(収去証)

第四十条 法第四十三条の二第一項の規定により放射線検査官が放射性同位元素等を収去するときは、収去された者に収去証を交付しなければならない。

(身分を示す証明書)

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の名分を示す証明書は、それぞれ別記様式二十二及び別記様式二十三によるものとする。

附則 (平成二年十一月二十八日 総理府令第五七号)

(施行期日)

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条の二第三項の規定により承認を受けている容器については、この府令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の四から第十八条の七までの規定は、平成五年一月一日から適用し、それまでの間は、なお従前の例による。

3 この府令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等につ

いては、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附則（平成七年九月二十五日 総理府令第四十五号）

（施行期日）

1 この府令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第五十九号。第三項において「改正法」という。）の施行の日（平成七年九月三十日）から施行する。

（経過措置）

2 この府令の施行の際現に表示付放射性同位元素装備機器（ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタに限る。）のみを使用している届出使用者は、平成七年十二月三十一日までにこの府令による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（次項において「新規規則」という。）第十五条第十一号ただし書の規定により注意事項を掲示しなければならぬ。

3 この府令の施行の際現に改正法による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二十一条第一項の規定により放射線障害予防規定を長官に届け出ている者は、当該放射線障害予防規定を新規規則第二十一条第一項各号に規定する事項について定めるものに変更し、平成八年六月三十日までにその旨を長官に届け出なければならぬ。

年 月 日

運 搬 確 認 申 請 書

所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。

科学技術庁長官

殿

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 〇〇

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第2項の規定により運搬の確認を申請します。

氏 名 又 は 名 称				
法人にあつては、その代表者の氏名				
住 所	郵便番号（ ）	電話番号（ ）		
事業所等又は事務所	使用者等の区分（注2）			
	名 称			
事務上の連絡先	所 在 地	郵便番号（ ）	電話番号（ ）	
	名 称			
運 搬 員 の 氏 名	所 在 地	郵便番号（ ）	電話番号（ ）	
	所属部署名（ ）			
運 搬 の 目 的 （注3）				
運 搬 予 定 時 期				
放 射 性 輸 送 物 に 関 する 説 明	放射性輸送物の名称（注4）			
	放射性輸送物の種類（注5）			
	放射性輸送物の総重量			
	運搬する放射性同位元素等（注6）	核 種	量	
		数	量	
		物 理 的 状 態 （注7）		
		化 学 形 状 （注8）		
密 封 の 状 態 （注9）				
容 器 の 名 称	容 器 の 名 称			
	外 形 寸 法			
	重 量			
	耐 用 年 数			
容器承認を受けたものは、承認の年月日及び番号				
容器の維持の状況				
使用する搬送機（注11）	使用する運搬機器の種類（注12）			
	運搬機器への積付け方法			
携行する書面及び携行器具等				

- 注1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「使用者等の区分」 使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業の区分を併せて記載すること。
- 3 「運搬の目的」 当該運搬に係る出発地及び目的地の事業所等の名称及び所在地を併せて記載すること。
- 4 「放射性輸送物の名称」 放射性輸送物の通称を記載すること。
- 5 「放射性輸送物の種類」 B M型輸送物又はB U型輸送物の別を記載すること。
- 6 「運搬する放射性同位元素等」 運搬する放射性同位元素等の核種及び化学形ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。
- 7 「物理的状態」 気体、液体等の状態を記載すること。
- 8 「化学形」 科学技術庁長官の定める化学形の区分を記載すること。
- 9 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さを記載すること。
- 10 「容器」 容器の一部を分離して使用することのできるものにあつては、それぞれの容器の部分ごとに記載すること。
- 11 「運搬方法に関する説明」 簡易運搬を行う場合のみ記載すること。
- 12 「使用する運搬機器の種類」 自転車、台車等具体的に記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本工業規格B 4 のつづり式式とすること。
- 備考2 この申請書の提出部数は、1通とすること。
- 備考3 この申請書には、第18条の15第1項（同条第2項の規定により書類の提出を省略する場合にあつては、同条第1項第2号及び第3号を除く。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

様式第十の八（第18条の17関係）

整理番号（注1）

容 器 承 認 申 請 書

所定の金額の収入
印紙をはり、消印
をしないこと。

年 月 日

科学技術庁長官

殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ㊤

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第3項の規定により
容器の承認を申請します。

収納する放射性 同位元素等 (注2)	核 種									
	数 量									
	重 量									
	物理的状态(注3)									
	化学形(注4)									
	密封の状態(注5)									
放射性輸送物の種類(注6)										
放射性輸送物の総重量										
容 器	容 器 の 名 称									
	外 形 寸 法									
	重 量									
	耐 用 年 数									

注1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。

2 「収納する放射性同位元素等」 収納する放射性同位元素等の核種及び化学形ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。

3 「物理的状态」 気体、液体等の状態を記載すること。

4 「化学形」 科学技術庁長官の定める化学形の区分を記載すること。

5 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。

6 「放射性輸送物の種類」 BM型輸送物又はBU型輸送物の別を記載すること。

備考1 この用紙は、日本工業規格B4のつづり込式とすること。

2 この申請書の提出部数は、1通とする。

3 この申請書には、第18条の17第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

様式第二十二（第41条関係）

表

<p>第 号</p> <p>放射線検査官身分証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>上記の者は、放射線検査官であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>科学技術庁長官</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;">写</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;">印</div>
---	--

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 7 とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43の2 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第18条の2第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第4項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条の2第6項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を収去させることができる。

2（略）

3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のためにみとめられたものと解してはならない。

第55条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

七 第43条の2第1項又は第2項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

様式第二十三（第41条関係）

表

<p>第 号</p> <p>立入検査職員身分証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>上記の者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2第2項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>科学技術庁長官</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>写 真</p> <p style="text-align: right;">印</p>
---	--

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43条の2（第1項略）

2 科学技術庁長官は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第30条の2第1項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第55条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

七 第43条の2第1項又は第2項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

〔昭和六十三年五月十八日
科学技術庁告示第十五号〕

（管理区域に係る線量当量等）

第四条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号に規定する管理区域に係る外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。

- 一 外部放射線に係る線量当量については、一センチメートル線量当量が一週間につき三百マイクロシーベルト
- 二 空気中の放射性同位元素の濃度については、一週間についての平均濃度が第七条に規定する濃度の十分の三
- 三 放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、第八条に規定する密度の十分の一
- 四 第一号及び第二号の規定にかかわらず、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、一センチメートル線量当量の第一号に規定する線量当量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の第二号に規定する濃度に対する割合の和が一となるよう

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

な一センチメートル線量当量及び空気中の放射性同位元素の濃度

（実効線量当量限度）

第五条 規則第一条第十号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における線量当量限度は、四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルトとする。

（組織線量当量限度）

第六条 規則第一条第十一号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量当量限度は、次のとおりとする。

- 一 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト
- 二 前号以外の組織については、四月一日を始期とする一年間につき五百ミリシーベルト
- 三 女子（妊娠不能と診断された者及び次号に規定する者を除く。）の腹部については、前号に規定するほか、三月間につき十三ミリシーベルト
- 四 妊娠中である女子の腹部については、第二号に規定するほか、妊娠と診断されたときから出産までの間につき十ミリシーベルト

（空气中濃度限度）

第七条 規則第一条第十二号及び規則第十四条の十一第一項第四号イに規定する人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度限度は、八時間についての平均濃度が次の各号に規定す

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

濃度とする。

一 放射性同位元素の種類（別表第一に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に應じて第五欄に掲げる濃度

二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、空气中に二種類以上の放射性同位元素がある場合にあつては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれその放射性同位元素についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性同位元素の濃度

三 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつては、別表第一の第五欄に掲げる濃度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いもの。

四 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第一に掲げられていない場合にあつては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に應じて第二欄に掲げる濃度

（表面密度限度）

第八條 規則第十三号に規定する人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度限度は、別表第三の左の欄に掲げる放射性同位元素の区分に應じてそれぞれ右の欄に掲げる密度とする。

（一時的立入者の測定に係る線量当量）

第二十三條 規則第二十条第二項第一号ホに規定する一時的立入者

であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量当量は、一センチメートル線量当量について百マイクローンベルトとする。

2 規則第二十条第二項第二号に規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量当量は、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による実効線量当量について、百マイクローンベルトとする。

（内部被ばくによる線量当量の測定）

第二十四條 規則第二十条第二項第二号に規定する内部被ばくによる線量当量の測定は、吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素について別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに次の各号のうち適切な方法により吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量を計算し、第二項又は第三項の規定により算出することにより行うものとする。ただし、科学技術庁長官が認めた方法により測定する場合は、この限りでない。

一 体外計測法

イ 吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる

吸入の区分がDの場合にあつては、次の式による計算

$$I = 0.48 + 0.15 f_1 \frac{q_w(0)}{q_w(0)}$$

この式において、I、 $q_w(0)$ 及び f_1 は、それぞれ次の値を表すものとする。

I 吸入摂取した放射性同位元素の摂取量（単位 ベク

レル)

$q_w(0)$ 摂取時における全身の長期残留成分 (単位 ベク

レル)

f_1 別表第一の第二欄に掲げる値

吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる

吸入の区分がWの場合にあつては、次のいずれかの式による

計算

$$I = \frac{q_w(0)}{0.22 + 0.41 f_1} \quad I = \frac{q_1(0)}{0.15}$$

これらの式において、 I 、 $q_w(0)$ 、 f_1 及び $q_1(0)$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

I 吸入摂取した放射性同位元素の摂取量 (単位 ベク

レル)

$q_w(0)$ 摂取時における全身の長期残留成分 (単位 ベク

レル)

f_1 別表第一の第二欄に掲げる値

$q_1(0)$ 摂取時における肺の長期残留成分 (単位 ベクレル)

吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる

吸入の区分がYの場合にあつては、次の式による計算

$$I = \frac{q_1(0)}{0.15}$$

この式において、 I 及び $q_1(0)$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

I 吸入摂取した放射性同位元素の摂取量 (単位 ベク

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件 (抄)

レル)

$q_1(0)$ 摂取時における肺の長期残留成分 (単位 ベク

レル)

ニ 経口摂取した場合にあつては、次の式による計算

$$I = \frac{q_w(0)}{f_1}$$

この式において、 I 、 $q_w(0)$ 及び f_1 は、それぞれ次の値を表すものとする。

I 経口摂取した放射性同位元素の摂取量 (単位 ベク

レル)

$q_w(0)$ 摂取時における全身の長期残留成分 (単位 ベク

レル)

f_1 別表第一の第二欄に掲げる値

二 バイオアッセイ法

イ 吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる

吸入の区分がDの場合にあつては、次の式による計算

$$I = \frac{E(t)}{(0.48 + 0.15 f_1) Y(t)}$$

この式において、 I 、 $E(t)$ 、 f_1 及び $Y(t)$ は、それぞれ次の値を表すものとする。(以下この号において同じ。)

I 吸入摂取した放射性同位元素の摂取量 (単位 ベク

レル)

$E(t)$ 吸入摂取した日以後t日目(一日当たりの放射性

同位元素の全排せつ量 (単位 ベクレル)

f_1 別表第一の第二欄に掲げる値

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

y(t) 細胞外液に単位取り込み後 t 日目に全排せつ経路を通じて排せつされる放射性同位元素の割合

□ 吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる吸入の区分が W の場合にあつては、次のいずれかの式による計算

$$I = \frac{E(t)}{(0.07 + 0.41f)Y(t)} \quad I = \frac{E_f}{0.41}$$

この式において、 E_f は、次の値を表すものとする。
（へにおいて同じ）

E_f 吸入摂取した日以後三日間ないし五日間のふん中の放射性同位元素の排せつ量（単位 ベクレル）

△ 吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる吸入の区分が Y の場合にあつては、次のいずれかによる計算

$$I = \frac{E(t)}{(0.004 + 0.48f_1)Y(t)} \quad I = \frac{E_f}{0.48}$$

□ 経口摂取した場合にあつては、次の式による計算

$I = \frac{E(t)}{f_1 Y(t)}$
ただし、トリチウム水の場合は、次の式によるものとする。
 $I = \frac{4.2 \times 10^4 U(t)}{R(t)}$

この式において、 $U(t)$ 及び $R(t)$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$U(t)$ 経口摂取した日以後 t 日目に排せつされた尿中のトリチウム濃度（単位 ベクレル毎立方センチメートル）

R(t) 経口摂取した日以後 t 日目において人体に残留しているトリチウムの割合

三 次の式による計算法（経口摂取以外の場合に限る。）

$$I = 1.2 \times 10^6 C t F$$

ただし、トリチウム水の場合は、次の式によるものとする。

$$I = 1.8 \times 10^6 C t F$$

これらの式において、 I 、 C 、 t 及び F は、それぞれ次の値を表すものとする。

I 吸入摂取した放射性同位元素の摂取量（単位 ベクレル）

C 規則第二十条第一項第二号によつて測定された空気中の放射性同位元素の濃度（単位 ベクレル毎立方センチメートル）

t 測定対象者が作業室その他放射性同位元素を吸入摂取するおそれのある場所に立ち入つた時間（単位 時間）

F 測定対象者が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度の C に対する割合

2 内部被ばくによる実効線量当量の算出は、別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに次の式により行うものとする。

二種類以上の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取したときは、それぞれの種類につき算出した実効線量当量の和を内部被ばくによる実効線量当量とする。

$$H_{Ei} = \frac{50 I_i}{(AL I)_s}$$

この式において、 H_{E1} 、 I 及び $(ALI)_{NS}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_{E1} 内部被ばくによる実効線量当量(単位 ミリシーベルト)

I 吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量

(単位 ベクレル)

$(ALI)_{NS}$ 別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の

種類に応じて、それぞれ吸入摂取した場合にあつては同表の第三欄、経口摂取した場合にあつては同表の第四欄に掲げる年摂取限度(かつこ書のあるものについては、括弧外の年摂取限度)(単位 ベクレル)

3

別表第一の第三欄又は第四欄に組織線量当量に係る年摂取限度が記載されている種類の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取した場合にあつては、次の式により内部被ばくによる組織線量当量を算出するものとする。二種類以上の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取したときは、対象となる組織ごとそれぞれの種類につき算出した組織線量当量の和を当該組織の内部被ばくによる組織線量当量とする。

$$H_{T1} = \frac{500}{I} I$$

この式において、 H_{T1} 、 I 及び $(ALI)_{NS}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_{T1} 別表第一の第三欄又は第四欄にかつこ書のある放射性

同位元素の種類に係る当該括弧内に掲げる組織に対する

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(抄)

内部被ばくによる組織線量当量(単位 ミリシーベルト)

I 吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量

(単位 ベクレル)

$(ALI)_{NS}$ 別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の

種類に応じて、それぞれ吸入摂取の場合にあつては同表の第三欄、経口摂取の場合にあつては同表の第四欄の括弧内の年摂取限度(単位 ベクレル)

(実効線量当量及び組織線量当量の算定)

第二十五条 規則第二十条第四項第五号に規定する実効線量当量は、次に規定する外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による実効線量当量と内部被ばくによる実効線量当量との和とする。

一 外部被ばくによる実効線量当量は、一センチメートル線量当量とすること。ただし、規則第二十条第二項第一号ロにより測定を行った場合には、次の式により算出したものを外部被ばくによる実効線量当量とする。

$$H_{EX} = 0.05 H_A + 0.33 H_B + 0.32 H_C + 0.3 H_M$$

この式において、 H_{EX} 、 H_A 、 H_B 、 H_C 及び H_M は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_{EX} 外部被ばくによる実効線量当量

H_A 頭部及びけい部における一センチメートル線量当量

H_B 胸部及び上腕部における一センチメートル線量当量

H_C 腹部及び大たい部における一センチメートル線量当量

H_m 頭部及びげい部からなる部分、胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大たい部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量当量が最大となるおそれのある部分における一センチメートル線量当量

H_a, H_b又はH_cにおいて測定していないものがある場合は、その値は、H_mの値に等しいものとする。ただし、当該部分の値がH_b（女子（妊娠不能と診断された者を除く。）にあつてはH_c）の値以下であることが明らかである場合に於ては、その値についてはH_b（女子（妊娠不能と診断された者を除く。）にあつてはH_c）の値に等しいものとする。

二 内部被ばくによる実効線量当量は、第二十四条第二項の規定により算出したものとする。

2 規則第二十条第四項第五号に規定する組織線量当量は、次のとおりとする。

- 一 皮膚の組織線量当量は、七十マイクロメートル線量当量とすること。
- 二 眼の水晶体の組織線量当量は、三ミリメートル線量当量とすること。
- 三 皮膚及び眼の水晶体以外の組織線量当量（第四号に掲げる場合を除く。）は、当該組織の次に規定する外部被ばくによる組織線量当量と内部被ばくによる組織線量当量との和とすること。
- イ 外部被ばくによる組織線量当量は、一センチメートル線量

当量とすること。

ロ 内部被ばくによる組織線量当量は、第二十四条第三項の規定により算出した内部被ばくによる組織線量当量とすること。

四 第六条第三号及び第四号に規定する組織線量当量は、次に規定する外部被ばくによる組織線量当量と内部被ばくによる組織線量当量との和とすること。

イ 外部被ばくによる組織線量当量は、腹部における一センチメートル線量当量とすること。

ロ 内部被ばくによる組織線量当量は、第二十四条第二項の規定により算出した内部被ばくによる実効線量当量とすること。

（健康診断に係る線量当量）

第二十六条 規則第二十二條第一項第二号に規定する線量当量は、実効線量当量限度及び組織線量当量限度（第六条第三号及び第四号の組織線量当量限度を除く。）のそれぞれ十分の三とする。

（緊急作業に係る線量当量限度）

第二十七条 規則第二十九條第二項に規定する緊急作業に係る線量当量限度は、実効線量当量について百ミリシーベルトとする。

（一センチメートル線量当量等）

第三十一条 一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量については、放射線（一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含む。以下この条において同じ。）の種類に応じて次の式により計算することができる。

放射線がエックス線又はガンマ線である場合

$$H = f_x D$$

この式において、 H 、 f_x 及び D は、それぞれ次の値を表すものとする。

H 一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量（単位 シーベルト）

f_x 別表第四の第一欄に掲げる放射線のエネルギーの強さに応じて、一センチメートル線量当量にあつては第二欄、三ミリメートル線量当量にあつては第三欄、七十マイクロメートル線量当量にあつては第四欄に掲げる値

D 自由空間中の空気吸収線量（単位 グレイ）

放射線が中性子線である場合

$$H = f_n \phi$$

この式において、 H 、 f_n 及び ϕ は、それぞれ次の値を表すものとする。

H 一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量（単位 シーベルト）

f_n 別表第五の第一欄に掲げる放射線のエネルギーの強さに応じて、一センチメートル線量当量にあつては第二欄、三ミリメートル線量当量にあつては第三欄、七

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

十マイクロメートル線量当量にあつては第四欄に掲げる値

ϕ 自由空間中の粒子フルエンス（単位 個毎平方センチメートル）

2 放射線の種類が二種類以上ある場合にあつては、放射線の種類ごとに計算した一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のそれぞれの線量当量ごとの和をもつて、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量とする。

別表第1 (第7条、第14条及び第24条関係)

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等 (注: 主要6元素の部分だけを示す)

第1欄			第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
放射性同位元素の種類			f	吸入限度 (Bq)	経口摂取した場合における年摂取限度 (Bq)	空气中濃度限度 (Bq/cm ³)	摂取中又は空気中の濃度限度 (Bq/cm ³)	摂取中又は排水中の濃度限度 (Bq/cm ³)
核種	化学形	吸入の区分						
¹ H	元素状トリチウム							
² H	トリチウム水		1	2.9×10 ⁸	2.9×10 ⁸	2×10 ⁶ 7×10 ⁻¹	9×10 ¹ 5×10 ⁻²	6×10 ¹
¹² C	酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で母体がある場合及び有機化合物(経口摂取)		0.3		5.7×10 ⁷			1×10 ⁸
¹³ C	酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0.05		4.5×10 ⁷			9×10 ⁻¹
¹⁴ C	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外のもの	W	0.05	1.0×10 ⁸		3×10 ⁻³	2×10 ⁻⁴	
¹⁴ C	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	Y	0.05	9.5×10 ⁷		3×10 ⁻³	2×10 ⁻⁴	
¹⁴ C	酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で母体がある場合及び有機化合物(経口摂取)		0.3		1.5×10 ⁷			3×10 ⁻¹
¹⁴ C	酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0.05		1.9×10 ⁷			4×10 ⁻¹
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.05	1.1×10 ⁷		4×10 ⁻³	3×10 ⁻⁴	
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.05	7.0×10 ⁶		2×10 ⁻³	2×10 ⁻⁴	
¹⁴ C	酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で母体がある場合及び有機化合物(経口摂取)		0.3		1.6×10 ⁸			3×10 ⁰
¹⁴ C	酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0.05		2.7×10 ⁸			6×10 ⁰
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.05	1.0×10 ⁸		3×10 ⁻³	2×10 ⁻⁴	
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.05	2.5×10 ⁷		9×10 ⁻³	6×10 ⁻⁴	
¹⁴ C	酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で母体がある場合及び有機化合物(経口摂取)		0.3		5.3×10 ⁷			1×10 ⁰
¹⁴ C	酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0.05		6.4×10 ⁷			1×10 ⁰
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.05	4.0×10 ⁷		1×10 ⁻³	1×10 ⁻⁴	
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.05	2.6×10 ⁷		9×10 ⁻³	6×10 ⁻⁴	
¹⁴ C	酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で母体がある場合及び有機化合物(経口摂取)		0.3		2.4×10 ⁸			5×10 ¹
¹⁴ C	酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0.05		2.0×10 ⁸			4×10 ¹
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.05	3.3×10 ⁸		1×10 ⁰	8×10 ⁻³	
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.05	2.4×10 ⁸		8×10 ⁻¹	6×10 ⁻³	
¹⁴ C	酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で母体がある場合及び有機化合物(経口摂取)		0.3		7.1×10 ⁸			1×10 ¹
¹⁴ C	酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0.05		1.8×10 ⁸			4×10 ¹
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.05	6.2×10 ⁸		2×10 ⁻³	1×10 ⁻³	
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.05	1.2×10 ⁸		4×10 ⁻³	3×10 ⁻³	
¹⁴ C	酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で母体がある場合及び有機化合物(経口摂取)		0.3					1×10 ¹
¹⁴ C	酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0.05			5.3×10 ⁸ (¹⁴ C 質壁)		1×10 ¹
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.05	1.4×10 ¹¹			5×10 ¹	3×10 ⁻¹
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.05	1.0×10 ¹¹			3×10 ¹	2×10 ⁻¹
¹⁴ C	酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で母体がある場合及び有機化合物(経口摂取)		0.3		7.8×10 ⁸			2×10 ¹
¹⁴ C	酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0.05		7.2×10 ⁸			1×10 ¹
¹⁴ C	¹⁴ Cの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.05	2.2×10 ⁹		8×10 ⁻¹	5×10 ⁻³	

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(抄)

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

第 1 欄			第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
放射線同位元素の種類			f ₁	吸入摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該組織の組織重量当量に係る年摂取限度) (Bq)	経口摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該組織の組織重量当量に係る年摂取限度) (Bq)	空気中濃度限度 (Bq/cm ³)	摂取中又は空気中の濃度限度 (Bq/cm ³)	排泄中又は排水中の濃度限度 (Bq/cm ³)
核種	化学形	吸入の区分						
⁶⁰ Co ^{60m} Co	⁶⁰ Coの吸入の区分がYのものと同じ 酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で固体がある場合及び有機錯化合物（経口摂取）	Y	0.05 0.3	2.0×10 ⁶	1.9×10 ⁶ (1.3×10 ⁶) 胃壁	7×10 ⁻¹	5×10 ⁻⁶	4×10 ¹
⁶⁷ Co	酸化物、水酸化物及びトレスラ量で経口摂取されたすべての無機化合物（経口摂取）		0.05		1.9×10 ⁶ (1.3×10 ⁶) 胃壁			4×10 ¹
⁶⁰ Co ^{60m} Co	⁶⁰ Coの吸入の区分がWのものと同じ ⁶⁰ Coの吸入の区分がYのものと同じ	W Y	0.05 0.05	6.1×10 ⁶ 5.8×10 ⁶		2×10 ⁰ 2×10 ⁰	1×10 ⁻² 1×10 ⁻²	
⁹⁰ Sr ^{90m} Sr ⁹⁰ Sr	ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウムを除くすべての可溶性化合物	Y D	0.3 0.01 0.3	4.0×10 ⁶	1.6×10 ⁶ 1.5×10 ⁶			3×10 ¹ 3×10 ¹
⁹⁰ Sr	メタチタン酸ストロンチウム及びすべての不溶性化合物	Y	0.01	4.5×10 ⁶		2×10 ⁻¹	1×10 ⁻¹	
⁹¹ Sr ⁹¹ Sr ⁹¹ Sr	ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取） ⁹¹ Srの吸入の区分がDのものと同じ	D	0.3 0.01 0.3	2.7×10 ⁶	9.3×10 ⁶ 3.4×10 ⁶	9×10 ⁻¹	6×10 ⁻⁶	2×10 ¹ 2×10 ¹
⁹¹ Sr ⁹¹ Sr	⁹¹ Srの吸入の区分がYのものと同じ ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取）	Y	0.01 0.3 0.01	2.9×10 ⁶	5.7×10 ⁶ 8.6×10 ⁶ (7.0×10 ⁶) 大腸下部壁	1×10 ⁰	7×10 ⁻⁶	1×10 ⁻¹ 2×10 ⁻¹
⁹¹ Sr ⁹² Sr ⁹² Sr	⁹¹ Srの吸入の区分がDのものと同じ ⁹² Srの吸入の区分がYのものと同じ ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取）	D Y	0.3 0.01 0.3	5.4×10 ⁶ 3.3×10 ⁶	1.0×10 ⁶ 8.2×10 ⁶	2×10 ⁻² 1×10 ⁻²	1×10 ⁻⁶ 8×10 ⁻⁶	2×10 ⁰ 2×10 ⁰
⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr	⁹² Srの吸入の区分がDのものと同じ ⁹² Srの吸入の区分がYのものと同じ ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取）	D Y	0.3 0.01 0.3	2.5×10 ⁶ 1.3×10 ⁶	9.4×10 ⁶ 1.3×10 ⁶	9×10 ⁻² 5×10 ⁻²	6×10 ⁻¹ 3×10 ⁻¹	2×10 ⁰ 3×10 ⁰
⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr	⁹² Srの吸入の区分がDのものと同じ ⁹² Srの吸入の区分がYのものと同じ ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取）	D Y	0.3 0.01 0.3	9.6×10 ⁶ 5.8×10 ⁶	8.2×10 ⁶ 7.9×10 ⁶	3×10 ⁻² 2×10 ⁻²	2×10 ⁻¹ 1×10 ⁻¹	2×10 ⁰ 2×10 ⁰
⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr	⁹² Srの吸入の区分がDのものと同じ ⁹² Srの吸入の区分がYのものと同じ ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取）	D Y	0.3 0.01 0.3	2.2×10 ⁶ 3.2×10 ⁶	1.7×10 ⁶ 1.5×10 ⁶	8×10 ⁰ 1×10 ¹	5×10 ⁻¹ 8×10 ⁻¹	4×10 ¹ 3×10 ¹
⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr	⁹² Srの吸入の区分がDのものと同じ ⁹² Srの吸入の区分がYのものと同じ ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取）	D Y	0.3 0.01 0.3	4.8×10 ⁶ 5.7×10 ⁶	2.3×10 ⁶ 2.1×10 ⁶ (1.7×10 ⁶) 大腸下部壁	2×10 ⁰ 2×10 ⁰	1×10 ⁻² 1×10 ⁻²	5×10 ⁻¹ 4×10 ⁻¹
⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr	⁹² Srの吸入の区分がDのものと同じ ⁹² Srの吸入の区分がYのものと同じ ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取）	D Y	0.3 0.01 0.3	3.1×10 ¹ 5.0×10 ⁶		1×10 ⁻² 2×10 ⁻²	7×10 ⁻¹ 1×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹
⁹² Sr ⁹² Sr	メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取） ⁹² Srの吸入の区分がDのものと同じ	D	0.01 0.3	8.0×10 ⁶ (6.8×10 ⁶) 骨表面	1.3×10 ⁶ (1.1×10 ⁶) 骨表面	2×10 ⁻⁴	2×10 ⁻⁴	3×10 ⁻¹
⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr ⁹² Sr	⁹² Srの吸入の区分がYのものと同じ ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取） ⁹² Srの吸入の区分がDのものと同じ ⁹² Srの吸入の区分がYのものと同じ ストロンチウムの可溶性塩（経口摂取） メタチタン酸ストロンチウム（経口摂取） ⁹² Srの吸入の区分がDのものと同じ ⁹² Srの吸入の区分がYのものと同じ	Y D D Y D Y D Y	0.01 0.3 0.01 0.3 0.01 0.3 0.3 0.01 0.3 0.01	1.4×10 ⁶ 7.8×10 ⁷ 6.0×10 ⁷ 2.2×10 ⁶ 1.2×10 ⁶ 1.1×10 ⁶ 9.8×10 ⁷ 3.4×10 ⁶ 2.4×10 ⁶		5×10 ⁻⁴ 8×10 ⁻² 4×10 ⁻² 8×10 ⁻² 4×10 ⁻² 1×10 ⁻¹ 8×10 ⁻¹	3×10 ⁻¹ 5×10 ⁻¹ 3×10 ⁻¹ 5×10 ⁻¹ 3×10 ⁻¹ 2×10 ⁰ 2×10 ⁰ 8×10 ⁻⁴ 6×10 ⁻⁴	2×10 ⁰ 1×10 ⁰

第 1 欄			第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
放射性同位元素の種類			吸入の区分	吸入摂取した場合における年摂取限度 (Bq)	経口摂取した場合における年摂取限度 (Bq)	空気中濃度限度 (Bq/cm ³)	携気中又は空気中の濃度限度 (Bq/cm ³)	併飲中又は採水中の濃度限度 (Bq/cm ³)
核種	化学形	吸入の区分						
¹³³ Cs	すべての化合物	D	1	5.4×10 ⁶	3.3×10 ⁶ { 2.0×10 ⁶ } 骨 髄	2×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁷	7×10 ⁻¹
¹³³ Cs	すべての化合物	D	1	3.5×10 ⁶	2.3×10 ⁶	1×10 ⁻⁶	8×10 ⁻⁷	5×10 ⁻¹
¹³⁴ Cs	すべての化合物	D	1	1.2×10 ⁷	8.5×10 ⁶	4×10 ⁻⁷	3×10 ⁻⁷	2×10 ⁻¹
¹³⁷ Cs	すべての化合物	D	1	6.9×10 ⁶	3.8×10 ⁶ { 2.2×10 ⁶ } 骨 髄	2×10 ⁻⁶	2×10 ⁻⁷	8×10 ⁻¹
¹³⁷ Cs	すべての化合物	D	1	1.1×10 ⁷	7.6×10 ⁶	4×10 ⁻⁷	3×10 ⁻⁷	2×10 ⁻¹
¹³⁸ Cs	すべての化合物	D	1	1.4×10 ⁷	1.0×10 ⁷	5×10 ⁻⁷	3×10 ⁻⁷	2×10 ⁻¹
¹³⁴ Cs	すべての化合物	D	1	3.9×10 ⁶	2.5×10 ⁶	1×10 ⁻⁷	9×10 ⁻⁸	5×10 ⁻²
^{134m} Cs	すべての化合物	D	1	5.1×10 ⁶	4.4×10 ⁶ { 4.1×10 ⁶ } 骨 髄	2×10 ⁻⁶	1×10 ⁻⁷	9×10 ⁻¹
¹³⁵ Cs	すべての化合物	D	1	4.0×10 ⁷	2.6×10 ⁷	1×10 ⁻⁷	1×10 ⁻⁶	5×10 ⁻¹
^{137m} Cs	すべての化合物	D	1	7.3×10 ⁶	3.5×10 ⁶	3×10 ⁻⁶	2×10 ⁻⁷	7×10 ⁻¹
¹³⁷ Cs	すべての化合物	D	1	2.4×10 ⁷	1.6×10 ⁷	8×10 ⁻⁷	6×10 ⁻⁷	3×10 ⁻¹
¹³⁷ Cs	すべての化合物	D	1	5.7×10 ⁶	3.6×10 ⁶	2×10 ⁻⁷	1×10 ⁻⁷	7×10 ⁻²
¹³⁷ Cs	すべての化合物	D	1	2.1×10 ⁶	1.1×10 ⁶ { 7.1×10 ⁵ } 骨 髄	7×10 ⁻⁷	5×10 ⁻⁷	2×10 ⁻¹
²³⁵ U	六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂取)		0.05		2.2×10 ⁴ { 1.4×10 ⁴ } 骨表面			5×10 ⁻³
²³⁵ U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの化合物(経口摂取)		0.002		1.4×10 ⁴			3×10 ⁻²
²³⁵ U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル及び硝酸ウラニル等の化合物	D	0.05	2.2×10 ⁴ { 1.5×10 ⁴ } 骨表面		5×10 ⁻⁶	5×10 ⁻⁶	
²³⁵ U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン及び四塩化ウラン等、吸入の区分Dのものと比較して溶けにくい化合物	W	0.05	1.2×10 ⁴		4×10 ⁻⁶	3×10 ⁻⁶	
²³⁵ U	二酸化ウラン及び八酸化三ウラン	Y	0.002	9.6×10 ³	1.7×10 ⁴ { 1.6×10 ⁴ } 大腸下部壁	3×10 ⁻⁶	2×10 ⁻⁶	4×10 ⁰
²³⁵ U	六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂取)		0.05		1.7×10 ⁴ { 1.6×10 ⁴ } 大腸下部壁			4×10 ⁰
²³⁵ U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの化合物(経口摂取)		0.002		1.6×10 ⁴ { 1.6×10 ⁴ } 大腸下部壁			3×10 ⁰
²³⁵ U	²³⁵ Uの吸入の区分がDのものと同じ	D	0.05	2.9×10 ⁴		1×10 ⁻¹	7×10 ⁻⁴	
²³⁵ U	²³⁵ Uの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.05	2.1×10 ⁴		7×10 ⁻²	5×10 ⁻⁶	
²³⁵ U	²³⁵ Uの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.002	1.7×10 ⁴		6×10 ⁻²	4×10 ⁻⁴	
²³⁵ U	六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂取)		0.05		1.4×10 ⁴ { 7.5×10 ³ } 骨表面			3×10 ⁻³
²³⁵ U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの化合物(経口摂取)		0.002		2.7×10 ⁴ { 1.8×10 ⁴ } 骨表面			6×10 ⁻²
²³⁵ U	²³⁵ Uの吸入の区分がDのものと同じ	D	0.05	1.5×10 ⁴ { 7.8×10 ³ } 骨表面		3×10 ⁻⁶	4×10 ⁻⁶	
²³⁵ U	²³⁵ Uの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.05	1.3×10 ⁴		5×10 ⁻⁶	3×10 ⁻⁷	
²³⁵ U	²³⁵ Uの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.002	2.7×10 ³		9×10 ⁻⁶	6×10 ⁻⁷	
²³⁵ U	六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂取)		0.05		6.9×10 ³ { 4.1×10 ³ } 骨表面			1×10 ⁻²
²³⁵ U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの化合物(経口摂取)		0.002		7.3×10 ³			2×10 ⁻¹
²³⁵ U	²³⁵ Uの吸入の区分がDのものと同じ	D	0.05	6.7×10 ⁴ { 4.5×10 ⁴ } 骨表面		2×10 ⁻³	2×10 ⁻³	

第 1 欄			第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
放射性同位元素の種類			f _i	吸入摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該組織の組織重量当量に係る年摂取限度) (Bq)	経口摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該組織の組織重量当量に係る年摂取限度) (Bq)	空気中濃度限度 (Bq/cm ³)	空気中又は水中の濃度限度 (Bq/cm ³)	排水中の濃度限度 (Bq/cm ³)
核種	化学形	吸入の区分						
²³⁸ U	²³⁸ Uの吸入の区分がWのものと同じ ²³⁸ Uの吸入の区分がYのものと同じ 六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂取)	W	0.05	2.6×10 ⁴	7.0×10 ³ (4.5×10 ³ 背表面 7.3×10 ⁴)	9×10 ⁻⁶ 5×10 ⁻⁷	6×10 ⁻⁹ 3×10 ⁻⁹	1×10 ⁻²
²³⁵ U		Y	0.002	1.3×10 ³				
²³⁴ U		0.05						
²³⁴ U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの化合物(経口摂取) ²³⁴ Uの吸入の区分がDのものと同じ	D	0.002	6.9×10 ⁴ (4.5×10 ⁴ 背表面)	7.3×10 ³ (5.0×10 ³ 背表面 7.3×10 ⁴)	2×10 ⁻⁶ 2×10 ⁻⁷	2×10 ⁻⁷ 2×10 ⁻⁷	2×10 ⁻¹
²³⁵ U		D	0.05	2.6×10 ⁴ 1.3×10 ³				
²³⁸ U		Y	0.002					
²³⁸ U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの化合物(経口摂取) ²³⁸ Uの吸入の区分がDのものと同じ	D	0.05	7.5×10 ⁴ (5.0×10 ⁴ 背表面)	7.4×10 ³ (4.5×10 ³ 背表面 7.7×10 ⁴)	9×10 ⁻⁶ 5×10 ⁻⁷	6×10 ⁻⁸ 4×10 ⁻⁸	2×10 ⁻⁷
²³⁵ U		W	0.05	2.7×10 ⁴ 1.5×10 ³				
²³⁴ U		Y	0.002					
²³⁸ U	六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂取)	W	0.05	2.7×10 ⁴ 1.4×10 ³	7.1×10 ³ 5.8×10 ³ (大腸下部壁 6.8×10 ³ 5.6×10 ³)	9×10 ⁻⁶ 5×10 ⁻⁷	6×10 ⁻⁸ 3×10 ⁻⁸	1×10 ⁰
²³⁵ U		Y	0.002					
²³⁴ U		0.05						
²³⁸ U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの化合物(経口摂取) ²³⁸ Uの吸入の区分がDのものと同じ	D	0.002	1.0×10 ⁵ 6.3×10 ³ 5.6×10 ³	7.9×10 ³ (5.0×10 ³ 背表面 8.1×10 ⁴)	3×10 ⁻⁷ 2×10 ⁻⁷ 2×10 ⁻⁷	2×10 ⁻⁴ 2×10 ⁻⁴ 1×10 ⁻⁴	2×10 ⁻²
²³⁵ U		D	0.05	2.9×10 ⁴ 1.5×10 ³				
²³⁴ U		W	0.002					
²³⁸ U	六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂取)	W	0.05	2.9×10 ⁴ 1.5×10 ³	2.4×10 ³	1×10 ⁻⁵ 5×10 ⁻⁷	7×10 ⁻⁴ 4×10 ⁻³	5×10 ¹
²³⁵ U		Y	0.002					
²³⁴ U		0.05						
²³⁸ U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの化合物(経口摂取) ²³⁸ Uの吸入の区分がDのものと同じ	D	0.002	2.4×10 ³	2.4×10 ³	2×10 ⁻⁶ 2×10 ⁻⁶ 2×10 ⁻⁶	2×10 ⁻² 1×10 ⁻² 1×10 ⁻²	5×10 ¹
²³⁵ U		D	0.05	6.8×10 ⁴ 6.1×10 ³ 5.6×10 ³				
²³⁴ U		W	0.05					
²³⁸ U	六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂取)	W	0.05	6.8×10 ⁴ 6.1×10 ³ 5.6×10 ³	2.4×10 ³	2×10 ⁻⁶ 2×10 ⁻⁶ 2×10 ⁻⁶	2×10 ⁻² 1×10 ⁻² 1×10 ⁻²	5×10 ¹
²³⁵ U		Y	0.002					
²³⁴ U		0.05						

第 1 欄			第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
放射性同位元素の種類			I	吸入摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該組織の組織重量当量に係る年摂取限度) (Bq)	経口摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該組織の組織重量当量に係る年摂取限度) (Bq)	空気中濃度限度 (Bq/cm ³)	溶液中又は空気中の濃度限度 (Bq/cm ³)	溶液中又は排水中の濃度限度 (Bq/cm ³)
核種	化学形	吸入の区分						
***U	六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂取)		0.05		4.6×10^7			1×10^6
***U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの化合物(経口摂取)		0.002		4.5×10^7			9×10^5
***U	***Uの吸入の区分がDのものと同じ	D	0.05	1.3×10^8		5×10^{-3}	3×10^{-4}	
***U	***Uの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.05	1.0×10^8		3×10^{-3}	2×10^{-4}	
***U	***Uの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.002	8.5×10^7		3×10^{-3}	2×10^{-4}	
***Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)		0.001		3.0×10^8			6×10^6
***Pu	硝酸塩(経口摂取)		0.0001		3.3×10^8			7×10^6
***Pu	酸化物(経口摂取)		0.00001		3.3×10^8			7×10^6
***Pu	酸化物以外のもの	W	0.001	7.7×10		3×10^{-3}	2×10^{-3}	
***Pu	酸化物	Y	0.00001	6.9×10		2×10^{-3}	2×10^{-3}	
***Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)		0.001		3.2×10^8			7×10^6
***Pu	硝酸塩(経口摂取)		0.0001		3.2×10^8			7×10^6
***Pu	酸化物(経口摂取)		0.00001		3.2×10^8			7×10^6
***Pu	***Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	1.1×10^{11}		4×10^{-3}	3×10^{-3}	
***Pu	***Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	1.0×10^{11}		3×10^{-3}	2×10^{-3}	
***Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)		0.001		1.5×10^8 { 8.6×10 ⁸ 骨表面			3×10^6
***Pu	硝酸塩(経口摂取)		0.0001		1.3×10^8 { 8.6×10 ⁸ 骨表面			3×10^6
***Pu	酸化物(経口摂取)		0.00001		6.3×10^8			1×10^7
***Pu	***Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	1.2×10^7 { 7.1×10 ⁷ 骨表面		2×10^{-3}	3×10^{-3}	
***Pu	***Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.0001	1.5×10^8		5×10^{-3}	4×10^{-3}	
***Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)		0.001		4.8×10^8			1×10^7
***Pu	硝酸塩(経口摂取)		0.0001		4.8×10^8			1×10^7
***Pu	酸化物(経口摂取)		0.00001		4.8×10^8			1×10^7
***Pu	***Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	1.2×10^8		4×10^{-3}	3×10^{-3}	
***Pu	***Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	1.2×10^8		4×10^{-3}	3×10^{-3}	
***Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)		0.001		5.7×10^8 { 3.1×10 ⁸ 骨表面			1×10^7
***Pu	硝酸塩(経口摂取)		0.0001		5.7×10^8 { 3.1×10 ⁸ 骨表面			1×10^7
***Pu	酸化物(経口摂取)		0.00001		3.7×10^8 { 3.1×10 ⁸ 骨表面			8×10^6
***Pu	***Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	4.7×10^7 { 2.6×10 ⁷ 骨表面		9×10^{-3}	1×10^{-3}	
***Pu	***Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	6.5×10^7		2×10^{-3}	2×10^{-3}	
***Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)		0.001		5.1×10^8 { 2.7×10 ⁸ 骨表面			1×10^7
***Pu	硝酸塩(経口摂取)		0.0001		5.1×10^8 { 2.7×10 ⁸ 骨表面			1×10^7
***Pu	酸化物(経口摂取)		0.00001		3.5×10^8 { 2.7×10 ⁸ 骨表面			7×10^6
***Pu	***Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	4.2×10^7 { 2.2×10 ⁷ 骨表面		8×10^{-3}	1×10^{-3}	
***Pu	***Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	6.1×10^7 { 5.9×10 ⁷ 骨表面		2×10^{-3}	1×10^{-3}	

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

第 1 欄			第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
放射線同位元素の種類			f _i	吸入摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該組織の組織重量当量に係る年摂取限度) (Bq)	経口摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該組織の組織重量当量に係る年摂取限度) (Bq)	空气中濃度限度 (Bq/cml)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq/cml)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq/cml)
核種	化学形	吸入の区分						
²³⁸ Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの（経口摂取）		0.001		5.1×10^4 (2.7×10^4) 骨表面			1×10^{-3}
²³⁸ Pu	硝酸塩（経口摂取）		0.0001		5.1×10^4 (2.7×10^4) 骨表面			1×10^{-3}
²³⁸ Pu	酸化物（経口摂取）		0.00001		3.5×10^4 (2.7×10^4) 骨表面			7×10^{-3}
²³⁸ Pu	²³⁸ Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	4.2×10^4 (2.2×10^4) 骨表面		8×10^{-3}	1×10^{-3}	
²³⁸ Pu	²³⁸ Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	6.1×10^4 (5.9×10^4) 骨表面		2×10^{-2}	1×10^{-3}	
²³⁹ Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの（経口摂取）		0.001		2.6×10^4 (1.4×10^4) 骨表面			5×10^{-3}
²³⁹ Pu	硝酸塩（経口摂取）		0.0001		2.6×10^4 (1.4×10^4) 骨表面			5×10^{-3}
²³⁹ Pu	酸化物（経口摂取）		0.00001		2.4×10^4 (1.4×10^4) 骨表面			5×10^0
²³⁹ Pu	²³⁹ Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	2.1×10^4 (1.1×10^4) 骨表面		4×10^{-3}	5×10^{-3}	
²³⁹ Pu	²³⁹ Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	3.7×10^4 (2.7×10^4) 骨表面		9×10^{-3}	9×10^{-3}	
²⁴⁰ Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの（経口摂取）		0.001		5.4×10^4 (2.9×10^4) 骨表面			1×10^{-3}
²⁴⁰ Pu	硝酸塩（経口摂取）		0.0001		5.4×10^4 (2.9×10^4) 骨表面			1×10^{-2}
²⁴⁰ Pu	酸化物（経口摂取）		0.00001		3.7×10^4 (2.9×10^4) 骨表面			8×10^{-2}
²⁴⁰ Pu	²⁴⁰ Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	4.5×10^4 (2.5×10^4) 骨表面		9×10^{-3}	1×10^{-3}	
²⁴⁰ Pu	²⁴⁰ Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	6.4×10^4 (6.3×10^4) 骨表面		2×10^{-2}	2×10^{-3}	
²⁴¹ Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの（経口摂取）		0.001		5.6×10^4			1×10^1
²⁴¹ Pu	硝酸塩（経口摂取）		0.0001		5.5×10^4			1×10^1
²⁴¹ Pu	酸化物（経口摂取）		0.00001		5.5×10^4			1×10^1
²⁴¹ Pu	²⁴¹ Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	1.3×10^3		5×10^{-1}	3×10^{-3}	
²⁴¹ Pu	²⁴¹ Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	1.3×10^3		5×10^{-1}	3×10^{-3}	
²⁴² Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの（経口摂取）		0.001		5.5×10^4 (2.9×10^4) 骨表面			1×10^{-3}
²⁴² Pu	硝酸塩（経口摂取）		0.0001		5.5×10^4 (2.9×10^4) 骨表面			1×10^{-3}
²⁴² Pu	酸化物（経口摂取）		0.00001		3.2×10^4 (2.9×10^4) 骨表面			7×10^{-3}
²⁴² Pu	²⁴² Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	4.5×10^4 (2.5×10^4) 骨表面		9×10^{-3}	1×10^{-3}	

第 1 欄			第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
放射能同位元素の種類			f ₁	吸入摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該組織の組織線量当量に係る年摂取限度) (Bq)	経口摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該組織の組織線量当量に係る年摂取限度) (Bq)	空气中濃度限度 (Bq/cm ³)	汚染中又は空气中の濃度限度 (Bq/cm ³)	汚染中又は排水中の濃度限度 (Bq/cm ³)
核種	化学形	吸入の区分						
²³⁹ Pu	²³⁹ Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	6.5×10 ³ { 6.4×10 ³ } 骨表面		2×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	
²³⁹ Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの (経口摂取)		0.001		7.1×10 ³			1×10 ⁰
²³⁹ Pu	硝酸塩 (経口摂取)		0.0001		7.1×10 ³			1×10 ⁰
²³⁹ Pu	酸化物 (経口摂取)		0.00001		7.1×10 ³			1×10 ⁰
²³⁹ Pu	²³⁹ Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	1.6×10 ⁰		6×10 ⁻²	4×10 ⁻⁴	
²³⁹ Pu	²³⁹ Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	1.4×10 ⁰		5×10 ⁻¹	3×10 ⁻⁴	
²³⁹ Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの (経口摂取)		0.001		1.5×10 ³ { 1.2×10 ³ } 大腸下部壁			3×10 ⁻¹
²³⁹ Pu	硝酸塩 (経口摂取)		0.0001		1.5×10 ³ { 1.2×10 ³ } 大腸下部壁			3×10 ⁻¹
²³⁹ Pu	酸化物 (経口摂取)		0.00001		1.5×10 ³ { 1.2×10 ³ } 大腸下部壁			3×10 ⁻¹
²³⁹ Pu	²³⁹ Puの吸入の区分がWのものと同じ	W	0.001	8.8×10 ⁰		3×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	
²³⁹ Pu	²³⁹ Puの吸入の区分がYのものと同じ	Y	0.00001	9.2×10 ⁰		3×10 ⁻¹	2×10 ⁻¹	

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件 (抄)

別表第2（第7条及び第14条関係）

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第1に掲げられていない場合の空气中濃度限度等

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の区分	空气中濃度限度 (Bq/cm ³)	排気中又は空气中の濃度限度 (Bq/cm ³)	排液中又は排水中の濃度限度 (Bq/cm ³)
アルファ線を放出する放射性同位元素	5×10^{-9}	6×10^{-11}	1×10^{-4}
アルファ線を放出しない放射性同位元素	3×10^{-7}	4×10^{-9}	5×10^{-4}

別表第3（第8条関係）

表面密度限度

区 分	密度 (Bq/cm ²)
アルファ線を放出する放射性同位元素	4
アルファ線を放出しない放射性同位元素	40

別表第4（第31条関係）

自由空間中の空気吸収線量が1グレイである場合の線量当量

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
エックス線又は ガンマ線のエネルギー (MeV)	1センチメートル 線量当量 (Sv)	3ミリメートル 線量当量 (Sv)	70マイクロメータ 線量当量 (Sv)
0.010	0.010	0.271	0.930
0.015	0.271	0.686	0.974
0.020	0.601	0.917	1.02
0.030	1.09	1.19	1.19
0.040	1.43	1.42	1.38
0.050	1.63	1.59	1.52
0.060	1.74	1.67	1.58
0.080	1.73	1.66	1.59
0.10	1.65	1.60	1.55
0.15	1.49	1.46	1.42
0.20	1.38	1.36	1.34
0.30	1.31	1.30	1.28
0.40	1.26	1.25	1.24
0.50	1.21	1.22	1.21
0.60	1.19	1.20	1.19
0.80	1.16	1.18	1.18
1.0	1.14	1.16	1.16
1.5	1.13	1.14	1.15
2.0	1.13	1.13	1.14
3.0	1.12	1.13	1.13
4.0	1.11	1.12	1.13
5.0	1.11	1.12	1.12
6.0	1.10	1.11	1.11
8.0	1.09	1.10	1.11
10	1.09	1.11	1.11

備考 該当値がないときは、補間法によって計算する。

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

別表第5 (第31条関係)

自由空間中の粒子フルエンスが1平方センチメートル当たり 10^{12} 個である場合の線量当量

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
中性子のエネルギー (MeV)	1センチメートル線量当量 (Sv)	3ミリメートル線量当量 (Sv)	70マイクロメートル線量当量 (Sv)
2.5×10^{-8}	8.00	8.80	7.20
1.0×10^{-7}	10.4	8.50	5.50
1.0×10^{-6}	11.2	6.90	3.70
1.0×10^{-5}	9.20	5.30	2.80
1.0×10^{-4}	7.10	4.40	2.50
1.0×10^{-3}	6.20	3.90	2.80
1.0×10^{-2}	8.60	9.20	8.90
2.0×10^{-2}	14.6	18.3	18.2
5.0×10^{-2}	35.0	48.1	46.6
1.0×10^{-1}	69.0	95.0	95.0
2.0×10^{-1}	126	186	168
5.0×10^{-1}	258	266	219
1.0	340	332	292
1.5	362	344	292
2.0	352	335	283
3.0	380	358	305
4.0	409	387	329
5.0	378	358	301
6.0	383	364	302
7.0	403	384	312
8.0	417	407	341
1.0×10^1	446	446	368
1.4×10^1	520	520	359
1.7×10^1	610	610	421
2.0×10^1	650	670	516

備考 該当値がないときは、補間法によって計算する。

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

○放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

(平成二年十一月二十八日)
科学技術庁告示第七号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三、第十八条の四、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の七、第十八条の九、第十八条の十、第十八条の十一、第十八条の十二及び第十八条の十三の規定に基づき、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和五十五年科学技術庁告示第九号)の全部を改正する告示を次のように定め、平成三年一月一日から適用する。

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(事業所等の外における運搬に関する技術上の基準の適用されない放射性同位元素等の放射性同位元素の濃度)

第二条 規則第十八条の三第一項に定める放射性同位元素の濃度は、七十四ベクレル毎グラムとする。

(L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等)

第三条 規則第十八条の三第一項第一号の危険性が極めて少ない放射性同位元素等として長官の定めるものは、次の各号の一に該当する放射性同位元素等とする。

一 放射性同位元素等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性同位元素等の区分	放射能の量
<p>容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又は放射性同位元素等を密封したカプセルであつて、次に掲げる基準に適合するもの(以下「特別形放射性同位元素等」という。)</p> <p>イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験(長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十</p>	<p>別表第一から別表第六まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量(以下「A₁値」という。)の千分の一</p>

固	体
<p>特別形放射性同位元素等以外のもの</p>	<p>以上である放射性同位元素等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験)を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性同位元素の漏えい量が、二キロベクレルを超えないものであること。ただし、長官が認める基準による場合は、この限りでない。</p>
<p>別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄(別表第四及び別表第五にあつては、第二欄)に掲げる数量(以下「A_2値」という。)の千分の一</p>	

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

液体	
その他	トリチウム
特別形放射性同位元素等以外のもの	特別形放射性同位元素等
A_2 値の千分の一	A_1 値の千分の一
	A_2 値の一万分の一

二 一時計その他の機器又は装置(以下「機器等」という。)に含まれる放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 次の表の上欄に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、機器等一個当たりに含まれる放射性同位元素等の放射能が、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、当該機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性同位元素等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性同位元素等の区分	
機器等一個当たり	放射性輸送物一個
に含まれる放射能	含まれる

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

気		体	液	固		体	の量	放射能の量
その他のも		トリチウム	液体	特別形放射性同位元素等		特別形放射性同位元素等		
特別形放射性同位元素等以外のもの	特別形放射性同位元素等			〇・八テラベクレル	A_2 値の千分の一	A_2 値の百分の一	A_1 値の百分の一	A_1 値
A_2 値の千分の一	A_1 値の千分の一	八テラベクレル	A_2 値の十分の一	A_2 値	A_1 値			

ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

ハ 当該機器等（放射線発光塗料を用いたものを除く。）は「放射性」又は「Radioactive」の表示を有すること。

三 放射性同位元素等が収納されたことのある空の容器の内表面に付着している放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ 密度が第十条に規定する密度の百倍を超えないこと。

ロ 当該容器に収納されていること。

ハ 容器は、き裂、破損等がなく、かつ、閉じられていること。

（A型輸送物として運搬できる放射性同位元素等の量の限度）

第四条 規則第十八条の三第一項第二号の長官の定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

放射性同位元素等の区分	放射能の量
特別形放射性同位元素等	A_1 値
特別形放射性同位元素等以外のもの	A_2 値

（低比放射性同位元素及び表面汚染物）

第五条 規則第十八条の三第二項の長官の定める低比放射性同位元

素は、次に掲げる各号の一に該当する放射性同位元素等であつて、容器に収納することとした場合に、当該放射性同位元素等の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへいの効果は考慮しないこととする。

一 A_2 値に制限がない放射性同位元素等（以下「LSA-I」という。）

二 前号に掲げる放射性同位元素等以外のものであつて、次に掲げる要件に適合するもの（以下「LSA-II」という。）

イ 放射能が当該放射性同位元素等の全体に分布しているもの

ロ 次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件に適合するもの

体 固 体	放射性同位元素等の区分	要件
	可燃性のもの	放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、当該放射性同位元素等の全体について平均した放射能濃度（以下「平均放射能濃度」という。）が一グラム当たり A_2 値の一万分の一を超えないこと。

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

気 体	体		固
	液	体	可燃性以外のもの
	トリチウム水以外のもの	トリチウム水	
放射能の量が A_2 値の	放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の十万分の一を超えないこと。	放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一立方センチメートル当たり 0.8 キガベクレルを超えないこと。	一を超えないこと。 平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一万分の一を超えないこと。

放射能同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一万分の一を超えないこと。

三 前二号に掲げる放射性同位元素等以外の固体状の放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの（以下「L S A-III」という。）

イ 放射能が当該放射性同位元素等の全体に均一に分布していること。

ロ 平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の五百分の一を超えないこと。

ハ 別記第二に定める浸漬試験を行った場合に、水中への放射性同位元素の漏えい量が A_2 値の十分の一を超えないこと。

ニ 可燃性のものにあつては、放射能の量が A_2 値の百倍を超えないこと。

2 規則第十八条の第三第二項の長官の定める表面汚染物は、放射性同位元素等によつて表面が汚染されたもの（以下この項において「汚染物」という。）であつて、次に掲げる各号の一に該当するもののうち、放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト

毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（以下「SCO-I」という。）

表面の汚染の区分	密度
通常の取扱いに おいて、人が 触れるおそれ がある表面 の汚染であ つて、 はく離す るおそれ があるもの （以下 「接近で きる表面 の非固 定性汚	○・四ベクレル 毎平方センチ メートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素及びアルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素	四ベクレル毎平方センチメートル

その他の汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素以外のアルファ線を放出する放射性同位元素	四キロベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性同位元素及びアルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素	四十キロベクレル毎平方センチメートル

二 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（前号に定めるものを除く。以下「SCO-II」という。）

表面の汚染の区分	密度
四十ベクレル毎平方センチメートル	四キロベクレル毎平方センチメートル

放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

その他の汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素以外のアルファ線を放出する放射性同位元素	八十キロベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性同位元素及びアルファ線を放出する低危険性の放射性同位元素	八百キロベクレル毎平方センチメートル

（低比放射性同位元素又は表面汚染物に係る放射性輸送物の区分）
 第六条 規則第十八条の三第二項の長官の定める区分は、次の表の上欄に掲げる低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射性輸送物の区分とする。

低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分	放射性輸送物の区分
液体又は気体 固体	I P-1型輸送物 I P-1型輸送物 I P-2型輸送物

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

L S A 一 II L	液体又は気体	固体	L	
			送物	送物
L S A 一 II L	液体又は気体	固体	送物	送物
			送物	送物
L S A 一 II L	液体又は気体	固体	送物	送物
			送物	送物
L S A 一 II L	液体又は気体	固体	送物	送物
			送物	送物
L S A 一 II L	液体又は気体	固体	送物	送物
			送物	送物

(表示を要しないL型輸送物)

第七条 規則第十八条の四第六号の長官の定める場合は、第三条第一号及び第三号に定める放射性同位元素等を運搬する場合とする。
 (表面又は表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率に係る承認の申請書)

第八条 規則第十八条の五第七号ただし書又は第八号ただし書の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状

三 規則第十八条の五第七号ただし書の規定による承認の申請にあつては放射性輸送物の表面における一センチメートル線量当量率、同条第八号ただし書の規定による承認の申請にあつては放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率

四 承認を受けようとする理由

五 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

(一センチメートル線量当量率に乗ずる係数)

第九条 規則第十八条の五第八号の長官の定める係数は、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

コンテナ又はタンクの最大断面積の区分	係数
一平方メートル以下	一
一平方メートルを超え五平方メートル以下	二

五平方メートルを超え二十平方メートル以下	三
二十平方メートルを超える	十

(輸送物表面密度)

第十條 規則第十八條の五第九號の長官の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。ただし、通常の取扱いにおいて、はく離するおそれがない放射性同位元素の密度については、この限りでない。

放射性同位元素の区分	密度
アルファ線を放出する放射性同位元素	○・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	四ベクレル毎平方センチメートル

(A型輸送物に係る一般の試験条件)

第十一條 規則第十八條の五第十一號の長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第三に掲げる条件とする。

(B M型輸送物に係る一般の試験条件)

第十二條 規則第十八條の六第二號の長官の定めるB M型輸送物に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

係る一般の試験条件は、別記第四に掲げる条件とする。

(B M型輸送物に係る一般の試験条件の下における漏えい量)

第十三條 規則第十八條の六第二號口の長官の定める量は、 A_2 値の百万分の一とする。

(B M型輸送物に係る特別の試験条件)

第十四條 規則第十八條の六第三號の長官の定めるB M型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第五に掲げる条件とする。

(B M型輸送物に係る特別の試験条件の下における漏えい量)

第十五條 規則第十八條の六第三號口の長官の定める量は、 A_2 値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、百テラベクレルとする。

(B U型輸送物に係る一般の試験条件)

第十六條 規則第十八條の七第二號の長官の定めるB U型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第六に掲げる条件とする。

(B U型輸送物に係る特別の試験条件)

第十七條 規則第十八條の七第三號の長官の定めるB U型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第七に掲げる条件とする。

(I P 1 2型輸送物に係る一般の試験条件)

第十八條 規則第十八條の九第一項第二號の長官の定めるI P 1 2型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第八に掲げる条件とする。

(I P 1 3型輸送物に係る一般の試験条件)

第十九條 規則第十八條の十第一項第二號の長官の定めるI P 1 3型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第九に掲げる条件とする。

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

(放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性同位元素及び表面汚染物)

第二十條 規則第十八條の十一第一号の長官の定める低比放射性同位元素は、LSA-Iとする。

2 規則第十八條の十一第二号の長官の定める表面汚染物は、SC O-Iとする。

3 規則第十八條の十一第二号ロただし書の長官の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

放射性同位元素の区分	密度
アルファ線を放出する放射性同位元素	○・四ベクレル毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	四ベクレル毎平方センチメートル

(特別措置に係る承認の申請書)

第二十一條 規則第十八條の十二の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状

三 運搬する物の表面及び表面から一メートル離れた位置における

る一センチメートル線量当量率

四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

(危険物)

第二十二條 規則第十八條の十三第三号の長官の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二 高压ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高压ガス(消火器に封入したものを除く。)

三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五 前四号に掲げるもののほか、当該放射性同位元素等の安全な運搬を損なうおそれのある物

(運搬物の個数の制限)

第二十三條 規則第十八條の十三第四号の規定により、二以上の運搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し、又は収納する運搬物のそれぞれの輸送指数(運搬物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値の最大値の百倍をいう。以下同じ。)を合計した値が五十以下となるよう当

該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

(標識又は表示)

第二十四条 規則第十八条の十三第七号の規定による標識の取付け

又は表示は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる放射性輸送物の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる標識を、それぞれ同表の下欄に掲げる箇所に取り付けること。ただし、L型輸送物にあつては、この限りでない。

放射性輸送物の区分	標 識	箇 所
一 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないもの	第一類白標識(別記第十に掲げるもの)	放射性輸送物の表面の二箇所
二 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超え五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識(別記第十一に掲げるもの) 第十一に掲げるもの	放射性輸送物の表面の二箇所

三 前二号に掲げる放射性輸送物以外のもの	第三類黄標識(別記第十二に掲げるもの)	放射性輸送物の表面の二箇所
----------------------	---------------------	---------------

二次のイからニまでに掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該イからニまでに掲げる事項を鮮明に表示しておくこと。

- イ 総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物 総重量
- ロ A型輸送物 「A型」又は「TYPE A」の文字
- ハ B M型輸送物 「B M型」又は「TYPE B (M)」の文字
- ニ B U型輸送物 「B U型」又は「TYPE B (U)」の文字
- 三 B M型輸送物及びB U型輸送物には、当該放射性輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク(別記第十三に掲げるもの)を鮮明に表示すること。

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

別表第一（第三条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄		第二欄	第三欄
原子番号	放射性同位元素の種類	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A ₁ 値） 単位 T Bq	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A ₂ 値）単位 T Bq
1	³ H	40	40
4	⁷ Be	20	20
4	¹⁰ Be	20	0.5
6	¹¹ C	1	0.5
6	¹⁴ C	40	2
7	¹³ N	0.6	0.5
9	¹⁸ F	1	0.5
11	²² Na	0.5	0.5
11	²⁴ Na	0.2	0.2
12	²⁸ Mg	0.2	0.2
13	²⁶ Al	0.4	0.4
14	³¹ Si	0.6	0.5
14	³² Si	40	0.2
15	³² P	0.3	0.3
15	³³ P	40	0.9
16	³⁵ S	40	2
17	³⁶ Cl	20	0.5
17	³⁸ Cl	0.2	0.2
18	³⁷ Ar	40	40
18	³⁹ Ar	20	20
18	⁴¹ Ar	0.6	0.6
18	⁴² Ar	0.2	0.2
19	⁴⁰ K	0.6	0.6
19	⁴² K	0.2	0.2
19	⁴³ K	1	0.5
20	⁴¹ Ca	40	40
20	⁴⁵ Ca	40	0.9
20	⁴⁷ Ca	0.9	0.5
21	⁴⁴ Sc	0.5	0.5

放射線同位元素又は放射性同位元素による細目等を定める告示
放射線同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示

第一欄		第二欄	第三欄
21	^{46}Sc	0.5	0.5
21	^{47}Sc	9	0.9
21	^{48}Sc	0.3	0.3
22	^{44}Ti	0.5	0.2
23	^{48}V	0.3	0.3
23	^{49}V	40	40
24	^{51}Cr	30	30
25	^{52}Mn	0.3	0.3
25	^{53}Mn	制限なし	制限なし
25	^{54}Mn	1	1
25	^{56}Mn	0.2	0.2
26	^{52}Fe	0.2	0.2
26	^{55}Fe	40	40
26	^{59}Fe	0.8	0.8
26	^{60}Fe	40	0.2
27	^{55}Co	0.5	0.5
27	^{56}Co	0.3	0.3
27	^{57}Co	8	8
27	$^{58\text{m}}\text{Co}$	40	40
27	^{58}Co	1	1
27	^{60}Co	0.4	0.4
28	^{59}Ni	40	40
28	^{63}Ni	40	30
28	^{65}Ni	0.3	0.3
29	^{64}Cu	5	0.9
29	^{67}Cu	9	0.9
30	^{65}Zn	2	2
30	$^{69\text{m}}\text{Zn}$	2	0.5
30	^{69}Zn	4	0.5
31	^{67}Ga	6	6
31	^{68}Ga	0.3	0.3
31	^{72}Ga	0.4	0.4
32	^{68}Ge	0.3	0.3
32	^{71}Ge	40	40
32	^{77}Ge	0.3	0.3

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
33 ⁷² As	0.2	0.2
33 ⁷³ As	40	40
33 ⁷⁴ As	1	0.5
33 ⁷⁶ As	0.2	0.2
33 ⁷⁷ As	20	0.5
34 ⁷⁵ Se	3	3
34 ⁷⁹ Se	40	2
35 ⁷⁶ Br	0.3	0.3
35 ⁷⁷ Br	3	3
35 ⁸² Br	0.4	0.4
36 ⁸¹ Kr	40	40
36 ^{85m} Kr	6	6
36 ⁸⁵ Kr	20	10
36 ⁸⁷ Kr	0.2	0.2
37 ⁸¹ Rb	2	0.9
37 ⁸³ Rb	2	2
37 ⁸⁴ Rb	1	0.9
37 ⁸⁶ Rb	0.3	0.3
37 ⁸⁷ Rb	制限なし	制限なし
37 Rb(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
38 ⁸² Sr	0.2	0.2
38 ^{85m} Sr	5	5
38 ⁸⁵ Sr	2	2
38 ^{87m} Sr	3	3
38 ⁸⁹ Sr	0.6	0.5
38 ⁹⁰ Sr	0.2	0.1
38 ⁹¹ Sr	0.3	0.3
38 ⁹² Sr	0.2	0.2
39 ⁸⁷ Y	2	2
39 ⁸⁸ Y	0.4	0.4
39 ⁹⁰ Y	0.2	0.2
39 ^{91m} Y	2	2
39 ⁹¹ Y	0.3	0.3
39 ⁹² Y	0.2	0.2
39 ⁹³ Y	0.2	0.2

放射性同位元素又は放射性同位元素による汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示

第一欄		第二欄	第三欄
40	^{88}Zr	3	3
40	^{93}Zr	40	0.2
40	^{95}Zr	1	0.9
40	^{97}Zr	0.3	0.3
41	$^{92\text{m}}\text{Nb}$	0.7	0.7
41	$^{93\text{m}}\text{Nb}$	40	6
41	^{94}Nb	0.6	0.6
41	^{95}Nb	1	1
41	^{97}Nb	0.6	0.5
42	^{93}Mo	40	7
42	^{99}Mo	0.6	0.5
43	$^{95\text{m}}\text{Tc}$	2	2
43	$^{96\text{m}}\text{Tc}$	0.4	0.4
43	^{96}Tc	0.4	0.4
43	$^{97\text{m}}\text{Tc}$	40	40
43	^{97}Tc	制限なし	制限なし
43	^{98}Tc	0.7	0.7
43	$^{99\text{m}}\text{Tc}$	8	8
43	^{99}Tc	40	0.9
44	^{97}Ru	4	4
44	^{103}Ru	2	0.9
44	^{105}Ru	0.6	0.5
44	^{106}Ru	0.2	0.2
45	^{99}Rh	2	2
45	^{101}Rh	4	4
45	$^{102\text{m}}\text{Rh}$	2	0.9
45	^{102}Rh	0.5	0.5
45	$^{103\text{m}}\text{Rh}$	40	40
45	^{105}Rh	10	0.9
46	^{103}Pd	40	40
46	^{107}Pd	制限なし	制限なし
46	^{109}Pd	0.6	0.5
47	^{105}Ag	2	2
47	$^{108\text{m}}\text{Ag}$	0.6	0.6
47	$^{110\text{m}}\text{Ag}$	0.4	0.4

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
47	¹¹¹ Ag	0.5
48	¹⁰⁰ Cd	40
48	^{113m} Cd	20
48	^{115m} Cd	0.3
48	¹¹⁵ Cd	4
49	¹¹¹ In	2
49	^{113m} In	4
49	^{114m} In	0.3
49	^{115m} In	6
50	¹¹³ Sn	4
50	^{117m} Sn	6
50	^{110m} Sn	40
50	^{121m} Sn	40
50	¹²³ Sn	0.6
50	¹²⁵ Sn	0.2
50	¹²⁶ Sn	0.3
51	¹²² Sb	0.3
51	¹²⁴ Sb	0.6
51	¹²⁵ Sb	2
51	¹²⁶ Sb	0.4
52	¹¹⁸ Te	0.2
52	^{121m} Te	5
52	¹²¹ Te	2
52	^{123m} Te	7
52	^{125m} Te	30
52	^{127m} Te	20
52	¹²⁷ Te	20
52	^{128m} Te	0.6
52	¹²⁸ Te	0.6
52	^{131m} Te	0.7
52	¹³² Te	0.4
53	¹²³ I	6
53	¹²⁴ I	0.9
53	¹²⁵ I	20
53	¹²⁶ I	2
		0.9

放射性同位元素又は放射性同位元素に係る細目等を定める告示

元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
53 ¹²⁹ I	制限なし	制限なし
53 ¹³¹ I	3	0.5
53 ¹³² I	0.4	0.4
53 ¹³³ I	0.6	0.5
53 ¹³⁴ I	0.3	0.3
53 ¹³⁵ I	0.6	0.5
54 ¹²² Xe	0.2	0.2
54 ¹²³ Xe	0.2	0.2
54 ¹²⁷ Xe	4	4
54 ^{131m} Xe	40	40
54 ¹³³ Xe	20	20
54 ¹³⁵ Xe	4	4
55 ¹²⁹ Cs	4	4
55 ¹³¹ Cs	40	40
55 ¹³² Cs	1	1
55 ^{134m} Cs	40	9
55 ¹³⁴ Cs	0.6	0.5
55 ¹³⁵ Cs	40	0.9
55 ¹³⁶ Cs	0.5	0.5
55 ¹³⁷ Cs	2	0.5
56 ¹³¹ Ba	2	2
56 ^{133m} Ba	10	0.9
56 ¹³³ Ba	3	3
56 ¹⁴⁰ Ba	0.4	0.4
57 ¹³⁷ La	40	2
57 ¹⁴⁰ La	0.4	0.4
58 ¹³⁹ Ce	6	6
58 ¹⁴¹ Ce	10	0.5
58 ¹⁴³ Ce	0.6	0.5
58 ¹⁴⁴ Ce	0.2	0.2
59 ¹⁴² Pr	0.2	0.2
59 ¹⁴³ Pr	4	0.5
60 ¹⁴⁷ Nd	4	0.5
60 ¹⁴⁹ Nd	0.6	0.5
61 ¹⁴³ Pm	3	3

第一欄		第二欄	第三欄
61	^{144}Pm	0.6	0.6
61	^{145}Pm	30	7
61	^{147}Pm	40	0.9
61	$^{148\text{m}}\text{Pm}$	0.5	0.5
61	^{149}Pm	0.6	0.5
61	^{151}Pm	3	0.5
62	^{145}Sm	20	20
62	^{147}Sm	制限なし	制限なし
62	^{151}Sm	40	4
62	^{153}Sm	4	0.5
63	^{147}Eu	2	2
63	^{148}Eu	0.5	0.5
63	^{149}Eu	20	20
63	^{150}Eu	0.7	0.7
63	$^{152\text{m}}\text{Eu}$	0.6	0.5
63	^{152}Eu	0.9	0.9
63	^{154}Eu	0.8	0.5
63	^{155}Eu	20	2
63	^{156}Eu	0.6	0.5
64	^{146}Gd	0.4	0.4
64	^{148}Gd	3	3×10^{-4}
64	^{153}Gd	10	5
64	^{159}Gd	4	0.5
65	^{157}Tb	40	10
65	^{158}Tb	1	0.7
65	^{160}Tb	0.9	0.5
66	^{159}Dy	20	20
66	^{165}Dy	0.6	0.5
66	^{166}Dy	0.3	0.3
67	^{163}Ho	40	40
67	$^{166\text{m}}\text{Ho}$	0.6	0.3
67	^{166}Ho	0.3	0.3
68	^{169}Er	40	0.9
68	^{171}Er	0.6	0.5
69	^{167}Tm	7	7

放射性同位元素又は放射性同位元素に係る細目等を定める告示

汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示

第一欄		第二欄	第三欄
69	^{168}Tm	0.8	0.8
69	^{170}Tm	4	0.5
69	^{171}Tm	40	10
70	^{169}Yb	3	3
70	^{175}Yb	30	0.9
71	^{172}Lu	0.5	0.5
71	^{173}Lu	8	8
71	$^{174\text{m}}\text{Lu}$	20	8
71	^{174}Lu	8	4
71	^{177}Lu	30	0.9
72	^{172}Hf	0.5	0.3
72	^{175}Hf	3	3
72	^{181}Hf	2	0.9
72	^{182}Hf	4	3×10^{-2}
73	^{178}Ta	1	1
73	^{179}Ta	30	30
73	^{182}Ta	0.8	0.5
74	^{178}W	1	1
74	^{181}W	30	30
74	^{185}W	40	0.9
74	^{187}W	2	0.5
74	^{188}W	0.2	0.2
75	^{183}Re	5	5
75	$^{184\text{m}}\text{Re}$	3	3
75	^{184}Re	1	1
75	^{186}Re	4	0.5
75	^{187}Re	制限なし	制限なし
75	^{188}Re	0.2	0.2
75	^{189}Re	4	0.5
75	Re(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
76	^{185}Os	1	1
76	$^{191\text{m}}\text{Os}$	40	40
76	^{191}Os	10	0.9
76	^{193}Os	0.6	0.5
76	^{194}Os	0.2	0.2

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄
77	¹⁸⁹ Ir	10	10
77	¹⁹⁰ Ir	0.7	0.7
77	¹⁹² Ir	1	0.5
77	^{193m} Ir	10	10
77	¹⁹⁴ Ir	0.2	0.2
78	¹⁸⁸ Pt	0.6	0.6
78	¹⁹¹ Pt	3	3
78	^{193m} Pt	40	9
78	¹⁹³ Pt	40	40
78	^{195m} Pt	10	2
78	^{197m} Pt	10	0.9
78	¹⁹⁷ Pt	20	0.5
79	¹⁹³ Au	6	6
79	¹⁹⁴ Au	1	1
79	¹⁹⁵ Au	10	10
79	¹⁹⁶ Au	2	2
79	¹⁹⁸ Au	3	0.5
79	¹⁹⁹ Au	10	0.9
80	¹⁹⁴ Hg	1	1
80	^{195m} Hg	5	5
80	^{197m} Hg	10	0.9
80	¹⁹⁷ Hg	10	10
80	²⁰³ Hg	4	0.9
81	²⁰⁰ Tl	0.8	0.8
81	²⁰¹ Tl	10	10
81	²⁰² Tl	2	2
81	²⁰⁴ Tl	4	0.5
82	²⁰¹ Pb	1	1
82	²⁰² Pb	40	2
82	²⁰³ Pb	3	3
82	²⁰⁵ Pb	制限なし	制限なし
82	²¹⁰ Pb	0.6	9×10^{-3}
82	²¹² Pb	0.3	0.3
83	²⁰⁵ Bi	0.6	0.6
83	²⁰⁶ Bi	0.3	0.3

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
83 ²⁰⁷ Bi	0.7	0.7
83 ^{210m} Bi	0.3	3×10^{-2}
83 ²¹⁰ Bi	0.6	0.5
83 ²¹² Bi	0.3	0.3
84 ²⁰⁸ Po	40	2×10^{-2}
84 ²⁰⁹ Po	40	2×10^{-2}
84 ²¹⁰ Po	40	2×10^{-2}
85 ²¹¹ At	30	2
86 ²²² Rn	0.2	4×10^{-3}
88 ²²³ Ra	0.6	3×10^{-2}
88 ²²⁴ Ra	0.3	6×10^{-2}
88 ²²⁵ Ra	0.6	2×10^{-2}
88 ²²⁶ Ra	0.3	2×10^{-2}
88 ²²⁸ Ra	0.6	4×10^{-2}
89 ²²⁵ Ac	0.6	1×10^{-2}
89 ²²⁷ Ac	40	2×10^{-5}
89 ²²⁸ Ac	0.6	0.4
91 ²³⁰ Pa	2	0.1
91 ²³¹ Pa	0.6	6×10^{-5}
91 ²³³ Pa	5	0.9
93 ²³⁵ Np	40	40
93 ²³⁶ Np	7	1×10^{-3}
93 ²³⁷ Np	2	2×10^{-4}
93 ²³⁹ Np	6	0.5
95 ²⁴¹ Am	2	2×10^{-4}
95 ^{242m} Am	2	2×10^{-4}
95 ²⁴³ Am	2	2×10^{-4}
96 ²⁴⁰ Cm	40	2×10^{-2}
96 ²⁴¹ Cm	2	0.9
96 ²⁴² Cm	40	1×10^{-2}
96 ²⁴³ Cm	3	3×10^{-4}
96 ²⁴⁴ Cm	4	4×10^{-4}
96 ²⁴⁵ Cm	2	2×10^{-4}
96 ²⁴⁶ Cm	2	2×10^{-4}
96 ²⁴⁷ Cm	2	2×10^{-4}

第一欄		第二欄	第三欄
96	^{248}Cm	4×10^{-2}	5×10^{-5}
97	^{247}Bk	2	2×10^{-4}
97	^{249}Bk	40	8×10^{-2}
98	^{248}Cf	30	3×10^{-3}
98	^{249}Cf	2	2×10^{-4}
98	^{250}Cf	5	5×10^{-4}
98	^{251}Cf	2	2×10^{-4}
98	^{252}Cf	0.1	1×10^{-3}
98	^{253}Cf	40	6×10^{-2}
98	^{254}Cf	3×10^{-3}	6×10^{-4}

放射性同位元素又は放射性同位元素による汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
<p>未満である場合</p> <p>(8) 最大エネルギーが1.5MeV以上2.0MeV未満である場合</p> <p>(9) 最大エネルギーが2.0MeV以上である場合</p> <p>ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（昭和六十三年科学技術庁告示第十五号）別表第一（以下「告示別表第一」という。）中第三欄又は第四欄に数量の記載がある場合をいう。）</p> <p>ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合（告示別表第一中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。）</p> <p>ホ アルファ線を放出する場合</p>	<p>0.32</p> <p>0.21</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>$\frac{ALI}{100}$（40を超える場合には、40）</p>	<p>0.32</p> <p>0.21</p> <p>$\frac{ALI}{10^6}$（40を超える場合には、40）</p> <p>DAC×3.36（40を超える場合には、40）</p> <p>—</p>
<p>ニ 放出する放射線が一種類であり、当該放射性同位元素が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であつて、その物理的半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性同位元素（以下「娘核種」という。）の物理的半</p>	<p>親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>	<p>親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの</p>

放射線同位元素又は放射性同位元素に係る細目等を定める告示

元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

放射性同位元素又は放射性同位元素による汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第一欄	第二欄	第三欄
減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合		
三 放出する放射線が二種類以上の場合（四に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
四 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性同位元素の物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が十日以内である場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する一の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考 E (γ) は、当該放射性同位元素の一壊変当たりのガンマ線又はエックス線の総エネルギー（エネルギーにエネルギーごとの放出率を乗じたものの総和をいう。）をMeVで表した値を、A L I は当該放射性同位元素の化学形を考慮しない場合における告示別表第一中第三欄又は第四欄に掲げる数量（ベクレル）のうち最も小さいものを、D A C は当該放射性同位元素の告示別表第一中第五欄に掲げる数量（ベクレル毎立方センチメートル）を、それぞれ示す。

別表第三（第三条関係）

種類が明らかでない放射性同位元素の場合又は種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（ A_1 値） 単位 T B q	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（ A_2 値）単位 T B q
一 ガンマ線又はベータ線以外の放射線を放出する放射性同位元素が存在しないことが明らかな場合	0.2	0.02
二 一以外の場合	0.1	2×10^{-5}

放射性同位元素又は放射性同位元素に係る細目等を定める告示
放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

別表第四（第三条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかである放射性同位元素の場合（別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。）の数量の限度

放射線同位元素又は放射性同位元素による汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

第一欄	第二欄
区分	数量 単位 TBq
放射性同位元素の種類及び種類別の数量の全部が明らかな場合	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$
放射性同位元素の種類又は一部が明らかであつて種類別の数量の全部又は一部が明らかなでない場合	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n 及び y の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} + \frac{y}{Y} = 1$

備考 X_1, X_2, \dots, X_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性同位元素の数量（テラベクレル）を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ X_1, X_2, \dots, X_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を、 y は種類又は種類別の数量が明らかなでない放射性同位元素の数量（テラベクレル）を、 Y は y に係る放射性同位元素の種類が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）のうち最小のものを、 y に係る放射性同位元素の種類が全部又は一部が明らかなでない場合にあつては y に係る放射性同位元素に対する別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

別表第五（第三条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性同位元素の場合（別表第六に該当する場合を除く。）の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄
区 分	数 量 (A ₂ 値) 単位 T Bq
放射性同位元素の種類が明らか かな場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n}$
放射性同位元素の種類の一部が明らか かな場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \dots + f_n/X_n + f_y/Y}$

備考 f_1, f_2, \dots, f_n は種類が明らか各放射性同位元素の分率、 X_1, X_2, \dots, X_n は f_1, f_2, \dots, f_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を、 f_y は種類が明らかでない放射性同位元素の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

放射
性同
位元
素又
は放
射性
同位
元素
によ
って
汚染
され
た物
の工
場又
は事
業所
の外
にお
ける
運搬
に関
する
技術
上の
基準
に係
る細
目等
を定
める
告示

別表第六（第三条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性同位元素の場合の数量の限度

放射線同位元素又は放射性同位元素による細目等を定める告示
基準に係る細目等を定める告示
放射線同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A ₁ 値） 単位 T Bq	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A ₂ 値） 単位 T Bq
その系列のすべての放射性同位元素（親核種を除く。）の物理的半減期が十日を超えず、かつ、親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が十日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たすx ₁ , x ₂ , …, x _n の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たすx ₁ , x ₂ , …, x _n の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} = 1$

備考 x₁, x₂, …, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性同位元素の数量（テラベクレル）を、X₁, X₂, …, X_nはそれぞれx₁, x₂, …, x_nに係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の 五六六
基準に係る細目等を定める告示

別記第一（第三条関係） 特別形放射性同位元素に係る試験

一 衝撃試験

試験しようとする放射性同位元素等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二 打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三 曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四 加熱試験

供試物を摂氏八百度の空气中に十分間置くこと。

五 浸漬試験

イ 固体状の放射性同位元素等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1) 常温の水中に七日間浸漬させること。
(2) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

(3) 摂氏三十度であつて湿度九十パーセントの空气中に七日間置くこと。

(4) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

ロ 放射性同位元素等を封入したカプセルにあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

(2) 摂氏三十度の空气中に七日間置くこと。
(3) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四時間保持すること。

別記第二（第五条関係） L S A - IIIに係る浸漬試験

常温の水中に七日間浸漬させること。

別記第三（第十一条関係） A型輸送物に係る一般の試験条件

一 条件

イ 五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。ただし、(2)の条件については、(1)、(3)及び(4)の供試物とは別個の供試物を用いること。

(1) その重量が、五千キログラム未満のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラム以上二万キログラム未満のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上のものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) その重量が、五千キログラム以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあつては、それぞれの角に対して最大の破損を及ぼすように、その重量が、百キログラム以下のファイバー板製の円筒形のものにあつては、両縁の四半分ごとに対して最大の破損を及ぼすように、それぞれ、〇・三メートルの高さから落下させること。

(3) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三キロボスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(4) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

二 液体状又は気体状の放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物に係る追加条件

液体状又は気体状の放射性同位元素等（四十テラベクレル以下の放射能を有する気体状のトリチウム又は A_2 値以下の気体状の希ガスを除く。）が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

イ 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

ロ 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四（第十二条関係）

B M型輸送物に係る一般の試験条件

一 摂氏三十八度の環境に一週間置くこと。この場合において、次の表の上欄に掲げる当該放射性輸送物の表面の形状及び位置の区分に応じ、それぞれ、同表下欄に掲げる放射熱を一日につき十二時間負荷すること。

表面の形状及び位置の区分	水平に輸送される平面		放射熱（ワット毎平方メートル）
	底面	その他	
	なし	八百	二百
水平に輸送されない平面			二百

曲面

四百

二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

備考 第一号及び第二号の条件については、同一の供試物を用いるものとする。

別記第五（第十四条関係） B M型輸送物に係る特別の試験条件

一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、その重量が五百キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納し又は包装する放射性同位元素等が特別形放射性同位元素等以外のものであつて、当該放射性同位元素等の放射能の量が、 10^6 の千倍を超えるものにあつては、これに代えて、重量が五百キログラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 摂氏三十八度の環境に表面温度が一定になるまで置いた後、摂氏八百度の環境に三十分間置くこと。

ロ 別記第四第一号に定める輻射熱を負荷しつつ冷却すること。ただし、人為的に冷却してはならない。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

備考 第一号及び第二号の条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第六（第十六条関係） B U型輸送物に係る一般の試験条件

別記第四の条件の下に置くこと。

別記第七（第十七条関係） B U型輸送物に係る特別の試験条件

別記第五の条件の下に置くこと。

別記第八（第十八条関係） I P 1 2型輸送物に係る一般の試験条件

件

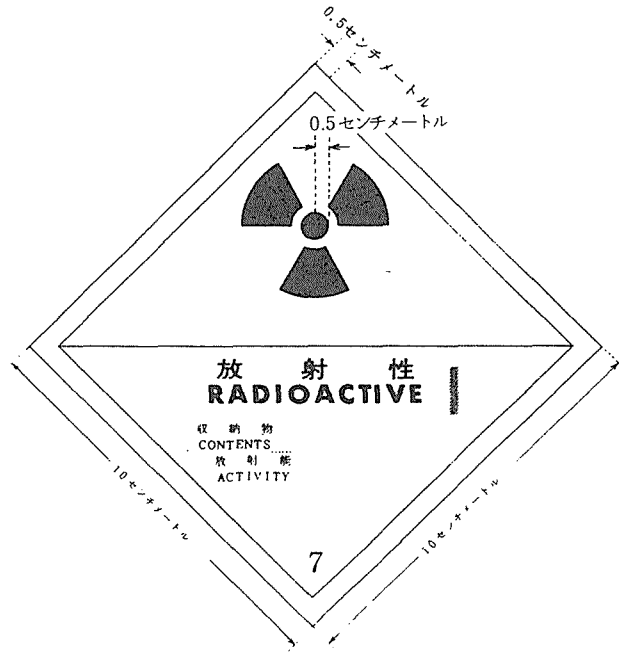
別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件の下に置くこと。ただし、長官が認める条件の下に置く場合は、この限りでない。

別記第九（第十九条関係） I P 1 3型輸送物に係る一般の試験条件

件

別記第三第一号の条件の下に置くこと。

第一類白標識



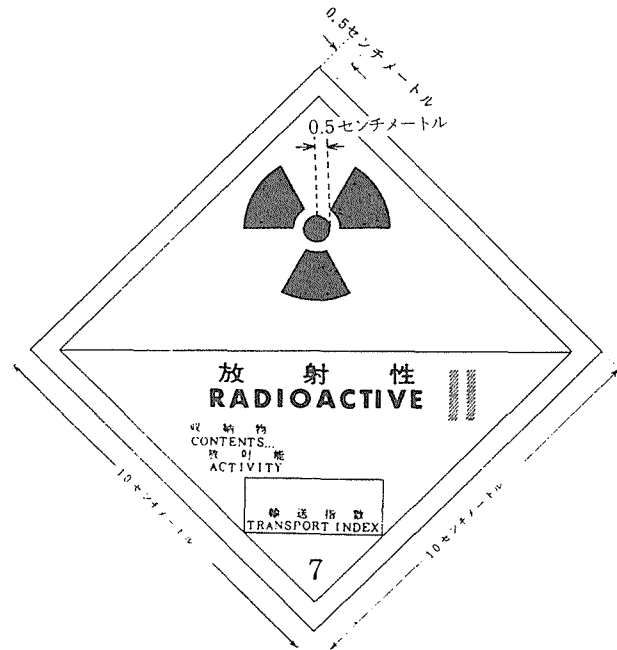
- 注1 三葉マークは、別記第十三のとおりとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称（当該放射性同位元素等が低比放射性同位元素又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性同位元素等を収納し、又は包装しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 5 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文	黒
斜線を施した部分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

別記第十一（第二十四条関係）

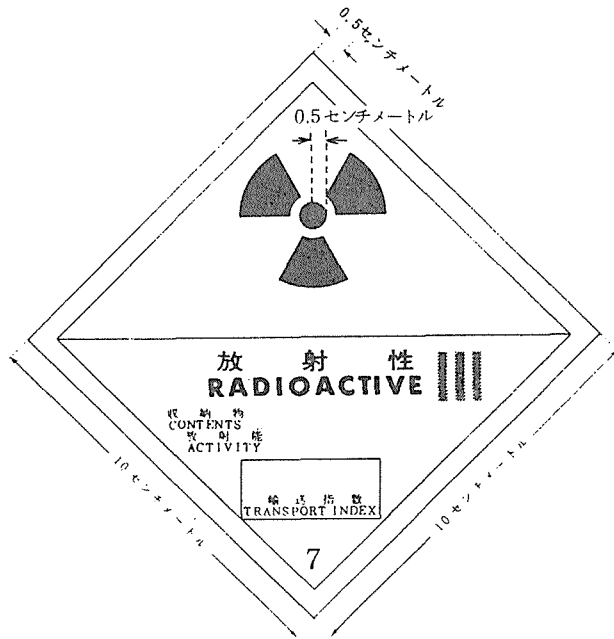
第二類黄標識



- 注1 三葉マークは、別記第十三のとおりとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称（当該放射性同位元素等が低比放射性同位元素又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性同位元素等を収納し、又は包装しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜線を施した部分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

第三類黄標識



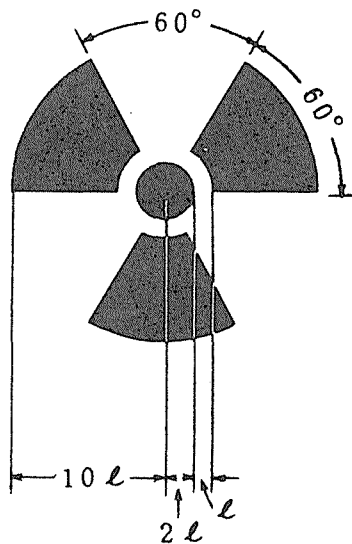
- 注1 三葉マークは、別記第十三のとおりとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称（当該放射性同位元素等が低比放射性同位元素又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性同位元素等を収納し、又は包装しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によること。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜線を施した部分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

別記第十三（第二十四条関係）

三葉マーク



注1 l は、0.2センチメートル以上とする。

2 色彩は、黒とする。

2 安局第 3 2 8 号
平成 2 年 1 2 月 2 8 日

取

科学技術庁原子力安全局長

放射性同位元素等の運搬に関する科学技術庁長官の承認等について

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 5 6 号。以下「施行規則」という。）第 1 8 条、第 1 8 条の 5、第 1 8 条の 9、第 1 8 条の 1 0 及び第 1 8 条の 1 2 並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成 2 年科学技術庁告示第 7 号。以下「外運搬告示」という。）第 3 条及び第 1 8 条の規定の実施細目等について、下記のとおり定め、平成 3 年 1 月 1 日から適用することとするので通知します。

については関係機関等に対し、周知方をお願いします。

記

- 1 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における運搬に係る承認等の申請について
 - (1) 施行規則第 1 8 条第 1 項第 1 号の規定による容器に封入することが著しく困難な

- 物の運搬に関する措置に係る科学技術庁長官（以下「長官」という。）の承認を受けようとする者は、別記様式第 1 による申請書を提出すること。
- (2) 施行規則第 1 8 条第 2 項の規定による特別措置に係る長官の承認を受けようとする者は、別記様式第 2 による申請書を提出すること。

- 2 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に係る承認等の申請について
 - (1) 施行規則第 1 8 条の 5 第 7 号ただし書又は第 8 号ただし書の規定による長官の承認を受けようとする者は、別記様式第 3 による申請書を提出すること。
 - (2) 施行規則第 1 8 条の 9 第 2 項第 2 号又は第 1 8 条の 1 0 第 2 項第 2 号の規定による「これと同等と長官が認める基準」を適用しようとする者は、別記様式第 4 による申請書を提出すること。なお、当該規定は「国際原子力機関（IAEA）放射線物質安全輸送規則（1985年版）」（以下「IAEA輸送規則1985年版」という。）第 5 2 1 項、第 5 2 2 項及び第 5 2 3 項の主旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。
 - (3) 施行規則第 1 8 条の 1 2 の規定による特別措置に係る長官の承認を受けようとする者は、別記様式第 5 による申請書を提出すること。
 - (4) 外運搬告示第 3 条第 1 号表中ただし書の規定による「長官が認める基準」を適用しようとする者は、別記様式第 6 による申請書を提出すること。なお、当該規定は IAEA輸送規則 1985年版第 6 1 1 項の主旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。
 - (5) 外運搬告示第 1 8 条中別記第 8 の規定による「長官が認める条件」を適用しようとする者は、別記様式第 7 による申請書を提出すること。なお、当該規定は IAEA輸送規則 1985年版第 5 1 9 項の主旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。

3 特別承認に係る留意事項について

平成2年12月31日以前に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第3項の規定により承認を受けている容器については、当該承認が平成5年1月1日以後は無効となる。同日以降当該容器を運搬に使用する場合は、同条第2項の科学技術庁長官の承認の際に同条第1項に規定される技術上の基準を満たしていることの確認を受けることが必要であるので、新たに同条第3項の承認を受けるなど所定の手続きをとること。

別記様式第1

容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置 に係る承認申請書	
年 月 日	
科学技術庁長官	殿
氏名（法人にあっては、その名称及び 代表者の氏名） 印	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条第1項第 1号ロの規定による特別措置の承認を申請します。	
氏 名 又 は 名 称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住 所	郵便番号 電話番号
運 送 員 の 氏 名	所属部課名
運搬する放射性同位元素によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状	
運搬する日時及び経路	
運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置」欄については、積載方法、固縛方法、放射性同位元素の飛散防止措置方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
- 3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第2

工場又は事業所における運搬に係る特別措置の承認申請書 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 年月日 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 科学技術庁長官 殿 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;"> 氏名（法人にあっては、その名称及び 代表者の氏名）印 </div>	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条第2項の 規定による特別措置の承認を申請します。	
氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	所属部署名
運搬する放射性同位元素等の種類、 数量及び性状	
運搬物の表面及び表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率	
續することが著しく困難である措置及びその理由	
運搬物に使用する容器の種類及び仕様	
運搬に使用する容器の種類及び仕様	
運搬の日時及び経路	

運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置	
上欄に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置	
上2欄に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置」については、健康診断、教育訓練、被ばく線量の測定等の具体的被ばく管理の方法を記載すること。
- 3 「放射線管理のために講ずる措置」については、車両等及び輸送経路に係る1センチメートル線量当量率の測定、汚染状況の測定等に係る具体的管理方法を記載するとともに、当該管理方法によって安全性が担保できることを示すこと。
- 4 「運搬に伴う放射線障害防止のための措置」欄については、積載方法、固定方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
- 5 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

放射性同位元素等の運搬に関する科学技術庁長官の承認等について（科学技術庁原子力安全副長通達）

別記様式第3

放射性輸送物の表面又は表面から1メートル離れた位置
における1センチメートル線量当量率に係る承認申請書

年 月 日

科学技術庁長官 殿

氏名（法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名） 印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の5
第7号
の規定による承認を申請します。
第8号

氏 名 又 は 名 称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住 所	郵便番号 電話番号
運 送 員 の 氏 名	所属部課名
運搬する放射性同位元素等の種類、 数量及び性状	
放射性輸送物の表面における1センチメートル線量当量率	
放射性輸送物の表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率	
承認を受けようとする理由	
運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置」欄については、積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
- 3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記様式第4

<p>1P-2型 輸送物の基準に係る承認申請書 1P-3型</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>科学技術庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあっては、その名称及び 代表者の氏名） 印</p> <p style="text-align: center;">第18条の9 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 第2 第18条の10</p> <p>1P-2型 項第2号の規定による 輸送物の基準として以下の基準を適用したく申請し 1P-3型 ます。</p>	
氏 名 又 は 名 称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住 所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	所属部署名
輸送物の名称	
輸送物に関する説明	重 量
	外形寸法
	外 観
	輸送物の設計仕様
適用しようとする基準（注）	

注 施行規則第18条の9第2項第2号又は第18条の10第2項第2号中の「これと同等と長官の認める基準」を適用しようとする場合には、例えば、以下のように適用すべき基準を明記すること。
(1) タンクの場合

ア 「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告」第12章に定められた基準に適合すること。

イ 265kPaの圧力試験に耐えること。

ウ 通常の取扱及び輸送条件下において、次の要件を満足すること。

(7) 追加された蓋へい構造が静的及び動的圧力に耐えること。

(イ) 表面における1センチメートル総量当量率が2.0%を超えて増加しないこと。

(2) コンテナの場合

ISO 1496/1-1984、「シリーズ1、輸送コンテナ規格及び試験-第1部：一般貨物コンテナ」に定められた要件に適合し、かつ、当該ISO規格に定められた試験条件の下に置くこととした場合に、表面における1センチメートル総量当量率が2.0%を超えて増加しないこと。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 適用しようとする基準が施行規則第18条の9又は第18条の10の基準と同等であることについての説明資料を添付すること。

3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）の」とおりと記載し、別紙を添付すること。

別記様式第5

方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。

3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）の」とあり」と記載し、別紙を添付すること。

工場又は事業所の外における運搬に係る特別措置の承認申請書	
年 月 日	
科学技術庁長官	殿
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印	
放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の12の規定による特別措置の承認を申請します。	
氏 名 又 は 名 称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住 所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	所属部署名
運搬する放射線同位元素等の種類 数量及び性状	
放射線輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率	
講ずることが著しく困難である措置及びその理由	
運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 「運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置」欄については、積載方法、固縛方法及び運搬中における放射線輸送物を積載した車両への近接防止措置

別記様式第6

特別形放射性同位元素等の基準に係る承認申請書	
年 月 日	
科学技術庁長官 殿	
氏名（法人にあっては、その名称及び 代表者の氏名） 印	
放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条第1号表中ただし書の規定による特別形放射性同位元素等の基準として以下の基準を適用したく申請します。	
氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号 電話番号
連絡員の氏名	所属部課名
輸送物の名称	
特別形放射性同位元素等に 関する説明	重 量 外 形 寸 法 外 観 輸送物の設計仕様
適用しようとする基準（注）	

注 外運搬告示第3条第1号表中ただし書の「長官が認める基準」を適用しようとする場合は、例えば、以下のように適用すべき基準を明記すること。

1 衝撃試験及び打撃試験に代えて、ISO 2919-1980 (E)「密封線源

- 分類」に定められたクラス4衝撃試験
 - 2 加熱試験に代えて、ISO 2919-1980 (E)「密封線源-分類」に定められたクラス6温度試験
 - 3 カプセルに封入された放射性同位元素等に係る浸漬試験に代えて、ISO/TR 4826-1979 (E)「密封線源-漏洩試験法」に定められた試験
- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）の」とありと記載し、別紙を添付すること。

別記様式第7

1 P-2型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書	
年 月 日	
科学技術庁長官 殿	
氏名（法人にあっては、その名称及び 代表者の氏名） 印	
放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外に おける運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第18条中別記第8の規 定による1P-2型輸送物に係る一般の試験条件として以下の条件を適用したく申請 します。	
氏 名 又 は 名 称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住 所	郵便番号 電話番号
運 送 員 の 氏 名	所属課名
輸 送 物 の 名 称	
輸送物に関する説明	重 量
	外 形 寸 法
	外 観
	輸送物の設計仕様
適用しようとする条件（注）	

べき条件を明記すること。
 「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に
 関する勧告」において定められている包装等級Ⅲの輸送容器に係る試験条件とする。
 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 適用しようとする基準が施行規則第18条の9又は第18条の10の基準と同等
 であることについての説明資料を添付すること。
 3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙（ ）の
 とおり」と記載し、別紙を添付すること。

注 「長官が認める条件」を適用しようとする場合には、例えば、以下のように適用す

○指定機構確認機関等に関する規則（抄）

〔昭和五十五年十一月十八日〕
〔総理府令第六十一号〕

最終改正 平成八年七月十二日総理府令第三十九号

（用語）

第一条 この府令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）において使用する用語の例による。

第二章 指定機構確認機関

（指定の区分）

第二条 指定機構確認機関の指定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第一条の二に規定する放射性同位元素装備機器の種類区分により行うものとする。

（指定の申請）

第三条 法第三十九条第二項の規定により指定機構確認機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を科字技術庁長官（以下「長官」という。）に提出しなければならない。
一 名称及び住所並びに代表者の氏名

指定機構確認機関等に関する規則（抄）

二 機構確認の業務を行う事務所の名称及び所在地

三 行おうとする機構確認の区分

四 機構確認の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記簿の抄本

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 次の事項を記載した書面

イ 役員の名及び略歴

ロ 機構確認に用いる機械、器具その他の設備の種類及び数

ハ 機構確認員の氏名及び略歴

ニ 主任機構確認員（機構確認員のうち、他の機構確認員を指揮し、及び申請に係る機構確認の業務を統括管理する者をいう。以下同じ。）の氏名

ホ 機構確認の業務以外に行っているときは、その業務の種類及び概要

（指定の基準）

第四条 法第三十九条第四項の総理府令で定める技術的能力その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定によ

指定機構確認機関等に関する規則（抄）

り設立された法人で、その役員（社団法人にあつては、社員を含む。）の構成が機構確認の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものであること。

二 次のいずれかに該当する主任機構確認員が置かれること。

イ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有する者

ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学

（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）

において理科系統の正規の課程を修めて卒業した後十年以上

放射線管理の実務に従事した経験を有する者

ハ 機構確認員の業務に五年以上従事した経験を有する者

ニ その他放射線管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 機構確認員の数が申請に係る機構確認の業務を行うために必要な数以上であること。

四 申請に係る機構確認の業務を行うために必要な種類及び数の機械、器具その他の設備があること。

五 機構確認の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経理的基礎を有するものであること。

六 機構確認の業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより機構確認が不公正になるおそれのないものであ

ること。

七 その指定をすることによつて、申請に係る機構確認の的確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。

（指定機構確認機関の名称等の変更の届出）

第五条 指定機構確認機関は、その名称若しくは住所又は機構確認の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を長官に提出しなければならない。

一 変更後の指定機構確認機関の名称若しくは住所又は機構確認の業務を行う事務所の名称若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

2 指定機構確認機関は、機構確認の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を長官に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において機構確認の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

（機構確認員の資格）

第六条 法第四十条第二項の総理府令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第一種放射線取扱主任者免状を有する者

二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した後五年以上放射線管理の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、長官が定める放射線研修を修了したもの。

五 その他放射線管理に関し前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（業務規定の認可の申請）

第七条 指定機構確認機関は、法第四十一条第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、これを長官に提出しなければならない。

（業務規定の記載事項）

第八条 法第四十一条第二項の総理府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 機構確認の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 機構確認の業務を行う場所に関する事項
- 三 手数料等の額及びその収納の方法に関する事項

指定機構確認機関等に関する規則（抄）

四 機構確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五 機構確認の実施の方法に関する事項

六 機構確認の表示の方法に関する事項

七 機構確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 その他機構確認の業務の実施に関し必要な事項

（業務規定の変更の認可の申請）

第九条 指定機構確認機関は、法第四十一条後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を長官に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（機構確認員の選任）

第十条 指定機構確認機関は、法第四十一条の四第一項の規定により機構確認員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を長官に提出しなければならない。

（報告）

第十一条 指定機構確認機関は、機構確認を行ったときは、当該機構確認を行った月の翌月末日までに別記様式第一による機構確認結果報告書を長官に提出しなければならない。

2 指定機構確認機関は、主任機構確認員を選任したときは、遅滞なく、選任した主任機構確認員の氏名及び略歴を記載した報告書

指定機構確認機関等に関する規則（抄）

を長官に提出しなければならない。

- 3 指定機構確認機関は、機構確認員を解任したときは、遅滞なく、解任した機構確認員の氏名及び解任の理由を記載した報告書を長官に提出しなければならない。

（帳簿）

第十二条 指定機構確認機関は、機構確認を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を作成し、記載の日から十年間保存しなければならない。

- 一 機構確認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに販売所又は賃貸事業所（表示の有効期間の更新についての機構確認を受けた者に係る場合にあつては、工場又は事業所を含む。）の名称及び所在地
- 二 機構確認の対象となつた放射性同位元素装備機器の種類及び製造番号並びに当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止機構に係る設計の承認の年月日及び番号
- 三 機構確認を行った年月日
- 四 表示に記載された機構確認の番号
- 五 機構確認を行った機構確認員の氏名
- 六 その他機構確認に関し必要な事項

（機構確認の業務の休廃止の許可の申請）

第十三条 指定機構確認機関は、法第四十一条の二の規定により機構確認の業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を長官に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする機構確認の業務の範囲

- 二 機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 機構確認の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

（機構確認の業務の引継ぎ等）

第十四条 指定機構確認機関は、法第四十一条の八第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 機構確認の業務を長官に引き継ぐこと。
- 二 機構確認の業務に関する帳簿及び書類を長官に引き継ぐこと。
- 三 その他長官が必要と認める事項

（公示）

第十五条 長官は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

<p>一 法第三十九条第一項の規定による指定をしたとき。</p>	<p>一 指定機構確認機関の名称及び主たる事務所の所在地</p>
<p>二 法第四十一条の二の規定による許可をしたとき。</p>	<p>一 機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定機構確認機関の名称及び主たる事務所の所在地</p>
	<p>二 指定をした年月日</p>
	<p>三 行うことができる機構確認の区分</p>

<p>三 法第四十一条の六 第一項の規定による 取消しをしたとき。</p>	<p>二 機構確認の業務の全部又は一部を 休止し、又は廃止する年月日 三 休止し、又は廃止する機構確認の 業務の範囲 四 機構確認の業務の全部又は一部を 休止しようとする場合にあっては、 その期間</p>
<p>四 法第四十一条の六 第二項の規定により 指定を取り消し、又は 機構確認の業務の 全部若しくは一部の 停止を命じたとき。</p>	<p>一 指定機構確認機関の名称及び主たる 事務所の所在地 二 指定を取り消した年月日 一 指定機構確認機関の名称及び主たる 事務所の所在地 二 指定を取り消し、又は機構確認の 業務の全部若しくは一部の停止を命 じた年月日 三 機構確認の業務の全部又は一部の 停止を命じた場合にあっては、停止 を命じた機構確認の業務の範囲及び その期間</p>
<p>五 法第四十一条の八 第二項の規定により 長官が機構確認の業 務の全部又は一部を 自ら行うものとする とき。</p>	<p>一 機構確認の業務の全部又は一部を 行うものとした年月日 二 行うものとする機構確認の業務の 範囲及びその期間</p>

<p>六 法第四十一条の八 第二項の規定により 長官が自ら行つてい た機構確認の業務の 全部又は一部を行わ ないこととしたとき。</p>	<p>一 機構確認の業務の全部又は一部 を行わないこととした年月日 二 行わないこととした機構確認の 業務の範囲</p>
--	--

- (指定の区分)
- 第二十一条 指定運搬物確認機関の指定は、次の区分により行うものとする。
- 一 七百七十七テラベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認
 - 二 七百七十七テラベクレル以下の放射性同位元素等の運搬物に係る確認
- (業務規定の記載事項)
- 第二十二条 法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条第二項の総理府令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 運搬物に係る確認の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 二 運搬物に係る確認の業務を行う場所に関する事項
 - 三 手数料等の額及びその収納の方法に関する事項
 - 四 運搬物確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
 - 五 運搬物に係る確認の実施の方法に関する事項
 - 六 運搬確認証の交付に関する事項

指定機構確認機関等に関する規則（抄）

五八六

七 運搬物に係る確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
八 その他運搬物に係る確認の業務の実施に関し必要な事項

（報告）

第二十三条 指定運搬物確認機関は、運搬物に係る確認を行ったときは、当該運搬物に係る確認を行った月の翌月末日までに別記様式第三による運搬物確認結果報告書を長官に提出しなければならない。

2 指定運搬物確認機関は、第二十五条において準用する第四条第一号に規定する主任運搬物確認員を選任したときは、遅滞なく、選任した主任運搬物確認員の氏名及び略歴を記載した報告書を長官に提出しなければならない。

3 指定運搬物確認機関は、運搬物確認員を解任したときは、遅滞なく、解任した運搬物確認員の氏名及び解任の理由を記載した報告書を長官に提出しなければならない。

（帳簿）

第二十四条 指定運搬物確認機関は、運搬物に係る確認を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を作成し、記載の日から十年間保存しなければならない。

一 運搬物に係る確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

二 運搬物に係る確認の対象となつた放射性輸送物の種類、収納する放射性同位元素等の種類及び数量並びに容器の承認の年月日及び番号

三 運搬物に係る確認の対象となつた放射性輸送物の運搬の目的

及び運搬予定時期

四 運搬物に係る確認を行った年月日

五 運搬確認証の番号

六 運搬物に係る確認を行った運搬物確認員の氏名

七 その他運搬物に係る確認に関し必要な事項

（準用）

第二十五条 第三条から第七条まで、第九条、第十条及び第十三条から第十五条までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬物確認機関」と、「機構確認」とあるのは「運搬物に係る確認」と、「機構確認員」とあるのは「運搬物確認員」と、「主任機構確認員」とあるのは「主任運搬物確認員」と、第三条第一項中「法第三十九条第二項」とあるのは「法第四十一条の十第二項」と、第四条中「法第三十九条第四項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第三十九条第四項」と、第六条中「法第四十条第二項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十条第二項」と、第七条中「法第四十一条第一項前段」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条第一項前段」と、第九条中「法第四十一条第一項後段」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条第一項後段」と、第十条中「法第四十一条の四第一項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の四第一項」と、第十三条中「法第

四十一条の二」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の二」と、第十四条中「法第四十一条の八第三項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の八第三項」と、第十五条の表中「法第三十九条第一項」とあるのは「法第四十一条の十第一項」と、「法第四十一条の二」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の二」と、「法第四十一条の六第一項」とあるのは

「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第二項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の六第二項」と、「法第四十一条の八第二項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の八第二項」と読み替えるものとする。

(身分を示す証明書)

第四十二条 法第四十三条の三第二項において準用する法第四十三条の二第三項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第六によるものとする。

運搬物確認結果報告書		年	月	日
科学技術庁長官		殿		
		指定運搬物確認機関の名称		
		代表者の氏名 ㊦		
指定機構確認機関等に関する規則第23条第1項の規定により次のとおり報告します。				
運搬物に係る確認を受けた者	氏名又は名称			
	住所	電話番号()		
事業所等	使用者等の区分(注2)			
	名称			
	所在地	電話番号()		
運搬の目的(注3)				
運搬予定時期				
放射性輸送物	放射性輸送物の名称(注4)			
	放射性輸送物の種類(注5)			
	収納する放射性同位元素等の種類及び数量			
	容器の承認の年月日及び番号			
運搬物に係る確認を行った年月日				
運搬物に係る確認を行った運搬物確認員の氏名				
運搬確認証の番号				

- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 2 「使用者等の区分」 使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。
 3 「運搬の目的」 当該運搬に係る出発地及び目的地の事業所等の名称及び所在地を併せて記載すること。
 4 「放射性輸送物の名称」 放射性輸送物の通称を記載すること。
 5 「放射性輸送物の種類」 BM型輸送物又はBU型輸送物の別を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格B4とすること。

別記様式第六（第42条関係）

（ 表 ）

指定機構確認機関等に関する規則（抄）

<p>第 号</p> <p>立入検査職員身分証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>上記の者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の3第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p>科学技術庁長官 印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>
---	---

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。

（ 裏 ）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43条の3 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（科学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関）の事務所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第43条の2（第1項及び第2項略）

3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第56条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

(4) 第43条の3第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

○指定運搬物確認機関を指定する件

〔昭和五十六年六月三十日〕
科学技術庁告示第十三号

最終改正 昭和六三年七月二六日科学技術庁告示第二六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第百六十七号）第四十一条の十第一項の規定に基づき、昭和五十六年六月二十五日付けをもつて次のように指定運搬物確認機関を指定したので、同法第四十五条の二の規定に基づき、告示する。

- 一 指定運搬物確認機関の名称 財団法人原子力安全技术センター
- 二 主たる事務所の所在地 東京都文京区白山五丁目一番三の百一
号

三 行うことができる運搬物確認の区分

七百七十七テラベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認及び七百七十七テラベクレル発下の放射性同位元素等の運搬物に係る確認

昭和六十四年四月一日から適用する。

○放射性同位元素等車両運搬規則

(昭和五十二年十一月十七日)
運輸省令第三十三号

最終改正 平成七年九月二十八日

(趣旨)

第一条 放射性同位元素等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により、工場又は事業所の外において運搬する場合は、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 核燃料輸送物 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「総理府令」という。)第一条第三号に定める核燃料輸送物をいう。

二 放射性輸送物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。)第十八条の三第一項に定める放射性輸

送物をいう。

三 オーバーバック 荷送人によつて二以上の核燃料輸送物又は放射性輸送物が非開放型の構造を有する箱又は袋等(第五号のコンテナを除く。)に収納され、又は包装されているものをいう。

四 車両 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。

五 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものうち、非開放型の構造のものをいう。

六 タンク 運搬器具として用いられるタンクであつて、気体以外の物を収納する場合にあつては内容積が〇・四五立方メートル以上のものをいい、気体を収納する場合にあつては内容積が一立方メートル以上のものをいう。

七 放射性輸送物等 放射性輸送物、放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーバック又は放射性輸送物が収納されているコンテナをいう。

八 専用積載 大型コンテナ(外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、内容積が三・〇立法メートルを超えるコンテナをいう。以下同じ。)のうち、外接する直方体の一辺が六メートル以上のもの又は車両が一の荷送人によつて専用

され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受け人の指示によつて行われる積載の方法をいう。

(取扱場所)

第三条 放射性輸送物等（施行規則第十八条の三第一項第一号に定めるL型輸送物（以下「L型輸送物」という。）、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナ（以下「L型輸送物等」という。）を除く。第八条及び第十一条から第十五条までにおいて同じ。）は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じた場合には、この限りでない。

(積載方法)

第四条 放射性輸送物等の積込み又は取卸しは、放射性輸送物の安全性が損なわれないように行わなければならない。

2 放射性輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

3 放射性輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

(混載制限)

第五条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2 放射性輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載してはならない。

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火点が五十度（専用積載の場合にあつては、八十五度）以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの

五 前各号に掲げるもののほか、放射性輸送物の安全な運搬を損なうおそれのある物質

(コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等)

第六条 放射性輸送物が収納されているコンテナ又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの線量当量率（総理府令第四条第七号に基づき科学技術庁長官の定める線量当量率をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

一 表面 線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が二ミリシーベルト毎時

二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

2 放射性輸送物が収納されているコンテナ又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の放射性同位元素の放射能面密度は、告示で定める密度（以下「表面密度限度」という。）を超えてはならない。

3 総理府令第十一条第二号ハに定める輸送制限個数（以下「輸送制限個数」という。）に限度がない同条に定める核分裂性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）以外の核分裂性輸送物をオーバーパックに収納し、又は包装してはならない。
（輸送指数）

第七条 輸送物（核燃料輸送物及び放射性輸送物をいう。以下この条、第九条第二項及び第三項並びに第十七条第五項、第十項及び第十五項において同じ。）オーバーパック及び輸送物が収納されているコンテナ（同条第四項に定める汚染物等が収納されているものを除く。）については、輸送指数を定めるものとする。ただし、L型輸送物（総理府令第三条第一項第一号に定めるL型輸送物を含む。以下この項において同じ。）L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

2 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一 輸送物にあつては、当該輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値（コンテナ又はタンクが容器として使

用されている輸送物にあつては、当該値に、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）。ただし、核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 オーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納され、又は包装されている輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とすることができる。

三 輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値

3 前項の規定にかかわらず、輸送物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合にあつては、当該コンテナの表面から一米ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前項第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で五十を除いて得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きい値）をもつて当該コンテナの輸送指数とすることができる。

4 前二項の規定により輸送指数を決定する場合において、当該決定に用いられる値のうち核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除いて得た値以外のものが〇・〇五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を〇とすることができる。

（標識又は表示）

第八条 次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等には、それぞれ、告示で定める標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならぬ。

<p>一 次に掲げる放射性輸送物（コンテナ又はタンクが容器として使用されているものを除く。）次号及び第三号において同じ。又は放射性輸送物が収納され、</p>	<p>放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇</p>
--	---

<p>三 前一号に掲げる放射性輸送物</p>	<p>若しくは包装されているオーバーパック イ 放射性輸送物であつて、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの ロ 放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパックであつて、輸送指数が一を超えないもの</p>	<p>放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇</p>
<p>二 次に掲げる放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック（前号に掲げるものを除く。） イ 放射性輸送物であつて、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの</p>	<p>放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇</p>	<p>所</p>

<p>又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック以外の放射性輸送物又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック</p>	<p>輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の二箇所</p>
<p>四 次に掲げるコンテナ又はタンク（第十七条第一項に規定する場合に容器として使用されているコンテナ又はタンクを除く。） イ 放射性輸送物の容器として使用されているコンテナ又はタンクであつて、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が〇であるもの ロ 放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が〇であるもの</p>	<p>コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所</p>
<p>五 次に掲げるコンテナ又はタンク（前号に掲げるものを除く。） イ 放射性輸送物の容器として使用されているコンテナ又はタンクであつて、表面におけ</p>	<p>コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所</p>

放射性同位元素等車両運搬規則

<p>る最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの ロ 放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を超えないもの</p>	<p>コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所</p>
<p>六 前二号に掲げるコンテナ又はタンク以外のコンテナ又はタンク</p>	<p>コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所</p>

2 次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ、当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

- 一 総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物 総重量
- 二 施行規則第十八条の三第一項第二号に定めるA型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字
- 三 施行規則第十八条の三第一項第三号に定めるBM型輸送物（以下「BM型輸送物」という。） 「BM型」の文字又は「TYPE B (M)」の文字
- 四 施行規則第十八条の三第一項第三号に定めるBU型輸送物（以下「BU型輸送物」という。） 「BU型」の文字又は「TYPE B (U)」の文字
- 3 BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器

又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で定めるマークであつて、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなければならない。

4 放射性輸送物（I型輸送物を除く。）の容器として使用されている大型コンテナ若しくはタンク又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナ（L型輸送物のみが収納されているものを除く。第六項において同じ。）には、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならぬ。

5 前項のコンテナ標識に代えて、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十八条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第一項又は第十八条第四項の規定にかかわらず、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十八条第四項の標識を付すことを要しない。

6 放射性輸送物が収納されている大型コンテナであつて、告示で定める品名の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）のうち、同一品名のもの（以下「同一放射性同位元素等」という。）のみが当該放射性輸送物に収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該放射性同位元素等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならない。

（積載限度）

第九条 放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパックであつて、輸送指数が十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載で運搬する場合には、この限りでない。

2 放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載（車両を専用してする専用積載に限る。次項並びに第十七条第十項及び第十二項において同じ。）で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。

二 核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該コンテナが、当該コンテナに収納されていない輸送物、オーバーパック、第十七条第四項に定める汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が百を超えないこと。

3 放射性輸送物等を積載する場合において、一の車両（二以上の自動車が連結されている場合にあつては、当該二以上の自動車以下同じ。）に積載する輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であ

つて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物を積載しないこと。

二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車両が、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパック、第十七条第四項に定める汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が百を超えないこと。

4 施行規則第十八条の第三項に定めるIP-1型輸送物、IP-1-2型輸送物又はIP-1-3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積載する総理府令第三条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-1-2型輸送物及びIP-1-3型輸送物並びに施行規則第十八条の第三項に定めるIP-1型輸送物、IP-1-2型輸送物及びIP-1-3型輸送物（以下「IP型輸送物等」という。）に収納されている汚染物等（総理府令第三条第二項に定める低比放射性物質及び表面汚染物並びに施行規則第十八条の第三項に定める低比放射性同位元素及び表面汚染物をいう。第十七条第十一項において同じ。）の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

（車両に係る線量当量率等）

第十条 放射性輸送物等を車両に積載した状態における線量当量率

放射性同位元素等車両運搬規則

は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

一 車両の表面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時

二 車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時

2 放射性輸送物等を運搬する車両については、積込み及び取卸しを終了した場合には、放射性同位元素等による当該車両の表面の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

（車両に係る標識）

第十一条 放射性輸送物等を積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、第八条第四項に定めるコンテナ標識（同条第五項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であつて、当該コンテナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもってこれに代えることができる。

2 放射性輸送物等であつて、同一放射性同位元素等のみが収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該放射性同位元素等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第八条第五項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもつて前項の車両標識に代えた場合には、この限りでない。

3 夜間においては、放射性輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の前部及び後部（軽車両にあつては、後部に限る。）の見やすい箇所に赤色燈を付け、それを点燈しなければならない。

（連結制限）

第十二条 放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第五条第二項第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるものにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。

2 放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、放射性輸送物等又は核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十二条第一項に規定する核燃料輸送物等を積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

（取扱方法を記載した書類の携行）

第十三条 放射性輸送物等を運搬する場合には、放射性輸送物の種

類、量、取扱方法その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（交替運転者等）

第十四条 放射性輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者の配置その他当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。

（見張人）

第十五条 放射性輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、コンテナ又は非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。

（同乗制限）

第十五条の二 第八条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる放射性輸送物等を運搬する場合には、当該放射性輸送物等を積載した自動車又は軽車両において運搬に従事する者が通常乗車する場所に、関係者以外の者を同乗させてはならない。

(B M型輸送物の運搬に係る措置)

第十六条 B M型輸送物又はB M型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携行しなければならない。

2 B M型輸送物又はB M型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射性同位元素の取扱いに關し専門的知識を有する者を同行させ、当該放射性輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

(放射性輸送物としない運搬できる低比放射性同位元素等の運搬)
第十七条 施行規則第十八条の十一第一号に定める低比放射性同位元素及び同条第二号に定める表面汚染物を放射性輸送物としない運搬する場合には、次項から第十六項までの規定によらなければならない。

2 前項に定める低比放射性同位元素又は表面汚染物(以下「低比放射性同位元素等」という。)が収納されているコンテナ又はタンクの線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

一 表面 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時

二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイク
ロシーベルト毎時

3 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナの表面(当該コンテナを専用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限る。)(の放射性同位元素の放射能面密度は、表面密度限度を超え

てはならない。

4 汚染物等(総理府令第十二条第一号に定める低比放射性物質及び第一項に定める低比放射性同位元素並びに同条第二号に定める表面汚染物及び同項に定める表面汚染物に限る。以下この条(第十一項を除く。)において同じ。)並びに汚染物等が収納されているコンテナ及びタンクについては、輸送指数を定めるものとする。

5 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる値のうち核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除いて得た値以外のものが 0.05 以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を 0 とすることができる。

一 汚染物等(タンクに収納されているものを除く。)及び汚染物等が収納されているタンクにあつては、当該汚染物等又は当該タンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、汚染物等のうち、告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱にあつては、当該ウラン又はトリウムの精鉱の集積の表面(タンクに収納されている場合にあつては、当該タンクの表面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告示で定める値とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
二十平方メートルを超える場合	十

二 汚染物等が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている汚染物等及び汚染物等が収納されているタンクについて前号による値を合計して得た値（当該コンテナに輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と同一のコンテナに収納されている輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているものを除く。）及びオーバーパックについて第七条第二項第一号及び第二号による値を合計して得た値。）ただし、当該コンテナを専用積載で運搬する場合にあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で五十を除いて得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きい値）とすることができ、

- 6 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクには、告示で定める標識を当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。
- 7 低比放射性同位元素等が収納されている大型コンテナ又はタンクには、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。
- 8 前項のコンテナ標識に代えて、第六項又は次条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第六項又は次条第四項の規定にかかわらず、第六項又は次条第四項の標識を付すことを要しない。
- 9 告示で定める品名の低比放射性同位元素等のうち、同一品名のもので（以下「同一低比放射性同位元素等」という。）のみが収納されている大型コンテナ又はタンク（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性同位元素等の国連番号を当該大型コンテナ又はタンクに表示しなければならない。
- 10 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載する場合において、一の車両に積載する汚染物等（コンテナ又はタンクに収納されているものを除く）、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の車両に積載する輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）を、オ

「オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物を積載しないこと。

二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車両が、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパック、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が百を超えないこと。

11 第一項に定める表面汚染物を積載する場合において、一の車両に積載する当該表面汚染物及び総理府令第十二条第二号に定める表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の車両に積載するI P型輸送物等に収納されている汚染物等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

12 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する車両については、積込み及び取卸しを終了した場合には、放射性同位元素等による当該車両の表面（専用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限る。）の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

13 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならぬ。ただし、第七項に定めるコンテナ標識（第八項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であつて、当該コンテナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもつてこれに代えることができる。

14 同一低比放射性同位元素等又は同一低比放射性同位元素等のみが収納されているコンテナ若しくはタンク（本邦内のみを運搬されるものを除く。）のみを車両により運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性同位元素等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第八項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもつて前項の車両標識に代えた場合にあつては、この限りでない。

15 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物（I型輸送物及び総理府令第三条第一項第一号に定めるI型輸送物を除く。）を、当該輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック、汚染物等、汚染物等が収納されているタンク又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の

車両と二両以上離して連結しなければならない。

16 第三条から第五条まで、第九条第二項、第十条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項及び第十三条から第十五条の二までの規定は、低比放射性同位元素等を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定（第十五条の二を除く。）中「放射性輸送物」とあるのは「低比放射性同位元素等」と、「放射性輸送物等」とあるのは「低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンク」と、第十五条の二中「第八条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる」とあるのは「告示で定める」と、「放射性輸送物等」とあるのは「低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンク」と読み替えるものとする。

（特別措置等）

第十八条 第六条、第九条（前条第十六項において第九条第二項を準用する場合を含む。）、第十条（前条第十六項において第十条第一項を準用する場合を含む。）並びに前条第一項から第三項まで及び第十項から第十二項までの規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。

2 第六条第一項、第十条第一項第二号（前条第十六項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第二項の規定によら

ないで運搬しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けた場合には、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定によらないで運搬するときは、それぞれ、同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

<p>一 第六条第一項第一号</p>	<p>イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該オーバパック又はコンテナに近づくことを防止する措置を講じること。 ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。 ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。</p>
<p>二 第六条第一項第二号</p>	<p>専用積載で運搬すること。</p>
<p>三 第十条第一項第二号 （前条第十六項において準用する場合を含む。）</p>	<p>当該車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から二メートル離れた位置において最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。</p>

四 前条第二項第一号

<p>五 前条第二項第二号</p>	<p>イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該コンテナ又はタンクに近づくことを防止する措置を講じること。 ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。 ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。</p> <p>専用積載で運搬すること。</p>
-------------------	---

3

施行規則第十八条の五第七号及び第八号、第十八条の六第一号、第十八条の七第一号、第十八条の八、第十八条の九第一項第一号及び第二項第一号、第十八条の十第一項第一号及び第二項第一号並びに第十八条の十二の規定により科学技術庁長官の承認を受けて放射性同位元素等又は放射性輸送物を運搬しようとする場合には、安全な運搬を確保するために必要な措置（これらの規定（施行規則第十八条の五第八号及び第十八条の十二を除く。）により科学技術庁長官の承認を受けて表面における線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超え十ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬しようとする場合にあつては、次の各号に掲げる措置）を講じ、かつ、安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けなければならない。

一 関係者以外の者が当該放射性輸送物に近づくことを防止する
 放射性同位元素等車両運搬規則

措置を講じること。

二 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。

4 第一項及び前項の規定により放射性同位元素等、放射性輸送物等、低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならず、また、第八条第一項又は前条第六項の規定にかかわらず、それらの表面（放射性同位元素等及び低比放射性同位元素等の表面を除く。）の二箇所（コンテナ又はタンクにあつては、当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所）に告示で定める標識を付さなければならない。

（運搬の安全の確認）

第十九条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十七条の放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物として運輸省令で定めるものは、B M型輸送物又はB U型輸送物として運搬される放射性同位元素等とする。

第二十条 法第十八条の二第二項の運輸大臣の確認（以下「運搬の安全の確認」という。）を受けようとする者は、運搬前に、運搬に関する計画書を運輸大臣に提出しなければならない。

第二十一条 運輸大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、確認証を交付するものとする。

（報告徴収）

第二十二條 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「使用者等」をいう。）は、法第三十三條第三項の規定により運輸大臣に届出を行う場合を除き、放射性同位元素等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又放射性同位元素等が紛失したときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に運輸大臣に報告しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、運輸大臣は、法第十八條の第二一項、第二項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、使用者等に対し、放射性同位元素等の運搬の状況その他の事項について報告させることができる。

附則

（施行期日）

第一條 この省令は、平成三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二條 この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等又は核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

2 第一條の規定による改正前の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二條の規定による改正前の核燃料物質等車両運搬規則の定めるところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関

する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第十八條の第二項又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規則法」という。）第五十九條の第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）に規定する確認（放射線障害防止法第四十一條の十一第一項又は原子炉等規制法第六十一條の四十三第一項に定める指定運搬方法確認機関が行う確認を含む。）を受けて施行日以後開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、第一條の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二條の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定にかかわらず、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附則

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第五十九号）の施行の日（平成七年九月三十日）から施行する。

○放射性同位元素等車両運搬規則 の細目を定める告示

(平成二年十二月三日)
運輸省告示第五百九十五号

放射性同位元素等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号)の規定に基づき、放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示を次のように定める。

平成二年十二月三日

運輸大臣 大野 明

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(表面密度限度)

第二条 規則第六条第二項の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる場合において、それぞれ、同表の中欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる非固定性汚染の密度とする。

一 放射性同位元素等以外の物品又はし型輸送物が収納され、又は包装されている場合	アルファ線を放出する放射性同位元素	○・四ベクレル毎平方センチメートル
二 前号に掲げる場合以外の場合	アルファ線を放出する放射性同位元素	○・四ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性同位元素	四ベクレル毎平方センチメートル

(輸送物等の輸送指数の決定方法)

第三条 規則第七条第四項の核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除外して得た値以外の輸送指数の決定に用いられる値が、○・○

五以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を〇とすることができる。

一 輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値（コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあっては、当該値に、規則第七条第二項第一号の表（以下この条において「表」という。）の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）

二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

三 輸送物が収納されているコンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

（放射性輸送物等に係る標識）

第四条 規則第八条第一項の告示で定める標識は、次の各号に定めるところとする。

一 規則第八条第一項の表第一号及び第四号に掲げる放射性輸送

物等にあつては、第一類白標識（第一号様式）

二 規則第八条第一項の表第二号及び第五号に掲げる放射性輸送物等にあつては、第二类黄標識（第二号様式）

三 規則第八条第一項の表第三号及び第六号に掲げる放射性輸送物等にあつては、第三類黄標識（第三号様式）

（三葉マーク）

第五条 規則第八条第三項の告示で定めるマークは、三葉マーク（第四号様式）とする。

（コンテナ標識）

第六条 規則第八条第四項及び第十七条第七項の告示で定めるコンテナ標識は、コンテナ標識（第五号様式）とする。

（コンテナ標識に係る国連番号の表示）

第七条 規則第八条第六項及び第十八条第九項の告示で定める品名は、別表の品名の欄に掲げるところとする。

2 規則第八条第六項及び第十七条第九項の規定による国連番号の表示は、同一放射性同位元素等又は同一低比放射性同位元素等の品名ごとに別表で定める国連番号を六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

一 規則第八条第四項又は第十七条第七項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識上

二 規則第八条第四項又は第十七条第七項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識（規則第八条第五項又

は第十七条第八項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。)に近接して付された国連番号用副標識(第六号様式)上(1P型輸送物等に係る放射能の量の限度)

第八条 規則第九条第四項及び第十七条第十一項の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

<p>一 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第五号。以下「核燃料物質科学技術庁告示」という。)第四条第一項第一号に定めるLSA-I及び放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号。以下「放射性同位元素科学技術庁告示」という。)第五条第一項第一号に定めるLSA-I</p>	<p>制限なし</p>
<p>二 LSA-II等(核燃料物質科学技術庁告示第四条第一項第二号に定めるLSA-II及び放射性同位元素科学技術庁告示第五条</p>	<p>制限なし</p>

放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示

<p>第一項第二号に定めるLSA-IIをいう。以下同じ。)及びLSA-III等(核燃料物質科学技術庁告示第四条第一項第三号に定めるLSA-III及び放射性同位元素科学技術庁告示第五条第一項第三号に定めるLSA-IIIをいう。以下同じ。)のうち可燃物以外の固体</p>	<p>三 LSA-II等及びLSA-III等のうち前号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>核燃料物質科学技術庁告示第二条の表の特別形核燃料物質等以外のものの項に定めるA₂値(以下「A₂値」という。)の百倍</p>
<p>四 核燃料物質科学技術庁告示第四条第二項第一号に定めるSCO-I及び放射性同位元素科学技術庁告示第五条第二項第一号に定めるSCO-I並びに核燃料物質科学技術庁告示第四条第二項第二号に定めるSCO-II及び放射性同位元素科学技術</p>	<p>A₂値の百倍</p>	

放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示

庁告示第五条第二項第二号に定めるSCO

ⅠⅡ

(車両表面の汚染限度)

第九条 規則第十条第二項及び第十七条第十二項の告示で定める基準は、次に掲げる汚染の種類ごとに当該各号に定める基準とする。

- 一 非固定性汚染 車両の表面の放射性同位元素の放射能面密度が、次の表の上欄に掲げる場合において、それぞれ、同表の中欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる密度を超えないこと。

イ 放射性同位元素等以外の物品又はJ型輸送物が積載されている場合	アルファ線を放出する放射性同位元素	○・〇四ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出しない放射性同位元素	○・四ベクレル毎平方センチメートル
ロ イに掲げる場合以外の場合	アルファ線を放出する放射性同位元素	○・四ベクレル毎平方

素	センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	四ベクレル毎平方センチメートル

- 二 固定性汚染 取卸しを終了した場合に、車両表面における線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

(車両標識)

第十条 規則第十一条第一項及び第十七条第十三項の告示で定める車両標識は、車両標識(第七号様式)とする。

(車両標識に係る国連番号の表示)

第十一条 規則第十一条第二項及び第十七条第十四項の規定による国連番号の表示は、同一放射性同位元素等又は同一低比放射性同位元素等の品名ごとに別表で定める国連番号を六十五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することにより行うこととする。

- 一 規則第十一条第一項又は第十七条第十三項の規定により車両に付された車両標識上

- 二 規則第十一条第一項又は第十七条第十三項の規定により車両に付された車両標識に近接して付された国連番号用副標識(第六号様式)上

(汚染物等に係る輸送指数の決定方法)

第十二条 規則第十七条第五項の核分裂性輸送物の輸送制限個数が五十を除いて得た値以外の輸送指数の決定に用いられる値が、 0.05 以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値を 0 とすることができる。

一 汚染物等(タンクに収納されているものを除く。)又は汚染物等が収納されているタンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、規則第十七条第五項第一号の表(以下この条において「表」という。)の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

二 汚染物等が収納されているコンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

(ウラン等の精鉱の集積の輸送指数の決定に用いる値)

第十三条 規則第十七条第五項第一号の告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱は、次の表の上欄に掲げるウラン又はトリウムの精鉱とし、同号の告示で定める値は、それぞれ、同表の下欄に掲げる値とする。

六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	0.01
トリウムの化学的精鉱	0.03

(低比放射性同位元素等に係る標識)

第十四条 規則第十七条第六項の告示で定める標識は、次の各号に定めるとおりとする。

一 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクであって、輸送指数が 0 であるものにあつては、第一類白標識(第一号様式)

二 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、前号に掲げるもの以外のものであり、かつ、輸送指数が 1 を超えないものにあつては、第二類黄標識(第二号様式)

三 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクであつて、前二号に掲げるもの以外のものにあつては、第三類黄標識(第三号様式)

(同乗制限に係る低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンク)

第十五条 規則第十七条第十六項において準用する規則第十五条の二の告示で定める低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクは、前条第二号又は第三号に掲げる低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクとする。

放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示

(特別措置により運搬する場合に付す標識)

第十六条 規則第十八条第四項の告示で定める標識は、第三類黄標識(第三号様式)とする。

附 則

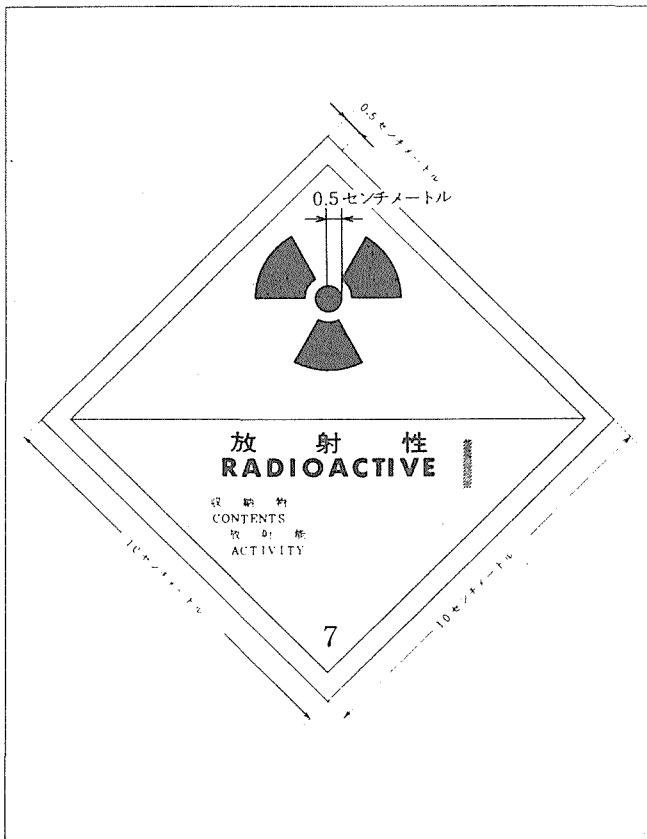
この告示は、平成三年一月一日から施行する。

別表（第七条、第十一条関係）

品名	国連番号
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第二項に定める低比放射性同位元素（他に品名が明示されているものを除く。）	2912
施行規則第十八条の三第二項に定める表面汚染物	2913
放射性同位元素科学技術庁告示第三条第一号の表の固体の項に定める特別形放射性同位元素等	2974
その他の放射性同位元素等	2982

放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示

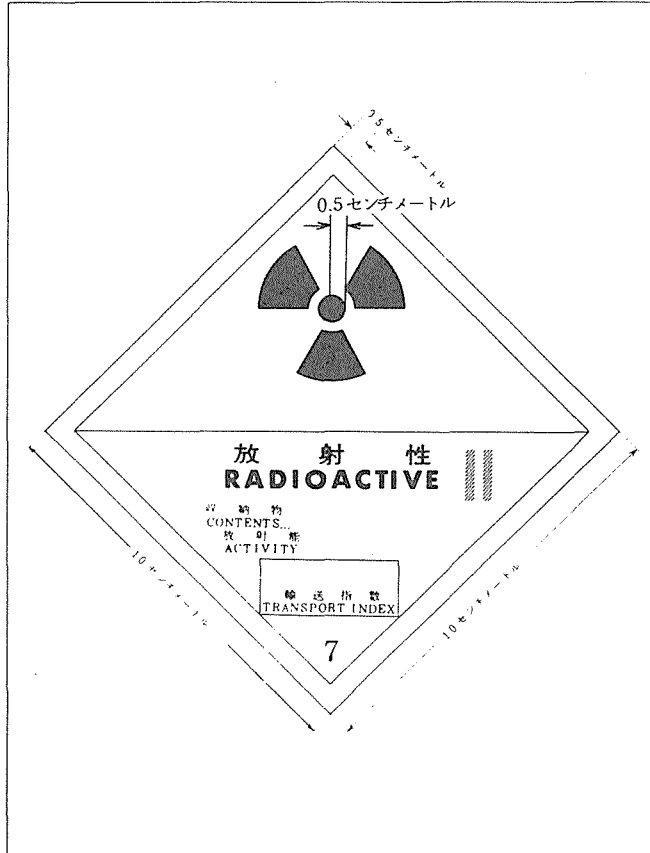
第一号様式（第四条、第十四条関係）第一類白標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称（当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性同位元素等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は次表によるものとする。

部 分				色 彩
上	半	分	の	地
三	葉	マ	ー	白
下	半	分	の	黒
文				字
斜	線	を	施	した
ふ	ち	の	部	分
ふ	ち	の	内	側
区		分		線
				黒

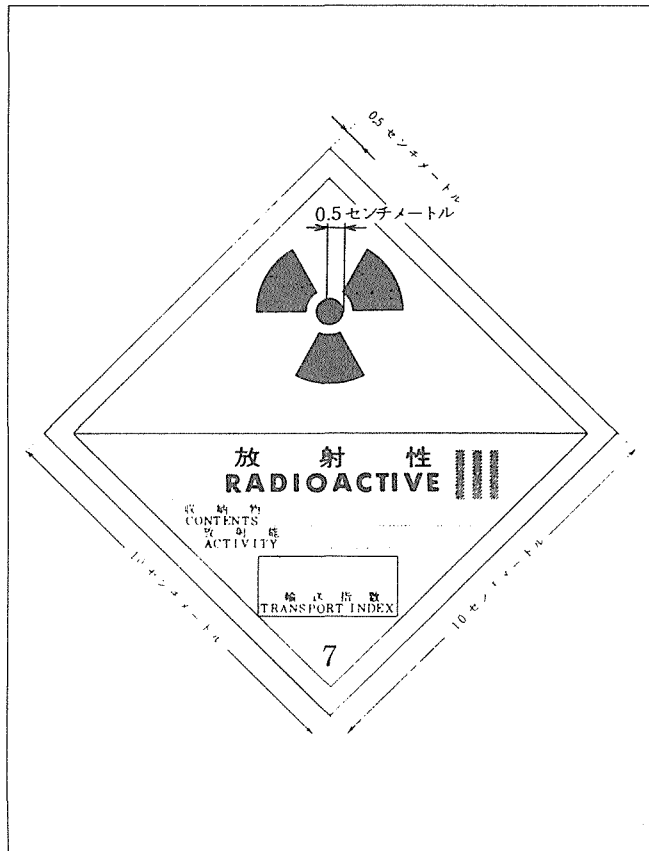
第二号様式（第四条、第十四条関係）第二類黄標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称（当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合には、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
 4 収納されている放射性同位元素等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分それぞれ削ることができる。
 7 色彩は次表によるものとする。

部 分				色 彩
上	半	分	の	地
三	葉	マ	ー	黒
下	半	分	の	地
文				字
斜	線	を	施	した
ふ	ち	の	部	分
ふ	ち	の	内	側
区			の	線
			分	線

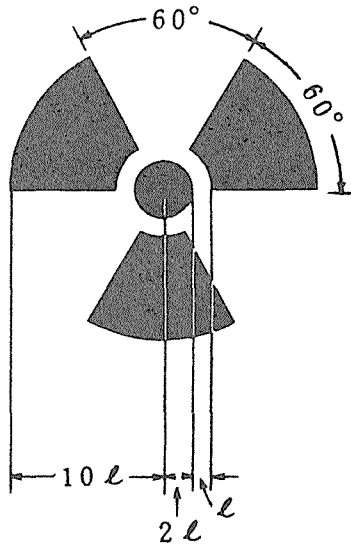
第三号様式（第四条、第十四条、第十六条関係）第三類黄標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称（当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称（L S A - I に該当するものの名称を除く。）及び汚染物等の区分）を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
- 4 収納されている放射性同位元素等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。
- 7 色彩は次表によるものとする。

部	分	色彩
上	半	黄
三	分	
マ	の	黒
下	一	
文	分	白
斜	の	
線	地	黒
を	字	
施	分	赤
した	分	
部	の	白
の	部	
内	分	黒
側	の	
の	線	黒
分	線	
区	分	

第四号様式（第五条関係）三葉マーク



- 注1 l は、0.2センチメートル以上とする。
2 色彩は黒とする。

第五号様式 (第六条関係)

コンテナ標識

注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。

2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。

4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をも、また、本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分をもそれぞれ削ることができる。

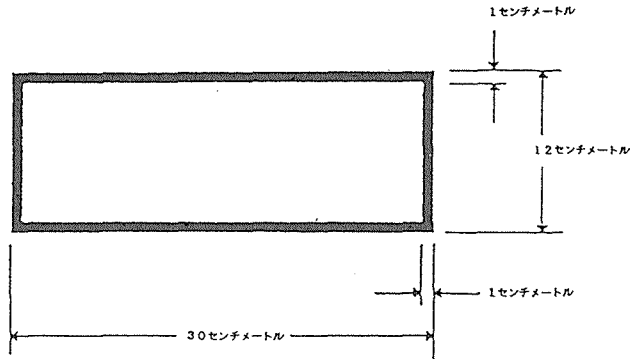
5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性(RADIOACTIVE)」の文字を削ることができる。

6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第六号様式 (第七条、第十一条関係)

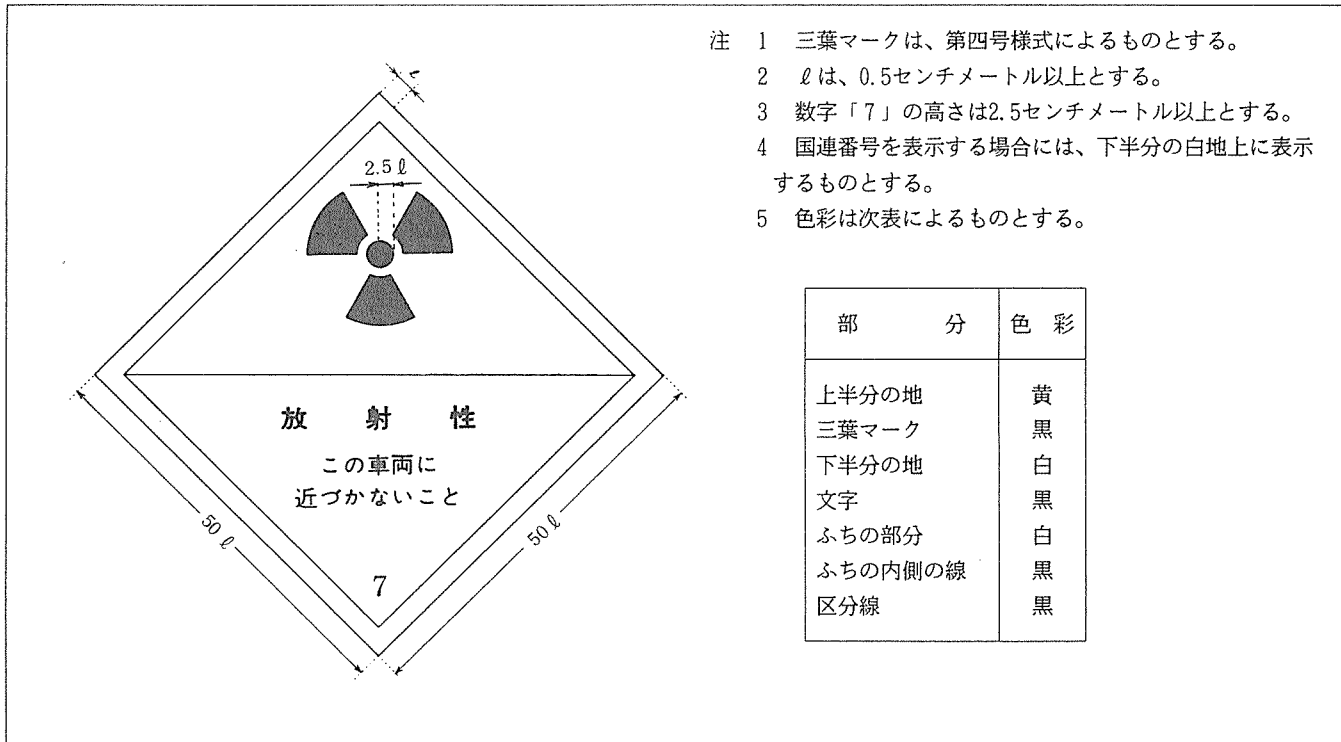
国連番号用副標識



注 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
地	橙
ふちの部分	黒

第七号様式 (第十条関係)
車両標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 4 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。
 5 色彩は次表によるものとする。

部 分	色 彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

○放射性同位元素等に係る指定運搬 方法確認機関に関する省令

〔昭和五十六年五月十八日〕
運輸省令第二十四号〕

最終改正 平成七年九月二十八日運輸省令五十二号

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(指定の区分)

第二条 法第四十一条の十一第一項の規定による指定運搬方法確認機関の指定は、次の区分により行うものとする。

一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項第三号に定めるB M型輸送物の運搬に係る確認

二 施行規則第十八条の三第一項第三号に定めるB U型輸送物の運搬に係る確認

(運搬方法確認の範囲)

第三条 法第四十一条の十一第一項の運輸省令で定める確認は、承認容器による運搬（運輸大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に係る確認とする。

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

(指定の申請)

第四条 指定運搬方法確認機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 名称、住所及び代表者の氏名

二 運搬方法確認の業務を行う事務所の名称及び所在地

三 行おうとする運搬方法確認の区分

四 運搬方法確認の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記簿の抄本

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書

四 次の事項を記載した書面

イ 役員の氏名及び略歴

ロ 運搬方法確認の業務に用いる主要な機器（以下「運搬方法確認用機器」という。）の種類及び数

ハ 運搬方法確認員に選任しようとする者の氏名及び略歴

ニ 主任運搬方法確認員（運搬方法確認の実施を統括する運搬方法確認員をいう。）となるべき者の氏名

ホ 運搬方法確認の業務以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類及び概要

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

(指定の基準)

第五条 法第四十一条の十一第三項において準用する法第三十九条

第四項の運輸省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が運搬方法確認の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものであること。

二 次のいずれかに該当する主任運搬方法確認員が置かれること。

イ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者で、当該免状を取
得した後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有する
もの

ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学

(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

ハ 運搬方法確認員の業務に五年以上従事した経験を有する者
ニ その他イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 運搬方法確認員の数が運搬方法確認の業務を行うために必要な数以上であること。

四 運搬方法確認の業務を行うために必要な種類及び数の運搬方

法確認用機器があること。

五 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の車両による運搬(運搬する物についての措置を除く。)の調査研究等を行うものであること。

六 運搬方法確認の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経理的基礎を有するものであること。

七 運搬方法確認の業務以外の業務を行つているときは、当該業務を行うことにより運搬方法確認が不公正になるおそれのないものであること。

八 その指定をすることによつて、運搬方法確認の的確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。

(名称等の変更等の届出)

第六条 指定運搬方法確認機関は、その名称若しくは住所又は運搬方法確認の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

2 指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において運搬方法確認の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

(運搬方法確認員の資格)

第七条 法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十条第二項の運輸省令で定める資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 第一種放射線取扱主任者免状を有する者

二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

三 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

四 その他前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(業務規定の認可の申請)

第八条 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。

第九条 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項にお

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

いて準用する法第四十一条第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項、変更しようとする年月日及び変更の理由を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

(業務規定で定めるべき事項)

第十条 法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条第二項の運輸省令で定める業務規定で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 運搬方法確認の方法に関する事項

二 手数料等の額及びその収納の方法に関する事項

三 運搬方法確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

四 運搬方法確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、運搬方法確認の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止の許可の申請)

第十一条 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条の二の規定により運搬方法確認の業務の全部又は一部の休止若しくは廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする運搬方法確認の業務の範囲

二 運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

三 運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

四 運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(事業計画等の認可の申請)

第十二条 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条の三第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画及び収支予算を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。

第十三条 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条の三第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

(運搬方法確認員の選任の認可の申請)

第十四条 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条の四第一項の規定により運搬方法確認員の選任の認可を受けようとするときは、運搬方法確認員に選任しようとする者の氏名、生年月日及び履歴を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第十五条 指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認を行つたときは、

次に掲げる事項を帳簿に記載し、これを記載の日から十年間保存しなければならない。

一 運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所
二 運搬方法確認の対象となつた放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物(以下「放射性同位元素等」という。)の種類及び数量

三 放射性輸送物(施行規則第十八条の三第一項に定める放射性輸送物をいう。)の種類及び承認容器的番号

四 第三条の運輸大臣の承認の番号
五 運搬方法確認を行つた年月日

六 運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日

七 運搬方法確認を実施した運搬方法確認員の氏名

八 運搬方法確認の方法

九 その他運搬方法確認に関し必要な事項

(運搬方法確認の業務の引継ぎ等)

第十六条 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条の八第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を実施しなければならない。

一 運搬方法確認の業務を運輸大臣に引き継ぐこと。

二 運搬方法確認に関する帳簿及び書類を運輸大臣に引き継ぐこと。

三 その他運輸大臣が必要と認める事項

(報告)

第十七条 指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認を行ったときは、

当該運搬方法確認を行った月の翌月末日までに、次の事項を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

二 運搬方法確認の対象となつた放射性同位元素等の種類及び数量

三 放射性輸送物の種類及び承認容器的番号

四 第三条の運輸大臣の承認の番号

五 運搬方法確認を行った年月日

六 運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日

2 指定運搬方法確認機関は、主任運搬方法確認員を選任したときは、遅滞なく、選任した主任運搬方法確認員の氏名及び履歴を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認員を解任したときは、遅滞なく、解任した運搬方法確認員の氏名及び解任の理由を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、運輸大臣は、法の施行に必要な限度で、指定運搬方法確認機関から報告を求めることができる。

(立入検査をする職員の証明書)

第十八条 法第四十三条の三第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附則

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第五十九号）の施行の日（平成七年九月三十日）から施行する。

別記様式（第十八条関係）

（表）

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

六・五センチメートル

六・五センチメートル

放射性同位元素等による放射線障害の防止に 関する法律の規定により指定運搬方法確認機 関に対する立入検査を行う職員的身分証明書	番 号
官 職 氏 名	年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効 運 輸 大 臣 印

八・五センチメートル

（裏）

六・五センチメートル

六・五センチメートル

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜粋

第四十三条の二
 3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関、指定講習機関（科学技術庁長官にあっては指定運搬方法確認機関以外）の機関、運輸大臣にあっては指定運搬方法確認機関の事務所）に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十六条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

四 第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

八・五センチメートル

官鉄保第127号
貨投第144号
平成2年12月27日
最終改正 平成3年7月1日

殿

運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官

運輸省貨物流通局長

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則
関係取扱要領について（依命通達）

今般、放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令（平成2年運輸省令第34号）、放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第596号）が制定され、平成3年1月1日から施行されます。この施行に当たり、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条の2第2項に規定する確認の申請、放射性同位元素等車両運搬規則第18条の確認の申請及び放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和56年運輸省令第24号）第3条の確認の申請についての実施細目については、別添1

「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の2第2項に規定する確認の申請、核燃料物質等車両運搬規則第22条に規定する運輸大臣の指定の申請、同令第19条の確認の申請及び核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和51年運輸省令第37号）第3条の確認の申請についての実施細目については、別添2「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、それぞれ定め、平成3年1月1日以後の運搬について適用することとしたので、関係者に対する周知徹底方を願います。

なお、「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領及び放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」（昭和56年5月18日付け鉄保第71号、鉄運第60号、自安第117号）及び「「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の制定等について（依命通達）」（昭和61年11月25日付け官鉄保第93号、貨技第124号）は、廃止します。

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について
（運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通達）

配

別添 1

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号。以下「規則」という。）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第18条の2第2項に規定する確認の申請、規則第18条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和56年運輸省令第24号）第3条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請等について実施細目を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 規則第2条第2項関係

- (イ) 荷送人は、2以上の核燃料輸送物又は放射性輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合においても、個々の核燃料輸送物又は放射性輸送物に付された標識が見えにくい場合には、オーバーバックに係る基準を満足させるように努めること。
- (ロ) 「タンク」とは、タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク車（自動車及び鉄道車両）におけるタンクであって、気体、液体、粉

体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に凝固した固体を収納するものをいう。

(2) 規則第3条、第4条第3項、第15条、第15条の2、第18条第2項及び第3項関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいい、運搬に同行する警備官等はこれに含まれない。

(3) 規則第6条第2項（告示第2条）、第10条第2項（告示第9条）関係

「非固定性汚染」とは、通常の取扱い時において、はく離するおそれがあり、ろ紙片等によりふきとることができる性質の汚染をいう。

(4) 規則第8条関係

(イ) 荷送人は、L型輸送物の運搬を委託する場合には、運送状の品名の欄に「L型輸送物（放射性）」等と表示する等により、L型輸送物（放射性）の運搬を委託する旨を明らかにし、運搬に従事する者が当該L型輸送物を取り扱う場合に、容易に判別できるようにすること。

(ロ) 第2項の総重量、「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字及び「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。

(ハ) 第2項の「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字及び「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字の表示については、本邦内のみを運搬されるものにあつては、「A型」、「BM型」又は「BU型」と、本邦外を運搬

されるもの(本邦外を運搬されるために、その経路上本邦内を運搬されるものを含む。以下同じ。)にあっては、「TYPE A」、「TYPE B(M)」又は「TYPE B(U)」と、それぞれ、表示するように努めること。

(二) 第6項のコンテナ標識に係る国連番号は、大型コンテナによる国際複合一貫輸送を行う場合に、表示するものである。

(5) 規則第8条第6項(告示第7条第2項)関係

「65ミリメートル以上の大きさ」とは、高さが65ミリメートル以上であることをいう。

(6) 規則第10条第1項関係

運搬に従事する者に対する線量当量が、一般人と同様、1ミリシーベルト毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大線量当量率は20マイクロシーベルト毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、I P-1型輸送物、I P-2型輸送物、I P-3型輸送物、A型輸送物、B M型輸送物又はB U型輸送物を頻りに運搬する場合にあっては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

(イ) 放射性同位元素等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベッド等にいた時間

(ロ) ポケット線量計、フィルムバッジ等による測定結果

(7) 規則第10条第2項関係

汚染された区域への車両の進入、輸送物からの放射性同位元素等の漏えい等により車両が汚染された可能性がある場合には、当該車両について、汚染の検査を行うこと。

(8) 規則第10条第2項(告示第9条)関係

「固定性汚染」とは、(3)の非固定性汚染以外の汚染をいう。

(9) 規則第11条第2項関係

車両標識に係る国連番号は、同一の車両に積載された状態で本邦外を運搬する場合に、表示するものである。

(10) 規則第11条第3項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(11) 規則第13条関係

携行する書類は、各運搬物に関する次の事項についての記載を含むものであること。ただし、本邦内のみを運搬されるものにあつては、

1) から4)までの事項及び13)の事項における英語の文字について、専用積載で運搬されないものにあつては、14)から18)までの事項について、それぞれ、省略することができる。

1) 運搬する放射性同位元素等の告示別表に定める品名

2) 国連分類番号「7」

3) 1)の品名中に含まれていない場合には、「RADIOACTIVE MATERIAL(放射性物質)」という文字

4) 運搬する放射性同位元素等の品名に応じた国連番号

5) 運搬する放射性同位元素等が汚染物等である場合には、「LSA-I」、「LSA-II」、「LSA-III」、「SCO-I」又は「SCO-II」の区分

6) 運搬する放射性同位元素等の名称(主な核種の記号)

7) 運搬する放射性同位元素等の物理的及び化学的性状についての記述

放射能同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について
(運輸省大臣官邸国有鉄道改訂推進総括審議官・貨物流通局長(運通))

(当該放射性同位元素等が特別形放射性同位元素等である場合には、その旨の記述でよい。)

- 8) 運搬する放射性同位元素等のベクレル (Bq) 単位で表された放射能の量の合計
- 9) 放射性輸送物又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクの分類 (第1類B標識、第2類A標識又は第3類A標識のうち、いずれのものを貼付するか。)
- 10) 放射性輸送物、低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクの輸送指数
- 11) 放射性輸送物又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクに係る承認番号 (容器承認番号、積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等)
- 12) オーバーバック又はコンテナに放射性輸送物を収納し、又は包装する場合には、オーバーバック又はコンテナについての詳細な記述 (収納され、又は包装された放射性輸送物及びオーバーバックの個数、オーバーバック又はコンテナへの収納又は包装の方法、収納され、又は包装された放射性同位元素等のベクレル (Bq) 単位で表された放射能の量の合計、オーバーバック又はコンテナの分類 (第1類B標識、第2類A標識又は第3類A標識のうち、いずれのものを貼付するか。)、オーバーバック又はコンテナの輸送指数、オーバーバック又はコンテナに係る承認番号 (積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等)、その他必要な事項)
- 13) 運搬物が専用積載で運搬されなければならない場合には、「EXCLUSIVE USE SHIPMENT (専用積載による運搬)」

の文字

- 14) 運搬方法 (運搬車両、積付け方法等) に関する事。
- 15) 運搬経路に関する事。
- 16) 運搬関係者 (荷送人、荷受人、運送人等) の氏名等
- 17) 駐車中の見張人に関する事 (道路輸送に限る。)
- 18) 輸送物の受渡し地点及びその予定時刻
- 19) 運搬中の連絡通報に関する事及び緊急時における当該運搬物に必要な措置

また、当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明すること。

(12) 規則第14条関係

放射性輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して運行の安全を確保するための規定である。本規定の実施に当たっては、次によること。

(イ) BM型輸送物又はBU型輸送物を運搬する場合にあっては、「危険物の規制に関する規則」(昭和34年総理府令第55号)第47条の2の規定に準ずること。

(ロ) 放射性輸送物等を運搬する場合には、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (平成元年2月9日労働省告示第7号)」に準拠すること。

なお、放射性輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。

(13) 規則第16条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (イ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者
- (ロ) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者
- (ハ) 放射線障害防止法第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状を有する者
- (ニ) 放射性同位元素の取扱いに関し、(イ)から(ハ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (14) 規則第18条関係
- (イ) 第2項又は第3項の「関係者以外の者が当該放射性輸送物、オーバーバック、コンテナ又はタンク（以下「運搬物」という。）に近づくことを防止する措置」とは、有がい車両（バン型自動車、有がい貨車等をいう。）の貨物室内部に当該運搬物を積載し、施錠すること、又は無がい車両（開放型の車両をいう。）に積載された当該運搬物を金属性のケージ等で覆い、当該ケージをボルト等により車両に固定する等の措置をいう。この場合において、当該ケージの表面は車両表面とみなす。
- (ロ) 第2項又は第3項の「運搬中に積込み及び取卸しをしないこと」とは、発地において当該運搬物を積込み、運搬を開始した時点から、最終目的地である工場又は事業所に到着し、当該運搬物を取り卸し、運搬が終了するまでは、当該運搬車両については、当該運搬物及び他の貨物の積込み及び取卸しを行ってはならないことをいう。

3. 放射性輸送物の運搬の確認申請等

規則第19条に規定する放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、次の要領で放射線障害防止法第18条の2第2項に規定する運輸大臣の確認を受けること（放射線障害防止法第41条の11に規定する指定運搬方法確認機関に係るものを除く。）。

- (1) 第1号様式による放射性輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

- (2) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨を運滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

4. 特別措置運搬承認申請書

規則第18条第1項から第3項までの規定に基づき、放射性同位元素等、放射性輸送物等又は低比放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、第2号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けらるること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

5. 積載方法承認の申請等

(1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第2の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の17第3項に規定する容器については、一括して申請することができる。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

- (イ) 運搬中、移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように保たれていること。
 - (ロ) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。
 - (ハ) 放射線障害防止法第18条の2第2項に基づく運輸大臣の確認を受けたものであること。
- (二) 前各号のほか運搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。

(3) 承認証の交付

積載方法承認を行ったときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。

なお、当該申請に当たっては、必要に応じ積載方法等に関し条件を付することができる。

(4) 変更届

積載方法承認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、30日以内にその旨を運輸大臣に届け出ること。

また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合（車両の型式に変更がない場合に限る。）には、積載方法が変更前と同等であることを明らかにし、その旨を届け出ること。

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記 載 事 項	記 載 要 領 等
1. 運搬の目的	○ 運搬する放射性同位元素等の用途、 発着地等を簡略に記載すること。
2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（第18条第1項の規定に基づく承認申請のみ）	
3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、第18条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（第18条第2項の規定に基づく承認申請のみ）	
4. 科学技術庁長官の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における揮発量当量が2ミリシーベルト毎時を越え10ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を選搬する場合には、第18条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（第18条第3項の規定に基づく承認申請のみ）	
5. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所	○ 法人にあっては、その代表者の氏名を付記すること。
6. 運送人の氏名又は名称及び住所	○ 法人にあっては、その代表者の氏名を付記すること。承認申請であって運送人が指定を受けた者である場合には、指定書の印付及び番号を記載すること。
7. 予定運搬日時	
8. 予定運搬経路	

- (1) 発地、着地、経路及び距離
(2) その他

9. 運搬しようとする放射性輸送物

- (1) 放射性輸送物の型式又は名称及び主要成分
(2) 放射性輸送物の種類
(3) 収納し、又は包装する放射性同位元素等の名称、数量、放射能強度及び性状
(4) 放射性輸送物の線量当量率
(5) 放射性輸送物の輸送指数
(6) 放射性輸送物に貼付する標識及び行う表示

- (2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。
○ 承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「放射性輸送物」とするのは「放射性同位元素等、放射性輸送物又は低比放射性同位元素等」と読み替えて記載すること。
○ (1)の主要成分は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。
○ (2)については、I P-1、I P-2、I P-3、A、BM又はBU型輸送物のように記載すること。
○ (3)については、放射性輸送物ごとに記載し、性状については、物理的、化学的狀態を記載すること。また、名称については、収納する放射性同位元素等が汚染物等である場合には、LSA-I、LSA-II、LSA-III、SCO-I又はSCO-IIの区分も記載すること。
○ (4)については、その位置を付記又は図示すること。
○ (6)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか、「A型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B (M)」、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載すること。

(7) 放射性輸送物の個数			記載すること。
(8) 原子力委員会決定 804 項への該当の有無及びその事由	○ (8)については、昭和 50 年 1 月原子力委員会決定「放射性物質等の輸送に因する安全基準」804 項 a から「ま」について記載すること。	(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元	○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。
(9) 放射性輸送物の基準適合状況	○ (9)については、科学技術庁長官の運搬確認証の番号及び輸送毎理の登録番号を記載し、当該確認証の写しを添付すること。 科学技術庁長官の運搬確認申請中のものについては、その旨並びに申請書の日付及び番号を記載すること。	(2) 収納する放射性輸送物及びオーバーバックの型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法	○ (2)については、コンテナごとに記載すること。
(10) 放射性輸送物取扱上の注意事項		(3) コンテナの緑量当量率	○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。
(11) 放射性輸送物の外観図及び構造図	○ (11)の外観図は、三面図及び鳥かん図によること。	(4) コンテナの輸送指数	
10. オーバーバックの概要		(5) コンテナに貼付する標識	○ (5)については、第 1 類白標識、第 2 類黄標識又は第 3 類緑標識のうち、いずれのものを貼付するか及びコンテナ標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。
(1) オーバーバックの名称及び主要諸元	○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。	(6) コンテナの個数	
(2) 収納し、又は包装する放射性輸送物の型式又は名称、個数及びオーバーバックへの収納又は包装の方法	○ (2)については、オーバーバックごとに記載すること。	(7) コンテナの外観図	○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。
(3) オーバーバックの緑量当量率	○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。	12. タンクの概要	
(4) オーバーバックの輸送指数		(1) タンクの名称又は型式及び主要諸元	○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。
(5) オーバーバックに貼付する標識	○ (5)については、第 1 類白標識、第 2 類黄標識又は第 3 類緑標識のうち、いずれのものを貼付するかを記載すること。	(2) 収納する低比放射性同位元素等の名称、数量、放射能強度及び性状	○ (2)については、タンクごとに記載すること。名称については、LSA-1 又は SCO-1 の区分も記載し、性状については、物理的、化学的性状を記載すること。
(6) オーバーバックの個数		(3) タンクの緑量当量率	○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。
(7) オーバーバックの外観図	○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。	(4) タンクの輸送指数	
11. コンテナの概要		(5) タンクに貼付する標識	○ (5)については、第 1 類白標識、第 2 類黄標識又は第 3 類緑標識のうち、いずれのものを貼付するか及びコンテナ標識の貼付の有無について記載し、
	○ 承認申請の場合には、(2)の「放射性輸送物及びオーバーバック」を「放射性同位元素等、放射性輸送物等又は低比放射性同位元素等」と読み替えて		

<p>(6) タンクの個数 (7) タンクの外観図</p>	<p>また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p>		<p>氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</p>
<p>13. 車両及び積載方法</p>	<p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p>	<p>(2) 放射線管理要領</p>	<p>○ (2)については、車両、放射性輸送物、コンテナ等の積載当量率の管理、積載当量率、測定機器、保護具等について記載すること。</p>
<p>(1) 車両の概要</p>	<p>○ (1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。</p>	<p>(3) 被ばく管理要領（第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ）</p>	<p>○ (3)については、運搬従事者の被ばく積載当量の測定、記録等の体制、その他被ばく管理に係る必要な事項を記載すること。</p>
<p>(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法</p>	<p>○ (2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。</p>	<p>(4) 運搬要領</p>	<p>○ (4)については、運搬時における駐車要領、踏切通過要領、揚団時の隊列による運行体制等を記載すること。</p>
<p>(3) 車両の積載当量率</p>	<p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p>	<p>(5) 荷役作業要領</p>	<p>○ (5)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。</p>
<p>(4) 車両に貼付する標識</p>	<p>○ (4)については、車両標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p>	<p>(6) 事故時の措置</p>	<p>○ (6)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。</p>
<p>(5) 車両に積載する放射性輸送物、オーバーバック、コンテナ及びタンクの型式又は名称、個数並びに輸送指数及びその合計値</p>	<p>○ (5)については、車両ごとに記載すること。</p>	<p>15. その他</p>	<p>○ 運搬従事者に対する教育訓練内容その他必要な事項を記載すること。また、運搬する放射性同位元素等が本邦外を運搬されるものである場合には、取扱要領本文2.（11）に掲げる携行書類の記載事項（以下「携行書類の記載事項」という。）のうち、1）から4）までの事項及び当該放射性同位元素等が専用積載で運搬されなければならないものである場合には、携行書類の記載事項のうち、13）の事項についても記載すること。ただし、1.から14.までの記載事項の内容に含まれていな</p>
<p>14. 運搬実施体制</p>	<p>○ (1)において運搬責任者については、運搬の実務上の責任者である必要の際に連絡のとれる者の氏名と連絡先を、運搬実施者については実際に運搬に従事する者（運搬従事者）の統括者の氏名を、同行する専門家についてはその</p>		
<p>(1) 運搬責任者、運搬実施者、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p>			

備考

用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

い場合に限る。

別表第2

記 載 事 項	記 載 要 領 等
1. 申請書本文	○ 申請書本文の様式は第3号様式によること。 また、申請者が法人である場合には、その代表者の氏名を付記すること。
2. 運搬しようとする放射性輸送物の基 準適合状況	○ 科学技術庁長官の容器承認の番号を記載すること。
3. 承認を受けようとする積載方法 (1) 名称 (2) 外観図	○ 図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。 ○ 主要な箇所には寸法を記入すること。
(3) 固縛に使用する用具、架台等	○ 固縛に使用されるワイヤ、緊締金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。
(4) 運搬に係る車両	○ 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、車両の許容積載量及び荷が、蒸がいの別を、自動車により運搬する場合には、車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。
(5) 固縛作業	○ 固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。 ○ 固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。

備考

用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

別表第3

添付書類	記載要領等
1. 車両に関する説明	○ 選搬に使用される車両の主要諸元、車両性能及び積載方法の審査に必要な箇所の構造、装置の内容について説明すること。
2. 予定される選搬に関する説明	○ 予定される選搬に因し、速度、勾配、最小回転半径、運行の距離等について説明すること。
3. 強度計算書	○ 予定される選搬等において、選搬容器が容易に移動、転倒、転落等を起こさないことを説明すること。
4. 同一積載方法が繰り返し実施できることの説明	○ 同一積載方法が繰り返し実施できることを具体的に説明すること。この場合、積付けに使用される機器、架台等の劣化についても普及すること。
5. 承認容器について	○ 承認容器の主要諸元、外観図及び承認を受けたことを証する書面を添付すること。
6. その他	○ その他必要な事項がある場合は、その書面を添付すること。

別表第4 申請先

区分	所管課
(1) 当該選搬が鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車によってなされる場合	鉄道局保安車両課
(2) 当該選搬が自動車若しくは軽車両によってなされる場合	自動車交通局 技術安全部 保安・環境課

放射性同位元素等車両選搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両選搬規則関係取扱要領について
(運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括官・貨物流通局長選)

第1号様式 (放射性輸送物運搬確認申請書)

放射性輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印しないこと。

運 輸 大 臣 殿

文 書 番 号
年 月 日

申請者の氏名
又は名称
住 所
連 絡 先

㊦

別添の運搬計画書に記載する放射性輸送物の運搬につき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第2項の確認をして履きたく申請いたします。

第2号様式 (特別措置運搬承認申請書)

特別措置運搬承認申請書

運 輸 大 臣 殿

文 書 番 号
年 月 日

申請者の氏名
又は名称
住 所
連 絡 先

㊦

放射性同位元素等車両運搬規則第18条第1項の規定に基づき、下記の放射性同位元素等の運搬について承認して履きたく申請いたします。

記

備考 申請文中「第18条第1項」は、当該申請が規則第18条第2項に基づく場合には、「第18条第2項」と、当該申請が規則第18条第3項に基づく場合には、「第18条第3項」と、第18条第1項及び第3項に基づく場合には、「第18条第1項及び第3項」等と書き換えること。
 また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。

第3号様式（積載方法承認申請書）

積載方法承認申請書	
運 輸 大 臣	殿
文 番 番 号	
年 月 日	
申請者の氏名	④
又 は 名 称	
住 所	
進 路 先	
放射線同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第3条の規定に基づき、下記の積載方法について承認していただきたく申請いたします。	
記	

放射線同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について
(運輸省大臣官房国勢統計課改訂推進総括審議官・貨物流通局長(通達))

○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

〔昭和五十六年五月十八日〕
運輸省令 第二二一號

最終改正 平成七年九月二十八日運輸省令第五十二號

(応急の措置)

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(昭和三十三年法律第六十七号。以下「法」という。)第三十三条第一項の規定に基づき、使用者、販売業者、賃貸業者及び廃業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下「使用者等」という。)は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物(以下「放射性同位元素等」という。)の運搬(以下「事業所外運搬」という。)中、その所持する放射性同位元素等に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置(法第十八条の二第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。)を講じなければならない。

一 放射性同位元素等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶若しくは航空機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある

る火災が起こつたときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防署若しくは消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十四条の規定により市町村長の指定した場所又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報すること。

二 放射線障害の発生を防止するために必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。

三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四 放射性同位元素等による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること

2 使用者等は、前項各号に掲げる措置を講ずる場合には、しやへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、当該作業に従事する者の線量当量を、できる限り少なくするようにしなければならない。この場合において、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第一条第八号に規定する放射線業務従事者のうち男子又は妊娠不能と診断された女子

の者が前項各号に掲げる作業を行う場合における線量当量限度は、同令第二十九条第二項に基づき科学技術庁長官の定める線量当量とする。

(届出)

第二条 使用者等は、前条第一項に規定する事態が生じた場合には、

遅滞なく、次に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。

- 一 前条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因
- 二 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- 三 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

(報告徴収)

第三条 前条に規定するもののほか、運輸大臣は、法第三十三条第

一項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、使用者等に対し、事業所外運搬の状況その他の事項について、報告をさせることができる。

附 則

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第五十九号）の施行の日（平成七年九月三十日）から施行する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員は、次のとおりとする。

六四〇

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員は、次のとおりとする。

〔昭和五十六年五月十八日〕
〔運輸省令第二十三号〕

最終改正 平成七年九月二十八日運輸省令第五十二号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員は、次のとおりとする。

附 則

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第五十九号）の施行の日（平成七年九月三十日）から施行する。

（表）

<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜すい</p> <p>（立入検査）</p> <p>第四十三条の二 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用器具、販売業者、貸貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から選抜を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。</p>	<p>3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第五十五条 次の各号の一に該当する者は、七十四万以下の罰金に処する。</p> <p>一 第四十三条の二第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
---	---

（表）

<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2第1項の規定により立入検査を行う職員は、次のとおりとする。</p> <p>官 職 氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>年 月 日 発行</p> <p>年 月 日 限り有効</p> <p>運輸大臣 印</p>	<p>六センチメートル</p> <p>六センチメートル</p>
---	---------------------------------

○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令

〔昭和五十六年五月十六日
総理府令 第三十号〕

最終改正 平成七年九月二五日総理府令四七号

(届出を要する放射性同位元素等)

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(以下この条において「令」という。)第十七条の二において準用する令第十七条の総理府令で定める放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物(以下「放射性同位元素等」という。)は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等とする。

(届出の手續)

第二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(以下「法」という。)第十八条の二第五項の規定による放射性同位元素等の運搬の届出をしようとする者は、別記様式第一の届出書二通を当該放射性同位元素等の発送地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の届出は、運搬開始の日の一週間前までにしなければならない。

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令(警察庁関係)

3 第一項の届出を受理した公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを当該届出をした者に交付するものとする。

4 第一項の届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、別記様式第二の変更届出書二通を当該届出をした公安委員会に提出しなければならない。

5 第三項の規定は、公安委員会が前項に規定する変更の届出を受理した場合について準用する。

(指示)

第三条 法第十八条の二第六項の総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 放射性同位元素等を積載した車両(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下この項において同じ。)の速度

二 伴走車の配置

三 放射性同位元素等を積載した車両及び伴走車その他の運搬に同行する車両の車列の編成並びに当該車列を構成する車両相互間の距離

四 駐車(道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下この号において同じ。)場所及び駐車時の措置

五 放射性同位元素等の積卸し又は一時保管をする場所

六 見張人の配置その他放射性同位元素等への関係者以外の者の接近を防止するための措置

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

六四二

七 放射性同位元素等の車両への積載方法

八 警察機関への連絡

九 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により交付された届出書及び次項の規定により交付された指示書の携帯

十 放射性同位元素等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行

十一 前各号に掲げるもののほか、運搬中の交通事故、放射性同位元素等の盗取等による放射線障害を防止するために必要な事項

2 法第十八条の二第六項の規定による指示は、前条第一項の届出を受理した公安委員会が別記様式第三の指示書を当該届出をした者に交付して行うものとする。

（公安委員会の通知）

第四条 第二条第一項の届出を受理した公安委員会は、当該届出に係る運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたるときは、速やかに、当該他の公安委員会に放射性同位元素等の運搬の日時及び経路、種類、数量その他の必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定は、公安委員会が第二条第四項に規定する変更の届出を受理した場合について準用する。

3 前条第二項の指示をした公安委員会は、当該指示に係る運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたるときは、当該他の公安委員会に当該指示の内容を速やかに通知しなければならない。

（運搬に関する検査）

第五条 法第十八条の二第八項の規定による検査は、第二条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により交付された届出書の内容に従つて（第三条第二項の規定により指示書が交付されたときは、その内容に従つて）運搬されているかどうかについて行うものとする。

（報告徴収）

第六条 法第四十二条第一項の規定により公安委員会が法第十八条の二第五項に規定する届出をした使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し報告をさせることができる事項は、工場又は事業所の外における運搬の状況及び当該運搬に関し人の障害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況とする。

附 則

この府令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令第一条の規定及び第二条の規定による改正後の放射

性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令第一条の規定は、平成三年二月一日以後に行われる核燃料物質等及び放射性同位元素等の運搬に係る届出について適用し、同日前に行われる核燃料物質等の運搬に係る届出及び運搬証明書並びに放射性同位元素等の運搬に係る届出については、なお従前の例による。

3 この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記様式第1 (第2条関係)

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令(警察庁関係)

※整理番号	
※受理年月日	

放射性同位元素等運搬届出書

〇〇公安委員会 殿

年 月 日

使用者等の区分(注1)

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

連絡担当者 電話番号

運 搬 日 時	年 月 日	時 分	時 分	時 分
発 送 地(注2)				
到 着 地(注2)				
輸送物	種類及び個数			
	放射性同位元素等の名称、数量及び重量			
委託者又は受託者の氏名(法人にあつては、その名称)及び住所(注3)				
運搬同行責任者氏名				
知識及び経験を有する者を同行する場合は、その氏名				
運搬経路(注4)				
駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻				
放射性同位元素等積載車両及び運転者	自動車登録番号	最大積重量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
積 載 方 法(注5)				
確 認 等 の 有 無(注6)	科学技術庁長官			
	運 輸 大 臣			
携行資器材の名称及び個数				
運 搬 要 領(注7)				
警察機関への連絡要領				
応 急 措 置 要 領				

- 注 1 使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。
 2 工場又は事業所の名称も併記すること。
 3 届出者が使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者であり、かつ、自ら運搬する場合は、記載しないこと。
 4 路線名、主要な経由地点、通過予定時刻及び車両、船舶、鉄道等の運搬手段の別を記載すること。
 5 輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
 6 法第18条の2第2項の科学技術庁長官又は運輸大臣の確認の有無、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の5第7号ただし書又は第8号ただし書に規定する承認(BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物に係るものに限る。)の有無及び同規則第18条の12又は放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条第1項若しくは第2項の特別措置の承認の有無について記載すること。
 7 車両の速度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講ずる見張人の配置等安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車両間距離を記載した図面を添付すること。
- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2 (第2条関係)

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令(警察庁関係)

放射性同位元素等運搬変更届出書

年 月 日

〇〇公安委員会 殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令第2条第4項の規定により、
年 月 日付けで届け出た放射性同位元素等の運搬について、次のとおり
変更したので届け出ます。

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3 (第3条関係)

放射性同位元素等運搬指示書

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第6項の規定
により、別記1の放射性同位元素等の運搬について、別記2のとおり指示する。

別記1

整 理 番 号	
届 出 年 月 日	
運 搬 予 定 年 月 日	

別記2

指 示 事 項	
---------	--

表 放射性同位元素等の運搬に関する法令の概要

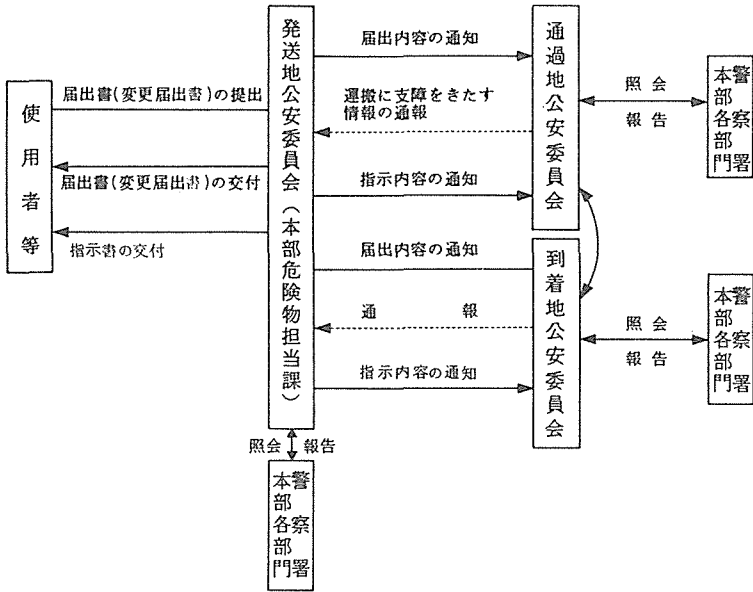
昭和 56 年 5 月 27 日
警察庁保安部公害課

法 律	政 令	総 理 府 令
放射性同位元素等の運搬の届出（第 18 条の 2 第 5 項）	○ 届け出なければならない場合を定める。（第 17 条の 2 で準用する第 17 条） 放射線障害防止のための措置が特に必要な総理府令で定める放射性同位元素等	○ 届出を要する放射性同位元素等を定める（第 1 条） 科学技術庁長官の定める量を超える放射能を有する放射性同位元素等 ○ 届出の手続について定める。（第 2 条） 届出書、変更届出書（別記様式第 1、第 2） ○ 公安委員会の通知について定める。（第 4 条）
公安委員会の指示（第 18 条の 2 第 6 項） 日時、経路その他総理府令で定める事項		○ 指示事項について定める。（第 3 条） 速度、伴走車の配置、駐車場所、見張人の配置、届出書等の携行、経験者の同行その他交通事故、盗取等の防止上の必要事項 ○ 指示の手続について定める。（第 4 条） 指示書（別記様式第 3）
使用者等の遵守義務（第 18 条の 2 第 7 項）		
運搬に関する検査（第 18 条の 2 第 8 項）（注）		○ 検査の方法について定める。（第 5 条） 届出書、指示書の内容に従って運搬されているかどうかについて行う。
報告徴収（第 42 条第 1 項）		○ 報告事項を定める。（第 6 条） 1 事業所外運搬の状況 2 事業所外運搬に関し、人の障害が発生し又は発生するおそれのある事故の状況
立入検査（第 43 条の 2）		
経過措置	○ 届出の規定は法の施行の日から 60 日を経過する日（7 月 16 日）までに行われる運搬について適用しない。（附則第 4 条）	

（注） 法第 18 条の 2 第 8 項の規定は、放射性同位元素等を運搬する車両に対する警察官の停止権、検査権、措置命令権を定めている。

○ 運搬届出関係（法第18条の2、府令第2、3、4条）

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

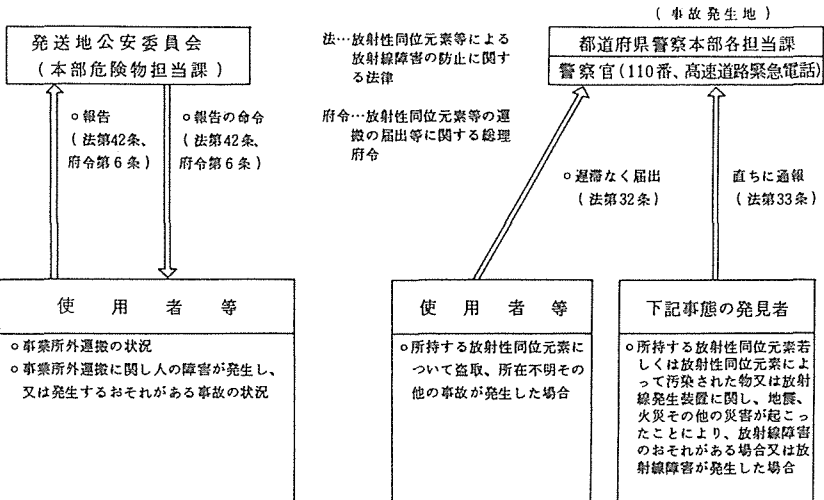


○ 報告徴収関係

（法第42条、府令第6条）

○ 事故発生時等の措置関係

（法第32、33条第2項）



○放射性同位元素等運搬届出書の記載例（別記様式第1（第2条関係））

※整理番号	
※受理年月日	

放射性同位元素等運搬届出書

平成 年 月 日

〇〇県公安委員会 殿

使用者等の区分（注1）

運搬を委託された者

住所 東京都港区××〇丁目〇番〇号

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

〇〇〇運輸株式会社

代表取締役 〇〇〇 印

連絡担当者 〇〇〇〇 電話番号 03-000-0000

運 搬 日 時	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで			
発 送 地（注2）	東京都文京区〇〇〇 〇〇〇〇協会			
到 達 地（注2）	大阪府吹田市〇〇〇 〇〇〇〇病院			
輸 送 物	種 類 及 び 個 数 B U型輸送物 1個			
	放射性同位元素等の 名称、数量及び重量 コバルト-60 50TBq 20.0g			
委託者又は受託者の氏名 （法人にあつては、その名称及び住所） （注3）	大阪府吹田市〇〇〇 〇〇〇〇病院 院長 〇 〇 〇 〇			
運搬同行責任者氏名	〇 〇 〇 〇			
知識及び経験を有する者を同行 する場合は、その氏名	〇 〇 〇 〇 第2種放射線取扱主任者			
運 搬 経 路（注4）	別紙記載のとおり。			
駐車、積卸し及び一時保管の予 定場所並びにその予定時刻	別紙記載のとおり。積卸しは行わない。			
放射性同位元素等積載車両及び 運転者	自 動 車 登 録 番 号	最 大 積 載 重 量	積 載 重 量 及 び 輸 送 物 個 数	運 転 者 氏 名
	品 11 あ 12-34	11t	1,800kg 1個	〇 〇 〇 〇
積 載 方 法（注5）	トラックには、輸送物1個を積載し、ワイヤロープで固定し、輸送物上部にシートをかける。			
確 認 等 の 有 無（注6）	科 学 技 術 庁 長 官			
	運 輸 大 臣			
携行資器材の名称及び個数	別紙記載のとおり。			
運 搬 要 領（注7）	別紙記載のとおり。			
警 察 機 関 へ の 連 絡 要 領	別紙記載のとおり。			
応 急 措 置 要 領	別紙記載のとおり。			

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

別記記載については核燃料物質等運搬届出書を参照

○放射性同位元素等運搬指示書例〔別記様式第2（第3条関係）〕

放射性同位元素等運搬指示書

第 1 号

平成 年 月 日

○○運輸株式会社

代表取締役 ○○○○ 殿

○○県公安委員会 願

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第6項の規定により、別記1の放射性同位元素等の運搬について、別記2のとおり指示する。

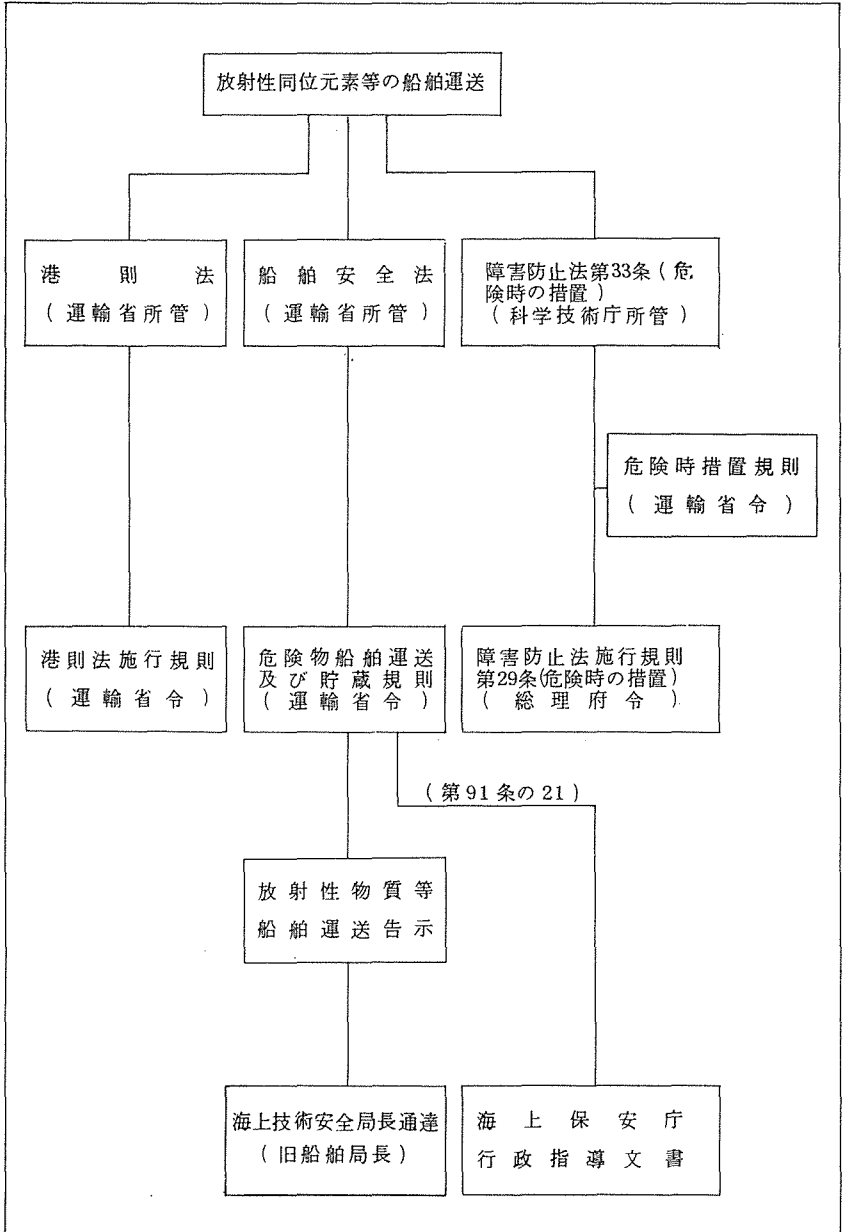
別記1

整 理 番 号	1
届 出 年 月 日	平成 年 月 日
運 搬 予 定 年 月 日	平成 年 月 日

別記2

指 示 事 項	知識及び経験を有する者を同行させて運行させること。 この指示書及び先に交付した届出書を携帯すること。
---------	---

図 放射性同位元素等の船舶運送関係法令と体系



○船舶安全法（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○危険物船舶運送規則（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○危険物船舶運送告示

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○運輸省海上技術安全局長通達

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○海上保安庁行政指導文書（その一）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○海上保安庁行政指導文書（その二）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○港則法（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○港則法施行規則（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

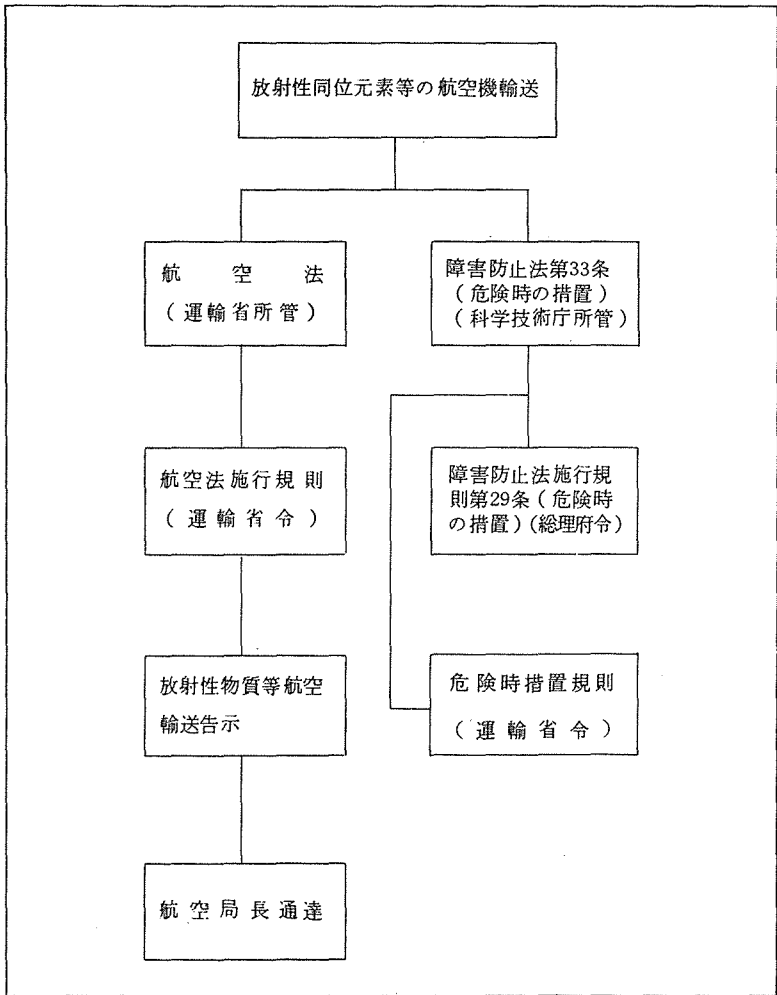
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

図 放射性同位元素等の航空機輸送関係法令と体系



○航空法（抄）

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○航空法施行規則（抄）

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○放射性物質等航空輸送告示

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○運輸省航空局長通達

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

航空法（抄）

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等の事業所外運搬に係わる危険時における措置に関する規則

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

III

関連法令及び定義等

○薬事法（抄）

〔昭和三十五年八月十日〕
〔法律 第四百四十五号〕

最終改正 平成二年六月十九日法律第三十三号

（目的）

第一条 この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に關する事項を規制し、もつてこれらの品質、有効性及び安全性を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「医薬品」とは、次の各号に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、器具器械（歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。）でないもの（医薬部外品を除く。）

三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

（薬局開設者の遵守事項）

第九条の二 厚生大臣は、厚生省令で、薬局における医薬品の試験検査の実施方法、薬局の管理者の義務の遂行のための配慮事項そ

の他薬局の業務に關し薬局開設者が遵守すべき事項を定めることができる。

（準用）

第十六条 医薬品の製造業者については、第九条の二の規定を準用する。

○放射性医薬品の製造及び取扱規則（抄）

〔昭和三十六年二月一日〕
厚生省令第四号

最終改正 平成元年三月二四日厚生省令第一二号

（定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 放射性医薬品 放射線（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を放出する医薬品であつて、別表第一に掲げるもの
- 二 放射性物質 放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物
- 三 管理区域 外部放射線の放射線量が厚生大臣が定める許容線量をこえ、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度が厚生大臣が定める許容濃度をこえ、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が厚生大臣が定める許容表面密度をこえるおそれのある場所
- 四 放射線作業従事者 放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物の取扱ひ、管理又はこれに附随する業務に従事する者であつて、管理区域に常時立ち入るもの
- 五 管理区域随時立入者 管理区域に業務上立ち入る者（一時的

に立ち入る者を除く。）であつて、放射線作業従事者以外のもの
六、七、八（略）

（製造業者の遵守すべき事項）

第二条 製造業者は、作業を行なうにあつて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 6 製造業者は、放射性物質の運搬を行なうにあつて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、放射性物質を作業所等の中において運搬する場合及び放射性物質を運搬する時間がきわめて短く、かつ、放射線障害の発生するおそれがない場合には、この限りでない。
 - 一 運搬は、容器に入れて行なうこと。この場合において、容器の外にある空気を汚染するおそれのある放射性物質については、気密な構造の容器に入れ、液体状の放射性物質については、こぼれにくい構造であり、かつ、浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。
 - 二 容器の大きさは、外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。
 - 三 容器は、容易に、かつ、安全に取り扱ふことができること。
 - 四 容器は、運搬中に通常予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。
 - 五 容器は、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。
- 六 容器（容器をこん包する場合には、そのこん包。第八号及び

第九号において同じ。の表面には、放射性物質の種類及び数量を明示すること。

七 液体状又は固体状の放射性物質等を入れた容器で、事故によりき裂、破損等が生ずるおそれのあるものは、吸収材その他放射性物質等による汚染のひろがり防止することができる材料で包むこと。

八 容器の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率が厚生大臣が定める線量当量率を超えないこと。ただし、郵送する場合には、容器の表面における線量当量率が厚生大臣が定める線量当量率を超えないこと。

九 容器の表面の放射性物質の密度が厚生大臣が定める密度を超えないこと。

十 その他運搬中の放射線障害の発生を防止するための措置を講ずること。

十一 運搬の年月日、方法並びに荷受人又は荷送人に関する事項を記録し、これを五年間保存すること。

○郵便法（抄）

〔昭和二十二年十二月十二日
法律第百六十五号〕

最終改正 平成五年十一月十二日法律第八十九号

（この法律の目的）

第一条 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

（郵便禁制品）

第十四条 左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で郵政大臣の指定するもの。

二 毒薬、劇薬、毒物及び劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）

三 生きた病源体及び生きた病源体含有し、又は生きた病源体が附着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）

四 法令に基き移動又は頒布を禁止された物
（省令による差出の禁止）

第十五条 郵政大臣は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、省

令で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。

(1) 昭和二十二年逓信省告示第三百八十号

の文字を表示して差し出すものを除く。

○昭和二十二年通信省告示第三百八十四号
(郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物) (抄)

[昭和二十二年十二月二十九日]
通信省告示第三百八十四号]

最終改正 平成二年十二月二十一日郵政省告示第七五九号

郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物は左の通りとし、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

昭和十三年四月通信省告示第九百八十一号は、昭和二十二年十二月三十一日限りこれを廃止する。

九 放射性物質

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第二条第一号ホに規定する放射性物質等(昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号(船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示)第四条に規定するもの(同条第一号及び第二号に規定するもの)については、放射能の量が、当該各号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各表の下欄に掲げる量の十分の一を超えないものに限る。)であつて、同令第八十九条の規定に適合するように容器に収納し、又は包装し、かつ、郵便物の表面に「放射性」又は「RADIOACTIVE」

昭和二十二年通信省告示第三百八十四号(郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物) (抄)

放射性物質を包有する書状をあてることができる国等

○ 放射性物質を包有する書状を
あてることができる国等

〔昭和五十六年十一月六日〕
〔郵政省告示第八百六十六号〕

最終改正 平成六年五月十三日郵政省告示第二七七号

国際郵便規則（昭和三十四年郵政省令第三号）第六十九条の二に
基づき、放射性物質を包有する書状をあてることができる国等を、
次のとおり告示する。

昭和五十六年郵政省告示第八六六号は、放射性物質を包有する書
状をあてることができる国等を定める等の件）は、平成五年五月十
二日限り廃止する。

（以下略）

○原子力基本法（抄）

〔昭和三十年十二月十九日
法律 第八十六号〕

改正 昭和四十二年七月二〇日法律第七二号
同 五三年七月五日同 第八六号

（目的）

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

（定義）

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

一 「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。

二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定める

ものをいう。

三 「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。

四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。

五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

（核原料物質の管理）

第十条 核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲受及び精練は、別に法律で定めるところにより、政府の指定する者に限つてこれを行わしめるものとする。

（核燃料物質に関する規制）

第十二条 核燃料物質を生産し、輸入し、輸出し、所有し、所持し、譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

（核燃料物質の譲渡命令）

第十三条 政府は、前条に規定する規制を行う場合において、別に法律で定めるところにより、核燃料物質を所有し、又は所持する者に対し、譲渡先及び価格を指示してこれを譲渡すべきことを命ずることができる。

（放射線による障害の防止措置）

第二十条 放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測

定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。

附 則

この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

- | | | |
|-----|-------------|-----|
| (1) | 核燃料物質等の定義政令 | 第一条 |
| (2) | 〃 | 第二条 |
| (3) | 〃 | 第三条 |
| (4) | 〃 | 第四条 |

○核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（抄）

〔昭和三十一年十一月二十一日
政令 第三百二十五号〕

最終改正 昭和六三年三月二十九日政令第六二号

内閣は、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（核燃料物質）

第一条 原子力基本法第三条第二号の核燃料物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物
- 二 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物
- 三 トリウム及びその化合物
- 四 前三号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- 五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物
- 六 プルトニウム及びその化合物
- 七 ウラン二三三及びその化合物

八 前三号の物質の一又は二以上を含む物質

（核原料物質）

第二条 原子力基本法第三条第三号の核原料物質は、ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものとする。

（原子炉）

第三条 原子力基本法第三条第四号ただし書の政令で定めるものは、原子核分裂の連鎖反応を制御することができ、かつ、その反応の平衡状態を中性子源を用いることなく持続することができ、又は持続するおそれのある装置以外のものとする。

（放射線）

第四条 原子力基本法第三条第五号の放射線は、次に掲げる電磁波又は粒子線とする。

- 一 アルファ線、重陽子線、陽子線その他の重荷電粒子線及びベータ線
- 二 中性子線
- 三 ガンマ線及び特性エックス線（軌動電子捕獲に伴って発生する特性エックス線に限る。）
- 四 百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線及びエックス線

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日〕
法律第百六十六号〕

最終改正 平成八年六月十四日法律第八十号

（定義）

第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

6 この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

8 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

9 この法律において「国際規制物資」とは、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束（以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

10 物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。
前項の国際規制物資は、内閣総理大臣が告示する。

（略）

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日
法律第百六十七号〕

最終改正 平成八年六月十四日法律第八十号

（定義）

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令⁽¹⁾で定めるものをいう。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

- (1) 障害防止法施行令第一条
(2) 障害防止法施行令第二条

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）

〔昭和三十五年九月三十日〕
政令第二百五十九号

最終改正 平成八年七月十日政令第二百十五号

（放射性同位元素）

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が科学技術庁長官が定める数量及び濃度⁽¹⁾をこえるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質
- 二 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品

三 薬事法第二条第四項に規定する医療用具で、科学技術庁長官が厚生大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの。

四 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十九条第一項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別の表示を附された鉱工業品又は放射線障害の防止に関してこれと同等に安全と認められる鉱工業品であつて、科学技術庁長官が指定するものに用いられている自発光性の塗料

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）

（放射性同位元素装備機器）

第一条の二

法第二条第三項に規定する政令で定める放射性同位元素装備機器は、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（ニッケル六三を装備しているものに限る。第十七条の四において同じ。）とする。

（放射線発生装置）

第二条 法第二条第四項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置（その表面から十センチメートル離れた位置における最大放射線量率が科学技術庁長官が定める放射線量率以下であるものを除く。）とする。

- 一 サイクロトロン
- 二 シンクロトロン
- 三 シンクロサイクロトロン
- 四 直線加速装置
- 五 ベータトロン
- 六 ファン・デ・グラーフ型加速装置
- 七 コッククロフト・ワルトン型加速装置
- 八 その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で、放射線障害の防止のため必要と認めて科学技術庁長官が指定⁽³⁾するもの。

- (1) 放射線を放出する同位元素等の数量を定める件第一条
- (2) 放射線を放出する同位元素等の数量を定める件第一条の二

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）

(3) 荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置として指定する件（昭和三十九年科学技術庁告示第四号）

変圧器型加速装置、マイクロトロン及びプラズマ発生装置

（重水素とトリチウムとの核反応における臨界プラズマ条件を達成する能力をもつ装置であつて、専ら重水素と重水素との核反応を行うもの）

○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

〔昭和三十五年九月三十日
科学技术庁告示第二十二号〕

最終改正 昭和六三年五月十八日科学技术庁告示第六号

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、昭和三十三年科学技术庁告示第四号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の全部を改正するこの告示を次のように定め、昭和六十四年四月一日から適用する。

（放射線を放出する同位元素の数量及び濃度）

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条に規定する放射線を放出する同位元素の数量及び濃度は、数量については次の各号に掲げるとおりとし、濃度については七十四ベクレル毎グラムとする。ただし、自然に賦存する放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で固体状のものに係る濃度については、三百七十ベクレル毎グラムとする。

一 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであつた放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

て、その種類が一種類のものについては、次の表の上欄に掲げる種類に応じて、それぞれ下表の下欄に掲げる数量

二 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであつて、その種類が二種類以上のものについては、次の表の上欄に掲げる種類の放射線を放出する同位元素のそれぞれの数量の下表の下欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量

三 放射線を放出する同位元素で密封されたものについては、三、七メガベクレル

種 類	数 量
ストロンチウム九十及びアルファ線を放出する同位元素（以下「第一群」という。） 物理的半減期が三十日を超える放射線を放出する同位元素（水素三、ベリリウム七、炭素十四、いおう三十五、鉄五十五、鉄五十九及びストロンチウム九十並びにアルファ線を放出するものを除く。以下「第二群」という。）	三・七キロボクレル 三十七キロボクレル
物理的半減期が三十日以下の放射線を放出する同位元素（ふっ素十八、クロム五十一、ゲルマニウム七十一及びタリウム二百一並びにアルファ線を放出するものを除く。）	三百七十キロボクレル

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

鉄五十九（以下「第三群」という。） 水素三、ベリリウム七、炭素十四、ふっ素 十八、クロム五十一、ゲルマニウム七十一 及びタリウム二百一（以下「第四群」とい う。）	三・七メガベク レル
---	---------------

四 放射線を放出する同位元素で時計その他の機器又は装置以外
 の物に密封されたもの（放電管、煙感知器その他の機器又は装
 置に装備されたものを除く。）であつて、それらの集合したも
 のについては、その集合したものと三・七メガベクレル
 （放射性発生装置に係る線量当量率）

第二条 令第二条各号列記以外の部分に規定する線量当量率は、一
 センチメートル線量当量率について六百ナノシーベルト毎時とす
 る。

放射性物質等の輸送法令集（1997年度版）

定 価 7,200円（本体 6,990円）

平成7年（1995年）2月1日（第1版 第1刷）発行

平成8年（1996年）1月30日（第2版 第1刷）発行

平成9年（1997年）1月20日（第3版 第1刷）発行

監 修 科学技術庁原子力安全局 核 燃 料 規 制 課
" " 核燃料物質輸送対策室
" " 放 射 線 安 全 課
運 輸 省 運 輸 政 策 局 技 術 安 全 課
警 察 庁 生 活 安 全 局 生 活 環 境 課
" " 警 備 局 警 備 課

編 集 日本原子力産業会議 ©1997

発 行 〒105 東京都港区新橋1-1-13

東新ビル

電 話 （03）3508-2411（代）

印 刷 廣 濟 堂 印 刷 ㈱

放射線の量等の単位及び換算表

(IAEA-TRS-218)

	SI 単位 名称<記号>	旧単位名<記号>
放射能	s^{-1} ベクレル <Bq>	キュリー <Ci>
照射線量	$C \cdot kg^{-1}$ なし	レントゲン <R>
吸収線量	$J \cdot kg^{-1}$ グレイ <Gy>	ラド <rad>
線量等量	$J \cdot kg^{-1}$ シーベルト <Sv>	レム <rem>

放射能 : $1 \text{ Bq} = 1 \text{ s}^{-1}$
 : $1 \text{ Ci} = 3.7 \times 10^{10} \text{ s}^{-1}$

照射線量 : $(C \cdot kg^{-1})$
 : $1 \text{ R} = 2.58 \times 10^{-4} \text{ C} \cdot kg^{-1}$

キュリー <Ci>	ベクレル <Bq>	ベクレル <Bq>	キュリー <Ci>
MCi	PBq	PBq	kCi
kCi	TBq	TBq	Ci
Ci	GBq	GBq	mCi
mCi	MBq	MBq	μ Ci
μ Ci	kBq	kBq	nCi
nCi	Bq	Bq	pCi
pCi	mBq	mBq	fCi
1	37	1	27. ⁰³
2	74	2	54
3	111	3	81
4	148	4	108
5	185	5	135
6	222	6	162
7	259	7	189
8	296	8	216
9	333	9	243
10	370	10	270

(例) $2(0)\text{mCi} = 74\ 809 \text{ MBq}$ $7\text{GBq} = 189\text{mCi}$

レントゲン <R>	$(C \cdot kg^{-1})$	$(C \cdot kg^{-1})$	レントゲン <R>
GR	$kC \cdot kg^{-1}$	$kC \cdot kg^{-1}$	MR
MR	$C \cdot kg^{-1}$	$C \cdot kg^{-1}$	kR
kR	$mC \cdot kg^{-1}$	$mC \cdot kg^{-1}$	R
R	$\mu C \cdot kg^{-1}$	$\mu C \cdot kg^{-1}$	mR
mR	$nC \cdot kg^{-1}$	$nC \cdot kg^{-1}$	μ R
μ R	$pC \cdot kg^{-1}$	$pC \cdot kg^{-1}$	nR
nR	$fC \cdot kg^{-1}$	$fC \cdot kg^{-1}$	pR
1	258	1	3.87^{50}
2	516	2	7.752
3	774	3	11.628
4	1032	4	15.504
5	1290	5	19.380
6	1548	6	23.256
7	1806	7	27.132
8	2064	8	31.008
9	2322	9	34.884
10	2580	10	38.759

吸収線量 : $1 \text{ Gy} = 1 \text{ J} \cdot kg^{-1}$
 : $1 \text{ rad} = 100 \text{ erg} \cdot g^{-1}$

線量当量 : $H(Sv) = D(Gy) \cdot Q \cdot N$
 : $H(\text{rem}) = D(\text{rad}) \cdot Q \cdot N$

ラド <rad>	グレイ <Gy>	グレイ <Gy>	ラド <rad>
Grad	10 MGy	MGy	100 Mrad
Mrad	10 kGy	kGy	100 krad
krad	10 Gy	Gy	100 rad
rad	10 mGy	mGy	100 mrad
brad	10 μ Gy	μ Gy	100 μ rad
μ rad	10 nGy	nGy	100 nrad
nrاد	10 pGy	pGy	100 prad
prad	10 fGy	fGy	100 frad

レム <rem>	シーベルト <Sv>	シーベルト <Sv>	レム <rem>
Grem	10 MSv	MSv	100 Mrem
Mrem	10 kSv	kSv	100 krem
krem	10 Sv	Sv	100 rem
rem	10 mSv	mSv	100 mrem
mrem	10 μ Sv	μ Sv	100 μ rem
μ rem	10 nSv	nSv	100 nrem
nrem	10 pSv	pSv	100 prem
prem	10 fSv	fSv	100 frem

単位の接頭記号

10^{-18}	10^{-15}	10^{-12}	10^{-9}	10^{-6}	10^{-3}	10^0	10^3	10^6	10^9	10^{12}	10^{15}
a	f	p	n	μ	m		k	M	G	T	P
atto	femto	pico	nano	micro	mili		kilo	mega	giga	tera	peta

日本原字
力産集會
議藏書印



定価7,200円(本体6,990円)